

# 千葉商大論叢

第58巻 第2号

2020年11月

## 論 説

- バブル経済崩壊以後の不良債権問題期における金融検査の改革  
 ..... 齊 藤 壽 彦 ( 1 )
- 恐怖体験共有の知覚が消費者のブランド態度や行動に与える影響  
 —COVID-19 への恐怖による快楽的サービスブランドに対する親和欲求に着目して—  
 ..... 安 藤 和 代 ( 63 )
- 機械学習を利用した注意機構を持つ回帰モデルによる影響度分析  
 ..... 内 海 幸 久 ( 81 )
- 社会交換変換論Ⅶ  
 —幹マーケティング論の展望— ..... 長谷川 博 ( 95 )
- エシカル商品の購買意図におよぼす動画と関与の影響  
 —オンライン・ショッピングを題材に— ..... 増 田 明 子 ( 123 )
- オーストラリアのキャピタルゲイン税制と暗号資産（仮想通貨）課税  
 ..... 泉 絢 也 ( 141 )
- 経営システムにおけるワーク・ライフ・バランスの論理構造 ..... 奥 寺 葵 ( 165 )
- 大学と地域の連携活動をめぐる現状と行政の役割に関する一考察  
 —岐阜県中津川市「域学連携事業」を事例として— ..... 小 口 広 太 ( 181 )
- ブランドによって喚起される自己概念の内容  
 —テキストマイニングを用いた比較分析— ..... 櫻 井 聡 ( 197 )
- 多系的歴史理論における社会変動の概念系の試論  
 —人間存在および空間における矛盾的自己同一の観点から— ... 瀧 元 哲 ( 221 )
- 管理会計の現代的概念に関する考察  
 —インフォーマル・コントロールの位置づけに着目して— ..... 森 浩 気 ( 241 )
- 医療における AI と法的問題 ..... 樋 笠 知 恵 ( 255 )
- スルガ銀行不正融資事件の事例研究 ( I ) ..... 樋 口 晴 彦 ( 273 )

千葉商科大学国府台学会

(通巻189号)

## 執筆者紹介

齊藤 壽彦	金融論	千葉商科大学	名誉教授
安藤 和代	マーケティング	サービス創造学部	教授
内海 幸久	知能情報学	商経学部	教授
長谷川 博	マーケティング	商経学部	教授
増田 明子	マーケティング	人間社会学部	教授
泉 絢也	租税法	商経学部	准教授
奥寺 葵	経営学	商経学部	准教授
小口 広太	地域社会学	人間社会学部	専任講師
櫻井 聡	マーケティング	商経学部	専任講師
淵元 哲	社会経済学／政治経済学	政策情報学部	専任講師
森 浩気	会計学	商経学部	専任講師
樋笠 知恵	法学	国際教養学部	非常勤講師
樋口 晴彦	経営学 (経営倫理・リスク管理)	警察庁長官官房人事課 (警察大学校兼務)	人事総合研究官

〔論 説〕

バブル経済崩壊以後の不良債権問題期における  
金融検査の改革

齊 藤 壽 彦

目 次

はじめに

- I バブル崩壊以前の大蔵省の金融検査の概要
    - 1 戦後の大蔵省の金融検査略史
    - 2 検査権限, 検査機構, 検査プロセス
  - II バブル経済崩壊以後における大蔵省の金融検査改革
    - 1 金融不祥事, 不良債権問題の発生
    - 2 市場機能, 金融機関の自己責任重視の金融検査への要請
    - 3 当局指導型から金融機関自己管理型への金融検査の転換過程  
—金融機関自身の内部管理を重視する手法への金融検査方式への移行過程—
    - 4 早期是正措置の導入と金融機関の自己査定等へのチェック方式への金融検査方式の転換
  - III 金融監督庁, 金融再生委員会, 金融庁の設立と金融検査
    - 1 金融監督庁, 金融再生委員会, 金融庁の設立
    - 2 金融監督庁・金融庁のモニタリング (金融検査, オフサイト・モニタリング) 方式
  - IV 『金融検査マニュアル』の策定と金融機関経営の健全化, 金融システム・金融行政に対する信頼・信認の構築機能
    - 1 『金融検査マニュアル』(本冊)の策定過程
    - 2 『金融検査マニュアル』(本冊)の内容
    - 3 『金融検査マニュアル』(本冊)の機械的, 画一的運用回避方針と策定当初の実際の運用との乖離
    - 4 『金融検査マニュアル別冊 [中小企業融資編]』の策定
    - 5 『金融検査マニュアル』の金融機関経営健全化, 金融システム・金融行政に対する信頼・信認の構築機能
  - V 『金融検査マニュアル』の策定と中小企業金融の円滑化
    - 1 戦後の経済復興期～安定成長期の中小企業金融円滑化行政と金融検査マニュアル
    - 2 低成長経済への移行後の中小企業金融円滑化行政と『金融検査マニュアル』
  - VI 『金融検査マニュアル』の問題点, 限界
    - 1 『金融検査マニュアル』の内容上の問題点, 限界
    - 2 『金融検査マニュアル』の運用上の問題点
- むすび

## はじめに

地域金融機関の事業性評価融資が近年推進されるようになった背景として、バブル経済崩壊以後の金融監督機関の『金融検査マニュアル』重視の金融検査が、地域金融機関の、担保・保証に依存した、取引先の財務の健全性重視の融資をもたらしていたということが指摘されている。金融庁は、『金融検査マニュアル』には問題があったということを経年認めるようになり、これを2019年12月で廃止するに至っている。金融庁は、現在、『金融検査マニュアル』廃止後の融資に関する検査考査の考え方と進め方について検討している<sup>(1)</sup>。

だが地域金融機関の事業性評価軽視の融資の背景には、金融機関の業務構造の変化によって規定された地域金融機関の事業性評価能力の低下という事態があった。これについては齊藤壽彦[2019]で明らかにした。『金融検査マニュアル』が事業性評価融資低迷をもたらしたとは直ちに言えない。検査行政が銀行経営健全化および金融円滑化の役割を果たしてきたことも確かであり、その役割を無視することはできない。

それでは金融監督機関の金融検査が事業性評価融資低迷にどこまで責任があったのであろうか。本研究ではこのような視点から金融検査について考察したい。

金融機関、広義の銀行は、営利や経営の安全性・健全性の確保という目的だけでなく、預金者保護（銀行経営の健全性の維持の一環）、公序良俗の維持・国民経済に寄与するための適正な信用供与・社会貢献という公共性を有している。金融行政は、「企業・経済の持続的成長と安定的な資産形成等による国民の厚生増大」という究極的な目標を達成するためには、①金融システムの安定と金融仲介機能の発揮の両立、②利用者保護と利用者利便の両立、③市場の公正性・透明性と市場の活力の両立を目指している<sup>(2)</sup>。これらの目的を達成するために金融検査が求められる。

金融機関の財務、経営の健全性を確認し、その維持を図ることは金融機関自体だけでなく金融監督機関にとっても重要な任務となっていた。これは預金者保護、金融システムの安定と決済システムの維持（信用秩序の維持）を図るといふ公共目的を果たすために必要なことであった。また中小企業金融の円滑化を図ることは国民経済の健全な発展を図るといふ公共目的に寄与するものであった。

金融機関の公共性を十分に発揮するために、金融監督機関によって金融制度の枠組みの決定、法に基づく金融機関への立入調査である金融検査（オンサイト・モニタリング）、立入検査を伴わない情報収集・整理に基づく金融機関調査であるオフサイト・モニタリング（監督の一環としての監視）、金融検査、オフサイト・モニタリングに基づく行政的処置（監督行政の一環）などが行われている。金融検査は、預金者保護、信用秩序の維持、適正な信用供与などという公共目的を達成するための重要手段の一つとして実施されているのである。

このような金融検査の日本における展開についてはすでに大江清一[2011]などによって研究がなされている<sup>(3)</sup>。だがバブル経済崩壊以後については日本の金融検査に関する本格的な研究は少ない。本論文では、バブル経済崩壊以後の不良債権問題期の銀行に対する金融監督機関の金融検査行政の背景、内容、評価について、金融検査に大きな影響を与えた金融監督行政と関連づけながら、総合的に考察する。

金融検査はさまざまの変遷を遂げているのであって、金融検査は金融環境の変化に応じ

てその内容の変化をとらえなければならない。本論文では、バブル経済崩壊以降の金融検査の研究の第一段階として、不良債権問題を生じさせる大きな原因となったバブル経済崩壊の開始期（1991年3月）から不良債権問題が収束するまで（2005年、ペイオフ全面解禁、主要行の不良債権比率半減目標達成）の時期までの不良債権問題期の日本の金融検査について詳しく検討したい。

『金融検査マニュアル』が登場する前後のこの時期の金融検査については、私はすでに齊藤壽彦 [1996]、同 [2001] 等でかなり詳しく論じているが、現時点から見ると、これらには不十分な点が認められる。本論文では『金融検査マニュアル』の策定をはじめとする不良債権問題期の金融検査の改革がなぜ実施されたのかということ进行を明らかにするために、その時代背景を明らかにする。また、この時期の金融検査の改革がいかに行われたのかという改革の過程やその内容、その特徴を解明する。この時期に金融検査にどのような変化があったかを明らかにするために、それ以前とそれ以後に金融検査がどのように行われていたかを略述する。さらにこの期の『金融検査マニュアル』に基づく金融検査の意義や問題点についての政策評価も行う。本論文は主として史的考察であるが、この政策評価のために、現在行われているこれに関する議論を参考にする。

## I バブル崩壊以前の大蔵省の金融検査の概要

### 1 戦後の大蔵省の金融検査略史

最初に、バブル崩壊以前の大蔵省の金融検査について概観しておきたい。明治以降太平洋戦争終結に至るまでの金融検査の変遷については、金融検査研究会編 [1988] 6-16 ページ、金融検査研究会編 [1991] 7-17 ページ、齊藤壽彦 [1996] 104-105 ページ、大江清一 [2011] 47-437 ページ等を参照されたい。

戦後の占領期には、GHQ の指示のもとに大蔵省の金融検査が実施されるようになった。新検査方式は、アメリカの金融検査機関である財務省通貨監督庁、連邦準備銀行、連邦預金保険公社の3機関の検査方式を参考として樹立された。戦後の我が国の金融検査の方法にはアメリカ式の検査方法の原則、すなわち、①徹底した実証主義および臨店主義、②科学的検査基準の確立による統一的検査、③検査とこれに基づく行政上の指示（狭義の監督行政）との分離、④法律の遵守という原則が大きく取り入れられたのである。

1951年に次のような内容の新検査方式が採用されることとなった。①検査の目的として、金融機関の「安全性」のみならず、「公共的機能の発揮」を掲げ、法令の遵守、適正な業務運営の確保もこれに含ませる。②資産の分類方式はアメリカ主義を採用する。③検査報告書様式を定式化する。④検査と監督行政（狭義）を徹底する。⑤検査報告の写しは相手銀行に対して交付する。このような新検査方式が定着し、その後の高度成長期における金融検査の基盤が確立したのである<sup>(4)</sup>。

その後、1960年6月の金融制度調査会の答申を受けて、金融機関検査の充実強化が図られた<sup>(5)</sup>。金融自由化・国際化が進展すると、これに伴うリスクに対応した検査事項の拡充が図られている。すなわち、①自己資本の充実度およびその充実方策、②資産の質、③経営管理、④収益管理、⑤流動性の実態把握に、より重点をおいた検査が行われることとなったのである<sup>(6)</sup>。

## 2 検査権限, 検査機構, 検査プロセス

次に大蔵省所管時代の金融検査の方式について略述する。

銀行法, 信用金庫法等の国による金融機関の規則, 監督を定める法規は, 普通銀行などの銀行や信用金庫は, 金融再生委員会が設立される以前においては, 大蔵大臣の一般監督権と検査権に服さなければならないと定めていた<sup>(7)</sup>。銀行法 25 条は大蔵大臣の普通銀行に対する立入検査権を, 第 26 条は業務停止権を, 第 27 条は免許取消権を規定していた。

大蔵省内には金融を管轄する部門として銀行局, 国際金融局, 証券局という行政部局があり, これら 3 局が政策立案, 指導監督, 行政処分を行っていた, これら 3 局内に検査担当部門が置かれていた<sup>(8)</sup>。金融検査は, 本省銀行局検査部が金融検査官を通じて行うことを原則としていた。

金融検査は地方財務局長 (財務支局長を含む) に委任することも行われていた<sup>(9)</sup>。信用金庫の金融検査は財務局が担当した。

1992 年 7 月 20 日から大蔵大臣官房金融検査部が金融行政担当三局から独立して検査 (金融検査・為替検査・財務の健全性に関わる証券検査) および示達を行うようになった。また証券に関しては, 証券取引等監視委員会が同日に新設されて, 同委員会が取引の公正性に関わる証券検査と犯則事件の調査と司法当局への告発を行うようになった<sup>(10)</sup>。これに伴い, 「金融検査官」は「金融証券検査官」と名称が変更された<sup>(11)</sup>。

信用組合に対する検査については, 「中小企業等協同組合法」第 111 条により, 組合の地域が 2 つ以上の都道府県にまたがるものは大蔵省が, 1 都道府県の範囲内に限られるものについては都道府県が実施することとなっていた。また「協同組合による金融事業に関する法律」第 7 条により, 都道府県知事が要請しかつ大蔵省が必要であると認める場合は大蔵省財務局が担当することとなっていた。

大蔵省は, 普通銀行や信用金庫などに対して金融検査 (立入検査) を行った。大蔵省時代の金融検査は, 1998 年 4 月以前においては, 抜打ち方式で行われていた。(予告検査が例外的にとられることもあった)。このプロセスは次の様なものであった。①検査計画の策定, ②金融検査官への検査命令, ③検査の事前準備, ④主要着眼点の決定, ⑤主要着眼点の決定, ⑥検査の着手と現物検査, ⑦資料の作成依頼, ⑧支店実地検査, ⑨資産の査定, ⑩本検査 (金融機関の担当者や役員からのヒアリング等), ⑪講評, ⑫検査報告書の作成と示達, ⑬事後の指導と検査結果の金融行政への反映<sup>(12)</sup>。

大蔵省は, 監督行政の一環として, 立入検査を伴わない, 財務諸表分析などを通ずる監視 (オフサイト・モニタリング) をも行った。大蔵省は, 金融検査やオフサイト・モニタリングの結果を金融機関に対する行政処分等の行政処置に活用した。

## II バブル経済崩壊以後における大蔵省の金融検査改革

### 1 金融不祥事, 不良債権問題の発生

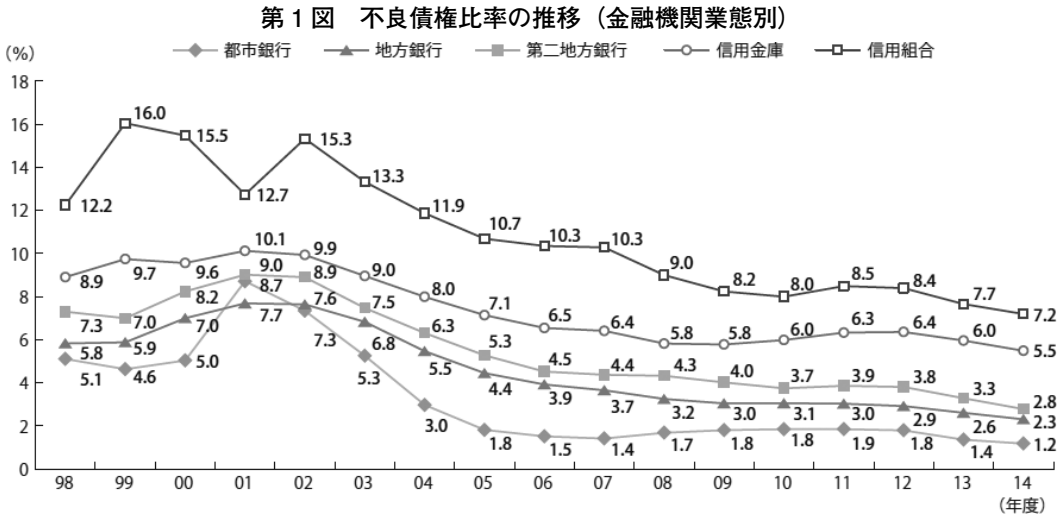
1980 年代後半, 1990 年代初めに我が国はバブル経済に陥った。バブル期以降金融不祥事 (金融犯罪, 金融スキャンダル) が相次いだ。すなわち, ①銀行関係会社や銀行員の脱税, ②経営者が業務上横領罪, 特別背任在で起訴された不動産会社への巨額融資, ③暴力団関係者への融資, ④株価操縦に関係した融資, ⑤銀行員の出資法違反, ⑥銀行員の預金

証書、質権設定証書などの有印私文書偽造・同行使、詐欺などが発覚した<sup>(13)</sup>。

不動産への融資が1990年に規制されると、1991年に地価は下がりはじめ、担保となった不動産価格も下落し始めた。1991～1993年にバブル経済が崩壊し、金融機関の不良債権問題が深刻化することとなった。我が国経済は安定成長から低成長経済に移行した。

バブル経済崩壊当初は、1991年に小規模金融機関の破綻が相次いだものの、債権回収は大きな問題とはなっていない。1994年以降、金融機関の経営破綻が相次いだ。1994年に東京協和信用組合、安全信用組合が破綻し、バブル崩壊後の金融システム不安が顕在化し、1995年に住宅金融専門会社の破綻問題で銀行の不良債権問題が表面化した。1996年に住宅専門金融機関7社が破綻した。1997年には北海道拓殖銀行、1998年には日本長期信用銀行（10月）、日本債券信用銀行（12月）が破綻し、1997～1998年に我が国は金融危機に陥った。その後も、景気低迷などもあり、金融不安は続いた<sup>(14)</sup>。

第1図に見られるように、金融機関の不良債権比率は1998年から2002年にかけて高い比率を示している。不良債権問題が収束したのは2005年になってからのことである。



（出所）『中小企業白書』2016年版、304ページ。

不良債権には様々のとらえ方がある。自己査定における「第Ⅰ分類」及び「要管理先以外の要注意先」を除く債権資産、金融再生法開示債権における「正常債権」を除く債権（破産更生債権およびこれらに準ずる債権、危険債権、要管理債権）、金融システム改革の一環としての銀行法等の改正に基づくリスク管理債権（破綻先債権、延滞債権、3か月以上延滞債権、貸出条件緩和債権）がある<sup>(15)</sup>。

不良債権問題の深刻化に対処するためには金融機関の財務の健全性を確保する必要がある。とりわけ自己査定に基づく引当・償却金の算定に対応した自己資本の確保が必要となる。これを的確に行うために『金融検査マニュアル』という統一基準が求められることとなるのである。

## 2 市場機能、金融機関の自己責任原則重視の金融検査への要請

前述のように1990年代に我が国で銀行破綻が一般化した。この最も直接的な原因として、バブル経済の崩壊がもたらした深刻な不良債権問題を挙げることができる。この不良債権問題の発生と金融破綻には、80年代に低成長・資金余剰と大企業の銀行離れによる金融環境の悪化を背景とする融資拡大志向やハイリスク融資の拡大という銀行の融資姿勢、マクロ経済の低迷、発生した不良債権を認識し処理することの遅れなどの要因があったのである<sup>(16)</sup>。

不良債権問題の深刻化の背景には、第1に、金融環境の変化があった。これには、①情報処理・通信技術の飛躍的進歩とそれに支えられた金融技術革新、②金融取引の国際化・グローバル化と市場の強化、③信用秩序維持政策（ブルーデンス政策）の一環をなす競争制限的規制の有効性の喪失、金融自由化の進展、④日本経済の成長率低下と資金余剰型経済への移行の進行とがあった<sup>(17)</sup>。

第2に、銀行業のリスク管理における経営規律の欠如が大きな問題であった。銀行役員の実務能力とモラルの低下、銀行のリスク管理が不十分であり、ことにバブル期に業容拡大、収益至上主義が採用され、このもとで審査機能が麻痺して放漫な貸出が行われた。監査制度が十分に機能しなかった。金融不祥事もこのような状況のもとで発生した<sup>(18)</sup>。

金融機関の経営規律の欠如の要因として、①資金不足型経済から資金余剰型経済への移行とこの環境変化に対する認識不足、②金融自由化の進展に対する自己責任原則に基づく銀行の経営の自己管理の強化という対応の欠如、③規律付けメカニズムの整備の遅れ、すなわち、デイスロージャー制度を前提とする市場規律（株主・債権者・預金者等による銀行の選別という市場機能の活用ないし銀行経営のチェック）の立ち遅れ、資産査定・償却引当ルールの不明確や、問題を孕んだ財務諸表などの事後的財務データに基づいた当局による金融検査・監督の限界を指摘する指摘することができる<sup>(19)</sup>。

第3に、多額の不良債権が発生したのは大蔵省の金融機関に対する検査・監督が不十分であったからでもある<sup>(20)</sup>。金融検査では金融不祥事を防止できなかった。1996年12月の大蔵大臣談話の中では「バブル経済期において、異常な金融の量的膨張を金融機能の発展と錯覚し、金融機関が必要なリスク管理を怠る一方、行政当局においても事前のチェック機能を果たせなかったことは十分に反省しなければならない」と述べられている。1996年当時、金融機関にどれだけの不良債権があるか、当局は十分把握できていなかった。バブル崩壊から金融危機が発生するに至る期間において不良債権問題に対する金融監督機関の認識は極めて低かった<sup>(21)</sup>。

バブル経済期以降の大蔵省の金融検査には機構上の問題点が存在していた。まず第1に、検査官が不足していた。特に、400人程度の大蔵省の検査要員では全国に370もあった信用組合について、都道府県知事の要請を受けて大蔵省が検査を引き受ける余裕がなかった。第2に、金融自由化、国際化、金融技術革新が進み、金融機関が直面するリスクが多様化、複雑化したのに、これに対応する金融実務の習得が検査官になされていなかった。リスクの多様化、複雑化に対応した新しい検査手法の確立が求められていた<sup>(22)</sup>。第3に、金融検査の結果が金融行政に有効に活用されていなかった。金融検査部が問題点を掴んでも、銀行局は金融機関経営改善要求、処分の先送りを行ったのである<sup>(23)</sup>。

このような状況の下で、金融監督機関が従来手法で金融機関の経営の健全化を図るこ



とは困難となった。銀行の経営の健全化を維持するためには、上からの当局金融検査の強化という手法ではなく、市場機能・市場規律、金融機関の自己責任原則重視による銀行自身のリスク管理が1990年代以降、強く求められるようになったのである。金融検査は、市場機能、銀行の内部管理を前提とした、リスクの事後的チェックをするものに改めることが要請されたのである。

このような金融検査方式の転換はバーゼル銀行監督委員会の自己資本比率規制（バーゼルⅠ）によって要請されたものでもあった。

### 3 当局指導型から金融機関自己管理型への金融検査の転換過程

#### ——金融機関自身の内部管理を重視する手法への金融検査方式の移行過程——

大蔵省の金融検査方式は、1987年度からは、従来の検査手法を踏襲しつつ、アメリカが1978年以来採用してきたCAMEL検査手法を導入した。CAMELとは、資本の充実度（Capital）、資産の健全性（Asset）、経営管理（Management）、収益力（Earnings）、流動性（Liquidity）の各項目ごとに金融機関の経営状況を把握し、さらにそれらを総合的に勘案して、金融機関の健全性を評価するものである<sup>(24)</sup>。

日本の金融自由化は1984年の大蔵省が発表した「金融の自由化および円の国際化についての現状と展望」を画期として本格化したが、これによるリスクの増大に対する対応として自己資本の充実の重要性を大蔵省は認識するようになった<sup>(25)</sup>。米・英においても、1980年代には自己資本比率規制の国際的統一を図ることへの要求が高まった。国際金融業務の急速な拡大、オフバランス取引等新金融商品の登場に伴い銀行の経営環境が激変する中であって、銀行の健全性確保、世界的な金融システムの安定性・信用秩序維持の必要性がとみに高まった。同時に米・英民間銀行サイドで、主として邦銀を意識して競争条件の平等を求めるようになった<sup>(26)</sup>。

1988年のバーゼルⅠの合意成立以降は特に自己資本比率規制に着目した銀行規制が我が国でも重視されるようになった。

金融不祥事や不良債権問題に直面して、大蔵省はバブル経済崩壊以後に金融検査・監督の改善を図った。同省は、大和銀行事件の反省に伴い、1995年12月26日に「今後の金融検査・監督等のあり方と具体的改善策について」と題する報告書をまとめた<sup>(27)</sup>。これは、金融の自由化、国際化に伴って金融機関が直面するリスクが非常に多様化・複雑化しているなかで一連の中小金融機関の経営破綻、銀行の海外拠点の不祥事が生じたことは我が国の金融機関のリスク態勢および海外の業務体制が不十分であることを示していると考えられたためであった。また、監督当局の監督検査を通じた事前の経営チェックが十分に機能せず、銀行の内部管理の実態を的確に把握できていなかったからでもあった<sup>(28)</sup>。

同報告書は、金融機関の経営の安定のため、個々の金融機関が自己責任原則の下でリスク管理能力を高めることを促すとともに、監督当局においては「業務規制の緩和」に対応した「監督・検査の充実」を図ることを課題とした。特に、金融行政を、これまでの保護的規制行政から市場によるチェック機能を一層活用する行政へ大胆に転換することを求めた。その上で、市場規律を補完するものとして、監督当局は、金融機関自身によるリスク管理・内部管理体制の徹底を求めるとともに、その整備状況を検査・モニタリングなどを通じて把握し、できる限り裁量を排除した透明性の高い形で、的確な措置を講じていくこ

とが必要であるとした。

このような視点に立って金融監督行政を行っていくための中核的手法として早期是正措置の導入を提唱した。この制度が適切に機能するためには、金融機関自らの資産内容的確な把握、監督当局の検査・モニタリングの整備が不可欠の前提であるとされたのである。

このような認識の下に、同上報告書は次の様な措置を講ずることを提案した。第1は、金融機関のリスク管理態勢・内部管理体制の充実である（① 内部検査の充実、② 外部の専門家による業務監査の実施、③ 内部監査担当者および法令遵守担当者の設置等）。第2は、金融行政手法の抜本的見直しである（① 早期是正措置の導入および外部監査の活用、② 金融機関における不祥事件の取扱いの適正化）。第3は、国内および海外拠点を通ずる金融検査の見直しである（① 早期是正措置の導入に伴う、自己資本の充実度等の正確な把握のために必要な、金融機関による自己査定及び外部監査の活用を前提とした新しい金融検査方法の確立、② リスク管理・内部管理等に関する検査内容の充実、すなわち、前述のCAMEL検査に加え、金融機関のリスク管理（Risk management）・内部管理（Operations）・および諸規制の遵守（Compliance）の状況について、管理態勢を整備し、内部検査を行うことを前提として、その状況について当局がモニタリングを行うとともに、機動的・重点的な検査を行うROC検査の実施、③ 海外拠点に対する検査の充実）、第4は、外国監督当局との一層の緊密な情報交換の促進である<sup>(29)</sup>。

このように、金融行政は、市場によるチェック機能を一層活用する行政への転換が必要であると考えられるようになり、金融機関における自己責任原則の徹底と市場規律を基軸とした透明性の高い行政の実施という2つの原則に基づいた金融行政が行われることとなったのである<sup>(30)</sup>。

上記の提言に基づき、1996年6月28日に大蔵省銀行局は銀行の検査を強化するために業務運用のあり方を定めた基本通達（「普通銀行の業務運営に関する基本事項等について」と題する1982年4月に出された通達）の改正を金融機関に通達した。この改正点は大きく分けて7つあったが、その内容は前年末に出された上記報告書の内容をほぼ忠実に沿ったものであった<sup>(31)</sup>。

この通達に呼応する形で、大蔵大臣官房金融部は1996年6月28日に「市場リスク管理態勢のチェックリスト」と「海外拠点検査のチェックリスト」を各金融機関に提示した。これらのチェックリストは1995年以来、検査官が立入検査において実際に試行的に使用してきたものを整備したものであった。本来金融証券検査官のためにリスク管理態勢の際の着眼点及び評価のメルクマールとして策定したチェックリストを各金融機関に通知したのは、金融機関自身がこれを内部検査等に活用することによりリスク管理・内部管理態勢の整備・充実させることを期待し、その拡充を促すためであった。「市場リスク管理態勢のチェックリスト」のチェック項目は、①リスク管理の基本方針、②経営陣の認識および役割、③リスク管理のための組織・体制、④各種リスクの管理、⑤諸規則の遵守、⑥その他からなっていた<sup>(32)</sup>。

1997年3月5日、大蔵大臣官房金融検査部は、1998年度の早期是正措置導入後の資産査定に関するガイドライン「早期是正措置導入後の金融検査における資産査定について」を発出した。これは金融機関が自己査定等を実施していることを前提とした金融検査にあたっての金融証券検査官向けの実務マニュアルであると同時に、自己査定の態勢整備を進

める金融機関の参考に供するものであった<sup>(33)</sup>。

我が国の金融環境は、自由化の進展、利用者ニーズの多様化・高度化、金融技術の革新、国際化の進展等により大きく変化した。これに金融検査・監督行政が的確に対応していくためには、自己責任原則の徹底と市場規律を基軸に、明確なルールを前提とした透明性の高い行政に転換することが必要不可欠となったのである<sup>(34)</sup>。

大蔵省は、1998年3月31日付で「新しい金融検査に関する基本事項について」（蔵検第140号）を通達した。これは同年4月からの新検査方式導入を財務局長、金融証券検査官等に通達したものであった。新検査方式は、事後の実態把握を主眼としていた。この中で、自己責任原則、ルールの遵守状況、リスク管理態勢などの概念が明記されていた。

金融監督庁の1999年8月刊行の『金融監督庁の1年』は、「金融監督庁は、明確なルールに基づく透明かつ公正な金融行政を確立することを基本としている。このような観点から、金融機関の監督については、金融機関の経営に市場規律と自己責任の原則を徹底させ、市場の信認を得ていくことが重要であると考えている」と述べている<sup>(35)</sup>。

厳しい大蔵省時代の検査を改め、金融機関の自己責任原則に基づく金融機関自身の内部管理を重視するこの考え方は2005年7月1日の金融庁の「金融検査に関する基本指針について」に受け継がれ、その後の金融庁の金融検査を規定することとなったのである。この意味では、裁量行政・護送船団行政、事前承認行政から「ルール先行事後フォロー」行政、金融行政の転換を示すものとして、1998年3月の通達の意義は大きい。IT化、国際化、専門化が進んだ銀行業務は、自己責任原則に基づく金融機関自身の内部管理重視を行うことによってしか管理、統制はできないと金融当局は考えたのである<sup>(36)</sup>。

このように金融検査は監督機関による事前的信用秩序維持方式から金融機関の内部管理を重視し、これを事後チェックする方式に転換することとなったのであり、金融監督機関は金融リスク管理の補完的役割に徹することが明確となったのである。

#### 4 早期是正措置の導入と金融機関の自己査定等へのチェック方式への金融検査方式の転換

##### (1) 早期是正措置の導入の背景—バーゼルⅠの成立および不良債権問題の深刻化—

###### ① バーゼルⅠの成立と日本への導入

###### バーゼルⅠの成立

金融検査の金融機関自己管理を重視した方式への転換に大きな役割を果たしたのは早期是正措置の導入であった。この導入の背景は以下のようなものであった。

1975年にG10諸国の中央銀行総裁会議によってスイスのバーゼルにバーゼル銀行監督委員会に設立された。同委員会は、銀行監督などの国際的な協力を協議する場であって、主要国（現在は日本を含む27の国・地域）の中央銀行と銀行監督当局の代表などから構成されている。同委員会の合意をバーゼル合意と呼ぶ。同委員会が決められているのはガイドライン（指針）であって、これには法的な拘束力、強制力はないが、多くの国ではこれを指針として銀行の活動を規制しているので、この合意をバーゼル規制とも呼ぶ。バーゼル合意（バーゼル規制）は国際的に活動する銀行の自己資本比率や流動性比率等に関する国際統一基準のことである。バーゼル合意では、銀行業務の健全な運営を保つことを目的として、銀行の自己資本比率を8%以上とすることが決められている。

同委員会は1988年に、国際的な銀行システムの健全性の強化と、国際業務に携わる銀

行間の競争上の不平等の軽減を目的として、銀行の自己資本比率の測定方法や、自己資本比率の達成すべき最低基準（8%以上）を定めた。この合意をバーゼルⅠという<sup>(37)</sup>。

金融のグローバル化に対応して日本も銀行監督の国際的協調を図る必要に迫られたのであった。

### バーゼルⅠの日本への導入

日本においては戦後、金融機関の最終的な信頼は金融制度・金融行政によって確保されていたが、1980年代後半以降、規制金利、専門制・分業制、参入・退出規制を特色とする金融制度（いわゆる護送船団方式）は大きく変わり、従来の制度・行政による金融機関の信頼性の補完機能は期待できなくなった。金融の自由化・国際化の進展の下でリスクが増大するという状況のもとで、金融制度調査会答申「金融自由化の進展とその環境整備」（1985年6月）において、「資産・負債の規模の拡大は、当該金融機関のリスク負担能力と均衡のとれた形で行うことが必要である旨指摘され、19865月、いわゆる「経営諸比率指導」の一環として新たな自己資本比率の基準を設定した指導が行われていた。日本は国内の環境変化からもバーゼル合意を受け入れることとなったのである<sup>(38)</sup>。

我が国では、当初、バーゼル合意を、行政指導の形で国内規制化していた<sup>(39)</sup>。

1992年度から自己資本比率規制は明確な法的根拠を持つようになり、バーゼルⅠが本格的に適用された<sup>(40)</sup>。1996年6月には金融機関健全性確保法が成立し、これに基づき銀行に対する業務改善命令を定めた銀行法第26条が改正され、早期是正措置の根拠規定が置かれたのである<sup>(41)</sup>。

我が国では、銀行業務の健全な運営を保つことを目的として、自己資本に関し、海外営業拠点を持つ銀行に対しては国際統一基準の採用が、海外営業拠点を持たない銀行に対しては国内基準の採用が求められた。国際統一基準行が達成すべき自己資本比率は8%以上、国内基準行が達成すべき自己資本比率は4%以上とされた<sup>(42)</sup>。

1998年4月から金融機関に対する早期是正措置が導入された。これにより、自己資本比率規制の効力がいっそう高まったのである。

### 自己資本比率の算定

自己資本比率は自己資本額をリスク・アセット額（リスク加重資産）で割って算定された。この際、比率算定の際に分子となる自己資本の額は、株主資本という基本的項目（Tier 1）に劣後債、有価証券含み益等の補完的項目（Tier 2）を加えたものから控除項目を引いて算出された。分母となるリスク・アセット額は、当初は信用リスクにさらされた額（融資先や保有する有価証券の発行体の支払い不履行のリスク）しか含まれていなかった<sup>(43)</sup>。1997年に市場リスク規制が導入された。日本では1998年1月からこの規制が導入された<sup>(44)</sup>。

なお、国内基準行については、リスク・アセット額は当初総資産とされていたが、1998年3月期決算以降は、バーゼル規制にならってリスク加重資産とされた<sup>(45)</sup>。

自己資本比率という客観的な基準の算定のためには、その前提として、分子である自己資本、分子であるリスク・アセットを算定する必要がある、その前提として財務上の資産査定と正確化、償却・引当算定の適正化を図ることが求められた。償却・引当基準の実施が銀行の自己資本に及ぼす影響については、佐藤隆文 [2003] 230 - 234 ページを参照さ

りたい。その財源をどこに求めるか（期間利益、有価証券売却益、準備金の取崩し）によって自己資本の額に差違がでてくる<sup>(46)</sup>。

## ② 不良債権問題に対する対策の本格化

1997～1998年に金融システム不安が深刻化した。その後も不良債権問題が深刻な問題となっていた。このような環境変化に伴い、不良債権処理対策が本格化し、1998年以降、金融監督行政が強化されることとなった<sup>(47)</sup>。

1998年2月に金融機能安定化法が成立し（公的資金による資本増強、10月に金融再生法の成立にともなって廃止）、同年4月に早期是正措置が導入された。同年10月に金融機能再生緊急措置法（金融再生法、破綻処理制度、金融機関の破綻処理の原則を定めたもの）、金融機能早期健全化法（公的資金増強）、が施行され、1998年から99年にかけて、①預金全額保護のための公的資金投入、②大手銀行に対する公的資本の投入、③銀行の一時国有化（日本長期信用銀行、日本債権信用銀行）、④公的資本による健全銀行からの不良債権購入などが相次いで決定された<sup>(48)</sup>。

だが全般的な景気低迷が続くなか、不良債権問題はなかなか収束しなかった。

早期是正措置の導入は、不良債権問題に対する対策としての金融監督政策、金融行政の本格化の一環としてなされたものでもあったのである。

### (2) 早期是正措置導入の趣旨

バーゼル自己資本比率規制は日本も導入したが、それは自己資本比率基準未達成がそのまま銀行法に基づく処分と結びつくものではなかった。

早期是正措置は、金融機関の経営の健全性を確保するために、自己資本比率という客観的な基準を用い、当該比率が一定の水準を下回った場合、あらかじめ定めた是正措置命令を発動するものである。自己資本比率に則って、業務改善命令などの措置を厳格にするものである<sup>(49)</sup>。

銀行の自己査定に基づいて算出された自己資本比率が基準を下回った金融機関（自己資本比率が国際基準は8%未満、国内基準は4%未満）に対して、監督当局が業務改善を求めるもの（業務改善命令や業務の一部または全部の停止を命令）であり、金融機関の破綻を早期に防ぎ、銀行経営の健全化を図ることを目的としていた。

早期是正措置制度は、金融機関が、企業会計原則等に基づき、自らの責任において適切な償却・引当を行うことにより、資産内容の実態をできる限り客観的に反映した財務諸表を作成することを前提としたものであった。その際、金融機関が行う資産の自己査定が、金融機関が適正な償却・引当を行う準備作業として重要な役割を果たすこととなったのである<sup>(50)</sup>。

この制度の導入にあたっては、検査・監督に際して、検査・監督の効率性の確保、金融機関の自己責任原則の観点から、金融機関の自己査定を基本とし、監査人による外部監査の活用を図ることとした<sup>(51)</sup>。

早期是正措置は、金融機関自らの責任において算出された自己資本比率を前提とするものであり、その正確な算出のためには金融機関の正確な自己査定に基づく償却・引当の適切性が求められ、これらを確認することが金融検査の重要な役割となったのである。

### (3) 統一基準に基づく資産の自己査定

1997、1998年以降、金融機関の資産の査定の明確化が図られるようになった。これは自己資本比率の算定のためにも必要なことであった。

資産の査定方式にはまず第1に自己査定があった。

1996年6月に成立した「金融機関健全性確保法」によって早期是正措置制度が導入されることとなった。これに伴い、従来銀行の資金査定を当局に依存していた銀行は自ら資産査定をしなければならなくなり、そのための基準を明らかにするために大蔵省金融検査部は1997年3月5日に資産査定についての通達を發した。これは、金融機関の自己査定の基準を示したもので、各金融機関の自己査定基準は適度に統一が確保されていることが望ましいとの観点に立ち、各金融証券検査官がマニュアルにより検査を統一的に行い得るように作成したものである。金融機関が行う自己査定が共通の基本的考え方に基づいて行われるようにするための態勢整備のための参考となるよう、関係金融団体を通じて各金融機関に公表したものであった<sup>(52)</sup>。その中の「資産査定について」という部分は、金融検査に際して、金融機関の資産の状況を検査官がチェックする際に使用する「資産査定マニュアル」と位置付けられた。中川隆進大蔵省大臣官房金融検査部長が述べているように、これによって「自己査定基準の適度の統一性の確保」を図ることとなったのである<sup>(53)</sup>。

検査官用の資産査定マニュアルを文書の形で対外的に示したのは初めてのことであった。早期是正措置制度のもとでは、各金融機関が自ら自己査定基準をつくる必要があったが、それは適度に統一性が確保されていることが望ましいと金融検査部は考えた。上記通達は、各検査官がマニュアルにより統一的に検査を行うことにより、金融機関の資産査定についての共通の基本的考え方を確保することに資するものと大蔵省金融検査部によって位置づけられていたのである<sup>(54)</sup>。このチェックリストが後の自己査定の基礎となったのである。

資産査定とは、金融機関が保有する資産を個別に検討して、回収の危険性または価値の危険性の度合いに従って区分することである。上記通達は、資産査定における資産の4段階区分、貸出金・有価証券等の分類方法、債務者の5段階分類を提示していた<sup>(55)</sup>。金融機関の自己査定が、金融監督機関のガイドラインに従って進められることとなった。

上記通達を受けて、全国銀行協会はこの考え方を取りまとめた「『資産査定について』に関するQ & A」と題する文書を1997年3月に作成し、それを銀行の融資担当部長に充てて送付した。各金融機関の自己査定はこれに基づいて行われた<sup>(56)</sup>。自己査定とはいえ、それは金融検査当局の統一基準に基づくものであったのである。『金融検査マニュアル』策定後は、この統一基準を基礎とする自己査定が行われたのである。

早期是正措置の導入が統一基準による自己査定の導入を決定づけたのであって、『金融検査マニュアル』による自己査定はこれを踏襲するものであったのである。

自己査定は、早期是正措置発動の前提としての自己資本比率算定のために必要となる「適正な償却・引当を行うための準備作業」となることを目的としていた。自己査定は内部手続きであり、金融機関の間で比較することを前提としたものではなく、不良債権を開示することを目的としたものではない。

#### (4) 貸倒償却・貸倒引当の適正化

バブル経済崩壊後の不良債権問題に直面した際の償却・引当制度は、当時の大蔵省が実施していた資産査定および「不良債権償却証明制度」が基礎となっていた。「不良債権償却証明制度」は、大蔵省と国税庁との取決めにより、金融証券検査官が無税償却を認定する制度であった。この引当制度のもとでは、当局が資産査定の結果、回収不能または無価値として証明した債権等については、損失額が貸倒引当金として計上されるとともに、税務上も損金に認定されていた。当局が認定した損失額を超えて貸出を計上する、いわゆる有税償却については、いわゆる有税償却については、金融機関の自主性・裁量に任されていた<sup>(57)</sup>。1990年代半ば頃までの銀行の不良債権処理については、損失の発生が確実と見込まれるものについては損失処理（税務処理上経費として認められて「無税償却」に該当するものが多い）はほぼ適切に行われていたが、それ以外の債権に対する償却・引当（「有税償却」になるものが多い）については各銀行の判断に多くが委ねられていたから、必ずしも適切に処理されていたとはいえなかった<sup>(58)</sup>。

不良債権の無税償却に関しては、大蔵省の意向が作用する「不良債権償却証明制度」は1997年7月に廃止された<sup>(59)</sup>。不良債権償却証明制度がなくなれば、金融機関は国税庁から無税償却の了解を取りつつ不良債権償却を進めることとなる。だが新たに税効果会計が導入され、有税償却後に実際に損失が発生した場合に、納付した回収の見込みのある税金（繰延税金資産）の還付が期待できることとなり、無税償却と有税償却の決算上への影響の違いも事実上なくなり、無税償却に係る税務面でのチェックも事前から事後に大きく変更された。こうして金融機関が金融監督当局や税務当局のスタンスを口実に不良債権償却を遅らせる口実の余地はなくなっていった<sup>(60)</sup>。

不統一な償却・引当については、このような状況を改善し、償却・引当について各銀行がまず自らの自己査定によって状況を的確に把握し、これに基づいて適正な、統一的な枠組の構築が求められた。自己資本比率の算定の正確性を期するためにも統一的な枠組が必要であった。統一的な新しい償却・引当制度としては、不良債権償却証明制度を中心とした償却・引当から自己査定を中心とした適切な、統一的な償却・引当への転換がなされることとなったのである。

この準備過程として、銀行局長の私的研究会である「早期是正措置に関する検討会」は、1996年12月に「中間とりまとめ」を発表した<sup>(61)</sup>。同検討会は、我が国の金融行政が自己責任原則の徹底と市場規律に立脚した透明性の高い行政への転換が進められつつあり、早期是正措置が今後の新しい金融行政の中核的な手法となるものであるとしたうえで、早期是正措置の導入に当たっては、適正な償却・引当を行うことにより、資産内容の実態をできる限り客観的に反映した財務諸表を作成することが前提となる、各金融機関が行う資産の自己査定は、適正な償却・引当のための準備作業として重要な役割を果たす、この自己査定は、適度な統一性の確保という観点から、各金融機関においてできる限り共通の基本的考え方が確保されていることが望ましい。会計監査人においては、財務諸表についての深度ある監査を行うことが求められる、こうした一連の作業を経て作成された財務諸表が開示されることにより、金融機関経営の透明性の向上に資するとともに、市場規律による経営の自己規制効果が働くことになる、早期是正措置は市場規律を發揮させていくための補完的役割を果たすものである、と述べている。同「中間とりまとめ」は、日本公認会

計士協会が償却・引当についての明確な考え方を実務上の指針（ガイドライン）として示すことが望ましいとし、同報告書は、公認会計士協会の「貸倒償却及び貸倒金の計上基準」についての検討を踏まえて、金融機関の償却・引当の計上基準のガイドライン（債権区分に応じた計上）を提示した<sup>(62)</sup>。

日本公認会計士協会は、1997年4月15日に、金融機関の資産自己査定導入を前提とした監査ガイドラインを公表した。同協会の「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」と題する報告は、早期是正措置に伴って導入される自己査定制度の整備状況の妥当性および査定作業の査定基準への準拠性を確かめるための実務指針を示すとともに、貸倒償却および貸倒引当金の計上に関する監査上の取扱いを明らかにしたものであった。この中では、債権区分ごとの貸倒償却および貸倒引当金の計上に関する監査上の取扱いが示されている<sup>(63)</sup>。

早期是正措置の導入の準備として、金融機関の償却・引当基準の明確化、厳格化、統一化がこのような報告書を基に図られたのである<sup>(64)</sup>。この方式が『金融検査マニュアル』に取り入れられることとなるのである<sup>(65)</sup>。

『金融検査マニュアル』は国際的・国内的環境の変化という背景の下で展開された早期是正措置の導入に伴って策定されることとなったものであったのである。

## (5) 早期是正措置の発動基準と措置区分

### 1) 早期是正措置の発動基準

早期是正措置の発動基準となる「自己資本の充実の状況」については、国際的にも認められた「自己資本比率」という基準を用いることとした。これはリスクアセット額を分母とし、自己資本額（資本金等）を分子として産出するものであった。

リスクアセット額は、バーゼルⅠでは当初は信用リスクだけであったが、1997年末には市場リスク額（マーケット・リスク額）が追加された。市場リスク（金利、株価、為替、諸品価格の変動リスク）規制は日本では1998年3月期から導入された。国内基準行については、当初市場リスクを分母に参入しないことが認められていたが、後に、原則として、参入することとなった<sup>(66)</sup>。

バーゼルⅡ（我が国では2007年3月から全面実施）では、自己資本比率算定基準が変更されることとなる。

### 2) 早期是正措置の措置区分

早期是正措置の行政措置区分は、自己資本比率の状況に応じて定められた。当初は3段階であったが、1998年10月に成立した早期健全化法を受けて見直しが行われ、第1表に見られるように4段階となった<sup>(67)</sup>。

### 3) 早期是正措置の措置区分の改正

2002年12月の事務ガイドラインの改正で、早期是正措置に係る命令を受けた金融機関の自己資本比率改善までの期間が3年から1年へ短縮するなどの厳格化が行われた<sup>(68)</sup>。

その後、2013年から段階的に導入されるバーゼルⅢを踏まえて早期是正措置の措置区分に大きな変更が見られることとなる<sup>(69)</sup>。



第1表 早期是正措置の措置区分

	自己資本比率		措置の内容
	国際基準行	国内基準行	
第1区分	8%未満	4%未満	経営改善計画（原則として資本増強に係る措置を含む）の提出・実施命令
第2区分	4%未満	2%未満	資本増強に係る合理的と認められる計画の提出・実施，配当・役員賞与の禁止又は抑制，総資産の圧縮又は抑制等
第2区分の2	2%未満	1%未満	自己資本の充実，大幅な業務の縮小，合併又は銀行業の廃止等の措置のいずれかを選択した上当該選択に係る措置を実施
第3区分	0%未満	0%未満	業務の全部又は一部の停止命令

（出所）金融庁編「2003」99ページ。

### （6）早期是正措置の導入に伴う金融検査の事後的チェック方式への転換

早期是正措置の導入とともに、従来のきめ細かな事前指導を中心とする行政に即応した金融検査体制・手法が抜本的に転換することとなった。大蔵省金融検査部は1998年3月31日に「新しい金融検査に関する基本事項について」という通達を発し、金融をめぐる環境の変化に応じた金融検査の基本的なありかたとして、事後的実態把握を中核とする行政に転換することを明らかにした。

この通達の中で、内部管理体制の整備・機能と資産内容の自己査定、償却・引当ての適正さをチェックすることを検査の目的とし、監査人・公認会計士の活用、経営実態に応じた検査、日銀考査との連携、民間専門家の戸用、検査日の事前予告制などの新機軸が打ち出された。金融検査は、金融機関等の自己責任原則を前提とした実態把握と金融機関等に係るルール遵守状況等についての事後的な実態把握を重視するものとなったのである<sup>(70)</sup>。

新検査方式の基本的な考え方に関しては、まず第1に、検査による実態把握の主眼をどこに置くかということが課題となった。これには①金融機関等による自己査定の正確性や償却・引当ての適切性等について実態把握する「資産内容の健全性に係る検査」と、②ルール遵守体制やリスク管理体制について実態把握する「ルール順守状況、リスク管理状況に係る事後的確認検査」の2つが挙げられた。前者については、従来は、金融検査官が検査先の個々の資産内容を分類、査定することが基本となっていたが、早期是正措置制度採用以後は、金融機関がまず資産を査定し、それを監査法人が監視し、金融検査において、自己査定の正確性等のチェックを行う方式に転換した。検査官は金融機関自らが実施した自己査定で出した個別の債務者に関する資料を適宜取り出し、自己査定の正確性をチェックすることとなった。

金融検査が自己査定に基づくこととなったのははじめてのことであった<sup>(71)</sup>。

基本的な考え方の第2は、検査を的確かつ効率的に、効果的に実施するということであった。このために、公認会計士・監査役等の監査機能の活用、金融機関の経営実体に応じた検査頻度の繁簡の設定、日銀考査との連携、効率的・効果的な検査資料の徴求に努めることがあげられている。

基本的な考え方の第3は、検査の実効性の確保を図ることであった。

「基本的な考え方」に次いで、新検査方式に係る体制の整備・確立が挙げられている。さらに、新検査方式の要点が具体的に示された。このなかでは検査の予告制が採用されることとされた。

また銀行経営者に対する質問・応答が重要視されるようになってきている<sup>(72)</sup>。このようにして早期是正措置の導入にともなって、市場規律、自己責任原則を基軸とした事後チェック型金融検査が本格的になされるようになったのである。

とはいえ、主任検査監督機関が検査終了後速やかに、検査を通じ実態把握した事項、問題点を取りまとめた検査結果通知書を作成し、これが金融機関に交付されるとともにするとともに、大蔵大臣（財務局長等を含む）に提出され、このことが監督機関の金融機関に対する業務改善、業務一部停止等の命令、資産査定に規定された自己資本比率の水準いかんにより所要の早期是正措置が発動されることにつながっていた。

かくして、金融検査は、市場機能、金融機関の自己責任を重視する一方で、金融機関のたんなるリスク管理補完にとどまらない大きな役割を果たすものとなっていたのである。

#### (7) 早期是正措置の問題点

早期是正措置には問題点もあった。金融機関には、都市銀行、地方銀行、第二地方銀行という普通銀行や信用金庫、信用組合という協同組織金融機関など様々な金融機関がある。各金融機関にはそれぞれの役割、経営形態がある。それらに対して一律に自己資本比率規制という統一基準を適用しようとするれば、中小企業金融難、貸し絞りを発生させたり、中小企業金融機関の破綻を生じさせたりする恐れがある<sup>(73)</sup>。

統一基準の導入は特に『金融検査マニュアル』の策定に際して大きな問題を生じさせることともなるのである。

#### (8) 早期警戒制度

2002年10月の「金融再生プログラム」において、「早期警戒制度の活用」として「自己資本比率に表されない収益性や流動性、銀行経営の劣化をモニタリングするための監督する」こととされた。

これを受けて、早期是正措置の対象とはならない段階における金融機関であっても、その健全性の維持および一層の向上を図るため、段階的な経営改善への取組がなされる必要があるとの観点から、金融機関の早め早めの経営改善を促す仕組として同年12月に「早期警戒制度」を整備した<sup>(74)</sup>。

これは、収益性、信用リスク、市場リスクや資金繰りについて経営改善が必要と認められる金融機関に対して、原因および改善策等についてヒアリング等を行い、必要な場合には、銀行法24条等に基づき報告を求めることを通じて、必要な経営改善を促すこととしたものである。さらに、業務の改善を確実に実行させる必要があると認められる場合には、銀行法第26条等に基づき、業務改善命令を発出することとされた。

2002年12月の制度の導入時に設けられた収益改善措置、安定性改善措置、資金繰り改善措置の3つの措置に加え、2003年6月末から新たに「信用リスク改善措置」が追加された。これは特に大口与信の集中を抑制しようとするものであった<sup>(75)</sup>。

### Ⅲ 金融監督庁、金融再生委員会、金融庁の設立と金融検査

#### 1 金融監督庁、金融再生委員会、金融庁の設立

##### (1) 金融監督庁の設立

次に金融検査・監督の組織体制について述べておきたい。

住専問題や経営破綻した金融機関の処理をめぐって大蔵省批判が高まり、大蔵省を中心とした金融検査・監督組織体制が改められることとなった<sup>(76)</sup>。1997年6月に金融監督庁設置法が国会で成立し、金融監督庁が、国家行政組織法第3条第2項の規定に基づいて、1998年6月に総理府の外局として設立された。金融検査・監督行政が大蔵省から独立するに至った。金融監督庁が我が国における公的金融検査・監督の中核官庁となった。金融監督庁長官が内閣総理大臣の委任を受けて検査権限を行使するようになった。金融再生委員会が設立されると、金融監督庁は同委員会のもとに置かれた。

民間金融機関の検査・監督は金融監督庁が実施することとなった。だが全国に9つある大蔵省財務局は、経済の動向をよりよく把握し、分析しうる立場にあることから、金融監督庁の指揮監督の下に、大蔵省財務局が、引き続き信用金庫等の検査、監督の実施にあたった。

##### (2) 金融再生委員会の設立

前述のように金融システム不安の深刻化のもとで金融危機に対応した金融監督行政が採られることとなり、不良債権処理対策が本格化した。

1998年10月に「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(金融再生法)、金融機能早期健全化法(公的資金増強)が施行された。金融再生法は、経営が破綻した金融機関の処理方法などを定めた法律である。公的資金で経営破綻金融機関を一時国有化する特別公的管理や、政府が管財人を派遣して管理下に置くブリッジバンク方式などの処理方法が規定されていた。金融再生法などの法律に基づいて、1998年から99年にかけて、①預金全額保護のための公的資金投入、②大手銀行に対する公的資本の投入、③銀行の一時国有化(日本長期信用銀行、日本債券信用銀行)、④公的資本による健全銀行からの不良債権購入などが相次いで決定された<sup>(77)</sup>。

1998年10月制定の金融再生委員会設置法に基づき、同年12月に総理府の外局として金融再生委員会が設置された。金融再生委員会設置法に基づき、12月に総理府の外局として金融再生委員会が設置された。

金融再生委員会の所管事務は、①金融破綻処理制度および金融危機管理に関する調査、企画および立案、②金融整理管財人による管理、特別公的管理その他の金融機関の破綻処理等、③銀行等、銀行持株会社、信用金庫等の免許ならびにこれらの検査・監督、④信用組合等の検査・監督、⑤保険業者の免許、検査・監督、⑥証券業者の登録、検査・監督であった。

金融監督庁は金融再生委員会のもとに置かれた。金融機関の破綻処理、金融危機管理に関する企画立案、預金保険機構の監督等が金融再生委員会と大蔵省の共管事項となった。金融再生委員会設置後は、金融検査は金融再生委員会が所轄することとなり、同庁からの委任を受けて金融監督庁が金融検査・監督の実務を実施した。

### (3) 金融庁の設立

金融制度の企画立案にかかる事務は金融監督庁設置後も大蔵省に存置されていたが、2000年7月に、金融再生委員会に置かれていた金融監督庁と大蔵省金融企画局を統合して金融庁が設置された。これにより「財政と金融の分離」が達成された。金融庁は当初、金融再生委員会のもとにおかれることとなっていた。

大蔵省は2001年1月に、中央省庁等改革基本法により、財務省に改編改称された。同月に金融再生委員会が廃止された。中央省庁再編により、金融庁は改めて内閣府の外局として設置された。以後、金融庁が内閣総理大臣の委任を受けて検査権限を行使することとなった。

内閣府設置法第11条により、金融庁の所管する事項および金融の円滑化を図るための総合的な整備に関する事項については特命担当大臣（金融担当大臣）がこれらの事務を掌理することとなった。特命担当大臣は2003年9月に内閣府特命担当大臣（金融担当）と呼称が変更された。

金融庁が所掌する業務は、①民間金融機関等に関する免許、検査・監督、②国内金融制度および民間金融機関等の国際業務の企画・立案である。金融再生委員会が廃止されてからは金融庁が金融破綻処理および金融危機管理に関する企画・立案およびそれに関連する事務等を財務省と共管で行うこととなった。財務省が所掌するそれらの事務は、財政、国庫、通貨・外国為替等の観点からのものとされた。

銀行免許、金融検査・監督は銀行法（第4条、第4章、立入検査は4章中の第25条）に基づき、内閣総理大臣が所管していたが、その権限は金融庁長官に委任され（第59条）、金融庁が銀行を所管した。金融庁が委任を受けて、銀行に対する免許、検査・監督を実施した<sup>(78)</sup>。

地方銀行、第二地方銀行の一部については、金融検査は内閣総理大臣から委託を受けた金融庁長官がさらに財務局長に委任され、財務局が実施した。信用金庫は信用金庫法第4条により、内閣総理大臣が免許権を有していたが、内閣総理大臣の権限は同法第88条により金融庁長官に委任された。信用金庫法第89条により、銀行法が準用され、金融庁が信用金庫の検査・監督を所管した。金融庁が信用金庫を所管した。信用金庫法第88条に基づき、信用金庫検査は金融庁から委任を受けて財務局が実施した。

信用組合の検査は実質的に地方自治体（都道府県）に委ねられてきたが、2000年4月からは国の執行事務となった。信用組合は中小企業等共同組合法第111条に基づき内閣総理大臣が所管していたが、その権限は同条により金融庁長官に委任され、金融庁が信用組合を所管した。金融庁長官はさらにその権限を財務局長に委任し、財務局が信用組合に対して免許を与えるととともに金融検査を実施した。

このような大蔵省時代から転換した組織体制のもとで金融検査が行われることとなったのである。

## 2 金融監督庁・金融庁のモニタリング（金融検査、オフサイト・モニタリング）方式

### (1) 当局金融検査

#### 1) 金融検査方式

金融機関の状態を把握（調査）するためのモニタリングには金融検査とオフサイト・モニタリングとがあった。

金融監督庁、金融庁という監督当局の金融機関への金融検査は立入検査として行われた。金融監督庁、金融庁の金融検査は、大蔵省時代の検査方法に1998年以降の変化を加え、さらに金融検査マニュアルの策定を重視したものであった。それには大蔵省時代との違いがあった。立入検査の前には予告が行われることとなった。資産査定は検査官による査定から自己査定の検査に転換した。金融監督庁、金融庁の立入検査（オンサイト・モニタリング、金融検査）においては、米国監督当局の現地検査にみられる、効率的な検査方式であるトップ・ダウン・アプローチが採用された。金融監督庁、金融庁の現地検査においては、最初に本店検査が行われ、その後に支店検査が適宜実施されることとなった。トップの検査が重要化した。検査官と金融機関の側との間で議論の場が設けられた。「講評」の「示達」に変わり「検査結果通知書」で検査結果が通知されることとなった。

金融監督庁は、主要行に対して原則として1年に1回、地方銀行・第二地方銀行に対して1～2回、その他の業態については3年に1回、現地検査をすることを目標としていた。検査結果は当該銀行に伝えられるとともに、監督行政に活用された。

大蔵省検査において1987年度からCAMEL検査手法が採用されたが、金融監督庁、金融庁も資本の充実度、資産の健全性、経営管理、収益力、流動性という項目をみて金融機関の経営状況を把握し、さらにそれらを総合的に勘案し、金融機関の経営の健全性を評価するというこの方式を引き継いでいる<sup>(79)</sup>。

金融検査の実施手続き（基本的な流れ）は第2図の通りである。

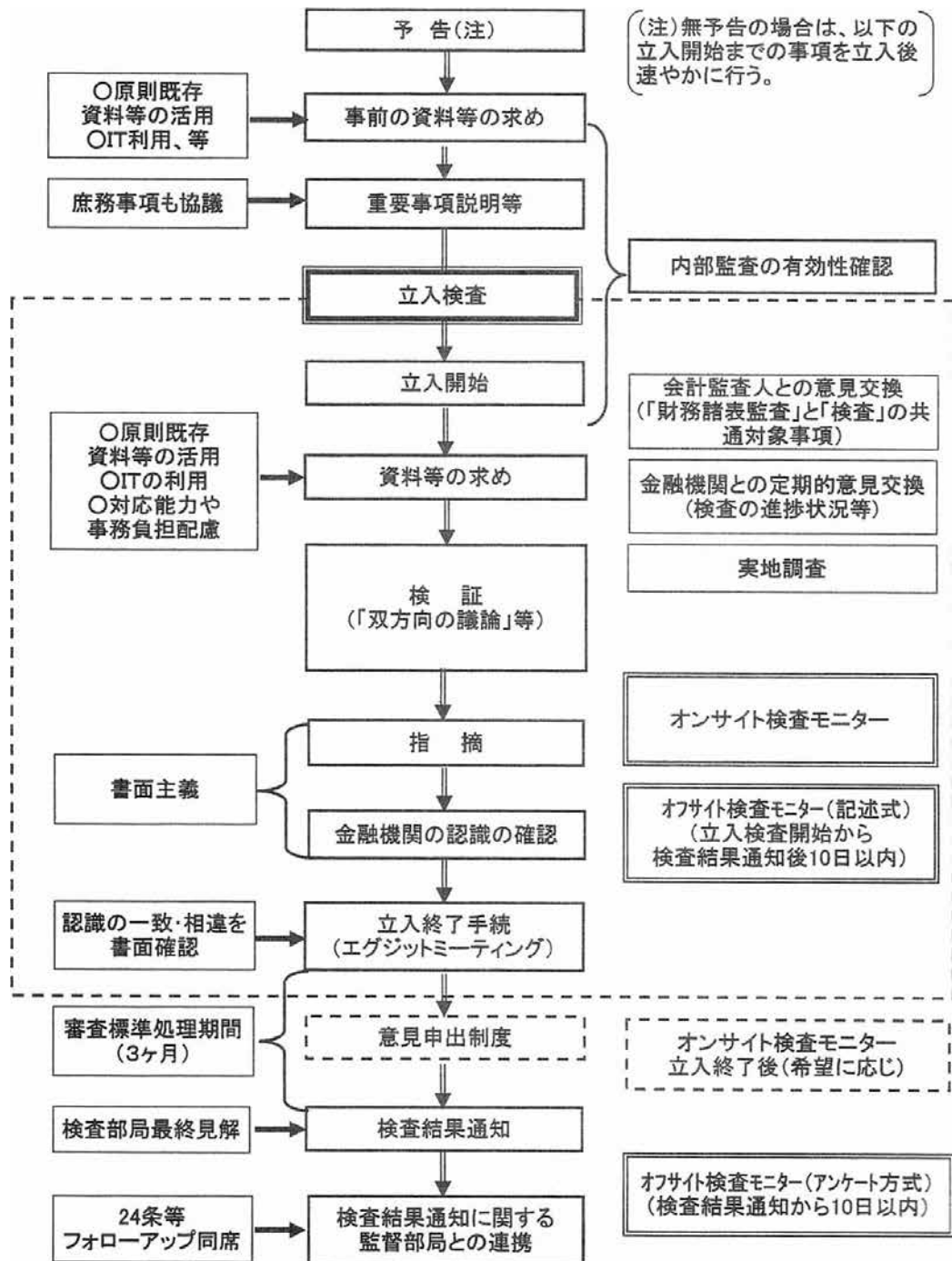
## 2) 金融検査の法的性質

金融検査は、法的性質については、行政調査の1種であり、銀行法第25条第1項に基づいて行われる準強制調査である。内閣総理大臣は、銀行の業務の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該職員に銀行（当該銀行を所属銀行とする銀行代理業者を含む）営業所その他の施設に立ち入らせ、その業務若しくは財産の状況に関し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる（銀行法第25条第1項）。実際の検査は内閣総理大臣の委任を受けて金融庁または財務省財務局の検査官が行う。検査官は、金融機関、保険会社等の業務および財産の検査を実施する（金融庁設置法第4条、金融庁組織令第4条）。

これは銀行の任意の協力に基づいて行われるという意味では「任意調査」ともいえる。だが、その拒否等に対しては銀行法第63条第3号に基づく刑事罰の威嚇がある。この意味では「準強制調査」ということができる。

行政手続法の第3章においては、行政庁によって不利益処分がなされる場合には、相手方の利益保護のために不利益処分子理由の提示等の一定の手続きがなされることとされているが、立入・質問・検査は「事実上の行為」であるために「不利益処分」には含まれないと解され、金融検査には行政手続法の適用はないと理解されている。もっとも、金融検査終了後に行政処分がなされる場合には、この適用が行われるとされている。金融検査は法的には「行政調査」とされているが、実際には事実関係の把握を超える監督的要素（問題点の指摘、問題点についての認識の確認、検査官と金融機関との認識共有のための議論、適切な取組などに対する評価、検査結果の通知など）が含まれている。だが当局側は、金融検査は行政調査であって行政指導等ではないと理解しているとみられる<sup>(80)</sup>。

第2図 金融検査の実施手続き (基本的な流れ)



(出所) 金融機関自己査定研究会編『最新版 金融検査マニュアル』地域金融研究所、2007年、359ページ(原資料は金融庁「金融検査に関する基本指針」)。「金融財政事情」2006年9月18日号、22ページにも掲載。

検査官と被検査機関とが十分な議論を尽くしたうえでも、認識が相違した項目がある場合に、被検査機関が当該相違項目について意見を申し出る意見申出制度が創設され、2000年1月から試行的に実施された。同年9月11日に検査局長通達「意見申出制度について」（金検第74号）が発出され、同日からこの制度が本格的に実施されている<sup>(81)</sup>。

当局によって選択された実施方法による金融検査が違法とされるのは裁量権の乱用など特別の事情がある場合に限られる<sup>(82)</sup>。

金融機関は立入検査終了後希望に応じて意見を申し出ることができた。また金融検査官から問題点の指摘を受けても業務改善の余地があり、それが行政処分と直結するものではなかった。だが金融検査の結果は行政処分に繋がる可能性がある。このことから、金融機関が当局の意向を忖度して行動するという傾向が生まれるのである。

## (2) オフサイト・モニタリング

金融監督庁、金融庁は、監督の一環としてのオフサイト・モニタリング（監視）も行った。このオフサイト・モニタリングは、帳簿等の取引関係書類の立入調査を行わずに、金融機関・市場関係者から報告、資料の提出を受けて金融調査を行うものである。金融検査とオフサイト・モニタリングを合わせたモニタリングによって金融監督庁、金融庁は金融機関の状況を把握している。

金融庁の調査権は銀行法第24条第1項に基づく。内閣総理大臣は、銀行の健全かつ適切な運営を確保するため、必要があると認めるときは、銀行（当該銀行を所属銀行とする銀行代理業者を含む。）に対し、その業務又は財産の状況に関し報告又は資料の提出を求めることができる（銀行法第24条第1項）。銀行法24条の規定による報告ないし資料の徴求は、行政上の任意調査であって、司法権あるいは税制上の強制調査とは異なる。だが銀行は、銀行法に基づき、内閣総理大臣の調査権の行使に対し、受忍義務、すなわち、業務や財産に関し内閣総理大臣から報告を求められればこれに応じて報告をなし、また、書類、帳簿の提出を求められればこれを提出するなど、行政上の命令に応じる義務を負う（銀行法第19条等）。正当な事由なくして報告や書類の提出を拒んだ場合には、1年以下の懲役または300万円以下の罰金に処せられる（銀行法第63条）。

監督部局は、検査と検査の間の期間においても、継続的に情報の収集・分析を行い、金融機関の業務の健全性や適切性に係る問題を早期に発見するとともに、必要に応じて行政処分等の監督上の措置を行い、問題が深刻化する以前に改善のための働きかけを行う<sup>(83)</sup>。

オフサイト・モニタリングは金融検査にも寄与する。このために金融再生委員会、金融監督庁、金融庁はこれを実施したのである。

かくして、大蔵省に代わって、金融監督庁や金融庁によってこのようなオフサイト・モニタリングが実施されることとなったのである。

## IV 『金融検査マニュアル』の策定と金融機関経営の健全化機能

### 1 『金融検査マニュアル』（本冊）の策定過程

金融検査は『金融検査マニュアル』に基づいて行われることとなった。そこでこのマニュアルが策定されるに至った経緯を明らかにしよう。

1998年(平成10年)4月以降、金融検査手法が抜本的に改められることとなった。また的確かつ効率的・効果的な検査(公認会計士、監査役の活用、重点的・機動的検査、日銀考査との連携、効率的・効果的検査資料の徴求)が実施されることとなった。金融検査方式の転換は『金融検査マニュアル』の策定とその公表をもたらした<sup>(84)</sup>。金融検査マニュアルの策定は金融機関の自己査定、償却・引当に関する態勢を整備することが急務となったことを背景としていた。

1998年7月2日に政府・与党は「金融再生トータルプラン(第2次とりまとめ)」を発表し、その中で金融検査マニュアルおよびチェックリストを整備し、年内に公開することを明記した。これを受けて同年8月に金融監督庁内に「金融検査マニュアル検討会」が設けられた。同検討会がその検討を開始し、その成果を同年12月に「中間とりまとめ」として公表した。業態が異なり融資先も違う金融機関を同列にみなす金融監督庁の方針に多くの疑問と憂慮があり、「中間とりまとめ」に対しては、中小企業、地銀や第二地銀あるいは信金・信組からのクレームが次々に寄せられた<sup>(85)</sup>。外部のコメントを検討して、1999年4月8日に「最終とりまとめ」が公表したのである。反発が激しかったが、「最終とりまとめ」では中小企業および中小企業金融関係者の要望が一部取り入れられた<sup>(86)</sup>。

金融検査マニュアル検討会の「最終とりまとめ」に基づき、金融監督庁は1999年7月に『預金等受入金融機関に係る検査マニュアル』を制定し、同年度からの検査にこれを使用し、不良債権処理を積極的に進めた。貸出金の資産査定が厳格化された<sup>(87)</sup>。

『金融検査マニュアル』は諸外国の金融検査を巡る動向やバーゼル銀行監督委員会における議論を勘案するなど、グローバル・スタンダードを踏まえて作成されたものであった。これはバーゼル銀行監督委員会の諸提案(1998年にバーゼル銀行監督委員会が公表した「銀行組織における内部管理体制のフレームワーク」など)、米国連邦制度理事会の『商業銀行検査マニュアル』(Commercial Bank Examination Manual)、米国トレッドウェイ委員会支援組織委員会(COSO)によって1992年に発表された「内部統制の統合的枠組」などを基礎として作られたものであった。この策定は、アメリカの金融当局が「護送船団方式」と呼ばれた金融行政を改め、日本の金融機関に対して、欧米流の「市場規律」を、金融行政を通じて機能させようとするものであったのである<sup>(88)</sup>。

また、『金融検査マニュアル』は国内環境の変化から策定されたものでもあった。

金融検査マニュアルは、直接的には金融検査官の検査手引書であり、金融検査・監督体制の一層の充実を図るものとして位置づけられている。この公表は透明な行政の確立に資するものである。と同時に、その公表は、自己責任原則のもとに、各金融機関がこのマニュアルを踏まえて自己の業務を自主的に点検し、銀行業務の健全性と適切性の確保に努めることを金融監督庁が期待していることを意味していたのである。

## 2 『金融検査マニュアル』(本冊)の内容

### (1) 『金融検査マニュアル』(本冊)の全体の構成

次に、策定された『金融検査マニュアル』(本冊)の内容、その特徴を明らかにしよう。同マニュアルは国際的な銀行監督の変化や国内の金融環境の変化によって内容がしばしば改訂されている。2007年2月に全面改訂が実施される前の『金融検査マニュアル』(本冊)では、第1として、「基本的考え方等」が述べられていた<sup>(89)</sup>。



金融検査の基本的な考え方として、次の原則を掲げた。① 補強性の原則（自己責任原則に基づく金融機関自身の内部管理と、会計監査人等による厳正な外部監査を前提としつつ、これらを補強）、② 効率性の原則（監査機能と十分な連携を保ちながら、効率的・効果的に実施）、③ 実効性の原則（金融機関の業務の健全性と適切性の確保に向けて、機能を十分に発揮するように実施）の3原則である<sup>(90)</sup>。

『金融検査マニュアル』の基本的な考え方として、補強性の原則を基本に、① 従来の当局指導型から自己管理型への転換を進めること（特に経営者自身が、金融機関の抱える各リスクの特性を十分に理解し、必要な資源配分を行い、かつ適切な内部管理を行っているか否かをまず確認していく、トップダウン型の検査方式を採用するとともに、その内容は、金融機関の自己管理に使用しやすいチェックリスト方式が中心）、② 従来の資産査定中心の検査からリスク管理重視の検査への転換を図る（金融の自由化、グローバル化、機械化、金融技術の革新等によるリスクの多様化、拡大等を背景として、金融機関自らが責任をもって適切にリスク管理を行う）ことに重点を置いて作成された<sup>(91)</sup>。

金融庁は2005年7月に「金融検査に関する基本方針」（17.7.1 金検第369号）を策定し、これに基づく検査を実施することとした。これに伴い、金融検査の「基本的考え方等」については2007年2月16日に全面改訂された『金融検査マニュアル』からははずされることとなった<sup>(92)</sup>。

2007年2月に全面改訂が実施される以前の『金融検査マニュアル』では、第2として、「チェックリスト等」が掲げられていた。このチェックリスト等は、上述のマニュアルの基本的な考え方に基づき、また、バーゼル銀行監督委員会の「銀行組織における内部管理体制のフレームワーク」の原則をも踏まえ、Ⅰ「法令等遵守態勢（コンプライアンス）の確認検査用チェックリスト」と、Ⅱ「リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト等」との2つの柱から構成されていた。

当初のマニュアルがこのような二元的構成をとっていたのは当時の時代背景を反映するものであり、大手都市銀行による総会屋への利益供与事件等を反映するコンプライアンス上の問題と不良債権問題への対処が金融行政上の緊急課題となっていたことによるものである。二元的構成を取ったことは法令等遵守の部分とリスク管理の部分とに重複した記述を生むという歪みをもたらしていた<sup>(93)</sup>。2007年2月に『金融検査マニュアル』本冊が全面改訂された際、このような二元的構成は改められ、「法令等遵守態勢」は10のチェック項目の一つとなっている。また「顧客保護等管理態勢」が新たにチェック項目に付け加えられることとなる<sup>(94)</sup>。

「法令等遵守態勢（コンプライアンス）の確認検査用チェックリスト」は、金融機関全体にコンプライアンス重視の企業風土が醸成されることにより金融機関としての公共性が発揮されることを促すとともに、その態勢を確認検査するために作成されたものである。経営陣が金融機関の社会的責任と公共的使命を柱とした企業倫理を構築し、法令等が遵守される態勢を整備しているかをチェックするものであった。

金融検査の目的の中には「公正な業務運営の確保」があったが、これが『金融検査マニュアル』の中でもコンプライアンスの確認として活かされていたのである。

当初のマニュアルにおける「リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト等」については、(1)「リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト（共通編）」に加えて、リスク区分

に応じて、(2)「信用リスクに関する検査に係るチェックリスト及びマニュアル」、(3)「市場関連リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト」、(4)「流動性リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト」、(5)「事務リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト」、(6)「システムリスク管理態勢の確認検査用チェックリスト」、という6項目についての詳細な記述がなされていた<sup>(95)</sup>。「リスク管理態勢の確認用チェックリスト」(共通編)については、自己責任原則のもと、監査役を含めた経営陣や会計監査人等の役割を明確化するとともに、当局による検査において、経営陣等が各種リスク管理の重要性を認識し、リスク管理のための方針を策定し、態勢の整備を行っているかをチェックすることとなった。これにより、経営のトップがきちんと全体の、きわめて多様で複雑なリスクを統一的、統合的に把握できているかどうかチェックされた(『金融財政事情』2002年9月23日号、15ページ)。また、各リスク区分に応じてマニュアルまたはチェックリストが整備されたのである。

『金融検査マニュアル』の「基本的考え方」としては「資産査定中心から、リスク管理重視へ」移行するとされていて、信用リスク、市場リスク、事務リスク等の管理を重視することとなっていた。だが不良債権問題期には、実際には「法令順守」と資産査定をはじめとするリスク管理が重視されていて、特に金融機関経営健全化、金融システムの安定化機能が重視されていた。『金融検査マニュアル』にリスク・マネジメントが本格的に重視されるようになるのは、不良債権問題が2005年に終息するとともに、バーゼル銀行監督委員会のバーゼルⅡ自己資本比率規制が2007年3月末から全面実施されることになってからのことであり、2007年2月に『金融検査マニュアル』は大改正されている(金融機関自己査定研究会編[2007])。『金融検査マニュアル』に「金融円滑化編」が新たな編として追加されるのは2008年のリーマンショック後の2010年のことである。

『金融検査マニュアル』は、基本的な考え方としては金融機関の抱える多様なリスク全般に関する管理態勢についてのプロセス・チェックに重点を置いていた。だが不良債権問題への緊急対応を優先した時期には、個別貸出の資産査定を重視せざるをえなかった。金融検査を「資産査定中心から本来のプロセス・チェック重視へ」という「本則」にもどる方針を金融庁が明らかにしたのは2005年7月のことである(『金融財政事情』2005年7月、12-16ページ)。

『金融検査マニュアル』のチェック項目はきわめて詳細であったが、アメリカの検査マニュアルと比べると多すぎはしなかった。このマニュアルでは、基準の達成を金融機関に直ちに法的に義務づけるものではないことが明記された。

## (2) 「信用リスクに関する検査に係るチェックリスト及びマニュアル」

### 1) 「信用リスク管理態勢の確認用チェックリスト」

不良債権問題期にはリスク管理として信用リスク管理が重視されていた。信用リスクに関する検査用マニュアルについて立ち入って述べよう。これは「信用リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト」と「信用リスク検査用マニュアル」から構成されていた。前者は検査官が信用リスクの管理態勢の確認検査を行うためのものであった。

不良債権問題期には「信用リスク検査用マニュアル」が重視されていた。

## 2) 「信用リスク検査用マニュアル」

「信用リスク検査用マニュアル」は検査官が自己査定、償却・引当および自己資本比率等に関する検査を行うためのものであり、「自己査定に関する検査について」、「償却・引当に関する検査について」、「自己資本比率等に関する検査について」から成っていた。

「自己査定に関する検査について」には「別表」がついており、「自己査定基準の適切性の検証」と「自己査定結果の正確性の検証」のチェック項目が記載されていた。「償却・引当に関する検査について」にも「別表」がついており、「償却・引当の結果の適切性の検証」のチェック項目が具体的に記されていた。

### ① 「自己査定に関する検査について」

「自己査定に関する検査について」においては、「自己査定に関する検査について」において、その目的について、「資産査定とは、金融機関の保有する資産を個別に検討して、回収の危険性又は価値の毀損の危険性の度合いに従って区分することであり」、「資産の不良化によりどの程度の危険にさらされているかを判定するものであり、金融機関自らが行う資産査定を自己査定という。自己査定は、金融機関が信用リスクを管理するための手段であるとともに、適正な償却・引当を行うための準備作業である」と規定された。

検査官が、金融機関の自己査定および会計監査人による監査を前提として、自己査定を行うための体制（態勢）整備等状況の検証を行い、自己査定基準の適切性および自己査定結果を検証することとされた。

自己査定の対象資産は総資産である。その大部分は債権である。

分類方法は、債務者の財務状況、資金繰り、収益力等により、返済の能力を判定して、その状況等により債務者を「正常先」、「要注意先」（「要管理先」を含む）、「破綻懸念先」、「実質破綻先」、「破綻先」に区分したうえで（債務者区分）、担保による保全状況を勘案して、実質的な回収可能性に基づき、第3図にみられるように、資産（債権）を4分類する<sup>(96)</sup>。Ⅰ分類は非分類資産（正常債権）、Ⅱ分類（回収に注意を要する債権）、Ⅲ分類（回収に重大な懸念のある債権）、Ⅳ分類（回収不能債権）が分類資産ともいわれる。

個々の金融機関においては、自己査定の資産分類結果について公表されておらず、金融庁が、金融機関全体の集計値を、「リスク管理債権」と併せ、参考として公表している。前述のように、当局による集計結果は総資産ではなく総与信ベースとなっている<sup>(97)</sup>。

金融機関の自己査定が適正であるかどうか（「自己査定基準の適切性」および「自己査定結果の正確性」）が「別表」で示された項目について金融検査でチェック（「検証」）されることとなった。

### ② 「償却・引当に関する検査について」

金融検査マニュアルにおいては、金融機関は債権の自己査定が終わると貸倒引当金や償却金を算定することとなっていた。

「償却・引当に関する検査について」においては、「償却・引当とは、自己査定結果に基づき、貸倒等の実態を踏まえ債権等の将来の予想損失等を適時かつ訂正に見積もることである」、「信用リスクの程度に応じて償却・引当を行うことは、資産の健全性を確保する上で、極めて重要である」と規定された<sup>(98)</sup>。

第3図 金融検査マニュアル別表における資産（債権）分類基準

		回収の可能性			
		高い ←		→	低い
債務者区分	担保などの分類	（保証協会などの保証） （優良債の担保） （預金・国債などの担保） （優良担保）	一般担保（不動産担保等）		担保なし
			相（処分可能な見込額） 当（評価額） 分（額） の（見込額） の（見込額） 70% の（見込額）	相（見込額との差） 当（評価額） 分（額） の（見込額） の（見込額） 30% の（見込額）	
不良 ↑ 財務内容 ↓ 健全	破綻先	I	II	III	IV
	実質破綻先	I	II	III	IV
	破綻懸念先	I	II	III	III
	要管理先	I	II	II	II
	要注意先	I	II	II	II
正常先	I	I	I	I	

（出所）金融庁編 [2003] 369、372 ページ。金融庁編 [2004] 369-370 ページ。融資に関する検査・監督実務についての研究会（第1回）参考資料1、金融庁、2018年7月4日、5 ページ。

検査官は、会計監査人による財務諸表監査を前提として、償却・引当を行うための体制（態勢）整備等の状況等の検証を行い、さらに、償却・引当基準の適切性および償却・引当額の算定の合理性を検証の上、その総額が信用リスクの程度に応じた十分なものとなっているかを検証することとされた。

償却・引当に関しては、貸倒引当金について関して、次のように規定された。一般貸倒引当金に関して、正常先に対する債権および要注意先に対する債権（貸出金等）について、債務者区分ごとに、過去の貸倒実績率または倒産確率に基づき、予想損失率を求め、債権額にこれに乗じて予想損失額を算定し、この額に相当する額を貸倒引当金として計上する。

個別貸倒引当金および直接償却については、破綻懸念先および破綻先に関する債権について、原則として個別債務者毎に予想損失額を算定し、これに相当する額を貸倒引当金として計上するか直接償却を行うこととされた。

マニュアルは貸倒引当金以外の引当金についても規定している。

償却・引当基準が適正であるかどうか（「償却・引当基準の適切性」）および「償却・引当結果の適切性」が「別表」で示された項目について金融検査でチェック（「検証」）されることとなった<sup>(99)</sup>。

### ③ 「自己資本比率等に関する検査について」

引当・償却の算定に基づいて自己資本比率が計算されることとなる。

「自己資本比率に等に関する検査について」においては、自己資本比率の算定の正確性を検証し、また、償却・引当に関する検査の結果、追加的に償却・引当が必要とされた場合にこれを行った場合に自己資本比率がどの程度低下することを検討し、さらにこの低下に対する金融機関の対応策を把握するということが述べられている。

策定当初の『金融検査マニュアル』（本冊）の内容は以上のようなものであった。

## 3 『金融検査マニュアル』（本冊）の機械的、画一的運用回避方針と策定当初の実際の運用との乖離

### (1) 『金融検査マニュアル』（本冊）の機械的、画一的運用回避方針

検査マニュアルの形式的な適用は信用収縮を招く恐れがあったが、金融検査部長は『金融検査マニュアル』が機械的・画一的な運用に陥らないような配慮を金融証券検査官に求めていた。金融検査マニュアルの発出に際して、金融監督庁の五味検査部長は、「金融マニュアルはあくまでも検査官が検査をする際に用いる手引書として位置づけられるものであり、各金融機関においては、自己責任原則の下、このマニュアル等を踏まえ、創意工夫を十分に生かし、それぞれの規模・特性に応じたより詳細なマニュアルを自主的に作成し、金融機関の業務の健全性と適切性の確保に努めることが期待される。また、マニュアルの各チェック項目は検査官が金融機関のリスク管理態勢及び法令等遵守態勢を評価する際の規準であり、これらの基準の達成を直ちに法的に義務づけるものではない。マニュアルの適用にあたっては、金融機関の規模や特性を十分踏まえ、機械的・画一的な運用に陥らないよう配慮する必要がある」と金融検査官に注意していた<sup>(100)</sup>。

また『マニュアル』の「法令等遵守態勢の確認検査用チェックリスト」や「リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト（共通編）」には、検査を行うに際しての留意事項として、その機械的・画一的な運用を避けることが次のように明記されていた。「マニュアルの適用にあたっては、金融機関の規模や特性」を十分踏まえ、機械的・画一的な運用に陥らないように配慮する必要がある」と。

監督当局には『金融検査マニュアル』が機械的・画一的に運用されることに対する警戒心があったのである。

### (2) 『金融検査マニュアル』（本冊）の策定当初の機械的、画一的運用

実際には策定された金融検査マニュアルには金融検査において機械的・画一的に運用されるという問題点があった。このことは中小企業や金融機関の実用に合っていないとの指摘が数多くなされたことから明らかである<sup>(101)</sup>。

バーゼル合意においては信用リスク計量化手法、リスクに対応した引当・償却金、自己資本金の確保というリスク管理手法が採用されたが、この手法にはリスク量の正確な計算の困難性や景気循環増幅効果（Procyclicality、自己資本比率規制は不況期には景気悪化を促進する）という問題が存在していた。金融検査マニュアルは、そのような手法を導入したから、そのような問題点を抱えていたということが出来る<sup>(102)</sup>。

バーゼル銀行監督委員会のリスク管理態勢ならびに資産評価の諸原則は、グローバル金融の安定という視点からのものであり、基本的には大企業・大銀行を想定した基準であった<sup>(103)</sup>。バーゼル銀行監督委員会は、あらゆる国の金融機関経営の健全性を高めるために有効な一般的・普遍の原則を提起したが、各国の経済・金融構造の多様性を無視した一般原則の機械的適用は大きな弊害をもたらす。1988年バーゼル合意における画一的リスク・ウェイトの適用が1997-98年国際金融危機の一原因となったという教訓から、金融監督当局が画一的なリスク管理基準、資産評価基準を押し付けるのではなく、各金融機関がその特性に応じたリスク管理態勢を自己責任で確立し、金融監督当局はその手法が正しくかつ適正に実行されているかのプロセスに集中すべきであると考えられるようになった<sup>(104)</sup>。

だが2002年2月27日の衆議院財務金融委員会では、吉井英勝委員が、信金、信組の貸出先の中小企業の実態を全く知らないままに、機械的、一律に金融庁の検査マニュアルで財務諸表を中心として貸付資産、債権の査定をして、そして機械的に割り振り、引当金の積み増しを求め、債務超に追い込んで破綻をさせる、ということが行われており、これは職員に問題があったというよりも、国際金融の世界で活躍している都銀のためのマニュアルと、地域、中小企業向けの金融を行い、相互扶助の総合組織としての信用金庫、信用組合を含んでいる地域金融機関のためのマニュアルとの区別がなかったことの方に問題があった、ということを指摘している<sup>(105)</sup>。

1997年第1四半期から2000年第1四半期にかけての「中小企業向け貸出金」の動向を見ると、かなりの収縮が見られる。これには金融検査マニュアルの影響が考えられる<sup>(106)</sup>。東谷暁[2003]は「九九年から金融行政に導入された『金融検査マニュアル』は、大企業向けの融資を前提としてつくりあげられたため中小企業にとって過酷なものとなり、中小企業向け金融機関を破綻に押しやる効果を生み出していた」と述べている<sup>(107)</sup>。中小企業の経営が極めて厳しかったにもかかわらず、金融検査官は厳しい債権分類を地域金融機関に要求し、貸倒引当金の積増しを求め、このために破綻する信用金庫があったことが報告されている<sup>(108)</sup>。

大企業への融資と中小企業への融資を同じマニュアルに基づいて金融検査・監督行政を行うことは無理であっただけでなく、金融検査には中小企業に対してマニュアルの文面どおり、あるいはそれ以上の厳密さをもって運用された。この一因として、金融検査の結果として正常という判断がなされた後に当該金融機関が破綻した場合に検査責任が問われることを当局が恐れたことが指摘できる。一方で、地域金融機関が金融官から文句を言われないような行動をとり、金融検査をおそれて引当を積み上げ、さらに貸出を減少させていったことも考えられる<sup>(109)</sup>。

銀行の業務は建前としては銀行の自己責任において行われていたが、金融検査が一方的な行政指導の色彩を強め、銀行の「自己査定」が有名無実と化するという面が見られたが、これには「お上には逆らわない」という金融機関の体質が作用していたと考えられるのである<sup>(110)</sup>。

このように当局の意図とは異なり、現実には『金融検査マニュアル』は画一的な運用がされて貸し渋りや金融機関の破綻が生じたりしたのである。

#### 4 『金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕』の策定

金融庁は、金融検査マニュアルに対する批判に直面して、金融検査マニュアルを用いた金融検査が、中小企業への円滑化を阻害して、「貸し渋り」や「貸し剥がし」が生まれているということ認識するようになった<sup>(111)</sup>。中小企業金融の実態に即した新たな検査マニュアルの策定に着手するようになった。2002年2月、政府が打ち出した「デフレ対策」には「金融検査マニュアルの弾力的運用」という項目が盛り込まれ、同年4月に『金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕』案が公開され、パブリックコメントが募集され、事例をいくつか追加して、『金融検査マニュアル』の別冊が公表されることとなった<sup>(112)</sup>。

2002年6月に『金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕』が策定された。これには中小企業金融機関に対して厳しすぎる検査を改善するという目的があった。同別冊は、中小企業が①赤字になりやすい、②債務超過になりやすい、③財務状況の回復に時間がかかる、④貸出期間が短い、という点に配慮したものである<sup>(113)</sup>。

同別冊は、債務者の経営実態の把握の向上に資するために、中小・零細企業等の債務者区分の判断にかかる検証ポイントおよびこれに係る運用例からなるマニュアルを作成したものである<sup>(114)</sup>。その構成は、1 はじめに、2 検証ポイント、3 検証ポイントに関する運用例からなっていた。当初の事例は16であった。2004年2月には別冊の改正が行われている。この改正では事例は27となっている。

金融検査マニュアル別冊は、『金融検査マニュアル』（本冊）が金融機関に経営健全化を促し、組織やシステムを持続するために守り抜くべきガイドラインとしての性格に主眼がおかれていたため、そこに欠けていた中小企業の定性分析を盛り込んでいた。具体的には、販売力、技術力、経営者の資質やこれらを踏まえた成長性など企業の将来返済力を現す項目や企業オーナーの資産や収入状況などの潜在返済力を現す項目を重視した指針であった。経営改善計画、貸出条件およびその履行情況、貸出条件緩和債権、信用保証協会保証付き融資の取り扱いも検証のポイントとして挙げられていた<sup>(115)</sup>。

各事例はどれも「概況」・「業況」、「自己査定」、「金融庁の解説」の順で書かれていた。「概況」・「業況」では、取り上げられた中小企業の現状が示され、「自己査定」では、これらに対して銀行がどのような債務者区分を行ったかを述べ、「金融庁の解説」では金融庁の見解が示されていた。

『金融検査マニュアル』別冊は中小企業の経営実態を正確に把握するために作成したものであった。それは中小企業の質的評価を行うものであった。別冊の公表後、銀行の貸出現場での対応は、徐々に改善されていった<sup>(116)</sup>。同別冊は、財務体質の脆弱な中小・零細企業にも機会的・画一的に適用して債務者区分を厳しくした結果、中小・零細企業の経営に支障をきたし、貸し渋り、貸しはがしが横行するという『金融検査マニュアル』の行き過ぎの是正を行うものであり、中小企業に対する貸し渋り、貸しはがしに一定の役割を果たしたといえるのである<sup>(117)</sup>。

2004年2月に『金融検査マニュアル別冊』の全面見直しを実施された。この改定は、①「債務者との意思疎通」、②「疑似エクイティへの対応」、③「小口・多数の債権の分散効果」、④「運用の改善」、⑤「事例の大幅な拡充」の5つの柱を立てていた。①は金融機関の「債務者との意思疎通」を検証し、それが良好な場合には企業の成長性等について金融機関の評価を尊重し、また金融機関による中小・零細企業の再生支援の実績を引当率に

反映させることとするものであった。②は要注意先債権で貸出債権が経営改善計画の一環として一定の要件を満たす貸出金(「資本制劣後ローン」)に転換している場合には、これを債務者の資本とみなすことができることとするものである。③は小口・多数の貸出債権のリスク分散効果を勘案し、検査における自己査定 of 正確性の検証の対象となる「金額抽出基準」を引き上げることであった。④は債務者区分において、赤字や債務超過のみから判断するのではなく、キャッシュフローを重視して検証するということであった。また、経営者の資質等に関する検証ポイントが追加された。さらに法律等に基づき承認された計画等を活用することとされた。疎明資料の範囲の明確化も行われた。⑤は事例を16事例から27事例に大幅増加したことであった(神吉薫「金融検査マニュアル別冊〔中小企業編〕改訂の概要」『リージョナルバンキング』2004年3月号、4-9ページ)。

このような別冊の全面的改訂により、金融機関の資金仲介機能の活発化が図られたのである。そこには事業性評価の観点があった。

## 5 『金融検査マニュアル』の金融機関経営健全化、金融システム・金融行政に対する信頼・信認の構築機能

金融監督庁の五味廣文検査部長は1999年7月1日に金融証券検査官などに対して「金融証券検査官などに対して「預金等受入金融機関に係る検査マニュアルについて」という通達を発出している。この中で、「我が国金融システムの安定と再生を図り、金融機関に対する内外の信頼を回復することは、新世紀に向かって我が国経済の展望を切り開いていく上で、避けて通ることのできないステップである。そのためにも、金融機関においては不良債権の迅速な処理、戦略的な業務再構築やリストラ、経営内容の情報開示等に接客的に取り組み、監督当局においても検査監督体制の一層の充実を図り、国際的視点を踏まえ、かつ、預金者や納税者等の理解も得られるような、金融機関経営や金融行政を確立していく必要がある。金融検査のためのマニュアルを整備・公表することは、監督等脚の検査監督機能の向上及び透明な行政の確立に資するだけでなく、金融機関の自己責任に基づく経営を促し、もって金融行政全体に対する信頼の確立につながるものと考えられる」ということが述べられている<sup>(118)</sup>。『金融検査マニュアル』の策定・公表には、金融行政全体に対する信頼・信認の確立を図るという狙いがあったのである。

また、『金融検査マニュアル』の公表は、我が国の金融システムに対する内外の信頼・信認度を高めることが期待されていたのである。

銀行の貸出現場において、『金融検査マニュアル』(以下別冊を含む)で最も重要な点は、「信用格付け」と「債務者区分」項目であった。銀行は、安定的な経営基盤を確立するために、銀行自体の自己資本比率を高めること、同時に銀行の保有資産である貸出債権などの資産価値評価を厳格に行うこと、その貸出金の回収が行われなく危険(リスク)に応じて、貸出引当金を十分に積み立てることが必要であった。また、新規融資を行う上で、その対象先の財務内容や返済能力を査定して格付した区分(債務者区分)に応じて融資を行うことが必要であった。『金融検査マニュアル』は債務者区分に応じた銀行の対応基準を強調したのである<sup>(119)</sup>。

金融監督庁、その後の金融庁は、バブル崩壊後の資産価格の下落を主な原因とする不良債権の拡大に対応し、金融機関の健全性を確保するために、①『金融検査マニュアル』に



基づく定期的かつ網羅的な個別の資産査定（債務者区分、債権のⅠ～Ⅳ分類）や償却・引当に対する検査・検証（1999～）や、②不良債権処理の推進という検査・監督を行った。不良債権処理に関しては、2001年4月の緊急経済対策以来、破綻懸念先以下のオフバランス化に係る主要行向けルールとして次のことを設定した。①2年3年ルール（新規発生分は3年以内、既存分は2年以内）（2001年）、②5割8割ルール（新規発生分について、1年以内に5割、2年以内に8割）（2002年）。これに則って不良債権の最終処理が着実に進められた。不良債権額は2001年には40兆円以上あったが、2005年にかけて減少傾向をたどっていった。主要行の不良債権比率は2002年には8.4%あったが、2005年には2.9%となり、2002年に掲げられた主要行の不良債権半減目標は2005年に達成された。引当額は2001年から2005年にかけて減少する一方で、引当率は2001年の24%台から2004年の31%台にまで引き上げられた<sup>(120)</sup>。

金融監督庁、金融庁は、不良債権処理といった、発足当初の優先課題に対応するため個別の資産査定を中心とした検査・監督手法を確立し、不良債権問題を正常化したのである<sup>(121)</sup>。金融機関は、年に2回、『金融検査マニュアル』に従って、適切な償却・引当を行って、正確な財務諸表を作成することが義務付けられた。このような自己査定の結果、金融機関の自己資本比率も確定した<sup>(122)</sup>。『金融検査マニュアル』が、金融危機時において、最低限の自己査定、償却・引当、リスク管理態勢を確立するのに役立ったことは事実であろう<sup>(123)</sup>。金融検査マニュアル対応の金融機関経営は、金融機関の取引先に対する資産査定を厳格にし、これは新たな不良債権を発生させないという点においては極めて有効に機能した<sup>(124)</sup>。金融庁は「1999年に発出された検査マニュアルの別表は、延滞や貸出条件変更の有無、担保・保証の有無等の外形的な基準を中心に用いて、債権をⅠからⅣに分類するよう求めた。これは、金融機関に自己査定の態勢が整っていない状況の下で、十分なデータの蓄積がない場合にも用い得る一定の簡便法を示したものと考えることができる。別表は、特別検査の実施とも相まって、自己査定、償却・引当に関する最低限の実務を確立する上で大きな役割を果たしたと考えられる」と検査マニュアルを評価している<sup>(125)</sup>。金融庁は、バブル当時は多くの借り手が、不動産や株式の値上がり後の売却による返済を見込んで資産購入資金の借入を行ったために、資産価格の下落によるバランスシートの悪化が借り手の債務返済能力に直結した、このような状況下では、借り手の実質的なバランスシートがどの程度悪化しているのかを検証することが、借り手の信用状況を評価し、不良債権問題を解決するうえで有効であったと述べている<sup>(126)</sup>。

金融機関の目利き能力の向上は2003年3月の金融審議会金融分科会第二部会報告「リレーションシップバンキングの機能強化に向けて」において、その必要性が指摘されていた。だがその後の目利き能力の向上は不十分で、取引先からは、銀行の本業支援を見ても財務面のアドバイスが中心で、売上増加策等の本業面での不満の声が絶えなかった。その背景には、銀行業界の保守的な性格があったと考えられる。また、事業性評価に必要とされる目利き能力の低下をもたらした金融構造の変化があった<sup>(127)</sup>。さらに、企業間競争が激化する中、技術力や企業の強みが陳腐化しやすくなっているため、企業の事業価値や将来性を見極めることが難しくなってきたことがその要因のひとつであった<sup>(128)</sup>。金融庁の資料には『金融検査マニュアル』に基づく金融検査・監督が金融機関の目利き能力の低下をもたらしたのではないかという趣旨の見解が紹介されているが（金融庁〔2018〕32ペー

ジ),『金融検査マニュアル』そのものが必ずしも金融機関職員の目利き能力の低下をもたらしたわけではなかった。

『金融検査マニュアル』が示した統一的な健全化指標の提示には意義があり、時に不良債権が問題とされた時期にはその意義が大きかったのである。

## V 『金融検査マニュアル』の策定と中小企業金融の円滑化

### 1 戦後の経済の復興期～安定成長期の中小企業金融円滑化行政と金融検査マニュアル

戦後日本において中小企業金融の円滑化に向けた金融行政が展開されている<sup>(129)</sup>。これと金融検査マニュアルとの関係について考察しよう。

大蔵省、金融庁は金融の安定と円滑、金融システムの維持を図るだけでなく、金融仲介機能の発揮を重視していた。金融機関の財務の健全性確保と金融仲介機能の発揮、中小企業金融円滑化との同時達成が金融行政の目標であった<sup>(130)</sup>。

第2次大戦後戦後の占領期には銀行検査が再生した。『金融検査マニュアル』が策定される以前から、金融検査のマニュアルが策定されていた。1951年に大蔵省銀行局検査部が発刊した銀行検査マニュアルである『新しい銀行検査法』は、銀行検査の目的として、銀行経営の安全性の確保と銀行の公共性の発揮をあげていた。この2つの目的は時として相反するものと認識されており、銀行の「健全性」を最上位の包括的概念としていた<sup>(131)</sup>。『新しい銀行検査法』が1958年まで銀行検査マニュアルとしての役割を果たしていた。同書の5年後に刊行された大蔵省関係者による銀行法の解説書においては、「銀行の公共性」として、「預金者保護」、「信用秩序維持」、「資金供給面における国民経済的機能」の3要素が示されるようになった<sup>(132)</sup>。1958年までは銀行の経営健全性確保を第(一)義においた検査行政が行われていた<sup>(133)</sup>。

高度経済成長期には、1959年に銀行局検査部職員有志によって構成されている金融検査研究会(大蔵省銀行局検査部内)が『金融検査の要領』を刊行し、これが1968年に至るまで、金融検査マニュアルとして機能した。この検査マニュアルにおいて、金融検査の目的として、①金融機関の経営内容の健全性の検討、②金融機関の機能発揮の検討、③公正な業務運営の如何の検討の3つが挙げられた。ここには「信用秩序の維持」という項目はみられないが、大蔵省銀行局は信用秩序維持を銀行の公共性維持を構成する概念として認識していた<sup>(134)</sup>。銀行検査においては銀行の公共性の確保が検査目的として明確化されるようになった<sup>(135)</sup>。この銀行の公共性には預金者保護という消極面と与信業務が国民経済の成長発展に貢献するという積極的側面があり、特に後者に沿った指摘事項が整理された<sup>(136)</sup>。1960年代後半の銀行検査は『金融検査の要領』に基づいて実施された。その特徴は、銀行の公共性を与信受診両面にわたって重視し、かつ個別銀行ごとにその経営実態を正確に把握・指導する目的をもって検査する点にあった<sup>(137)</sup>。

金融検査研究会編『金融機関の検査』が1968年に刊行され、これが、以後1975年に至るまで銀行検査マニュアルとして用いられた。同書で示された銀行検査の目的は①預金者保護、②公共性発揮のための機能発揮状況の2つであった。この目的の内容は、銀行の公共性を構成する3要素である「預金者保護」、「信用秩序の維持」、「銀行の資金供給面における国民経済的機能」と整合していた<sup>(138)</sup>。

安定経済成長期には、1976年に『金融機関の検査』に準じて編集された金融検査研究会編『金融検査の要領』が刊行され、これが1981年に至るまで検査マニュアルとして機能した。同書は、金融機関業務の公共性を受信業務と与信業務の両面からとらえ、銀行経営の健全性が広く社会全体の関心事となっており、また、金融機関の資金の効率的供給が経済社会の発展への貢献となると述べている。金融機関検査の目的については、①金融機関の「経営の健全性」、②「金融機関の与信面における公共的機能の発揮」、③金融機関の「公正な業務運営」の確保という3つの社会的要請に対処することを挙げている<sup>(139)</sup>。

『金融検査の要領』に準じて編纂された金融検査研究会編『金融検査の実務』が1982年に刊行された。これが1987年まで金融検査マニュアルとして機能した。同書は『金融検査の実務』は、金融検査の目的として、①経営の健全性、②信用供与面における公共的機能の発揮、③公正な業務運営の確保の3つの社会的要請に応えることとした<sup>(140)</sup>。

1988年には金融環境の変化などを考慮して『金融検査の実務』を改訂して金融検査研究会編『新版 金融検査の実務』が刊行された。同書が1990年にいたるまで金融検査マニュアルとして機能した。同書は、金融機関の公共性として、①預金者保護、②信用秩序の媒体、③適正な信用供与の3つを挙げ、金融機関検査の目的として、①経営の健全性（預金者保護および信用秩序の維持のために必要な金融機関の健全性を検査において検討）、②信用供与面における公共的機能の発揮（経済社会の成長発展のために金融機関が資金供給者として適正な機能を発揮）、③公正な業務運営の確保の3点の検討を挙げている<sup>(141)</sup>。

## 2 低成長経済への移行後の中小企業金融円滑化行政と『金融検査マニュアル』

バブル経済崩壊に伴う低成長経済への移行の開始期に金融検査研究会編『新時代の金融検査実務』が刊行された。これが1998年に至るまでの金融検査マニュアルとして機能した。同書は金融機関の公共性として①預金者保護、②信用秩序の媒体、③適正な信用供与の3点を挙げ、金融機関検査の目的として、①金融機関の経営の健全性、②信用供与面における公共的機能の発揮、③公正な業務運営の確保、④その他公共性の要請に応えた業務運営の4点についての検討を挙げている<sup>(142)</sup>。

1999年には『金融検査マニュアル』が策定された。これが2019年末に廃止とされるに至るまで金融検査マニュアルとして機能した。策定された『金融検査マニュアル』も、「金融検査の基本的考え方」の中で、国家が「金融機関の業務の健全性および適切性の確保」に関心を持つ理由として、預金者保護、信用秩序維持とともに、「金融機関の資金供給面における機能」発揮を挙げている<sup>(143)</sup>。

だが策定当初の同マニュアルには金融仲介機能の発揮、「金融円滑化」が独立した検査項目として掲げられていなかった。不良債権問題期には預金者保護や信用秩序の維持が重要課題となり、マニュアル本冊においては、金融機関の業務の健全性の確保が検査目的として強調されるようになったのである。「債務者区分」の中では、中小・零細企業等については、当該企業の財務状況のみならず、当該企業の技術力、販売力や成長性を考慮することが示されていたが、その具体例は示されず、実際には金融仲介期の金融仲介機能の低下、貸し渋りという事態が生じてしまった。

中小企業金融に対する実態に即した配慮を行うため、前述のように金融庁は2002年に『金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕』を策定し、金融機関が融資先企業の実情

をきめ細かく把握することの重要性を強調するようになり、技術力や販売等の定性評価に注目するようになり、中小企業の実態把握の具体例を提示し、中小企業金融の円滑化に一定の機能を果たすようになった<sup>(144)</sup>。『マニュアル別冊』は事業性評価を考慮していた。

金融庁は2003年以降、地域密着金融の取組として、リレーションシップ・バンキングを推進しようとした<sup>(145)</sup>。金融庁はこのための時限定的取組として2003年3月28日に「リレーションシップバンキングの機能強化に関する第1次アクションプログラムを策定したが、この中で事業性評価に取り組むことがすでに記されていた<sup>(146)</sup>。『マニュアル別冊』の全面改訂により金融機関の資産仲介機能が強化されることとなった。

とはいえ、不良債権問題期においては、リレーションシップバンキングの機能強化への取組みは暫定的な方策にとどまっていた<sup>(147)</sup>。事業性評価は限定的なものにとどまった。

不良債権問題期においては『金融検査マニュアル』の金融円滑化機能は後退し、金融検査・監督において金融の安定、金融システムの維持が重視されていた。金融仲介機能の発揮が再び重視されるようになるのは不良債権問題が収束してからのことであったのである<sup>(148)</sup>。

2008年9月2日に「中小企業金融の円滑化に向けた今後の対応について」を策定した。これに基づき、金融庁は中小企業金融の円滑化に取り組んだ<sup>(149)</sup>。

2008年9月のリーマン・ショック後の2009年12月に中小企業金融円滑化法が約2年間の時限立法として施行された。中小企業金融円滑化法の実施に伴い、2010年3月に『金融検査マニュアル』に「金融円滑化編」追加された（検査マニュアル研究会編〔2010〕46-70ページ等を参照）。

不良債権問題期においては、『金融検査マニュアル』においては、「法令等遵守態勢」と「リスク管理態勢」を「確認検査」することが重視されており、「金融円滑化編」は未だ独自の項目として掲げられてはいなかったのである。

## Ⅵ. 「金融検査マニュアル」の問題点、限界

### 1 『金融検査マニュアル』の内容上の問題点、限界

#### (1) 『金融検査マニュアル』の「形式への集中」、「過去への集中」、「部分への集中」

『金融検査マニュアル』には問題点や限界があった。まずその内容上の問題点や限界をあげてみよう。

金融庁の『金融検査・監督の考え方と進め方（検査・監督の基本方針）』と題する方針書が示しているように、『金融検査マニュアル』には不良債権問題期の金融検査・監督には「形式への集中」、「過去への集中」、「部分への集中」という問題があった。金融庁が同方針書の中で、金融行政は「形式・過去・部分」への集中を廃し、「実質・未来・全体」に視野を広げなければならないと主張したのは、そのことを示している<sup>(150)</sup>。

#### 1) 「形式への集中」、担保・信用保証依存

「形式への集中」とは、金融検査・監督が、借り手の事業内容ではなく、担保・保証の有無を必要以上に重視する、顧客ニーズに即したサービス提供よりもルール順守の証拠作りに注力するといったことである<sup>(151)</sup>。

金融機関の担保重視は金融機関自身が求めていたことであった。また日本の中小企業の

およそ70%は赤字申告であり、財務基盤が脆弱で担保余力の少ない中小・零細企業の資金供給においては信用保証協会の保証が頼りの綱となっていた<sup>(152)</sup>。したがって、担保や信用保証依存は『金融検査マニュアル』がもたらしたとは必ずしも言えない。だが、『金融検査マニュアル』において、「信用リスク検査用マニュアル」における「自己査定に関する検査」において、「債権の分類方法」に関して「担保による調整」や「保証等による調整」が明示され、自己査定における「債権の分類規準」において担保や保証が重視されていた。このことが、金融機関の信用リスク管理において担保重視をもたらし結果を招いたという側面がなかったとは言えないであろう。

『金融検査マニュアル』は、「金融機関の担保・保証が十分かどうかを検証するための教科書」という意味合いが強く、金融機関の最低限の実務を確立するために整備されたものとなっており、事業性評価に不可欠な、事業から生まれるキャッシュフローを融資・審査においてどう考慮するかといった要素が盛り込めていないものとなっていた。このことが、金融機関が「事業収益があって融資可能」と判断しても、「のち債務者の状況が悪くなった場合に、検査の際に担保・保証の十分性を問われることを恐れる」といった金融機関の行動を招いてきた面があったことは否めない<sup>(153)</sup>。金融庁は、1999年に策定された『金融検査マニュアル』の別表が借り手の実態把握ではなくて外形的な基準を中心に用いて債権分類を行っていたことを認めている<sup>(154)</sup>。

現場の銀行員がマニュアル主義によりどんどんレベルダウンし、金融機関は『金融検査マニュアル』に基づいて自行のマニュアルを作り、営業の現場では、金融検査の根本思想が置き去りにされて、チェックリストだけが適用される、という問題もあった<sup>(155)</sup>。

金融検査マニュアルは、本文に「金融機関の規模や特性を十分にふまえ、機械的、画一的な運用に陥らないよう配慮する必要がある」といった記述があるものの、全体的には、「内部規定を策定しているか」、「組織内に周知されているか」という文言が多用されるなど、「一律的なチェックリスト方式」になっている。その結果、金融機関が金融検査での指摘を恐れて、マニュアルに記載されているプラクティスからの乖離に及び腰になり、「チェックしたことの証拠をいかに残すか」という形式的な対応を促す結果となっていた。金融検査マニュアルに依存したことで、当局と金融機関双方の「思考停止」を招くという側面があったのである<sup>(156)</sup>。

## 2) 「過去への集中」、財務状況の定量的評価重視

「過去への集中」とは、将来の経営の持続可能性よりも、過去の経営の結果である足元のバランスシートを重視する、顧客ニーズの変化への対応よりも過去の法令違反行為に着目する、といったことである。当時の金融検査・監督においては、過去の一時点の健全性の確認が重視され、将来（未来）に向けた健全性が確保されているかをみるという視点が不十分であった<sup>(157)</sup>。

不良債権問題期の金融検査においては、特に過去の業績を示す財務状況の定量的評価の検証が重視された。『金融検査マニュアル』の「自己査定に関する検査について（別表1）」における債務者区分においては、財務状況のみならず、事業の「未来の姿」を評価するために必要となる競争力の源泉となる知的資産となる技術力や販売力、将来の成長性なども考慮されていた。だが債権の査定は、信用格付を行い、信用格付に基づき債務者区分を行

うことを原則としており、これには担保・保証の有無とともに、財務状況の定量的評価が大きくかかわっていた。金融機関が企業の事業性を評価しているかどうかを重視してはなかった。

中小零細企業を取引先とする第二地銀はマニュアルの「中間とりまとめ」が破綻懸念先の定義に定量的基準を明示したことを危惧していたが、「最終とりまとめ」では定性情報も加味されることとなった。金融検査や『金融検査マニュアル』においては、別冊に見られるように質的検証が行われた。『金融検査マニュアル』が中小企業の質的評価を無視したということではできないということを指摘しておきたい。

とはいえ、その質的側面での検証が不十分であり、これが金融機関にそのような結果を招くことになった面があったことは否めない<sup>(158)</sup>。金融庁は、『マニュアル』別表が一種のセーフハーバー（安全港）となり、借り手の実態を把握し、将来の損失発生確率をよりの確に見通す努力を行うよりも、過去データや担保・保証等に着目した実務を続ける方が安心であるとの印象をもたらしめているのではないか、形式と過去への集中が続き、実質と未来の視点からの改善が進みにくい原因となっているのではないか、という指摘があることを認めている<sup>(159)</sup>。金融庁は、現在、『金融検査マニュアル』に基づく画一的な内部管理態勢（リスク管理、引当等）の検証が行われた結果、過去の貸倒実績のみに依拠して引当を見積もる実務が定着して、金融機関が認識している将来の貸倒れのリスクを引当に適切に反映させることが難しくなったことを認めている<sup>(160)</sup>。

バブル経済崩壊以降に多くの金融機関が不良債権を抱えるようになった状況を早期に打開するために制定された『金融検査マニュアル』に基づいて、金融監督庁や金融庁が貸出金の資産査定を厳格化し、不良債権処理を積極的に進めたが、これが結果的に、すべての金融機関を委縮させ、以後、「不良債権を生み出さない経営」、「マニュアルに厳格に従ったリスクを取らない経営」を墨守する姿勢を金融機関が貫くことになってしまった<sup>(161)</sup>。マニュアルに基づく過去の財務指標依存の審査目線が当然のように融資判断の基準になるようになったのもこの頃からである。金融庁の意図ではなかったにしても、金融機関の対応としては、当該企業に少しでも財務面で懸念が認められれば、速やかに退場に向けたシナリオを準備するという機械的な運営が恒常化し、ほとんどの金融機関が「事業価値を判断する」という本来あるべき姿を放棄するという結果を招くこととなったのである<sup>(162)</sup>。

現在では、貸出先の事業の将来性や将来のキャッシュフローから返済可能性を評価した融資を行うことが銀行貸出の課題の一つとなっている。また、経営状態に重大な問題が生じていない債務者に対する債権であっても、将来信用状態が大きく悪化するリスクが潜んでいる場合に、いかに将来の貸倒れに備えつつ、リスクが顕在化する前に実効的な経営支援に着手できるかが、多くの金融機関にとって重要な課題の一つとなっている<sup>(163)</sup>。将来を見据えた信用リスクの特定・評価が重要となっている<sup>(164)</sup>。だが不良債権問題期の金融検査はこれに対応するものとはなっていなかったのである。

### 3) 「部分への集中」

「部分への集中」とは、金融機関の経営全体の中で真に重要なリスクを議論するのではなく、個別の資産査定に集中する、個別の法令違反行為だけを咎めてガバナンスや企業文化といった問題発生の根本原因の究明や必要な対策の議論を軽視する、といったことであ

る<sup>(165)</sup>。

当時の金融検査・監督は、重箱の隅をつつきがちで、重点課題に注力できていなかった。全体をみた、実質重視の最低基準検証になってはいなかった<sup>(166)</sup>。

## (2) 「最低基準検証」という限界

不良債権問題期の金融検査においては、最低基準（ミニマム・スタンダード）が形式的に守られているかどうかを重視され、実質的に良好な金融サービスの提供やリスク管理ができていないか（ベスト・プラクティス）を検査することが不十分であったということが挙げられる。このことについて立ち入って述べよう。

2000年代前半までは、『金融検査マニュアル』に基づいて個別の貸出についての自己査定や償却・引当の適切性を検証し、最低自己資本比率の充足状況を確認する最低基準検証が当局の取組の中心であった。2000年代前半には、利用者保護を図るために最低限の法令順守態勢の確保が重視され、チェックリストに基づく法令違反の網羅的洗い出しが行われた<sup>(167)</sup>。

金融システムの安定、利用者保護、市場の公正性・透明性の3目標を巡っては、最低限満たすべき基準の充足の確認のための検査・監督は、形式・過去・部分の視点に偏りがちであった。「最低基準検証」は必要なことではあったが、その進め方を実質・未来・全体の視点から見直すという課題が2000年代後半以後においても残されていた<sup>(168)</sup>。

当時の『金融検査マニュアル』には最低基準を検証するマニュアルであるという限界があった。

また当時の金融監督行政においては持続的な最低基準充足を確保するための「動的な監督」が重視されてはいなかった。当時においては、ルールに基づく事後確認型行政が標榜されていた。「動的な監督」という、明確な最低基準抵触がない段階において、これに抵触する蓋然性が高い金融機関については、実際にこれに抵触する事態に至らないように、予防的に問題点を指摘し、改善対応を求めていくという手法が採られてはいなかった<sup>(169)</sup>。

不良債権問題期においては、『金融検査マニュアル』は「動的な監督」のためのマニュアルとして機能してはいなかった。

金融庁が「ベター・レギュレーション」の取り組みを明示的な課題として掲げ、「ミニマム・スタンダード」をクリアしつつある状況を見据えて、「ベスト・プラクティス」を目指して、問題発生への対処という消極的な対応から意識的な局面展開を課題とする積極的な対応を課題とするようになるのは2007年7月になってからのことであった<sup>(170)</sup>。

金融監督の方法にはルールベースのアプローチとプリンシプルベースのアプローチとがある。前者は規制監督側が詳細なルールや規則を制定し、それらを個別事例に適用していくというものである。これに対して後者は金融機関側が尊重すべき重要な原則や規範を示し、金融機関の自主性を尊重しつつ行政側が対応するというものである。ベター・レギュレーションの第1の柱はこの両者の最適な組み合わせを実現することである<sup>(171)</sup>。不良債権問題期においてはルールベースの金融監督が行われていた。これは不良債権問題が大きな課題となっていたからであった。金融機関は金融検査マニュアルに基づいて融資したり回収したりすることに追われたのであった<sup>(172)</sup>。

中小企業家同友会全国協議会は、『金融検査マニュアル』では『将来を見越した融資』

はできにくい。金融機関の健全性を機械的な自己資本比率のみで図るのは限界がある」、『地域への円滑な資金供給』『利用者利便』の観点から公的機関が評価・情報公開を行うよう指導すべきではないか」という問題提起を行った。中小企業への金融取引の円滑・育成に逆行するのが、今の金融検査マニュアルである、という批判が不良債権問題期の『金融検査マニュアル』に対してあったのである(平石裕一[2002]15ページ)。

### (3) 金融機関の融資における創意工夫の障害、金融機関の個性・特性に即した実態把握の不十分性

『金融検査マニュアル』策定当初はその画一的運用による弊害が顕著にあらわれた。

金融機関は『金融検査マニュアル』を踏まえてそれぞれの特性に応じた詳細なマニュアルを自主的に作成し、自行の業務の健全性と適切性の確保に努めればよいことになっている。だが金融庁が「全ての金融機関についてチェックリストに基づく網羅的検証を定期的に行い、個別の非違事項の指摘と処分を行う」という形での最低基準検証を繰り返すことは、金融機関が検査マニュアルへの対応を念頭に形式的な諸規定や組織・態勢の整備に注力し、これが固定化し、いったん策定された内部規定が固定化し、多様で主体的な創意工夫の障害となるという問題を生じることともなった<sup>(173)</sup>。不良債権問題期を経た後にこれが大きな問題として残ることとなった<sup>(174)</sup>。

『金融マニュアル』に基づく検査・監督手法においては、ルールベースとなる形式チェックに基づいて、個別の資産査定や法令順守の事後的な検査が実施され、①「形式への集中」、②「過去への集中」③「部分への集中」という副作用が当局の側にも、金融機関の側にも生じ、こうしたことが金融機関の創意工夫の障害、目利き力の低下、をもたらすという側面があった<sup>(175)</sup>。日本型金融排除、企業の経営資源(ヒト、モノ、カネ、情報等)を総合的に捉え、企業の過去、現在、将来を見据えたとえで企業の実態を把握するという、事業性評価に基づいた融資の立ち遅れの一因となった<sup>(176)</sup>。

金融検査マニュアルに基づく金融検査が銀行員の考える力の低下を後押しした<sup>(177)</sup>。

金融検査マニュアルは、いいこともたくさん書いているが細かすぎるため、これが金融機関の創意工夫の余地を奪い、思考停止を招き、リスク管理のマニュアル化をもたらしたという側面もあった<sup>(178)</sup>。

金融庁は、現在、別表が金融機関のビジネスモデルや顧客の特性に応じた改善の取組みを制約することは望ましくないと述べている<sup>(179)</sup>。金融庁は検査マニュアルが想定しているビジネスが、かなり限定された類型のものとなり、各金融機関の経営戦略や融資方針が、十分に反映されず、画一的に内部管理態勢(リスク管理、引当金等)の検証が行われた結果、担保・保証への過度な依存、貸出先の事業理解・目利き力の低下といった融資行動への影響が生じたと述べている<sup>(180)</sup>。現在、同庁は、金融機関が自主的な創意工夫を行いやすくするよう、ビジネスモデルの多様性に合わせた、金融検査・監督を行うことを目指している。金融庁は、融資における検査・監督を金融機関の個性・特性に即した実態把握と金融機関との対話を進めるものに改めようとしているのである<sup>(181)</sup>。

### (4) 短期継続融資の長期融資へのシフトの弊害

2002年に策定された金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕の事例の中で、手形



の書換え継続が常態化している貸付については、正常運転資金に相当する部分とそれを超える部分に切り分けて見ること、そしてそれを超える部分については不良債権にあたるかどうかの検証が必要である旨が示された<sup>(182)</sup>。

これを受けて多くの金融機関が、正常運転資金に相当する部分についても、短期手形貸付による対応を避けて、長期証書付き（担保や保証付き、約定返済付き）で対応することとなったのであった<sup>(183)</sup>。

本来は短期継続融資や当座貸越取引などで対応すべき運転資金融資がキャッシュフローに適合しない証書貸付にシフトしてしまった。このため、取引先の資金繰りが極度に悪化することになってしまったのである<sup>(184)</sup>。

『金融検査マニュアル』の策定後、長期融資が漸増する一方で、短期貸出は漸減している。これは短期継続融資が場合によっては条件変更債権融に該当される危惧から短期継続融資が長期融資に振り替えられたためであり、リーマンショック以降その傾向は加速されている。返済が求められない運転資金の短期継続融資を長期証書貸付としたことは、毎月定額弁済で中小企業の資金繰りを圧迫し、やがて借り手中小企業は約定弁済ができなくなり、借入の条件変更を余儀なくされて、その後は新規融資が受けられなくという問題を生じさせることとなった。このようなことが中小企業への短期貸出を減少させることとなった<sup>(185)</sup>。

また、短期継続融資手続きが不用となったことは、金融機関との面談が減り、企業の課題解決を遅らせるという問題を生じさせることともなった<sup>(186)</sup>。

金融庁は正常運転資金の範囲内であっても「短期継続融資」による対応を差し控え、長期融資（多くは担保・保証付）で対応する動きが一部でみられたことに対する反省から、2015年1月に『金融検査マニュアル別冊』の一部を改正し、新たな事例20を追加した<sup>(187)</sup>。この事例の中でのポイントは、① 正常運転資金に対して、「短期継続資金」で対応することに何ら問題はない、② 「短期継続融資」は無担保無担保の短期融資で、債務者のニーズに応需し、書替え時に債務者の業況や実態を適切に把握して、その継続の是非を判断することは、目利き力発揮の一手法となり得る、③ 正常運転資金の範囲は、債務者の業況や実態に合わせて柔軟に検討する必要がある、ということが明記されたのである<sup>(188)</sup>。

こうして、ようやく中小企業は正常運転資金を短期継続融資で借り入れることが困難となり、これが金融機関の目利き能力の低下の一因となったという問題が解消されることとなったのである。

## 2 『金融検査マニュアル』の運用上の問題点

### (1) 金融検査官のマニュアル運用上の問題

金融検査官の検査の姿勢にも問題があった。『金融検査マニュアル』の中小企業編が出る前には、実際の運用に際して、「金融機関サイドの主張が受け容れられない」、「金融検査官によって判断が違うなど」の苦情が絶えなかった<sup>(189)</sup>。金融検査官がマニュアルを機械的に適用した検査を行い、これに従わない銀行員を叱責するという事態も生じていた<sup>(190)</sup>。中小企業の実態に明るい検査官が不足していた<sup>(191)</sup>。

金融検査の対象に伴い検査官が増員されたが、多くは公募により中途採用された職員であり、検査業務の習熟度が一様ではなかった<sup>(192)</sup>。佐藤隆文金融庁検査局長が認めているように、検査官の人数が増える中で、経験の浅い検査官などは、どうしてもリスクについ

て保守的に見てしまうため、機械的・画一的な判断になってしまうという問題があった<sup>(193)</sup>。『金融検査マニュアル』策定当初において、検査官の能力上の問題もあり、機械的・画一的な運用が実施され、中小企業金融機関・地域金融機関や中小・零細企業に悪影響を及ぼすという弊害が生じたのである。

金融検査官は、検査の結果としての正常の判断がなされた後、当該金融機関が破綻した場合の当局の検査責任を恐れていた。このことが現場の金融検査官の厳しい検査を生じさせた。この結果、融資すればマニュアルの定義に従ってすぐに金融検査によって不良債権と認定されることを恐れた地域金融機関は引当を積み上げ、貸出をじわじわと減少させていったのである<sup>(194)</sup>。

検査官の養成が急務となり、金融庁は、ベテラン検査官が金融機関の支店長役となって模擬査定研修を実施することにより検査官に対する教育・訓練の充実・強化に努めた<sup>(195)</sup>。だが金融庁の人材育成・確保という課題はその後においても残されていたのである<sup>(196)</sup>。

## (2) 金融機関のリスク回避の保守姿勢

金融機関の対応にも問題があった。『金融検査マニュアル』は金融機関のリスク管理を重視するものであり、リスク排除を奨励するものではなかった。基本的考え方としては、従来の資産査定中心の検査から、リスク管理重視の検査への転換を図る、ということに重点が置かれていた。だが実際には不良債権問題期には資産の自己査定の検査に金融検査の重点がおかれ、金融機関の現場では、『金融検査マニュアル』の銀行貸出の健全化の側面に適合するように、リスクそのものを排除する方向で対応が進んでいた。

預金を資金源とする銀行には債権確保を重視する保守的性格があった。銀行経営の健全化を求める『金融検査マニュアル』を前にして、銀行の本来の使命である、与信を通じて貸出先企業の事業リスクをとるという機能が著しく弱くなってしまった。銀行はとりわけ、新規事業に対する与信に慎重になったのである<sup>(197)</sup>。

## (3) 金融機関の金融検査監督当局の意向への付度

『金融検査マニュアル』が提示したのはあくまでも統一基準であって、それを機械的に適用することに対しては繰り返し注意を喚起していた。当局からの要請のまま、一律・画一的に融資に取り組んできた金融機関の姿勢に大きな問題があった。金融機関が当局の意向を付度した行動をとったことが担保、信用保証、財務分析依存、金融検査マニュアル機械的適用に基づく貸出をもたらした大きな要因の一つであったと言えよう。

それでは金融機関がなぜ金融検査監督当局の意向を付度した慎重な貸出行動をとったのであろうか。

金融機関には金融検査の検査に異議を申し立てる機会が与えられていた。その機会を十分に行使できなかった背景には、金融検査監督当局が欧米の金融リスクマネジメントの理論に精通し、検査官が検査の十分な経験を有する面があった一方で、金融機関職員の目利き能力に不十分性があったという事情があったと考えられる。金融検査官に問題点を指摘された場合にそれに反論する力量が銀行の側に不足していたといえる。

金融機関が、検査官との間で企業の債務者区分について合意に至らない場合に、立入検査が終了した段階で、文書で検査局へ申し立てる「意見申立制度」が設けられていたが、

その申立ては必ずしも聞き入れられなかった。この一因として、金融機関側が「企業の実態を十分に把握せず、数字に基づかない曖昧な業界の将来予測など、合理性を欠く従来どおりで通用する」と考えているケースがあった（『金融財政事情』2002年9月23日号、21ページ）ことが挙げられる。2004年当時の支店長匿名座談会では、地域金融機関が取引先の実態を本当に把握しているかという疑問が残る、検査では基本的にきちんと説明できなければだめだが、それができない支店長が稀にいるということが語られている（『金融ジャーナル』2004年3月号、63-64ページ）。また、意見申立制度には申立てまでの猶予が2~3日しかないという難点があった（同、63ページ）。

金融機関職員の目利き能力の不十分性については本論文のIVの5で指摘したが、これに関して千葉真司〔2014〕では「その背景には、企業とのコミュニケーション不足や顧客ニーズの把握不足に加え、金融機関のノウハウ不足、そして何よりも、当局からの要請のまま、一律・網羅的に取り組んできた金融機関側の姿勢にも問題があるのではないか」と述べられている（1ページ）。当局の意向に沿おうとする金融機関側の姿勢にも問題があったといえよう。

金融機関の検査の法的性格、金融監督行政との連動も付度に関係していたと考えられる。

金融検査は単なる調査ではなかった。金融検査は金融機関の許認可権を握る金融庁の検査であった。金融機関は不良債権を生じた場合の処分を恐れて財務の健全性を求める金融庁の意向を無視できなかったと考えられるのである。『金融検査マニュアル』は検査官が金融機関を検査する際に用いる単なる手引書ではなかった。検査部局による金融検査は監督部局によるオフサイト・モニタリングおよび監督上の行政措置と連携していた。マニュアルに従っていないということが金融検査やオフサイト・モニタリングによって認定された場合には、業務改善の余地が存在していたとしても、金融機関は行政処分される可能性があった。これを恐れたことが、金融機関が金融検査監督当局の意向を付度して金融検査マニュアルに忠実にしたがうという結果を生じさせたと考えられるのである<sup>(198)</sup>。金融検査マニュアルは「中間とりまとめ」よりも文言が穏やかになっていたが、その運用は金融機関の過剰反応を招くものであったと考えられる。銀行員は、自分が担当している融資にクレームがつくことを嫌い、心理的に委縮して、回収に問題がない場合でも貸倒引当を積むということが起こっていた<sup>(199)</sup>。

従来の検査は個別資産査定が中心であったこともあり、金融機関の融資判断が、検査官に説明しにくい事業性などに関する定性情報よりも担保・保証等や財務情報に基づく格付け重視にかたよるという問題もあった<sup>(200)</sup>。

このように金融機関側の金融検査監督当局、『金融検査マニュアル』への対応姿勢に大きな問題があったのである。

## むすび

本論文ではバブル経済崩壊以後の不良債権問題期の金融検査の改革について、資料に基づいて総合的に考察した。特にこの時期の『金融検査マニュアル』の再評価を行った。

バブル経済崩壊以後の金融検査の改革について考察する前提として、まず、第1章において、それ以前の大蔵省の金融検査について概観した。

次いで、バブル崩壊以後における大蔵省の金融検査改革について立ち入って検討した。この改革は当局指導型であった金融検査方式を市場機能、金融機関の自己管理重視型の金融検査型へ転換するものであった。本論文では、第2章において、この金融検査改革の背景と転換過程を明らかにした。

バブル経済崩壊以後、金融不祥事、不良債権問題が顕在化した。また、市場機能、金融機関の自己責任重視の金融検査が求められるようになった。バブル経済期以降の大蔵省の金融検査には機構上の問題点が存在していた。検査官が不足していた。また金融自由化、国際化、金融技術革新が進み、金融機関が直面するリスクが多様化、複雑化した。このため、当局の上からの金融検査で銀行経営の健全化を図ることは困難となった。市場機能・市場規律、金融機関の自己責任、原則による銀行自身のリスク管理が1990年代以降、強く求められるようになった。不良債権問題の深刻化と国際的銀行監督規制の展開（自己資本比率規制）がこのようなりリスク管理管手法の導入を強く要請したのであった。こうして当局の金融検査は、監督機関による事前的信用秩序維持方式から市場機能、銀行の内部管理を前提とした、リスクの事後的チェックをするものに改められた。金融検査は当局指導型から金融機関の自己管理型に転換した。この時期には早期是正措置が新たに導入された。これも金融機関が自らの責任において算出した自己資本比率を前提とするものであり、検査官がその算定を事後的にチェックするものであった。自己資本比率規制は国内的に求められていたものでもあったが、とくにバーゼルⅠの影響が強かった。国際的にも金融機関の自己管理、自己資本算定重視の金融検査への転換が求められていたのであった。第2章の1~3では、このような金融検査方式の転換の過程とその国内的・国際的背景を明らかにしたのである。

このような金融監督行政を行っていくための中核的手法として早期是正措置が導入された。これに伴って統一基準に基づく資産の自己査定と貸倒引当・償却制度が採用され、この正確性や適切性を確認するための金融検査が行われることとなった。このような金融行政が『金融検査マニュアル』の策定を決定づけたのである。新たな金融検査の枠組みは、『金融検査マニュアル』が発表される間に形成されていたのであり、この過程を解明することによって、なぜ統一基準に基づく『金融検査マニュアル』が策定されたことを第2章の4で明らかにしたのである。

金融監督庁、金融再生委員会、金融庁が設立されると、金融検査はこのような金融監督機関のもとで実施されるようになった。そこで、第3章では、このような監督組織の設立と、そのもとでの金融検査を含む金融機関に対するモニタリング方式について概観した。

バブル経済崩壊後の不良債権問題期には、金融検査は『金融検査マニュアル』に基づいて行われるようになった。そこで、これまでの考察を踏まえて、第4章、第5章、第6章で『金融検査マニュアル』について詳細に検討した。

まず、第4章で、『金融検査マニュアル』の策定過程とその内容、その金融機関経営健全化機能について論述した。

第4章の1で、『金融検査マニュアル』の策定過程を考察した。これは国内で金融機関の自己査定、償却・引当に関する態勢整備が急務とされたことを背景とするとともに、国際的金融監督制度の変化に対応して、バーゼルⅠのフレームワークを取り入れようとするものであった。

『金融検査マニュアル』は金融環境の変化によりその内容が変更されている。第4章の2で策定当初の『金融検査マニュアル』の内容を紹介し、その特徴、真の狙いを明確にすることとした。策定当時の『金融検査マニュアル』は、法令等の遵守態勢とリスク管理態勢を確認するという2構成から成っていた。リスク管理態勢検査用マニュアルの中に信用リスクに関するチェックおよびマニュアルがあり、『金融検査マニュアル』ではこれが重視されていた。このなかに「信用リスク検査用マニュアル」があったが、これは検査官が自己査定、償却・引当および自己資本比率等に関する検査を行うためのものであり、不良債権問題期にはこれが重視されていた。

大蔵省主管で金融検査が行われていた時代には金融機関の資産の査定は検査監督当局の査定に依存していたが、早期は正措置導入後、とくに『金融検査マニュアル』策定後は、統一基準に基づき、金融機関が自己査定するようになり、金融機関が資産の状況を自ら把握することができるようになった。自己査定は貸倒引当・償却、自己資本算出の基礎ともなった。金融検査は『金融検査マニュアル』に基づき、自己査定基準の適切性の検証、自己査定結果の正確性の検証を行うものとして実施されることとなった。

従来は「不良債権無税償却制度」の下で無税償却に該当するものはほぼ適切に処理されていたが、それ以外の債権償却については各銀行の判断に多くがゆだねられていたから、必ずしも適切に処理されていたとはいえなかった。1997年に「不良債権無税償却制度」が廃止された後は、不統一な償却・引当が行われることとなった。『金融検査マニュアル』が策定された後には、このマニュアルに基づき、統一基準による貸倒償却・引当の適性化が図られるようになったのである。金融検査は、『金融検査マニュアル』に基づき、償却・引当基準の適切性の検証、償却・引当結果の適切性を検証するものとして実施されることとなった。

資産の自己査定、貸倒引当・償却の算定に基づき、自己資本比率が算定された。金融検査は、『金融検査マニュアル』に基づき、自己資本比率の正確性の検証、償却・引当に関する検査の結果が自己資本比率に与える影響を検討するものとして実施されることとなった。

『金融検査マニュアル』はこのような金融検査の統一基準を詳細に明示している。

このように第4章の2では『金融検査マニュアル』の策定当初のその内容を明らかにしたのである。

策定当初の『金融検査マニュアル』（『金融検査マニュアル』本冊）には機械的、画一的運用回避方針があったけれども、実際にはこれが機械的、画一的に運用されてしまった。このため、中小企業に対する貸し渋りや貸し剥がしが生じ、『金融検査マニュアル』に対する批判が生じた。第4章の3ではこのことを例示した。

『金融検査マニュアル』に対する批判に直面して、金融庁は『金融検査マニュアル別冊〔中小企業編〕』を策定した。これによって、『金融検査マニュアル』本冊の行き過ぎた運用が是正されることとなった。第4章の4ではこのマニュアルの策定過程とその内容についても論じた。

本論文では、『金融検査マニュアル』に対する政策評価も行った。金融庁は、『金融検査マニュアル』が規定した統一基準に基づく金融検査により、金融機関による適切な資産の自己査定、自己査定に基づく適切な貸倒引当・償却、これに基づく適切な自己資本比率の算定を促した。こうしたことにより、不良債権処理が進められていったのである。このこ

とを不良債権比率の低下や貸倒引当率の上昇で確認した。当時の『金融検査マニュアル』が金融機関経営の健全化に寄与したことは明らかである。第4章の5で述べたように不良債権問題期には『金融検査マニュアル』が定めた自己査定や貸倒・償却引当などに関する統一基準には金融機関経営健全化の意義があったのである。不良債権処理が進められたということは金融システムの安定をもたらした、我が国の金融行政や金融システムに対する内外の信頼度、信認度を高めたということもできる。

現在においても『金融検査マニュアル』の金融健全化機能が全くなくなってしまったとはいえないのではないか。『金融検査マニュアル』は金融機関の過去データ依存、担保・保証依存、金融機関の事業性評価能力の低下をもたらしたということで、2019年末で廃止されてしまったが、金融機関の目利き能力の低下は『金融検査マニュアル』によってもたらされたとは必ずしも言えないであろう。

新井大輔氏が指摘されたように、我が国ではバブル経済以前から信用金庫などではリレーションシップバンキングが展開されており、貸出における質的評価が行われていた。

『金融検査マニュアル』にこの一部が取り入れられ、その別冊で技術力や販売力等、現在の事業性評価と重なる定性分析に検査の視点が拡大し、金融庁が2003年3月からリレーションシップバンキングを推奨するようになり、事業性評価に取り組む方向を示し、2004年2月の別冊の大幅改定で金融機関の資金仲介機能の活発化や事業性評価が重視されるようになった。久保田博三・渡邊賢司[2016]にも指摘されているように(39ページ)、「事業性評価」という考え方は、突然降って湧いたものではなく、『金融検査マニュアル』にも存在していたのである。このことが無視されるべきではない。

だが不良債権問題期の『金融検査マニュアル』には問題点や限界があったことも事実である。本論文ではこのことについて詳細に検討した。

金融検査には、預金者保護・金融機関経営健全化・金融システム安定化(信用秩序維持)機能とともに、銀行の国民経済に対する信用供与促進機能とがある。第5章では、戦後の金融検査マニュアルの目的の推移を考察した。戦後の経済復興期から安定成長期にかけては、金融検査マニュアルにこの2つの目的が掲げられていた。不良債権問題期には、金融検査において銀行経営健全化機能が優先された。『金融検査マニュアル』も金融機関の資金供給面における機能発揮における国家の役割を認めていたけれども、実際には中小企業金融円滑化機能が後退した。『金融検査マニュアル』に、中小企業金融の円滑化が独立した項目として掲げられてはいなかった。その「基本的考え方」としては「資産査定中心から、リスク管理重視へ」移行するとされていたが、実際には「法令遵守」と資産査定をはじめとするリスク管理が重視されていて、特に金融機関経営健全化、金融システムの安定化機能が重視されていた。『金融検査マニュアル』にリスク・マネジメントが本格的に重視されるようになるのは不良債権問題が2005年に終息するとともにバーゼル銀行監督委員会のバーゼルⅡ自己資本比率規制が2007年3月末から全面実施されることになってからのことであり、『金融検査マニュアル』に「金融円滑化編」が新たな編として追加されるのは2008年のリーマンショック後の2010年のことである。第5章では、不良債権問題期の『金融検査マニュアル』の銀行経営安定化機能重視の性格を、金融検査マニュアルの目的の推移の考察から明らかにしたのである。

不良債権問題期の『金融検査マニュアル』には金融検査には問題点や限界があった。こ

れを詳しく論じたのが第6章である。

当時の『金融検査マニュアル』には、第1に、内容上の問題点や限界があった。すなわち、「形式への集中」、「過去への集中」、「部分への集中」という問題点があった。また、「最低基準検証」という限界があった。さらに『金融検査マニュアル』が統一性基準を示すという基本的性格を持つ一方で、それが銀行経営の画一化をもたらし、各金融機関の融資における創意工夫を阻害するという弊害を有していた。加えて、短期継続融資の長期融資へのシフトという弊害があった。

第2に、当時の『金融検査マニュアル』には、マニュアル運用上の問題点があった。これには金融検査官のマニュアル運用上の問題、金融機関のリスク回避の保守姿勢、金融機関の金融検査監督当局の意向への付度という問題があった。『金融検査マニュアル』そのものではない問題点が存在していたのである。

このような問題点や限界を持つマニュアルのもとでは、事業性評価融資が困難であったことも認めざるを得ないのである。それは『金融検査マニュアル』そのものから生じたというだけでなく、その運用方法からも生じたというべきである。

本論文は以上のようなことを論証したのである。

#### 〔注〕

- (1) 金融庁 [2019]。
- (2) 金融庁 [2018a] 4-5 ページ。
- (3) 戦後については、邊英治 [2005]、白鳥圭志 [2017]、新井大輔 [2017] などの研究もある。
- (4) 金融検査研究会編 [1988] 16-17 ページ。金融検査研究会編 [1991] 17-20 ページ。齊藤壽彦 [1996] 104-105 ページ。
- (5) ① 検査事項の拡充・重点化、② 検査事務の効率化・合理化、③ 検査の事後フォロー体制の強化、検査関係情報の収集、管理体制の整備等が図られた（金融検査研究会編 [1988] 33-36 ページ）。
- (6) 金融検査研究会編 [1988] 37-41 ページ。
- (7) 金融検査研究会編 [1988] 17-21 ページ。
- (8) 齊藤壽彦 [1996] 103 ページ。
- (9) 金融検査研究会編 [1988] 21-27 ページ。
- (10) 地域金融研究所編 [1996] 208-209 ページ。齊藤壽彦 [1996] 103-107 ページ。
- (11) 大蔵省大臣官房地方課『大蔵省財務局五十年史』2000年、213 ページ。
- (12) 金融検査研究会編 [1988] 28-32 ページ。総務庁行政監察局編 [1998]。齊藤壽彦 [1996] 113-117 ページ。齊藤壽彦 [2000b] 33 ページ。
- (13) 岡正生『転換期の銀行経営』有斐閣、1992年、齊藤壽彦 [1996] 117-119 ページ。
- (14) 不良債権問題については内閣府経済社会研究所監修、池尾和人編 [2009]、内閣府経済社会研究所監修、小峰隆夫編 [2011] 第3部等を参照されたい。
- (15) 金融再生法開示債権については、金融庁編 [2003]『金融庁の1年』平成14事務年度版、86-87、368-370 ページ等を参照。リスク管理債権については、金融法規研究会

- 編『金融小六法』平成11年版, 学陽書房, 1999年, 103ページ, 『金融庁の1年』平成14事務年度版, 86, 368-369, 371ページ等を参照。
- (16) 佐藤隆文 [2003] 11-17 ページ。
  - (17) 佐藤隆文 [2003] 43-46 ページ。金融制度調査会の1994年6月の『金融自由化と金融機関の健全性確保について』と題する報告書は, 自己規律による金融機関の創造的経営を目指していた(村本孜 [1997] 16-17 ページ)。
  - (18) 齊藤壽彦 [1995] 38-44 ページ。齊藤壽彦 [1996] 122 ページ。
  - (19) 佐藤隆文 [2003] 18-41 ページ等。
  - (20) 齊藤壽彦 [1996] 122-125 ページ。
  - (21) 櫻川昌哉 [2006] 124 ページ。
  - (22) 齊藤壽彦 [1996] 123 ページ。
  - (23) 齊藤壽彦 [1996] 117-125 ページ。齊藤壽彦 [1998] 61 ページ。
  - (24) 金融検査研究会編 [1991] 43-47 ページ。
  - (25) 氷見野良三 [2003] 13-15 ページ。
  - (26) 横山昭雄監修 [1989] 118 ページ。1982年からのラテンアメリカ地域の累積債務問題の深刻化や大手銀行の破綻を受けて, 米国では1980年代前半に銀行の自己資本比率規制が強化された。しかし, それにより米国の銀行が国際競争力を失うことは避けなければならない, 国際業務を営む世界の銀行が同じ条件で競争できるよう, 米国はバーゼル銀行監督委員会に自己資本比率規制の強化を提案した(吉井一洋編, 鈴木利光・金本悠希・菅野泰夫著 [2014] 5-6 ページ)。
  - (27) 金融検査・監督等に関する委員会「今後の金融検査・監督等のあり方と具体的改善策について」1995年12月26日, 『金融財政事情』1996年1月15日号, 64-66 ページ。
  - (28) 『金融財政事情』同上号, 64 ページ。村木利雄(大蔵省大臣官房金融検査部管理課長)「早期是正措置および銀行行政等について(前)」『NewFinance』1996年9月号, 9-10 ページ。
  - (29) 齊藤壽彦 [1996] 128-131 ページ。
  - (30) 佐藤誠一郎(大蔵省銀行局銀行課課長補佐)「『今後の金融検査・監督等の在り方と具体的改善策について』の考え方と概要」『金融財政事情』1996年2月12日号, 20 ページ。
  - (31) 村木利雄, 前出, 13 ページ。「大蔵省が金融検査のチェックリストを初めて公表」『金融財政事情』1996年7月8日号, 6-7 ページ。齊藤壽彦 [1996] 132 ページ。齊藤壽彦 [1998] 61 ページ。
  - (32) 「大蔵省が金融検査のチェックリストを初めて公表」『金融財政事情』1996年7月8日号, 6-7 ページ。草薨正美(大蔵省大臣官房金融検査部管理課調査係長)「大蔵省『市場関連リスク管理態勢』『海外拠点検査』チェックリストの概要」『金融財政事情』1996年8月5日号, 62-66 ページ。海外拠点検査チェックリストの概要については『金融財政事情』1996年8月5日号, 65-66 ページを参照されたい。
  - (33) 大蔵省大臣官房金融検査部「早期是正措置制度導入後の金融検査における資産査定について」『金融財政事情』1997年3月17日号, 65-70 ページ。
  - (34) 大蔵省大臣官房金融検査部長「新しい金融検査に関する基本事項について」1998年



- 3月31日付通達『金融財政事情』1998年4月13日号、34-36ページ。
- (35) 金融監督庁 [1999b] 第6章I「市場規律と自己責任の原則の徹底」。
- (36) 中村中「検査方向転換で何が変わるのか」『銀行実務』2005年8月号、43-47ページ。  
金融検査と内部監査については木村剛 [2001] を参照されたい。
- (37) バーゼル規制導入に至る経緯・背景については、横山昭雄監修 [1989] 第3章を、参照されたい。銀行のリスク管理と自己資本比率規制についての思想の編成については池尾和人「銀行のリスク管理と自己資本比率規制」筒井義郎編『金融分析の最専担』東洋経済新報社、2000年、第3章を参照されたい。佐藤隆文 [2003] は、1990年代を通じた日本の金融行政の枠組全体の転換のなかに自己資本比率規制の進展を位置づけている。氷見野良三 [2003]、氷見野良三 [2005] は、これらの先行研究を踏まえながら、バーゼル規制が、なぜ、どのようにして生まれたのか、バーゼルIには、どのような功罪があったのか、バーゼルII規制案をどう評価するかという問題について論述している。自己資本比率規制は、金融監督行政の中核として位置づけられてきたが、これには景気循環増幅効果（プロシクリカリティ）などの問題点がある。自己資本比率規制の問題点については清水啓典「BIS規制と市場評価」『証券アナリストジャーナル』2007年4月号、19-33ページ等を参照。
- (38) 西村吉正 [2003] 210-213ページ。
- (39) 1988年12月に国際的統一基準による自己資本比率規制に関する大蔵省銀行局長通達が関係金融機関に対して発出された（横山昭雄監修 [1989] 133-138ページを参照）。
- (40) 1992年6月には金融制度改革法が成立し、これに基づき、銀行法に経営諸比率規制に関する条文が新設されて、これが93年4月から施行された。銀行法第14条の2を参照（氷見野良三 [2003] 57-58ページ）。
- (41) 従来は自己資本比率未達成がただちに26条に処分結びつくわけではなく、26条発動の一つの要因とされていたが、改正により、自己資本比率を理由に行う処分は、銀行法施行規則で定める自己資本状況の区分に応じ、施行規則の定める内容で行うこととされた（氷見野良三 [2003] 101ページ）。
- (42) 従来は、海外に拠点を有しない銀行にも、国際統一基準の適用を選択することを認めていたが、1998年3月期決算以降は海外拠点を有しない銀行には国内基準の適用を義務付けることとした。これにより、バーゼル自己資本比率規制の適用対象となる国際統一基準行は1997年9月末の80行から98年3月末の45行へと半減した（2003年3月末では19行）。氷見野良三 [2003] 101ページ。我が国の自己資本比率規制は、海外拠点の有無により国際統一基準と国内基準の2本立ての枠組みとなっているが、この見直しの必要性を矢島 [2009] は主張している（矢島格 [2009] 26-37ページ、矢島格 2014] 1-18ページ）。
- (43) 氷見野良三 [2003] 50ページ、吉井一洋編、鈴木利光・金本悠希・菅野泰夫著 [2014] 9-11ページ）。
- (44) 吉井一洋編、鈴木利光・金本悠希・菅野泰夫著 [2014] 44-46ページ。
- (45) 氷見野良三 [2003] 102ページ。
- (46) 佐藤隆文 [2003] 232-234ページ。
- (47) 櫻川昌哉 [2006] 122、131ページ。

- (48) 五味廣文「日本の不良債権問題と金融再生」(第3回国際コンファレンス「金融の安定と金融部門の監督—過去10年の教訓と今後の対応—」報告資料, 2007年12月17日) 金融庁金融研究研修センターも参照されたい。
- (49) これにより, ① 金融機関の経営状況を客観的な指標で捉え, 適時には是正措置を講じることにより, 金融機関経営の健全性確保と経営破綻の未然防止を図ること, ② 是正措置の発動ルールを明確化することにより, 行政の透明性確保にも資すること, ③ 結果として, 金融機関が破綻した場合の破綻処理コストの抑制につながること, などが期待された(金融庁編『金融庁の1年』平成27事務年度版, 2016年, 99ページ)。
- (50) 大蔵省大臣官房金融検査部「早期是正措置導入後の金融検査における資産査定について」1997年3月5日『金融財政事情』1997年3月17日号, 65ページ。早期是正措置導入後の資産査定と償却・引当については山手章[1997]も参照されたい。
- (51) 融資に関する検査・監督実務についての研究会(第1回)(2018年7月4日)金融庁配布資料「参考資料」, 金融庁ホームページに掲載。
- (52) 青木直幸・水谷貢「『資産査定について』通達の概要」『金融財政事情』1997年3月24日号, 29-33ページ。神吉薫「『早期是正措置制度導入後の金融検査における資産査定について』通達の概要」『リージョナルバンキング』1997年6月号, 15-19ページ。
- (53) 中川隆進「早期是正措置制度導入後の金融検査—自己査定基準の適度の統一性を確保していく—」『金融財政事情』1997年3月24日号, 26ページ。
- (54) 中川隆進, 前掲論文, 26-24ページ。
- (55) 『金融財政事情』1997年3月17日号, 65-70ページ。
- (56) 野村修也[2005] 210ページ。
- (57) 日本銀行金融機構局(楠元新一, 中野洵子, 三尾仁志, 山下裕司)[2019] 9月, 3ページ。1996年当時の金融機関の債権償却実務については高橋洋一[1994]を参照。
- (58) 佐藤隆文[2003] 224ページ。
- (59) 大蔵省大臣官房金融検査部長が通達「『不良債権償却証明制度等実施要領について』通達の廃止について」を1997年7月に発出した(安孫子勇一[1997])。
- (60) 國枝繁樹「不良債権償却制度の今後のあり方」『国際税制研究』No.2, 1999年3月号, 88-89ページ。税効果会計は1999年4月以降強制適用された(永井康「税効果会計と銀行行動」島根県立大学『総合政策論叢』第27号, 2014年3月, 152ページ)。
- (61) 『金融』1997年2月号, 25-31ページ。『JICPAジャーナル』第500号, 1997年3月号, 145-147ページ。
- (62) 前掲『JICPAジャーナル』第500号, 145-146ページ。
- (63) 『金融財政事情』1997年4月21日号, 34-37ページ。
- (64) 佐藤隆文[2003] 224, 312-316ページ。
- (65) 金融庁[2004] 71ページ。
- (66) 国内基準行は, その選択により, 市場リスク相当額を分母に参入しないことが認められていた。しかし, 「国内基準行向けバーゼルⅢ」の導入(2014年3月)を境に, 協同組織金融機関以外の国内基準行は, 市場リスク規制の対象主体となり, 適用除外が認められるためには一定の要件を満たすことが必要となった(吉井一洋編, 鈴木利光・金本悠希・菅野泰夫著[2014] 35-36ページ)。

- (67) 金融庁編 [2003] 98-99 ページ。
- (68) 金融庁編 [2003] 『金融庁の1年』 99 ページ。
- (69) 金融庁編 [2013] 『金融庁の1年』 90 ページ。
- (70) 大蔵省「新しい金融検査に関する基本事項について」『金融財政事情』 1998年4月13日号, 34-36 ページ。水谷貢「金融検査の在り方の転換について—『新しい金融検査に関する基本事項について』の発出等—」『ファイナンス』 1998年5月号, 36-46 ページ。齊藤壽彦 [2000b] 33 ページ。齊藤壽彦 [2001a] 36-39 ページ。
- (71) 五味廣文 [1998] 「金融検査をめぐる課題」『New Finance』 1998年9月号, 7 ページ。
- (72) 以上については、『金融財政事情』 1998年4月13日号, 34-36 ページ, 五味廣文 [1998] 前掲「金融検査をめぐる課題」6-13 ページ, 坂井隆憲監修, 中野哲也・依田薫共著 [1998] 167-169 ページ。齊藤壽彦 [2001a] 36-39 ページを参照。
- (73) 村本孜 [1997] 31-35 ページ等を参照されたい。
- (74) 金融庁編 [2003] 97 ページ。
- (75) 金融庁編 [2004] 110, 483-484 ページ。
- (76) 齊藤壽彦 [2001a] 41-50 ページ。齊藤壽彦 [2001b] 149-150 ページ。
- (77) 永田俊一「日本の金融危機の教訓」第4回 DICJ ラウンドテーブルにおける預金保険機構理事長の基調講演, 2009年2月26日, 預金保険機構ホームページ掲載。五味廣文「日本の不良債権問題と金融再生」(第3回国際コンファレンス「金融の安定と金融部門の監督—過去10年の教訓と今後の対応—」報告資料, 2007年12月17日, 金融庁金融研究研修センターホームページ掲載)。
- (78) 『金融六法』学陽書房, 2001年掲載の銀行法, 銀行法施行規則を参照されたい。
- (79) 以上については齊藤壽彦 [2001a] 36-38, 51-54 ページ, を参照されたい。

わが国の金融システムをめぐる局面が不良債権問題への緊急対応から, 将来の望ましい金融システムを目指す未来志向の局面に転換しつつあることを踏まえ, 2004年12月に, 新たな金融行政の指針である「金融改革プログラム」が金融庁において策定・公表された。同プログラムでは「金融庁の行動規範の確立」が掲げられた。その具体的施策の一つとして, 「『検査手続に係る指針(検査実施における行動規範)』を策定・公表」することとされた。これを受けて, 2005年7月1日に, 検査運用の基本的考え方及び実施手続きを定めた検査局長通達「金融検査に関する基本指針について」(金検第369号)が発出・施行され, 検査に関連して発出される通達等の解釈および運用は, 本指針を基に行うこととされた。本指針において金融検査の実実施手続きが詳しく説明されている。この手続きについては第2図を参照されたい。
- (80) 宮根宏一 [2014a] 41-43 ページ。
- (81) 大臣官房地方課編『財務省財務局六十年史』 2009年, 169 ページ。
- (82) 宮根宏一 [2014b] 48 ページ。
- (83) 金融庁編 [2005] 『金融庁の1年』 第17章。
- (84) 齊藤壽彦 [1999] 3 ページ。齊藤壽彦 [2001a] 39-41 ページ, 木村剛 [1999], 黒沢利武 [1999] 18-29 ページ, 等。
- (85) 東谷暁 [2000] 85 ページ。東谷暁 [2003] 99 ページ。
- (86) 東谷暁 [2000] 81, 85, 90-96 ページ。東谷暁 [2003] 99 ページ。

- (87) 久保田博三・渡邊賢司 [2016] 39 ページ。
- (88) 鳥畑与一 [2002a] 17 ページ。鳥畑与一 [2002b] 27-32 ページ。『金融検査マニュアル』の「リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト (共通編)」の後ろに (参考) として「銀行組織における内部管理体制のフレームワーク (バーゼル銀行監督委員会)」が掲げられている (野村修也 [2005] 210 ページ)。
- (89) 『金融検査マニュアル』については、金融監督庁編 [1999a]、金融機関自己査定研究会編 [2001] を参照。
- (90) 金融監督庁編 [1999a] 第1 基本的考え方, 2 ページ。検査マニュアル研究会 [1999] 4-6 ページ。金融庁編 [2004] 2 ページ。
- (91) 金融監督庁編 [1999a] 第1 基本的考え方, 2-4 ページ。検査マニュアル研究会 [1999] 7-8 ページ。検査マニュアル研究会編 [2003] 7-8 ページ, 金融庁編 [2004] 2-4 ページ。
- (92) この指針については、金融機関自己査定研究会編 [2007] 337-359 ページを参照。
- (93) 野村修也 [2005] 208 ページ。金融機関の法令等遵守態勢については金融機関コンプライアンス研究会編『金融機関の法令等遵守態勢』金融財政事情研究会, 初版, 1999 年等を参照されたい。
- (94) 金融機関自己査定研究会編 [2007] 5-308 ページ。
- (95) 金融監督庁 [1999a]。検査マニュアル研究会 [1999] 9-11 ページ。金融庁 [2004] 7-144 ページ。『マニュアル』の「リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト」に関わる内部管理態勢については、『銀行実務』2001 年 8 月号, 20-43 ページ, 野村修也「銀行監督当局からみた内部監査及び外部監査の役割—金融検査マニュアルの改訂内容に対する評価を中心として—」『JICPA ジャーナル』第 559 号, 2002 年 2 月, 57-61 ページ, 野村修也「進化する金融検査マニュアルと内部監査への期待」『金融ジャーナル』2002 年 5 月号, 74-77 ページ, 行方洋一監修・著, 宇佐美豊・尾川宏豪著, 『改訂金融検査マニュアル下の内部管理態勢 Q & A』金融財政事情研究会, 2007 年, 等を参照されたい。
- (96) 優良保証や優良担保のついたものは、債務者区分に関係なく第 I 分類となる。一般担保のついたものは、債務者区分のうち、処分可能見込額が評価額の 70% 相当分となるものについては、債務者区分が正常先となるものについては第 I 分類, 正常先以外の者が第 II 分類となる。一般担保処分可能見込み額が評価額の 30% 相当分となるものについては、正常先が第 I 分類, 要注意先が第 II 分類, 破綻懸念先, 実質破綻先・破綻先が第 III 分類となる。担保のないものについては、正常先が第 I 分類, 要注意先が第 II 分類, 破綻懸念先が第 III 分類, 実質破綻先・破綻先が第 IV 分類となる。このように担保や保証の有無が債権回収の可能性の判断において重視されていたのである。正常先に対する債権資産はすべて第 I 分類, 要注意先に対する債権資産が第 I 分類と第 II 分類, 破綻懸念先に対する債権資産が第 I, 第 II, 第 III 分類, 実質破綻先・破綻先に対する債権資産が第 I, 第 II, 第 III, 第 IV 分類に分類されるわけである。要注意先に対する債権は、特に注意を要する「要管理先」に対する債権資産と「要管理先以外の要注意先」に対する債権資産からなる。その大部分が、後者の、注意を怠らなければ損失が発生しないものである。I 分類および「要管理先以外の要注意先」に対する債権資産は不良債権には含まれない。融資に関する検査・監督実務についての研究会

- (第1回) 参考資料1, 金融庁, 2018年7月4日, 5ページも参照。
- (97) 金融庁編 [2003] 368-369, 372 ページ。
- (98) 自己査定と債権償却, マニュアルの償却・引当規定については以下については高橋俊樹 [2006] 14-30 ページでも述べられている。
- (99) 高橋俊樹 [2006] 17-30 ページ。
- (100) 五味廣文検査部長の金融証券検査官等への通達「預金等受入金融機関に係る検査マニュアルについて」金検第177号, 1999年7月1日, 金融監督庁 [1999a] 付属資料。
- (101) 藤井一裁 [2016] 74 ページ。
- (102) 鳥畑与一 [2002 b] 28-67 ページ。
- (103) 鳥畑与一 [2002 b] 56 ページ。
- (104) 鳥畑与一 [2002 b] 56 ページ。
- (105) 第154回国会衆議院財務金融委員会議事録, 第4号, 2002年2月27日, 16-18 ページ。藤井一裁 [2016] 74 ページ。

策定された『金融検査マニュアル』に対しては、特に債権分類と、要注意先・要管理先・破綻懸念先債権に対する引当基準に対して特に批判や苦情が多かった。信用リスクのチェックリストにたいして、「大企業と中小零細企業を同一視する不合理」、「大手銀行を地域金融機関、協同組織金融機関に同一スタンドを適用する不合理」が中小金融機関サイドから出された。特に要注意先債権に対するチェックが厳しく、要管理先債権ないし破綻懸念先債権に格下げをよぎなくされ、目安とはいえ前者は15%、後者は70%の引当が一般化し、また、破綻懸念先への分類によって運転資金融資をストップ、それによって中小企業の倒産、地域経済の崩壊を招いているという批判があった(西崎哲郎「金融検査マニュアルの現状とあり方」『金融ジャーナル』2002年5月号, 10ページ)。信用金庫支店長匿名座談会では次のようなことが語られている。いままでは重度の債務超過であっても保証協会や預金担保等の優良保証で保全されていれば要注意先債権に分類されたが、今回の検査では要管理債権ないし破たん先債権にされる等、査定区分が厳しくなった。かつては条件変更で支援することができたが、今回の検査から条件変更で割賦金を半額以下に軽減したものについては要管理債権になるとその後の融資ができなくなる。ダブルスタンドが必要だ。基本的に大企業と中小・零細企業では行動基準が全く違う(「査定区分・財務分析が厳格に実情にあったマニュアルの運用・活用を」『金融ジャーナル』2002年5月号, 12, 16ページ)。

- 相川直之氏は次のように語っている。金融検査マニュアルにもとづく金融検査においては正しい自己資本比率を計算するために金融機関の資産が健全であるかどうか判定する必要が生まれます。返済されない恐れのある貸出については貸倒引当金を積みなさい、返済されるかどうかわからないものについては一部を償却し、まったく返済されないものについては完全に償却しなさい、ということになります。こうなりますと銀行の負担が重くなります。返済が遅れてなくても赤字のところは基本的に要注意債権にランクされます、そうするとどうしても金融機関の貸出態度は渋くなります(「金融庁の金融検査マニュアルが及ぼしている影響から地域振興の課題と展望まで」『月刊民商』2000年12月号, 19-21ページ)。
- (106) 東谷暁 [2000] 107-110 ページ。

- (107) 東谷暁 [2003] 15-16 ページ。
- (108) 東谷暁 [2003] 83 ページ。
- (109) 東谷暁 [2003] 103-107 ページ。
- (110) 東谷暁 [2003] 101 ページ。
- (111) 東谷暁 [2003] 85 ページ。
- (112) 東谷暁 [2003] 85, 96 ページ。
- (113) 寺岡雅顕・樽谷祐一・加藤元弘 [2017] 15 ページ。『金融検査マニュアル別冊』については、中村中 [2004], 『銀行実務』2002年7月号, 3ページ以下, 『銀行法務21』2002年7月号, 6-41 ページ, 『税務Q A』2002年12月号, 6ページ以下, 検査マニュアル研究会編 [2004] 68-120 ページ, 等を参照されたい。
- (114) 金融庁『金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕』。「別冊」は、金融検査の精度を高め、きめ細かさ確保するという観点から、具体的な事例等を盛り込んだものであった(『金融財政事情』2002年9月23日号, 16ページ)。
- (115) 別冊の経済法令研究会印刷版, 2002年7月刊, 1-8 ページ。中村中 [2004] 7, 157-165 ページ。
- (116) 中村中 [2004] 8 ページ。
- (117) 寺岡雅顕・樽谷祐一・加藤元弘 [2017] 15 ページ。  
『金融検査マニュアル別冊』は、①格付評価の決定プロセスである定性分析の事例解説であり、②「中小企業」を対象を絞り込んだ事例解説であり、③中小企業の定性分析を通して格付評価を引き上げるものであった。これは地域金融の円滑化に寄与するものであった(中村中「金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕の活かし方」『銀行実務』2005年5/6合併号, 44-47 ページ)。
- (118) 金融監督庁編 [1999a] 付属資料。金融監督庁編 [1999b] 第17章第1節。制度に対する多くの人々からの信頼は信認ともいえる。
- (119) 中村中 [2004] 4 ページ。
- (120) 金融庁編 [2003] 87 ページ。前掲, 融資に関する検査・監督実務についての研究会(第1回)研究会(2018年7月)に提出された金融庁作成「第1回資料」, 1ページ, 「参考資料1」1, 4 ページ。
- (121) 融資に関する検査・監督実務についての研究会(第1回)研究会配布「参考資料1」4 ページ。
- (122) 中村中 [2004] 用語解説。
- (123) 三原治・岡崎貫治 [2018] 47 ページ。
- (124) 藤田哲雄 [2018a]。71-73 ページ。
- (125) 金融庁 [2018] 31 ページ。
- (126) 金融庁 [2019] 2-3 ページ。
- (127) 齊藤壽彦 [2019] 27-34 ページ。雨宮拓也『「目利き能力」はなぜ養えないか』では、豊富な知識のみでは目利き研修の役には立たない、「企業の将来性を論理的に予測する能力、仮説設定能力がなければ企業を評価することができない」と述べられている(『銀行実務』2005年8月号, 85-86 ページ)。
- (128) 千葉真司 [2014] 1 ページ。

- (129) 藤井一裁 [2016] 69-83 ページ等を参照。
- (130) 佐藤隆文 [2010] 6-9 ページ等。
- (131) 大江清一 [2011] 544, 670, 785 ページ。
- (132) 大江清一 [2011] 514-519 ページ。
- (133) 大江清一 [2011] 591 ページ。
- (134) 大江清一 [2011] 591 ページ。
- (135) 大江清一 [2011] 667 ページ。
- (136) 大江清一 [2011] 601-602, 786 ページ。
- (137) 大江清一 [2011] 667 ページ。
- (138) 大江清一 [2011] 669-670 ページ。
- (139) 金融検査研究会編 [1976] 3-8 ページ。
- (140) 金融検査研究会編 [1982] 6-8 ページ。大江清一 [2011] 719 ページ。
- (141) 金融検査研究会編 [1988] 3-5 ページ。
- (142) 金融検査研究会編 [1991] 3-6 ページ。
- (143) 金融監督庁編 [1999a] 1 ページ。金融機関自己査定研究会編 [2001] 6 ページ。
- (144) 金融庁編 [2002]。
- (145) 齊藤壽彦 [2012] 25-28 ページ。
- (146) 村本孜 [2017] 528-529 ページ。
- (147) 金融庁は、2005年3月29日に、リレーションシップ・バンキングを地域密着型金融という表現に改めるとともに、「地域密着型金融の機能強化の推進の関するアクションプログラム（平成17～18年度）」という第2次アクションプログラムを策定した。これにより「事業再生・中小企業金融の円滑化」、金融機関の「経営力の強化」、「地域の利用者の利便性の向上」を図ろうとしたのである（齊藤壽彦 [2012] 28-32 ページ）。2007年8月に8月に「中小・地域金融機関向けの総合的監督指針」を改正し、恒久的な枠組みのもとで地域密着型金融を促進することとした。金融庁は2011年5月16日に同指針を改正し、地域密着型金融の推進に関する改善を指摘した（齊藤壽彦 [2012] 32-39 ページ）。
- (148) 2005年に不良債権問題が収束すると、金融機関に対する厳格な資産査定が金融行政の大きな課題ではなかった。2007年にベター・レギュレーション（金融規制の質的向上）の4本の柱が公表された（佐藤隆文 [2010] 6-9 ページ）。金融庁は金融の安定と円滑、金融システムの維持を図るだけでなく、金融仲介機能の発揮を重視していた。金融機関の財務の健全性確保と金融仲介機能の発揮との同時達成が金融行政の目標であった。金融機関の貸出は金融機関自身の判断に基づいて行われるのであるから、基本的には金融庁の指導によって貸せないということにはならなかったのである。
- (149) 佐藤隆文 [2010] 7, 245-246 ページ。
- (150) 金融庁 [2018]。金融モニタリング有識者会議報告書は、検査マニュアルや監督指針については次のような懸念が示されてきたことを認めている。① チェックリストの確認が検査の焦点になり、検査官による形式的・些末な指摘が助長され、実質や全体像が見失われる、② 金融機関がチェックリストの形式的遵守を図り、自己管理の形式化・リスク管理のコンプラ化〔規則・法令順守重視〕につながる、③ 裁定基準

- さえ充足すればよいというカルチャーを生む, ④ 環境や優先課題の変化への機動的な滞欧へのさまたげや自己変革を避ける口実となる。金融モニタリング有識者会議報告書, 13 ページ。水野浩児 [2018] 6 ページ。
- (151) 金融庁 [2018] 7-8 ページ。
- (152) 『近代セールス』2016年12月15日号, 9-10 ページ。
- (153) 武下毅「金融庁が『ホワイトペーパー』を発表, 対話路線線を強化へ」『金融財政事情』2018年1月8日号, 49 ページ。
- (154) 金融庁 [2018] 31-32 ページ。
- (155) 「第1回金融モニタリング有識者会議議事要旨」2016年8月, 金融庁ホームページ掲載。
- (156) 武下毅, 前出(注153) 49 ページ。
- (157) 金融庁 [2018] 7-9 ページ。
- (158) 金融庁の金融行政は, 発足以来, 不良債権問題の反省から, 金融機関の資産の健全性を重視するものであった。銀行では, 金融検査マニュアルに対応した業務運営が行われ, 融資に際した企業の評価は決算書類から得られる定量評価を中心とするものであった(藤田哲雄 [2018b] 62 ページ)。2005年時点において, 金融機関の中小企業に対する定性分析による評価は十分とは言えず, 定量分析に重点が置かれ, 形式的な判断に流れてしまう傾向があったことが指摘されている(杉本光生「資産査定と中小企業融資の問題点」『銀行実務』2005年7月号, 32 ページ)。
- (159) 金融庁 [2018] 32 ページ。
- (160) 金融庁 [2019] 3 ページ。
- (161) 滝川秀則 [2018] 12 ページ。
- (162) 滝川秀則 [2018] 14 ページ。
- (163) 金融庁 [2019] 4 ページ。
- (164) 金融庁 [2019] 6 ページ。
- (165) 金融庁 [2018] 7-9 ページ。
- (166) 金融庁 [2018] 3 ページ。
- (167) 金融庁 [2018] 11 ページ。
- (168) 金融庁 [2018] 9 ページ。
- (169) 金融庁 [2018] 14-15 ページ。
- (170) 佐藤隆文 [2010] 82-84 ページ。
- (171) 佐藤隆文「金融規制の質的向上: ルール準拠とプリンシプル準拠」(2007年9月12日, 金融庁長官講演, 金融庁ホームページに掲載), 佐藤隆文 [2010] 92-94 ページ。
- (172) 「金融仲介の改善に向けた検討会議(第1回)議事要旨。」金融庁ホームページに掲載, 2015年12月。新井大輔 [2017] 23 ページ。
- (173) 金融庁 [2018] 3, 13 ページ。平石裕一 [2002] はすでに不良債権問題期に次のように論じていた。「金融機関のプロフェッショナルの根幹である「リスクテイク」を, 官僚的な解釈で画一化しているのが金融検査マニュアルであり, これでは各金融機関の独自性は失われ, どの金融機関もリスクテイク技能を磨き, 中小企業金融への自由競争力を差別化する独自審査能力を向上できないのではなかろうか」と(15 ページ)。



- (174) 1998年による「財務数理（スコアリング）や担保・保証」を重視した「資産査定」によって、金融機関はみな似たような検査対応型のスコアリングシステム、稟議・審査諸規定を導入するようになり、各金融機関の融資方針は同質化した。この結果、①格付良好先への集中、②格付低位先への保証協会利用の加速、③金融機関本来の融資スキルの著しい劣化、という状況を招いてしまった（『近代セールス』2016年12月15日号、9ページ）。現在金融庁は金融機関の多様性に合わせた検査・監督を求めている（金融庁〔2019〕4-6ページ）。
- (175) 金融モニタリング有識者会議報告書、前出、8ページ。三原治・岡崎貫治〔2018〕47ページ。
- (176) 「日本型金融排除」とは、「平成28事務年度金融行政方針」で用いられた概念であり、十分な担保・保証のある先や高い信用力のある先以外に対する金融機関の取組が十分でないために、企業価値の向上が実現できず、金融機関自身もビジネスチャンスを逃している状況をさす（『近代セールス』2016年12月15日号、7-8、12-13ページ）。
- (177) 「金融仲介の改善に向けた検討会議」第1回会合の議事要旨、2015年12月21日。新井大輔〔2017〕23-24ページ。
- (178) 「第1回金融モニタリング有識者会議議事要旨」2016年8月、金融庁ホームページ掲載。
- (179) 金融庁〔2018〕32ページ。
- (180) 金融庁〔2019〕3ページ。
- (181) 金融庁〔2019〕4-7ページ。
- (182) 「書替え継続中の手形貸付に係る貸付条件緩和債権（元本返済猶予債権）の取り扱いについて」という事例において、「書替えが継続している手形貸し付けについては、債務者の返済能力の低下（信用リスクの増大）から期日返済が困難となり、実際上は条件変更を繰り返している長期資金と同じ状況（いわゆるコロガシ状態）となっている場合があるため、債務者の信用リスクについて十分に検討する必要がある」（当初版、事例14、2004年改訂版、事例19）と金融庁は解説した。
- (183) 『近代セールス』2019年6月15日号、62ページ。
- (184) 『近代セールス』2016年12月15日号、10ページ。日本の中小企業はアメリカの中小企業と比べて自己資本比率がはるかに低かった。日本の中小企業においては内部留保の蓄積も進展していなかった。したがって日本では「資本同然」の経常運転資金が求められていた（東谷暁〔2003〕107-109ページ）。このような状態のもとで、短期継続融資が長期融資に切り替わったことは、金融機関が約定返済を借入企業に求めた場合（融資の引上げ）に中小企業経営に深刻な打撃を与える結果をもたらすこととなった。2003年2月上旬にある信用金庫理事は、中小企業にとって金融検査マニュアルが登場して最も破壊的であったのは、それまで当然のように考えていた「擬似資本」ともいうべき運転資本の継続が、破綻懸念先企業の追い貸しであるかのようにみなされたことである、と述べている。中小・零細企業のうち少なくとも見積もっても7割が赤字といわれる状況にあって、いきなり「擬似資本」である運転資金を剥がされたのではたまらなかった（東谷暁〔2003〕160、228-229ページ）。
- (185) 千葉商科大学経済研究所〔2018〕12ページ（金融庁の日下智晴氏の報告）

- (186) 「運転資金の借入形態」については、運転資金の借入形態は、2015事務年度企業ヒアリング、アンケート調査のいずれにおいても証書貸付が最も多かった。特に、アンケート調査では、「証書貸付」の割合の高さが顕著であった。手形貸付及び証書貸付を選択した理由は、企業ヒアリング、アンケート調査のいずれにおいても「信用保証協会（又は金融機関）の条件だから」が多かった（千葉商科大学経済研究所 [2018] 11 ページ）。
- (187) 事例 20 は、金融庁の『知ってナットク！中小企業の資金調達に役立つ金融検査の知識 [事例集]』と題する別冊事例解説パンフレットでは事例 19 となっている。
- (188) 寺岡雅顕・樽谷祐一・加藤元弘 [2017] 23-24 ページ。
- (189) 西崎哲郎、前出（注 105）10 ページ。
- (190) 齊藤壽彦 [2001a] 63-64 ページ。『週刊ポスト』2000 年 12 月 29 日号、192-195 ページ。
- (191) 『金融検査マニュアル別冊 [中小企業融資編]』の策定にあたっては、「金融検査の信頼性を担保するべく、検査官の指導はもとより、中小企業の実態に明るい検査官を養成するべく、十分な手段をとられるよう要請する」とのパブリックコメントが寄せられていた（金融庁編 [2002] 経済法令研究会版、46 ページ）。ある金融機関の支店長は、検査官の能力は間違いなく落ちている。彼等には小・零細企業をどう見るかという観点がなく、と語っている（『金融ジャーナル』2004 年 3 月号、59 ページ）。
- (192) 編集部「対象の拡大で肥大する検査担当組織」『金融ジャーナル』2004 年 3 月号、68 ページ。
- (193) 佐藤隆文「自己査定の一層の質的向上に向け主要行に対し通年・専担検査を導入する」『金融財政事情』2002 年 9 月 23 日、16 ページ。
- (194) 東谷暁 [2003] 106-107 ページ。
- 大道寺小三郎みちのく銀行会長は次のように述べている。2000 年春に同行は金融監督庁の検査を受けた。検査官はかつてないほどの意気込みでやってきた。幹部クラスが検査の冒頭、検査官の高圧的な感じに脅えてしまった。金融検査マニュアルの物差しをバチバチあて、破綻懸念先とか罰点をつける。それに伴って引当金を積まなくてはならない。抵抗してもムダという感じだった。かれらの基本は、あとで「変な査定をして」とやかくいわれたくないという保身があるから、すべて自分だけの物差しでくる。「大丈夫です」と説明しても全然取り合ってくれない。検査官も「説明をきいて私もそう思うけど、上の人に怒られるから」と言う、と（「旧態以前・金融検査官の保身が中小企業圧迫の過剰引当て促す」『週刊ダイヤモンド』2001 年 3 月 3 日号、64 ページ）。金融機関は「資産査定 of 正確性の確保」を求める金融検査の要請と「取引先支援」という使命との相克に悩み、検査が企業実態を反映せず、機械的、画一的であるとみなし、検査官が自己の責任に帰す判断を避けようとするあまり、保守的に査定する傾向が高まっていると感じていた（『金融財政事情』2002 年 9 月 23 日号、20 ページ）。
- (195) 『金融財政事情』2002 年 9 月 23 日号、16 ページ。
- (196) 金融庁 [2018] 37-38 ページ。これは金融検査官についてもいえることであろう。
- (197) 藤田哲雄 [2018a] 71-73 ページ等。
- (198) 東谷暁 [2000] 57-62 ページ。木村剛 [1999] 92-93 ページ。
- (199) 東谷暁 [2000] 101 ページ。ボエシは、圧政は、このもとで地位を得かつ利益を引き出す無数の追随者によって自発的に求められ、そこに身を託す多くの人々によって

支えられている、と16世紀に述べている（エティエンヌ・ドラ・ボエシ [2013]）。付度はこのような「自発的隷属」と類似した行為であると言えるであろう。

(200) 金融庁「金融モニタリング有識者会議」第4回会合（2016年11月）配布資料，2ページ。新井大輔 [2016] 19-20ページ。企業の技術力，将来性，商品力，販売力，社長の資質などを銀行員が検査官に説明するのが難しかった（『金融ジャーナル』2004年3月号，60ページ）。

### 〔参考文献〕

- 安孫子勇一 [1997] 「金融機関の不良債権問題に関する一考察—現在の開示状況と『早期是正措置』導入の意義」『郵政研究所月報』10月号。
- 新井大輔 [2017] 「金融検査・監督方針の転換とリレーションシップバンキング」『中小企業季報』2016年度第4号，1月。
- エティエンヌ・ドラ・ボエシ著，西谷修監修，山上浩嗣訳 [2013] 『自発的隷従論』筑摩書房。
- 大江清一 [2011] 『銀行検査の史的展開』時潮社。
- 大蔵省銀行局検査部編 [1951] 『新しい銀行検査法』大蔵財務協会。
- 加治木俊道 [1952] 「金融機関の検査」『明窓』第3巻第8号，11月。
- 木村剛 [1999] 『新しい金融検査の影響と対策—変貌する銀行経営と企業財務の革新—』TKC出版。
- 木村剛 [2001] 『金融検査と内部監査』経済法令研究会。
- 金融監督庁編 [1999a] 『金融検査マニュアル（預金等受入金融機関に係る検査マニュアル）』金融監督庁。
- 金融監督庁編 [1999b] 『金融監督庁の1年』大蔵省印刷局。
- 金融監督庁検査部編 [1999] 『金融検査 この1年』平成10年度版、金融監督庁。
- 金融機関自己査定研究会編 [2001] 『最新版 金融検査マニュアル』地域金融研究所。
- 金融機関自己査定研究会編 [2007] 『最新版 金融検査マニュアル』地域金融研究所。
- 金融機関自己査定研究会編 [2012] 『最新版 金融検査マニュアル』地域金融研究所。
- 金融機構局（楠元新一、中野洵子、三尾仁志、山下裕司） [2019] 「予想信用損失（ECL）型引当の特徴と運用面の課題」『日銀レビュー』2019-J-9，9月。
- 金融検査研究会（大蔵省銀行局検査部内）編 [1959] 『金融検査の要領』大蔵財務協会。
- 金融検査研究会編 [1968] 『金融機関の検査』金融財政事情研究会。
- 金融検査研究会（大蔵省銀行局検査部内）編 [1976] 『金融検査の要領』大蔵財務協会。
- 金融検査研究会（大蔵省銀行局検査部内）編 [1982] 『金融検査の実務』大蔵財務協会。
- 金融検査研究会（大蔵省銀行局検査部内）編 [1988] 『新版 金融検査の実務』大蔵財務協会。
- 金融検査研究会（大蔵省銀行局検査部内）編 [1991] 『新時代の金融検査実務』大蔵財務協会。
- 金融庁編 [2002] 『金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕』同庁，6月。（経済法令研究会が7月にこれを印刷）。
- 金融庁編 [2003] 『金融庁の1年』平成14（2002）事務年度版、金融庁。

- 金融庁編 [2004] 『金融検査マニュアル (預金等受入金融機関に係る検査マニュアル)』 金融庁。
- 金融庁編 [2005] 『金融庁の1年』 平成16 (2004) 事務年度版、金融庁。
- 金融庁編 [2013] 『金融庁の1年』 平成24 事務年度版。
- 金融庁 [2018] 『金融検査・監督の考え方と進め方 (検査・監督基本方針) 案』 同庁、6月。
- 金融庁 [2019] 『検査マニュアル廃止後の融資に関する検査・監督の考え方と進め方』 ディスカッション・ペーパー、12月。
- 久保田博三・渡邊賢司 [2016] 「事業性評価融資の核心 第1回 事業性評価とは」『銀行法務21』 No, 804、9月。
- 黒澤利武 [1999] 「金融検査マニュアル検討会『最終とりまとめについて』『国際金融』 第1027号、6月
- 検査マニュアル研究会編 [1999] 『金融機関の信用リスク検査マニュアルハンドブック—管理体制の確認と検査マニュアルのポイント』 金融財政事情研究会。
- 検査マニュアル研究会編 [2003] 同上、平成15 年度版、金融財政事情研究会。
- 検査マニュアル研究会編 [2004] 同上、平成16 年度版、金融財政事情研究会。
- 検査マニュアル研究会編 [2010] 『金融機関の信用リスク・資産査定管理態勢』 平成22 年度版、金融財政事情研究会。
- 五味廣文 [1998] 「金融検査をめぐる課題」『New Finance』 9月号。
- 齊藤壽彦 [1995] 「バブル経済期とその後における銀行貸出審査」千葉商科大学経済研究所編『国府台経済研究』 第7巻、6月。
- 齊藤壽彦 [1996] 「バブル期以降の大蔵省の金融検査」千葉商科大学経済研究所『国府台経済研究』 バブルと不良債権特集号、第8巻第1号、8月。
- 齊藤壽彦 [1998] 「金融検査・考査はこうあるべし」『論争 東洋経済』 3月号。
- 齊藤壽彦 [1999] 「金融検査マニュアルの策定について」『CUC [View&Vision]』 第8号、9月。
- 齊藤壽彦 [2001a] 「我が国監督機関の金融検査」『国府台経済研究』 リスクマネジメント特集号、3月。
- 齊藤壽彦 [2001b] 「我が国の金融検査の改革について」『二十一世紀日本の再生と制度転換—日本経済政策学会年報 XLIX—』 4月。
- 齊藤壽彦 [2012] 「地域密着型金融推進政策」『千葉商大論叢』 第49巻第2号、3月。
- 齊藤壽彦 [2019] 「地域金融機関の事業性評価融資推進の背景 (I) —金融環境および金融機関業務の変化を中心として—」『千葉商大論叢』 第57巻第1号、7月。
- 坂井隆憲監修、中野哲也・依田薫共著 [1998] 『**図解** 大蔵省金融企画局・金融監督庁—金融制度・法案起案から金融検査・監督・告発のすべて—』 銀行研修社。
- 櫻川昌哉 [2006] 「金融監督政策の変遷：1992-2005」『フィナンシャル・レビュー』 第86号、10月。
- 佐藤隆文 [2003] 『信用秩序政策の再編—枠組み移行期としての1990年代—』 日本図書センター。
- 佐藤隆文 [2010] 『金融行政の座標軸—平時と有事を超えて—』 東洋経済新報社。
- 白鳥圭志 [2009] 「1950年代における大蔵省の金融機関行政と金融検査—経常収支率規

- 制と組織的管理体制構築問題を巡って——』『経営史学』第43巻第4号、3月。
- 白鳥圭志 [2017] 『戦後日本金融システムの形成』八朔社。
- 総務庁行政監察局編 [1998] 『金融行政を考える』大蔵省印刷局。
- 高橋俊樹 [2006] 『事例に学ぶ金融機関の債権償却—自己査定における実務対応—』第5版、金融財政事情研究会。
- 高橋洋一 [1994] 『ケース・スタディによる金融機関の債権償却』金融財政事情研究会。
- 滝川秀則 [2018] 『融資力トレーニングブック 事業性評価融資推進とソリューション営業』ビジネス教育出版社。
- 地域金融研究所編 [1996] 『金融検査の歩み』同研究所。
- 千葉商科大学経済研究所 [2018] 「中小企業の成長と地域金融機関の融資～事業性評価に基づく融資への中小企業の対応のあり方～」(2017年11月25日開催の同研究所主催公開シンポジウムのレポート)『中小企業支援研究』Vol. 5、3月。
- 千葉真司 [2014] 「信用保証制度の見直しと目利き能力のさらなる向上」『銀行法務21』8月号。
- 寺岡雅顕 [2017] 「金融庁が『短期継続融資』に注目する背景とは」『銀行実務』6月号。
- 寺岡雅顕・樽谷祐一・加藤元弘 [2017] 『ベテラン融資マンの事業性評価 事業性評価の罫と事業性評価の実務』銀行研修社。
- 鳥畑与一 [2002a] 「健全性規制の本質と金融検査マニュアル」『金融労働調査時報』5・6月号。
- 鳥畑与一 [2002b] 「金融庁の健全性規制と経済危機の深刻化—『市場規律と自己責任原則』を基軸とする金融行政の誤り—」『経済研究』7巻1号、7月。
- 内閣府経済社会研究所監修、池尾和人編 [2009] 『不良債権と金融危機』慶応義塾大学出版会。
- 内閣府経済社会研究所監修、小峰隆夫編 [2011] 『日本経済の記録 第2次石油危機への対応からバブル崩壊まで (1970年代～1996年)』佐伯印刷。
- 中村中 [2004] 『中小企業経営者のための金融検査マニュアル別冊 [中小企業融資編] のすべて』TKC出版。
- 西村吉正 [2003] 『日本の金融制度改革』東洋経済新報社。
- 野村修也 [2005] 「金融検査マニュアルの法的性質」江頭憲次郎・増井良啓編『市場と組織』東京大学出版会。
- 東谷暁 [2000] 『金融庁が中小企業をつぶす』草思社。
- 東谷暁 [2003] 『やはり金融庁が中小企業をつぶした』草思社。
- 日比規雄 [2018] 「地域銀行の現状と課題—求められる経営基盤の確立—」参議院常任委員会調査室・特別調査室『立法と調査』No. 402、7月。
- 水見野良三 [2003] 『〈検証〉BIS規制と日本』初版、金融財政事情研究会。
- 平石裕一 [2002] 「金融機関の独自性奪う画一的な運用・解釈」『金融財政』7月4日号。
- 藤井一哉 [2016] 「中小企業金融の円滑化に向けた金融行政の取組—『地域密着型金融』から『事業性評価に基づく融資』まで—」『立法と調査』第380号、9月。
- 藤田哲雄 [2018a] 「不良債権処理と銀行再編」『近代セールス』1月1日号。
- 藤田哲雄 [2018b] 「金融行政の転換と銀行再編」『近代セールス』2月1日号。

- 邊英治 [2005] 「戦後復興期における大蔵省検査・日本銀行考査の改革」東京大学『経済学研究』第47号、3月。
- 水谷登美男・富川諒 [2919] 「検査マニュアル廃止後に関する検査・監督の考え方と進め方について」『New Finance』12月号。
- 水野浩児 [2018] 「金融行政改革における事業性評価融資の意義と債権の実相—金融検査マニュアルの抜本改革における ABL の有用性」追手門学院大学『追手門経営論集』第23巻第2号、3月。
- 三原治・岡崎貫治 [2018] 「金融検査マニュアル廃止の影響～資産査定を中心に～」『銀行実務』3月号。
- 宮根宏一 [2014a] 「金融検査に関する理論と実際 第1回」『銀行法務21』4月号。
- 宮根宏一 [2014b] 「金融検査に関する理論と実際 第2回」『銀行法務21』5月号。
- 村本孜 [1997] 「市場型金融システムと早期是正措置——展望の試み——」『成城大学経済研究』第137号、7月。
- 村本孜 [2017a] 「レイジー・バンク (Lazy bank) の超克—信用調査マニュアルと事業性評価—」成城大学『社会イノベーション研究』第12巻第1号、2月。
- 矢島格 [2009] 「自己資本比率規制における規制基準についての一考察——地銀における国際統一基準と国内基準の並存の問題点について——」『農林金融』9月号。
- 矢島格 [2014] 「日本における自己資本比率規制のダブルスタンダードについて—地方銀行を対象にした分析—」『上部大学ビジネス情報学部紀要』第13巻。
- 山手章 [1997] 『資産自己査定と償却・引当—早期是正措置導入後の金融機関経営』金融財政事情研究会。
- 横山昭雄監修 [1989] 『金融機関のリスク管理と自己資本 1990年代の金融機関経営の原点』有斐閣。
- 吉井一洋編、鈴木利光・金本悠希・菅野泰夫著 [2014] 『バーゼル規制とその実務』金融財政事情研究会。

(2020.9.23 受稿, 2020.11.17 受理)

〔抄 録〕

本論文ではバブル経済崩壊以後の不良債権問題期の金融検査の改革について、資料に基づいて総合的に考察した。とくに『金融検査マニュアル』を再検討した。

バブル経済期以降の大蔵省の金融検査には機構上の問題点が存在していた。当局の金融検査は、監督機関による事前の信用秩序維持方式から市場機能、銀行の内部管理を前提とした、リスクの事後的チェックをするものに改められた。金融検査は当局指導型から金融機関の自己管理型に転換した。本論文では、このような金融検査方式の転換の過程とその背景を明らかにした。

このような金融監督行政を行っていくための中核的手法として早期是正措置が導入された。これに伴って統一基準に基づく資産の自己査定と貸倒引当・償却制度が採用され、この正確性や適切性を確認するための金融検査が行われることとなった。これを前提として『金融検査マニュアル』が策定されたのである。

不良債権期には、法令等の遵守態勢やリスク管理態勢を確認するための金融検査が行われた。このためのチェックリストとして『金融検査マニュアル』が公表された。本論文では、不良債権問題期のこの『金融検査マニュアル』の策定過程や内容を詳しく検討した。またそれに対する政策評価も行った。

当時の『金融検査マニュアル』は金融機関経営の健全化に寄与した。だがそれは中小企業経営の円滑化を独自の項目として掲げてはいなかった。

『金融検査マニュアル』には問題点や限界があった。それには内容上の問題点や限界だけでなく、運用上の問題もあった。

本論文は以上のようなことを論証した。

〔論 説〕

恐怖体験共有の知覚が消費者のブランド態度や行動に与える影響  
- COVID-19 への恐怖による快楽的サービスブランドに対する親和欲求に着目して -

安 藤 和 代

1. はじめに

2019年に発生が確認された新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の拡大は、世界規模で経済的および社会的な打撃をもたらした。日本経済への影響を実質国内総生産で見ると、2020年4-6月期では前期比（年率）27.8%と戦後最悪の落ち込みを記録した（日本経済新聞2020a）。中でも旅行や外食などサービス消費の落ち込みが大きく、前期比（年率）42.0%も減少した。4月から5月にかけて緊急事態宣言が発令され飲食店の休業や営業時間の短縮、旅行機会の消失、エンターテインメント興行の中止が続いたことによる影響がいかに大きかったかを示している。またサービス消費の急回復は見込めないことも指摘されている。旅行などの需要はシーズンを逃せば取り返すのが難しい。感染対策を前提にする限り、当面の間、人々が以前と同じように、自由に行き来することは考えにくいからである（日本経済新聞2020b）。

経済活動のみならず私たちの日常生活にも大きな影響があった。学校では休講や遠隔授業への移行、企業では在宅勤務の導入、日々の外出の自粛や移動の制限が求められた。2020年8月末を迎えてもなお、自粛の気運は続いている。鳥海・榊・吉田（2020）は、こうした未曾有の事態の中で、私たちは行動のみならず感情にも多大な影響を受けていることを指摘する。2020年1月1日から4月30日の間にTwitterに投稿されたメッセージを分析し、哀・恥・怒・厭・怖・驚・好・昂・安・喜の10種類の感情とマッチするメッセージの数の多寡から投稿者の感情を推定した。東日本大震災時に発信されたメッセージと人々の感情の関係を調べた研究（三浦・鳥海・小森・松村・平石2016）の成果を根拠に、投稿者の感情は読み手に伝播し世情の形成に影響することを鳥海らは想定している。そして、メッセージを読み解くことで推定される私たちの感情は、時間経過の中で変化していたがその変化には共通する傾向が存在していたことや、コロナ禍の中で私たちの感情を特徴づけるのは「怖」にあったことを指摘している。

具体的には新型コロナウイルスの話題が一般的になる前の期間、1月1日から2月26日の間には、他の感情と比較して「怖」感情の割合が最も高かった。そして後に「気の緩み」の時期と評されている2月27日から3月29日の期間には一旦、「怖」の割合は低下したが、3月30日から4月5日の期間には再び高まった。この期間に「怖」より大きな割合を占めたのは「哀」であった。そして「哀」と「怖」に高い相関がみられたことから、3月29日の志村けん氏の死去が背景にあると推察している。その後「怖」「哀」「驚」はやや低下し、「安」「喜」「怒」「恥」が高まるといった具合であった。強弱ありながらも新型コロナウイルス感染症への恐怖を持ちつつ私たちが2020年第1四半期を過ごしたことが読



み取れる。そこで本研究ではCOVID-19が私たちにもたらした恐怖の感情に焦点をあてることで、コロナ禍が私たちの消費行動に与える影響を考察する。

消費者が有する感情が購買意思決定プロセスや態度に影響を与えることは、多くの先行研究によって確認されてきた(竹村1996; Chaudhuri 2006)。例えば、製品評価(Axelrod 1963)、広告評価(Batra and Stayman 1990; Goldberg and Gorn 1987)、ブランド拡張(Barone, Miniard, and Romeo 2000)および購買意向(Donovan and Rossiter 1982; Pham 1998)に影響が及ぶ。ポジティブな感情の場合には好ましい評価につながり、ネガティブな感情の場合には否定的な評価につながる事が指摘されている。したがってネガティブな感情である恐怖は、消費者に対してマイナスの影響を与えることが推察される。

他方で、人は自分自身に生じる感情反応に対して受け身な姿勢を取るばかりではない。ポジティブな感情状態を維持、強化したり、ネガティブな感情状態からの解放を試みたりしている。本研究では感情に対する人々の能動的な対処方略に注目することで、コロナ禍に対する恐怖の感情が人々の消費行動にどのような影響をもたらしているのかを検討する。ブランドに対する態度や行動の変化を把握し、影響のメカニズムを考察する。

## 2. 構成概念と理論的背景

### 2-1. 恐怖の定義と恐怖コミュニケーション研究

恐怖は、危険や脅威が存在するあるいは予期されることで生じる基本的な感情反応のことであり(La Tour and Rotfeld 1997)、消費者の行動に大きなインパクトを与える(Boster and Mongeau 1984; Rotfeld 1988)。マーケティングにおいては恐怖コミュニケーション研究として広告分野で主に取り組み(Passyn and Sujun 2006; Robberson and Rogers 1988)、恐怖を感じる消費者はそれに対処する行動が動機づけられるため、説得したい内容と、内容に関連する脅威を同時に受け手に示すことによって、広告効果が高まる事が指摘されてきた(深田1973)。広告メッセージで示された内容が恐怖への対処行動になっている場合、消費者は広告メッセージを受け入れやすくなるためである。

恐怖コミュニケーション研究では、また、強恐怖か弱恐怖、どちらのタイプのコミュニケーションがより高い説得力を有するののかといったことが熱心に調べられてきた。そしてコミュニケーションを通して提示される対処行動の有効性、受け手の属性やパーソナリティ、これらによって効果が異なることが明らかにされている。例えば深田(1973)では、弱い恐怖より強い恐怖を引き出すコミュニケーションのほうが説得効果は高いことや、男性より女性のほうが説得されやすく、特に強恐怖の場合に大きな差が現れること、不安傾向が低い人では、強・弱いずれの恐怖コミュニケーションであっても説得効果が認められるが、不安傾向の高い人の場合には強恐怖コミュニケーションの影響を受けやすいことが検証されている。

他方で、広告やメッセージにより喚起される感情ではない、偶発的な恐怖が消費者の購買意思決定プロセスに与える影響を調べる研究は決して多くはない。当該視点で取り組まれた研究のほとんどで、恐怖が知覚リスクに与える影響が調べられている。具体的には、恐怖を感じる時、消費者はリスクのある結果に対して悲観的な判断を下しやすく、リスク回避を望む。また希少性のアピールに説得されにくいといった結果も示されている

(Griskevicius, Goldstein, Mortensen, Sundie, Cialdini, and Kenrick 2009; Lee and Andrade 2011; Lerner and Keltner 2001; Raghunathan and Pham 1999)。

## 2-2. 感情と消費者行動

冒頭でも述べたとおり、恐怖だけでなく多様な感情が消費者の購買意思決定に影響を及ぼすことが多くの先行研究によって指摘されている。そして消費者の態度や行動に感情が影響を与えるメカニズムはいくつかの理論で説明されている。例えば、感情転移理論 (MacKenzie, Lutz, and Belch 1986) によれば、特定の感情を持つとき、人は感情の評価的な意味を無関連の対象に転移させる場合がある。当該者の感情がそれに移ることで、転移対象に対する態度や評価などに影響が及ぶ。気分一致処理仮説 (Bower 1981; Cohen, Pham, and Andrade 2008; Forgas 1995; Gardner 1985) では、感情状態により情報処理方法に差が生じることでその後の購買意思決定プロセスに影響する。

これら先行研究の知見に従うならば、ネガティブな感情である恐怖を持つ消費者は、対象に対する態度や行動にマイナスの影響を与えることが推測される。しかし、人は自身に喚起した感情やそうした感情から認識、評価される状態を、ただ受け入れるだけでなく、能動的に対処しようとする。こうした行動傾向は感情制御 (Emotional Regulation) として理解されている (Cohen, Pham and Andrade 2008)。一般的な感情制御の方略は、否定的な刺激から注意をそらしたり (Cohen, Pham and Andrade 2008)、否定的な感情を和らげる安心な刺激に注意を向けたりするといったことである (Derryberry and Tucker 1994)。例えば、厭な思い、恥ずかしい体験、怒りを覚えているとき、コメディ映画やお笑い演芸のコンテンツを見て笑いとばそうとしたり、気分があがる音楽を聴いたりする。ケーキを食べるといった行動をとることもあるかもしれない。ネガティブな感情状態を回避し、感情を開放させようとする行動ということができよう (Andrade 2005; Cohen and Andrade 2004; Weaver and Laird 1995; Zillmann 1988)。

## 2-3. 偶発的恐怖と親和欲求

恐怖の感情をもつ人はどのような対処行動をとるのだろうか。人は恐怖を感じると「他者と経験を共有したいと欲する欲求の強さ」を示す親和欲求 (affiliation) や他者との関係構築欲求を高めることが指摘されている (Sarnoff and Zimbardo 1961; Schachter 1959)。

恐怖と親和欲求、両者の関係を指摘した初期の研究に Schachter (1959) がある。どのような状況のときに人々は他の人と一緒にいたいと思うのかという命題に取り組んだ Schachter は、(身体的な) 恐怖<sup>(1)</sup>を感じるときという解を導出した。実験参加者に2水準の身体的恐怖を喚起させ、その後の反応の違いを検証したところ、恐怖レベルが強いグループは弱のグループより親和欲求を高めた。具体的な実験手順は次のとおりである。実験協力者は、人体に影響のない程度で操作された強・弱2種類の電気ショックのいずれかをういた実験に参加することを告げられる。実験準備に10分ほどを要するため、それを待つ間「一人で待つ」か「他の人たちと一緒に待つ」「どちらでもかまわない」、いずれを望むかを協力者に尋ねたところ、「一緒に待つ」と回答した人の割合は、電気ショックが強い場合では63%、弱い場合では33%、両者に明らかな有意差が認められた。このよう

に身体的な恐怖の増大により親和欲求が高まることが明らかになった<sup>(2)</sup>。

親和的な態度は恐怖感情の対処行動として理解されていることを踏まえ、Dunn and Hoegg (2014) は親和欲求の対象についての議論を発展させている。人物だけではなくブランドも親和欲求の対象になりえると仮定した。親和欲求は「信頼、善意、愛着や愛、同情的感情移入」といった感情や情緒で特徴づけられるものであるが (Murray 1938)、愛着の先行研究において、その対象は必ずしも人物である必要はないことが指摘されているからである。

Dunn らの研究では映画を用いて恐怖、寂しさ、興奮、幸福感の4種類の中のひとつの感情を実験協力者に喚起させ、映画視聴時に手元に用意された架空の「飲料」あるいは「菓子」のブランドに対する愛着の生成を確認する実験を行った。その結果、寂しさ、興奮、幸福感といった感情と比較して、恐怖感情を喚起した参加者は情緒的なブランド愛着を高めることが確認された。また「当該ブランドと恐怖体験を共有した」との知覚水準が高まったことから、参加者は恐怖感情によりブランドに対する親和性が高まったことで、ブランドと恐怖を共有したと知覚するようになり、その結果、ブランドに対する愛着を高めた結論づけた。したがって、実験対象ブランド以外の対象により親和欲求が満たされている場合には、恐怖経験共有の知覚水準やブランドへの愛着水準は上昇しないことも、実験をとおして明らかにした。

Dunn and Hoegg (2014) は今後の研究課題として、親和欲求の対象となるブランドタイプによる調整効果を理解することの必要性を論じている。彼らは炭酸飲料やチョコレートといった架空の有形財ブランドを対象に親和欲求やブランド愛着への影響を確認しているが、無形財の場合や感情反応を伴う財の場合に同様の結果が得られるのか、確認する必要があるとしている。したがって、本研究では快樂的サービス財を対象に検証することでDunn and Hoegg (2014) を発展させる。また彼らの研究では、ブランドに対する情緒的な愛着の変化を見ているが、サービスの利用や情報探索、情報発信といった消費行動や将来の購買意向への影響は検証されていないことから、本研究ではそれら課題にも取り組む。

### 3. 仮説の設定

#### 3-1. 恐怖の影響

前章で述べたとおり、恐怖は親和欲求を高める。そして親和欲求の対象は人物以外の「もの」や「こと」、「ブランド」もありえる。本稿では、恐怖が喚起される状況下で私たちに生じる快樂的なサービス財への親和欲求とその影響を考察する。

Murray (1938) は親和欲求について「自分の味方になる人、すなわち自分に似ていたり、自分を好いてくれる人に近づき、喜んで協力したり、愛情を交換すること」と論じている。つまり、そばにある、近くに存在することを意識するといった静的な接近行動にとどまらず、協力、愛情交換といった動的な相互作用を含む概念であることが示されている。親和欲求により対象との関係が構築され強化されると指摘されていることとも矛盾しない (Sarnoff and Zimbardo 1961; Schachter 1959)。

以上の点を踏まえると、恐怖を感じている人々は、近くの存在を認識するようになるだけでなく、積極的に関係構築の行動を起こすことが推察される。対象となるブランドとの

接点を増やすような行動、具体的には、対象となるサービス財に関連する商品やサービスを購入したり、関連情報を積極的に探索、処理したり、関連する情報にコメントしたり、自ら発信したりするようになるのではないだろうか。したがって、次の仮説を設定する。

仮説1：消費者が有する恐怖の感情は、快樂的なサービス財ブランドへの親和欲求に正の影響を与えるため、関連サービスの利用や関連情報の収集、関連情報の発信を増加させる。

### 3-2. 恐怖経験共有の知覚の影響

Dunn and Hoegg (2014) では恐怖体験の間に示されたブランドに対して恐怖体験を共有したと知覚し、その結果、ブランドへの愛着を高めた。同様に、仮説1に設定したように恐怖がサービス財ブランドとの接触を増やすとき、消費者は恐怖体験を当該ブランドと共有したと知覚するようになる。その結果、ブランド愛着を高めると推定する。

ブランド愛着は「自己とブランドを結びつける絆の強さ (Park, MacInnis, Priester, Eisingerich, and Iacobucci, 2010, p. 2)」として定義づけられており、先にも示したとおり、その対象は有形財ブランドだけに限られるものではない。有名人や特定の所有物など多岐にわたることが示されており、無形財ブランドも含まれる (Fournier 1998; Keller 1993; Schouten and McAlexander 1995)。さらに、先行研究によりブランド愛着はブランドの検討や選択、購入意向、購入行動を予測することが指摘されている (Fazio and Petty 2007; Petty, Haugtvedt, and Smith 1995; Priester, Nayakankuppam, Fleming, and Godek 2004)。この知見を踏まえると、恐怖経験共有の知覚が高まることは、ブランドへの愛着に留まらず、将来の利用意向にプラスの影響が及ぶことが推測される。したがって次の仮説と仮説モデル (図1) を設定する。

仮説2：快樂的なサービス財の関連サービスの利用や関連情報の収集、関連情報の発信の増加は、消費者の恐怖経験共有の知覚を高める。

仮説3：恐怖経験共有の知覚の高まりはブランドへの愛着を高め、その結果、将来の快樂的なサービス財の利用意向を高める。

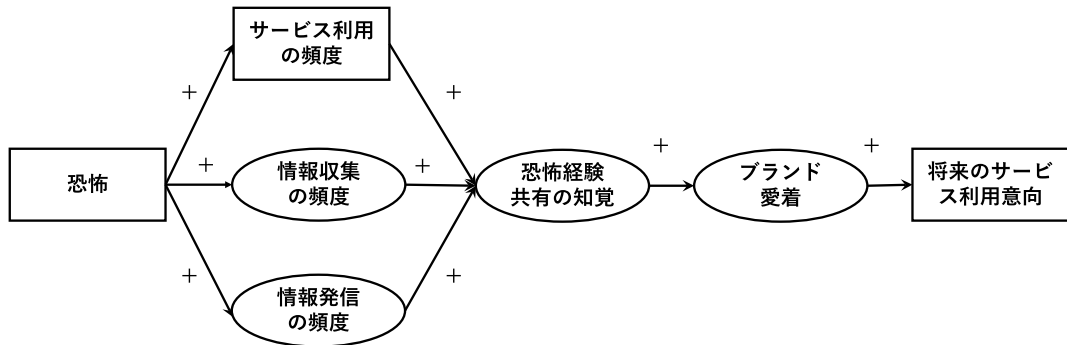
## 4. 調査

### 4-1. 調査概要

本調査では対象の快樂的なサービス財およびブランドとして「プロ野球」および「球団ブランド」を選択した。その理由は、老若男女を対象とするエンターテインメントサービスであるため十分な回答者数を確保できること、興行としての長い歴史があるためブランドが構築されていること、仮説に設定した関連情報の収集や関連情報の発信を行うに十分な情報量があり、さらには情報交換のためのコミュニティが整備されていること、コロナ禍で公式試合が中断している期間においても有料チャンネルやウェブサイトで利用可能なサービスが用意されていることがあげられる。

調査は2020年6月29日、Yahoo Japan! クラウドソーシングに登録している20才以上

図1. 仮説モデル



の一般消費者を対象に「スポーツチームに対するファン活動に関するアンケート」として実施した。回答者のリクルーティングに際して「ファンと呼べるスポーツチームがあること」を条件にしたところ、364名（うち男性73%）の回答を得た。想定どおり最多の243名が野球チームのファンであった。次にサッカー75名、バスケットボール10名、以下は格闘技、バレーボール、ラグビー、その他と続いた。

野球ファンと答えた回答者のうち不備が見られた24名を除き219名（うち男性75%）を分析の対象とする。年代の内訳は20才代10名、30才代43名、40才代100名、50才代64名、60才以上2名であった。ファン歴20年以上と回答する人が最も多く、全体の51%を占めた。続いて10年以上20年未満の22%、5年以上10年未満、2年以上5年未満の約10%と続いており、長く応援し続けている回答者が多かった。

#### 4-2. 測定尺度

各構成概念の測定尺度は、先行研究で信頼性や妥当性が確認されているものを参考に表1のとおり設定した。コロナに対する恐怖の測定尺度の設定に際して、梅毒を対象に恐怖コミュニケーションの効果を検証した深田（1973）や、深田が参照した原岡（1970）の尺度を参照した。彼らは、病気に対して「心配な感じがする」「恐ろしい感じがする」「緊張した感じがする」「不安な感じがする」「きりがちな感じがする」など13項目の回答の和で恐怖を測定している。他方でSchachter(1959)の流れを汲む一連の研究において、恐怖と不安が厳密に区別されていないことを問題としている。そこで本研究では、後者の意見に従い、「コロナ禍にあってあなたはどのような感じを持っていますか」との質問に対する「恐ろしい感じがする」の回答を用いることにした。

恐怖経験共有の知覚はDunn and Hoegg(2014)を参照し、「(ファン対象のスポーツチーム、以下対象)は私と一緒にコロナ禍を経験している」「(対象)と私は、コロナ禍のつらさに耐えている」「(対象)は私とともに、コロナの苦難を切り抜けようとしている」「(対象)はコロナ禍の間、私とともにあったと感じている」の4項目を設定した。ブランド愛着はPark et al.(2010)を参照した。ブランドと自己とのつながり (Brand-self connection) やブランドの顕著性 (prominence) の2つの特徴から構成される概念であるとの指摘にしたがい、「(対象)は私の一部であり、私自身を表現している」「(対象)と私はつながっ

ていると感じている」「(対象)に対する私の考えや思いは、自然に、即座に思い浮かぶ」「無意識に(対象)に関する考えや感情がわいてくる」の4項目を設定した。将来のサービス財の利用意向については「自粛が明けたら(対象)の試合観戦に出かける」を設定した。それぞれについて「全くそうではない(1)」から「全くそのとおり(7)」の7件法で回答を求めた。

また快樂的サービス財の関連サービスの利用や関連情報の収集、関連情報の発信については、コロナ禍の前と現在で頻度が増加したか減少したかを質問した。関連サービスの利用は「テレビや専門チャンネルで観戦する頻度」、情報収集行動については「チームが発信する情報の検索や視聴を行う頻度」「選手が発信する情報の検索や視聴を行う頻度」「専門情報メディア(雑誌・ウェブサイト等)の情報の検索や視聴を行う頻度」の3項目、情報発信行動については「チームや選手の発信情報に「いいね」や「シェア」といった反応をする頻度」「第三者が発信するチームや選手の情報に「いいね」や「シェア」といった反応をする頻度」「当人や第三者が発信する関連情報にコメントする頻度」3項目を設定した。それぞれについて「大幅に減少(1)」から「大幅に増加(7)」の7件法で回答を求めた。

## 5. 分析結果

### 5-1. 構成概念の信頼性と妥当性

最初に、各構成概念の測定尺度の信頼性と収束妥当性を確認した。尺度の信頼性に関しては Cronbach の  $\alpha$  と Composite Reliability(CR)、妥当性は Average Variance Extracted(AVE)を採用した。尺度の信頼性を表す Cronbach の  $\alpha$  を確認したところ、いずれも .70 以上の値が得られた。また Composite Reliability(CR) を求めたところ、いずれも Bagozzi and Yi(1988) が示した .60 の基準を上回っていた。以上により、すべての構成概念は内的一貫性を備えていることが確認された。次に、収束妥当性を検討するため、Average Variance Extracted(AVE) を算出したところ、いずれも Fornell and Larcker(1981) や Bagozzi and Yi(1988) が示した .50 の基準を上回っていた。したがって、すべての構成概念は収束妥当性を備えていることが確認された(表1)。

### 5-2. 仮説1の検証

本調査の回答者はコロナに対して恐怖を感じているのか。「恐ろしい感じがする」の項目に対し「全くそうではない」「そうではない」「ややそうではない」を選択した人の合計は全体の8%、「どちらともいえない」の16%を含め、全体の24%の人が恐怖を感じていると回答しなかった。恐怖を感じている人のうち「ややそのとおり」が27%、「そのとおり」が27%、「全くそのとおり」が22%となり、恐怖レベル3水準でそれぞれ4分の1づつを占めていることがわかった(図2)。そこで、恐怖を感じていると回答しなかった人を「恐怖なし」群にまとめ、「ややそのとおり」と回答した人を「恐怖・弱」群、「そのとおり」と回答した人を「恐怖・中」群、「全くそのとおり」と回答した人を「恐怖・強」群とする4グループに分けて分析を行う。

仮説1「消費者が有する恐怖の感情は、快樂的なサービス財ブランドへの親和欲求に正の影響を与えるため、関連サービスの利用や関連情報の収集、関連情報の発信を増加させ

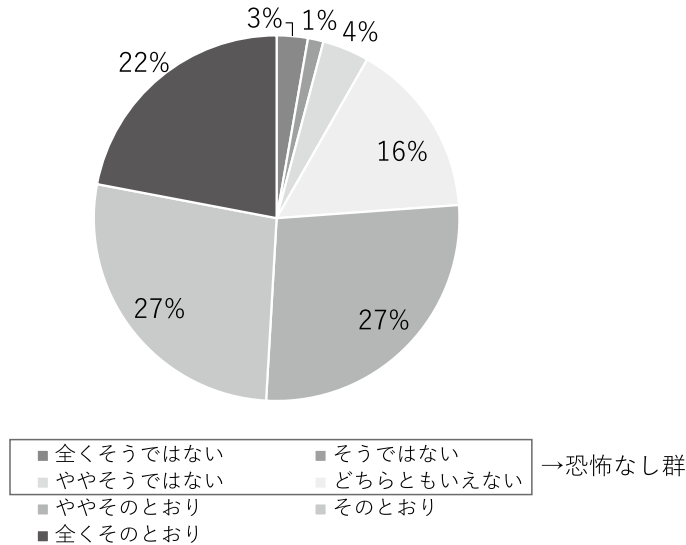
表1. 測定尺度, および信頼性と妥当性の検証結果

	平均値	標準偏差	因子負荷量	Cronbach's $\alpha$	CR	AVE
恐怖:						
恐ろしい感じがする	5.32	1.39				
恐怖体験共有の知覚: Dunn and Hoegg (2014)						
ファン対象のスポーツチームと私は、コロナ禍のつらさに耐えている	4.67	1.22	0.89	0.843	0.85	0.59
ファン対象のスポーツチームと私はともに、コロナ禍の苦難を切り抜けようとしている	4.66	1.12	0.78			
ファン対象のスポーツチームは、私と一緒にコロナ禍を経験している	4.68	1.21	0.74			
ファン対象のスポーツチームは、コロナ禍の間、私とともにあったと感じている	4.06	1.29	0.62			
ブランド愛着: Park, MacInnis, Priester, Eisingerich, and Iacobucci (2010)						
ファン対象のスポーツチームは私の一部であり、私自身を表現している (Brand-self connection)	4.04	1.44	0.85	0.894	0.89	0.68
ファン対象のスポーツチームと私はつながっていると感じている (Brand-self connection)	4.26	1.36	0.80			
ファン対象のスポーツチームに対する私の考えや思いは、事前に、即座に思い浮かぶ (Brand prominence)	4.45	1.20	0.82			
無意識にファン対象のスポーツチームに関する考えや感情がわいてくる (Brand prominence)	4.25	1.28	0.82			
ブランド消費行動						
テレビや専門チャンネルで観戦する頻度	4.32	1.19				
チームが発信する情報の検索や視聴を行う頻度	4.26	1.03	0.99	0.951	0.95	0.87
選手が発信する情報の検索や視聴を行う頻度	4.26	0.95	0.91			
専門情報メディア (雑誌やウェブサイト) の情報の検索や視聴を行う頻度	4.25	1.05	0.89			
チームや選手の発信情報に「いいね」や「シェア」といった反応をする頻度	4.13	0.92	0.92	0.935	0.94	0.83
第三者が発信するチームや選手の情報に「いいね」や「シェア」といった反応をする頻度	4.07	0.96	0.96			
当人や第三者が発信する関連情報にコメントする頻度	4.05	0.85	0.85			

る」を検証する。「回答者の恐怖」, 「関連サービスの利用頻度の増減」, 「情報収集頻度の増減」や「情報発信頻度の増減」の平均と標準偏差は表1, 相関係数は表2のとおりである。恐怖とブランド消費行動頻度の増減には有意な正の相関がみられた。

次にブランドの消費行動頻度の増減を従属変数, 恐怖4群を独立変数とした1要因4水準の分散分析を行った。関連サービスの利用頻度, 情報収集の頻度, 情報発信の頻度の恐怖4水準, それぞれの平均値と標準偏差は表3に示す。分散分析の結果, いずれの行動においても群間の差が有意であった (サービス利用:  $F(3, 213)=5.17, p=.002, \eta^2_p=.068$ ; 情報収集:  $F(3, 211)=4.81, p=.003, \eta^2_p=.064$ ; 情報発信:  $F(3, 213)=3.39, p=.019, \eta^2_p$

図2. コロナに対して「恐ろしい感じがする」項目の回答分布



=.046)。

分散分析の結果が有意であったことから多重比較(DunnnettT3法)を行ったところ、サービス利用では恐怖「なし」群と「中」群の間( $p=.017$ ), 「なし」群と「高」群の間( $p=.006$ )に有意差が確認された。情報収集では恐怖「なし」群と「中」群の間( $p=.064$ )の有意傾向と, 「なし」群と「高」群の間( $p=.007$ )の有意差が確認された。最後に情報発信では, 恐怖「なし」群と「高」群の間に( $p=.033$ )の有意差が確認された。したがって, 仮説1は支持されたものと判断した。

### 5-3. 仮説2・仮説3の検証

仮説2「快樂的サービス財の関連サービスの利用や関連情報の収集, 関連情報の発信の増加は, 消費者の恐怖体験共有の知覚を高める」と, 仮説3「恐怖体験共有の知覚の高まりはブランドへの愛着を高め, その結果, 将来の快樂的サービスの利用意向を高める」を検証する。仮定した因果関係が成立するかどうかを検討するために, IBM社のAmosによる共分散構造分析を行った。モデルの適合度指標はすべて基準とされる値を充たしていたが, 「情報発信の頻度」から「恐怖体験共有の知覚」への有意な影響が認められなかったため, 両者をつなぐパスを除いたモデルで再検証を行った。その結果得られた適合度指標は次のとおりであった( $\chi^2=220.734$ ,  $df=98$ ,  $p=.000$ ,  $GFI=.874$ ,  $AGFI=.825$ ,  $CFI=.955$ ,  $RMSEA=.077$ )。設定モデルは受容されるものと判断した。

仮説2で設定した「関連サービスの利用頻度」「関連情報の収集頻度」や「関連情報の発信頻度」が「恐怖体験共有の知覚」に正の影響があるのか確認する。パス係数を確認すると「関連サービス利用( $\beta=.19$ ,  $p=.029$ )」と「関連情報の収集( $\beta=.30$ ,  $p=.002$ )」が「恐怖体験共有の知覚」に有意な影響を与えていることが明らかになった。したがって, テレビや専門チャンネルでの試合観戦や, チームや選手, 第三者の情報を検索したり処理したり



表2. 仮説1- 尺度間の相関関係

	1	2	3	4
1 恐ろしい感じがする				
2 テレビや専門チャンネルでの観戦の増減	.228**			
3 関連情報の探索頻度の増減	.202**	.655**		
4 関連情報の発信頻度の増減	.162*	.509**	.762**	

\*\*：相関係数は1%水準で有意（両側），\*：相関係数は5%水準で有意（両側）

表3. 仮説1- 恐怖水準とサービス関連行動頻度の増減

恐怖	試合観戦			情報収集			情報発信		
	N	M	SD	N	M	SD	N	M	SD
なし	52	3.85	1.23	50	3.91	0.78	52	3.83	0.76
低	59	4.24	1.09	59	4.22	0.83	58	4.13	0.63
中	59	4.53	1.10	59	4.32	0.85	59	4.10	0.81
高	47	4.68	1.22	47	4.62	1.22	48	4.33	0.99
合計	217	4.32	1.19	215	4.26	0.95	217	4.09	0.81

する頻度を高めることは、「コロナ禍の恐怖をチームと共有した」と消費者に知覚させることが示された。しかしすでに述べたとおり「関連情報の発信 ( $\beta = .04$ , ns, 修正前のモデル)」の有意な影響は認められなかった。したがって、仮説2はその一部が支持されたものと判断した。

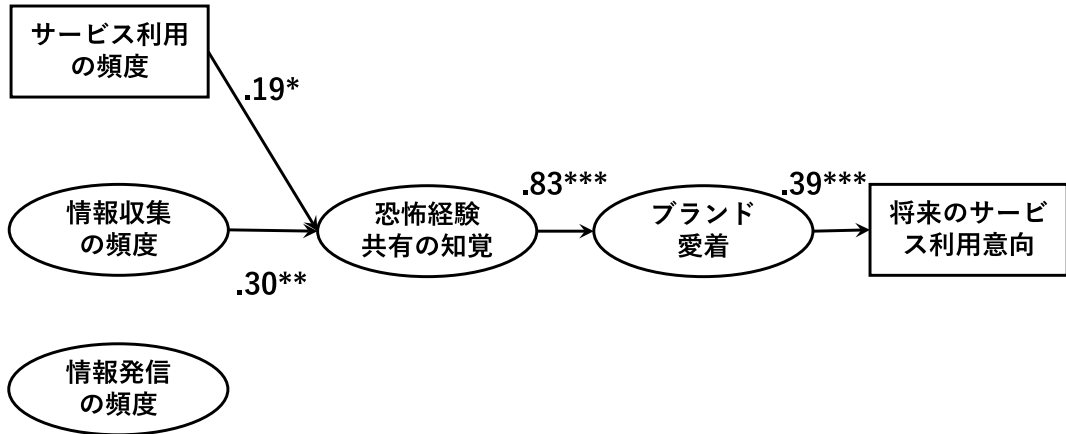
次に仮説3で設定した「恐怖経験共有の知覚」「ブランド愛着」「将来の快楽的サービス財の利用意向」の関係を確認する。パス係数を確認すると、「恐怖経験共有の知覚」から「ブランド愛着」( $\beta = .83$ ,  $p < .000$ )、「ブランド愛着」から「将来の快楽的サービス財の利用意向」( $\beta = .39$ ,  $p < .000$ )、2つパスはいずれも有意であった。以上のことから、恐怖経験共有の知覚はブランド愛着を高め、ブランド愛着の高まりは、将来のサービス財の利用意向を高めることが明らかになった。これら因果関係により、恐怖経験共有の知覚は間接的に、将来のサービス利用意向を高めるように働くことも示された。また消費者の恐怖経験共有の知覚がブランド愛着を高める影響力がとて大きなものであることが確認された。

## 6. おわりに

### 6-1. 本研究の成果

冒頭でも述べたとおり、コロナ禍は幅広い産業に経済的なダメージをもたらしたが、中でも大きな打撃を受けたのはサービス産業であった。例えばエンターテインメント産業では三密回避を前提とする場合、興行中止を余儀なくされたり、開催できたとしてもその内容や収容客数に制限がかけられた。関連団体は再開後のサービスの在り方を検討しコロナ対策を講じているが、同時に、コロナ収束後のサービス利用意向を高めるためにコロナ感染

図3. 仮説モデル（一部）の検証結果



\*\*\*:  $p < .001$ , \*\*:  $p < .01$ , \*:  $p < .05$

の最中からできることに何があるのだろうか。こうした問題意識から本研究に取り組んだ。コロナ禍が消費者にもたらした恐怖の感情に注目し、恐怖が人々の行動や態度、その後の行動意向に与える影響とそのメカニズムを考察し検証した。調査においてはプロ野球球団のファンを対象とした。

従来の消費者行動研究において、ネガティブな感情は購買意思決定プロセスにマイナスの影響をもたらすことが指摘されてきたが、他方で、恐怖の感情は消費者の親和欲求を高めるため、他者への接近行動を動機づけることや、親和欲求の対象は人のみならずブランドにも起こることが示されてきた。恐怖体験の最中に接触のあったブランドに対して人は恐怖体験を共に乗り越えたと感じることや、その結果、ブランドへの愛着を高めることも指摘されている (Dunn and Hoegg 2014)。この研究に従えば、プロ野球球団のファンがコロナ禍で恐怖を感じ親和欲求を高めることが予想され、球団にまつわるサービスの利用や関連行動を増やすのではないかと仮定した。例えばテレビやウェブ、有料チャンネルで放映される過去の試合や無観客試合の観戦といった関連サービスを利用する頻度を高めたり、球団や選手にまつわる情報を収集したり、球団や選手にまつわる情報を発信したりする頻度を高めるといったことである。これら行動を増加させることでファンの人々は恐怖体験を球団とともに乗り越えたと感じるようになり、球団への愛着を高める。さらには将来のサービスの利用意向を高めると仮定した。

インターネット調査を実施し得られた約 200 名のデータを用いて検証したところ、一部仮説（具体的には、関連情報の発信は恐怖体験共有の知覚を高める）を除き、支持する結果が得られた。

ブランド愛着が消費者の行動や態度に与えるの影響が大きいことは過去の研究で示されている。利用意向のみならず、利用金額、新製品購入、製品の利点の拡散などの点でパワフルな予測因子であるとみなされてきた (Park et al. 2010)。コロナ禍収束までの期間はブランド愛着を強化する期間にもなりえることを念頭に置き、通常どおりのサービスが難しい場合であっても関連するサービスを提供したり、競技や球団、選手などの情報提供を

積極的に行ったりすることを通して顧客とブランドとの接点を増やす努力が有効であることを本研究の結果は示している。以上が、本研究の実務的な貢献と考えている。

本研究のもう1つの貢献は、Dunn and Hoegg(2014)の成果を発展させたことである。Dunnらの研究の成果はすでに述べたとおりであるが、彼らは課題として、異なる特性を有する商品で検証することや、態度だけでなく行動にもたらす影響を確認することをあげており、本研究ではそれら課題に取り組んだ。具体的には、Dunnらの実験において参加者は、恐怖感情を喚起する映画を視聴するとき、その場で提供された飲料やチョコレートの架空ブランドに対する「恐怖体験共有の知覚」や「ブランド愛着」が調べられた。本研究では、有形財ではなく無形財、架空ブランドではなく既存ブランド、功利的製品ではなく快楽的製品で検証を行った。加えて、恐怖体験共有の知覚の向上がブランド愛着を高めるといった態度への影響に留まらず、そうした作用を媒介して将来のサービス利用といった行動に正の影響をもたらすことの検証にも取り組んだ。そしてすでに記したとおり、仮説を支持する結果を得た。既存の快楽的サービス財ブランドにおいても、恐怖がサービス利用や情報収集といった行動頻度を高め、行動頻度の増加は恐怖経験共有の知覚を高める。さらにブランド愛着に正の影響をもたらすことや、その結果、将来のサービス利用意向にも正の影響が及ぶことが明らかになった。

## 6-2. 今後の研究課題

最後に本研究の限界と今後の取り組み課題について論じておきたい。

1つ目の限界は、恐怖感情の測定に関することである。本研究では鳥海・榊・吉田(2020)の研究結果からコロナ禍に消費者に生じる特徴的な感情が恐怖であることを理解し、恐怖がコロナ禍の消費者行動に及ぼす影響を理解することに取り組んだ。調査時には回答者のコロナに対する恐怖水準を自己申告してもらうことで把握した。得られたデータを用いて、恐怖水準によりサービス財ブランドに対する態度や行動に差が生じるのか、統計的な分析を行った。

他方で、近年の研究では認知的評価理論に基づき感情の特性を理解、操作する方法が提唱されている(Lerner and Keltner 2001)。感情を、確実性、快適さ、注意力、制御可能性、予期される努力、責任という5つの評価次元に従って分類するもので、この枠組みによれば、恐怖は制御可能性や確実性が低い状況であることと評価することで生じる感情とされている。今後の研究ではこうした枠組みを用いて、制御可能性や確実性といった側面から恐怖を規定しその影響を検証することも有用であると考ええる。

消費者の属性による影響の違いについても、今後の研究が望まれる。本研究では馴染みのある既存ブランドを対象に検証を行ったが、回答者の関与レベルにはばらつきがあることが推察される。また個人の不安特性(Teichman 1974)、制御焦点(Paz and Amir 1974)などの影響を確認することも必要だと考えている。例えば、行動パターンが他者への接近によって特徴づけられるのか、他者からの拒否を回避することによって特徴づけられるのか、制御焦点によって親和欲求が異なることが指摘されている。こうした消費者の属性による調整効果を確認することは有意義なことだと考える。

加えて、Murray(1938)は親和欲求を「自分の味方になる人、すなわち自分に似ていたり、自分を好いていてくれる人に近づき、喜んで協力したり愛情を交換すること」と論じ

ている。この指摘にあるとおり、自分に似ている人に対して親和欲求が高まるのであるならば、対象ブランドと消費者のパーソナリティの一致度が親和欲求に影響することが推察される。その際、実際自己との一致か理想自己との一致か、どちらの影響が大きいのか、今後の研究での課題として挙げられる。

最後は製品特性による調整効果である。本研究では、食品や飲料で実験を行った Dunn and Hoegg(2014) を補完するため、有形財ではなく無形財、実用的財ではなく快楽的財で検証を行った。本研究の成果の頑健性を高めるためには、複数の財で検証されることが必要であろう。

#### [注]

- (1) Schachter は不安 (anxiety) として議論をしているが、実験で操作されていたのは身体的恐怖 (physical fear) であったことを Sarnoff and Zimbardo(1961) 他が指摘している。それらに倣い、本研究では恐怖と記述する。
- (2) その後の研究で必ずしも一致する結果が得られているわけではない。しかし「彼の研究は今日に至るまで社会心理学のなかで一定の地位をえているように思われる (p.153)」(三井 1984)。

#### [参考文献]

- Andrade, Eduardo B. (2005), "Behavioral Consequences of Affect: Combining Evaluative and Regulatory Mechanisms," *Journal of Consumer Research*, Vol. 32, No. 3, pp. 355-362.
- Axelrod, Joel N. (1963), "Induced Moods and Attitudes toward Products," *Journal of Advertising Research*, Vol. 3, No. 2, pp. 19-24.
- Bagozzi, Richard P., and Youjae Yi (1988), "On the Evaluation of Structural Equation Models," *Journal of the Academy of Marketing Science*, Vol. 16, No. 1, pp. 74-94.
- Barone, Michael J., Paul W. Miniard, and Jean B. Romeo (2000), "The Influence of Positive Mood on Brand Extension Evaluations," *Journal of Consumer Research*, Vol. 26, No. 4, pp. 386-400.
- Batra, Rajeev, and Douglas M. Stayman (1990), "The Role of Mood in Advertising Effectiveness," *Journal of Consumer Research*, Vol. 17, No. 2, pp. 203-214.
- Boster, Franklin J., and Paul Mongeau (1984), "Fear-Arousing Persuasive Messages," in *Communication Yearbook 8*, ed. R. M. Bostrom and B. H. Westley, Newbury Park, CA: Sage, pp. 330-75.
- Bower, Gordon H. (1981), "Mood and Memory," *American Psychologist*, Vol. 36, No. 2, pp. 129-148.
- Chaudhuri, Arjun (2006), *Emotion and Reason in Consumer Behavior*, Burlington, MA: Elsevier(恩蔵直人・平木 いくみ・井上淳子・石田大典訳『感情マー ケティングー感情と理性の消費者行動ー』千倉書房, 2007 年)

- Cohen, Joel B., and Eduardo B. Andrade (2004), "Affect Intuition and Task-Contingent Affect Regulation," *Journal of Consumer Research*, Vol. 31, No. 2, pp. 358-67.
- Cohen, Joel B., Michel T. Pham, and Eduardo B. Andrade (2008), "The Nature and Role of Affect in Consumer Behavior," in *Handbook of Consumer Psychology*, ed. Curt Haugtvedt, Frank Kardes, and Paul Herr, Mahwah, NJ: Erlbaum, pp. 297-348.
- Derryberry, Douglas, and Don M. Tucker (1994), "Motivating the Focus of Attention," in *The Heart's Eye: Emotional Influences in Perception and Attention*, ed. Paula M. Niedenthal and Shinobu Kitayama, San Diego, CA: Academic Press, pp.170-196.
- Donovan, Robert J., and John R. Rossiter (1982), "Store Atmosphere: An Environmental Psychology Approach," *Journal of Retailing*, Vol. 58, No. 1, pp. 34-57.
- Dunn, Lea, and Joandrea Hoegg (2014), "The Impact of Fear on Emotional Brand Attachment," *Journal of Consumer Research*, Vol. 41, No. 1, pp. 152-168.
- Fazio, Russell H., and Richard E. Petty (2007), *Attitudes: Their Structure, Function, and Consequences*. New York: Psychology Press.
- Forgas, Joseph P. (1995), "Mood and Judgment: The Affect Infusion Model (AIM)," *Psychological Bulletin*, Vol. 117, No. 1, pp. 39-66.
- Fornell, Claes, and David F. Larcker (1981), "Evaluating Structural Equation Models with Unobservable Variables and Measurement Error," *Journal of Marketing Research*, Vol. 18, No. 1, pp. 39-50.
- Fournier, Susan (1998), "Consumers and Their Brands: Developing Relationship Theory in Consumer Research," *Journal of Consumer Research*, Vol. 24, No. 4, 343-373.
- 深田博己 (1973), 「恐怖喚起の程度, 受け手の性および不安傾向が態度変容に及ぼす効果」『実験社会心理学研究』, Vol. 13, No. 1, pp. 40-54.
- Gardner, Meryl P. (1985), "Mood States and Consumer Behavior: A Critical Review," *Journal of Consumer Research*, Vol. 12, No. 3, pp. 281-300.
- Goldberg, Marvin E., and Gerald J. Gorn (1987), "Happy and Sad TV Programs: How They Affect Reactions to Commercials," *Journal of Consumer Research*, Vol. 14, No. 3, pp. 387-403.
- Griskevicius, Vladas, Noah J. Goldstein, Chad R. Mortensen, Jill M. Sundie, Robert B. Cialdini, and Douglas T. Kenrick (2009), "Fear and Loving in Las Vegas: Evolution, Emotion, and Persuasion," *Journal of Marketing Research*, Vol. 46, No. 3, pp. 384-395.
- 原岡一馬 (1970), 『態度変容の社会心理学』, 金子書房.
- Keller, Kevin Lane (1993), "Conceptualizing, Measuring and Managing Customer-Based Brand Equity," *Journal of Marketing*, Vol. 57, No. 1, pp. 1-22.
- LaTour, Michael S., and Herbert J. Rotfeld (1997), "There Are Threats and (Maybe) Fear-Caused Arousal: Theory and Confusions of Appeals to Fear and Fear Arousal Itself," *Journal of Advertising*, Vol. 26, No. 3, pp. 45-59.
- Lee, Chan Jean, and Eduardo B. Andrade (2011), "Fear, Social Projection, and Financial Decision Making," *Journal of Marketing Research*, Vol. 68, (Special Issue), S121-S129.
- Lerner, Jennifer S., and Dacher Keltner (2001), "Fear, Anger, and Risk," *Journal of*

- Personality and Social Psychology*, Vol. 81, No. 1, pp. 46-59.
- MacKenzie, Scott B., Richard J. Lutz, and George E. Belch (1986), "The Role of Attitude Toward the Ad as a Mediator of Advertising Effectiveness: A Test of Competing Explanations," *Journal of Marketing Research*, Vol. 23, No. 2, pp. 130-143.
- 三井宏隆 (1984), 「Schachter の『不安と親和行動』を巡る追試実験の検討」『実験社会心理学研究』, Vol. 23, No. 2, pp. 153-158.
- 三浦麻子, 鳥海不二夫, 小森政嗣, 松村真宏, 平石界 (2016), 「ソーシャルメディアにおける災害情報の伝播と感情: 東日本大震災に際する事例」『人工知能学会論文誌』, Vol. 31, No. 1, NFC-A, pp. 1-9.
- Murray, H. Alexander (1938), *Explorations in Personality*, New York, Oxford University Press (外林大作訳編『パーソナリティ (I)』誠信書房, 1961年).
- 日本経済新聞 (2020a) 「日本急収縮 -GDP で読む①: 実質 GDP, 3 四半期で 54 兆円消える 震災時の 3.8 倍」2020 年 8 月 19 日.
- 日本経済新聞 (2020b) 「日本急収縮 -GDP で読む②: サービス消費 2 桁減」2020 年 8 月 20 日.
- Park, C. Whan, Deborah J. MacInnis, Joseph Priester, Andreas B. Eisingerich, and Dawn Iacobucci (2010), "Brand Attachment and Brand Attitude Strength: Conceptual and Empirical Differentiation of Two Critical Brand Equity Drivers," *Journal of Marketing*, Vol. 74, No. 6, pp1-17.
- Passyn, Kirsten, and Mita Sujana (2006), "Self-Accountability Emotions and Fear Appeals: Motivating Behavior," *Journal of Consumer Research*, Vol. 32, No. 4, pp. 583-589.
- Paz, Ruchama, and Yehuda Amir (1974), "Affiliative Behavior of Approach - and Avoidance - Motivated Subjects in Fear and Anxiety Situations," *European Journal of Social Psychology*, Vol. 4, No. 3, pp. 329-342.
- Petty, Richard E., Curtis P. Haugtvedt, and Stephen M. Smith (1995), "Elaboration as a Determinant of Attitude Strength: Creating Attitudes That are Persistent, Resistant, and Predictive of Behavior," in *Attitude Strength: Antecedents and Consequences*, ed. Richard E. Petty and Jon A. Krosnick, Mahwah, NJ: Lawrence Erlbaum Associates, pp. 93-130.
- Pham, Michel Tuan (1998), "Representativeness, Relevance, and the Use of Feelings in Decision Making," *Journal of Consumer Research*, Vol. 25, No. 2, pp. 144-159.
- Priester, Joseph R., Dhananjay Nayakankuppam, Monique A. Fleming, and John Godek (2004), "The A2SC2 Model: The Influence of Attitudes and Attitude Strength on Consideration and Choice," *Journal of Consumer Research*, Vol. 30, No. 4, pp. 574-587.
- Raghunathan, Rajagopal, and Michel Tuan Pham (1999), "All Negative Moods are not Equal: Motivational Influences of Anxiety and Sadness on Decision Making," *Organizational Behavior and Human Decision Processes*, Vol. 79, No. 1, pp. 56-77.
- Robberson, Margaret R., and Ronald W. Rogers (1988), "Beyond Fear Appeals: Negative and Positive Persuasive Appeals to Health and Self-Esteem," *Journal of Applied Social*

- Psychology*, Vol. 18, No. 3, pp. 277-287.
- Rotfeld, Herbert J. (1988), "Fear Appeals and Persuasion: Assumptions and Errors in Advertising Research," *Current Issues and Research in Advertising*, Vol.11, No.1-2, pp. 21-40.
- Sarnoff, Irving, and Philip G. Zimbardo (1961), "Anxiety, Fear, and Social Affiliation," *Journal of Abnormal and Social Psychology*, Vol. 62, No. 2, pp. 356-363.
- Schachter, Stanley (1959), *The Psychology of Affiliation*, Stanford, CA: Stanford University Press.
- Schouten, John W. and James H. McAlexander (1995), "Subcultures of Consumption: An Ethnography of the New Bikers," *Journal of Consumer Research*, Vol. 22, No. 1, pp. 43-61.
- 竹村和久 (1996), 「ポジティブな感情と社会的行動」, 土田昭司・竹村和久編『感情と行動・認知・生理』, 誠信書房, pp. 151-177.
- Teichman, Yona (1974), "Predisposition for Anxiety and Affiliation," *Journal of Personality and Social Psychology*, Vol. 29, No.3, p.405
- 鳥海不二夫・榊剛史・吉田光男 (2020) 「ソーシャルメディアを用いた新型コロナ禍における感情変化の分析」『人工知能学会論文誌』, Vol. 35, No. 4, F, pp. 1-7.
- Weaver, James B., and Elizabeth A. Laird (1995), "Mood Management during the Menstrual Cycle through Selective Exposure to Television," *Journalism and Mass Communication Quarterly*, Vol. 72, No. 1, pp. 139-146.
- Zillmann, Dolf (1988), "Mood Management through Communication Choices," *American Behavioral Scientist*, Vol. 31, No. 3, pp. 327-340.

(2020.9.22 受稿, 2020.11.12 受理)

〔抄 録〕

コロナ禍はサービス産業に多大な経済的ダメージをもたらした。当該企業は新しい生活様式に対応したサービスの在り方を検討し対策を講じているが、コロナ収束後の消費者のサービス利用意向を高めるためにコロナ禍の最中からできることに何があるのか。こうした課題意識から、コロナ禍が消費者にもたらした恐怖の感情に注目し、恐怖が人々の行動や態度、その後の行動意向に与える影響とそのメカニズムを考察し検証した。その結果、快樂的サービス財ブランドにおいて、恐怖が人々の親和欲求を高めるためサービス利用や情報収集といった行動の頻度を増やし、行動頻度の増加は恐怖経験共有の知覚を高める。その結果ブランド愛着に正の影響をもたらすこと、ブランド愛着は将来のサービス利用意向に正の影響をもたらすことが明らかになった。ブランド愛着は新製品購入、購買金額や好意的なクチコミ発信などに好ましい影響を与えることが過去の研究で明らかにされている。コロナ禍収束までの期間がブランド愛着を強化させる期間になりえることを念頭に置き、関連サービスの開発や関連情報の提供を通して顧客とブランドとの接点を増やす努力を実施することが有効であることを本研究は提示する。



[論 説]

# 機械学習を利用した注意機構を持つ回帰モデルによる影響度分析

内 海 幸 久

## 1 序

回帰分析は、定量的なデータが豊富な経済学、経営学、政治学など多くの社会科学の分野で必要不可欠な分析手法となっている。近年では、数量化I類の手法によって、定性的なデータを含む状態でも回帰分析が可能となり、多くの分野で回帰分析が利用される。その回帰式の解釈も多岐にわたる。アンケート調査やテキストマイニングにおいては、係数を被説明変数の影響力として捉えることが多い。実際、線形の重回帰モデルは、 $l$ 変数を持つアフィン関数  $y = \sum_{i=1}^l a_i x_i + b$  を利用して被説明変数を近似するものである。このため、アンケートデータのように入力データが同一の変域に収まるデータであるならば、係数の  $a_i$  は、第  $i$  変数の被説明変数への影響力であると解釈される。このことから、入力データの変数の変域がそれぞれ異なる状況でも、変数を正規化することで、回帰式の係数に影響力の解釈を与えることができる。

その特徴は、二種類にわけられる。回帰係数は、負値を取ることもあり得る。しかし、影響力として、係数の絶対値を利用することで、その問題を回避できる。つまり、正值方向も、負値方向も絶対値という均一の重み付けを利用することで、影響力の順位を知ることが可能となる。これが、第一の特徴である。第二は、モデルとしての大きな特徴を係数という形で、捉えている点である。つまり、モデル全体としての変数の影響力を分析できることが、第二の特徴である。

回帰係数は、その絶対値の大小によって被説明変数への影響力がわかるものの、確率分布のような割合を表す精緻な影響度ではないこと、また、データ毎の影響力が未知であることなど、幾つかの問題も抱えている。

本稿の目的は、この二点の問題点を解決するべく、自然言語処理で近年利用されている、注意機構を導入した回帰分析を提案することである。注意機構を導入することによって、回帰係数の影響力を割合として表しつつ、かつ、個別のデータの変数の影響度も同時に知ることが可能となる。注意機構は、もともと、自然言語の分野で Vasawani, et al (2017) らによって、提案がなされたネットワーク構造である。その後、多くの自然言語処理の手法に応用された。注意機構を用いたネットワーク構造は、その大半が、自然言語処理の分野で応用されているが、Devlin, et al (2018) の BERT 以降、分類問題でも、応用されるようになった。画像認識の分野においては、Fukuni, et al (2019) らによって注意機構が利用されている。

本稿では、注意機構をネットワーク構造に導入した回帰モデルを構築する。主要な帰結は、以下の三点にまとめられる。第一は、注意機構付き回帰分析を行うことで、全体としては影響力があるように見えるが、個別データではそれほど影響力がない個別データの存在が確認されたことである。第二は、同様に、全体としては影響力は小さいが、個別データにおいては、大きな影響力を持っている個別データの存在も確認されたことである。つまり、モデル全体での影響力と個別データごとには、変数間の影響力の違いが見られる。個別データでの影響力を求められることが、機械学習を利用した重回帰モデルの特徴と言え

る。具体的には、個別データ毎に、影響力のある変数を求めることができるため、そのデータに応じた予測や対応なども可能となる。第三は、影響度が低くなることで自動的に多重共線性が回避される点である。

2章において本稿で展開する注意機構付き回帰モデルを定義や解釈を述べる。3章において `scikitlearn` から入手できるボストン住宅価格データを利用して、注意機構付き回帰モデルの特徴を紹介しつつ、4章にて帰結を述べる。

## 2 注意機構を持つ重回帰モデル

### 2.1 ネットワーク構造

バッチサイズを  $n$  とし、その集合を  $N = \{1, \dots, n\}$  で表す。入力データは  $l$  種類の特徴を持つ  $l$  次元ベクトルで表記されるとし、 $k \in N$  番目のデータは、 $(x_1^k, \dots, x_l^k) \in \mathbb{R}^l$  によって記述される。変数毎に、データの桁が異なる可能性があるために、入力データについて、正規化を施す。バッチ正規化を関数  $b$  とおくと、バッチ正規化された値は、 $b(x) = (b_1(x_1), \dots, b_l(x_l))$  と記述される。

本稿で提案する注意機構付き重回帰モデルは、この正規化されたデータに確率ベクトルをかぶせることで、データのどの項目が被説明変数に対して、重要な要因になるのかを明らかにする。注意機構の構成について述べる。注意ベクトルとは、所与の  $l$  次元ベクトル  $\alpha = (\alpha_1, \dots, \alpha_l) \in \mathbb{R}^l$  と正規化されたデータ値の要素積にソフトマックスを施した、確率ベクトルのことである。具体的には、任意の  $j = 1, \dots, l$  に対して、

$$m_j = \frac{e^{\alpha_j b_j(x_j)}}{\sum_{k=1}^l e^{\alpha_k b_k(x_k)}}$$

と定義されるものである。 $m = (m_1, \dots, m_l)$  と表記する。所与の  $\alpha = (\alpha_1, \dots, \alpha_l)$  は誤差を最小にするように求められ、これに基づき、注意ベクトルが計算されることとなる。

注意機構付き重回帰モデルは、この注意ベクトルと正規化されたデータの要素積を入力データとした回帰モデルといえる。全結合1層タイプは  $m \otimes b(x) = (m_1 b_1(x_1), \dots, m_l b_l(x_l))$  を全結合層の入力データ、全結合層の重みを  $(w_1, \dots, w_l) \in \mathbb{R}^l$ 、バイアスを  $c \in \mathbb{R}$  とおくと、

$$y = \sum_{j=1}^l w_j m_j b_j(x_j) + c$$

と求まる。確率  $m_j$  で変数  $j$  に注意を向けるという意味から、 $m_j$  は変数  $j$  の影響度を表していると解釈できる。これらをまとめると、全結合層1層の式は、

$$y = \sum_{j=1}^l w_j \frac{e^{\alpha_j b_j(x_j)}}{\sum_{k=1}^l e^{\alpha_k b_k(x_k)}} b_j(x_j) + c$$

と求まる。

回帰式としては、非線形の構造になるが、本稿では、便宜上、注意機構による重みの抽出後の全結合層が1層のモデルを線形モデル、2層以上のモデルを非線形モデルと呼ぶこととする。

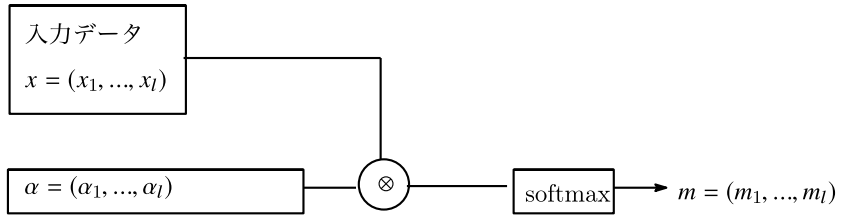


図 1: 注意ベクトル

## 2.2 注意機構の解釈

注意機構の利点や特徴は、3点にまとめられる。第一は、注意ベクトル  $(m_1, \dots, m_l)$  によって、データごとの被説明変数への影響度がはっきりとわかることである。第二は、重回帰分析によく観察される多重共線性問題を自動的に解決する点である。第三は、注意ベクトルによる影響度・注目度という解釈可能な非線形の重回帰モデルを平易に構築できる点である。

注意ベクトル  $(m_1, \dots, m_l)$  は、確率ベクトルであるので、各教師データに対して、 $l$  種類ある入力データの  $j$  番目の変数に対して、 $m_j$  の確率だけ影響力を持つと解釈できる。加えて、データ毎に、ソフトマックス関数によって、

$$m_j = \frac{e^{\alpha_j b_j(x_j)}}{\sum_{k=1}^l e^{\alpha_k b_k(x_k)}}$$

と計算される。これより、注意の確率は、データ毎に教師データに対してどれくらいの影響力があるのかの、個別の指標を与えることになる。例えば、注意の値が0であるならば、その項目は、教師データにとって重要でない変数になることがわかる。注意の値が、相対的に大きい項目は、教師データにとって重要な変数となることが示唆される。注意ベクトルの確率は、回帰係数の解釈としてではなく、影響度としての本来的な意味を与えることとなる。

全体の影響度ではなく、個別のデータ毎の影響度が求まることの重要性は、無相関だが規則性があるデータに注目できる点である。表1のデータを考えてみる。図2のグラフのように項目1で、1番を選択した人は、項目3で、3番を選択している人が多い。一方、項目1で、1以外を選択している人の項目3での選択は、様々である。この場合、全体としては無相関に近いが、明らかに、項目1の1番と項目3の3番には、規則性が見られる。

実際、項目1と項目3の相関係数を計算すると、ほぼ0となり、無相関となる。しかし、項目1の1番と項目3の3番という個別の状況には、考慮するべき点があると考えられる。単純な重回帰分析では比較の見逃されやすい個別データの特徴を抽出できる点が、注意機構を導入する第一の利点と言える。

第二は多重共線性の問題である。重回帰分析では前処理段階で多重共線性を起こしているデータを分析者が調整することが多く見られる。理論的な背景や推定モデルがない場合、変数の削除は分析者の力量に依存する。注意ベクトルを用いる方法において、回帰式の基

項目 1	項目 3	項目 1	項目 3
1	3	3	4
1	3	3	5
1	3	4	1
1	3	4	2
1	3	4	3
2	1	4	4
2	2	4	5
2	3	5	1
2	4	5	2
2	5	5	3
3	1	5	4
3	2	5	5
3	3		

表 1: アンケート結果の具体例

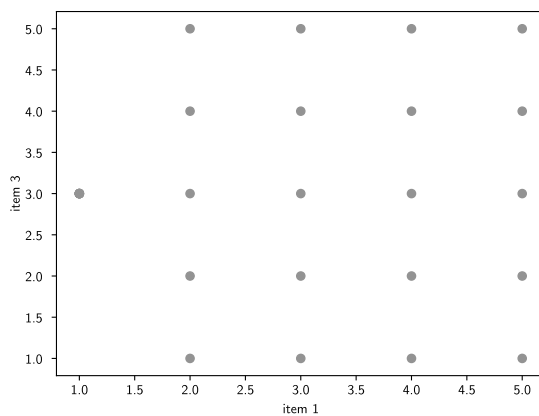


図 2: 表 1 の散布図

本形は,

$$y = \sum_{j=1}^l w_j m_j b_j(x_j) + c$$

となっている。これより、注意の数值  $m_k$  が 0 に近づくと、説明変数  $x_k$  の係数  $w_k$  も 0 になる。

つまり、機械学習の効果によって、説明変数間の多重共線性の問題が学習され、また自動調整される。前処理をすることなく重回帰モデルが利用できる点が、第二の特徴と言える。多重共線性を回避する手段もいくつか知られているが、本稿の注意機構付き回帰モデルは、変数の影響度を判定することが本来の主目的であり、影響度が低くなることで自動的に多重共線性の問題も回避される点は大きな違いとなっている。

第三は、解釈可能な非線形重回帰モデルを構築できる点である。通常のニューラルネットワーク同様、全結合層 1 層目の出力のノード数を複数に変更し、全結合層・活性化関数を多層にするモデルの精度を上昇させることが可能である。注意ベクトル部分の影響により、影響力のない変数については、0 へ近づき、逆に、影響力のある変数については大きな確率が自動的に割り当てられることとなる。この解釈可能な非線形モデルの構築が、第三の特徴と言える。

### 3 データ解析の実例

本稿では、scikitlearn から入手できるボストン住宅価格データを利用して、重回帰モデルと注意機構付き重回帰モデルを比較しつつ、注意ベクトルの特徴について検討する。ボストン住宅データは、506 個のデータから構成されており、そのすべてを分析データとして利用した。<sup>\*1</sup>

重回帰モデルの基本的結果を述べる。表 2 より、5 番目の RM の住居平均部屋数の影響力が大きいことがわかる。3 番目の CHAS は、ダミー変数で、プラスの効果を持つ。<sup>\*2</sup>また、12 番目の LSTAT は、マイナスの効果を持っている。一方、係数が 0 に近い、6 番目の AGE、11 番目の B に関しては、影響力がほとんどなく、また、2 番目の INDUS、9 番目の TAX などは、比較的影響力が少ないと言える。NOX や DIS については、マイナスの影響が大きい。決定係数は、0.74 である。

図 3 のヒートマップは、色が濃い程、相関係数が 1 に近く、逆に、白いほど相関係数が -1 に近くなる。相関行列の数値より、RAD と TAX には強い相関が観測される。このことから、RAD と TAX については、多重共線性が起こっているとみなされる。

次に、注意機構付き回帰分析の結果を、全結合層が 2 層の非線形モデルと線形モデルにわけて考察する。図 4 と図 5 のグラフは、50 回の平均値によるグラフであり、学習回数は、20000 回となっている。

<sup>\*1</sup>各変数の意味合いを簡単に説明する。CRIM (犯罪発生率)、ZN (住居区画の密集度)、INDUS (非小売業の土地割合)、CHAS (川の周辺かどうか)、NOX (NOx 濃度)、RM (住居の平均部屋数)、AGE (物件の年代割合)、DIS (雇用施設からの重み付き距離)、RAD (大きな道路へのアクセス)、TAX (所得税率)、PTRATIO (教師あたりの生徒数)、B (黒人の比率)、LSTAT (低所得者の割合) とされる。被説明変数は、住宅価格となる。

<sup>\*2</sup>Utsumi (2019) ダミー変数を埋め込みベクトル化して効率的に回帰モデルに取り込むことも可能である。

	Features	Coefficient Estimate
0	CRIM	-0.108011
1	ZN	0.046420
2	INDUS	0.020559
3	CHAS	2.686734
4	NOX	-17.766611
5	RM	3.809865
6	AGE	0.000692
7	DIS	-1.475567
8	RAD	0.306049
9	TAX	-0.012335
10	PTRATIO	-0.952747
11	B	0.009312
12	LSTAT	-0.524758
	二乗誤差	決定係数
	21.9	0.74

表 2: 重回帰モデルでの係数と基本データ

	CR	ZN	IN	CH	NO	RM	AG	DI	RA	TA	PT	B	LS
CR	1	-0.2	0.4	-0.1	0.4	-0.2	0.4	-0.4	0.6	0.6	0.3	-0.4	0.5
ZN	-0.2	1	-0.5	0	-0.5	0.3	-0.6	0.7	-0.3	-0.3	-0.4	0.2	-0.4
IN	0.4	-0.5	1	0.1	0.8	-0.4	0.6	-0.7	0.6	0.7	0.4	-0.4	0.6
CH	-0.1	0	0.1	1	0.1	0.1	0.1	-0.1	0	0	-0.1	0.1	-0.1
NO	0.4	-0.5	0.8	0.1	1	-0.3	0.7	-0.8	0.6	0.7	0.2	-0.4	0.6
RM	-0.2	0.3	-0.4	0.1	-0.3	1	-0.2	0.2	-0.2	-0.3	-0.4	0.1	-0.6
AG	0.4	-0.6	0.6	0.1	0.7	-0.2	1	-0.8	0.5	0.5	0.3	-0.3	0.6
DI	-0.4	0.7	-0.7	-0.1	-0.8	0.2	-0.8	1	-0.5	-0.5	-0.2	0.3	-0
RA	0.6	-0.3	0.6	0	0.6	-0.2	0.5	-0.5	1	0.9	0.5	-0.4	0.5
TA	0.6	-0.3	0.7	0	0.7	-0.3	0.5	-0.5	0.9	1	0.5	-0.4	0.5
PT	0.3	-0.4	0.4	-0.1	0.2	-0.4	0.3	-0.2	0.5	0.5	1	-0.2	0
B	-0.4	0.2	-0.4	0.1	-0.4	0.1	-0.3	0.3	-0.4	-0.4	-0.2	1	-0.4
LS	0.5	-0.4	0.6	-0.1	0.6	-0.6	0.6	-0.5	0.5	0.5	0.4	-0.4	1

表 3: 相関行列の表, 変数名は, 先頭2文字のみで表示してある.

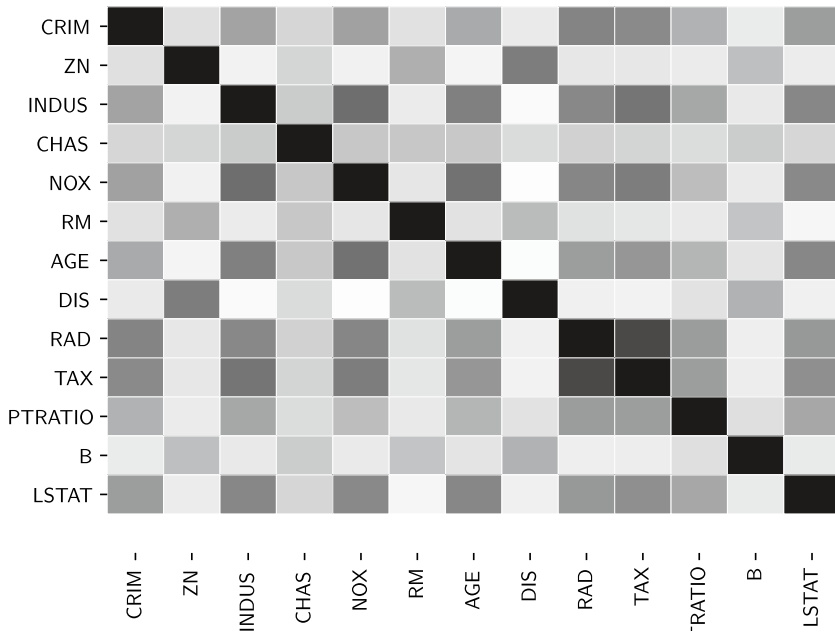


図 3: 相関行列のヒートマップ

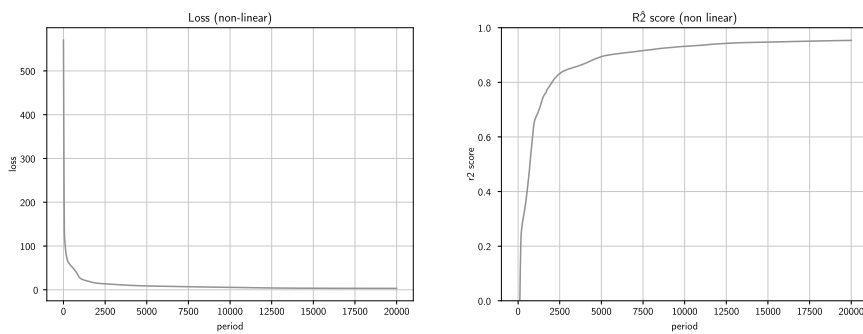


図 4: 非線形モデルの損失 (左) と決定係数 (右) の推移

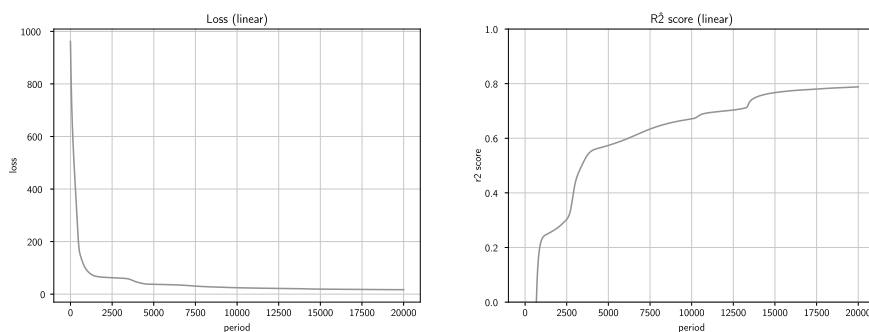


図5: 線形モデルの損失 (左) と決定係数 (右) の推移

最初に、非線形モデルから考察する。損失は、学習回数が2500回前後まで、急減少している。決定係数に関しては、初期のモデルの適合性は悪く、マイナスの値から始まっている。こちらも、2500回ほどで0.85前後に到達する。20000回の繰り返し計算によって、非線形モデルの最小2乗誤差は、ほぼ3.5前後の間に、また、決定係数は、0.95前後に収まった。15000回以降は、決定係数の上昇幅は小さく、また、損失の減り方も非常に緩やかであった。

表4は、非線形モデルの注意ベクトルの重みに関する基本統計量である。個別のデータの注意ベクトルの重みから、平均値、標準偏差、最小値、最大値を求めたものである。表4より、RM, NOX, LSTATが大きな影響力を持っていることがわかる。いずれの変数も、0.00、少数第2位まで0と、標準偏差が非常に小さい。このことより、平均値の影響力がモデル全体の影響力とみなせる。

個別データから判断すると、若干、異なる様相を呈している。住宅価格に影響を与えている上位3変数は、RM, NOX, DISとなっており、全体の平均としては、LSTATが有効な変数と思われているが、個別データとしては、それほど影響力がない事がわかる。実際、LSTATは、3番目の影響力に初めて登場しており、その割合は、0.0097である。全体としては、影響力があるように見えるが、個別データではそれほど影響力がない具体例となっている。DISは、全体としては影響力は小さいが、個別データにおいては、大きな影響力を持っている具体例となっている。DISは、影響力の2番目、3番目の出現回数の合計は、413であり、頻度としては、0.816となる。約8割の個別データについて、DISの強い影響を受けていることが観察される。

影響力がほとんどないとみなされる変数は、AGE, CRIM, B, TAXの4種類である。このあたりは、重回帰モデルの影響力と同じと考えられる。また、TAXの注意ベクトルの重みが0に近づいていることから、TAXとRADの強相関に関しては、自動的に学習され、解消されていることがわかる。

表7は、利用したデータの数値と影響度の関係を表現した表である。濃淡により影響度が表現され、濃い程、影響度が高い。例1や例2は、モデルの中の95%で観測される影響度のパターンである。一方、例3や例4は、ZUが影響を与えるデータである。ZUの値が影響力の要因になっている事がわかる。モデル全体としては影響力は小さいが、個別デー



タにおいては、大きな影響力を持っている個別データが存在することがわかる。

	mean	std	min	max
CRIM	0.011985	0.001141	0.004734	0.013972
ZN	0.06965	0.043263	0.040642	0.283705
INDUS	0.062416	0.003606	0.04715	0.069336
CHAS	0.051061	0.002701	0.038293	0.055883
NOX	0.15079	0.007664	0.117434	0.169843
RM	0.240592	0.020089	0.172161	0.300482
AGE	0.010357	0.003554	0.003785	0.022443
DIS	0.141472	0.025555	0.077509	0.204181
RAD	0.033359	0.003035	0.026564	0.039634
TAX	0.037713	0.007806	0.021511	0.058788
PTRATIO	0.0541	0.007535	0.035012	0.080687
B	0.028572	0.003498	0.020573	0.035903
LSTAT	0.107935	0.016957	0.055214	0.147101

表 4: 非線形モデルの基本統計量

影響力	1	2	3	4
第 1 位	RM: 488 (0.964)	ZN: 18 (0.035)		
第 2 位	NOX: 287 (0.567)	DIS: 183 (0.433)	ZN: 18 (0.035)	RM: 18 (0.035)
第 3 位	DIS: 230 (0.455)	NOX: 219 (0.433)	LSTAT: 49 (0.097)	ZN: 8 (0.016)

表 5: 非線形モデルの 影響力上位 3 の変数の数と割合

全結合層が 1 層の線形モデルを考察する。通常の重回帰に近いモデルなので、決定係数や二乗誤差も近い値を示している。最小 2 乗誤差は、17、決定係数は、0.78 に近い値を示した。線形モデルは、重回帰モデルと近い結論に達している。

表 8 は、線形モデルの注意ベクトルの重みに関する基本統計量である。非線形モデル同様、個別のデータの注意ベクトルの重みから、平均値、標準偏差、最小値、最大値を求めたものである。表 8 より、モデル全体としては、RM の影響力が 0.55 と突出している。また、LSTAT も 0.178 と、約 18% の影響力を持っていることがわかる。RM, LSTAT, INDUS を除けば、標準偏差は、0.00、少数第 2 位まで 0 であり、重みにの数値に関しては、幅がない事がわかる。一方、RM は、最小 0.1、最大 0.725 と影響力に大きな幅がある。住宅価格の約 7 割を RM で説明できるデータもあれば、1 割の状況もある。

個別データから判断すると、若干、異なる様相を呈している。住宅価格に影響を与えている上位 3 変数は、RM, LSTAT, PTRATIO となっており、モデルの平均的な影響力と変わらない。しかし、PTRATIO は、3 番目の影響力だが、その割合は、8 割を超えるもので

影響力	1	2	3
第13位	AGE: 359 (0.709)	CRIM: 147 (0.291)	
第12位	CRIM: 359 (0.709)	AGE: 145 (0.287)	B: 2 (0.004)
第11位	B: 427 (0.843)	TAX: 77 (0.152)	AGE: 2 (0.004)

表 6: 非線形モデルの影響力下位3の変数の数と割合

	例1	例2	例3	例4
PRICE	24.0	33.2	35.400	30.300
CRIM	0.006	0.104	0.013	0.0466
ZN	18.0	40.0	90.0	80.0
INDUS	2.309	6.409	1.220	1.519
CHAS	0	1	0	0
NOX	0.537	0.446	0.402	0.404
RM	6.574	7.26	7.249	7.106
AGE	65.199	49.0	21.899	36.599
DIS	4.090	4.787	8.696	7.309
RAD	1	4	5	2
TAX	296.0	254.0	226.0	329.0
PTRATIO	15.300	17.60	17.899	12.600
B	396.899	389.2	395.929	354.309
LSTAT	4.980	6.050	4.809	8.609

表 7: 非線形モデルにおける PRICE への影響度が大きい上位4変数の影響度

あり、効果は小さいが、多くのデータはつきりと影響を与えていることがわかる。基本的に線形タイプなので、個別の状態がそのまま全体の状況に伝播している。

影響力がほとんどないとみなされる変数は、NOX, CHAS, RAD, CRIM, ZN などである。このあたりは、重回帰モデルの影響力と同じと考えられる。また、RAD の注意ベクトルの重みが0に近づいていることから、TAX と RAD の強相関に関しては、自動的に学習され、解消されていることがわかる。非線形モデルでは、影響力が大きい NOX の影響が極めて少なく評価されている点が重要である。線形と非線形の効果をわけている部分と見なすことができる。ダミー変数の CHAS の影響が完全に排除されている。

注意機構付き重回帰分析を行うことで、全体としては、影響力があるように見えるが、個別データではそれほど影響力がない個別データの存在が明らかになる。同様に、全体としては影響力は小さいが、個別データにおいては、大きな影響力を持っている個別データの存在も明らかになる。

## 4 帰結

注意機構付き重回帰分析を行うことで、全体としては、影響力があるように見えるが、個別データではそれほど影響力がない個別データの存在が確認された。同様に、全体としては影響力は小さいが、個別データにおいては、大きな影響力を持っている個別データの存在も確認された。つまり、モデル全体での影響力と個別データごとには、変数間の影響力の違いが見られる。個別データでの影響力を求められることが、機械学習を利用した重回帰モデルの特徴と言える。具体的には、個別データ毎に、影響力のある変数を求めることができるため、そのデータに応じた予測や対応なども可能となる。

	mean	std	min	max
CRIM	0.000412	0.000315	0.000102	0.004758
ZN	0.001469	0.003483	0.00012	0.026014
INDUS	0.044204	0.132805	1.7E-05	0.715192
CHAS	4.945428E-06	6.706003E-07	1.508473E-06	6.072377E-06
NOX	1.709193E-06	2.771535E-07	5.082219E-07	2.522723E-06
RM	0.550074	0.100435	0.103744	0.725062
AGE	0.019778	0.018931	0.000919	0.087142
DIS	0.060796	0.016693	0.015229	0.114947
RAD	0.002434	0.005652	3.7E-05	0.025476
TAX	0.026701	0.009499	0.004369	0.050137
PTRATIO	0.08946	0.030961	0.038371	0.302233
B	0.025821	0.006231	0.003021	0.036841
LSTAT	0.178843	0.054318	0.016773	0.294469

表 8: 線形モデルの基本統計量

影響力	1	2	3	4	5
第1位	RM: 475 (0.939)	INDUS: 31 (0.061)			
第2位	LSTAT: 445 (0.879)	RM: 31 (0.061)	PTRATIO: 18 (0.035)	INDUS: 12 (0.024)	
第3位	PTRATIO: 440 (0.870)	DIS: 28 (0.055)	LSTAT: 23 (0.045)	AGE: 8 8 (0.016)	INDUS: 7 (0.014)

表 9: 線形モデルの影響力上位3の変数の数と割合

影響力	1	2	3	4
第13位	NOX: 506 (1)			
第12位	CHAS: 506 (1)			
第11位	RAD: 211 (0.417)	CRIM: 114 (0.225)	ZN: 108 (0.213)	INDUS: 73 (0.144)

表 10: 線形モデルの影響力下位3の変数の数と割合

## 参考文献

- [1] J., Devlin, M., Chang, K., Lee and K., Toutanova (2018) “BERT: Pre-training of Deep Bidirectional Transformers for Language Understanding”, NAACL-HLT
- [2] H. Fukuni, Hirakawa, Yamashita, Fujiyoshi (2019) “Attention Branch Network: Learning of Attention Mechanism for Visual Explanation”, Computer Vision and Pattern Recognition, 10705–10714
- [3] Schutze, Xiang, and Zhou. (2015) “Attention-Based Convolutional Neural Network for Modeling Sentence Pairs.” CoRR, abs/1512.05193
- [4] Y. Utsumi (2019) “Notes on Quantification Theory I Using a Neural Network Approach,” The Journal of Chiba University of Commerce, Vol. 57, No. 2, 85–93
- [5] Vaswani, Shazeer, Parmar, Uszkoreit, Jones, Gomez, Kaiser, and Polosukhin. (2017) “Attention Is All You Need”, Advances in Neural Information Processing Systems, 6000-6010.

(2020.8.26 受稿, 2020.10.27 受理)

[抄 録]

本稿の目的は、自然言語処理で近年利用されている、注意機構を導入した回帰分析を提案することである。注意機構を導入することによって、回帰係数の影響力を割合として表しつつ、かつ、個別のデータの変数の影響度も同時に知ることが可能となる。注意機構付き回帰分析を行うことで、全体としては、影響力があるように見えるが、個別データではそれほど影響力がない個別データの存在が、本稿では確認された。また、同様に、全体としては影響力は小さいが、個別データにおいては、大きな影響力を持っている個別データの存在も確認された。個別データでの影響力を求められることが、機械学習を利用した回帰モデルの特徴と言える。これにより、個別データ毎に、影響力のある変数を求めることができるため、個別のデータに応じた予測が可能となる。

—Abstract—

The purpose of this paper is to propose a regression analysis with an attention mechanism, which has recently been used in natural language processing. By introducing an attention mechanism, it is possible to express the influence of the regression coefficients as a percentage, while at the same time knowing the influence of the individual data. This paper confirms the existence of individual data that appear to be influential in the model, but not so influential in the individual data, through regression analysis with an attention mechanism. Similarly, some individual data have a small influence on the whole, but have a large influence on individual data. This makes it possible to obtain influential variables for each individual data, and thus to make predictions according to the individual data.

〔論 説〕

## 社会交変換論Ⅷ

### —幹マーケティングの展望—

長谷川 博

諸泰斗の批判等に直接間接に応答したロールズ<sup>(1)</sup>は普遍化主義の「正義」論——ただし正義とは“justice”の訳出成立事情で広まった語——から著しく後退した、といわれた。それは、普遍一般（未規定）領域から政治という個別特殊（被規定）領域をもちだし「2階」に昇り、その「逃げ」場での「テクノロジー—スキル論」になった嫌いを、「2次化のないHIが遠慮会釈なく」鋭く衝いたことである。よって本論では、7変項等（C原情報メディアからなる派生的メディア）の何をもちだそうとも2階化するのとは別に、2次（DC）化することに拘ってきた。それは、「自然—社会科学」/「矛盾なく論理階型を上げる無限化のような有限化—恰も矛盾があるようでも論理階型を上げない有限化のような無限化」におけるインフォデミック（不確かな情報の大量拡散爆発）に引きつけられるものであることへの眺めを、パターン認識上でもつためである。また、虚々実々な「実践—理論」<sub>2</sub>でのCCという曲がりなりに真摯な意図をもつコンステレーションとは、地上（地平や地表）の眺めや宇宙の眺めに絶えず中立であろうとするが幹専門的視点でしか描くことができない「星座の眺め」をいう語用上の能記であった。「アトミズム—ホーリズム」<sub>2</sub>の世界内存在には、記憶ともつかない記憶である遺伝子情報に匹敵し決して拭い去れない専門（○大学やゼミ等での授かりを一介に思うにつける専門）がある。されど、標準制度的な「学問の自由」後の自由がなくその当人たちに個体化がなければ、車の前に飛び出す当たり屋のリリースを助長するだけに過ぎなかったと挑発できる。だからこそ、自然科学について実証主義とは別の見方をすることによる自然主義の新たな可能性と、社会科学についても解釈学とは別の見方をすることによるその固有性の新たな可能性が考究されたのである<sup>(2)</sup>。

いかなる場合でも、「推論（『演繹—帰納』）—直観」/「妥当—非妥当」のすべては、「真または偽、真かつ偽、真でも偽でもない」という個別特殊化での許容範囲内評価か、さもなければ普遍一般である。であるから、「[拡張] 現実—反現実」/「真 [正の事] 実—虚構——たとえば演劇はこれに過ぎないのか——」/「直接—間接」/「対面—非対面」/「増—減」におけるインフォデミックと依存経路不明化の振り幅に一石を投じようとするほど、人新世の7変項ごとでの「経験（「相関—接触」）—思弁」に致し方なく波紋を広げる<sup>(3)</sup>。については、「科（狭義では自然科学だが、ここでは単に「区分」）—学（構築されて

(1) J. ロールズ/矢島欽次ほか訳、1979年。以上への批判に対する以下での応答のこと。J. ロールズ/E. ケリー編/田中成明ほか訳、2004年、75～86、99～105、158～167、210～237、293～313頁。

(2) G. シモンドン/藤井千佳世監訳、2018年。近年では以上がいう。

(3) 石田英敬・吉見俊哉・M. フェザーストーン編、2015年、1～10頁、13～44頁、95～131頁。以上のメディア論には、概念フィルター・バブルへの以上なりの立ち向かいがある。

いるその区分にある「化」からの自由、その区分の脱構築という「化×」への自由、そしてその区分による再構築という自由)／「存在論寄りの技－認識論寄りの術」における「問いを解く－その問いを問う」ための「数理／弁証」は、「有－無機体」／「記号の統語／意味／語用」によるコミュニケーション－記号に依らないエネルギーの「穴だけ残し食らうか穴を食らうか」において、包摂論的批判実在論的に再会して、どう再開できるのか。以上のことを、本論の題目に込めたのである。

世界に2つの半分の対構造に対する3パターン(「在－不在」化、「在－暗在」化、同時前面化)の動化という相(解)には、7変項等の諸領域において、「理性－感情」を「合理－非合理」／「適応価の高－低」からいう件に、「個人<sub>2</sub>－社会<sub>2</sub>」／「社会<sub>2</sub>－自然<sub>2</sub>」／「自然<sub>2</sub>－個人<sub>2</sub>」における「チョイス<sub>2</sub>－セレクション<sub>2</sub>」の証左としてある「モノ(もの)／コト(こと)」がむしろ見えなくなったままであるから、それらに共通の全体であるトランスベクション(供給連鎖というよりは「市場－非市場」の連鎖)が見えなくなったことが洗い浚おうとされて久しい。既述の限りではあったが、物(「モノ－もの」)自体(そのもの)の存在論を諦めたが認識論的にはイギリス経験論と大陸合理論を超え、文化は異質化しても数学や自然科学ではそうなりにくいという共通性に着目して「感性(直観)と悟性(推論／知性)からのアプリアリな総合判断」としての客観<sup>(4)</sup>がいわれれば、いやそれはそれでも問主観であるから「客観／主観」を相関主義的に語用せずに済む能記としての「接触」<sup>(5)</sup>が存在論的に語用されているとは述べた。そこで、見えなくならないように、コレクティブイズムやコネクショニズムやデュオ・マイニングによる「共時－通時」／「他の概念による規定が要－不要」／「実体－実在」からの幹存在への接近を、「スペクトラム－ソライティーズ(sorites)」<sub>2</sub>／「コンフィギュレーション－コンステレーション」<sub>2</sub>におけるCC化として変項を再定式(SLMS<sup>(6)</sup>)化していくことになり、標準「制度／管理」以後<sup>(7)</sup>のトランスベクション上のマーケティング組織個体行為についても、展望上予期する限りの課題解決を再開していく。

## 第1節 穴だけ残し食すのか穴を食すのかの一環

つぎのこと、そのつぎのことにかかわり、実践と理論の苦難(「日常－非日常」／「過去－未来」／「深謀遠慮－深慮遠謀」における「FOL－SOL」／「宙吊りになっている－いない」)を改めて目の当たりにすることが意外にあった。まず、つぎのこととは、以下のことである<sup>(8)</sup>。①理論は実践に背を向け、実践はその背を追う(実証主義)ということ。②実践において実証されるかどうか真であることの判断基準になり、理論は実践に沿って己を方向づける(プラグマティズム)ということ。そして③理論と実践の相対優位からの共重合に更に対するかのようにして、より善いものや目的に適うという点で有用(無用)なもの

(4) I. カント／篠田英雄訳、1964年。

(5) H. ドレイファス・Ch. テイラー／村田純一監訳、2016年。以上など関連諸論には拙稿VIで既述。

(6) Floride, L., 2004, pp. 219-253.

(7) Jackson, M. C., 2003. たとえば以上を念頭している。

(8) W. ベンヤミン／浅井健二郎編訳、2014(1921, 27, 29, 30, 38, 39)年, 526～641頁。以上を踏まえる。

をあっさり取（捨）せず、「理論－実践」の社会的美化を渋々引き受けることになる時空点の状況に拘るものの、その美化と実在が一致することの実証自身が、歴史過程において妨げられ中断させられたりすることがあるひとつの過程になっている（批判理論）ということ、である。また、そのつぎのこととは、「技－術」について問い「形式－内容」<sub>2</sub>にあるC<sub>2</sub>的な縫れに対峙すれば、我々の記号は実体を代行的に再現したものだと考えたアリストテレス以降の古典的な現前記号学を経て、しつこくいえば、つぎが「科－学」認識になっているということである。①読み聞きするバイナリー・コード化された2項が、社会科学では0か1かにはまずもって収まらないということ。②反証が同時に存在し真実性を確立しがたい命題だとされてきたアポリアでも、「反証可能性がない」とは必ずしも証明できない場合に相当するならば、これにむしろ果敢に挑めばいいということ。そして③標準「制度／管理」以後の「数理／弁証」では、かねてのリバタリアニズムとリベラリズムの論争が「アナーキズム－リヴァイアサン」<sub>2</sub>／「国家独占資本<sup>(9)</sup>－資本独占国家」<sub>2</sub>のうちのC<sub>1</sub>的論争から抜け出すために、各々の両極の固定に忠実だとすればそのようなスペクトラム（線形）上で踵を返す脱構築だけでなく、それを非固定化するソライティーズ——非線形といえるループからの螺旋へと——上での脱構築も必要になるということである。たとえば「個人的－社会的性差」<sub>2</sub>／「遺伝子－非遺伝子決定」<sub>2</sub>を見事に言及するならば、このようなLGBTQ論（Cダイバーシティ論）は、スペクトラム化論に収まらないソライティーズ化論の好個の例となるはずである。

C<sub>2</sub>（1.5元論）では、さまざまな文脈上での通りのよさからAとBについて「～の[中の]～、～なる～、～の～化、～と～の区別のなさ（無記）」などと言ひ分け回すことへの蟠りから生じる解釈の混線を押さえ込む必要が、それはある。というのは、論理上差し当たっての2次化II（「A－B－C」<sub>2</sub>）からでる3つの2次化I（「A－B」<sub>2</sub>、「B－C」<sub>2</sub>、「C－A」<sub>2</sub>における12カテゴリ）での「離散－収斂」への、既述の「メレオロジー－メログラフィー」／「テレオノミー－テレオロジー」／「歴史被規定性－未来被規定性」の貫入が、「ルビコン川（時代を昇っての『ライン川』などの川）を渡る判断」だと、「回顧／展望」的にいわれてきたと考えられるからである。しかしながら、幾度もあったそれら判断妥当性の敵は、「持続－可能」<sub>2</sub>におけるCC的強化のなさであったのではないかとはいっても、これは、つぎを受け止めることがなければ所詮無理からぬことである。①「PかつPでないと信じること」（拙稿VI）についていえば、自然科学においてならば「P」に相対論を入れれば「Pでない」に量子論が入ってくるといふ論理のなさが社会科学においてもあること。②化学における原子の電子配置モデルにおける閉殻についての、「スペクトラム－ソライティーズ化」を考えても分る「マイクロ（マクロ）からマクロ（マイクロ）にある高階型化抑止的な包被論的理解の足りなさ。このことは、社会科学的には中間レベルの設け損ねにはね返る。そして③C<sub>1</sub>的発想下にある例えば「ラグビーでいうノーサイド」からだけでは決して生成しない「遺伝子－非遺伝子決定」／「個人（アトミズム）－集合体（ホーリズム）主義」に対するネオ共進化としての発生論的共生。これらを7変項ごとにまずは考えつづけければ、「自由」を保障するリバタリアニズム<sup>(10)</sup>の「矛／盾」とは何かという鍵

(9) 大内力, 1970年。以上も参看されたい。

(10) R. ノージック／嶋津格訳, 1985, 1989年。



穴——政治的変項上では軍事（「戦争<sub>2</sub>-平和<sub>2</sub>」/「統治<sub>2</sub>-自治<sub>2</sub>」）が、どこをどう入れ替えてもディレンマとパラドクスが残るこれまでの「幹」だとされてきた——への鍵を見つけ合う脱構築的再変項化による再構築的選択になる。

唯物論と唯心論<sup>(11)</sup>から発火する「回顧／展望的」な慧眼間での対立も、それはあった。そして、その経緯に対し科学的合理主義がいわれた<sup>(12)</sup>。後述する図3は、これをふまえた上でのものである。ただし、その後にも一方で、唯物史観の発展的継承<sup>(13)</sup>にも唯心史観から生じた「構築-構成主義」論争にも SOL があった。にもかかわらず、相互牽制的にコスト（手許と「手前／手先」での「グッズ／サービス化」のプロセスにかかる元手）を厭えば歴史照応が乏しくもなり、未来へ向かう帰結主義には変えて程遠くなる。だからこそ、そうした2論間はもとより、「ハイアラーキー-ヘテラルキー」<sub>2</sub>のネットワーク（「無階級社会」が何ほど過るかがある脱欧米入亜ありなしのヘテラルキー）間などの「代替<sub>2</sub>-補完<sub>2</sub>」の関係が、既に7変項のいたるところで言われながら、燻る感があるのは実にもどかしい。このことを追撃し本論では、人間の人間たる所以（「遺伝子決定-非決定」における人間らしさ）を縮減する役にしか立たないところの機能主義が偶さかにいう機能との対照化を念頭し、そういう機能分化の基にある系統樹発想を越えた[ネオ]共進化（発生論的共生）を対照化したわけである。前者は、さまざまに制度化する生系上の権益網を「圧倒する-しない」/「利権網-ソーシャル・ネットワーク」での「公式／非公式」な多中心化認識（考系）にある局在的な「妥当性／批否性」の力を[ポスト・ホックにも]及ぼす。だからこそ、後者については、前者から有にもなり無にもなる空[核]——空をいうのは0元論だと言えよう——を擁する、相互作用（「縁起」）における非寛容にも言及した。

実に、チャンク（HI が AI に強化される以前で通常に言われてきた「 $7 \pm 2$ 」の数）を超えてなされた選択諸変項のマトリクス化を見て取ったかのようにして、相関係数が0ではないところにある「縁起」を抑え込み伝えきれていない「概念／コード」が紛れ込んでいることを指して、マルチコがあるといわれてきた。であるから、もはや言語（C記号）をそれこそ明らかに超えた「抽象-具体対応」が既述7変項ごとに希求された限界に直面させられてきたという嫌いも、脳の狭義言語能力領野をフル回転させようが遺伝子情報を再現表出しきれていないばかりか脳情報にも振り回されているので必定である。だからこそ、後述するが、人為組織の対内対外における信頼の必須条件が言われた。それでも、空という能記に諸文化圏で分岐的定義（所期）があったのは、上記チャンクでいえば $8 \times 8$ （このときのセル数は64）になるマトリクス化の表頭表側行列に再参入する行列を1つでも増やせば、 $9 \times 9$ （このときのセル数は81）を超えた $16 \times 16$ （このときのセル数は256）になり、少なくとも、 $175 (= 256 - 81)$ のセルが、この段階で有無を言わず論理上出現してくる数の空のうちだった。と、単純化しておくのは、「コネクショニズム-シンボリズム」における「非言語-言語」/「反省-再帰」/「競争-協働（「労働」）」上で発生論的

(11) L. フォイエルバッハ／船山信一訳、1955年。

(12) E. デュルケーム／菊谷和宏訳、2018年。ホブズヤルソー、自然法理論家や経済学者から、コントヤスペンサーを断じつつC<sub>2</sub>的結論に至ったがCCがなかった、のは功利主義者やウェバーも同様である。

(13) E. M. ウッド／石堂清倫監訳／森川辰文訳、1999年。

に意義をもつこれからの「主要な移行 (CC 論)」の解明を誘った諸拙稿での結論から成り立つ拙稿Ⅷの論述への、責めても手の届く範囲化としてである。むろんズレは残るだろうが諸賢の思いがし「言語依存-非依存」/「プリヘンジョニング-テキストチャライジング」/「FF-FB」も、基本開閉論のもと本論で特に前面化した「決定論-非決定論化」/「システム-組織化」/「競覇-非競覇化」といったさまざまな2項対立(対照)への異議申し立てが分岐論以後の未分論になっていた、と受け止めてのことである。

自然科学でも決定論批判が惹起された「ラプラスの悪魔」という存在については、個体だろうが「超」組織であろうが延々とは繰り返し得ない範囲で行為する世界内存在の $C_1$ のスペクトラム化上で過去も未来もないと決定論的に登場しても、その $C_2$ のソライティーズ化上では逆向きに相互牽制し合い「相対/反転化」するので<sup>(14)</sup>登場しなくなった。換言すれば、「専門-教養」/「分析-総合」/「中心-周縁」から切り取って、どちらもこっちは見たいものを見るだけとはならぬよう、マーケティング・アズ・コンステレーション(コンステレーションナル・マーケティング)として記述することによる文理非分な取捨では、絶えずの以後論であるCC論がでる。これが「形式論<sub>2</sub>-内容論<sub>2</sub>」となるのは宿運(宿命<sub>2</sub>-運命<sub>2</sub>)だが、「システム-組織」/「還元-創発特性」についての「大なるパターン認識論」(「存在はあってない-認識はなくてある」ということからの「1-2(多)元論」/「0-1.5元論」)が、ここをいっとう越えるのかとはなるだろう。

「我は〈多〉(すべての「多」)を思うゆえに我あり」と、嘘偽りなく好悪を廃除してどこまでか行き、さては何らかの「原因-理由」で空を実装(implementation)できなかったという負債を背負い引き返してきたほどの諸賢ならば、トラスやドーナツの穴だけ残して食らう<sup>(15)</sup>ようになった以後をどう語るのか、しかなかったのである。「人文-自然-社会科学」は互いへの責めを凌ぎ合うという意味でこそこの3項動化が、実装である。ということを通り過ぎだとは、より卑近な語ですら選択し表出せざるをえない前後で、能記浮遊の甘受経験を黙しもしてきたほどのHIならば、数理上だろうが弁証上だろうが必ずしも否定しえまい。より有効な能記がない以上、今後もやはり変項定式の穴を食す——穴だけ残して食すという無理だけを決してしないためにも——ということに対峙しているという意味で「空」も語用する知見座は、次節で所論・星々(図1)をいうについてもある構えと映るだろう。

「演繹-帰納的」、「抽象-具体的」、  
「個々の事実の記憶-事実間の連想網の

図1 コンステレーションナル・マーケティング：  
「DC/CC」-「3点動化/ソライティーズ化」



〈注〉現象論的な「実存」と構造論的な「幹存在」を分断しない解釈を要する。

(14) 一ノ瀬正樹, 2006年, 114~175頁。

(15) 大阪大学シヨセキカプロジェクト, 2019年。

記憶]、「一般観念-特殊観念的」、「認識-情動的」、「分析-全体的」、「理性-直観的」、「知識に強い-価値に敏感」、「繰り返しが得意-創造が得意」という対照においてAIは前者的でありHIは後者的だといひ、ソーティング、後期哺乳動物の頭脳レベルの記憶、演繹、算術（論理計算、数値計算）だけでなく、生命の分子レベルの記憶、帰納、パターン認識<sup>(16)</sup>、言語（いつも完全には分離できない認識言語と情動言語、理論言語と実践言語、非日常言語と日常言語）行為についてもHI化するの強いAIだといわれていた<sup>(17)</sup>と考える。両極（A $\supset$ 「正」と非A $\supset$ 「反」）を不可欠とする対構造には、個人的経験におけるいろいろな要素から出来上がったネットワーク中の連想網（ $\supset$ 感情を媒介にしたイメージ網）を代表した言葉<sup>(18)</sup>なしには記述できない例えばつぎがある。①組織個体における行為の「遅滞/終端付加」を継起した両立化——「デジャヴ（既視感）-ジャメヴ（未視感）/「あり-なし」のクオリア（主観的「質/量」感）と、ナッジも包摂するものとしての「スティグマジー-アフォーダンス」/「コヒーレント（せり出しなし）-デコヒーレント（せり出しあり）」のデクステリティにどのくらい頓着するのかが行為（ $\supset$ HI）論にも程がある——、②相補的な「前景（在）-後景（暗在）化」——旧知の“intel inside”の表示化や“alexa inside”の訴求化、5G段階のスマホ等の中国製製品に米国が25%関税を課せばその日本製部品の輸出に波及するなどはトランスベクション上での後景の前景化である——、そして③社会進化として選択的な篩がかかるようになってきたところの近代史上でも体制の「生み親（構築者、プロパガンダー?）-落とし子（維持者）」による大きなストーリー化やナラティブ化。

これら3つの各々で生じる差違とそれら間で生じる差異（「内<sub>2</sub>-外<sub>2</sub>」のちがひ）として、社会科学的な「[[螺旋的]合]である態様 { $\supset$ 「認識<sub>2</sub>-存在<sub>2</sub>」である「[[マクロ-ミクロ]（[極]大小）の粒度」/「上下（南北）の緯度」/「左右（東西）の経度」上の[層的な]「中間カテゴリ」ごとの最頻値（モード）}のちがひが生じる。また、間主体性行為の全体性には、多変項クロス集計のつぎから生じると説明できる全体性の強弱がある。①廃棄不可能な信念対立（対照）がある対角線セル間、②その信念対立（対照）に廃棄可能なズレがみえる対角線直近傍セル間。よって、FOL的な通常のSLMS化においてすら、外部に審級（法に基づく超自我、ルールとしての法、道理、公理）があるためのディレンマや、内部に審級（法に先立つ超自我、精神としての法）があるためパラドクス——網かけありと網かけなしのセルのいずれがいずれであるのかの反転を理解する必要がある（拙稿Ⅶ図6-4）——そのものを否定しているわけではない。「主権とは、法権利が生を参照し、法権利自体を宙吊りにすることによって生を法権利に包含する場としての、原初的な構造のことである<sup>(19)</sup>」というが、この主権の論理には、「ディレンマ-パラドクス」<sub>2</sub>におけるCCがあると見做せる。

また、適応論者といえども、賢者とは適応度（生物進化論的には自己複製能力、社会進化論など社会科学的には再生産 $\subset$ 再変換の能力）が高い者であり、愚者とはそれが低い者

(16) ベイズ統計の立場からパターン認識をいうものには以下がある。Bishop, C. M., 2006.

(17) 渡辺慧, 1978年, 158~191頁。以上に基づく。

(18) 渡辺慧, 同上書。

(19) G. アガンベン/高桑知己訳, 2003年, 44頁。

であると、真っ先にいっただけでは済まなかった。賢者、愚者を決める基準は、是認感情を排去できないことや、「短期－長期性」にも左右される追求目標が異なれば合理的だとも非合理的だとも言えなくなり一致しないわけである。合理性と感情をスペクトラムの両極に据える論としては類似諸論よりも高く評価できるものがあるが<sup>(20)</sup>、本論の考え方はこれに止まらない。なにせ、アートでさえ知性でみるものだとまでいい感情は知性的行為を阻止するという否定的見方だけでなく、知性的行為に不可欠な場合もあるという肯定的見方がドミナントになる場合も事実あると考えれば、「行為－制度」の本質問題（マルチレベルな「チョイス－セレクション」に時間軸を入れた4大説総合以後）に貢献するはずである。肯定的見方もしていたスミスの頃に用いられたセンチメントという語<sup>(21)</sup>にすら、その原義を余所に否定的意味合いが付されるようになっていたため、その原義とほぼ同義ながら、いまでは他のいくつかの語も専門的に使われている。以上のことは、賢者は知よりも情に従うといい、理性（正しさと間違いの区別を指示する道徳性の源泉である純粹理性、真理と虚偽の区別を指示する倫理性の源泉である実践理性）とは相容れない（2次化できない）ものだからこそ、感情を謳歌しようとするロマン主義への回帰をC<sub>1</sub>的というわけではない。また、ほぼすべての感情が社会文化的な影響下で個々人に後生的に習得されると仮定する社会構成主義への終始でもない。感情の肯定的見方では、つぎをいうのである<sup>(22)</sup>。①感情がもつ非合理性ゆえの適応価（行為の適応を〔節約的に〕支えているということ）、②感情が固有にもつ合理性（「感情的知性」）ゆえの適応価、そして③5感情報を通じて過去経験が呼び覚まされる際の感情の適応価。

## 第2節 定式（SLMS）化の再開

数理と弁証のDC・2次化（C<sub>1</sub>的対立における数理と弁証、C<sub>2</sub>的対照における数理と弁証）から、左々右（右々左）、上々下（下々上）、過々未（未々過）によって成る内々外（外々内）をいう批判実在論的包披論を基本開閉論と認めるCCを経て、日本からのマーケティング論を「『構造－解釈－現象』の日本における3点動化」からいって聞く耳の揃うときがきたと思えてならない。C<sub>2</sub>的対照の産物ではなくC<sub>1</sub>的対立の「数理／弁証」的産物であったからこそ『第3項』は排除される、といわれたとしての再考を進めてきたのであり更に進めていく。こうして、そこに言われていた第3項に相当する物事——後述する「モノ－コト」／「もの－こと」であろうとも——を、専門のおかげで考えつづける。このことを阻害する構造（制度）[論]は無用の長物だが、あなた由来ではないあなたと私由来ではない私とが、「何も言えない」ところから先ずは再会したいものである。

そういったところの専門においてより卑近にも兎角に「対立／対照」へと破れていくことのすべてが、C<sub>1</sub>的にどこまでいけるかといって終局するしかなくなった1元論か2元論か多元論かにおいて再会することから、またも元の本阿弥になること、への不寛容が妥当ではないというならば、一体全体どういわれるのかを拝聴したいながら、それが叶わず

(20) Y. エルスター／染谷昌義訳、2008年、15～60頁。

(21) A. スミス／高哲男訳、2013（1790）年。

(22) 藤田和生編、2007年、京都大学学術出版会。以上に基づく。

とも自己批判はしていく。「対立／対照」項ごとの相互作用子（自己触媒的に増殖する浮動子、複製子としての能力には限界がある遺伝子に対する文化子、そして情報処理において階層的に生じる軌みとしての感情子）は、

図2 選択螺旋

	人 為	自 然
内 部	個体選択	生命選択
外 部	市場／社会選択	自然選択

「認識論的境界－存在論的穴」(コ「標準制度／管理」)を出入りする「錠前(錠穴・錠と鍵)子」である。そして、そのつど新しい「思弁／経験」を数次的な非遺伝子的記憶(理論知と行為知)へと組み込み再考するとき、複数の統合中心からの対話において「線形－非線形」を内包した「ホロン－クリナメン－プラトール」の3点動化が再帰的循環を糾うであろうが、何があったのであろうとも、無形の社会基盤である選択螺旋(図2)の再開になる。生命選択と自然選択の中間レベル設定における科(区分)の仕方がこれだけだというのではないが、同図の「個体」とは、本論の専門的には「個ないし個人」／「組織個[体]ないし組織」である。文化選択<sup>(23)</sup>(「垂直－水平－斜行的」な文化伝達経路のうち、伝わりやすさから「複製／変異」の残りやすさに選択の篩がかかること)によって、遺伝子の[突然]変異に相当する相互作用を行わない個体学習(試行錯誤)としての個体選択に対する社会学習(相互作用下でのモデリング)としての「市場／社会選択」にある情報もつれは増加する傾向にあり、生命選択や自然選択に非適応的(遺伝子の利己性に反し子孫を増やさないなど)な「個体／文化選択」は、またかと思うほどの「市場－社会」問題になっている。進化の4駆動力(自然選択、[突然]変異、遺伝的浮動、移住)は「それぞれ独立につまりは同時に作用する」——ダーウィンの謎解き——が、個体進化(小進化)と社会進化(大進化)の関係は、後述するドゥオーキン流の倫理道徳論とパラレルである。だからこそ、「遺伝子－文化」共進化では、相互間での「非適応的選択<sub>2</sub>－適応的選択<sub>2</sub>」をいうことになる。

ただし、思弁的な constructivism と関係的経験的な constructionism があること<sup>(24)</sup>の両方からどういふかも考えてきたのであり、拙稿Ⅶの補遺の面を記しもする。が、以下の第1から第3の各項は、なお図1の所論についてソライティーズ化の域に入り、「4大説総合以後／共同体論」、「場の閉殻論／コンセプト化論」、そして「資源資本主義論／3層化論」に3点(項)動化の脈絡をつけた本論最後尾の展望車両である。後述するが相対矛盾に帰すディスカバリの寛容論とエンカウンタの寛容論からの、不寛容論については、選挙などの選択[制度]について行動経済学が示唆的であるものの、これまでの国際関係において、日本近隣文化圏の「0元論－1.5言論」が足りていない説明力になってきたのは仕方がなかったで済むのかと考えている。

#### 第1項 4大説総合以後と共同体論

個人と社会の連関を言っただけには収まり切らない4大説(デュルケム、功利主義、ウェーバー、バーガー&ルックマン)が、ソーシャル・マーケティングとソサイエタル・マーケティングの分岐のもとになった。ここから、マーケティングにとっても、共同体論

(23) Cavalli-Sforza, L. L., and M. W. Feldman, 1981. 以上に基づく。

(24) K. J. ガーゲン／東村知子訳, 2004年, 334～348頁。

は理論の対象として重要である。先の分岐の往時には、伝わり切っていなかった場合があったのかもしれない4大説総合論（バスカー）<sup>(25)</sup>があったのだが、さらには形態生成論的接近試論（アーチャー）<sup>(26)</sup>も登場した（図3）。しかしながらも、「内部-外部」（「上向-下向」／「左向-右向」／「後向-前向」）の複数性論からのCC論による補完ができるとは、他日を期して考えるところである。なお、意識論にかかわるが、同図における $t_2$ と $t_3$ の境目にある $t_2$ と $t_4$ が $t_1'$ になることは同じだとして時間軸が入るのだとの理解は、これに尽きるほど重要なことである。

また、選択螺旋における諸選択のどのモデルであっても、つぎの分離への問題解決をいうモデルであれば、互いの盲点を衝いてはきた。①「マテリアル-非マテリアル主義」。たとえば人間の労働はいつでもどこでも富の基本源泉だというものの、余暇や楽しみを犠

図3 4大説と4大説総合以後

$t_1$	$t_2$	$t_2'$	$t_3$	$t_4(t_1')$
A: 先行する構造(制度)		C: 後行する構造(制度)		
B: 過程(行為)の相互作用についてのFOL 構造(制度)が過程(行為)になるという還元論 構造(制度)の条件づけとして、BはAで説明できる		過程(行為)が構造(制度)になるという還元論 過程(行為)の維持/形態生成として、CはBで説明できる		
Bにおける研究対象 集合体主義 先駆論者と方法論 <b>デュルケムの経験論</b>		Bにおける研究対象 個人主義 先駆論者と方法論 <b>功利主義の経験論、ウェバーの新カント派論</b>		
D: 構造(制度)と過程(行為)には階層性の中で相対性がある				
Dにおける研究対象 上記の伝統モデル 先駆論者と方法論 <b>バーガー&amp;ルックマンの上記伝統モデルの統合的な社会構成論</b>				
Dにおける研究対象 弁証法的関連づけの失敗、ギデンスの構造2重性論 先駆論者と方法論 <b>バスカーの批判實在論的転態論</b>				
E: 時間軸を前面化し上記Dのソライティーズ化により「マイクロ-マクロ」 <sub>2</sub> ／「組織-システム」 <sub>2</sub> をいう				
Eにおける研究対象 ギデンスの構造2重性論、バスカーの批判實在論的転態論 先駆論者と方法論 <b>アーチャーの形態発生論(社会文化的相互行為の分析的2元論)</b>				

(25) Bhaskar, R., 2015 (1979), pp. 25-79.

(26) Archer, M. S. 1995, pp. 135-161.

性にした償いとして賃金を得るためという経営コストや非効用に過ぎない労働観があれば、創意による生産(変換)やサービスの提供そして自己の道徳心に従う行為において自由な労働観がある<sup>(27)</sup>。②「私たちが理解できるような仕方で彼らを最大限に理解せよ—全く異なる理解の様式というものが存在することを理解するようになれ」というように分岐する寛容の原理<sup>(28)</sup>。これらに対応しコミットメント<sup>(29)</sup>とはいっても2様になるので、後者の寛容原理に対応したコミットメントを、むしろ昨今の、エンゲージメント論にある核心的なことだといっておいてもいい。そして③エンパワーメントありの互惠、なしの相利という区分も敢えて必要な場合すらあるような広義ベネフィット(恩恵)。以上は4大説総合以後を強化するので、[中立]選択螺旋の精緻化につながる。

ともあれ、もっと近代を考えようと、没入的に透明な共同体をいおうとして、なにゆえに「明かしえない」といったのか。1(多)なる多(1)では数が多すぎ弁証にならないところを脱構築するにも、「存在論的個別—普遍」/「認識論的コード—概念」の世界内から選択している限りは、[理念的な]再構成に至らないといったのか。ともかくも、それは、「自省—帰属」/「営為—非営為(活動, 行動)」/「対話—会話」にある複数性<sup>(30)</sup>からの「普遍への希求」の現れだとしての積義がすぎである。①社会(市民社会)への「内[在/有]」という語では語られきれなかった、それらの社会から発しわれわれに生起するそれらの社会の限界(いかなる社会もが包摂しえない個)での出来事としての共同体、②「有限性の後<sup>(31)</sup>」としていまに思弁的に回帰されたが「外[在/有]」という語では語りきれられてはいない、「死のときに死ぬことができぬ自己—その自己の死が死ぬことになる他者による時間」/「他者の死の中でこそ思い知る自己の死—その死を分かち合う他者との時間」にある「プラグマティズム—非プラグマティズム」の限界(いかなる社会も個もが解体も構成もできないということが否定しえない)での出来事としての共同体。そして③対話の限界での出来事としての会話的営為としての共同体。

展開態(図4)には先行しないとされてきた面がどうもあり、4大説総合以前では、「共同体」への言及が希薄化している。「コンステレーショナル・マーケティング」を考え進めるにも、共同体(コレクティビズムを経ないとないアセンブリッジ等)を考えることでは、つぎを真っ先に再想起する。①陶冶のある段階で「自己<sub>2</sub>—他己<sub>2</sub>」な自分が覚醒し「自分が自分でなくなる」と吐露されたこと、②それを感得した自由置換視点のある者たち—たとえば、「メレオロジー/メログラフィー」の「自然—社会科学」実在論者、シンバイオシスの生物学主義者、コンビビアリティの表

図4 由としうる組織は何か

	個別/特殊	普遍/一般
個別/特殊	市民社会, 民族	市場, 国家
普遍/一般	家族, 市場	共同体

(27) E. F. シューマッハー/酒井懋訳, 1986年。

(28) H. ドレイファス・Ch. テイラー/村田純一監訳, 2016年, 174-189頁。

(29) R. H. フランク/山岸俊男監訳, 1995年。以上は、あくまで1様のコミットメントをいったが、コミットメント戦略の嚆矢である。

(30) D. ルイス/佐金武ほか訳, 2016年, 頁。

(31) Q. メイヤスー/千葉雅也ほか訳, 2016年。

出主義者、リベラルな共同体の先をいう実践的政治〔哲学〕者や心理学者——との「対話-会話」/「異化-同化」/「差異-同一」を超えた共生、そして③そこでの「肯定-否定」の作法と後述する「地<sub>1</sub>-図<sub>1</sub>」と「地<sub>2</sub>-図<sub>2</sub>」の関係における破調。それでも、こういう3点動化にあるメタ・反照的な自分（あなた）こそが、いつまでもずっと待っていたのかと思ひ知るような「内（外）なる外（内）」を人生で何度か経験することからふと我に帰り、いわば内風呂だろうと外風呂だろうと、一旦風呂に浸れば湯も身体も忘れたところにある温かさを感じつづけられ、その感情を忘れることがなければそれでいい。とはいえ、C<sub>1</sub>やC<sub>2</sub>をこえて自由になり切れず、交変換の具体的対立項を専門的に考え下すにも、後述する共同体論の再再考を伴いながら長年月を要してきたことには関係する。

本論が追究している共同体は、むろんゲマインシャフトのような「前近代の共同体」と同じではない。剩え、それが否定的に解体されたところでの個を超えた価値や権威のまわりに形成される展開態に後行する個の集合としての「世（発言）人<sup>(32)</sup>の共同体」（「近代における近代欠如の共同体」、あるいは「労働する人間を生産要素とする近代の共同体」）でもない。展開態に後行して帰属する者を、民族共同体という想像の共同体から転向したハイデガーは存在論的に「世人」と、ポランニーは認識論的に「発言人」と呼んだ。「世（発言）人の共同体」を、つぎの①と②にまず2大別化するが、それはその①や②の下位諸項目の一部ないし全部として規定できる<sup>(33)</sup>とした上で「2階」への昇りが言われた<sup>(34)</sup>のとは別に、2次化をいうためである。①自省主体——位置ある自我、負荷なき自我——、②上記①を陶冶する帰属主体——間主観的妥当の鍵としての歴史、市民（公民）共和<sup>(35)</sup>的特性としての卓越性、尊重された自治、特殊な共通了解下での分配——。ロールズは、共同体を「同一の包括的な、あるいは部分的に包括的な教説を一体となって支持する人々の集合」だとマッキンタイヤやサンデルらの共同体主義よりは薄く広くいっており、共同体における位置ある自我に対する「原初状態」からの「負荷なき自我」をいう<sup>(36)</sup>。これに対し、サンデルは、共同体を①道具的構想的、②情感的構想的、そして③構成的構想的に3区分したうえで、ロールズはその②をいうが、その③こそが共同体だといいい位置ある自我をいう<sup>(37)</sup>。ただし、その③への批判もある<sup>(38)</sup>。

学者学であろうと経営者学であろうと「理論-実践」<sub>2</sub>にある実学（実践知C暗黙知）をいうからには、一進一退の破れ（拙稿Ⅵ図5）にある「命懸けの飛躍」を、つぎのようにも思ひ知ったのであろう。つまり、一定時間がたっても十分な基準が見つからない場合、どちらの可能性も知識レベルでは等価だとなり、恣意的にそれらの対称性を破ること（雪崩現象）になる場合である。ともかく、その展開態には、大きくは、〔血縁的〕家族、民族、市場、国家と、それらの変動するたびの残余概念である市民社会がある。国家は少なくとも、それらの限定された領域を付託され担うにおいてドミナントである<sup>(39)</sup>。そして、ひ

(32) Heidegger, M., translated by J. Macquarrie and E. Robinson, 2008. M. ポランニー／高橋勇夫訳、2003年。

(33) 井上達夫、1999年、125～140頁。

(34) 井上達夫、2006年、3～27頁。

(35) R. ドゥオーキン／高橋秀治訳、1994年、116～137頁。「リベラルな共同体」の魅力を高める考察を始めた。

(36) J. ロールズ／田中成明ほか訳、2004年、24～31頁、143～148頁。

(37) M. J. サンデル／菊池理夫訳、1992年、279～288頁。

(38) 井上達夫、1999年、141～179頁。



とまずいえば、本論が追究している共同体（営為体<sup>(40)</sup>）とは、それらの展開態ごとでの最上位化する「想像の共同体<sup>(41)</sup>」でも、その特定階層にある「中間共同体」でもない。前者は、あくまでも国家ナショナリズムの解明に向かった共同体論であるが、これと同型化する共同体を、その後者や他の展開態にも見出せるとしておく。だからこそ、コレクティブイズムからの、コレクティブ、アセンブリッジ、アセンブリ<sup>(42)</sup>などの諸概念が、場の閉殻論にかかわってくるにせよ、発生論的共生をいうに至ったわけである。

なお、より社会科学的に言われる場合の「場〔所〕」については、「経験-現実-超越」／「現象-解釈-構造」の「脱」再考としてつぎを踏まえる。①「他の何かの存在を必要としない実体（実体に近い性質をもつ擬似実体も含む『実体的対象』）-変化自体があるためにこそ変化を通じて同一性がある実在（実在に近い性質も持つ擬似実在も含む『実在的対象』）」／「感覚からの知覚という意識（＝現象学的射影）-意味」。コント以後では、論理実証主義者やクワインらによる本質主義への批判により、本質への重視が根絶されたかには見えなかったが、クリプキらによる様相論により、それが一気に復活している。②「相関（中間知覚）-接触（3未満〔あるいは以上〕感覚での直接知覚）」／「あり-なし」。③「事実-反事実」／「想定内-外」に対峙する「真の」他者（CC者）——彼は素朴にいう内外には位置しない——。④ここに初めていうが「教育（そんなもんだと理解させる-思わせない）／学習（そんなもんだと思う-思わない）」の制度的中身にも及ぶ「安定-不安定」<sub>2</sub>／「マクロ-ミクロ」<sub>2</sub>の「微視-巨視化」。⑤市場、官僚制、ネットワーク。そして⑥取引当事者における後述する「組織／システム」の「ロバストネス（〔当初の与件判断が妥当な限りでの〕事業定義としての均衡点の維持化力の頑健性）-フラジリティ（その脆弱性）」にかかわる「スペクトラム化しはしない-むしろそうするアジリティ（事業定義としての〔初期値的〕均衡点への状況依存的な、あるいはその逸脱値への、鋭敏性・機動性）」。

## 第2項 場の閉殻論とコンセプト化論

現実を「過去（後向）<sub>2</sub>-未来（前向）<sub>2</sub>」／「経験<sub>2</sub>-超越<sub>2</sub>」としていう現実主義者ならば、「スペクトラム-ソライティーズ」<sub>2</sub>から、つぎを考えるだろう。「組織は場として機能できるようにになっている、組織の中には場が最低限は生成している」という実践上での謂い、換言すれば「組織はすでにして場である」という想定にはともすれば「ハイアラキー・マネジメント」（構造的マネジメント、米国型マネジメント、スペクトラム化上での無限化域をせず評価尺度を刻み例えば100点尺度にする類のファジー論、人海戦術的な組織化を節約するための「情報」システム化への過剰依存）への偏りがあり、組織硬直化を避けそれに対置できる「場のマネジメント」とのミックス（パラドックス・パラダイムの導入）を遅らせる。ゆえに、ソライティーズ化上の無限化域での「原則のディスカバリ／法則とのエンカウンタ」もこそ追究されてきた。

(39) R. ノージック／嶋津格訳、1985年、1989年。

(40) M. オークショット／嶋津格ほか訳、1988年。コレクティブイズムとサンディカリズムもいった。

(41) B. アンダーソン／白石隆・白石さや訳、2007年。

(42) 能記が似ているので念のためいうが、以下でいう「アセンブリ」の前後にある「アセンブリッジ」を本論ではいつてきた。J. バトラー／佐藤嘉幸・清水知子訳、2018（2015）年。

「持続<sub>2</sub>-可能<sub>2</sub>」/「私共-公共」(組織の中の細部組織)は、公共を可能にする集団(組織の中の組織)に先行し、一方が一方に遅れてやってくるのが「集団の統合化-分化現象」である。少数ならば決定論者あるいは主意論者の集まりだけでなく、複雑な組織の安定性は、小さな諸部分である細部組織の中にある。組織を構成する安定的な細部組織は、われわれが考えるよりも少ない人数——最小は1対1の2だが、1対1の関係を10以上維持するのは困難——と短い時間——9分を超えると分断されることが多い——の中で意味を形成しており、その構造は単純である<sup>(43)</sup>。組織の中の組織にはシステムがあるとしても、細部組織にまでシステムがあるとは限らない。結局、この細部組織の先行を捉え続けるか、見ない(見なくなる)のかなのである。細部組織に位置した者にとっては、選択螺旋を「正-逆」/「時計回り-逆時計回り」に見なければならぬ件であり、決定(主意)論者ではないと思っている者が、いつの間にかその先行を見なくなり主意(決定)決定論者になっている件である。ここからすれば、この細部組織は他の細部組織と「ディスカバリー-エンカウンタ」的に連結されるものであるが、組織の秩序の秩序の源泉となる。その他は連結されているように見えているだけのものであるかもしれない。「権力-実力」/「信じる-信じない」における組織の内実は、ここにあるといってもいい。ともあれ、「公共」というのはすべての組織[の中の組織]に当てはまることではない」ということが言い訳がましく聞こえたならば、すでにそれは剣呑なのであろう。

「私」という個人の粒度をいえば、パーソンの中の複数(マルチ)なサブ・パーソンがあることによる複数のアイデンティティという多義的な非固定性がある。本論では、「アトミズム<sup>(44)</sup>-ホーリズム」にある抜き差しならない観点——「『1・絶対・還元』<sub>2</sub>-『多・相対・創発』<sub>2</sub>」——のテンションの現れといえる一元論的本質主義<sup>(45)</sup>から多元論的本質主義への分岐もあるので、相互に還元も創発もないホロン、クリナメン、プラトーの強弱変動的な3点動化を既にアイデンティティの穏健な理念とした。集合体の集合アイデンティティについても、やはり同様のことが当てはまる。すなわち、いかなる粒度(内包)の行為体の例化数(外延度)も、それらのひとつに一義的に固定化した時空内での例化に過ぎないものとなる。以上のことは確かに、目的志向的な「統一体」的の行為体内(間)での[多数派内にある]対話的な中間共同体(組織の中の組織)間での巧妙な落としどころ(戦略的妥協、暫定協定)となってきた。さりとて、そうした繰り返しの度の残余に過ぎないならば、市民(「公民(シビック)/私民(シビル)」)社会の捉えられ方は残余としてあってなきものに等しい。よって、「市民(社会)の社会(市民)」(「市民<sub>2</sub>-社会<sub>2</sub>」)というC<sub>2</sub>の求め方としても、「利己-利他」/「エゴ-脱エゴ構造」として強調されるセルフ・エンパワーメント論——「天(者)は自らを助く者(天)を助く」というように前節でいった「個別者-超越者」についての「認識-存在論」<sub>2</sub>がかかわる——があるといえる。また、こうした、エンパワーメントについては、粒度が大な行為体についてすらそのケイパビリティについて「生得的機会の差っ引き勘定のありなし」を加味するので、[共生のための]

(43) A. ユング/遠田雄志訳、1986年。P. チェックランド/高原康彦・中野文平監訳、1985年。H. ウルリッヒ・G. J. B. プロブスト/徳安彰訳、1992年。以上に基づく。

(44) Ch. テイラー/田中智彦訳、1994年、193-215頁。

(45) K. R. ポパー/小河原誠・内田詔夫訳、1980年。

行為を、「当為-非当為」<sub>2</sub>のクラス<sub>1</sub>にある「行動」、そのクラス<sub>2</sub>にある「活動」、そしてそのいずれでもない「営為」に区分することになる。ここには当然に、「プレーポスト」/「事(真)実-事(真)実らしさ」<sup>(46)</sup>ということのキャッチボール、放逸、リカバリーがある。

そこで、つぎをいいたい。①コレクティビズムもここから派生したといえる上記の諸概念も「1(多)なる多(1)」の脚注に過ぎない契機である。結局同じではないかという者は、0元論と1元論と2元論と多元論、そして包披論——便宜的にC<sub>2</sub>や1.5元論と言いつ換えた箇所もある——というパターン認識がわかっていて、そのすべてが同じだということのかどうか。ともかく、そういわれることは、実践的にも意義がある「0元/包披論」からの行為の停滞への言い訳にしか聞こえない。②少なくとも何をどこまで言って為すかにある批判上の時計のちがいがあがる。③人間対人間にウエートを置いていう関係性の中には、無意味(有意味)なる有意味(無意味)の大半を、実はみなが共有していながら明らかにならずにいるのでいまは共有できないことが不透明感(観)につながる<sup>(47)</sup>。

今にしても灯台下暗しで想起率が低い「0元/包披論」の英知をもってして「連続<sub>2</sub>-不連続<sub>2</sub>」/「線形<sub>2</sub>-非線形<sub>2</sub>」/「1元論<sub>2</sub>-多元論<sub>2</sub>」をいい、「分かる-分からない」/「動ける-動けない」の交差におけるできる範囲での人間(「抑圧する者たち-抑圧される者たち」<sub>2</sub>)の行為(「思考(thought, thinking)上のいつどこで「こと(コト)-もの(モノ)」<sup>(48)</sup>が閉殻するのか」という論議は、分子モデルと平行であった。「連続<sub>2</sub>-不連続<sub>2</sub>」は、進化論でも常套の所期に対応している。「線形-非線形」<sub>2</sub>における所記の分岐は、さまざまな粒度の人間を乗物とし前後関係がある「経験の最中で瞬時に生じてくる行為である実践-経験に先行(後行)する行為である理論」/「システム-組織」/「新情報を入れず外挿(Cフィードフォワード)することである直観-推論に推論を重ねずといった段階で[3層化や直観に対しても]SOL化を半ば許容したことになる推論」/「数理-弁証」の埒内にあるゆえんである。そして、「1元論-多元論」<sub>2</sub>における所記の分岐からは、科学と哲学の相互包摂的対話が「共認可能-不可能」/「公共-非公共」/「上向-下向化」/「独裁-民主」が題材(問題群)となりつづけていると自覚された上でさらに前進しようとされてきた。これらのことから、CC的帰結を迎えるとの確信は未だ揺らがない。「一般化されてきている公共」がないのは底抜けに危ういが、文化自体も含め「計算量爆発以後」をいうときに、「カップリング-デ・カップリング」<sub>2</sub>における単にC<sub>1</sub>への後戻りではないCC論的な閉殻論にならないのは、非明示的ではあったが包披論といえる「原則<sub>2</sub>-法則<sub>2</sub>」が説かれていたこと<sup>(49)</sup>への理解が何故かしら乏しい場合には、対照項のいずれの側といえども1次批判となり少なくともメタ批判の欠片もないからだといわざるをえない。

ともかく、経済生活を覆えるだけ覆い尽くす今の資本主義の社会への懐疑が決して放棄されないのかと「2重螺旋-非2重螺旋」/「正-負」を考えるにつけ、つぎを考えるよう

(46) R. カーツワイル/井上健監訳, 2007年。

(47) K. J. ガーゲン・M. ガーゲン/伊藤守監訳, 2018(2004)年。対話が始まるときをいいつつも、会話による豊かさも言う。

(48) 廣松渉・丸山圭三郎, 1985年, 2~40頁。両者の持論を対照する能記だが、諸賢が承知のように、両者には袂を分かたぬ複雑系があった。

(49) 宇野弘蔵, 1964年。H. ドレイファス・Ch. テイラー/村田純一監訳, 2016年。

になった。①「 $C_1-C_2$  的」な合意形成を公共だと謳う救済があれば、敢えていうと「決定論寄りの『意思』-非決定論（主意論）寄りの『意志』」<sub>2</sub>における CC 的な意見の一致という、それこそ人為かつ自然に至極快適な事物を犠牲にする現実がある。ただし、この地上を探訪すれば、「内<sub>1</sub>-外<sub>1</sub>」を超える一般化的な公共概念のない「『内<sub>1</sub>な公共あるのみ』の共同体」が特殊歴史過程に今もってあるといわれている現実に直面している。②よって、「理論-実践」<sub>2</sub>の「『一般/普遍化』への CC を伴う総合的コンステレーション-『個別/特殊化』からの DC を伴う分析的コンフィギュレーション」において、コレクティビズムすらが手垢（口角泡）に塗れるうちに偏向化しドグマ化してきた。そして③上記②の先で開かれ（閉ざされ）つつ閉ざす（開く）という「閉殻」の場、すなわちポジショントークにあるような「位置/役割/規範」を許さない、目下いうところではより無垢な能記であるアセンブリッジには、「行為の3次元（「行動-活動」/「意思決定-実行」/「作業-管理」）-制度（構造）の次元」からなるトランスベクション考においても、より本物とされる幹存在を意に介し永劫回帰する発生があるといった。そもそも閉殻とは、原子の電子配置をいう化学用語である。サービス・マーケティングで周知な分子モデル<sup>(50)</sup>は、その延長上にあった。その閉殻現象は、多重ループ（螺旋化⇄高階型化）にも限度があり「可疑-可謬」<sub>2</sub>（コフェティシズムや物象化錯視）を止むなしとする閾値での SOL も同時前面化するモデル化に繋がるものであったと再評価する必要がある。ただし、場の閉殻論は、善と必然の間の「境界/依存論」が欠落し、幹といえる不寛容の社会科学がなく、枝分かれしやすい寛容の社会科学ばかりとなれば、実質的には化学の援用以下に過ぎなくなっていく。

以上を踏まえるコンセプト（「道徳-倫理」<sub>2</sub>）化論では、[上]塗りたてでも古塗りのペンキでも、それを「考えてきた者-考えて来なかった者」のスペクトラム化よりはソライティーズ化にある実効性を重視するほど、不寛容のコンセプト化がともかくなされる。 $C_1$  的な自然科学論をいくら援用しても、なんでもありの寛容論になるばかりであり、「やりたいことこそをやる-そのためにこそやりたくないことをやる」のだが「その前半は自分で後半は他人だ-いやそれはなかろう」という話は出てこないからである。戦略論だけで戦術論（コタスクフォース論）がないのも、2様（定言命法、仮言命法）の規範論についての方法論が崩れたコンセプト化につながるばかりである。

さても、その決定論的思考が19世紀の悪夢だといわれたシステム論における自己組織性論の登場以後と、組織論における批判「実在-反実在」論的包披論（「認識<sub>2</sub>-存在論<sub>2</sub>」/「アトミズム<sub>2</sub>-ホーリズム<sub>2</sub>」）の登場以後を、その狭間にある商品〔「膨張-収縮」〕論——金融商品（貨幣的交換ではなく貨幣間交換の発展型であるそれこそまさしくもの〈非商品〉）を含んで考える——は、吸収もすれば誘導もする。商品とは、既述7変項の包披論的な相互包摂図式「{「上部（政治、法律、イデオロギー）-下部（経済）構造」の $C_1$ 図式}—— $C_1$ 者にしろ $C_2$ 者にしろ「上部構造はない」と言い切る者は何たる者であるのか——のもとにある実装された「生産-流通-消費」の SOL における「コンステレショナル・マーケティング」による発生的提供物だからである。よって相互作用（交通）の関係〔性〕主義的に、「FOL 的定義下の $C_1$ -SOL 的定義下の $C_2$ 」を同時前面化する7変項

(50) Shostack, G. L., 1977, pp. 73-80.

界限でのコンセプト化を、これからのマーケティング・コンセプト化は吸収もすれば誘導もする。

「われ(われわれ)がわれわれ(われ)」になるについての「自己-他己」<sub>2</sub>は、拙稿Ⅶの記述(52~53頁)とこれを進めたものではあった拙稿Ⅴの記述(101頁)によってもさらなる進展余地があるので、倫理にも強制の強度([法的]命令, 指示, 要請, 声掛け)はあるが、これがナッジの見分けにも重要なこととして懷疑されるということである。行為の3次元を考えれば、「戦略-実践」<sub>2</sub>に拡張しうるSAP論を含むTAP論が、「理論-実践」<sub>2</sub>の「C<sub>1</sub>(C<sub>2</sub>)からC<sub>2</sub>(C<sub>1</sub>)へ」における現実を彷徨う徒な優位の察知になるものか。というのも、CC論的に考えたそうした「as(=化)論」——“as-if”論ではないが“if-then”論を含むas論は存在論である——は、少なくとも『『マクロ-ミクロ』([極]大小)の粒度』/「上下(南北)向の緯度」/「左右(東西)向の経度」/「線形分離可能な相関(因果)-線形分離不可能な相関(「自由-不自由」/「理由-原因」, 事実が判明しない過去についても当てはまるものの判明しても原因結果(因果)ではない理由成果(帰結)がある)」/「観測-操作」を組上にのぼす諸問題の場[所]での優位性批判になるからである。「内[在/有]-外[在/有]」<sub>2</sub>をいう基本開閉論からして、「世界(言語)内存在<sup>(51)</sup>-存在内世界(言語)」にかかわり、適切な活動に合意できないという理由で生じる不活動化や大局的な戦略策定についての「組織病理」診断の肝心な場面でも、おそらく必ずや試される。

「人文<sub>2</sub>-自然<sub>2</sub>」にある社会的存在には、「無規定([非]所与の一切の概念/コード(プログラム)やこの指示対象を度外視し創造的に境界破壊する)-被規定(それらに了解的に踏み込み境界維持する)」/「コヒーレント(即自・相即・主客非分離)-デコヒーレント(対自・非相即・主客分離)」における、2種の矢印によって示す移行がある(図5)。そして意志(思)ある「存在-行為」(being-doing)が、いずれのセルにも膠着しきれず2種の矢印の移行を繰り返すほど「存在-行為」の意志(思)は放縦に自由化する。その繰り返してでは、「~への自由-~からの自由」/「積極的-消極的自由」の区分<sup>(52)</sup>とそのための「競争(働)-協調(働)」という2つながらの区分のそれぞれは、どちらもありである。

図5 「存在-行為」の自由意志

	無規定	規定
コヒーレント	↙ ↘	↗ ↖
デコヒーレント	↘ ↙	↖ ↗

ただし、それは、「自由の限界」と「平等(格差)の限界」の帰結として、どこまで可能化するか。

何の自由か、何の平等か、そして何の公正([心的]公平)かにかかわる諸構想を比較する必要は失せない。このことと地続きだが、「理性-悟性-知性」/「理論-実践」/「一定時間長で同時-推移的」とい

(51) H. L. ドレイファス/門脇俊介監訳・榊原哲也ほか訳, 2000年。ドレイファスは、自然的な語彙がないからだとハイデガーの造語を解釈して以下のように言う。個別的な人間が中心にあるという考え方になることを避けるために人間を「現存在」といい、現存在が何らかの仕方での現存在の活動への態度をとることができ、つねに何らかの仕方ですれへ態度をとっているその存在を「実存」といい、実存するという活動を「世界内存在」という。一方、ボランニーは、人間は言語コードに住むといい、実践知の精緻化の果てに暗黙知をいった。M. ボランニー/高橋勇夫訳, 2003年。なお、以下は、実践知を熟達化という学習過程において捉えようとした。Ericsson, K. A., and et al., eds., 2006, pp. 3-20. 実践的にはIT活用による進捗が現実にあるが、エリクソン以後の理論でも、暗黙知という不可知論への挑戦に成功するかは問われつづける。

(52) I. バーリン/小川晃一ほか訳, 1971年。297~390頁。

うことでの、時空間を決めている「軸化」や時空間を条件づける手摺りのような「漸近線化」として、[放恣的にすら]自由化する意志を「正／善（財，サービス）」なるものとして解放し、「形式（無限）－内容（有限）」<sub>2</sub>の踏破を促すところに、展開態（図3）の存在（有）論的意義がある。よって、正義論<sup>(53)</sup>への賛否両論を併記した「アナーキー－リヴァイアサン」の間の代替案への模索<sup>(54)</sup>の流儀が、すでに諸展開態間における縦横無尽な相互牽制に拡散しているという事態認識がなければ、それこそ大問題である。そこで、[内部環境決定を排除してまでタブーをいう]原理主義者（ストップモーションな古典的基礎づけ主義者）には理論的判断と実践的判断が一致しない場合に判断が利かない，ということには頷ける。戦略論においてもマクロ的基礎づけに対するミクロ的基礎づけも言われたこと<sup>(55)</sup>につながるわけだが，このことは包披論に向かいもする。

なお，未来が過去を変える逆向き因果への心脳知の例には，成人の門となるライオン狩りに行った若者についての「誰も知りえない成否が出る期限後」に，その若者の帰りを待つ間で行われる部族酋長の儀式踊りへの言及があった<sup>(56)</sup>。ついでに，筆者なりに「シュレージンの猫」，映画『ラ・ラ・ランド』，そして「剣道でいう『残心』の身体知」との連関も想起するが，物理学者と哲学者のコール&レスポンスにおいて時間の「非」可逆を問いながら現実（現在）を場「所」と見做す理論<sup>(57)</sup>を待っていましたとばかりに，本論以降で立ち入ることになる。

### 第3項 資源資本主義論と3層化論

選択をチョイスとしていう合理論的選択モデルと，選択をセレクションとしていう進化論的選択・淘汰モデルは，それぞれに洗練されてきた。しかも，まずもってこれらの統合として「中立」選択螺旋のSLMS化を精緻化することは，マーケティングなる研究領域が拠って立つ前提や根拠が「接近法としても」どのくらい「非」現実的であり「学際－超学」での「分離／非分離」を乗り越えられるのかを明らかにするために不可欠だと尚も考えていく。

とはいえ、「行けば分かる－分からないさ」／「行き先を間違える－間違えないさ」／「行った者を待てば分かる－分からないさ」／「行った者が来るのを待てる－待ちきれないさ」という存在論と認識論の螺旋正負化において、「決定－主意論」の2重性がますます多重性を帯びるのは，それら相互の有効期限——たとえば時計回りに西欧文化へ心酔することから日本文化を見直せば逆時計回りになること——において世界内存在が落としどころを標榜するかのような「システム－組織化」が，本論でいう3層のいずれにおいても「肯定－否定」<sub>2</sub>におけるC<sub>1</sub>かC<sub>2</sub>かへの破れ（転び）として複数に生じるからである。しかしながら，そこでの行為停止から再開するにも，つぎの対比（対立，対照）が「組織／システム」についてあることを再明示しておく。第1には「個－集団」。これには，①集合の要素に『カ

(53) J. ロールズ／矢島欽次監訳，1979年。

(54) J. M. ブキャナン／加藤寛監訳，1977年，247～268頁。

(55) Abel, P., T. Felin, T., and N. Foss, 2008. Barney, J., and T. Felin, 2013.

(56) M. ダメット／藤田晋吾訳，1986年，339～369頁。

(57) 森田邦久編著，2019年。

オスーコスモス』があるが組織のアイデンティティかつまたは組織へのアイデンティティという固有値感覚から定義される集団・団体<sup>(58)</sup>、②集合の要素に『ランダム－カオス』があるが数理統計分析上で客観的に諸属性の共通性があると判別された集合〔体〕(識別するというならば推移的に属性が把握できるクラスター)、そして③この集合の要素に『コスモス－ランダム』があるが人為的で自発的な結合であり契約論が適用できる企業等の結社(コ法人企業・会社)、がある。第2には上記について時間の「拡張／縮小」を伴う「個体－系統」。そして第3には上記の空間の「拡張／縮小」を伴う「単体－結合」。以上から成る組織の左々右(右々左)、上々下(下々上)、過々未(未々過)として内々外(外々内)という切り口の「私共－公共」/「小粒度－大粒度」の美化が期限的に生じてきた。

近代以後結合としての市民社会では、「接続(コンジャンクション)－切断(ディスジャンクション)」している何らかの「ドミナント形態」に対し、多数派が2極化する局面でも権利を基礎とする制度の安定が要求される。つぎの①や②の両極端な権利論に対し、③は中庸的なものとされた。①集団が一定目的を追求する活動に対して個人が横から待ったをかけるか制約をかける発言力を要とする権利(ノージック<sup>(59)</sup>以後のリバタリアニズム)、②効用の集計の最大化という目的追求に従属する手段としてのみ位置づけた権利(古典的功利主義者たち<sup>(60)</sup>)、③手段以上の価値があるとし達成すべき目的の一つに組み入れられるとする権利(セン<sup>(61)</sup>以後のリベラリズム)。ただし、不同意者の妥協や不同意者への強制(抑制)問題を惹起しない形態がないとなれば、すべての形態が反面では非付託者へのドミナント形態であり、周知のように民主主義もこの例外ではない。これも、絶対はないことの証である。よって、市民社会は、その中の諸組織の規範からドミナント形態〔に〕も要求し続ける——コーポラティズム(反デュアリズム)に向かうケースはある——。

そこから、市民社会の鍵とは、[超]組織の中の組織での細部意思である「私共」に対するいや私共も孕み共訳不可能性さえも取り込むようにいわれている一般意思<sup>(62)</sup>として権利を要請するための、普遍化可能性に加味される公開可能性<sup>(63)</sup>に耐えうるつぎのものであるといわれた。①参加できる公共領域、②多元的な事実により相異なる妥当の論証では足りないことによる公共的正当化。ただし、あくまで少数派に対するものである寛容原理<sup>(64)</sup>、新たな承認要件を前面化するためである特定要件の公共的要件から私共的要件へのシフト化などの問題化がある。〈一般意思〉はないが「一般意思」と、エリート主義や共同体主義的共通善の普遍化につながろうといわれる卓越主義のどちらがましかの論議は終焉しているので、以下を踏まえて、その先をいう。

第1に、経済学のスミスに比肩される社会学の父による「3段階の法則<sup>(65)</sup>」がある時期に常識化したとはいえその段階化の先にあることとして、「地<sub>1</sub>－図<sub>1</sub>」と「地<sub>2</sub>－図<sub>2</sub>」の関

(58) 長谷川博, 2001年, 33～39頁。以上で言及したシステム化の進展は現今につながっている。

(59) R. ノージック/嶋津格訳, 1985年, 1989年。

(60) J. ベンサム/山下重一訳, 1979年。J. S. ミル/伊原吉之助訳, 1979年。

(61) Sen, A., 1985, pp.11-25.

(62) Zimmermann, R., 1990, 109-128.

(63) 瀧川裕英, 2006年, 28～53頁。

(64) S. メンダス/谷本光男ほか訳, 1997年。

(65) A. コント/霧生和夫訳, 1970年, 141～233頁。その後、デュルケムとウェバーの対立がある。

係をつぎのように考えるわけである。①自然の「斉一／斉同」（斉一は外延的，斉同は内包的）である「斉合」，②上記①を社会に投射したときをいうとするが社会の「整一／整序」（整一は外延的，整序は内包的）である「整合」，そして③仮説演繹的な上記①と②を異なるレベルのものとしてクロス・カップリング・接合化した「斉合（整合）なる整合（斉合）」。そこで，少なくとも，本論の3層化でいう各層（3項）は，行動／活動／営為においてナチュラルには対立はないという意味で<sup>(66)</sup>，再述するがいずれも他層があつてある。

第2には，すでに言語文法上の人称ではないといった語用上の「人称」でいえば，歴史記述とは，「1人称」的記述——ここにあるアブダクションはさて誰のもの——と数学的な「3人称」的記述——世界内存在らしからぬ者のアブダクションはさて誰のもの——があつても，その狭間にある2人称的記述（「より長く尾を引く－引かない」／「茶飯事－制度化事」）のもとにある。どこからどこまででいうのかだけでも問えない〔科学上の〕 $C_1$ 者としても水没しないようにするには，「未来が過去（2人称的記述）を〔一字一句たりとも〕変えてはいけない」との謂いを，オルテガ<sup>(67)</sup>が歴史にこそ自由意思があると喝破したのではないと言わんばかりに反芻するだけではなからう。また，自由意思とは公共的意思のことであつたとなろうといわれても，その「いまここ偏重」をあつさりとなつ得するつもりはない。現存在が継承的だとしても過去を現在から既に変えてきてしまっている中で， $C_2$ （中動態など）の再帰性を浮き彫りにする科学がその先端をキープしていても，批判実在論的に対象が相であるか解であるかも問う必要がある。

第3には，より狭い専門領域上では直接的インパクトに違いがある2人の脱領域的な対論<sup>(68)</sup>でも必要視されたが明示はされなかったメタ・コードとして，この理解がないとCCは不可能であるから「0元（空）／1.5元（1なる多／多なる1）」を考えたのであり，「1元－2元－多元」とともに本論では今後も，こういう「大／小」なるパターン認識の自由置換を言及していく。歴史記述が揶揄されるときのとめどない帰納への歯止めとしての演繹にとって，メタ・コード（「思弁／経験」の産物）は不可欠である。ただし，理論語の発生に起源を求めるか求めないかは，どの専門領域にもある。同様に，マーケティング発達史<sup>(69)</sup>をさらに遡るか否か——たとえば，「マーケティング・コンセプト」か「三方よし」か——についても，「人文<sub>2</sub>－自然科学<sub>2</sub>」における社会科学をナッジしているところのマテリアリズムとは限らない本論以後にいう「新しい唯物論」は帰結主義である。自然科学的にもますます彫琢されてきている「0元／1.5元」のメタ・コードがないと，フェティシズムや物象化（商品の物神的性格）錯視に止まると批判されてきた負の選択螺旋に陥るような惰性態に，これからも向かいかねない。倫理は個人にとっての善であり道徳は人が人を共同体がその構成員を取り扱う際の正しさ（正義）だとし，共同体が正義に反する行為をしているときに倫理の実現が困難になるといった上で，何の平等かについて資源（機

(66) S. ジョージ／小南祐一郎・谷口真理子訳，1984（1977）年，161-235頁。以上の下向視点と後述注記のトウェイツの上向視点は，「還元／創発」が2重な現実考をトランスバクション考に突きつける。

(67) オルテガ／寺田和夫訳，2002・1953（1930）年。以上でいう「プリンス」という存在への期待があることは，「1元－2元－多元論」では説明しきれない。

(68) 廣松渉・丸山圭三郎，1985年。両者は，持論に独自の表現をもち出しながらも一致している。

(69) 猿渡敏弘，1989年，192～222頁。以上はやはり，よい理論（実践）は実践（理論）になるという発達を示唆するマーケティング史の標準のひとつである。



会費用)の平等ということも言われた<sup>(70)</sup>。本論は、標準「制度／管理」に上記すべてのメタ・コードにかかわり偏向した「不」自由／平等が謳われているかもしれないので、よくよくその再検討を要するという構えを批判的にもっている。

第4には、そうしたパターン「認識」を「生み出す／生み育てる」メカニズムがある現実プロセスとして、CC論とは異質な具体例も挙げられてはいたが、つぎには着目できる。政府セクター、民間セクターだけでは不可能な資本主義がバランスを取り戻すために、その両者のソライティーズ化により「多元セクター」(「営利-非営利」/「政府-非政府」において所有されていないすべての団体)を共同体としていう論法<sup>(71)</sup>である。そこでは既存資源を搾り取る「開拓者」に対し「探索者」をいうが、ディスカバリに対しエンカウンタをいうこととも反りが合う。また、対立を軽視して統合を強調した機能主義に陥らなければ、発生論的共生という本論でいう共同体の論法とも親和性がある。そこでこの点から、「商品経済-経済生活」/「特殊-一般」の分析が複合化するトランスベクション論は、「現実-非現実」/「アナログ-デジタル」におけるAI化された情報環境以後の強化仕合を「過去<sub>2</sub>-未来<sub>2</sub>」として物(モノ-もの)のみならずソーティングする流通の事実を読み解き<sup>(72)</sup>、再開することもできる。

第5には、自然科学領域でも取り扱われるようになり<sup>(73)</sup>、存在論(オントロジー)が哲学の専売特許でなくなったことは、その超長期の歴史を拭い去れるとしてのことでは決してない。同様に、資本主義論が脆弱な脱工業化社会論を越えてなされるにはやはり必要なことであるが、資本主義を「個人-社会」の資源(用在<sup>(74)</sup>)と見做し、その「超」長期の歴史に照応しようと、たとえば16-7世紀の英国資本主義以後のスペクトラム化に対してのソライティーズ化により時空拡張された資本主義論がある<sup>(75)</sup>。また、「資本家-労働者-土地所有者」/「中立-中間-作用」/「マクロ-メソ-ミクロ」に反映し始めるかたちで、資本主義の改善論もある<sup>(76)</sup>。そこで、いずれの各層も入力層、中間層、出力層になりうるという最高決定性のなさと、各層にはそれぞれの組踊りがある、という3層化を専門的に考える。「人文-自然科学」<sub>2</sub>の専門間でより先行していると判断された層はこれをまずは理解しようとされだすので、その時期での他層への言及はその先行層に牽引される分だけの脱領域(土)化をよくぞ伴う。また、専門的なSLMS化は他層を入力層と中間層にする出力層においてなされるので、本論でも第1層が入力層、第2層が中間層、そして第3層が出力層になるわけである。

第6には、信用については「内-外」<sub>2</sub>で考えC<sub>2</sub>化した資本主義精神にかかわるMMT論<sup>(77)</sup>はあるが、商取引における最重要命題といえる信頼メカニズムを脳神経科学の知見

(70) Dworkin, R. 1990, pp. 1-119. 以上に基づく。倫理と道徳の語用は、統一されていないので要注意。

(71) Mintzberg, H., 2015. 以上では以下が多元的セクターのバックボーンとなるとした。K. ポランニー／吉沢英成ほか訳, 1975年。

(72) R. ボールドウィン／遠藤真美訳, 2018 (2016)年, 221-257頁。

(73) 溝口理一郎, 人工知能学会編集, 2012年。以上は、2005年版の続編。

(74) Heidegger, M., translated by J. Macquarrie and E. Robinson, 2008 (1962).

(75) Y. コッカ／山井敏章訳, 2018 (2017)年。N. フェーガソン／柴田裕之訳, 2019 (2017)年。

(76) Kotler, P., 2015. 以上では、ピケティは所得格差のみに焦点を当てているが、分析すべき資本主義の欠点は14あるという。

により仮説検証したつぎのものがある<sup>(78)</sup>。習慣を変えるにも90日はかかるが、嘘偽りなく無防備に振る舞う「ナチュラル」な行為を強化する新しい習慣が確立するように組織文化が変われば組織の信頼レベル、職場定着率、そして生産性が上がる。こういう組織の人間はクライアントとも素早く信頼関係を構築するようになる。このとき、営業担当者の脳内ではオキシトシン（心の理論という相手になったつもりで考えること、共感力）が分泌されテストステロン（支配的行動を増やし、オキシトシンの分泌を阻害し、共感力や共同作業意欲を減退させる）の分泌が抑制されていれば、顧客側の信頼感も高まることを期待できるという仮説の正しさとともに、このことをリーダーが正確に理解すればパフォーマンスが向上することを明らかにした。だからこそ、なお一層と脳神経[生理]科学、人工知能科学、そして工学系の応用脳科学（仕組みからの機能をいうリバース・エンジニアリング）にできあがっている感情を科学化する分野や遺伝子科学、進化生物学等に基づく進化心理学における情動の生態学／進化論的なつぎの合理性論も踏まえる<sup>(79)</sup>。①「道徳－倫理」は「個体－群」にかかる自然選択（セレクション）である——これに由来する反実在論批判の道徳的実在論や進化心理学——、②性選択は社会選択（セレクション）である——ここでの社会選択は「市場－非市場（因習，独裁）」での評判に敷衍される——、③「功利－贈与」の合理選択（チョイス）と道徳選択における解の不在を倫理選択（セレクション）が補う、そして④「アイデンティティの複数性（サブパーソン）を裏打ちする「小さな心（心のモジュール）の集合体」という心の理解により進化適応的にあるという「ディーブ（深層）合理性」。

そして第7には、日本からではない構造論ではあるが構造が主体化するという構造主体説があり、こうなれば、構造は必ずあるという境界構造説や穴構造説になるだろう。しかしながら、既述のマクロ基礎づけに対するミクロ基礎づけしかり「マイクロ－マクロ」等のいかなる粒度もがプリンシパルだといわれれば、逆に、いかなる粒度もがエージェントだ<sup>(80)</sup>といいうる。そこでも、「スペクトラム－ソライティーズ」<sub>2</sub>／「コンフィギュレーション－コンステレーション」<sub>2</sub>におけるCC化として標準「制度／管理」以後のトランスベクション上のマーケティング組織個体行為への接近を再定式化するSLMS化にとつては、つぎが重要である。①地域主義の逼迫問題（多くの国家の自由貿易制度への組み入れ、各国の中でのすべての地域の発展、そしての一国多制度論）。②トランスベクションの最適化（世界最適化、その逆行）において「資本家－労働者－土地所有者」の3項化におきる変化、そして③マーケティング・チャネル論という系列化と逆系列化という「組織／システム化」に一石を投じた家電流通進化（進歩）といえる画期的事象<sup>(81)</sup>。この事象にある非対称的關係に生じた「パートナー化」では、相互に競覇への耐性を学習し合えるという非競覇原理に向かっている。その波及が他産業へ及ぶほど、「手前／手先（ロジスティ

(77) L. R. レイ／鈴木正徳訳，2019（2015）年。

(78) Zak, P. J., 2017, pp. 15-29.

(79) 田中宏和，2019年。E. A. ウィルヘルムス・V. F. レイナ編著／竹村和久・高橋英彦，2019年。J. チャロキーほか編，2005年。たとえば以上がある。

(80) J. エルスター／海野道郎訳，1997年。

(81) 以下は、まだその初期成長段階時点で言及した論稿である。長谷川博，2009年，65～91頁。

クス)－手許 (バリューチェーン<sup>(82)</sup>)－手先／手前 (マーケティング・チャンネル)」というトランスアクションでの考究はグローバルに深耕される。ただし、この2大原理を問うことすらできないという限界が、民主主義 (顧客主義) にはある。剰余価値概念の部分的非妥当性<sup>(83)</sup>は、「変換－交換」<sub>2</sub>／「システム－組織」<sub>2</sub>における実在的価値が如何に分配されるものであるのかへの問題提起であった。

さても、日本からの構造論を久しからずと考えるには、マーケティングなる研究領域における「競覇－非競覇原理」以後論がより実学的なものとしてどのくらい [非] 現実的であり「産際－超産」での「分離／非分離」を乗り越えられるのかをより明らかにする必要がある。そのために、再燃時期がある中心周縁論ではない「化」と「化×」を超えた基本開閉論 (包摂論的批判実在論) は、科学合理主義の根底にあるこれまでの C<sub>1</sub> 的な「1元論, 2元論, 多元論」と、盲点といえる C<sub>2</sub> 的な「0元論, 1.5元論」が、社会科学には不可欠であるとする。そして、さらに、われわれは CC へ向かうが、その意義は、物理についての乖離概念自体が危うい<sup>(84)</sup>、といわれたことが有力な保証になるとする。

#### [引用参考文献]

- Abel, P., T. Felin, T., and N. Foss, 2008, “Building Micro-foundations for the Routines, Capabilities, and Performance Links,” *Managerial and Decision Economics*, 29(6), pp. 489-502.
- Archer, M. S. 1995, *Realist Social Theory: The Morphogenetic Approach*, Cambridge University Press. (M. S. アーチャー／佐藤春吉訳, 2007年, 『実在論的社会理論：形態生成論アプローチ』, 青木書店)
- Barney, J., and T. Felin, 2013, “What are Microfoundations ?” *Academy of Management Perspectives*, 27(2).
- Berger, P. L., and T. Luckmann, 1967 (1966), *The Social Construction of Reality: A Treatise in the Sociology of Knowledge*, Anchor Books (Doubleday & Company). (P. L. バーガー・T. ルックマン／山口節郎訳, 1977 (1966)年, 『日常世界の構成：アイデンティティと社会の弁証法』, 新曜社。新訳には以下がある。2003年, 『現実の社会的構成：知識社会学論考』, 新曜社)
- Bhaskar, R., 2015 (1979), *The Possibilities of Naturalism: A Philosophical Critique of The Contemporary Human Sciences*, 4th ed., Routledge. (R. バスカー／式部信訳, 2006 (1998)年, 『自然主義の可能性：現代社会科学批判』, 第3版, 晃洋書房。ただし以上は第3版の翻訳である)
- Cavalli-Sforza, L. L., and M. W. Feldman, 1981, *Cultural Transmission and Revolution: A Quantitative Approach*, Princeton University Press.
- Dworkin, R. 1990, “Foundation of Liberal Equality,” reprinted in Peterson, G. B., and et

(82) Porter, M. E., 1985. 以上でいう定義に基づく語用。

(83) 森嶋通夫, 2004 (1973)年。

(84) 上田皖亮ほか, 1999年, 3～59頁。

- al., eds., *The Tanner Lectures on Human Values XI*, University of Utah Press, pp. 1-119.
- Ehring, D., 2011, *Tropes: Properties, Objects, and Mental Causation*, Oxford University Press.
- Ericsson, K. A., and et al., eds., 2006, *The Cambridge Handbook of Expertise and Expert Performance*, 2nd ed., Cambridge University Press.
- Heidegger, M., translated by J. Macquarrie and E. Robinson, 2008 (1962), *Being and Time*, Harperperennial and Modernthought. (M. ハイデガー／熊野純彦訳, 2013年, 『存在と時間』, 岩波書店)
- Hunt, S. D., 1995, "The Resource-Advantage Theory of Competition: Toward Explaining Productivity And Economic Growth," *Journal of Management Inquiry*, 4(4), pp. 317-332.
- Hunt, S. D., 1997(a), "The Resource-Advantage Theory of Competition: An Evolutionary Theory of Competitive Firm Behavior," *Journal of Economic Issue*, 31(1), pp. 59-77.
- Hunt, S. D., 1997(b), "Evolutionary Economics, Endogenous Growth Model, and Resource-Advantage Theory," *Eastern Economic Journal*, 23, issue 4, pp. 425-439.
- Jackson, M. C., 2005, *Systems Thinking: Creative Holism for Managers*, John Wiley & Sons.
- Kotler, P., 2015, *Confronting Capitalism: Real Solutions for a Troubled Economic System*, AMACOM.
- Mintzberg, H., 2015, *Rebalancing Society: Radical Renewal Beyond Left, Right, and Center*, Berrett-Koehler Publishers.
- Moore, M. L., D. Riddel and D. Vocisano, 2015, "Scaling Out, Scaling Up, Scaling Deep: Strategies of Nonprofits in Advancing Systemic Social Innovation," *Journal of Corporate Citizenship*, 58, pp. 67-84.
- Porter, M. E., 1985, *Competitive Advantage : Creating and Sustaining Superior Performance*, Free Press. (M. E. ポーター／土岐坤訳, 1985年, 『競争優位の戦略：いかに好業績を持続させるか』, ダイヤモンド社)
- Sen, A., 1985, *Commodities and Capabilities*, Elsevier Science Publishers B. V., pp. 11-25. (A. セン／鈴木興太郎訳, 1988年, 『福祉の経済学』, 岩波書店)
- Shostack, G. L., 1977, "Breaking Free from Product Marketing," *Journal of Marketing*, 41(2), pp. 73-80.
- Zak, P. J., 2019, "How Our Brains Decide When to Trust," *Harvard Business Review*, July-Aug, 18. (辻仁子訳, 2019年, 「神経科学が解き明かす信頼のメカニズム」『DIAMOND ハーバード・ビジネス・レビュー』12月号, pp. 48~53頁)
- Zak, P. J., 2017, *Trust Factor: The Science of Creating High-Performance Companies*, AMACOM. (白川部君江訳, 2017年, 『トラスト・ファクター：最強の組織をつくる新しいマネジメント』, キノブックス)
- Zimmermann, R., 1990, "Equality, Political Order and Ethics: Hobbes and the Systematic of Democratic Rationality," *Universalism vs. Communitarianism: Contemporary Debates in Ethics*, edited by David Rasmussen, pp. 109-128.

- A. コント／霧生和夫訳, 1970年, 「実証精神論」, 『世界の名著36 コント スペンサー』中央公論社。
- A. スミス／高哲男訳, 2013(1790)年, 『道徳感情論』, 講談社。
- A. ダマシオ／高橋洋訳, 2019年, 『進化の意外な順序:感情,意識,創造性と文化の起源』, 白揚社。
- A. ギデンス／松尾精文ほか訳, 1987(1976)年, 『社会学の新しい方法規準』, 而立書房。
- A. ギデンス／宮島喬ほか訳, 1986(1977)年, 『社会理論の現代像』, みすず書房。
- B. アンダーソン／白石隆・白石さや訳, 2007年, 『定本 想像の共同体:ナショナリズムの起源と流行』, 書籍工房早山。
- Ch. テイラー／田中智彦訳, 1994年, 「アトミズム」, 『現代思想』, 22(4), 193~215頁。
- C. M. ビショップ／元田浩ほか訳, 2012年, 『パターン認識と機械学習(上下):ベイズ理論による統計的予測』, 丸善出版。
- D. ルイス／佐金武ほか訳, 2016年, 『世界の複数性について』, 名古屋大学出版会。
- E. デュルケム／菊谷和宏訳, 2018(1895)年, 『社会学的方法の規準』, 講談社。
- E. レビナス／会田正人訳, 1999(1974)年, 『存在の彼方へ』, 講談社。
- E. A. ウィルヘルムス・V. F. レイナ編著／竹村和久・高橋英彦監訳, 2019年, 『神経経済学と意思決定』, 北大路書房。
- E. F. シューマッハー／酒井懋訳, 1986年, 『スモール・イズ・ビューティフル』, 筑摩書房。
- E. F. シューマッハー／酒井懋訳, 2000年, 『スモール・イズ・ビューティフル再論』, 筑摩書房。
- E. M. ウッド／石堂清倫監訳／森川辰文訳, 1999年, 『民主主義 対 資本主義:史的唯物論の革新』, 論創社。
- F. A. ハイエク／八木紀一郎監訳／中山智香子・太子堂正純・吉野裕介訳, 2009年, 『思想史論集』, 春秋社。
- G. アガンベン／高桑知己訳, 2003年, 『ホモ・サケル:主権権力と剥き出しの生』, 以文社。
- G. シモンドン／藤井千佳世監訳／近藤和敬ほか訳, 2018年, 『個体化の哲学:形相と情報の概念を手がかりに』, 法政大学出版局。
- G. ドゥルーズ・F. ガタリ／市倉宏祐訳, 1986年, 『アンチ・オイディプス:資本主義と分裂病』, 河出書房新社。
- H. ウルリッヒ・G. J. B. プロプスト／徳安彰訳, 1992年, 『自己組織化とマネジメント』, 東海大学出版会。
- H. L. ドレイファス／門脇俊介監訳・榊原哲也ほか訳, 2000年, 『世界内存在:「存在と時間」における日常性の解釈学』, 産業図書。
- H. ドレイファス・Ch. テイラー／村田純一監訳, 2016年, 『実在論を立て直す』, 法政大学出版会。
- H. スペンサー／
- I. カント／篠田英雄訳, 1964年, 『判断力批判(上下)』, 岩波書店。
- I. カント／篠田英雄訳, 1961年, 1962年, 『純粹理性批判(上中下)』, 岩波書店。
- I. カント／波多野精一ほか訳, 1979年, 『実践理性批判』, 岩波書店。I. バーリン／小川晃一ほか訳, 1971年, 『自由論』, みすず書房。

- J. エイチスン／今井邦彦訳, 1999 (1996) 年, 『ことば 始まりと進化の謎を解く』, 新曜社。
- J. エルスター／海野道郎訳, 1997 年, 『社会科学の道具箱：合理的選択理論入門』, ハーベスト社。
- J. エルスター／染谷昌義訳, 2008 年, 『合理性を圧倒する感情』, 勁草書房。
- J. オルテガ／寺田和夫訳, 2002 年, 『大衆の反逆』, 中央公論新社。
- J. コッカ／山井敏章訳, 2018 年, 『資本主義の歴史：起源・拡大・現在』, 人文書院。
- J. チャロキーほか編／中里浩明ほか訳, 2005 年, 『エモーショナル・インテリジェンス：日常生活における情動機能の科学的研究』, ナカニシヤ出版。
- J. バトラー／佐藤嘉幸・清水知子訳, 2019 (2015) 年, 『「ジェンダー・トラブル」からアセンブリへ』, 青土社。
- J. バトラー／佐藤嘉幸・清水知子訳, 2018 (2015) 年, 『アセンブリ：行為遂行性・複数性・政治』, 青土社。
- J. ベンサム／山下重一訳, 1979 年, 「道徳および立法の諸原理序説」, 関嘉彦責任編集『ベンサム J. S. ミル』, 中央公論新社。
- J. ロールズ／矢島欽次ほか訳, 1979 年, 『正義論』, 紀伊國屋書店。
- J. ロールズ／E. ケリー編／田中成明ほか訳, 2004 年, 『公正としての正義 再説』, 岩波書店。
- J.G. マーチ・J. P. オルセン／遠田雄志・A. ユング／訳, 1986 年, 『組織におけるあいまいさと決定』, 有斐閣。
- J=L. ナンシー／西谷修ほか訳, 2001 年, 『無為の共同体：哲学を問い直す分有の思考』, 以文社。
- J. M. ブキャナン／加藤寛監訳, 1977 年, 『自由の限界：人間と制度の経済学』, 秀潤社。
- J. S. ミル／伊原吉之助訳, 1979 年, 「功利主義論」, 関嘉彦責任編集, 『ベンサム J. S. ミル』, 459～528 頁。
- K. ゲーデル／戸田山和久訳, 1995 年, 「ラッセルの数理論理学」, 飯田隆編監訳, 『数学の哲学 ゲーデル以後』 勁草書房。
- K. ポランニー／吉沢英成ほか訳, 1975 年, 『大転換：市場社会の形成と崩壊』, 東洋経済新報社。
- K. J. ガーゲン／東村知子訳, 2004 年, 『あなたへの社会構成主義』, ナカニシヤ出版。
- K. R. ポパー／小河原誠・内田詔夫訳, 『開かれた社会とその敵 第1部プラトンの呪文 第2部予言の大潮』, 1980 年, 未来社。
- L. フォイエルバッハ／船山信一訳, 1955 年, 『唯心論と唯物論』, 岩波書店。
- L. ボルトンスキー・E. シャベロ／三浦直希ほか訳, 2013 (1999) 年, 『資本主義の新たな精神 上下』, ナカニシヤ出版。
- L. R. レイ／鈴木正徳訳, 2019 (2015) 年, 『MMT 現代貨幣理論入門』, 東洋経済新報社。
- M. ウェバー／富永祐治ほか訳, 1954 (1949) 年, 『社会科学方法論』, 岩波書店。
- M. オークショット／嶋津格ほか訳, 1988 年, 『[増補版] 政治における合理主義』, 勁草書房。
- M. ダメット／藤田晋吾訳, 1986 年, 『真理という謎』, 勁草書房。
- M. ブランショ／西谷修訳, 1997 年, 『明かしえぬ共同体』, 筑摩書房。
- M. ポランニー／高橋勇夫訳, 2003 年, 『暗黙知の次元』, 筑摩書房。

- M. J. サンデル／菊池理夫訳, 1992年, 『自由主義と限界』, 三嶺書房。
- N. ファーガソン／柴田裕之訳, 2019 (2017)年, 『スクエア・アンド・タワー (上下)』, 東洋経済新報社。
- P. L. バーガー・T. ルックマン／山口節郎訳, 2003年, 『現実の社会的構成：知識社会学論考』, 新曜社。
- P. チェックランド／高原康彦・中野文平監訳, 1985年, 『新しいシステムアプローチ：システム思考とシステム実践』, オーム社。
- Q. メイヤサー／千葉雅也ほか訳, 2016年, 『有限性の後で：偶然性の必然性についての試論』, 人文書院。
- R. カーツワイル／井上健監訳, 2007年, 『ポスト・ヒューマン誕生：コンピュータが人類の知性を超えるとき』, NHK出版。
- R. ドゥオーキン／高橋秀治訳, 1994年, 「リベラルな共同体」, 『現代思想』, 22 (4), 116～137頁。
- R. ノージック／嶋津格訳, 1985,1989年, 『アナキー・国家・ユートピア (上下)』, 木鐸社。
- R. ボールドウィン／遠藤真美訳, 2018 (2016)年, 『世界経済大いなる収斂』, 日本経済新聞出版社。
- R. ローティ／室井尚ほか訳, 2014年, 『プラグマティズムの帰結』, 筑摩書房。
- R. B. グッドマン／嘉指信雄ほか訳, 2017 (2002)年, 『ウィトゲンシュタインとウィリアム・ジェイムズ：プラグマティズムの水脈』, 岩波書店。
- R. H. フランク／山岸俊男監訳, 1995年, 『オデッセウスの鎖：適応プログラムとしての感情』, サイエンス社。
- S. ジョージ／小南祐一郎・谷口真理子訳, 1984 (1977)年, 『なぜ世界の半分が飢えるのか：食料危機の構造』, 朝日新聞社。
- S. メンダス／谷本光男ほか訳, 1997 (1989)年, 『寛容と自由主義の限界』, ナカニシヤ出版。
- T. P. アロウェイ・R. G. アロウェイ編著／湯澤正通・湯澤美紀監訳, 2015年, 『ワーキングメモリと日常：人生を切り拓く新しい知性』, 北大路書房。
- U. ベック／山本啓訳, 『世界リスク社会』, 法政大学出版局。
- Y. コッカ／山井敏章訳, 2018 (2017)年, 『資本主義の歴史：起源・拡大・現在』, 人文書院。
- 石田英敬・吉見俊哉・M. フェザーストーン編, 2015年, 『デジタル・スタディーズ 2 メディア表象』, 東京大学出版会。
- 一ノ瀬正樹, 2006年, 『原因と理由の迷宮：「なぜならば」の哲学』, 勁草書房。
- 井上達夫, 1999年, 『他者への自由：公共性の哲学としてのリベラリズム』, 創文社。
- 井上達夫, 2006年, 『公共性の法哲学』, ナカニシヤ出版。
- 上田院亮ほか, 1999年, 『複雑系を超えて：カオス発見から未来へ』, 筑摩書房。
- 宇野弘蔵, 1964年, 『経済原論』, 岩波書店。
- 大内力, 1970年, 『国家独占資本主義』, 東京大学出版会。
- 大阪大学ショセキプロジェクト, 2019年, 『ドーナツを穴だけ残して食べる方法』, 大

- 阪大学出版会。
- 猿渡敏弘，1989年，「マーケティング発達史」，『新現代マーケティング入門』，実教出版，192～222頁。
- 瀧川裕英，2006年，「公共性のテスト：普遍化可能性から公開可能性へ」，井上達夫編『公共性の法哲学』，28～53頁。
- 田中宏和，2019年，『計算論的神経科学』，森北出版。
- 長谷川博，2001年，「企業グループ経営とマーケティング：組織集合体共生とネットワーク型関係拡張」『企業診断』，48(9)，33～39頁。
- 長谷川博，2009年，「家電流通の進化：第1期・過渡期・第2期」，『千葉商大論叢』，47(1)，65～91頁。
- 廣松渉・丸山圭三郎，1985年，「文化のフェティシズムと物象化」，『思想』，岩波書店。
- 藤田和生編，2007年，『感情科学』，京都大学学術出版会。
- 丸山圭三郎，1984年，『文化のフェティシズム』，勁草書房。
- 丸山圭三郎・廣松渉，1993年，『記号的世界と物象化』，情況出版。
- 溝口理一郎，人工知能学会編集，2012年，『オントロジー工学の理論と実践』，オーム社。
- 森嶋通夫／高須賀義博訳，2004(1973)年，『森嶋通夫著作集7 マルクスの経済学：価値と成長の二重の理論』，岩波書店。
- 森田邦久編著，2019年，『〈現在〉という謎：時間の空間化批判』，勁草書房。
- 渡辺慧，1978年，『認識とパタン』，岩波書店。

(2020.8.17 受稿，2020.10.27 受理)



〔論 説〕

## エシカル商品の購買意図におよぼす動画と関与の影響

### —オンライン・ショッピングを題材に—

増 田 明 子

#### I. はじめに

近年、「エシカル商品 (ethical product)」を市場で目にする機会が増えてきた。エシカル商品とは、特定のエシカルな事象つまり社会的課題 (人権、動物愛護や環境保護など) と結びついている商品 (Doane 2001), 社会的または環境的な主張を実行するための商品 (Bezençon & Blili 2010) と定義される。

このエシカル商品には、私たちが市場で目にする「フェアトレード商品 (Fair Trade Product)」や「エコ商品 (Green Product)」、「コーズ付き商品 (Cause Related Product)」などが含まれる。具体的に、「フェアトレード商品」は、狭い意味では、途上国でコーヒーやカカオなどを生産者から公平な取引で購入された商品であるが、広い意味では持続可能なビジネスの発展を推奨させるものとして職人の自立や健康の維持、政治的・社会的な公正性の確立などを含む社会的解決を促進させる商品をさす (Littrell & Dickson 1999)。「エコ商品」は、「サステナブル商品」や「環境に優しい商品」など、特に環境に配慮した商品をさす (Luchs, Naylor, Irwin & Raghunathan 2010; Ying-Ching & Chang 2012)。「コーズ付き商品」は、「コーズ」という「良いことなので、援助をしたくなる対象」 (世良 2014) が、付随する商品である。コーズ・リレーテッド・マーケティング (Cause Related Marketing: CRM) の文脈で論じられるプロモーションの一形態といえる。なお CRM は「顧客と企業が、それぞれ組織的・個人的な目的を満たすために、金銭的な交換に取り組む際に、企業が自ら設定したコーズに一定額を寄付する提案として特徴づけられるマーケティング活動の計画・実行プロセス」と定義づけられている (Varadarajan & Menon 1988)。

本論文では、このエシカル商品を対象にしている。特にオンライン・ショッピングの動画に着目をして、エシカル商品の購買意図について研究を行った。現在、オンライン・ショッピングは、我々の購買チャネルの重要な選択肢のひとつである。日本国内における電子商取引 (e コマース; オンライン・ショッピング) 市場は 2019 年では 19.4 兆円 (前年比 7.65% 増加) と 2010 年以降、継続的に増加傾向である (経済産業省 2020)。また、インターネットの国内の人口普及率も 2019 年時点では 89.8% と若年層や高齢者層においても普及が進んでいることから (経済産業省 2020)、今後もインターネットを用いたオンライン・ショッピングは伸長し続けることが予想される。また実際に、代表的なエシカル商品のブランドであるマザーハウスやピープルツリーでも、実店舗だけでなく並行してオンラインでも商品が販売されている。他の一般的な商品と同様に、今後もエシカル商品はオンライン・ショッピングによる購買機会の増加が予想される。

伸長が見込まれるオンライン・ショッピングであるが、実店舗との購買行動に違いがある。実店舗ならではの購買の特徴を見てみると、「直接商品に触れる、試せる」(72.5%)、「その場で買って、そのまま持ち帰れる」(53.5%)、「家族や友人と一緒に買い物できる」(32.3%)など実物を目にし、手に取って確認できるリアル感や、買い物自体を行動体験として楽しむといった点が挙げられる(経済産業省 2020)。これらは、オンライン・ショッピングでは得られない体験である。実店舗ならではの購買体験を補うために、オンライン・ショッピングでは、商品の実体に近い姿を伝える工夫、楽しい買い物経験(shopping experience)(Donovan & Rossiter 1994)の演出、品質の確かさの説明などを売り場ページで行っている。さらにオンラインで商品の実体に近い姿を伝えるために近年では動画を使った売り場ページが推奨されている(Ferret 2019)。実際に、Top500Guide.com社のデータによると「全米EC事業 トップ1000社データベース 2017年版」に掲載された企業の51.9%が自社のオンライン・ショッピングで動画コンテンツを提供しているという(Young 2018)。動画は、静止画や文字だけの情報に比べて、具体的であり商品のイメージを伝えやすい。アメリカのInvodo社の2013年のレポートによると、ホームページを訪問した消費者の動画を閲覧する割合は、12.1%と言われるように高くはない。しかしながら動画を見た消費者と見なかった消費者を比べると、動画を見た消費者の購買意図が1.81倍も高くなるという(Robertson 2013)。また動画を見た後の消費者の企業に対するエンゲージメント(「絆」や「つながり」)は、調査対象者の平均に比べて11%~17%も上昇する。すべての消費者が動画を閲覧するわけではないものの、動画は購買意図へポジティブな影響が見られるといえる(Robertson 2013)。近年通信容量の増大化も影響し、動画の利用はオンライン・ショッピングにおける重要な情報発信ツールのひとつとなった。

オンライン・ショッピングのページに、動画が追加されることによる購買意図への効果は、どのようなものがあるのだろうか。もちろん、消費者の特性や提示する商品によって異なることも考えられる。とりわけ本研究で対象とするエシカル商品は、提示されている情報やその信頼性に対して、消費者は懐疑的な思いを抱かれやすいという特性を持つ(大平・スタニスロスキー・藪部 2016; Carrigan & Attalla 2001; Lee & Lee 2004; Roberts 1996)。消費者のこの懐疑的な思いについてCRMを対象に検討を行った大平ら(2016)は「商品が社会的課題解決に繋がることを消費者の直感に働きかけるためには、映像を使用したテレビCMなども有効な手段となり得ることが示唆される」と述べている。つまりオンライン・ショッピングにおける動画は、エシカル商品による情報の信頼性や社会貢献への懐疑的傾向を軽減する可能性がある。

本研究の目的は、エシカル商品が、「これからの時代に必要(29.3%)」「優しい(15.5%)」、「前向き(10.8%)」など好意的に捉えられている(消費者庁 2017)ことや、消費者がエシカル消費をするべきだと表明しながらも実際の購買行動は行われぬという「態度と行動におけるギャップ(Attitude-Behavior Gap)」(Carrigan & Attalla 2001; Roberts 1996)を埋めるため、動画を追加することによる購買意図への効果を明らかにすることである。なお、この消費者の態度と行動にギャップが生じる理由のひとつとしては、多くの調査では、被験者による回答が「自己申告」であることより、被験者が社会的望ましさを考慮して、世間的に期待される回答をしてしまうことにある(Govind, Singh, Garg & D'Silva 2019)。そのため本研究ではフィールド実験の手法を用いて、課題となっていた姿

意的な自己申告によるバイアスを回避させようと試みている。具体的には、ある実在する企業が、途上国（キルギス共和国）の生産者の技術や生産管理の向上による貧困削減、女性の自立を促すために開発したエシカル商品を本研究では実験対象とした。このエシカル商品を販売するオンライン・ショッピングのページを用いて、36782人が参加したフィールド実験を行った。この実験では、オンライン・ショッピングのページに動画を追加して、エシカル商品に対する購買意図におよぼす影響ならびに、消費者のエシカル商品に対する関与が、動画と購買意図の関係におよぼす影響について分析を行った。現実社会では、オンライン・ショッピングで、動画を用いて商品情報が説明されているページを我々は目にする機会が増えてきている。しかしながら研究面において、動画の商品説明が購買意図におよぼす影響についての既存研究はほとんどない。そのため、動画の効果とエシカル商品の普及といった面からも研究する意義があると考えた。

## II. 先行研究と仮説

### 2-1 エシカル商品に関する動画と購買意図の関係

オンライン・ショッピングにおける商品説明に関する動画は、文章による方法に比べて、映像によってリアリティのある状況を消費者に伝えることができる (Balslev, De Grave, Muijtjens & Scherpbier 2005; Bente, Rüggenberg, Krämer & Eschenburg 2008)。オンライン・ショッピングにおける動画とは、動きが入った短い商品説明や広告のことを指す。広く視聴者の注意を惹くビジュアルのある感情的な訴求方法といえる (Schwartz & Loewenstein 2017)。また動画と文字や静止画では、消費者の認知への影響が異なることが指摘されている (Balslev et al. 2005)。特に動画は、文章や静止画に比べて、映像や音での動きがあることで消費者へ「リアリズム・ヒューリスティック」を生じさせることがわかっている (Bente et al. 2008; Li, Daugherty & Biocca 2002)。この「リアリズム・ヒューリスティック」とは、消費者は「リアルに見える方が良さそうだ」と感じ、「自分が見たものを信じる」という態度をとることである (Kim & Sundar 2016)。今回取り上げたエシカル商品に懐疑的な思いを持つ者に対しても、本物らしさを伝えることは、その懐疑的な思いを解消させる可能性があると考えられる。前述の Kim and Sundar (2016) の研究では、消費者の認知が、小画面に比べて大画面の方が、そして文章に比べて動画の方が、ヒューリスティックを用いたプロセスを経ることが明らかにされていた。さらに動画の場合、感情的に対象を信じるということが実験により支持されていた。このようにリアリズム・ヒューリスティックの効果があると、消費者は、本物らしい実物感があることで説得されやすくなるという (Li et al. 2002)。動画は、その本物らしく見せる表現によって、消費者を説得するのに有効な手段であることが示唆される。

また、動画の効果として、エシカルかどうかという商品の特性が影響することも考えられる。本研究の対象となるエシカル商品に対して、消費者の多くは、環境保護活動、従業員の健全な生活の確保、公平な取引価格の設定など社会的課題を解決することにつながるため好意的な印象を持っているという (Crane 2001)。しかしながら実際には購買に結び付かないというギャップがあることも指摘されている (De Pelsmacker, Driesen & Rayp 2005; Roberts 1996; Carrigan & Attalla 2001)。その理由には前述した通り、商品に示さ

れている情報に対して本当に社会に貢献されているのかと懐疑的な思いを持つこと(大平・スタニスロスキー・蘭部 2016) やその情報に対する信頼性の欠如 (Carrigan & Attalla 2001; Lee & Lee 2004; Roberts 1996) が指摘されている。そのため、動画が消費者を説得する効果は、本物であることを伝えやすいために、消費者が懐疑的な意識を持つこともあるエシカル商品の方が、エシカル商品ではない通常の商品に比べて、より大きくなることが予想されるのではないだろうか。

オンライン・ショッピングで商品の購入時には、使用状況などはクチコミを確認できるものの、商品の基本的仕様に関する情報は、販売する企業の提示する内容を信じるしかない。エシカル商品それ自体の仕様に関する情報のみならず、作られた社会的課題の解決に繋がるような商品情報を説明するために動画を用いて、商品やそのプロジェクトの内容を見せることにより、リアリズム・ヒューリスティックが得られると考えられる。なぜなら文章や静止画に比べて、動画は実物感を表現できるからである (Bente et al. 2008; Li et al. 2002)。エシカル商品の社会的意義に関連する情報が動画で映し出されることで、対象とする社会的課題が現実であることが伝わり、プロジェクトへの信頼性が増すものと考えられる。オンライン・ショッピングにおける動画は、文章による情報媒体に比べると動きもあり実物に近く表現できる。Li et al. (2002) は、商品(腕時計とジャケット)の2次元と3次元による広告を被験者である学生93人に提示して、商品の知識、ブランド態度、購買意図を従属変数にして調査を行った。結果はいずれも、2次元よりも3次元による広告の情報の評価が、有意に高かった。このことより、平面である2次元よりも、立体である3次元の方が実物感が増していることから、提示する商品への説得性が増し、購買意図へポジティブな影響があったと考えられる。本研究で用いるオンライン・ショッピングウェブのページ上の文章の説明に比べて、動画を追加した方が、消費者は実物に近いと認識するのではないかと考えられる。そのため、以下の仮説が立てられる。

**仮説1：オンライン・ショッピングにおいて、商品説明に関する動画はエシカル商品の購買意図にポジティブな影響をおよぼす**

## 2-2 関与がエシカル商品に関する動画と購買意図の関係におよぼす影響

消費者の説得と情報処理過程に関する研究では、消費者の動機付けとなる関与のレベルにより情報処理の方法が変化することがわかっている。消費者は関与が低い場合と高い場合では、異なる情報探索と意思決定を行うことが知られている。代表的な研究として、「ヒューリスティック・システムティック・モデル (Heuristic-Systematic Model: HSM)」がある。このHSMによると、関与が低い場合はヒューリスティックに、関与が高い場合ではシステムティックに情報処理を行う (Chaiken 1980; Chaiken & Stangor 1987; Eagly, Chen, Chaiken & Shaw-Barnes 1999)。ヒューリスティックな情報処理とは、「メッセージの受け手がメッセージの有効性を判断する時に、認知的努力や内容の精査を節約して簡便な判断をすること」をいう (Chaiken 1980)。そのため、通常であれば行うべき認知的な努力やメッセージの中身に対する知識や情報の精査をする能力をあまり必要とせずに情報処理を行う。そのためヒューリスティックな情報処理は、比較的素早く、簡単に行われる。他方、システムティックな情報処理は、時間がかけられ、「メッセージ内

容の本質的な情報を良く精査・分析し、包括的な視点で判断が行われること」となる (Chaiken 1980)。

このHSMの研究では、関与と情報処理プロセスの関係が指摘されている。消費者は自分と対象への関与が高い場合には、システムティックな情報処理の方法を採用してメッセージの認知を行う。つまり、課題に対して認知的な努力が必要になる。他方、関与が低い場合には、消費者はヒューリスティックな情報処理の方法、シンプルな意思決定ルールを採用してメッセージの認知を行い、精神的にも大きな負荷をかけない情報処理の方法を取ることが明らかにされている (Chaiken 1980)。つまり関与の高い消費者は、システムティックな情報処理を自らが満足するレベルまで行い、関与の低い消費者はヒューリスティックな情報処理を行う (Chen, Duckworth & Chaiken 1999)。このように対象への関与のレベルにより、情報処理のプロセスは変化することが明らかとなっている。

情報処理のプロセスは、関与の他に情報媒体によっても異なることがわかっている。情報処理のプロセスに関連して、情報媒体として動画を用いた場合と文章を用いた場合とを比較した研究について述べる。前述した通り、動画では、リアリズム・ヒューリスティック (Li et al. 2002)、つまり実物に近い様子が表現されることから説得されやすくなる。そのため消費者は、動画に対して直感的でシンプルなルールを用い、ヒューリスティックなプロセスで意思決定を行う。逆に、消費者は、文章に対して能動的に情報を取得して整理を行うといった精神的な努力を要するシステムティックなプロセスで意思決定が行われる (Kim & Sundar 2016)。つまり、動画を用いた商品の説明情報に対して、関与の低い消費者は、関与の高い消費者と比べて、簡便なヒューリスティックを用いて情報処理を行う傾向が高いと予測される。

エシカル商品の購買には、関与が影響を与えることが明らかにされている (Bezençon & Blili 2010)。関与 (involvement) とは、「固有のニーズ、価値、興味に対して、人が認知をする関連性 (relevance)」 (Zaichkowsky 1985) である。エシカル商品に対する関与は、大きくふたつあり、ひとつは商品それ自体への関与、もうひとつは商品の持つエシカルな性質への関与であるという (Bezençon & Blili 2010)。そして関与は人によって大きく差がある。例えば、購買時に注目する商品特徴 (コーヒーであれば、フェアトレード、ブランド、豆の種類、パッケージ、味など) であるが、例えばフェアトレードに関心の高い人は、フェアトレードであることに着目するという (De Pelsmacker et al. 2005)。

またエシカル商品への関心が高い、いわゆる関与の高い人は、コーズやエシカル商品に対する知識や情報を既に持っていることが予想される。そのため情報処理を可能にする能力があるといえ、エシカルに関連する本質的な情報を処理することが可能である。逆に、関与の低い人はそういったエシカル情報に対して、疑わしいと感じたり、知識がないことから周辺的な情報から意思決定をするかもしれない。そのため、実物であるような表現ができる動画が追加されることはリアリズム・ヒューリスティックもあるために、エシカル商品の購買意図におよぼすポジティブな効果は、簡便なヒューリスティックを用いて情報処理を行う関与の低い消費者の方が、高い消費者に比べて、より強いのではないかと考えられる。

なお、「関与」に関しては、エシカル商品の場合、商品にエシカルであるという特性がセットになっている商品であるため、商品自体 (本実験ではフェルトの動物の商品) への関与

とエシカルな問題に対する関与（本実験では途上国の貧困という社会的課題）という2つの側面がある。Bezençon and Blili (2010) によるフェアトレードコーヒーを用いた実験では、フェアトレードのコーヒーを買う人の情報探索は、商品自体（コーヒー豆）への関与とは関係なくエシカルな側面にあった。そのため、本研究におけるエシカル商品への関与とは、商品自体への関与ではなく、エシカルな問題に対する関与のことを意味する。

さらにエシカル商品は、社会的課題を解決する商品であり「貧しい人のため」、「社会のため」と人間の利他的心理（誰かを助けたいと思う気持ち）に訴求していることから、情緒的ともいえる内容が含まれている。そのため、システムティックな情報処理よりも、ヒューリスティックな情報処理が向いている。玉置 (2015) の研究においても、消費者が社会的困窮者への情動的共感性があるとエシカル商品への購買意図にポジティブな影響をもたらすことが明らかになっている。

これらにより、以下の仮説が立てられる。

**仮説2：オンライン・ショッピングにおいて、消費者のエシカル商品への関与が低い方が、エシカル商品の商品説明に関する動画が購買意図におよぼす影響は大きくなる**

### Ⅲ. 実験方法

#### 3-1 実験に使用した商品

本実験は、実際に運営されている物販のオンライン・ショッピングを利用してデータを集め分析を行った<sup>(1)</sup>。具体的には、株式会社良品計画で販売をしているエシカル商品を対象に実験を行った。

本実験調査を行うにあたり、エシカル商品の選定及び、関与の異なる2つの消費者の実験サンプル群を以下の手順で集めた。実験の対象とするエシカル商品は、良品計画のブランド「無印良品」で実際に販売された「ウールフェルト・動物ロバ」を選定した。本商品は途上国（キルギス共和国）生産者の技術や生産管理の向上による貧困削減、女性の自立を促すプロジェクトによる商品であり、Canegue and Hart (2015) らの『BOP3.0』の日本語版 (2016) でも、本商品のプロジェクトは「世界が認めた先進事例 良品計画」(p. 282) として取り上げられているように世界的なエシカル商品の代表といえる。また本商品シリーズは2011年の販売開始より、実験を行った2016年も継続して販売されている。以上のことより、本商品は実績および外部的評価を考慮しても、エシカル商品として代表的な商品であるといえる。

#### 3-2 測定尺度

##### 3-2-1 従属変数

本実験における従属変数は、「購買意図」である。消費者は、オンライン・ショッピングではいくつかのプロセスを経て購入に至る。第一段階でページを閲覧し、第二段階で商品の購入を検討してカートに入れ、第三段階でカートのページから決済の決断を行い、第四段階でカートの商品を購入するというプロセスを経る。それぞれの段階における離脱者を減らすことがオンライン・ショッピングの購入に至るまでの課題だという (Li &

Chatterjee 2005)。つまり「カートに入れる」という行動は、購入のひとつ手前での「比較」や「検討」の際に見られる。そのため本研究におけるフィールド実験である実際のオンライン・ショッピングのページでは「カートに入れること (CART)」について、入れた場合を「1」、入れなかった場合を「0」とした。「決済を行う (BUY)」も検討したが、本実験のオンライン・ショッピングの仕組みでは、当該商品の購入決済に関して、5000円以上の購入で送料が無料になるなどの決済を行うタイミングに影響を与える要因が存在していた。つまり消費者が購入しようと思ってカートに入れたとしても、決済を行う時期を後にずらす行動がとられることが考えられた。そのため、今回の実験の分析で使用する従属変数は、「カートに入れる (CART)」行為を本実験では、消費者の「購買意図」としてデータを収集・分析を行った。

### 3-2-2 独立変数

独立変数は、エシカル商品に関する「動画」情報について、動画有りを「1」に、無しを「0」とした。動画の設定に関して協力企業への事前ヒアリングで、消費者に動画を閲覧してもらうためには「3分程度が飽きずに見てもらうためには適切な時間」であるというコメントにより、約3分間の動画を実験ページに挿入した。動画の内容は、途上国の生産者の製作する作業の様子、きちんと管理された生産現場であることで品質が一定に保てている様子、途上国生産者のプロジェクトに対するコメント（社会的意義）、商品のアップ（品質）などの映像により作成された。動画を見た3グループは、どのグループとも同じ動画を見ている。動画は、ネットストアの画面がスクロールされ、PCやモバイルの画面内に動画が入ると自動的に再生される仕組みであった。また動画データはYoutube上で作られ、企業のオンライン・ショッピングのページにリンクを埋めた画面を貼って作成された。

関与の高低の分類について、次に述べる先行研究に倣った。Vermeir and Verbeke (2006)の研究では、被験者456人を年齢、収入、社会階層が比較可能なグループに予めランダムに分けた後に、エシカルな情報を追記した商品情報（安全、健康、無害、フェアトレード、雇用の励行）を与えたグループを高関与グループとし、エシカルに関連する特別な情報を出さないグループを低関与グループとしていた。また別のオンライン・ショッピングのサイトで関与の高低を分けている研究（Eroglu, Machleit & Davis 2003）でも同様に、特別な情報の提示を出すことで関心を高める操作することにより、関与の高低を実験条件として2つ設定していた。具体的には「あなたが100ドルのギフトチケットが得られたとして、どの商品を購入したいかを特定してください」という表現を示したグループを高関与グループとし、「サイトをよく見てください」という操作のみを行ったグループを低関与グループとすることで、関与の高低を分けていた。このように先行研究では、高関与に分類するグループに対して特別な情報を見せることによって関与を高める操作を行っていた。

本研究では、これらの先行研究を参考にしてJICA（国際協力機構）と共に途上国での商品開発を行っているというエシカルな情報を見て、自ら商品の実験ページに移ったグループを高関与グループとし、特にそのようなエシカルな情報なしにショッピングポイント目当てでアンケート回答終了した後に自動的に商品の実験ページに移ったグループを低

関与グループとした。なお具体的には「関与」は、以下の手順で測定をした。関与の低い消費者を集めるために、Facebook, Twitter, 企業アプリ「MUJI Passport」の3つの企業の公式媒体に、企業のショッピングポイント(100マイルの付与、換算すると約1円)のボーナス付きのアンケートを新着情報として載せ、アンケート回答後に実験ページに移動させた。こうした被験者を関与の低い消費者「0」とした。低関与の被験者は、2016年1月8日～17日に集められ、19626人となった。アンケートの回答データより被験者の属性データは、女性88.1%、平均年齢37.4歳であった。関与の高い消費者を集めるために、当該企業のソーシャル・ネットワーク(SNS)のFacebook, Twitter, 企業アプリ「MUJI Passport」の3つの企業の公式媒体に、新着情報として、「無印良品とJICA(国際協力機構)は、2010年末から途上国における一村一品プロジェクトで商品開発を行っています」と載せ、それをクリックするとオンライン・ショッピングを行っている商品の実験ページに移動した。こうした被験者を関与の高い消費者「1」とした。高関与の被験者は、2016年1月18日～2月5日の3週間の期間に集められ、17156人となった。なお、この商品の実験ページを訪問した高関与のグループに関する属性データはページを訪問しただけなので取得できていない。また本来、両方のグループに、「エシカルかエシカルでないかを選ぶことは私にとって重要である」(Bezençon & Blili 2010)などエシカルに関する質問を行って、エシカルに対する意識の違いがないことをマニピレーション・チェックを行うべきであったが、実験ページは公開された実際の販売ページであるため、関与に関する質問項目を実験時に加えることはできていない。

また、先行研究では社会的意義訴求(Carrigan & Attalla 2001; Lee & Lee 2004; Roberts 1996)と品質訴求(BBMG 2007; Sen & Bhattacharya, 2001; Chernev & Carpenter 2001; Ying-Ching & Chang 2012; United Nations Environment Programme 2005 p. 3; 消費者庁 2017)が、エシカル商品の購買意図へポジティブな影響があることが示されていた。そのため、この社会的な意義訴求や品質訴求を以下の文言を追加してページの作成を行った。

「社会的意義訴求」としては、以下の文言を加えた。

「このモノづくりのプロジェクトを通して、現地の女性一人一人の自立を目指し、技術能力の向上と現金収入の増加に対して貢献しています」

また、「品質訴求」では、以下の文言を加えた。

「羊毛の調達から行い、手づくりでひとつひとつ丁寧に作られた、品質の高いフェルトの商品です。密度の高いフェルトは丈夫で長持ちします」

### 3-3 フィールド実験の手続き

実験方法では、前述したとおりにデータの取得対象を低関与グループと高関与グループに分けた。この関与により分けた2グループの被験者は、それぞれ6パターンの実験ページ(表1)に自動的にランダムに振り当てられた。6パターンは、動画無しの3パターン(パターン1, 2, 3)と動画有りの3パターン(パターン4, 5, 6)である。動画無しの3パターンでは、商品情報を基本情報のみで特別な追加情報はなし(パターン1)、これに加えて、社会的意義に関する情報を追加(パターン2)と品質に関する情報を追加(パターン3)



して作成した。動画有りの3グループ（パターン4, 5, 6）は、動画無しของกลุ่มと同じ文字と画像情報に加えて、全てのパターンに同じ種類の動画を付けて作成された。

表1 実験ページのパターン

パターン1	商品基本情報
パターン2	商品基本情報+社会的意義訴求
パターン3	商品基本情報+品質訴求
パターン4	商品基本情報+動画
パターン5	商品基本情報+社会的意義訴求+動画
パターン6	商品基本情報+品質訴求+動画

なお、6パターンの全ての提示の商品基本情報には、商品写真付きの基本情報が表示された。ここには商品名、価格、JANコードの他に、「キルギスで伝統的に作られているフェルトを使用しています。手作りならではの温かみの特徴です」と記載された。

実験に用いたページのサンプルは以下の図1の通りである。上部に商品の写真と基本情報を載せ、動画を画面の下部に設定している。図1は実験サンプルページとして、動画有り×商品情報の追記無しのパターンを載せている（パターン1）。

#### IV. 結果

表2は、関与の高低と動画の有無によるカートに入れた人数の結果を表している。全体で見ると36782人が本実験に参加し、そのうち296人(0.80%)が対象商品をカートに入れた。関与の低い消費者の場合は、19626人中52人(0.26%)が対象商品をカートに入れた。関与の高い消費者は、17156人中244人(1.42%)が対象商品をカートに入れた。関与の高い消費者の方が、購買意図が高いことがわかる。また、動画の有無については、動画がない場合、18575人中147人(0.79%)が商品をカートに入れ、動画がある場合は、18207人中149人(0.81%)が商品をカートに入れた。動画の有無は、購買意図に差が見られないようであった。クロス集計で確認をすると、関与の低い消費者が動画なしの場合には、10304人中20人(0.19%)に対し、動画がある場合は、9322人中32人(0.34%)となる。関与の低い消費者では、動画があると単純に1.76倍購買意図が上がる傾向が数値より読み取れた。関与の高い消費者では、動画なしの場合には、8271人中127人(1.53%)に対し、動画ありでは8885人中117人(1.32%)と動画による購買意図に対する効果は見られなかった。これらの差をカイ二乗検定で分析したところ、 $\chi^2(1) = 67.26, p < 0.001$ という結果となり、関与の高低と動画の有無により、購買意図に対して違いがあることが具体的に明らかになった。

仮説1および仮説2をテストするために、ロジスティック回帰分析を行い、その結果を表3に示した。モデル1では、関与、社会的意義訴求、品質訴求を独立変数として購買意図に対するロジスティック回帰分析を行った。関与は購買意図に対してポジティブな効果を持つことが示された( $b = 1.699, SE = 0.153, p < 0.001$ )。すなわち関与が高い方が、商品への購買意図が高かった。社会的意義訴求と品質訴求は、商品への購買意図に対して有意

図1 実験に用いたネットストアの画面



出所：無印良品 HP より抜粋

表2 関与の高低と動画の有無についての実験結果

		関与		合計
		低い	高い	
動画	無し	20 (10304)	127 (8271)	147 (18575)
	有り	32 (9322)	117 (8885)	149 (18207)
合計		52 (19626)	244 (17156)	296 (36782)

上段はカートに入れた人数，下段（）内の数値は，ページを閲覧した人数を表す

ではなく、影響をもたらしていなかった。

モデル2では、モデル1に動画の有無を追加し、オンライン・ショッピングにおいて動画がエシカル商品の購買意図にポジティブな影響をおよぼすという仮説1をテストした。しかしながら動画は、購買意図に対して有意ではなく ( $b = -0.033, SE = 0.117, p = 0.776$ ), 影響をもたらしていなかった。したがって、仮説1は支持されなかった。

モデル3では、モデル2に関与の高低と動画の有無をかけ合わせた交互作用を追加して、オンライン・ショッピングにおいて関与が低い方がエシカル商品の動画が追加されると購買意図におよぼすポジティブな影響は大きくなるという仮説2をテストした。その結果、関与の高低と動画の有無の交互作用は、有意にネガティブな結果であった ( $b = -0.741, SE = 0.313, p = 0.018$ )。すなわち、関与が低い時と比べて高い時には、動画の効果は有意に低かった。また-2対数尤度に基づいて尤度比検定を行った結果、関与の高低と動画の有無の交互作用を追加することによって、モデルは有意に改善された。したがって仮説2は支持された。関与が低い場合には、平均値のまわりでの動画の限界効果は0.0033であっ

表3：実験結果のまとめ

	モデル1		モデル2		モデル3	
	<i>b</i>	exp ( <i>b</i> )	<i>b</i>	exp ( <i>b</i> )	<i>b</i>	exp ( <i>b</i> )
定数	-5.856** (.158)	0.003	-5.840** (.168)	0.003	-6.163** (.241)	0.002
関与	1.699** (.153) [.010]	5.467	1.700** (.153) [.010]	5.476	2.096** (.241) [.012]	8.134
社会的意義	-0.138 (.144) [-.001]	0.871	-0.139 (.144) [-.001]	0.870	-0.153 (.144) [-.001]	0.858
品質	-0.100 (.142) [-.001]	0.905	-0.101 (.142) [-.001]	0.904	-0.112 (.143) [-.001]	0.894
動画			-0.033 (.117) [-.000]	0.967	0.577* (.285) [.003]	1.781
関与 X 動画			—		-0.741* (.313) [-.004]	0.477
-2 対数尤度	3279.896		3279.815		3274.08	
-2 対数尤度の変化量			0.081		5.740	
変化量の有意確率			0.776		0.017*	
N	36782		36782		36782	

(*b* は偏回帰係数, 下の ( ) は標準誤差, [ ] は限界効果を表す)

た。すなわち、関与が低い場合には、動画がある時には、動画がない時と比べて、カートに入れる確率が0.33%増加した。

## V. 考察と今後の課題

### 5-1 考察

今まで、エシカル商品の購買意図に商品説明の動画に関する研究は存在していなかった。大平ら(2016)が「商品が社会的課題解決に繋がることを消費者の直感に働きかけるためには、映像を使用したテレビCMなども有効な手段となり得ることが示唆される」と指摘をしていたが、直接的に動画がエシカル商品の購買意図におよぼす影響について明らかにした研究はなかった。本研究ではHSMを仮説に用いて、実在する企業のオンライン・ショッピングサイトでのフィールド実験を行った。その結果、以下のことが明らかになった。

第一に、消費者全体では、動画はエシカル商品の購買意図に影響を与えなかった(仮説1)。しかし、低関与と高関与の消費者グループに分けた仮説2は支持されており、関与が低い場合には動画は、購買意図にポジティブな影響があることが明らかとなった。動画は文章による情報に比べてヒューリスティックな処理に適しているため、関与が低い消費者に、動画は購買意図にポジティブな影響をおよぼしていることが考えられる。

関与の高い消費者は、エシカル商品に対する懐疑的傾向が関与の低い消費者に比べて低いことが予想され、新たに動画による効果は見られなかった。その一方、関与の低い消費者には、動画により実物に近い商品の情報を伝えられたため、エシカル商品の情報に対する懐疑的傾向が動画により軽減されたと考えられる。この点についてHSMに基づいて検討すると、エシカル商品に対して関与の低い消費者は、精緻化を行う動機をもたずヒューリスティックな情報処理を行おうとする。動画というヒューリスティックな情報処理に親和性の高い媒体で情報が提示されたため、関与の低い消費者はスムーズに情報処理を行い、購買意図が高くなったものと考えられる。逆に、関与の高い消費者は、精緻化を行う動機を持ちシステムティックな情報処理を行おうとする。そのため動画を提示しても購買意図には影響が表れなかったと解釈できる。

第二に、社会的意義訴求や品質訴求は、エシカル商品の購買意図に対して有意な影響を与えていなかった。多くのエシカル商品を販売する企業は、オンライン・ショッピングのページにおいて、商品基本情報の他に、なぜその商品が社会にとって貢献に繋がるのかといった説明や、商品の品質にも問題がないことを説明している場合が現実的には多く見られる。しかしながら、フィールド調査を行った結果では、それらの文言による説明が追加される事による違いについて、有意な影響は確認されなかった。消費者はエシカル消費を行うべきだと表明しながらも実際の行動は行われぬという「態度と行動におけるギャップ (Attitude-Behavior Gap)」(Carrigan & Attalla 2001; Roberts 1996)があることについて検討すると、高関与なグループに属する消費者であっても、商品の文言による情報について、あまりよく精査していないのではないかという可能性が考えられる。また本フィールド実験の課題ともいえるが、本商品が「商いで社会貢献をする」ことを目指しているとホームページなどで公表している良品計画の「無印良品」の商品であるため、一定の品質や社会的意義訴求に関する情報の信頼性への担保がなされていたため、この点について有

意な差が出なかった可能性も考えられる。これらは今後の検討が必要な事項である。

第三に、本研究は仮説を検証するために、大規模なフィールド実験を行った現実的な結果であるということである。関与の異なる消費者の行動を集めるためにアンケートやSNSなどのツールを用いた操作を行って実験している。フィールド実験で、動画の有無による購買意図への効果を測定しているが、システムの都合上で、動画を最後まで見たかどうかは各ページでは測定できていない。そのため、動画を実際に見た被験者かどうかはわからず、動画のあるページに割り当てられた人と動画のないページに割り当てられた人による購買意図の測定となっている。このため、実験結果は保守的であるといえる。最後まで閲覧させて行う実験室実験の方が、結果の傾向は明らかであると考えられる。

次にビジネス・インプリケーションであるが、本研究により、エシカル商品に関心の低い消費者に対して、商品説明にあたる動画をオンライン・ショッピングのページに追加することによって購買意図が向上することが明らかになった。そのため、エシカル商品について関心のない人に、動画を追加して見せる機会を作ることが出来ると一定の売上げへの効果が期待できるだろう。エシカル商品の購入が促進されると、企業の売上げの増加、購入する顧客の満足だけでなく、支援対象となっている社会的な課題（コーズ）に対する効果が期待される。このような意味で研究成果による実務のおよび社会的貢献度は大きいと考える。

## 5-2 今後の課題

本実験は、フィールド実験であるため、企業が採用しているITのシステム上および企業の個人情報保護の都合により得られないデータがあった。今回の実験では、動画の視聴について、被験者が最後まで動画を見たかどうかは、システムの都合上、確認は出来ない。これが実験室実験でコントロール出来れば、最後まで視聴をさせた結果、質問票に回答をしてもらうことでコントロールできるのだが、フィールド実験であり、この点については、動画を少しでも視聴し、視聴者数に数えられた人は、本実験の動画を見た人とみなして分析を行っている。このことより実験の結果は保守的であったといえるだろう。

また今回実験に使用した商品「ウールフェルト・動物ロバ」は、6年の発売実績もあるエシカル商品シリーズであるためにフィールド実験に選択した。ただしこの6年にわたる販売期間において、本商品には継続的な潜在購入層であるファンや支援者が既に存在していたかもしれない。そういったファン・支援者は、SNSなどで本商品が発売されることを知り、オンライン・ショッピングのページに訪問した場合、動画を見ずとも本商品について良く内容を知っていた可能性がある。そのため高関与でありながら、動画の影響を受けないという今回の結果を支持する層がいたことも一部に考えられる。

またフェルトで作られた動物の置物である本商品は、エシカル商品として、提示する情報を商品の基本情報の他、品質訴求の情報、社会的意義を含む情報と情報提示を行うことが出来る商品ではあった。しかしながら商品の種類として考慮した際に、消費者にとって実用的商品ではなく、どちらかという情緒的商品であった。このように、今回の結果は商品の種類（実用的商品か情緒的商品か）に、影響を受けた可能性は否めない。今後、商品の種類を実用的な商品を用いて追加実験を行うことが出来れば、今回の結果に対する堅固な理論的補強が出来ると考えられる。

〔注〕

- (1) 本研究におけるデブリーフィングに関しては、企業のオンライン・ショッピングのページを利用したフィールド実験形式のため、被験者は事前にオンライン・ショッピングの利用規約 (<https://www.muji.net/mt/contact/others/014425.html#policy02>) により、個人から取得するマーケティング・データに関しての了解を得たうえでの参加となっている。

謝辞

本稿の執筆にあたり、株式会社良品計画に調査設計時のインタビューから、ページ的设计、データの取得まで多大なご協力を頂いた。ここに記して心より感謝申し上げたい。

〔文献リスト〕

- Andrews, J. Craig and Terence A. Shimp (1990), "Effects of Involvement, Argument Strength, and Source Characteristics on Central and Peripheral Processing of Advertising," *Psychology & Marketing*, 7 (3), 195-214.
- Balslev, Thomas, Willem S. De Grave, Amo M. M. Muijtjens, and AJJA Scherpbier (2005), "Comparison of Text and Video Cases in a Postgraduate Problem-Based Learning Format," *Medical Education*, 39 (11), 1086-1092.
- BBMG (2007), "The BBMG Conscious Consumer Report," ([https://www.fmi.org/docs/sustainability/BBMG\\_Conscious\\_Consumer\\_White\\_Paper.pdf](https://www.fmi.org/docs/sustainability/BBMG_Conscious_Consumer_White_Paper.pdf): 2020年8月14日確認)
- Bente, Gary, Sabine Rüggenberg, Nicole C. Krämer, and Felix Eschenburg (2008), "Avatar-Mediated Networking: Increasing Social Presence and Interpersonal Trust in Net-Based Collaborations," *Human Communication Research*, 34 (2), 287-318.
- Bezençon, Valéry and Sam Blili (2010), "Ethical Products and Consumer Involvement: What's New?," *European Journal of Marketing*, 44 (9/10), 1305-1321.
- Caneque, Fernando Casado and Stuart L. Hart (2015), *Base of the Pyramid 3.0: Sustainable Development Through Innovation & Entrepreneurship*, Sheffield: Greenleaf Publishing. (平本督太郎訳 (2016) 『BOP ビジネス 3.0—持続的成長のエコシステムをつくる』 英治出版).
- Carrigan, Marylyn and Ahmad Attalla (2001), "The Myth of the Ethical Consumer — Do Ethics Matter in Purchase Behaviour?," *Journal of Consumer Marketing*, 18 (7), 560-578.
- Chaiken, Shelly (1980), "Heuristic Versus Systematic Information Processing and the Use of Source Versus Message Cues in Persuasion," *Journal of Personality and Social Psychology*, 39 (5), 752-766.
- Chaiken, Shelly and Charles Stangor (1987), "Attitudes and Attitude Change," *Annual Review of Psychology*, 38 (1), 575-630.

- Chatterjee, Patrali, and Shibo Li (2005), "Shopping Cart Abandonment at Retail Websites — a Multi-Stage Model of Online Shopping Behavior," ([https://www.researchgate.net/publication/251377811\\_Shopping\\_Cart\\_Abandonment\\_at\\_Retail\\_Websites\\_-\\_a\\_Multi-Stage\\_Model\\_of\\_Online\\_Shopping\\_Behavior](https://www.researchgate.net/publication/251377811_Shopping_Cart_Abandonment_at_Retail_Websites_-_a_Multi-Stage_Model_of_Online_Shopping_Behavior))
- Chen, Serena, Kimberly Duckworth, and Shelly Chaiken (1999), "Motivated Heuristic and Systematic Processing," *Psychological Inquiry*, 10 (1), 44-49.
- Chernev, Alexander and Gregory S. Carpenter (2001), "The Role of Market Efficiency Institutions in Consumer Choice: A Case of Compensatory Inferences," *Journal of Marketing Research*, 38 (3), 349-361.
- Crane, Andrew (2001), "Unpacking the Ethical Product," *Journal of Business Ethics*, 30 (4), 361-373.
- De Pelsmacker, Patrick, Liesbeth Driesen, and Glenn Rayp (2005), "Do Consumers Care about Ethics? Willingness to Pay for Fair-Trade Coffee," *Journal of Consumer Affairs*, 39 (2), 363-385.
- Doane, Deborah (2001), "*Taking Flight: The Rapid Growth of Ethical Consumerism*," London: New Economics Foundation.
- Donovan, Robert J. and John R. Rossiter (1994), "Store Atmosphere and Purchasing Behavior," *Journal of Retailing*, 70 (3), 283-295.
- Eagly, Alice H., Serena Chen, Shelly Chaiken, and Kelly Shaw-Barnes (1999), "The Impact of Attitudes on Memory: An Affair to Remember," *Psychological Bulletin*, 125 (1), 64-89.
- Eroglu, Sevgin A., Karen A. Mchleit, and Lenita M. Davis (2003), "Empirical Testing of a Model of Online Store Atmospherics and Shopper Responses," *Psychology and Marketing*, 20 (2), 139-150.
- Ferret (2019)「ネットショップ担当者必見！EC サイト運営に「動画」を取り入れるべき理由と具体的な活用方法」2019年2月27日 (<https://ferret-plus.com/7984> 2020年8月14日確認)
- Govind, Rahul, Jatinder Jit Singh, Nitika Garg, and Shachi D' Silva (2019), "Not Walking the Walk: How Dual Attitudes Influence Behavioral Outcomes in Ethical Consumption," *Journal of Business Ethics*, 155 (4), 1195-1214.
- 池田謙一 (2010)「消費者行動・環境行動」,『社会心理学』池田謙一, 唐沢穰, 工藤恵理子, 村本由紀子共著, 有斐閣, 第15章, 331-350.
- 唐沢穰 (2010)「態度と態度変化」,『社会心理学』池田謙一, 唐沢穰, 工藤恵理子, 村本由紀子共著, 有斐閣, 第6章, 147-151.
- 経済産業省 (2020)『令和元年度 内外一体の経済成長戦略構築にかかる国際経済調査事業 (電子商取引に関する市場調査)』 ([https://www.meti.go.jp/policy/it\\_policy/statistics/outlook/r1\\_betten.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/it_policy/statistics/outlook/r1_betten.pdf) 2020年8月14日確認).
- Kim, Ki Joon and S. Shyam Sundar (2016), "Mobile Persuasion: Can Screen Size and Presentation Mode Make a Difference to Trust?," *Human Communication Research*, 42 (1), 45-70.

- Koh, Yoon Jeon and S. Shyam Sundar (2010), "Heuristic Versus Systematic Processing of Specialist Versus Generalist Sources in Online Media," *Human Communication Research*, 36 (2), 103-124.
- Lee, Byung-Kwan and Wei-Na Lee (2004), "The Effect of Information Overload on Consumer Choice Quality in an On-Line Environment," *Psychology & Marketing*, 21 (3), 159-183.
- Li, Hairong, Terry Daugherty, and Frank Biocca (2002), "Impact of 3-D Advertising on Product Knowledge, Brand Attitude, and Purchase Intention: The Mediating Role of Presence," *Journal of Advertising*, 31 (3), 43-57.
- Littrell, Mary and Marsha Dickson (1999), *Social Responsibility in the Global Market: Fair Trade of Cultural Products*. California: Thousand Oaks.
- Loureiro, Maria L., Jill J. McCluskey, and Ron C. Mittelhammer (2002), "Will Consumers Pay a Premium for Eco-labeled Apples?," *Journal of Consumer Affairs*, 36 (2), 203-219.
- Luchs, Michael G., Rebecca Walker Naylor, Julie R. Irwin, and Rajagopal Raghunathan (2010), "The Sustainability Liability: Potential Negative Effects of Ethicality on Product Preference," *Journal of Marketing*, 74 (September), 18-31.
- Maignan, Isabelle and O. C. Ferrell (2004), "Corporate Social Responsibility and Marketing: An Integrative Framework," *Journal of the Academy of Marketing Science*, 32 (1), 3-19.
- 大平修司・スタニスロスキースミレ・藺部靖史 (2016) 「実験的手法による寄付つき商品の意思決定要因の解明：懐疑主義の消費者行動への日本における影響」, 『日経広告研究所報』第285号, 10-17.
- Roberts, James A. (1996), "Will the Real Socially Responsible Consumer Please Step Forward?," *Business Horizons*, 39 (1), 79-83.
- Robertson, Mark R. (2013), "65% of Viewers Watch More than Three-Quarters of a Video," Tubular insights, (<https://tubularinsights.com/65-watch-three-quarters-video/> 2019年8月22日確認)
- Schwartz, Daniel and George Loewenstein (2017), "The Chill of the Moment: Emotions and Proenvironmental Behavior," *Journal of Public Policy & Marketing*, 36 (2), 255-268.
- Sen, Sankar and Chitra Bhanu Bhattacharya (2001), "Does Doing Good Always Lead to Doing Better? Consumer Reactions to Corporate Social Responsibility," *Journal of Marketing Research*, 38 (2), 225-243.
- 世良耕一 (2014) 『コーズ・リレーテッド・マーケティング—社会貢献をマーケティングに活かす戦略—』北樹出版.
- Shiv, Baba and Alexander Fedorikhin (1999), "Heart and Mind in Conflict: The Interplay of Affect and Cognition in Consumer Decision Making," *Journal of Consumer Research*, 26 (3), 278-292.
- 消費者庁 (2017) 「『倫理的消費』調査研究会取りまとめ ～あなたの消費が世界の未来を変える～」 「倫理的消費」調査研究会 ([https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_)



- education/consumer\_education/ethical\_study\_group/pdf/region\_index13\_170419\_0002.pdf 2020年8月14日確認).
- Sundar, S. Shyam (2000), "Multimedia Effects on Processing and Perception of Online News: A Study of Picture, Audio, and Video Downloads," *Journalism and Mass Communication Quarterly*, 77 (3), 480-499.
- 玉置了 (2015) 「消費者の共感性が倫理的消費にもたらす影響」, 近畿大学『商経学叢』, 61 (3), 181-194.
- United Nations Environment Programme (2005), "Talk the Walk: Advancing Sustainable Lifestyles Through Marketing and Communications," *UN Global Compact and Utopies*, (<http://www.unep.fr/shared/publications/pdf/DTIx0763xPA-TalkWalk.pdf> 2019年9月5日確認)
- Varadarajan, P. Rajan and Anil Menon (1988), "Cause-Related Marketing: A Coalignment Of Marketing Strateg," *Journal of Marketing*, 52 (3), 58-74.
- Vermeir, Iris and Wim Verbeke (2006) "Sustainable Food Consumption: Exploring The Consumer "Attitude - Behavioral Intention" Gap," *Journal of Agricultural & Environmental Ethics*, 19 (2), 169-194.
- Young, Jessica (2018) "Hot 100 Retailers Embrace Video to Connect with Shoppers", Digital Commerce 360, (<https://www.digitalcommerce360.com/2018/02/01/hot-100-retailers-embrace-video-connect-shoppers/> 2019年9月5日)
- Ying-Ching, Lin and Chiu-Chi Angela Chang (2012), "Double Standard: The Role of Environmental Consciousness in Green Product Usage," *Journal of Marketing*, 76 (5), 125-134.
- Zaichkowsky, Judith Lynne (1985), "Measuring the Involvement Construct," *Journal of Consumer Research*, 12 (3), 341-352.

(2020.9.4 受稿, 2020.11.6 受理)

[抄 録]

本研究では、エシカル商品のオンライン・ショッピングにおいて、動画と購買意図との関係ならびに、その関係に関与がおよぼす影響について分析を行った。動画は、リアリズムのヒューリスティックにより消費者の購買意図を高めると期待される。更にヒューリスティック・システムティック・モデル (HSM) によると、動画は文章による情報に比べてヒューリスティックな処理に適しているため、関与が低い時にその効果はより大きくなると期待される。本研究では実在企業でのオンライン・ショッピングサイトにて、36782人が参加したフィールド実験を行った。その結果、動画はエシカル商品の購買意図にポジティブな影響をおよぼさなかった。しかし、関与が低い場合には、動画は購買意図にポジティブな影響をおよぼしていた。

キーワード：関与、オンライン・ショッピング、動画、ヒューリスティック・システムティック・モデル (HSM)、エシカル商品

〔論 説〕

## オーストラリアのキャピタルゲイン税制と 暗号資産（仮想通貨）課税

泉 絢 也

### I 研究の目的

暗号資産（仮想通貨）<sup>(1)</sup>の譲渡による所得について、国税庁は、譲渡所得該当性を否定し、原則として雑所得になるという情報を発信していたが<sup>(2)</sup>、その具体的な法的根拠を明らかにしていなかった。その根拠は、国会における度重なる追及を受けて、徐々に明るみになってきた。

国会における国税当局の答弁によると、国税庁は、「譲渡所得に対する課税は、資産の値上りによりその資産の所有者に帰属する増加益を所得として、その資産が所有者の支配を離れて他に移転するのを機会に、これを清算して課税する趣旨」であるとする清算課税説<sup>(3)</sup>を前提として、暗号資産の支払手段性を強調することにより、その譲渡による所得は、外貨と同様に、資産の値上がりによる譲渡所得とは性質を異にする、という立場である。そして、暗号資産について、資産であることを認める一方<sup>(4)</sup>、譲渡所得の基因となる資産（所得税法33条にいう資産）には該当しないとする。かように暗号資産が譲渡所得の基因となる資産に該当しないというのであれば、その譲渡による所得が譲渡所得に該当する余地はないはずである。しかしながら、国会における国税当局の答弁内容は、暗号資産の譲渡による所得は「一般論として」譲渡所得に該当しないとして、場合によっては譲渡所得に該当することもあり得ることを言外に示すものに変化しつつある<sup>(5)</sup>（ただし、かかる言明が、主として暗号資産の種類の多様性又は所得税法の解釈論の余地のどちらを念頭に置いてなされたものであるのかは明らかではない）。

かかる変化は、暗号資産が譲渡所得の基因となる資産に該当することを認める有力な学

- 
- (1) 第198回国会において成立した「情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律」（令和元年法律第28号）により、資金決済法において「仮想通貨」という語は「暗号資産」という語に呼称変更され、所得税法等においても同様に呼称変更された。
  - (2) 平成29年12月付け個人課税課情報第4号「仮想通貨に関する所得の計算方法等について（情報）」、タックスアンサーNo.1524など参照。
  - (3) 最判昭和43年10月31日集民92号797頁など参照。
  - (4) 暗号資産が所得税法上の資産であることは、棚卸資産の定義から暗号資産を除外するなどした令和元年度（平成31年度）の改正法にも表れている（所法2①十六）。
  - (5) 暗号資産の課税関係に関する国会での議論については、泉絢也「なぜ、暗号資産（仮想通貨、暗号通貨）の譲渡による所得は譲渡所得に該当しないのか？—国会における議論を手掛かりとして—」千葉商大論叢57巻1号109頁以下参照。

説<sup>(6)</sup>の出現や国会での度重なる追及の影響であると考えられるが、そもそも、国税庁内部における当初の検討に際し、法的な視点や租税法主義遵守の意識が足りていなかったことに由来する可能性も否定できない。外貨の譲渡による所得も譲渡所得に該当する見解がある中で<sup>(7)</sup>、為替相場の変動による損益を原則として雑所得とする行政先例の維持・確保が価値判断の序列の最上部に存在した、あるいは暗号資産の譲渡損益は譲渡所得の優遇措置や損益通算の適用を受けるにふさわしくないという感覚による結論が先にあったのではないかという疑念も払拭できない。

また、国会での追及によって初めて自身の見解の実質的な根拠を開陳するのは遅きに失するのであり、国税庁における当初の説明が不足していたことの証左であるという批判もできる。租税法主義への抵触という問題や国税庁が公表する行政解釈の納税者に対する影響ないし事実上の拘束力という問題に加えて、暗号資産の専門性、この分野における国税庁の専門性の欠如及び国税庁におけるマンパワーの不足という事情も考慮すると、暗号資産の課税関係を取り扱う個人課税課情報やタックスアンサーなどを公表する前に、行政手続法所定のパブリックコメントを実施すべきであったのではないか<sup>(8)</sup>。

本稿では、暗号資産の課税関係及びその根拠について、比較的詳しく情報を公開しているオーストラリア国税庁 (Australian Taxation Office: 以下「ATO」という) の対応を検討する。その前提作業として、同国における CGT (Capital Gains Tax: キャピタルゲイン税すなわちキャピタルゲインに対する所得税) の内容や沿革を検討する。これによって、我が国における暗号資産に対する税制を検討するに当たり、種々の示唆をもたらすような素材を抽出するとともに、国税庁における当初発信した情報の内容が説明不足ないし検討不足であったことを鮮明にする。なお、ATOのガイダンス等では、「暗号通貨 (cryptocurrency)」という語が使用されているが、本稿では原則として「暗号資産」と訳している。

## II オーストラリア所得税法におけるキャピタルゲイン課税

オーストラリアの現行 CGT 税制は複雑で、条文数も多い。以下では、その概略を説明し、本稿の主題との関係で、CGT 資産 (CGT asset) と property (財産) の意義や個人使用資産 (personal use assets) の規定の趣旨等を考察する。

### 1 CGT の中心的要素

通常、キャピタルゲイン又はロス<sup>(9)</sup>は、資産に係る収入金額と取得価額との差額として算出される。キャピタルゲインからその年度のキャピタルロス<sup>(10)</sup>を控除し、前年以前より繰り

(6) 金子宏『租税法〔第23版〕』261頁(弘文堂2019)参照。

(7) 金子・前掲注(6)262頁参照。このほか、泉絢也「仮想通貨(暗号通貨、暗号資産)の譲渡による所得の譲渡所得該当性—アメリカ連邦所得税におけるキャピタルゲイン及び為替差損益の取扱いを手掛かりとして—」税法学581号9頁の脚注(23)で引用している他の文献も参照。

(8) ただし、個人課税課情報やFAQなどがパブリックコメントの対象となる命令等(行手2八)に該当するかは議論の余地がある。

越された正味キャピタルロスを控除し、残額に対して、一定要件の下で、CGT 減額規定（例えば、個人であれば50%相当額を減じる）等の特例ないし優遇規定が適用される。こうして算出された正味キャピタルゲインは、課税所得に含まれ、累進税率が適用される（1997年所得税法 § 6-10(1), 10-5, 102-5等）。

キャピタルゲイン又はロスのトリガーとなるのは、CGT の課税対象取引ないし事象ともいえる tax event の発生である<sup>(9)</sup>。この CGT event は、1997 年所得税法 Division 104 において、細かく定められている。CGT event としては、例えば、1997 年所得税法 § 104.5 の A1 において CGT 資産の処分、C1 において CGT 資産の損失又は破壊、D1 及び § 104.35 において他者に対する契約上の権利、コモンロー又はエクイティ上の権利の設定が定められている。複数の CGT event が発生する可能性がある場合は、原則として、納税者の状況に最も適合する（the most specific）CGT event が適用される（1997 年所得税法 § 102-25(1)）。もっとも、それをどのように決定付けるかは明記されていないという指摘もある<sup>(10)</sup>。

## 2 CGT の特徴<sup>(11)</sup>

1997 年所得税法の Division 100 「A Guide to capital gains and losses」は、その § 100-10(1) において、CGT の基礎的項目として次のように述べている。

- ・ 課税所得には課税年度の正味キャピタルゲインが含まれるため、CGT は所得税の納税義務に影響する。正味キャピタルゲインは、当年度のキャピタルゲインの合計から、所定のキャピタルロスを控除したものである。
- ・ 確定申告書を作成する際に、当該課税年度において、キャピタルゲインを得たかどうか及びキャピタルロスが発生していないかどうかを確認する必要がある。課税所得から正味キャピタルロスを控除することはできないものの、正味キャピタルロスは当該年度以後の年度のキャピタルゲインを減少させる。
- ・ 財務計画を立てる際には、CGT の影響も考慮する必要がある。特に、当座又は将来の CGT に係る納税義務を最も効果的に処理するために、適切な記録管理を実行する必要がある。

上記 Division 100 は Guide とされている。Guide は、1997 年所得税法の一部を構成しているが、実施規定とは切り離されたものである。実施規定を解釈する際に Guide を考慮することができるのは、①当該規定の背後にある趣旨又は目的を決定する場合、②法律の文脈や当該規定の背後にある趣旨又は目的を考慮して、その規定の意味がその法文から導かれる通常の意味をもつことを確認する場合、③規定が不明確なものである場合にその規定の意味を決定するとき、④法文から導かれる通常の意味が、文脈やその規定の背後にある趣旨又は目的を考慮しても、明らかに不条理又は不合理な結果をもたらすため、その規定の意味を決定するとき、に限られている（1997 年所得税法 § 950.150）。1997 年所得

(9) 1997 年所得税法の CGT 規定が適用された 1998 年 7 月 1 日時点で 36 項目あった CGT event は、現在 12 区分 50 項目以上にも達している。その一覧表として、1997 年所得税法 § 104-5 参照。

(10) CHRIS EVANS, AUSTRALIAN CGT HANDBOOK 2019-20, 27 (11th ed. 2019).

(11) 以下の記述については、個別に引用しているものを除き、PETER MITCHELSON, TAX LAW 102 (7th ed. 2011); CYNTHIA COLEMAN ET AL., AUSTRALIAN TAX ANALYSIS: CASES, COMMENTARY, COMMERCIAL APPLICATIONS AND QUESTIONS 281-282 (9th ed. 2013); STEPHEN BARKOCZY, FOUNDATIONS OF TAXATION LAW 2019, 484-490 (11th ed. 2018); ROBIN WOELLNER ET AL., AUSTRIAN TAXATION LAW SELECT 2019: LEGISLATION AND COMMENTARY 1671-1672 (2019) を参照している。

税法中の Chapters, Parts, Divisions, Subdivisions 等の名称や見出し、同法に従った注釈及び例示（記載されているものに限る）に加えて、Guides も同法の一部を構成する（1997年所得税法 § 950.100）。他方、footnotes and endnotes, Tables of Subdivisions 及び Tables of sections は同法の一部を構成するものではない（1997年所得税法 § 950.105）。かような Guide は、本法にちりばめられている注釈や例示などと相俟って、税法の難解性を緩和する役割を果たしている。

オーストラリアの CGT の特徴として、次の点を挙げることができる。

- ① CGT という名称が与えられてはいるが、それ自体、独立した税制があるわけではない<sup>(12)</sup>。この点で、制定に当たって影響を受けているイギリス法<sup>(13)</sup>や CGT と同時期に制定されたFRINGE BENEFITS TAX (Fringe Benefits Tax) とは異なる。すなわち、CGT は多くの点で自己完結的であるものの、正味キャピタルゲインがあれば、それは通常所得と合算して課税所得に含められ（よって、正味キャピタルゲインに対しては、他の一般的な控除等の規定の適用があることに注意）、累進税率の下で課税される（1997年所得税法 § 6-5, 6-10(1), 10-5, 102-5, 1986年所得税法）。オーストラリアは、キャピタルゲインに課される所得税を有していると表現してもよい。
- ② CGT は将来効を有するようものとして導入された。1985年9月20日より前に取得等した資産に係るキャピタルゲイン又はロスはなかったものとされる（1997年所得税法 § 104-10(5)<sup>(14)</sup>。
- ③ ②のように、キャピタルゲイン又はロスがなかったものは他にもある。例えば、一定の場合には、自動車やオートバイ、個人の主たる住居、個人使用資産及び流通在庫は CGT 資産に該当するものの、これらに係るキャピタルゲイン又はロスはなかったものとされる（1997年所得税法 § 118-5, 118-20, 118-25, 118-110, 995-1）。
- ④ 一般に、CGT は実現した利得に対してのみ適用される。特定のケースでは、納税者は、ロールオーバー（課税繰延）リリーフの選択によって、キャピタルゲインの認識を遅らせることができる（1997年所得税法 Subdiv.112-C 等）。
- ⑤ このほか、多数の優遇規定がビルトインされている。例えば、1999年9月21日の午前11時45分以前に取得した CGT 資産で12か月以上保有していたものに対して CGT event が発生した場合には、インフレ率の上昇や名目上の利益への課税を考慮し、指数化（物価調整）した取得価額でキャピタルゲイン（キャピタルロスには認められていないことに留意）を計算することの選択等が認められている（1997年所得税法 § 110-36, 960-275, Div. 114）。  
また、12か月以上保有していた CGT asset について、1999年9月21日の午前11時45分よりも後に CGT event が発生した場合には、50%減額規定が用意されている。これによれば、例えば、個人である居住者の場合、一定要件の下で、課税所得に含める額を正味キャピタルゲインの50%相当額とすることができる。納税者が指数化した取得価額で計算することを選択した場合はこの50%減額規定は適用されない（1997年所得税法 § 115-5~115-100）。
- ⑥ キャピタルロスは、キャピタルゲインとのみ相殺することが認められ、その結果、課税所得から控除することはできない。正味キャピタルロスは、相殺するために無期限に繰り越すことができるが、前年以前に繰り戻すことはできない（1997年所得税法 § 102-5, 960-20 等）。
- ⑦ 個人にとって、正味キャピタルゲインは、CGT イベントが生じた課税年度において、限界税率で課税される（1997年所得税法 § 102-5 等）。利得が複数年にわたって発生したものであっても、当該年度においてその全額が課税される。
- ⑧ 一般に、CGT はすべての CGT event との関係で、居住者である納税者に課税される。非居住者も CGT の対象であるが、非居住者の場合には一定のオーストラリア国内資産のみに課税される（1997年所得税法 Subdiv. 855-A）。

- (12) 通常所得とキャピタルゲインの類似性を重視し、両者に係る税制はセパレート型ではない方が望ましいとする見解がある。See Michael Littlewood, *Capital Gains Taxes: A Comparative Survey*, in CAPITAL GAINS TAXATION 1, 7-8 (Michael Littlewood & Craig Elliffe eds., 2017).
- (13) イギリスのキャピタルゲイン税制について、高野幸大「イギリスにおけるキャピタル・ゲイン税の概要」早法81巻3号257頁以下、酒井翔子「英国におけるキャピタルゲイン課税の仕組みと特徴」国土館大学大学院政経論集15号33頁以下も参照。
- (14) Ann O'Connell, *Australia*, in CAPITAL GAINS TAXATION 113, 138 (Michael Littlewood & Craig Elliffe eds., 2017).

### 3 CGT 課税の導入と変遷<sup>(15)</sup>

#### (1) 1985 年の CGT 導入前

キャピタルゲインの課税に関する一般的な規定を有していなかった 1985 年前において、裁判所は、キャピタルゲインはインカムではなく、課税されないとしていた<sup>(16)</sup>。当時、1936 年所得税法は、キャピタルゲイン課税として 2 つの限定的な規定しか有していなかった（1936 年所得税法 § 26 (a) (後の 25 A, 1997 年所得税法 § 15-15), § 26AAA)。これらは、納税者の主観を基準として営利目的等による財産の譲渡や 12 か月以内という短期保有の財産の譲渡に限定して課税するものであり、規定の不明確性や規定回避の容易性が指摘されるなど、必ずしも十分な内容のものではなかった<sup>(17)</sup>。給料や賃金には課税されるのに、株式等に対する投資の実現した利得から得たキャピタルゲインには課税されないことは公平ではないと考えられるようになり、より一般的なキャピタルゲインに対する課税規定の導入が求められた<sup>(18)</sup>。

#### (2) 1985 年の CGT 導入以後～1997 年所得税法前

キャピタルゲインに対する一般的な課税規定の導入を初めて推奨したのは、1974 年の連邦議会の税制委員会（Asprey 委員会）から示された予備的 Report であった。政府は 1974-75 連邦予算でこの提案を受け入れた。しかしながら、1975 年 1 月の同委員会の Full Report は、キャピタルゲインが支払能力を増加させることに着目して、垂直的公平と水平的公平を確保する観点からキャピタルゲイン税の導入を推奨する一方で、新しく複雑な税の導入について、慎重に検討し、公の議論を要すること及びインフレ率が上昇している時期に導入することはペーパー上の利益に課税することになることを理由として、導入の延期を求めた<sup>(19)</sup>。結局、政府も 1975 年 1 月に導入延期を決めている。なお、上記 Full Report では、「キャピタルゲインに対する課税は、本質的に、property の実現による利得に対するものである。この場合の実現は、事業遂行又は事業取引の実施の側面を有しない」とされていた<sup>(20)</sup>。

---

(15) ADVANCED TAXATION LAW 203-207 (John McLaren ed. 2015); O'Connell, *supra* note (14), at 113; GRAEME S. COOPER, INCOME TAXATION: COMMENTARY AND MATERIALS 77-79 (8th ed. 2017); BARKOCZY, *supra* note (11), at 483-484; WOELLNER, *supra* note (11), at 1667-1671; ROBIN WOELLNER ET AL., AUSTRALIAN TAXATION LAW 2019, 287-290 (29th ed. 2019); EVANS, *supra* note (10), at 8-11; John G. Head, *Capital Gains Tax and Capital Income Taxation*, 4 AUSTL. TAX F. 35, 36-37 (1987); Sam Reinhardt & Lee Steel, *A brief history of Australia's tax system*, 15 June 2006, [https://treasury.gov.au/sites/default/files/2019-03/01\\_Brief\\_History.pdf](https://treasury.gov.au/sites/default/files/2019-03/01_Brief_History.pdf).

なお、本稿で引用する URL の最終閲覧日はいずれも 2020 年 9 月 10 日である。

(16) *See e.g.*, FTC v Woite, 82 ATC 4578 (1982).

(17) TAXATION REVIEW COMMITTEE, COMMONWEALTH OF AUSTRALIA PARLIAMENT, FULL REPORT 430-432 (1975), <https://nla.gov.au/nla.obj-1362221517/view?partId=nla.obj-1368633140#page/n434/mode/1up>. *See also* REFORM OF THE AUSTRALIAN TAX SYSTEM: DRAFT WHITE PAPER 77 (1985).

(18) BARKOCZY, *supra* note (11), at 483; WOELLNER, *supra* note (11), at 1668-1669.

(19) TAXATION REVIEW COMMITTEE, *supra* note (17), at 413-415, 433-434. 予備的レポートは、TAXATION REVIEW COMMITTEE, COMMONWEALTH OF AUSTRALIA PARLIAMENT, PRELIMINARY REPORT (1974) である。Full Report では、未実現の利得も支払能力を増加させることを認める一方、発生ベースでキャピタルゲインに課税することの実行不可能性が認識されている結果、提案されている CGT 税制の実際のデザインは実現された利得に限られている。See WOELLNER, *supra* note (11), at 1669 n. 4.

その後、CGTの導入を再び推奨したのは1985年6月のDraft White Paperである。ここでは、CGT導入の正当化理由について、大要次のように述べて、一般的なキャピタルゲイン税の導入には十分な理由があると述べている<sup>(21)</sup>。

- ・ 資産の所有者は、その資産の価格が上下すると、名目的なキャピタルゲイン又はロスを受け取る。しかしながら、資産の所有者の実質所得や購買力は、実質的なキャピタルゲイン（すなわち、資産の価格が一般的な価格水準よりも急激に上昇する場合）が伴って初めて増加する。実質的なキャピタルゲインは、賃金、給与、利子又は配当の実質的な増加と同様の購買力の増加を表しているため、所得の包括的な定義に含められるべきである。かように、キャピタルゲインという形態の所得に課税を行うことは、所得税の課税ベースの定義における包括性を支持する一般的な見解からの帰結であるとともに、公平性、効率性及び租税回避への対抗という目的に基づく。
- ・ 現行のキャピタルゲインの扱いは、所得の一部又は全部をキャピタルゲインという形で得た納税者を優遇するものであり、水平的公平の原則に反するし、資本の所有権は所得の高いグループに集中しているため、垂直的公平の原則にも反する。したがって、現行のキャピタルゲインに対する非常に特典的な取扱いは、主に富裕層に利益をもたらす、個人所得税制の効果的な進展を妨げる。
- ・ オーストラリア国内資産を有する非居住者に対して、優遇措置を与えている。
- ・ 包括的なキャピタルゲイン税制の欠如は、キャピタルゲインという形でリターンを提供する資産への投資を奨励するものであり、投資の意思決定を歪めている。
- ・ 一般的なキャピタルゲイン税制の欠如は、多くの租税回避策の核心をなす所得税制度の構造的な欠陥を表している。インカムをキャピタルゲインに転換したり、キャピタルゲインに見せかけたりすることが可能であるとすれば、所得税を完全に回避することができる。したがって、キャピタルゲインに対する課税は、オーストラリアにおける租税回避の基盤の1つに打撃を与えるものである。

今回、政府は迅速な動きを見せ、1936年所得税法にPART III AとしてCGTを導入した。これは、通常の方法で収入を得る納税者が、収入をキャピタルゲインとして受け取ることを選択した納税者に比して不利にならないようにするものであり<sup>(22)</sup>、Asprey委員会のFull Reportと同様に公平性の観点を重視したものである。CGTの枠組みが発表されたのは1985年9月19日のオーストラリア税制改革(Reform of the Australian Taxation System: RATS) 声明<sup>(23)</sup>である。

1936年所得税法のPART III Aは、「a disposal」, 「of an asset」, 「acquired after 19 September 1985」(「disposal」, 「asset」, 「acquisition」) という3要素を満たすとCGTが発動するものであった。しかしながら、それ自体必ずしも「a disposal」, 「of an asset」に合致しない特定のcapital proceedsに対する課税も望まれた。このため、起草者は、上記の各要素に明らかに合致しないものまでも、これらと「みなす」ような草案作成の形に甘んじた。その結果、みなし規定や複雑な定義規定が所得税法中にちりばめられた<sup>(24)</sup>。このような中で、CGTにより課税されるべきであるが、種々の規定のうち実際にどの規定が課税の根拠規定となるのかを確定できずに、課税が認められなかった事例も発生した<sup>(25)</sup>。かように、1990年代初頭までには、1936年所得税法のPART III AのCGTに係

(20) TAXATION REVIEW COMMITTEE, *supra* note (17), at 414.

(21) REFORM OF THE AUSTRALIAN TAX SYSTEM, *supra* note (17), at 77-78.

(22) HOUSE OF REPRESENTATIVES OFFICIAL HANSARD No. 144, 1985, 19 September 1985, at 1346.

(23) REFORM OF THE AUSTRALIAN TAXATION SYSTEM; STATEMENT BY THE TREASURER, THE HON. PAUL KEATIN (1985).

(24) WOELLNER, *supra* note (11), at 1670; EVANS, *supra* note (10), at 40.

(25) Hepples v FCT, 173 CLR 492 (1992).



る規定はうまく機能しないことが明らかとなっていた。

### (3) 1997年所得税法以後

1936年所得税法 PART III Aは、1993年12月にわかりやすさとコンプライアンスコストの削減を求めて、複雑な所得税法を書換えを目標として立ち上げられた TLIP (Tax Law Improvement Project) に基づいて書き換えられ、1998年7月1日から適用されている。これにより、PART III Aは、1997年所得税法の PART 3-1「CAPITAL GAINS AND LOSSES: GENERAL TOPICS」及び PART 3-3「CAPITAL GAINS AND LOSSES: SPECIAL TOPICS」に置き換わった。上記書換えは、より明瞭で簡素な表現方法を採用するために、同じ内容を別の言葉で表現したものである(1997年所得税法 § 1-2, 1-3)<sup>(26)</sup>。

1999年には、これまで採用されていた指数化や平準化（5分5乗方式による総合課税のようなもの<sup>(27)</sup>）の代わりに、個人等が12か月以上保有している CGT 資産を処分する場合には、（指数化を行っていない）名目的な利得の50%相当額を CGT の課税対象とする50%減額の規定が導入されるなど、重要な改正がなされている。これは、同年7月に示された Review of Business Taxation (Ralph Review Report)<sup>(28)</sup>における推奨を受け入れたものである。50%減額は、より効率的な資産運用を促進し、資産保有への税のバイアスを緩和することで資本の流動性を高め、オーストラリアの CGT を国際的に競争力のあるものにするために導入されたものである<sup>(29)</sup>。

## 4 CGT 資産の定義

1985年に CGT を導入する前は、所得税法は、資本的資産とそれ以外の資産を区別することを基本としていた。資本的資産は、事業の過程における販売用のもの又は納税者によって営利目的で保持されていないものである。よって、その処分により実現した利得は、通常、課税所得ではなかった。対照的に、納税者が事業の過程において販売するために又は営利目的で保有する他の資産は、販売によって利益があれば、課税所得とされた。1985年に導入された CGT 規定の主たる目的は、導入前に課税されていなかった資本的資産の処分から生じる多くの利得に課税をすることにあつた<sup>(30)</sup>。

CGT event の多くは、何らかの形で 1997年所得税法 Division 108 に定める CGT 資産に関連して生じる。CGT 資産の定義はそれゆえ、課税されるキャピタルゲインが生じた

(26) McLaren, *supra* note (15), at 204. Brian Nolan & Tom Reid, RE-WRITING THE TAX ACT, 22 FED. L. REV. 448 (1994); TREASURER, TAX LAW IMPROVEMENT PROJECT, 17 Dec. 1993, <https://parlinfo.aph.gov.au/parlInfo/search/display/display.w3p;query=Id:%22media/pressrel/1863016%22>. TLIP は、規定の内容自体を変更するものではないし、書換え前の規定の下でなされた判例への影響もないという見解がある。See ANNETTE MORGAN ET AL., A PRACTICAL INTRODUCTION TO AUSTRALIAN TAXATION LAW 2019, 37 (2019).

(27) 石川直正『日本税制改革への提言』17頁（まつ出版1997）参照。

(28) REPORT OF THE REVIEW OF BUSINESS TAXATION, A TAX SYSTEM REDESIGNED, July 1999 (Ralph Report), <https://webarchive.nla.gov.au/awa/20180316084138/http://rbt.treasury.gov.au/>.

(29) Reinhardt & Steel, *supra* note (15), at 4. Bills Digest No. 80 1999-2000 New Business Tax System (Integrity and Other Measures) Bill 1999, [https://www.aph.gov.au/Parliamentary\\_Business/Bills\\_Legislation/bd/Bd9900/2000bd080](https://www.aph.gov.au/Parliamentary_Business/Bills_Legislation/bd/Bd9900/2000bd080); REPORT OF THE REVIEW OF BUSINESS TAXATION, *supra* note (28), at 13, 77-80.

(30) McLaren, *supra* note (15), at 237-238; EVANS, *supra* note (10), at 40.

かどうかを決定する際に最も重要である<sup>(31)</sup>。CGT資産とは①あらゆる種類の property (any kind of property) 又は② property ではないコモンロー又はエクイティ上の権利 (a legal or equitable right that is not property)<sup>(32)</sup>である (1997年所得税法 §108-5(1))。疑義を避けるために (to avoid doubt) のれんやパートナーシップの持分などがCGT資産であることが法律に明記されており、CGT資産に含まれるものの例として土地や外貨 (外国通貨) も示されている、(1997年所得税法 §108-5(2) note 1)。簡述すれば、CGTは、資産の処分による利得に対する課税と、時には、資産の処分から生じたものではない特定の capital amounts の受領にも課税する目的を有する<sup>(33)</sup>。

上記のとおり、1997年所得税法 §108-5は、CGT資産が意味するものを広範かつ網羅的に定義しており、CGT資産はあらゆる種類の property (any kind of property) であり、また、property ではない一定の権利であると規定されている。CGT資産の部分集合として、収集品 (collectables) と個人使用資産 (personal use assets) がある。Subdivision 108-AはCGT資産の定義規定を定め、Subdivision 108-Bは収集品、Subdivision 108-Cは個人使用資産に関する規定を定めている。

Propertyの意義について、次のとおり、租税の文脈において記述されているものやATOが引用している資料を概観しただけでも、種々の見解が存在する。

- ・ Propertyの1つの定義として、「property is a legal object in which legal entities have an interest」という見解を挙げることができるが、最近では、propertyの概念は、従来のコモンローの定義から拡大し、以前はコモンローの下では財産とみなされなかったものを包含するようになった<sup>(34)</sup>。
- ・ Propertyは広範な意味を有する用語であり、人が支配できるあらゆるものを表すために使用され得る<sup>(35)</sup>。
- ・ Propertyという語が法律の中で有する一般的意味に従うならば、譲渡可能性は財産権 (a right of property) の不可欠な属性ではない。給与や年金のように権利が譲渡できない場合もあるが、この場合にも、その言葉が通常理解されているように、propertyという概念の範囲内にある<sup>(36)</sup>。
- ・ お金を生み出すことができるものであれば、propertyである<sup>(37)</sup>。
- ・ Propertyについて、「it must be definable, identifiable by third parties, capable in its nature of assumption by third parties, and have some degree of permanence or stability.」という内容のAinsworthテスト<sup>(38)</sup>が存在する一方、多くの裁判官は、かかるAinsworthテストに焦点を当てるよりも、propertyの法的意味と商業的意味との間における一貫性を確保することを好む。他方、あるモノが商業的には価値がないという事実は、一般的にいえば、あるモノがpropertyであることを妨げるべきではない。価値はpropertyの概念そのものに不可欠なものとして扱われるべきではない<sup>(39)</sup>。
- ・ Propertyとは、複数人が相互作用できる物理的又は概念的に definable なものを要件とする。Propertyの分類が適切な場合であっても、何かをpropertyの対象として扱うことが道徳的ないし実際的な問題を引き起こす場合には消極的に解する見方があり、それは理解し得るものである<sup>(40)</sup>。
- ・ Propertyの概念を支えているのは、「concepts of ownership or possession, and of assignability or alienability」である<sup>(41)</sup>。

(31) McLaren, *supra* note (15), at 206; MITCHELSON *supra* note (11), at 105; BARKOCZY, *supra* note (11), at 489, 496; COOPER, *supra* note (15), at 81; EVANS, *supra* note (10), at 40.

(32) 例えば、医師を過失で訴える患者の権利などがこれに該当する。BARKOCZY, *supra* note (11), at 497.

(33) WOELLNER, *supra* note (15), at 287.

(34) McLaren, *supra* note (15), at 239.

(35) WOELLNER, *supra* note (11), at 1687.

(36) FCT v Orica Ltd 39 ATR 66 (1998).

(37) See O'Brien v Benson's Hosiery (Holdings) Ltd A.C. 562 (1980).

(38) National Provincial Bank Ltd. v. Ainsworth AC 1175 (1965). See also R v Toohey; Ex parte Meneling Station Pty Ltd, 158 CLR 327 (1982); Hepples v FC of T 90 ATC 4497 (1990).

以上を考慮すると、少なくとも、property 及びこれを中核概念とする CGT 資産の定義については、租税法以前の property 概念の意義やこれと租税法上の property との関係も含めて、検討の余地が多く残されている。

## 5 個人使用資産免税

### (1) 概要

個人用資産又はその一部から得たキャピタルゲインは、その取得のために支払った金額が1万オーストラリアドル以下の場合にはなかったものとされる。また、正味キャピタルゲイン又は正味キャピタルロスを計算する際、個人用資産から生じるキャピタルロスはすべてなかったものとされる（収集品の場合と異なり、個人使用資産のキャピタルロスは個人使用資産のキャピタルゲインから減じることはできないことに注意<sup>(42)</sup>）。この場合の個人使用資産とは次の①～④のいずれかに該当するものである（1997年所得税法 § 118-10, 108-20, 110-25, 995-1, 1936年所得税法 § 318）。

- ① CGT 資産（収集品を除く）で、主に納税者（又はその関係人）の個人的な使用又は娯楽のために使用又は保持されるもの
- ② ①のような CGT 資産を取得するオプション又は権利
- ③ 当該 CGT event の対象である CGT 資産が上記①の対象となっている当該 CGT event に基因する債務
- ④ 次のいずれにも該当しない債務
  - (i) 課税所得を得るか又は作り出す過程で生じる債務
  - (ii) ビジネスの遂行によって生じる債務

例えば、自宅で使用しているテレビやソファ、個人使用の携帯電話などが個人使用資産に該当する。不動産については1997年所得税法 § 108-5 の CGT 資産として通常の CGT の規定の適用がある。1997年所得税法 Subdivision 108-D は、土地に付属するものはその土地の一部であるというコモンの原則の例外として、土地と建物等をそれぞれ別個の CGT 資産（Separate CGT assets）として扱うことなどを定めている。この場合の土地や建物等は個人使用資産には含まれない（1997年所得税法 § 108-5, § 108-20(3)）。通常、セットで譲渡されるもので、納税者がセットとして所有する個人使用資産について、上記1997年所得税法 § 118-10 の個人使用資産免税の適用を受けるために、1つ以上の取引で各資産を処分する場合、その個人使用資産のセットが1つの個人使用資産とみなされ、各処分はその1セットの資産の部分的譲渡として扱われる（1997年所得税法 § 108-25）。

### (2) 個人使用資産免税の趣旨

個人使用資産免税の趣旨は次のようなものである。

1997年所得税法 § 108-5 における CGT 資産の定義は広範なものであり、納税者が所

---

(39) Lyria Bennett Moses, *The Applicability of Property Law in New Contexts: From Cells to Cyberspace*, 30 SYD. L. REV. 639, 649-50 (2008).

(40) Moses, *supra* note (39), at 659.

(41) See EVANS, *supra* note (10), at 42.

(42) McLaren, *supra* note (15), at 308.

有するすべての個人的な property を包摂し得る。そこで、法は、収集品と個人使用資産に対する規定を整備している。

主たる関心事項の1つに、個人の property に係る損失がある。ほとんどの個人の property は使用又は消費のために減価する。所得税は経済的ポジションの変化を測定するために設計されているが、納税者の個人的な消費を認識することは想定されていない。そこで、消費を原因とする個人の property に係る損失をキャピタルロスとして控除させることに対するセーフガードが必要となる<sup>(43)</sup>。同時に、需給変動など外部的要因に基づく損失を認識するための規定も必要となる。使用により価値が減少する可能性が最も高い個人の property と、マーケットファクターを反映する可能性が高いアンティークのような個人の property とを区別するための法律の制定が求められる。前者のような property を処分することにより生じる損失を認識しない規定と後者のような property に係る損失を認識する規定が必要となる。

個人使用資産の文脈において生じるもう1つの主な問題は、理論上、納税者の property のすべてに当てはまる税の執行の問題である。そのような税制は、取得原価、取得費用などの記録が確保されている限り、適用可能である。しかしながら、多くの納税者は、個人で有するすべての property のごく一部についてのみ、かような情報を保持する。最も保持している可能性が高いものは、収集品や高価な品物、とりわけ保険に加入しているものの情報である。かくして、発生するキャピタルゲインが少額である可能性が高く、納税者が記録を保持する可能性が低い安価な個人の property と、発生するキャピタルゲインが高額である可能性が高く、納税者が記録を保持している可能性が高い高価な個人の property を区別する規定が必要とされるのである。前者のカテゴリーに入る資産に生じる利得の測定及び課税のための行政コストは、この個人の property に対する少額の CGT の適用によって徴収される歳入をはるかに上回る。よって、一定の property の取引をなかったものとするを認めるデミニミスルールによる適用除外を行うことが適切である。

所得税法は、上記のような租税政策上の観点（個人の消費による損失の認識は制限すべきであるが、市場の作用による損失の認識を認めるべきであることを考慮）と執行上の観点（納税者が適切な記録を保持している可能性や、少額で重要でない利益を測定するために課税当局と納税者が相当のリソースを必要とする場合の考慮）に対して、収集品<sup>(44)</sup>と個人使用資産の特別条項を用いて対応しているのである<sup>(45)</sup>。後者について、個人用資産又はその一部から得たキャピタルゲインは、その取得のために支払った金額等が1万オーストラリアドル以下の場合にはなかったものとされる。1936年所得税法は、処分時におい

(43) このような考え方については、TAXATION REVIEW COMMITTEE, *supra* note (17), at 427-428 も参照。

(44) 収集品について、美術品、アンティーク、宝飾品などがこれに該当し、原則として、そのキャピタルゲイン又はロスは、取得のために支払った金額等が\$500以下の場合にはなかったものとされる。また、収集品から生じたキャピタルロスは、収集品から生じたキャピタルゲインとのみ相殺可能である(1997年所得税法 § 108-10, 118-10)。

(45) 以上につき、see McLaren, *supra* note (15), at 246-247; EVANS, *supra* note (10), at 50. See also REFORM OF THE AUSTRALIAN TAX SYSTEM, *supra* note (17), at 79, 81-83. 自動車やオートバイに係るキャピタルゲイン又はロスをなかったものとする 1997年所得税法 § 118-5 の規定も、個人消費を控除することを防止する趣旨である。See COOPER, *supra* note (15), at 114; EVANS, *supra* note (10), at 232. オーストラリア税制改革声明 41 頁も参照。

て収入した金額で個人使用資産免税の判定を行うものであった。その後、1998年に大きな方向転換があった。取得時において取得のために支払った金額に基づいて判定するように改正されたのである。収入金額ベースで判定する場合、納税者は事前にいくら受け取るかを知らないため、あらゆる個人用資産について取得コストの記録を保管しておかなければならない。他方、コストベースで判定するのであれば、1万オーストラリアドル以下の個人使用資産に関する記録を保持する必要がないことに着目した改正である<sup>(46)</sup>。

## 6 小括

オーストラリア所得税法において、通常、キャピタルゲイン又はロスは、資産に係る収入金額と取得価額との差額として算出される。一般に、CGTは実現した利得に対してのみ適用される。キャピタルゲインからその年度のキャピタルロスを除き、前年以前より繰り越された正味キャピタルロスを控除し、残額に対して、一定要件の下で、CGT減額規定（例えば、個人であれば50%を減じる）等の特例ないし優遇規定が適用される。こうして算出された正味キャピタルゲインは、課税所得に含まれ、累進税率が適用される（1997年所得税法§ 6-10(1), 10-5, 102-5等）。キャピタルゲイン又はロスのトリガーとなるのは、CGTの課税対象取引ないし事象ともいえるCGT eventの発生である。CGT eventの最も基本的なものにCGT資産の処分がある。

課税されるキャピタルゲインが生じたかどうかを決定する際の重要な要件(中心的要素)は、このCGT eventの発生のほか、CGT資産該当性である。CGT資産は広範な概念であり、あらゆる種類のpropertyとpropertyではないコモンロー又はエクイティ上の権利である。疑義を避けるためののれんやパートナーシップの持分などがCGT資産であることが法律に明記されており、CGT資産に含まれるものの例として土地や外貨も示されている。もっとも、property及びこれを中核概念とするCGT資産の定義については、租税法以前のproperty概念の意義やこれと租税法上のpropertyとの関係も含めて、検討の余地が多く残されている。

CGTの本質ないし趣旨について、資産の所有者は、その資産の価格が上下すると、名目的なキャピタルゲイン又はロスを受け取るが、資産の所有者の実質所得や購買力は、実質的なキャピタルゲイン（すなわち、資産の価格が一般的な価格水準よりも急激に上昇する場合）が伴って初めて増加すると考えられている。実質的なキャピタルゲインは、賃金、給与、利子又は配当の実質的な増加と同様の購買力の増加を表しているため、所得の包括的な定義に含まれるべきであるとされる。かように、キャピタルゲインという形態の所得に課税を行うことは、所得税の課税ベースの定義における包括性を支持する一般的な見解からの帰結であるとともに、公平性、効率性及び租税回避への対抗という目的に基づくものである。また、Asprey委員会のFull Reportでは、「キャピタルゲインに対する課税は、本質的に、propertyの実現による利得に対するものである。この場合の実現は、事業遂行又は事業取引の実施の側面を有しない」とされていた。さらに、CGTの導入に影響を与えた1985年6月のDraft White Paperでは、我が国でも馴染みの深い包括的所得

(46) EXPLANATORY MEMORANDUM TO TAX LAW IMPROVEMENT BILL (No. 1) 1998. See also COOPER, *supra* note (15), at 116; EVANS, *supra* note (10), at 54.

概念に根差した理由付けが示され、包括的な課税ベースのための公平性と効率性の議論がCGTを正当化するために利用されていた。実際、CGTを導入した1985年の税制改革は、慣用的な通常所得に、サイモンズの包括的所得概念に基づく課税ベースを接木するものとして特徴付けられる側面を有しているという見方が示されている<sup>(47)</sup>。

オーストラリア所得税法は、租税政策上の観点（個人の消費による損失の認識は制限すべきであるが、市場の作用による損失の認識を認めるべきであることを考慮）と執行上の観点（納税者が適切な記録を保持している可能性や、少額で重要でない利益を測定するために課税当局と納税者が相当のリソースを必要とする場合の考慮）に対して、収集品と個人使用資産の特別条項を用いて対応している。個人使用資産免税について、個人用資産又はその一部から得たキャピタルゲインは、その取得のために支払った金額が1万オーストラリアドル以下の場合にはなかったものとされる。当初は、処分時において収入した金額で上記の金額判定を行うものであったが、1998年に、取得時において取得のために支払った金額に基づいて判定するように改正された。収入金額ベースで判定する場合、納税者は事前にいくら受け取るかを知らないため、あらゆる個人用資産について取得コストの記録を保管しておかなければならないが、コストベースで判定するのであれば、1万オーストラリアドル以下の個人使用資産に関する記録を保持する必要がないことに着眼したものであり、興味深い。

以上からすると、propertyと我が国の譲渡所得の基因となる資産の共通点や相違点としてどのようなものがあるか、50%減額規定に指数化の代替の意味合いが（どこまで）含まれているのか、など考察すべき点は多く残されているものの、オーストラリアのCGTに関する議論は、我が国の譲渡所得課税に関する議論<sup>(48)</sup>と少なからず親和性を有する面があるといえよう。

### Ⅲ オーストラリア国税庁のガイダンス

ATOは、暗号資産の所得課税上の取扱いに関するガイダンス（最終更新2020年3月30日）を公表している<sup>(49)</sup>。以下、本稿の主題との関係で必要と認められる範囲内において、このガイダンスの概要を確認する。

#### 1 暗号資産の課税上の取扱い

暗号資産という用語は、一般に、暗号技術を使用して追加ユニットの生成を規制し、ブロックチェーン上の取引を検証するデジタル資産を説明するために用いられる。暗号資産は、中央銀行、中央当局又は政府から独立して機能しているのが通例である。新しい種類

(47) See COOPER, *supra* note (15), at 78.

(48) 差し当たり、金子・前掲注(6)259頁以下、金子宏『課税単位及び譲渡所得の研究』（有斐閣1996）所収の各論稿、酒井克彦『裁判例からみる所得税法』231頁以下（大蔵財務協会2016）参照。

(49) <https://www.ato.gov.au/misc/downloads/pdf/qc42159.pdf>.

これ以前のガイダンスの内容について、泉絢也「諸外国における仮想通貨の課税上の取扱い」税理61巻11号58頁以下、酒井克彦編著『キャッチアップ仮想通貨の最新税務』129頁以下〔泉絢也〕（ぎょうせい2019）参照。

の暗号資産の生成、暗号資産の取引や利用が急速に進んでいる。本ガイダンスは、暗号資産に関する一般的な取引が所得税に及ぼす影響について、ATOの現在の見解を示すものである。本ガイダンスにおける暗号資産とは、ビットコイン又はこれと同様の特徴をもつ他の暗号資産やデジタル通貨を指す。暗号資産の取得又は処分に関与している場合には、課税の影響を認識しておく必要がある。それは、各自の状況の性質に応じて異なるものである。暗号資産の取得又は処分に関与しているすべての者は、その取引に係る記録を残す必要がある<sup>(50)</sup>。

## 2 暗号資産を用いた取引

暗号資産を処分するとCGTの課税関係が発生する。暗号資産の売却又は贈与、交換（他の暗号資産と交換するための暗号資産の処分を含む）、オーストラリアドルのような法定通貨への交換、財やサービスを手に入れるための使用は、この場合の処分に該当する可能性がある。暗号資産の処分から得られるキャピタルゲインは、その利得の一部又は全部に課税される可能性がある。個人使用資産に該当する暗号資産を処分したことによって生じる一定のキャピタルゲイン又はロスはなかったものとされる。暗号資産の処分が事業の一部としてなされる場合には、その利益は、キャピタルゲインではなく通常所得として課税される。デジタルウォレットは様々な種類の暗号資産を保管できるが、各暗号資産はそれぞれ別個のCGT資産である。

### (1) 他の暗号資産のための暗号資産の交換

他の暗号資産を取得するために、暗号資産を処分することは、CGT資産を処分し、他のCGT資産を取得することである。処分した暗号資産の代償として、金銭の代わりに財産を受領しているため、受領した暗号資産の市場価値はオーストラリアドルで算定することを要する。受領した暗号資産の評価が不可能である場合には、処分した暗号資産の取引時点の市場価値を用いて収入金額を算定する。

(例)

2017年7月5日、KatrinaはコインA（100単位）を15,000ドルで取得した。2017年11月15日、Katrinaは、信頼できるデジタル通貨交換所を通じて、上記のコインA（20単位）とコインB（100単位）を交換した。

信頼できるデジタル通貨交換所における取引時点の交換レートによると、コインB（100単位）の市場価値は6,000オーストラリアドルであった。コインAの処分に係るKatrinaのキャピタルゲインを計算する場合において、収入金額は6,000オーストラリアドルとなる。

### (2) 投資としての暗号資産

投資として暗号資産を取得した場合、暗号資産の処分によって生じるキャピタルゲイン

---

(50) 保存しておくべきとされる記録は、取引日、暗号資産の取引時のオーストラリアドル換算価額（信頼できるオンライン交換所によって入手可能なもの）、取引の目的、取引の相手方（たとえ相手方の暗号資産アドレスのみであっても記録を保存しておく必要がある）である。また、保存しなければならない記録の種類について、暗号資産の購入又は交換に係る領収書、交換の記録、代理人・会計士・法的費用の記録、デジタルウォレットの記録と鍵、税務管理に関連するソフトウェア費用を含むとされている。

に対して、納税の義務が生じる可能性がある。暗号資産の処分による収入金額が取得価額を上回ると、キャピタルゲインが得られる。暗号資産の市場価値が変化しても、それを処分するまで、キャピタルゲインやロスが生じない。

暗号資産を投資として保有している場合には、個人使用資産免税の規定の適用はないが、保有期間が12か月以上であれば、処分時に生じるキャピタルゲインを減らすためにCGTの減額規定の適用を受ける権利を得る。正味キャピタルロスがある場合は、それを使用して、翌年のキャピタルゲインを減らすことができる。正味キャピタルロスを他の所得から控除することはできない。各CGT eventからキャピタルゲイン又はロスが生じているかどうかを判断するために、暗号資産取引の記録を保持しなければならない。

(例)

Terryは長期的な株式投資を行っており、ハイリスクとローリスクのバランスのとれたポートフォリオを組み、様々な上場企業の株式を幅広く所有している。Terryが所有する株式の中には所得を生むものと生まないものがある。Terryは顧問の助言を得て、頻繁にポートフォリオを調整している。

最近、Terryの顧問は、暗号資産に投資すべきであるとTerryに助言した。この助言に従って、Terryは、種類の異なる暗号資産をいくつか購入し、ポートフォリオに追加した。Terryは、暗号資産に関してあまり詳しくはないが、他のすべての投資と同様に、時折、投資の適切な重み付けにより、ポートフォリオを調整する。このような場合、Terryがその暗号資産を売却したことによる収益はCGTの対象となる。投資目的で暗号資産を購入し、保有していたことになるからである。

### (3) 個人使用資産

暗号資産が個人使用資産 (personal use asset) に該当する場合、その処分により生じる一定のキャピタルゲイン又はロスは、なかったものとされ得る。暗号資産は、主として個人的使用又は消費のために商品を購入する目的で保有又は使用される場合に、個人使用資産に該当する。主として、①投資として、②利益を創出する計画の下で又は③事業遂行の一環で、保有又は使用される場合の暗号資産は、いずれも個人使用資産に該当しない。

暗号資産が、個人的使用又は消費のために商品を手に入れる目的で、短期間のうちに取得し、使用される場合、そのような暗号資産は、個人使用資産である可能性が高い。しかしながら、暗号資産がそのような取引がなされる前に取得され、しばらくの期間、保有される場合には、又は取得した暗号資産のうちのごく一部のみがそのような取引のために使用される場合には、個人使用資産である可能性は低い。こうした状況では、暗号資産は他の目的のために保持されている可能性が高い。次のようなごく稀なケースを除いて、暗号資産は個人使用資産には該当しない。

- ・ 個人的又は消費のために商品を購入する目的で、暗号資産をオーストラリアドル (又は異なる種類の暗号資産) に交換する場合
- ・ 暗号資産を用いて直接に商品を購入するのではなく、決済代行業者を利用して商品を購入する場合

暗号資産が個人使用資産に該当するかを判断する時期は処分時である。所有期間中、暗号資産の保有又は使用の様子は変わり得る (例えば、暗号資産は、当初、個人的な使用や娯楽のために取得されたとしても、最終的には、投資として、最終処分によって利益を得るために、あるいは事業遂行の一環として保有又は使用されるかもしれない)。たとえ最



最終的に個人的使用又は消費のために商品を購入する目的で暗号資産を使用するとしても、暗号資産の保有期間が長くなれば長くなるほど個人使用資産に該当する可能性は低くなる。CGTの目的上、なかったものとされ得るのは、個人使用資産に該当する暗号資産のうち、取得価額が1万オーストラリアドル以下のものから生じたキャピタルゲインに限定されている。他方、個人使用資産について生じたキャピタルロスは、そのすべてがなかったものとされる。

(例)

Michaelはコンサートに行きたいと考えている。コンサートプロバイダーは、チケットの支払を暗号資産で行う場合には割引価格で提供している。Michaelは、暗号資産を取得するために270オーストラリアドルを支払い、同日、チケットの支払のためにその暗号資産を使用する。Michaelが暗号資産を取得し、使用した状況を考慮すると、この場合の暗号資産は個人使用資産に該当する。

(例)

Peterは、有利な交換レートで売却する意図で6か月以上にわたって暗号資産を定期的に保有している。Peterは、その暗号資産を使って、商品やサービスを直接購入することを決めた。Peterは投資として暗号資産を使用したため、この場合の暗号資産は個人使用資産ではない。

(例)

Joshは、1週間おきに50ドルを支払って、暗号資産を取得している。その間、Joshは、コンピューターゲームを購入するために暗号資産を使った直接取引を行っている。Joshは、他の暗号資産を保有していない。

あるとき、Joshは、暗号資産による支払を受け付けていないオンライン小売業者が販売するコンピューターゲームの中に購入したいものがあることを発見した。Joshは、そのゲームを購入するためにオンライン決済業者を利用する。

上記のような、Joshが暗号資産を取得し、使用した状況の下では、その暗号資産（オンライン決済業者を介して使用した額を含む）は個人使用資産である。

### 3 事業において使用される暗号資産

#### (1) 暗号資産事業

事業の通常の過程で販売又は交換のために暗号資産を保有している場合、CGTルールではなく、棚卸資産のルールが適用される。棚卸資産として保有されている暗号資産の売却による収益は通常所得である。暗号資産の取得費用は控除することができる。暗号資産関連の事業の例として、暗号資産取引業、マイニング業、交換業（ATMを含む）がある。暗号資産を取得し、処分するすべての者が事業を行っていると考えられるわけではない。例えば、商業上の理由のために、商業上、実行可能な方法で活動を続けていることなど一定の要件を満たす必要がある。通常、事業活動には反復と規則性があるが、一度限りの取引が事業に該当する場合もあり得る。

(例)

Sachinは暗号資産を取引する事業を行っている。2017年12月15日に、SachinはコインA（1,500単位）を150,000オーストラリアドルで購入する。同日に、Sachinは200,000オーストラリアドルでコインA（1,000単位）を売却する。Sachinは、事業の通常の過程で売却又は交換するために暗号資産を保有しているため、コインAの取得に対して150,000オーストラリアドルの控除を主張することができ、後のコインAの売却で200,000オーストラリアドルの収入を申告することになる。

#### (2) 事業取引のための暗号資産の使用（暗号資産事業以外の事業を行っているが事業活動において暗号資産を利用しているような場合）

事業の一環で提供する財やサービスの対価として暗号資産を受領した場合には、その暗号資産のオーストラリアドル換算価額を通常所得に含める必要がある。これは、バーター取引 (barter transaction)<sup>(51)</sup>において、現金以外の対価を受領した場合と同様の取扱いである。オーストラリアドルに換算した価額を決定する1つの方法としては、信頼できる暗号資産交換所から入手できる公正市場価値 (fair market value) を用いることである。暗号資産 (棚卸資産を含む) を使用して物品を購入する場合、当該物品の市場価値に基づく控除が認められる。

### (3) 独立した営利目的事業や商取引

単に値上がりを期待して暗号資産に投資している場合には、その処分によって得られる利得はキャピタルゲインとして扱われる。しかしながら、独立した暗号資産取引又は一連の取引は、営利目的で取引を開始し、その取引が事業の遂行の一部である又は商業的性格を有している場合、通常所得となる。ある取引が上記のような性質を有するかどうかを判断するための考慮要素としては、事業を行うエンティティの性質、そのエンティティが行うその他の活動の性質及び規模、取扱金額及び求められる又は獲得される利益の規模などがある。必要とされる営利目的の意図や取引の事業性・商業性があるかどうかは、それぞれのケースにおける特定の事実ないし事情次第である。

#### (例)

CPU Pty Ltd は、パソコンの小売業者である。Kyrib は、同社を所有し、経営している。Kyrib は、暗号資産の研究に多くの時間を費やし、複数の暗号資産を含む裁定取引の機会を特定した。Kyrib は、損失リスクを軽減するための戦略も練った。それは、一連の取引中に発生した事象を調整するための迅速な対応プログラムや相殺オプションの取決めを含むものであった。取引から得られる利益を最大化するために、Kyrib は、CPU Pty Ltd に50万オーストラリアドルでCoin Bを取得させた。同日に、バック・ツー・バック取引が行われた結果、2万オーストラリアドルの純利益を得た。この純利益は、通常所得である。

## 4 小括

ATOによれば、暗号資産はCGT資産に該当し、その売却、贈与又は交換はCGT eventである処分に該当するため、暗号資産の処分によりCGTの課税関係が発生することになる。暗号資産の処分から得られるキャピタルゲインは、その利得の一部又は全部に課税される可能性がある一方、個人使用資産に該当する暗号資産を処分したことによって生じる一定のキャピタルゲイン又はロスはなかったものとされる。暗号資産を投資として保有している場合には、個人使用資産の免税規定の適用はないが、保有期間が12か月以上であれば、処分時に生じるキャピタルゲインを減らすためにCGTの減額規定の適用を受ける権利を得る。ただし、暗号資産の処分が事業の一部としてなされる場合には、その利益は、キャピタルゲインではなく通常所得として課税される。対価として暗号資産を受領した場合には、現金以外の対価を受領したときと同じ取扱いとなり、公正市場価値で収入を認識することとなる。

(51) バーター取引の課税関係については以下を参照。

<https://www.ato.gov.au/law/view/document?docid=ITR/IT2668/NAT/ATO/00001&PiT=99991231235958>.

## IV ビットコインの特性や CGT 資産該当性に関する ATO の理解

### 1 ビットコインの特性や仕組みに関する ATO の見解

ATO は、ビットコインの課税関係を検討するに当たって、ビットコインの特性や仕組みについて説明している<sup>(52)</sup>。以下は、その要約である。

The Oxford Dictionary of English (3rd ed.)はビットコインを次のように定義している。「通貨単位の生成を規制し、資金の移動を確認するために暗号化技術が使用されているデジタル通貨の一種で、中央銀行とは独立して機能している。ビットコインは投機家の間でホットなコモディティになっている。ビットコインを使って何かを購入したい場合、売り手が暗号通貨を受け入れているかどうかを確認する必要がある。」

論者によれば、これは「基本的にオンラインの現金として機能する仮想通貨」であり、「貨幣の働きを作り直すために設計された暗号通貨」である。ビットコインは分散化されたピアツーピアの支払ネットワークとして機能し、その実装は公開鍵暗号の使用に依存して、既存のビットコインを含む取引を検証し、新しいビットコインを生成する。ビットコインシステムは中央政府の管理下にないという点で分散化されている。ビットコインネットワーク上の取引は bitcoin で表示される。ビットコインの価値は、「金や政府発行通貨から生じるのではなく、人々がそれに与えた価値から生じる」ものである。

ビットコインが作成され、流通するプロセスは、ビットコインマイニングと呼ばれている。マイニングには、自由にダウンロードできるビットコインのソフトウェアを使用して、複雑な暗号方程式を解くマイナーが関わっている。マイニングは、本質的に、例えば、既存のビットコインが1人の人間によって2回以上送付され得ないことを保証するために、他の当事者間の既存のビットコインの送付を含む取引を検証するものである。方程式を解くことに成功した最初のマイナーは、報酬として彼らのビットコインアドレスに新しく生成されたビットコインの特定の数を受け取る。すでに流通しているビットコインは、オンライン取引所（又はビットコイン ATM）を通じて、国内通貨又は法定通貨と交換することで、あるいは贈与により又は商品やサービスと引き換えに、取得することができる。

ビットコインは、ビットコイン取引で使用されるデジタル署名を作成し、検証するために公開鍵暗号を使用している。各ユーザーには公開／非公開の鍵のペアが割り当てられる。それはユーザーのビットコインウォレットに保存される。ビットコインウォレットは、「ビットコインの保有（者）に係るデジタル認証情報を保存するもの」と説明されている。ビットコインは、ビットコインアドレスを通じて送付及び受領される。公開鍵は、公開されているビットコインアドレスに数学的に対応する英数字である。秘密鍵も英数字であるが、これはビットコインアドレス間でビットコインを移転するためのものであるから、非公開となっている。設計上、秘密鍵からビットコインアドレスを生成できるが、重要なのは、その逆はできないということである。

ビットコインを送付するには、送付するビットコインの額を記載したトランザクション

---

(52) TD 2014/26 「Income tax: is bitcoin a 'CGT asset' for the purposes of subsection 108-5(1) of the Income Tax Assessment Act 1997?」; TD 2014/25 「Income tax: is bitcoin a 'foreign currency' for the purposes of Division 775 of the Income Tax Assessment Act 1997?」.

メッセージを作成し、自分の秘密鍵を使ってトランザクションに署名する。その後、トランザクションは、マイニングプロセスによる検証のために、ビットコインネットワークにブロードキャストされる。ビットコインにアクセスできるのは、そのビットコインアドレスに紐付けられた秘密鍵を保有している者のみである。したがって、ビットコインは、ビットコインの数量（又は残高）と、それらが関連付けられているビットコインアドレスだけでなく、保有者がそれらのビットコインで何かをすることを可能にするような紐付けされている秘密鍵で構成されている。

## 2 ビットコインのCGT資産該当性に関するATOの見解

ビットコインは1997年所得税法 § 108-5(1) の目的上、CGT資産に該当するか。この点についてのATOの公式見解は、TD 2014/26 「Income tax: is bitcoin a 'CGT asset' for the purposes of subsection 108-5(1) of the Income Tax Assessment Act 1997?」において、詳細に検討されている。このTD 2014/26は、ビットコインが1997年所得税法 § 108-5(1) の目的上、CGT資産に該当するという回答を示している。以下、(1) そのような回答に到達した具体的な根拠、(2) ビットコインウォレットに関連した取引、(3) 個人使用資産該当性に関する内容に分けて、それぞれの概略を確認する。

### (1) そのような回答に到達した具体的な根拠

CGT資産の定義について、1997年所得税法 § 108-5(1) は、①あらゆる種類のproperty (any kind of property) 又は②propertyではないコモンロー又はエクイティ上の権利 (a legal or equitable right that is not property) と定めている。それでは、ビットコインは上記①のあらゆる種類の財産に該当するか。次の点からすれば、何がpropertyであるかどうかを判断するに当たっては、様々な要素を考慮する必要があるが、いずれも決定的なものではない。

- ・ Yanner v. Eaton, 201 CLR 351 (1999) において、propertyとはモノではなく、モノとの法的な関係を表現するものであり、より具体的に言えば、モノに対して行使することが許される法において認められている力の程度を意味するものとされた。モノにおけるpropertyとは何を意味するのかを決定することの難しさに言及し、「『property』は主としてアクセスに対するコントロールに存するという考え方によって、広範な基準の枠が作られている」と述べたProfessor Grayの言葉を引用した。
- ・ 財産権 (proprietary) を識別するための単一のテストや単一の決定要素は存在しない。裁判所は、異なる状況下において異なる特徴を強調してきた。オーストラリアで適用されている定式の1つが「definable, identifiable by third parties, capable in its nature of assumption by third parties, and have some degree of permanence or stability」を内容とするAinsworthテストである。もっとも、裁判所は、排他性（問題となっている権利から他者を排除することが可能かどうか）、商業的価値（商業上、価値のある財産権として取り扱われるかどうか）、第三者に対する権利の執行可能性などの要素にも焦点を当ててきた。

その上で、ビットコインの場合、考慮されなければならないpropertyの性質上の関連性は、次の①及び②の関係である。

- ① モノ (the object or thing), ビットコイン, 次の3つの情報によって構成される価値のデジタル表現
  - ・ ビットコインアドレス
  - ・ ビットコインの保有又はそのアドレスにおけるビットコインの残高
  - ・ そのアドレスに関連付けられた公開鍵ペアと秘密鍵ペア
- ② ビットコインソフトウェア及びビットコインユーザーのコミュニティによって, ビットコインにアクセスできる者に属する権利の束 (以下「ビットコイン保有権 (Bitcoin holding rights)」という)。

これらのビットコイン保有権の中で最も重要なものは, 保有者のビットコインウォレット内にある1つ以上のビットコインを支配する権利, 例えば, ビットコインを他の価値あるものと交換したり, 支払いに使用したりすることができる権利である。しかしながら, ビットコインの保有によって, 誰かに対して法的措置や請求を生じさせることにはならないため, これらの権利は無体財産権 (chose in action) ではない。

もっとも, ビットコイン保有権はその性質上, proprietary (財産権) であるという結論を支持する他の要因が存在する。その中で最も説得力があるのは, ビットコインがビットコインユーザーとマーチャントのコミュニティによって, 価値のある, 譲渡可能な property として扱われているというものである。ビットコインの取引のための活発な市場が存在し, ビットコインの譲渡人と譲受人の間で多額の金銭のやり取りがなされ得る。イギリス及びオーストラリアのいくつかの判例が, 商業上価値のある property を法の目的のために property とみなすという司法の意思を証明している。

ビットコインの保有に対する支配権は, ビットコインのソフトウェアによって, 関係する秘密鍵を保有する者のみが行使し得る。このため, ビットコイン保有権は固有の排除可能性を包含する。ビットコインソフトウェアは, ビットコインの譲渡や取引がどのようになされるかという点とトランザクションはビットコインのマイニングプロセスを通じて検証されている点を規定している。よって, ビットコイン保有権は, Ainsworth テストを満たす。

これらすべての要素を総合勘案すると, ビットコイン保有権は, 1997年所得税法 § 108-5(1)(a) の意味における property に該当すると解される。かくして, ビットコインを保有する者は, 同規定の目的上, CGT 資産を保有していると考えられる。

## (2) ビットコインウォレットに関連した取引

個々のビットコインの取引とは別に, ビットコインウォレットに関連した取引もあり得る (これは, 必然的にウォレット内の各ビットコインと秘密鍵の取引となる) し, 秘密鍵自体に関連した取引もあり得る。権利は, どちらにも関連して存在する可能性がある。ビットコインウォレットの権利は, 本質的にビットコイン保有権と同じであるが, より少ないもの (個々のビットコイン) を含む全体 (ウォレット) といった, より広範な権利を表している。秘密鍵の権利は, 1997年所得税法 § 108-5(1)(a) の目的上, property に該当するとは言いえないであろう。しかしながら, 秘密情報の法理が, 裁判所によって強制執行可能な秘密鍵に関するエクイティ上の権利が存在することを示し, これによって, 1997年所得税法 § 108-5(1)(b) の目的上, CGT 資産が生じることになるだろう。したがって, ウォレット又は秘密鍵のいずれかに関連する取引は, CGT 資産を発生させる CGT event に該当する可能性がある。

本決定の目的上, ウォレットが個々のビットコインとは別個の property 項目なのか,

単にそれらの集合体なのかを決定することは必要ではないが、おそらくは後者であろう。ウォレットの処分は、通常は、その中のビットコインを処分することと同じであると考えられる。他方、秘密鍵に関する秘密情報は、おそらくビットコインとは別の項目である。この区別は、通常の状態では実際上の意味を有しないと解する。

### (3) 個人使用資産該当性

本決定は、ビットコインが個人的に使用される資産となる状況を画定することを意図したものではない。ビットコインの本質的な性質は、一般的に、ビットコインを何か価値のあるものと交換する手段として使用するか、あるいは投機的な投資として保有するかのいずれかであることを意味する。ビットコインが主として個人的な使用や娯楽のために使用又は保有されるかどうかは、各ケースにおける特定の事実と状況による。関連する考慮事項としては、ビットコインがどのような目的のために取得及び保有されたのか、また、ビットコインの処分時に取得した property の性質が挙げられる。

主として個人的に使用するものや消費するものを購入するために保有又は使用されるビットコインは、通常、主として、個人的な使用のために保有又は利用されるものであろう。主として営利又は投資目的で、あるいは業務上の購入又は販売を容易にするために保有又は使用されるビットコインは、主として個人的な目的で保有又は使用するものに該当しない。ビットコインの使用については他のカテゴリーも存在し得る。この場合、納税者はプライベートルーリングを求めるべきである。ビットコインが個人使用資産とみなされる例として、個人の納税者がビットコイン交換所からビットコインを購入し、衣類や音楽などをオンラインで購入するといった個人的なニーズのためにそのビットコインを使用する場合が挙げられる。ビットコインが、所得を生み出す投資の購入を促進するために取得された場合には、それは個人使用資産には当たらないであろう。ビットコインが個人的な使用資産ではないもう1つの例は、個人の納税者がビットコインをマイニングし、交換レートが有利な時点を見計らって、それらを売却することを意図して、それらのビットコインを数年間保有している場合である。

## 3 小括

ATO は、ビットコインの CGT 資産該当性、とりわけ property 該当性に関する自身の見解をビットコインウォレットに関連した取引も含めて、詳細に公開している。ビットコインの特性や仕組みに関する自身の見解に加えて、ビットコインの権利性に関する議論も丁寧に説明していることが注目される。

## V 結びに代えて

これまで考察したところによると、オーストラリアの CGT に関する議論は、我が国の譲渡所得課税に関する議論と少なからず親和性を有する面があるといえよう<sup>(53)</sup>。もっとも、比較検討するに当たって、オーストラリア所得税法上の property 概念及びこれを中核概念とする CGT 資産を画定することや、我が国所得税法上の財産・資産概念との共通点や相違点を精査することの難しさなど容易には解決し難い課題も存在する。しかしなが

ら、この点を差し引いても、本稿で見たようなオーストラリアにおける議論は、我が国における暗号資産に対する税制を検討するに当たり、種々の示唆をもたらす素材を提供する。とりわけ、筆者が注目しているのは次の点である。

第一に、暗号資産がキャピタルゲインを生む資産ではないか又は譲渡所得の基因となる資産に該当しないかという点に関する議論である。CGTの基底には、我が国の清算課税説に通ずる思想を見だし得る<sup>(54)</sup>。しかしながら、資産の増加益に対するキャピタルゲインであることを前提として、本邦通貨との相対的な関係の中で換算上のレートが変動することはあっても、それ自体が価値の尺度であるから、ビットコインないしこれに代表される暗号資産はキャピタルゲインを生む資産ではないという国税庁のような理解を少なくともATOは採用していない。また、外貨との関係では、1997年所得税法は、CGT資産に含まれるものの例示として外貨を明記しており、外貨が当然にCGT資産に該当することを前提としているえように見える。他方で、国税庁は、外貨は譲渡所得の基因となる資産に該当しないと解しているようであり、外貨の両替や使用時に生じる外国為替差損益について、譲渡所得該当性を否定して雑所得とする課税実務を定着させてきた。この辺りの議論については、キャピタルゲインの優遇税制が認められるべきか否かという視点のみならず、キャピタルロスと他の所得との損益通算の取扱いの比較検討など更に考察を進める余地が残されている。

第二に、ビットコインの権利性ないし私法上の性質等に関する議論、あるいは租税法以前の段階における資産又は財産概念の議論、ここから派生して当局が公開する自身の見解に関する法的根拠の十分性の議論である。ビットコインがpropertyに該当するかを検討するに当たって、ATOが採用したビットコインの保有者が有するビットコインに対する支配権に着眼するアプローチは、我が国における暗号資産の私法上の性質や法律関係の議論と類似性を認めることができ、我が国でも参考になり得る<sup>(55)</sup>。他方、国税庁が暗号資産の課税関係を検討するに当たって、かかる議論をどのように捉え、位置付けているのか、判然とししない。ATOと比較すると、かように国税庁が自身の見解に係る法的根拠を十分に述べていないことが浮き彫りとなる。

さらにいえば、ATOは、租税法以前の段階におけるproperty概念の議論に加えて、

- 
- (53) ただし、世界中でCGT制度が非常に広く採用され、「capital gains tax」という用語が一般的に使用されているにもかかわらず、この税の基本的な性質については一般的に合意が得られていないという指摘もある。See EVANS, *supra* note (10), at 12.
- (54) 例えば、資産の価値の変化をキャピタルゲイン又はロスとして捉えるものとして、Head, *supra* note (15), at 41 参照。累進税率の下でいわゆる東ね効果を緩和するための平準化措置について、TAXATION REVIEW COMMITTEE, *supra* note (17), at 415-420; Chris Evans, *Taxing Capital Gains: One Step Forwards or Two Steps Back*, 5 J. AUSTRAL. TAX'N 114, 124 n. 23 (2002). REFORM OF THE AUSTRALIAN TAX SYSTEM, *supra* note (17) は、購買力増加の観点から発生ベースでキャピタルゲインに課税することが理想であるが、毎年の評価の困難性や納税資金の問題があることを認識し、実現ベースで課税する制度を選択する一方、実現ベースで課税するとなると、課税の繰延べ、東ね効果、ロックイン効果、損失の取扱いに関する複雑性などの問題が生じることを指摘している。
- (55) 暗号資産税制のあるべき姿を明らかにするための研究の一環として、暗号資産の私法上の性質や法律関係に関する議論から得られる示唆を検討する別稿を予定している。泉絢也「暗号資産（仮想通貨）取引と課税—私法上の性質論等の議論から得られる示唆—」租税理論研究叢書30号所収予定。

暗号資産の仕組みや特徴等に対する自身の見解を示した上で、これらすべての要素を総合勘案すると、ビットコイン保有権は、1997年所得税法 § 108-5(1)(a) の意味における property に該当すると解され、ビットコインを保有する者は、同規定の目的上、CGT 資産を保有していると考えられる旨説明している。国税庁とはおよそ比較にならないほど法的根拠に関する説明を公開している。ATO が公表する情報の内容（結論に至る筋道のほか、判例や文献などリサーチの状況やリソースの提示も含めて）に触れると、暗号資産の課税関係に関して、ほとんど結論のみを述べるにとどまり、法的根拠に関する具体的な説明を省く国税庁の情報公開のあり方等について、疑問を禁じ得ない。

この点について、結論の適法性や妥当性も重要であるが、非難されるべきであるのは、その理由を国民に説明しないまま、譲渡所得に該当しないという結論を一方的に国民に押し付ける（行政指導する）かのような国税庁の姿勢である。申告納税制度に基づく主体的な納税者像を理想とするならば、少なくとも国民の関心や影響が比較的大きい論点については、事前に、パブリックコメント等を通じて議論や検討過程を公開すべきである。暗号資産のように専門的ないし先進的な分野については、外部の専門家の知見を十分に活用する必要がある。国税庁は通達以外の個人課税課情報、Q&A や FAQ という形態で自身の見解を発出すれば、パブリックコメントの実施義務（行手 39）を免れることができると考えているようである。しかしながら、これらが行政内部の命令ではなく、まさに国民に向けた情報—しかも、通達のように行政指導機能を有するもの—であるとすれば、なおさらパブリックコメント等による情報の公開や手続的統制の対象に含ませるべきではないか<sup>(56)</sup>。

第三に、暗号資産（及び／又は外貨）の譲渡に係るデミニミスルールに関する議論である。ATO は、ビットコインの譲渡が個人使用資産免税の適用があるとしている。この規定は、租税政策上の観点（個人の消費による損失の認識は制限すべきであることを考慮）と執行上の観点（納税者が適切な記録を保持している可能性や、少額で重要でない利益を測定するために課税当局と納税者が相当のリソースを必要とする場合の考慮）に対処するために制定されたものである。また、トリガーとなる1億オーストラリアドルの判定について、当初は、処分時における収入金額で行っていたものを1998年に取得時のコストベースで行うように改正した趣旨は、納税者側の記録の保存の手間が省かれることに着目してのものであった。このことは、我が国の譲渡所得に関する非課税の規定（所得税法 9①九・②一）や特別控除（所得税法 33③・④）の規定にも通ずるところがあり、一定の合理性や魅力を認めることができよう。他方、個人消費及び事業用のための支払手段だけではなく投資対象や資金調達手段などにもなり得る上、取得に要した金額等の情報の保持が容易であるケースも珍しくなく、かつ、基本的に代替性を有する暗号資産にこれを適用する場合、個人使用資産免税の規定がどのようにワークするのか、具体的にどのように適用されるのか、いかなる問題をもたらすのかという点に関心が向けられる。

本研究は JSPS 科研費 19K13498 の助成を受けたものである。

(2020.9.20 受稿, 2020.11.9 受理)

(56) なお、租税分野におけるパブリックコメントの問題と展望について、泉純也『パブリックコメントと租税法』（日本評論社 2020）参照。



〔抄 録〕

本稿では、オーストラリアにおける CGT (Capital Gains Tax：キャピタルゲイン税すなわちキャピタルゲインに対する所得税) の内容や沿革を検討した上で、暗号資産の課税関係及びその根拠について、比較的詳しく情報を公開している ATO (オーストラリア国税庁) の対応を検討する。これによって、我が国における暗号資産に対する税制を検討する際に有益な、①暗号資産がキャピタルゲインを生む資産ではないか又は譲渡所得の基因となる資産に該当しないかという点に関する議論、②ビットコインの権利性ないし私法上の性質等に関する議論、③暗号資産（及び／又は外貨）の譲渡に係るデミニミスルールに関する議論に関する示唆を得ている。また、ATO と比較して、国税庁における当初発信した暗号資産の課税関係に関する情報の内容が説明不足ないし検討不足であったことを鮮明にしている。

〔論 説〕

## 経営システムにおけるワーク・ライフ・バランスの論理構造

奥 寺 葵

### 1. はじめに一問題の所在—

2016年、第3次安倍内閣は多様な働き方を可能とする社会を目指し、「労働制度改革」に着手した。「働き方改革実現会議」では、①同一労働同一賃金など非正規雇用の処遇改善、②賃金引き上げと労働生産性向上、③長時間労働の是正、④転職・再就職支援、⑤格差を固定化させない教育、⑥柔軟な働き方がしやすい環境整備、⑦高齢者の就業促進、⑧子育て・介護と仕事の両立、⑨外国人材の受け入れ、と9項目の検討課題が提示された。2017年には第10回同会議で「働き方改革実行計画」が決定され、2018年6月29日に、8つの労働法（「雇用対策法」、「労働基準法」、「労働時間等設定改善法」、「労働安全衛生法」、「じん肺法」、「パートタイム労働法（パート法）」、「労働契約法」、「労働者派遣法」）からなる「働き方改革」関連法が成立した<sup>(1)</sup>。

「働き方改革」の背景には、(1)わが国の「労働力人口の減少」という現実がある。この状況下での労働力の確保は、(2)経済成長、税収確保、医療・社会保障の維持に不可欠である。しかし、同時に、(3)女性の社会進出・高齢者の活用の推進や(4)非婚化、晩婚化、少子高齢化への対策、過労死・過労自殺、ブラック企業等の社会問題の解消とも密接に関わっている。わが国企業・経済の成長・発展と、人々の生き方・働き方、すなわち、ワーク・ライフ・バランス（=Work Life Balance）の問題が根本から問われているのである<sup>(2)</sup>。

資本主義ないし市場経済における企業経営は、営利性原則に則って発展してきた。ところが、近代以降の社会や文化の発展水準を示す尺度は、民主主義とヒューマンイズム=人間性の普及の度合いである。文化・社会の発展段階によっては、営利性原則を貫徹するためにも、民主主義や人間性原理を企業経営の中に取り入れざるをえない。この具現化したものが、ワーク・ライフ・バランス概念である。

しかしながら、ワーク・ライフ・バランスの名の下に理論的・実践的に取り組まれようとしている課題が極めて重要なものであることは疑いようがないにもかかわらず、ワーク・ライフ・バランスは労働問題の一つとして取り組まれているため、上述した複合的な問題に対応できていない。

したがって、本稿ではワーク・ライフ・バランスを労働問題一つとして捉えるのではなく、企業経営および経営システムの問題として構造的に分析することの重要性を論じる。

(1) 三戸浩 (2020) 「“働き方改革”に経営学がどう応えるか—日本人の働き方の過去・現在・未来を変える—」『日本経営学会誌』第44号、p.3.

(2) 同上。

そして、経営システムにおけるワーク・ライフ・バランスを民主主義とヒューマンイズムの尺度から考察する。

## 2. ワーク・ライフ・バランスとは何か—概念と現状—

一口にワーク・ライフ・バランスといっても、立場や捉え方が違えば含意する意味内容が大きく異なる。したがってその「バランス」のありようも違った展開となり得る。数年前まで日本政府はワーク・ライフ・バランスという用語を前面に出して使っていたが、いつしかそれは「働き方改革」という用語の中に包摂されるようになった。

これまで、仕事と生活の調和に関連する国の政策がどのような用語・概念のもとにどのような背景で構築されてきたのか概観する。

### 2-1. ワーク・ライフ・バランスの現状と課題

どのように働き、生きるか、という問いをめぐる中で、近年注目を集めてきたのがワーク・ライフ・バランス、すなわち、仕事と生活の調和である。これは「ワーク（仕事）」と「ライフ（私生活）」の間に「つり合いが保たれた状態」のことをいう場合が多い。たとえば、内閣府男女共同参画局は、ワーク・ライフ・バランスを「老若男女誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態」と定義している。また、ワーク・ライフ・バランスが実現された社会とは、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」であるとしている<sup>(3)</sup>。

しかしながら、内閣府男女共同参画局（2012）の調査によると、ワーク・ライフ・バランスが実現された社会、すなわち「就労による経済的自立が可能な社会」「健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会」「多様な働き方・生き方が選択できる社会」という3つの社会について、良い変化が実感されているとは言い難い。男女ともに希望は「仕事」と「家庭生活」とともに優先するなど、複数の活動をバランスよく行いたいとする人の割合が高いものの、現実的には、男性では「仕事」優先、女性では「家庭生活」優先がそれぞれ最多であるなど、単一の活動を優先している人の割合が高いことが示されている<sup>(4)</sup>。したがって、いまだ多くの人々において、希望と現実の間には差があり、ワーク・ライフ・バランスの実現の難しさがうかがえる。

また、個人は、仕事領域では「労働者」、家庭領域では「夫」「妻」あるいは「親」、学び領域では「学生」のように、それぞれの生活領域では各々の人生役割を持っているが、それらの間での役割、葛藤がネガティブな影響をもたらすことが明らかになっている。た

(3) 内閣府男女共同参画局：「ワーク・ライフ・バランス」推進の基本的方向報告，2007，[http://www.gender.go.jp/kaigi/danjo\\_kaigi/siryoo/pdf/ka27-9.pdf](http://www.gender.go.jp/kaigi/danjo_kaigi/siryoo/pdf/ka27-9.pdf)（アクセス日：2020年9月20日）

(4) 内閣府男女共同参画局：内閣府男女共同参画社会に関する世論調査，2012 <http://survey.gov-online.go.jp/h24/h24-danjo/index.html>（アクセス日：2020年9月20日）

例えば、仕事-家庭間の葛藤は、双方の満足感を低減させること<sup>(5)</sup>や、仕事-学び間の葛藤は、講義への参加や準備、仕事量と負の関連をもつこと<sup>(6)</sup>などが示されている。このような役割間の関係性を捉える概念に「一方の役割における状況や経験が他方の役割における状況や経験にも影響を及ぼす」と定義されるスピルオーバーがあり、代表的な仮説に欠乏仮説と増大仮説がある。欠乏仮説は、人間の時間とエネルギーには限りがあるため、従事する役割の数が増えることによってストレスがもたらされるというネガティブな見方を示している<sup>(7)</sup>。一方、増大仮説は、個人のエネルギーを拡張可能なものとして捉えて、複数の役割に従事することによって、肯定的な心理的影響がもたらされるというポジティブな見方を示すものである<sup>(8)</sup>。スピルオーバーがポジティブ、ネガティブ双方の影響性を持つことを前提として、ワーク・ライフ・バランスとアウトカムとの関連について、複数のメタ分析の結果を次の2つの点からまとめ得る<sup>(9)</sup>。1つは、「仕事（量的負担、情緒的負担など）から家庭」および「家庭（量的負担、情緒的負担など）から仕事」へのネガティブ・スピルオーバーが、健康（身体的・精神的）や満足感（仕事、家庭）、パフォーマンスなどのアウトカムに悪影響を及ぼすということである。もう1つは、「仕事（職場での裁量権やサポートなど）から家庭」および「家庭（家庭での裁量権やサポートなど）から仕事」へのポジティブ・スピルオーバーがそれぞれのアウトカムに良い影響を及ぼすということである。ポジティブ要因に着目した近似概念には、エンリッチメント（enrichment）があり、ある役割における経験が別の役割における経験の質を高めることをいう<sup>(10)</sup>。エンリッチメントには、仕事から家庭生活へのワーク・ファミリー・エンリッチメント（WFE）と家庭生活から仕事へのファミリー・ワーク・エンリッチメント（FWE）の2つの方向性が想定されている<sup>(11)</sup>。

これまでの役割間葛藤やスピルオーバー、エンリッチメントなどに関する先行研究では、仕事と家庭との間の関連性に着目したものが中心となっている。しかし、今後、個人の生活は一層多様化すると考えられ、仕事、家庭以外のさまざまな生活領域、人生役割を組み込んで考えていく必要があるといえる。

内閣府男女共同参画局はワーク・ライフ・バランスの個人の実現度指標として、「仕事・働き方」「家庭生活」「地域・社会活動」「学習や趣味・娯楽等」「健康・休養」の5分野をあげている<sup>(12)</sup>が、個人の生活や活動領域は、さらに細分化、複雑化していくことも考えら

- 
- (5) Kossek, E. E. & Ozeki, C. : Work-family conflict, politics, and the job-life satisfaction relationship: A review and directions for organizational behavior human resources research. *Journal of Applied Psychology* 83; 139-149, 1998
- (6) Markel K. S. & Frone, M. R. : Job characteristics, work-school conflict, and school outcomes among adolescents: Testing a structural model. *Journal of Applied Psychology* 83; pp. 277-287, 1998
- (7) Goode, W. J. : A Theory of Role Strain. *American Sociological Review* 25; 483-496, 1960
- (8) Sieber, S. D. : Toward a theory of role accumulation. *American Sociological Review* 39; 567-578, 1974
- (9) 島田恭子・島津明人（2012）「ワーク・ライフ・バランスのポジティブ・スピルオーバーと精神的健康」『産業精神保健』第20号, pp. 271-275.
- (10) Greenhaus, J. H. & Powell, G. N. : When work and family are allies: A theory of work-family enrichment. *Academy of Management Review* 31; 72-92, 2006
- (11) 矢澤美香子（2018）「ワーク・ライフ・インテグレーションに関する研究の現状と課題」『武蔵野大学心理臨床センター紀要』第18号, pp. 16-17.

れるだろう。そして、急速な情報技術の進歩とともに、就業形態、ライフスタイル、コミュニティも著しく発展していく中で、各分野の活動や役割の比重は、流動的、重複的なものになっていくと推測される。たとえば、在宅勤務など多様で柔軟な働き方が推進されていくことにより、自宅で働きながら家事や育児をし、空き時間にe-ラーニングを利用して学習するといった生活も可能となる。すなわち「労働者」「母親」「学生」といった複数の役割を同じ生活領域で重複的、同時並行的に担う日常が増加していくと予測される。また近年は、「治療と仕事の両立」も重要課題とされている。がん治療や不妊治療など、さまざまな病気や困難を抱えつつも、テレワークやフレックスタイム勤務などを活用し、治療と就労のどちらかを選ぶのではなく、どちらも継続していくことを実現するための支援が積極的に提唱されている<sup>(13)</sup>。健康と病の境界も緩やかなものと捉え、個々の状態に適した柔軟な働き方、過ごし方の社会的な後押しが必要である<sup>(14)</sup>。

したがって、多様な生活領域や人生役割について、物理的、心理的に切り分け、そのバランスを考えるワーク・ライフ・バランスの発想だけではなく、これらを切り分けず、より統合的、重複的に捉える発想の必要性も増しているのである。

## 2-2. 誤解が多いワーク・ライフ・バランス

しかしながら、ワーク・ライフ・バランスやワーク・ライフ・バランス支援の内容については、必ずしも正しく理解されていない。たとえば、ワーク・ライフ・バランス支援に積極的に取り組んできた企業においても、経営状況が悪化すると雇用維持が最優先であり、社員のワーク・ライフ・バランス支援どころではない、といった声も聞かれる<sup>(15)</sup>。

しかし、業務改革や生産性向上の取り組みとワーク・ライフ・バランス支援は矛盾するものではなく、後者は前者にも貢献するものなのである。ワーク・ライフ・バランス支援は福利厚生施策ではなく、社員に意欲的に仕事に取り組んでもらうために不可欠な人材活用上の施策である<sup>(16)</sup>。

また、ワーク・ライフ・バランスやワーク・ライフ・バランス支援を、仕事中心のライフスタイルを否定するもので、仕事と仕事以外の生活に割く時間を同程度とする生き方を唯一望ましいとするものだと考えることも誤解である。社員にとって望ましいワーク・ライフ・バランス状態は、社員一人一人や社員のライフステージによって異なる。ワーク・ライフ・バランス支援は、特定のライフスタイルや生き方を望ましいとするのではなく、多様なライフスタイルや生き方を受容できる企業や職場とするための取り組みである。さらに、ワーク・ライフ・バランス支援を労働時間短縮と短絡的に捉えている企業も少なくない。しかしながら、ワーク・ライフ・バランス支援は、単なる時短の取り組みでなく、時間生産性を向上させて、時間意識の高い「メリハリのある働き方」への転換を目指すもの

(12) 内閣府男女共同参画局：「仕事と生活の調和」実現度指標の在り方、2007 <http://www.gender.go.jp/kaigi/senmon/wlb/index-wlb1912.html> (アクセス日：2020年9月20日)

(13) 一般社団法人日本テレワーク協会(2016)『2020年に向けたテレワークによるワークスタイル変革の実現—8の提言』

(14) 矢澤美香子(2018)「ワーク・ライフ・インテグレーションに関する研究の現状と課題」『武蔵野大学心理臨床センター紀要』第18号, pp. 17-18.

(15) 今野浩一郎・佐藤博樹(2020)『人事管理入門(第3版)』日本経済新聞出版, p. 274.

(16) 同上。

である<sup>(17)</sup>。

### 3. 企業におけるワーク・ライフ・バランスの概念・用語の変遷

#### 3-1. 国の施策における概念・用語の変遷

1970年代から1980年代には、女性労働者の「福祉」「活用」という視点から、そして「男女の事実上の平等達成の条件整備」といった「正義」の視点も加えつつ、女性労働者のみの「職業生活と家庭生活との調和」の概念が法政策上に明示され、女性労働者について育児休業の普及促進や、再就職支援、能力開発等が行われた<sup>(18)</sup>。

1990年代、女子差別撤廃条約及び家族的責任条約（ILO第156号条約）の批准等を契機に、女性労働者のみについて「職業生活と家庭生活との調和」を図ることの問題がより強く懸念されるようになり、家族的責任を有する男女労働者の平等を前提とした男女双方についての「職業生活と家庭生活との両立」概念が育児・介護休業法上明確化された。男女双方の育児休業の権利や、介護休業、再就職支援なども男女双方の政策とされたが、実際の利用者の大半は女性であって、男性の利用を促す機運はほとんどなかったという<sup>(19)</sup>。

1990年代終わりに欧米の状況などから企業の経営戦略的視点加わった「ファミリー・フレンドリー」の概念が流入し、企業表彰制度の基準に活用される等、わが国の政策に一定の影響を与えた。依然としてその関心は育児や介護責任といった「ファミリーライフ」ではあるものの、ファミリー・フレンドリーであるための条件には労働時間そのものの長さなどが問われるようになり、男性の家事・育児への参画にも目が向けられた<sup>(20)</sup>。

2000年代初頭には、少子化の加速により、出産・子育てを阻害する要因を取り除く意味で職業生活と家庭生活との両立が強く求められるようになり、ファミリー・フレンドリー概念においても問題とされた長時間労働等をさらに取り上げる「働き方の見直し」の動きが加速した。2003年の「少子化社会対策基本法」、2004年の「次世代育成支援対策推進法」、2005年の「労働時間等設定改善特別措置法」等にその考え方が反映された<sup>(21)</sup>。

2005年の人口減少社会突入を契機に、出生率向上や子育て支援対策だけでなく、人口減少の中で持続的な社会を図るため、特に女性の就業率の向上が強く意識されるようになり、労働市場改革の観点からも「働き方の見直し」が求められるようになり、2007年のワーク・ライフ・バランス憲章において非常に幅の広い参加促進型「ワーク・ライフ・バランス」が強調されることとなった<sup>(22)</sup>。

#### 3-2. 企業の人材活用におけるワーク・ライフ・バランス

社会一般のワーク・ライフ・バランスの受け止めは、必ずしも政府の政策意図と一致す

---

(17) 今野浩一郎・佐藤博樹、前掲書、p. 274。

(18) 伊岐典子（2012）「ワーク・ライフ・バランスを考える」労働政策研究・研究機構編『ワーク・ライフ・バランスの焦点』p. 24。

(19) 同上。

(20) 同上書、pp. 24-25。

(21) 同上書、p. 25。

(22) 同上。

るわけではない。特に、企業経営者がこのワーク・ライフ・バランスに取り組む時には、経営戦略上の様々な意図のもとで行われることになる。そこで、本節では、ワーク・ライフ・バランスと企業の経営戦略上重要と考えられているCSRとダイバーシティの概念との関係を検討する。

### 3-2-1. ワーク・ライフ・バランスとCSRの関係

CSRとはCorporate Social Responsibilityの略であり、企業活動にあたって、「社会公正や環境などへの配慮を組み込み、従業員、投資家、地域社会等のステークホルダー（利害関係者）に対して責任ある行動を取るとともに、アカウンタビリティ（説明責任）を果たしていくこと<sup>(23)</sup>」といった定義がなされている。CSRはその性格上、労働の分野に特定されず、環境、人権といった広範な問題を含んでいるが、労働分野が重要なファクターを占める<sup>(24)</sup>。

国際的には、1970年代に多国籍企業問題の深刻化を受けて、国連などで行動規範の検討が始まり、OECDやILOもガイドライン作りや三者宣言を行った。比較的新しいイニシアティブとしては、1997年SAI（Social Accountability International）が労働分野のCSRについてのガイドラインを発行しており、2000年には国際連合アナン事務総長の提唱による「グローバル・コンパクト」という自主的イニシアティブが打ち出され、企業の参加（グローバル・コンパクトに挙げられた原則を守ることを表明し、報告書をインターネット上で公表すること）を求めている<sup>(25)</sup>。このグローバル・コンパクトは当初の3分野9原則の中に労働分野の4原則（組合結成の自由と団結交渉の権利、強制労働の排除、児童労働の廃止、雇用と職業に関する差別の撤廃）が示されているが、ワーク・ライフ・バランスについては明示されていない。SAIについてもワーク・ライフ・バランスについての記述はない<sup>(26)</sup>。

他方、わが国においては、1991年に経済団体連合会が「経団連企業行動憲章」を制定しており、1996年12月に出されたその改訂版では、「従業員のゆとりと豊さを実現し、安全で働きやすい環境を確保するとともに、従業員の人格、個性を尊重する」と謳われ、その実行の手引きには、労働時間短縮、フレックスタイム、在宅勤務、育児、介護、ボランティアの休暇等も盛り込まれている<sup>(27)</sup>。

2004年に厚生労働省で「労働におけるCSRのあり方に関する研究会」が開催されたころにおいても、わが国では、企業がCSRとして取り組む分野のうち「労働」については、「取り組みが進展しているとは言えない」との指摘もあった<sup>(28)</sup>。

ところが2007年に上場企業を対象に行われた調査<sup>(29)</sup>では、回答企業の95%が少なくと

(23) 厚生労働省（2004）『労働におけるCSRのあり方に関する研究会中間報告書』による定義。

(24) 伊岐典子、前掲書、pp. 25-26。

(25) 熊谷謙一（2007）「CSRと国際労働運動」『労働CSR 労使コミュニケーションの現状と課題』NTT出版

(26) 伊岐典子、前掲書、p. 26。

(27) 「経団連企業行動憲章 実行の手引き」<http://www.keidanren.or.jp/japanese/policy/kcbc/index.html>（アクセス日：2020年9月20日）

(28) 伊岐典子、前掲書、p. 26。

(29) 労働政策研究・研修機構（2009）『雇用システムと人事戦略に関する調査（2007年調査）調査シリーズNo. 53

も法令の規定範囲，社会から要請されている範囲でCSRに取り組んでいるとしている。実際に取り組んでいるCSRの内容としても、「社員の育児・介護への配慮」を挙げる企業が63.3%と，2年前の同様の調査に比べ12ポイント増加している。同じく男女間の機会均等も68.9%（2年前に比べ9.7ポイント増）と高い比率を占めており，ワーク・ライフ・バランスと重なり合う企業の雇用管理にかかるテーマがCSRとして認識され推進されている状況がうかがえる<sup>(30)</sup>。

特に2010年にはISO（国際標準化機構）からISO26000（社会的責任に関する手引き）が発行されたことが注目される。このISO26000は，組織の社会的責任に関する国際規格であり，その中核主題7つのうち「組織統治」，「人権」に続く3番目の要素として「労働慣行」が明示されている。そしてこのISO26000の労働慣行の分野における課題としても，ワーク・ライフ・バランスが挙げられているのである。このISO26000という国際規格は，認証を目的にしたものではなくあくまでもガイダンスであるとされているが，グローバル化に伴うCSRの国際的な水準への関心の高まりやこのようなISOの動きを踏まえ，CSRの観点からのワーク・ライフ・バランスの取り組みの重要性を認識する企業が増していくものと思われる<sup>(31)</sup>。

### 3-2-2. ワーク・ライフ・バランスとダイバーシティの関係

ワーク・ライフ・バランスは「仕事と家庭の調和」と説明され，ワーク・ライフ・バランスが実現できる職場を「働く人々が会社や上司から期待されている仕事上の責任を果たすと同時に，仕事以外の生活でやりたいことや，やらなくてはならないことに取り組める状態<sup>(32)</sup>」と定義されている。ワーク・ライフ・バランスというと，私生活重視のライフスタイルを指すと誤解されがちだが，実際は各人にとって望ましい多様な生き方を受容することを指すとされている<sup>(33)</sup>。

その実現のキーワードとして，「多様性」，「柔軟性」，「時間の質」の3つが挙げられている<sup>(34)</sup>。このうち，労働時間の短縮化や適正化といった「時間の質」や，その取り組みを支援するためのリモートワークなどの「柔軟性」は，働き方改革やワーク・ライフ・バランスに関する実際の議論で相対的に注目度が高い。一方，それらと比較すると「多様性」，すなわちダイバーシティを目指す取り組みは，わが国ではその重要性は認識されつつも一歩出遅れている<sup>(35)</sup>。

その原因は，現在の日本のダイバーシティの捉え方に深く関係していると考えられる。本来，ダイバーシティとは，国籍や年齢，就業形態などの「表層」と，価値観や考え方の見方などの「認知」に関して存在する多様性のことを指す<sup>(36)</sup>。ところが，日本では社会における女性進出・活躍のことと問題を狭く，矮小化し捉えがちである。「多様性」

(30) 伊岐典子，前掲書，pp. 26-27.

(31) 同上書，p. 27.

(32) 佐藤博樹・武石恵美子編著（2011）『ワーク・ライフ・バランスと働き方改革』勁草書房。

(33) 安藤史江（2020）「ダイバーシティ時代における職場の牽引要件」『日本経営学会誌』第44号，p. 42.

(34) 山口一男（2009）『ワークライフバランス—実証と政策提言』日本経済新聞出版社。

(35) 安藤史江，前掲稿。

(36) 谷口真美（2005）『ダイバーシティ・マネジメント—多様性をいかす組織』白桃書房。



という言葉は用いるが、その本来の意味・範囲に反し、働く女性だけに矮小化した議論に終始することが多い上に、「多様性」よりも、より広く全組織メンバーが対象になるように思える「柔軟性」や「時間の質」を優先しがちとなるのである<sup>(37)</sup>。

しかし、ワーク・ライフ・バランスとは決して女性に限定した議論ではない。そのゴールは男女を問わず、異なる生き方を志向する人々同士の協働が効果的に行われる職場づくりである。ワーク・ライフ・バランス支援を建物にたとえると、1階を社員の時間制約を前提とした仕事管理の実現、2階をワーク・ライフ・バランス支援の制度導入とその利用を可能にする職場づくり、そして土台部分をダイバーシティの実現とする。その上で、現在の日本は2階のみしか着手できておらず、それすら不十分な企業も多いこと、逆に土台さえできていれば、ワーク・ライフ・バランス支援の効果が期待できるのである<sup>(38)</sup>。

以上のように、CSRもダイバーシティもワーク・ライフ・バランスと重なり合う概念であり、企業においては、政府の提唱するワーク・ライフ・バランスをむしろCSR、ダイバーシティ等のスローガンのもとに社内制度化する場合も多い。したがって、ワーク・ライフ・バランスは、それ自体としても他の経営戦略の一部としても、企業が重視しなければならない領域になっていることは間違いないであろう。しかしながら、他方で、ワーク・ライフ・バランスが経営システムの中で構造的に捉えられていないが故に、誤まった理解がなされていることが明らかである。

#### 4. 経営システムにおけるワーク・ライフ・バランス

これまで述べてきたように、一般にワーク・ライフ・バランスが語られる場合、働く人々の余暇時間（「ライフ」に充てる時間）を拡大し、労働者福祉を増大させるための施策と捉えられることが多い。しかし、経営学の視点でワーク・ライフ・バランスを論じようとする際には、そうした理解では不十分である。なぜなら、労働者に加え経営者の視点、すなわち、企業経営にとって利益を上げること、継続的に事業が続けられることに繋がるかどうか、経営学の視点でワーク・ライフ・バランスを論じる際には鍵となる<sup>(39)</sup>。本章では、経営学アプローチでのワーク・ライフ・バランス論で必要とされる視点を考察する。

##### 4-1. ワークとライフの両立志向

一般に、行政の施策では労働時間（の長さ）や休曜日数（の多さ）などがワーク・ライフ・バランスの実現指標として取り上げられることが多いが、こうした数量的次元のみでワーク・ライフ・バランスを測定するのであれば、それは経営学アプローチによる議論であるとはいえない。なぜなら、数量で測定すれば、労働時間が短ければ短いほど、また休曜日数が多ければ多いほど、労働者福祉の増大の観点からは「優れた企業」ということになるからだ。しかし、数量的次元のみに着眼する限り、労働時間や休曜日数の増大は、すなわち仕事時間や勤務日数の減少を意味することとなる。労働時間の短縮や休暇の増大が即

(37) 安藤史江、前掲稿。

(38) 佐藤博樹・武石恵美子編著（2011）『ワーク・ライフ・バランスと働き方改革』勁草書房。

(39) 上林憲雄（2019）「経営学におけるワーク・ライフ・バランス」『大原社会問題研究所雑誌』

ワークの質や生産性を下げるものではないにせよ、こうした数量的次元のみの観点では企業経営としては受け入れることが難しいであろう。したがって、経営学からワーク・ライフ・バランスを論じようとすれば、数量的次元に加え、おのずと質的次元も視野に入れる必要がある。労働時間や休暇日数の変化に応じ、どのようにワークへの取り組み方が変わり、また仕事の質が上がったかが論じられなければならない。すなわち、ワークとライフがトレードオフ（相殺関係）にならず双方が両立する、数量的次元だけではなく質的次元をも加味してワーク・ライフ・バランスを評価する必要があるのである<sup>(40)</sup>。

#### 4-2. 長期の視点

「長期の視点」とは、短くとも5年程度は先を見据えた視点を指している。ワーク・ライフ・バランスの向上を目指そうとすれば、半年や1年といった短期視点での評価ではなく、より長い目でその実現を目指していこうとする姿勢が重要になる。前述したように、とりわけ、2000年以降、いわゆる「企業の社会的責任」(CSR: Corporate Social Responsibility)の考え方が普及浸透するにつれ、企業経営は資本提供者である株主のためだけに存在するのではなく、従業員や消費者、地域社会などの各種ステイクホルダーにとっても有益な存在であるべきであるという考え方が、年々強くなってきている。こうした多種多様なステイクホルダーにとっての有益性をも重視する観点からは、ワーク・ライフ・バランスを考えるにあたってもおのずと長期の視点に立脚せざるを得ないこととなる。換言すれば、単年度や働く日々ごとのワーク・ライフ・バランスではなく、最低でも5年程度のスパンで、ワークとライフとの相互循環の視点から働く人々の成長、企業の成長といった視点から評価されなければならないということである。人々や企業の相互発展という目的を見据えれば、長期間をかけて、働く人々も企業もともに質的な向上が見られるという点こそがワーク・ライフ・バランス論においては重要となる<sup>(41)</sup>。

### 5. 経営システムにおけるワーク・ライフ・バランスの論理構造

#### 5-1. ワーク・ライフ・バランスの位置付け

経営システムにおけるワーク・ライフ・バランスの特質を構造的に理解するために、本節では、経営システムの具体的内容とその形態を規定する①要素システムの内的発展原理と、②市場競争のルールおよび労使関係を含む文化や社会構造の関係について検討する。

経営システム（かっこ内は、その特質；以下同じ）は、生産技術（生産性と品質）、経営管理制度（責任と権限の集中と委譲の仕組み、組織メンバーの価値観＝組織風土）、経営戦略（市場競争を前提にした事業戦略、競争戦略および職能戦略）、および経営方針・経営計画（経営理念・経営文化・経営目標）の4つの内容からなる。経営システムは、経営方針、経営戦略、経営管理制度、生産技術などからなるというだけではなく、それぞれの要素を特質づける要因である社会・文化構造、経済・産業構造と競争構造、組織形態と組織メンバーの思考・行動様式、生産性・品質などを総合的に関連づけて把握することが

(40) 上林憲雄，前掲稿。

(41) 同上。

必要である。すなわち、各階層ごとの内容を理解するだけでは不十分であり、相互の関連を理解することが重要である<sup>(42)</sup>。

まず、経営システムの第1の階層は、最もコントロールしやすいという意味で生産技術である。第2の階層は企業経営の手段・道具としての経営管理制度（生産、労務、財務、販売などの業務と管理の諸制度）である。個々の経営（管理）制度の成立と発展を規定するものは、「経営の論理」の具体化としての経営方針、利益目標、経営戦略である。経営の原理は第1に営利である。それは、経営目標として具体化され、一定期間の利益額および利益率、すなわち総資本利益（ROI）や自己資本税引き利益率（ROE）で示される。また、経営が組織体である以上、社会的文化や組織メンバーの価値観の尊重など組織の原理を無視することはできない<sup>(43)</sup>。

経営システムの第3の階層は経営戦略であり、経営の論理や企業行動の具体的あり方を企業の外部から規定する経済構造と経済法則、および市場競争のルールによって規定されている。経済構造や競争ルールは、国や時代によって発展段階や具体的な指標が異なったり、重点の置き方が変化することに注意しなければならない<sup>(44)</sup>。

第4の最上層は経営方針であり、経営理念・経営目的・経営目標・経営文化などからなる。これは、社会文化や制度・法律などによって影響を受ける。経営理念・方針などはその国の文化や社会構造をも反映するからである。具体的には、政治体制（民主主義など）、資本蓄積様式、社会的イデオロギーと法律、労働組合運動、および教育や科学・技術の水準などによって、経営システムと企業の営利原則は条件づけられている。この内のイデオロギーや法律は社会の上部構造に属するものであるが、企業経営とそのシステムは社会の上部構造そのものではなく、企業経営およびそのシステムが社会のイデオロギーや法律その他によって強く規定され、逆に経営文化が社会文化に影響する側面もあるということである<sup>(45)</sup>。

資本主義ないし市場経済における企業経営は、営利性原則に則って発展してきた。営利性原則こそが企業経営の原理的特質である。ところが、近代以降の社会や文化の発展水準を示す尺度は、民主主義とヒューマニズム、すなわち人間性の普及の度合いである。それは、企業経営の原理とは別個のものである。しかも、営利性原則は、民主主義やヒューマニズムとしばしば対立してきた<sup>(46)</sup>。

しかし、企業も人間社会の一つの産物であり構成要素であるかぎりにおいて、また、事業体を構成し運営するのは人であるから、文化・社会およびその発達水準を完全に無視することはできない。文化・社会の発展段階によっては、営利性原則を貫徹するためにも、民主主義や人間性原理を企業経営の中に取り入れざるをえない。この具現化したものが、ワーク・ライフ・バランス概念であり、「企業の社会性」である。

民主主義の発展した社会では、人に対する考え方は企業経営の決定的・原理的要素とな

(42) 林正樹 (1998) 『日本の経営の進化』 税務経理協会, pp. 20-21.

(43) 同上書, p. 21.

(44) 同上。

(45) 同上書, pp. 21-22.

(46) 同上書, p. 22.

る。たとえば、民主主義の発展の違いは、企業の社会的責任に対する考え方、企業と行政との関係、労働組合に対する考え方の違いを生み出すのである。具体的には、地球環境の保護に対する、文化活動の支援や保護に対する企業行動は、国の違いや時代の違いによって大いに異なっている。製造物責任や労働時間、および雇用における男女差別などに対する考え方においてもしかりである<sup>(47)</sup>。

以上のことから、経営システムをコスト・品質・納期という尺度だけから評価する時代は終わった。このシステムを民主主義とヒューマニズムの尺度からも再検討すべき時期が来たのである。その際に、経営システムの階層性を縦軸に、企業内の経営営利原則と企業外からの社会性原理とを横軸に分析する必要がある<sup>(48)</sup>。ここに、ワーク・ライフ・バランスを構造的に捉える必要性があるのである。

## 5-2. 考察—ワーク・ライフ・バランスからワーク・ライフ・インテグレーションへ—

ワーク・ライフ・バランスは、トレードオフ関係を想起させるバランスという語に代え、仕事生活も仕事外生活もともに充実させ、その両者を調和 (harmony) させるという含意を込め、「ワーク・ライフ・ハーモニー」を目指した概念が提唱されている。あるいは、ワークとライフを渾然一体のものとして捉え直し、「統合」させるという意味を持たせて「ワーク・ライフ・インテグレーション」とも称されている。

欧米ではすでにワーク・ライフ・インテグレーションに関するさまざまな研究が展開され、議論されている。たとえば、ワーク・ライフ・インテグレーションがもたらす利益は、役割間の移行に要する労力を減らし、柔軟性を促進させることにある<sup>(49)</sup>。ワーク・ライフ・インテグレーションでは、生活領域、役割間の境界が薄いものであることによって、1つの役割から他の役割へと容易に移行することができると考えられる。逆に、仕事にプライベートは持ち込まない、あるいは、家庭には仕事をもち込まないといったように生活領域を区別し、独立させることは、「分離 (segmentation)」と呼ばれる。分離は、境界間の移行や役割の切り替えに労力を要することになり、ワーク・ファミリー・コンフリクト (work family conflict: WFC; 仕事と家庭の間の役割葛藤) と正の関連性を示すことが示されている<sup>(50)</sup>。

しかし、必ずしもワーク・ライフ・インテグレーションがポジティブ、分離がネガティブな結果をもたらすものではないことも示唆されている。Houlfort & Bourdeau (2016) では、仕事より家庭生活を優先する分離型はワーク・ファミリー・エンリッチメント (WFE) へ負の、仕事から家庭へのコンフリクト (W-FC) へ正の影響を示した。しかし、家庭より仕事を優先する分離型では、WFE に正の影響が認められた。さらに、ワーク・ライフ・インテグレーション対処として、仕事から私生活への統合的対処 (たとえば、「家に仕事

---

(47) 林正樹, 前掲書, p. 22.

(48) 同上。

(49) Ashforth, B. E., Kreiner, G. E., & Fugate, M. : All in a day's work: Boundaries and micro role transitions. *The Academy of Management Review* 25; 472-491, 2000

(50) Rothbard, N., Phillips, K., & Dumas, T. : Managing multiple roles: Work-family policies and Individuals' desires for segmentation. *Organization Science* 16; 243-258, 2005

を持ち込む」などは、エンリッチメント (WFEとFWE) を促進する一方、仕事から家庭 (W-FC)、家庭から仕事 (F-WC) という相互のコンフリクトにも正の影響を及ぼしていた。私生活から仕事への統合的対処 (たとえば、「仕事中に個人的なコミュニケーション (Eメールや電話など) に応答する」など) については、エンリッチメントとコンフリクトに影響は見られなかった<sup>(51)</sup>。Kossek, Lautsch, & Eaton (2006) も、ワーク・ライフ・インテグレーションはF-WCの高さと関連し、分離はウェルビーイング (well-being) の高さと関連することを示し、柔軟な働き方をするテレワーカーにおいてより高いWFCが報告されていた<sup>(52)</sup>。これらの結果から、ワーク・ライフ・インテグレーションは、仕事と私生活の相互作用において、ポジティブな効果をもたらすものと予測はされるが、個人がワーク・ライフ・インテグレーション対処をいかに柔軟に用いているかや役割移行や生活領域の共有をいかに体験し、認識しているか、役割や領域の境界をどのようにコントロールしているかといった観点からの検討が重要であると推察される<sup>(53)</sup>。

また、Sieber (1974) の増大仮説に基づき、ある領域や役割で得た資源を他の領域や役割にいかにか投資、転用できるか、という観点からワーク・ライフ・インテグレーションについて考えることも意義があるだろう。太田 (2006) は資源転用効果の観点から、独立性の高い役割を持つことが緩衝的資源拡張 (たとえば「ある領域で落ち込むことがあっても、別の領域のために気楽に考えられるようになる」) と転用的資源拡張 (たとえば、「ある領域で得た情報や発見が、別の領域で役に立つ」) の高さと関連し、それらがウェルビーイングの高さを導くことを示唆している<sup>(54)</sup>。したがって、領域や役割を独立させる分離的な立場であっても、異なる領域、役割で得たものを相互に転用したり、緩衝効果をもたらす資源とすることは、個人内での心理的な領域・役割間の境界をうまく調整し、それぞれを資源として有効活用していることを意味している。また、富田・西田・丹下・大塚・安藤・下方 (2019) は、仕事→家庭促進 (たとえば「仕事の経験が、家庭での問題解決に役に立つ」) 「仕事をしているおかげで、家族にとっても魅力的な存在になれる」) や家庭→仕事促進 (たとえば、「家族と話すことが、仕事上の問題解決に役に立つ」) 「家族と話すことが、仕事上の問題解決に役に立つ」) は、抑うつと負の相関を、生活満足度、自尊感情と正の相関を示すことを報告している<sup>(55)</sup>。仕事と家庭、相互で得たスキルや人的資源を領域横断的に活用することで、ポジティブな心理的効果をもたらされると考えることができる<sup>(56)</sup>。

(51) Houliort, L.C & Bourdeau, S: Work-life balance: The good and the bad of boundary management. *International Journal of Psychological Studies* 8; 133-146, 2016

(52) Kossek, E.E., Lautsch, B.A., & Eaton, S. C. Telecommuting, control, and boundary management: Correlates of policy use and practice, jobcontrol, and work-family effectiveness. *Journal of Vocational Behavior* 68; 347-367, 2006

(53) 矢澤美香子 (2018) 「ワーク・ライフ・インテグレーションに関する研究の現状と課題」『武蔵野大学心理臨床センター紀要』第18号, p. 20.

(54) 太田さつき (2006) 「多重な役割従事と心理的 well-being との結びつき—役割間の関係性を含めた検討—」『心理学研究』76, pp. 503-510.

(55) 富田真紀子・西田裕紀子・丹下智香子・大塚礼・安藤富士子・下方浩史 (2019) 「中高年者に適用可能なワーク・ファミリー・バランス尺度の構成」『心理学研究』

(56) 矢澤美香子, 前掲稿, p. 20

以上のことを踏まえると、役割や領域について、状況や立場に応じて独立的にも統合的にも捉えることができ、柔軟な対処を取ることができるかが、実際的にはポジティブな心理的効果に影響する。自らの役割・領域境界についての心理的障壁をいかにコントロールするか、という境界マネジメント (boundary management; Ashforth et al., 2000) の重要性も指摘されている<sup>(57)</sup>。

近年、わが国においても、ワーク・ライフ・インテグレーションの実現に向けた具体的な取り組みが始まっている。たとえば、日本アイ・ビー・エム株式会社 (2014) では、多様な労働時間制度やe-ワーク制度 (部分的在宅勤務制度)、ホームオフィス制度 (全日的在宅勤務制度) やサテライトオフィスを利用といった「時間と場所を選ばない働き方の推進」、上司ではなく部下自分自身で仕事をコントロールし、計画的に休暇を取る「仕事と生活の高次元セルフコントロール」などの取り組みを導入している<sup>(58)</sup>。また、オリンパス株式会社 (2018) は、育児・介護の両立支援施策の拡充として、「在宅勤務制度」や「労働時間短縮制度」、配偶者の転勤や育児・介護などのやむを得ない理由で退職する従業員に、再入社のための応募機会を提供する「リエントリー制度」、管理職に対して育児・介護に一時的に専念しなければならない状況になった時に、希望すれば一時的に役職を離れることができる「役割フレックス制度」やその他多様な休暇制度などを取り入れている<sup>(59)</sup>。これらは、生活領域や人生役割の統合だけではなく、統合と分離の間にも柔軟性を持たせ、相互の移行を容易にする支援といえるだろう<sup>(60)</sup>。

今後もこうした組織の制度、仕組みといった外的要因、すなわち「社会的要因」の整備や改革が急がれる。同時に、それらを活用する労働者側の内的要因、すなわち個人の「心理的要因」にも目を向けることが重要であろう。ワークの重さとライフの重さの直接的経験・認識の主体は労働者だからである。

ワーク・ライフ・インテグレーションでは、ワークとライフを流動的に運営することによって、相乗効果が発揮され、生産性、成長拡大を実現することが目指されるが、最も重要なアウトカムは、個人の生活の質や充実感、幸福感が向上することであり、それらは企業組織、さらに社会全体の福利の増進につながるものである。したがって、外的枠組みを整えるだけではなく、それらの多様な社会的支援を効果的に活用していけるよう、ワーク・ライフ・インテグレーション施策やソーシャルネットワークの活用スキルなど、個人の持つ多様でポジティブな心理的要因を高めていく支援とそれらがもたらす効果の測定が重要である。

また、職種、業種によっては、裁量労働制やテレワークなど柔軟な働き方の制度を導入することが困難であったり、適さない場合もあるだろう。しかし、社会的要因の変革が容易ではない場合にも、個人がワーク・ライフ・インテグレーションを意識した働き方、生

(57) 矢澤美香子, 前掲稿, p. 20

(58) 日本アイ・ビー・エム株式会社 (2014) 「『職務等級制度と納得性の高い人事評価制度及び場所・時間を選ばない働き方に資する施策とモバイルツールの活用』による働き方・休み方」 <https://work-holiday.mhlw.go.jp/detail/0206.pdf> (アクセス日: 2020年9月20日)

(59) オリンパス株式会社「ワークライフ・インテグレーションの推進」 <https://www.olympus.co.jp/recruit/newgraduates/work-life-integration/index.html> (アクセス日: 2020年9月20日)

(60) 矢澤美香子, 前掲稿, pp. 20-21.

活の仕方を段階的に取り入れていくことが、ポジティブな心理的効用につながる可能性も考えられる<sup>(61)</sup>。

## 6. おわりに

ワークとライフの二項対立、相互相殺を超えた概念、というのがポイントであり、こうした高次元における両者の弁証法的統合を介した長期的な発展を志向する視点がワーク・ライフ・バランスの概念には必要である。政府主導で進められている「働き方改革」の議論においても、労働時間短縮や生産性向上、企業収益の改善、賃金の上昇といった数量的側面のみが強調され、職場における働く人々の精神的な充実、人間としての成長等に関しては等閑視される傾向にある。グローバル競争がますます熾烈になっている今こそ、より長期視点に立った人間、企業、社会の質的發展に根差し、経営システムという広い枠組みの中で、構造的にワーク・ライフ・バランスを模索することが必要なのである。

### 〔参考文献〕

- Ashforth, B. E., Kreiner, G. E., & Fugate, M. : All in a day's work: Boundaries and micro role transitions. *The Academy of Management Review* 25; 472-491, 2000
- Goode, W. J. : A Theory of Role Strain. *American Sociological Review* 25; 483-496, 1960
- Greenhaus, J. H. & Powell, G. N. : When work and family are allies: A theory of work-family enrichment. *Academy of Management Review* 31; 72-92, 2006
- Houliort, L.C & Bourdeau, S: Work-life balance: The good and the bad of boundary management. *International Journal of Psychological Studies* 8; 133-146, 2016
- Kossek, E. E. & Ozeki, C. : Work-family conflict, politics, and the job-life satisfaction relationship: A review and directions for organizational behavior human resources research. *Journal of Applied Psychology* 83; 139-149, 1998
- Kossek, E.E., Lautsch, B.A., & Eaton, S. C. Telecommuting, control, and boundary management: Correlates of policy use and practice, jobcontrol, and work-family effectiveness. *Journal of Vocational Behavior* 68; 347-367, 2006
- Markel K. S. & Frone, M. R. : Job characteristics, work-school conflict, and school outcomes among adolescents: Testing a structural model. *Journal of Applied Psychology* 83; pp. 277.-287, 1998
- Rothbard, N., Phillips, K., & Dumas, T. : Managing multiple roles: Work-family policies and Individuals' desires for segmentation. *Organization Science* 16; 243-258, 2005
- Sieber, S. D. : Toward a theory of role accumulation. *American Sociological Review* 39; 567-578, 1974
- 安藤史江 (2020) 「ダイバーシティ時代における職場の牽引要件」『日本経営学会誌』第44号

---

(61) 矢澤美香子, 前掲稿, p. 21.

- 伊岐典子 (2012) 「ワーク・ライフ・バランスを考える」労働政策研究・研究機構編『ワーク・ライフ・バランスの焦点』
- 一般社団法人日本テレワーク協会 (2016) 『2020年に向けたテレワークによるワークスタイル変革の実現—8の提言』
- 今野浩一郎・佐藤博樹 (2020) 『人事管理入門 (第3版)』日本経済新聞出版
- 太田さつき (2006) 「多重な役割従事と心理的 well-being との結びつき—役割間の関係性を含めた検討—」『心理学研究』76, pp. 503-510.
- オリンパス株式会社「ワークライフ・インテグレーションの推進」<https://www.olympus.co.jp/recruit/newgraduates/work-life-integration/index.html> (アクセス日: 2020年9月20日)
- 上林憲雄 (2019) 「経営学におけるワーク・ライフ・バランス」『大原社会問題研究所雑誌』
- 熊谷謙一 (2007) 「CSRと国際労働運動」『労働CSR 労使コミュニケーションの現状と課題』NTT出版
- 「経団連企業行動憲章 実行の手引き」<http://www.keidanren.or.jp/japanese/policy/kcbc/index.html> (アクセス日: 2020年9月20日)
- 厚生労働省 (2004) 『労働におけるCSRのあり方に関する研究会中間報告書』
- 佐藤博樹・武石恵美子編著 (2011) 『ワーク・ライフ・バランスと働き方改革』勁草書
- 島田恭子・島津明人 (2012) 「ワーク・ライフ・バランスのポジティブ・スピルオーバーと精神的健康」『産業精神保健』第20号
- 谷口真美 (2005) 『ダイバーシティ・マネジメント—多様性をいかす組織』白桃書房。
- 富田真紀子・西田裕紀子・丹下智香子・大塚礼・安藤富士子・下方浩史 (2019) 「中高年者に適用可能なワーク・ファミリー・バランス尺度の構成」『心理学研究』
- 内閣府男女共同参画局: 「ワーク・ライフ・バランス」推進の基本的方向報告, 2007
- 内閣府男女共同参画局: 「仕事と生活の調和」実現度指標の在り方, 2007
- 内閣府男女共同参画局: 内閣府男女共同参画社会に関する世論調査, 2012
- 中川誠士 (2020) 「ワーク・ライフ・バランスの論理構造」『日本経営学会誌』第44号
- 日本アイ・ビー・エム株式会社 (2014) 「『職務等級制度と納得性の高い人事評価制度及び場所・時間を選ばない働き方に資する施策とモバイルツールの活用』による働き方・休み方」<https://work-holiday.mhlw.go.jp/detail/0206.pdf> (アクセス日: 2020年9月20日)
- 林正樹 (1998) 『日本的経営の進化』税務経理協会
- 三戸浩 (2020) 「“働き方改革”に経営学がどう応えるか—日本人の働き方の過去・現在・未来を変える—」『日本経営学会誌』第44号
- 矢澤美香子 (2018) 「ワーク・ライフ・インテグレーションに関する研究の現状と課題」『武蔵野大学心理臨床センター紀要』第18号
- 山口一男 (2009) 『ワークライフバランス—実証と政策提言』日本経済新聞出版社
- 労働政策研究・研修機構 (2009) 『雇用システムと人事戦略に関する調査 (2007年調査) 調査シリーズ No. 53

(2020.9.21 受稿, 2020.11.17 受理)



—Abstract—

The expression work-life balance tends to be thought of as accurately expressing the task as it is being tackled. However, there is no doubt that the issues that are being tackled theoretically and practically in the name of work-life balance are extremely important, but the concept of work-life balance has not been addressed. The situation is occurring.

In order to clarify the fundamental problem of the above situation, we examine work-life balance in the management system, that is, structured work-life balance, and consider the relationship between the concept and practice of work-life balance.

〔論 説〕

## 大学と地域の連携活動をめぐる現状と行政の役割に関する一考察

—岐阜県中津川市「域学連携事業」を事例として—

小 口 広 太

### 1. はじめに—研究の背景と目的—

近年、大学と地域の連携活動が各地で展開している。その背景には、主に大学による地域と社会への貢献、大学教育におけるアクティブラーニングの推進、地域再生の実践がある。

まず、大学側の背景を見ていく。2005年1月の中央教育審議会答申「我が国の高等教育の将来像」では、大学が有する社会貢献機能の重要性に言及した。その後、2006年12月の教育基本法の改正とこれを踏まえた2007年6月の学校教育法の改正では、研究と教育の成果を広く社会に提供し、貢献する役割を大学の「第三の使命」として位置付けた。つまり、大学は積極的に地域と社会に関わり、その強みを活かした独自の役割が求められている。

教育の観点からは、アクティブラーニングの推進がある。2012年8月の中央教育審議会答申「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて」をきっかけに、アクティブラーニングが政策的に推進されることになった。アクティブラーニングの定義については、次のように述べられている。

「教員による一方向的な講義形式の教育とは異なり、学修者の能動的な学修への参加を取り入れた教授・学習法の総称。学修者が能動的に学修することによって、認知的、倫理的、社会的な能力、教養、知識、経験を含めた汎用的能力の育成を図る（中央教育審議会、2012, p. 37）」

アクティブラーニングは従来のように教員が教壇に立ち、一方的に話し、学生が聞くだけの受動的な講義法ではなく、学生が授業に参加し、双方向的な関係性のなかで展開する能動的な学修を指す。つまり、教員と学生と一緒に授業をつくるのがアクティブラーニングの基本といえる。その主たる目的は、能動的な学修をつうじて学生が専攻した専門分野の知識を修得するとともに、社会力や人間力のような汎用的能力を身に付けることにある。

また、アクティブラーニングの実践方法については、次のように述べられている。

「発見学習、問題解決型学習、体験学習、調査学習等が含まれるが、教室内でのグループ・ディスカッション、ディベート、グループ・ワーク等も有効なアクティブ・ラーニングの方法である（中央教育審議会、2012, p. 37）」

アクティブラーニングは教室でのグループディスカッション、ディベート、グループワークから体験や現地調査など学外のフィールドを中心とした活動まで幅広い。そのなかで、学習者主導型による高次のアクティブラーニングとして位置付けられる問題解決型学習（Project Based Learning：PBL）は、既有的知識を活用しながらフィールドワークや体

験学習、実習などで地域との連携活動を実践し、与えられた課題の解決や自ら定めた問題を探究する学習方法である(成田2016)。つまり、大学は教育の新たな展開と社会を担う人材育成に向けて、その実践のフィールドとなる地域に期待を寄せている。

続いて、受け入れ地域側の背景を見ていく。農山村地域では、人口減少などに伴う様々な社会的な課題を抱えている一方で、その解決に向けた地域再生の取り組みが各地で生まれている。そのような実践のなかで、図司(2012, 2014)は地域サポート人材の役割に焦点を当て、その導入と人材育成の重要性を指摘している。

地域サポート人材とは、地域外からの人材(外部人材)の活用を指す。その先発的な動きは、1990年代半ば以降、NPO法人地球緑化センターが実施する「緑のふるさと協力隊」(『農山村再生若者白書2010』編集委員会2010, 『農山村再生若者白書2011』編集委員会2011, 『農山村再生若者白書2012』編集委員会2012)や都市部の学生が農山村で活動する「地域づくりインターン」(宮口・佐久間・筒井・木下2010, 筒井2016)など民間レベルで始まった。国レベルでは、2009年度から総務省が「集落支援員」や「地域おこし協力隊」の制度を導入し、政策的に地域サポート人材の活用を推進している。

本稿で対象とする大学と地域の連携活動も、地域サポート人材の活用によって位置付けられる。大学と地域の連携活動は教員、ゼミナール、学生個人による研究や社会的活動などによって取り組まれることが多い。とりわけ、社会科学系の大学や学部ではフィールドワークを伴う教育や研究も多く、さらに前述したアクティブラーニングの導入などを背景に、地域で活動する科目も少なくない。国レベルでは、2012年度から総務省が「域学連携」地域づくり活動を推進し、大学と地域の連携をサポートしている<sup>(1)</sup>。

「域学連携」地域づくり活動とは、「大学生と大学教員が地域の現場に入り、地域の住民やNPO等とともに、地域の課題解決又は地域づくりに継続的に取り組み、地域の活性化及び地域の人材育成に資する活動」を指す<sup>(2)</sup>。つまり、大学生が持つ行動力やアイデア、教員が持つ知識や情報、経験、人的ネットワークなどを地域再生の実践に活用していくことが目指されている。

大学と地域の連携活動に関する研究としては、実際に取り組む教員自身による実践の分析がある(大西・竹内ほか2016, 赤池・大崎ほか2019, 平井2019, 井尻・江藤ほか2020など)。個別事例の分析では、教員、学生、地域関係者間の地域連携活動に対する意識ギャップ(内平・中塚・加古2009)、移動コストによる限定性(内平・中塚2014)、活動の段階性(中塚・内平2014)などを考慮する必要性が指摘されている。

中塚・小田切(2016)は、大学と地域の連携活動を「交流型」「価値発見型」「課題解決実践型」「知識共有型」に類型化し、こうした大学・大学生と農山村の相互発展モデルを回す地域コーディネーターの重要性を明らかにしている。

地域コーディネーターについては、内平・中塚(2011)が農村地域サテライトによる組

(1) 総務省は、「域学連携」地域づくり実証研究事業(2012年度実施, 16団体), 「域学連携」地域活力創出モデル実証事業(2012年度補正・2013年度実施, 16団体), 「域学連携」実践拠点形成モデル実証事業(2013年度実施, 5団体)の3事業を実施した。

(2) 総務省HP ([https://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/jichi\\_gyousei/c-gyousei/ikigakurenkei.html](https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/ikigakurenkei.html)) 最終閲覧日: 2020年8月10日

織的支援の有効性を指摘し、神戸大学の篠山フィールドステーション（中塚・内平 2014, 中塚 2015, 中塚・小田切 2016）や高知大学の安芸サテライトオフィス（赤池・大崎ほか 2019）などの実践的研究もある。

このように、大学・大学生、地域コーディネーターなど大学側の主体を分析した研究がある一方で、受け入れ地域側の実態については焦点が当てられてこなかった。

そこで本稿では、受け入れ地域の行政が果たす役割に注目する。大学と地域が同一市内や県内にあれば、教員が研究や社会的活動など個人的なつながりをきっかけに、大学と地域の連携活動に発展する可能性がある。ただし、大学と地域に何も接点がない場合、どちらかがアプローチしなければ、活動は生まれない。そのような状況で、両者の接点をつくり、窓口となるのが行政である。

本稿では、岐阜県中津川市が取り組む大学と地域の連携活動「域学連携事業」を事例として取り上げ、大学・大学生の受け入れの実態と現状を分析するとともに、行政が果たす役割について検討する<sup>(3)</sup>。

## 2. 岐阜県中津川市の概要

岐阜県中津川市は、県の南東部に位置している。その歴史を見ると、東海道、中山道などが通る交通の要衝で、人々の交流をつうじて商業と文化が栄えた。現在では多くの企業が立地し、県内有数の工業製品出荷額を誇っている。周囲は山々に囲まれ、農林業や飛騨牛などの畜産業、建築業や木工業、和菓子（栗きんとん）のような食品の地場産業も有名である。

また、2027年のリニア中央新幹線開業に伴い、中津川市にはリニア岐阜県駅と中部車輛基地が設置される。交通の利便性から産業の誘致、都市への通勤や通学、都市からの移住、二地域居住などリニア中央新幹線を活かしたまちづくりとその効果の波及を目指している（中津川市 2020）。

人口は、1995年の85,387人をピークに減少している。人口年齢3区分の推移と割合（表1）を見ると、15歳未満、15～64歳以下が減少傾向にある。そのなかでも、2015年時点の15歳未満人口は、1980年と比べてほぼ半減している。一方で、65歳以上は一貫して増加しており、2015年時点で31.0%を占めている。これは、全国平均の28.1%よりも高い。こうした現状が、域学連携活動に取り組むひとつの背景となっている。

## 3. 域学連携事業の展開と政策的位置付け

それでは、域学連携事業の展開過程について整理し、地域政策における域学連携事業の位置付けを確認する。

---

(3) 中津川市の域学連携事業については、2019年9月10日に実施した中津川市役所定住推進部市民協働課へのヒアリングにもとづいている。また、活動内容については、中津川市のホームページやFacebookなども参照している。

表1：人口年齢3区分の推移と割合

年	15歳未満(人)		15～64歳(人)		65歳以上(人)	
	人数	割合(%)	人数	割合(%)	人数	割合(%)
1980	19,454	23.3	54,265	65.0	9,820	11.8
1985	18,301	21.7	54,712	64.8	11,366	13.5
1990	15,998	19.0	54,917	65.1	13,495	16.0
1995	14,460	16.9	54,331	63.6	16,596	19.4
2000	13,085	15.4	52,611	61.9	19,305	22.7
2005	12,100	14.4	50,751	60.4	21,229	25.2
2010	11,086	13.8	47,053	58.3	22,489	27.9
2015	10,320	13.1	43,890	55.9	24,383	31.0

資料：総務省「国勢調査」より筆者作成

注：各年10月1日現在

### (1) 域学連携事業の展開過程

域学連携事業の展開は、「加子母地区における先駆的活動(1995年～)」「行政主導による域学連携事業の開始(2013年～)」「域学連携活動の交流拠点づくり(2018年～)」に区分できる(表2)。

表2：域学連携事業に関する動向

年月	主な取り組み	年月	主な取り組み
1995	加子母木匠塾で学生の活動開始	2015・12	岐阜大学と包括連携協定を締結
1999	加子母明治座で学生の活動開始	2017・7	名古屋外国語大学と包括連携協定を締結
2005・2	平成の大合併で新・中津川市誕生(注)	2017・8	大正大学と包括連携協定を締結
2013	加子母むらづくり協議会が「域学連携」地域活力創出モデル実証事業に採択	2018・9	中部大学と包括連携協定を締結
2013・2	中京学院大学と包括連携協定を締結	2018・10	中津川市総合計画中期事業実施計画の策定 coagari改修ワークショップ
2013・4	市役所定住推進部に市民協働課を設置	2018・11	coagariロゴづくりワークショップ
2014・3	中津川市総合計画基本構想の策定	2019・2	東海学園大学と包括連携協定を締結
2015・3	至学館大学と包括連携協定を締結		文京学院大学と包括連携協定を締結
2015・8	学習院大学と包括連携協定を締結		域学連携活動拠点「coagari」のオープン

資料：中津川市役所定住推進部市民協働課提供資料および中津川市HPより筆者作成

注：中津川市は、13地区(中津、苗木、坂本、落合、阿木、神坂、坂下、川上、加子母、付知、福岡、蛭川、山口)で構成されている。

中津川市では、加子母地区(当時：加子母村)が最も早く大学生の受け入れを開始した。加子母地区は市の最北端に位置し、面積の9割以上が山林に囲まれている。農林業の盛んな地域だが、林業の低迷や高齢化による担い手不足など課題が生じていた。

こうした状況のなか、合併前の1995年から「加子母木匠塾」を開講し、1999年からは

築120年以上の芝居小屋「加子母明治座」で毎年開催される地歌舞伎の大道具の手伝いを大学生が行い、クラシックコンサートでは奏者が大学生と卒業生を中心に活動している。2012年に「加子母むらづくり協議会」を立ち上げて大学生との連携活動を進め、2013年度には加子母むらづくり協議会が総務省の「「域学連携」地域活力創出モデル実証事業」に採択された。

中津川市は、このような加子母地区の先駆的な実践にならって「学生が訪れ、地域とふれあう街」を目指し、地域をキャンパスに見立てた「学生参加のまちづくり」に取り組み始めた。2013年2月に、市内に唯一キャンパスを置く中京学院大学と包括連携協定を締結すると、2013年度から域学連携事業を本格的に開始し、同年4月に新設された定住推進部市民協働課を域学連携事業の窓口とした。

2013年度から2019年度に活動した大学数は計29校、活動延べ人数は計30,576人になる。そのうち、包括連携協定を締結している大学は9校である。包括連携協定のメリットは、大学側にとってはフィールドや実習先、活動費の確保などが挙げられる。行政側から見ると、地域活性化や地元の地域づくり人材育成、成果発表会への参加につながっている。

表3：大学・大学生の活動状況

年度	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019
活動した大学数	16	18	18	18	18	18	18
活動延べ人数	4,969	3,213	4,679	4,819	6,191	6,705	7,156
前年比	100%	65%	146%	103%	128%	108%	107%

資料：中津川市役所定住推進部市民協働課提供資料より筆者作成

注：活動延べ人数は、学生1人につき1日の活動として計算

大学・大学生の活動状況（表3）を見ると、2014年度以降は活動停止や新規活動が入れ替わりながら18校の大学が活動し、10地区で受け入れている。活動延べ人数は2017年度以降6,000人を超え、2019年度は7,156人となった。定住推進部は各地区の事務所を所管しているため、その所長が集まる会議で域学連携活動の希望を募っている。市民協働課は大学側から域学連携活動の希望があった場合、各地区におけるこれまでの活動実績を示し、引き合わせている。

## (2) 地域政策としての域学連携事業

2014年3月に策定された中津川市総合計画基本構想（2015-2026年度）では、「かがやく人々 やすらげる自然 活気あふれる中津川」という将来像を掲げている。その基本理念のひとつに「人々がかがやくまち中津川」があり、政策の柱のうち「地域の活力があるまち」の施策「協働・市民活動」のなかで、域学連携の推進を位置付けている。

また、基本構想における中津川市総合計画中期事業実施計画（2019-2022年度）では、「リニア開業に向けた基盤整備」と「若者の地元定着・移住促進の強化」が重点施策である。「若者の地元定着・移住促進の強化」では、「未来を担う若者の市外流出を抑制し、地元定着を図り、その若者たちが多くの子もたちを安心して産み育てることができるまち」

を目指している。そのなかの重点目標のひとつとして「大学・高校、地域と連携し、地域づくり人材の育成、地域資源の発掘・活用、地域教育の充実など自立的な地域づくりと地域の活性化を推進」がある。

このような地域政策による積極的な位置付けもあり、表2、3を見ると、2015年度以降、包括連携協定の締結数と学生の活動人数が増加している。中期事業実施計画における域学連携交流人口の目標値は、2022年度までに年間7,000人と設定しているが、2019年度に達成した。

### (3) 域学連携活動の交流拠点づくり

2018年度からは、中心市街地・本町地区の中津川宿に「coagari」をオープンし、域学連携活動の拠点づくり事業を開始した。coagariは大学生や高校生が地域住民、地元企業、行政など多様な人々と関わり、地域の魅力を創出し、発信することを目的としている。

coagariは、江戸末期の町屋を改修したゲストハウス「天満屋」内にある。天満屋にはカフェも併設され、域学連携で活動する学生も宿泊している。coagariのスペースは、大学生と高校生が専門家とのワークショップで木の特質や床板の張り方などを学び、改修した。学生からの提案で、掘りごたつもつくった。coagariという名称は、この場に集う多様な人々が協力する「co(共同)」と「小上がり(こあがり)」を意味し、学生が考案した。ロゴマークは、学生がデザイナーとのワークショップでデザイン制作を学び、決めた。

coagariの活動には、地元にある中津高校を中心とした高校生も参加している。中津川市の高校生を対象に実施した就職に関する意識調査(2017年度)では、「地元で就職したいと思わない」が59.1%と半数以上を占め、そのうち最も多い28.1%が「市外に出たい」を回答した。こうした回答の理由のひとつに、高校生が地域を知らないことが挙げられるという(林2019)。

市民協働課で域学連携事業を担当する林氏は、次のように述べている。

「愛着がないっていうことはなぜかという、そもそも中津川地域を知らない。だから帰って来ようと思わないのではないかと。域学連携で地域と関わるような活動を高校生含めて行うことで愛着を持ってもらい、将来的には地元への回帰につなげたいと考え、活動拠点づくりを始めました」

coagariでは、大学生と高校生が勉強やミーティング、休憩など自由に利用ができ、日常的に開かれた場となっている。域学連携活動に参加する学生同士だけではなく、大学生が高校生に勉強を教えるなど縦のつながり、交流も生まれているという。

また、定期的にイベントも開催している。2019年度は自分の興味のあるニュースや気になること、身近で起きた出来事について話し合う「放課後ニューストーク」、中津川市役所の若手職員を招いて交流する座談会には、市役所に就職を希望する大学生と高校生が参加した。中津高校の生徒と中京学院大学の学生のプロジェクトチーム「やろまい課」は、中心市街地をフィールドに地域の魅力や課題を発見するワークショップを実施し、自分たちが住みたい、面白いと思う地域に近づけるための活動に取り組んだ。

参加した高校生からは、「地域で活動し、地域の知らなかった魅力を知ることができた」「将来地元に戻ってきて生かしたい」「他の大学生や高校生と触れ合える機会があって良かった」という声が聞かれた。

域学連携事業が地元の高校・高校生とつながると、活動のさらなる発展が期待できる。今後は、キャリア教育の観点から高大接続や高校生の課題探究能力など自分たちで考え、行動できるスキルの習得を目指している。そのため、教室での授業だけではなく、地域をフィールドに大学生や地域住民と交流し、活動する機会を準備していく予定である。

#### 4. 域学連携活動の現状と特徴

続いて、域学連携活動の現状と特徴を見ていく。2018年度と2019年度に実施した域学連携活動について、大学の立地地域別に整理した（表4、表5）。

2019年度の活動一覧を見ると、域学連携活動に参加する大学は県内だけではなく、中部、近畿、北陸のように岐阜県と隣接、近隣の府県が中心である。さらに、関東圏の大学も積極的に受け入れている。

加子母地区では、18校のうち11校が活動している。活動延べ人数は5,000人を超え、全体の約7割を占めている。受け入れの中心は、加子母木匠塾である。加子母木匠塾は、

表4：2018年度に実施した域学連携活動の一覧

立地	大学名	主な活動内容	活動地区	延べ人数
県内	中京学院大学	レシビ開発	坂下	368
		各種ボランティア活動	全域	
県内	岐阜大学	空き家の住民意識調査（授業）	阿木	29
中部	名城大学	加子母木匠塾	加子母	792
中部	日本福祉大学	教育ワークショップ	加子母	112
中部	名古屋工業大学	地域づくり活動	加子母	280
中部	名古屋外国語大学	宿泊研修（授業）、調査	全域	203
中部	愛知芸術大学	小学校での演奏	全域	64
近畿	滋賀県立大学	加子母木匠塾	加子母	613
近畿	立命館大学	加子母木匠塾	加子母	796
近畿	京都造形芸術大学	加子母木匠塾	加子母	492
近畿	京都工芸繊維大学	加子母木匠塾	加子母	863
近畿	京都大学	加子母木匠塾	加子母	
北陸	金沢工業大学	加子母木匠塾	加子母	767
関東	東洋大学	加子母木匠塾	加子母	692
関東	東京工業大学	空き家調査、拠点改修	本町	99
関東	文京学院大学	イベント手伝い・参加	全域	42
関東	明治大学	農業実習（授業）	福岡	70
関東	大正大学	地域実習（授業）	全域	423

資料：中津川市役所定住推進部市民協働課提供資料より筆者作成



表5：2019年度に実施した域学連携活動の一覧

立地	大学名	主な活動内容	活動地区	延べ人数
県内	中京学院大学	各種ボランティア活動	全域	458
中部	中部大学	駅前広場空間の提案	中津	22
中部	名城大学	加子母木匠塾	加子母	786
中部	日本福祉大学	教育ワークショップ	加子母	68
中部	名古屋工業大学	地域づくり活動	加子母	160
中部	名古屋外国語大学	宿泊研修(授業)、留学生ツアーなど	馬籠・本町	126
中部	東海学園大学	令和共生の森づくり事業	加子母	48
近畿	滋賀県立大学	加子母木匠塾	加子母	647
近畿	立命館大学	加子母木匠塾	加子母	859
近畿	京都造形芸術大学	加子母木匠塾	加子母	580
近畿	京都工芸繊維大学	加子母木匠塾	加子母	760
近畿	京都大学	加子母木匠塾	加子母	
北陸	金沢工業大学	加子母木匠塾	加子母	773
関東	東洋大学	加子母木匠塾	加子母	717
関東	東京工業大学	中心市街地公共空間調査	中津	124
関東	文京学院大学	さらさどうだんライトワークショップ、 中山道ナイトウォーク	落合	58
関東	明治大学	農業実習(授業)	福岡	80
関東	大正大学	地域実習(授業)	全域	890

資料：中津川市役所定住推進部市民協働課提供資料より筆者作成

全国から集まった大学生が木材や産直住宅関連の事業所などの協力により木造建築を学ぶほか、地元住民と交流し、農林業や地域資源の継承を考えるフィールドワークやワークショップなど地域活性化を目指す活動である。活動人数は大学ごとに10~40人と異なるが、学生有志が実行委員会を組織し、毎月幹事会を開きながら活動内容を決めている。加子母木匠塾は学生主体の活動であることから、大学との包括連携協定は結んでいない。

加子母木匠塾以外は、授業やゼミナール単位の活動がほとんどである。なかには、正課の必修科目に位置付けている大学もある。活動日数はイベント単位や年度単位、複数年実施など大学ごとに異なる。活動テーマは農林業、建築、食、観光、伝統文化、空き家改修、教育など多分野にわたり、その内容はイベントへの参加・手伝いや地域住民との交流から商品開発、調査研究、ワークショップまで幅広い。

活動範囲は、各地区と市全域に分かれる。各地区を対象にした活動は、ひとつの地区で継続する取り組みと毎年地区を変えて活動する取り組みがある。市全域を対象にした活動は、市主催のイベントや複数の地区をまたいで活動する取り組みがある。

域学連携活動は、基本的に大学側のアプローチから始まる。中京学院大学、岐阜大学、

文京学院大学の活動は市民協働課が仲介し、活動内容やスケジュールの調整も行っている。ただし、加子母木匠塾のようにすでに長年の蓄積がある活動、教員やゼミナール独自で連絡を取り合っている活動については、市民協働課が深く関わることはなく、何か相談などがあれば対応する程度である。

市内、近隣の大学は、日帰りの活動である。最も期間が長い活動は、大正大学の地域実習で42日間、続いて加子母木匠塾の約1カ月である。名古屋外国語大学は、2018年度から授業の一環で1週間の宿泊研修を実施しており、2019年度は「おいでん祭」という夏祭りで天満屋の前に出店した。さらに、地域の魅力を発信するPR動画も制作した。宿泊研修の最終日には、coagariで地元住民などを招き、成果報告会を開催した。明治大学の農業実習は、農学部食料政策学科の2年次必修科目「ファームステイ実習」で、10人の学生が福岡地区にある4軒の農家（稲作、酪農）に分かれ、1週間の実習を行っている<sup>(4)</sup>。これら4つの取り組みは、大学がひとつの地区に深く関わりながら活動を進めている。

域学連携活動に係る経費への対応は、学生の自己負担、研究費や授業料からの充当など大学によって異なるが、中津川市の制度として「域学連携活動支援補助金」がある。補助対象は、交通費、宿泊費など旅費、講師や専門家への謝礼など報償費、事業の実施に必要な消耗品費、機材や車両などの燃料費、チラシ・ポスターの印刷製本費など需用費、事業の周知・連絡などに要する郵便料等の通信運搬費、保険料など役務費、その他の経費である。

申請は、1学校1事業である。補助対象者は、学生（大学生、大学院生、短期大学生および専門学校生）5人以上で構成される団体で、その活動を教員が指導していること、中津川市より域学連携参画支援業務委託を受けた大学の団体でないことを要件としている。

## 5. 域学連携活動の多彩な実践

次に、これまで見てきた域学連携活動の中から、中京学院大学、文京学院大学、大正大学の実践事例を取り上げる。

### (1) 中京学院大学

中京学院大学は、中津川市と瑞浪市にキャンパスを置く私立大学である。地元の大学として、中津川市と最も早く包括連携協定を締結し、積極的に域学連携活動に取り組んでいる。域学連携参画支援業務委託にもとづき、2019年度は市主催イベントの手伝いや実行委員会への参加、ボランティア活動、中学校での部活動指導、各種委員の委嘱など32の連携事業を行った。さらに、域学連携活動がボランティア関連の必修科目になった。

また、瑞浪市にある短期大学部健康栄養学科は、坂下地区と域学連携活動に取り組んでいる。坂下地区から「何か特産品を使った土産品をつくりたい」という要望を受けた市民協働課が健康や栄養、食品関係を専門にする健康栄養学科とつなぎ、活動内容やスケジュールを調整した。

2017年度は、そば粉を使用した土産品の開発に取り組んだ。市民協働課からは大学側

---

(4) 中津川市 HP (<http://www.city.nakatsugawa.gifu.jp/press/080667.html>) 最終閲覧日：2020年8月10日

に「そば粉を使用してほしい」というオーダーだけを伝え、学生は3つの試作品を準備した。地元のスーパーで試食会を行った結果、「丸ごと！そばタルト」を商品化し、地元のケーキショップで販売することになった。2018年度は、イノシシのひき肉を使用したレシピ開発に取り組んだ。

## (2) 文京学院大学

文京学院大学は、東京都文京区本郷と埼玉県ふじみ野市にキャンパスを置く私立大学である。大学のイベントとして、2年に1度、「五街道ウォーク」を開催している。五街道ウォークは、1994年に始まった日本の旧街道（東海道・中山道・甲州街道・日光街道・奥州街道）を駅伝方式で歩くウォーキングイベントである。両キャンパスの学生が組織する実行委員会は多彩なイベントを企画・運営し、歩いた周辺の地元住民と交流している<sup>(5)</sup>。

2014年と2016年は、中津川市と瑞浪市を走る旧中山道が会場となった。これをきっかけに、地元のお祭りへの出店など活動が始まり、2019年2月に中津川市と包括連携協定を締結した。

また、五街道ウォークでは中京学院大学のサポートを受け、両校の学生がともに歩いて親交を深め、現在も交流を続けている。2017年3月には、中京学院大学と相互交流に関する包括連携協定を締結した<sup>(6)</sup>。チームでタスキをつないで走行する「清流木曾川 中津川リレーマラソン」には、実行委員会に入っている中京学院大学の学生と混合チームを結成し、参加している。

2019年度は落合地区にも活動を広げ、落合宿のPR動画を制作した。さらに、7月の「落合津島神社祭典」では、学生が開発した手持ち型の「さらさどうだんライト」の販売や制作ワークショップ、その購入者と落合宿を練り歩く「中山道ナイトウォーク」を中京学院大学の学生と共同で実施した<sup>(7)</sup>。その後、11月の「三宿街道祭り」では新たに置き型のさらさどうだんライトも販売し、制作ワークショップを行った。

## (3) 大正大学

大正大学は、東京都豊島区巣鴨にキャンパスを置く私立大学である。大正大学と中津川市は、2017年度に包括連携協定を締結した。地域創生学部の教員が、以前、岐阜県内の高校に勤務していた際、積極的に地域連携活動を行っており、2016年に加子母地区で開かれた講演会の講師に招かれたことがきっかけである。

2016年4月に開設された地域創生学部は地域資源の活用を考え、地域課題を解決に導く力の習得を目的に、「若者が東京で学び、地域に回帰する」実践的な教育カリキュラムを設置している。そのひとつが必修科目「地域実習」で、2017年度から中津川市が受け入れている<sup>(8)</sup>。活動内容やスケジュールは、担当教員が受け入れ地区と相談し、決めている。

地域実習は全学年対象の必修科目で、4年間の活動内容には連続性がある。そのうち、

---

(5) 文京学院大学 HP (<https://www.u-bunkyo.ac.jp/original/gokaido/>) 最終閲覧日：2020年8月10日

(6) 文京学院大学 HP (<https://www.u-bunkyo.ac.jp/about/univ-collab/2017/03/201732.html>) 最終閲覧日：2020年8月10日

(7) 中津川市 HP (<http://www.city.nakatsugawa.gifu.jp/news/084937.html>) 最終閲覧日：2020年8月10日

1年生と3年生は同じ地域に滞在して活動する。2年生と4年生は提案した事業が実際に展開できるように大学でブラッシュアップを行う。

1年生は「地域の実情と地域創生の実践事例を知り、自身の企画構想力の糧および今後の学習の材料とする」、2年生は「地域情報・データとは何かを考え、知る」、3年生は「地域創生について、改善策や地域分析等に関する仮説を設定し、地域経済の活性化等に関する試行的実践を通じて分析・検証を行う」、4年生は「卒業研究や自身の卒業後のキャリア指向の整理、形成に取り組む」ことを目指している<sup>(9)</sup>。

実習テーマは、年度ごとに異なる。2018年度に中津川市で活動した1年生は「地域でシゴトづくり」をテーマに、付知地区にある企業と大学のある東京、学生のアイデアをつなぎ、地域資源を活用した新しい事業展開を提案した。

2019年度は1年生：7人と3年生：14人が滞在し、1年生が阿木地区、3年生が加子母地区に宿泊した。基本的に実習地は一地区だが、1年生は実習テーマが「関係人口の創出」で、地区同士の連携も視野に入れていたため、本町地区と付知地区でも活動した。付知地区では、3年生と一緒にサイクリングイベントなどに出店した。3年生は加子母地区と本町地区に分かれ、それぞれ設定したテーマで活動し、地域課題を解決するための事業提案を行った。

## 6. 域学連携事業の成果

域学連携事業では、各地区での活動報告会とともに、毎年2月に中津川市主催の成果報告会を開催している。各大学の参加は任意だが、包括連携協定を締結した大学や域学連携活動支援補助金を活用した団体は参加を条件としており、それに加え、市民協働課から発表をお願いする大学もある。

域学連携事業からは、様々な成果が生まれている。坂下地区では地域資源の商品化が実現し、加子母地区では長年、学生を受け入れてきた結果、7名が移住したという<sup>(10)</sup>。これらは、目に見えてわかる成果だが、域学連携事業の目的はそれだけではない。

例えば、落合地区はこれまで域学連携活動に取り組んでこなかったが、林氏の地元という個人的なつながりもあり、2019年度から文京学院大学の学生を受け入れ始めた。

林氏は、域学連携活動の目的として「賑わいをつくる」ことを挙げ、次のように述べている。

---

(8) 2019年度は2019年9月18日～10月29日まで、1年生：104名、3年生：94名が全国15地域で実習に取り組んだ。受け入れ地域は宮城県南三陸町、山形県長井市、山形県最上町、新潟県佐渡市、新潟県柏崎市・南魚沼市、福井県越前市（3年生のみ）、長野県箕輪町（1年生のみ）、長野県小布施市（1年生のみ）、岐阜県中津川市、静岡県藤枝市、兵庫県淡路市（1年生のみ）、鳥根県益田市、徳島県阿南市、宮崎県延岡市、鹿児島県奄美市である。

(9) 【大正大学プレスリリース】地域創生学部の学生42日間の地域実習始まる（<https://kyodonewsprwire.jp/release/201909170890>）最終閲覧日：2020年8月10日

(10) そのほかにも、2017年度に岐阜大学は阿木地区と連携し、移住促進のパンフレットを制作した。フィールドワークを行い、若者が少ないという課題を知った学生は、パンフレットをつうじて子育てのしやすさを発信し、若者や子育て世代を地域に呼び込もうと考えた。パンフレットには阿木地区の魅力や移住者へのインタビューが掲載されている。パンフレットの中身については、こちらを参照されたい。[http://www.city.nakatsugawa.gifu.jp/news/uploads/author85eaf/2018/ikigaku\\_agi\\_de\\_kosodate.pdf](http://www.city.nakatsugawa.gifu.jp/news/uploads/author85eaf/2018/ikigaku_agi_de_kosodate.pdf)

「域学連携と聞くと、学生と地域が連携して何かをしなければいけないというイメージを持ってしまいが、今年、落合で取り組む域学連携のコンセプトは、日常生活のなかに学生がいる風景をつくるということにした。学生の活動に興味を持ってもらうことを目指している」

地元住民からの反応は良く、学生が活動すると活気づくため、「来てくれて良かった」「来年も来てほしい」という声が聞かれた。こうした反応は、他の地区でも同様で、学生の受け入れをきっかけに「ちょっと頑張ってみようか」と活力が生まれ、地元住民の姿勢に変化を感じているという。

学生側の変化を見ると、例えば、大正大学は滞在期間が長いいため、学生の顔つきが初日と最終日で大きく変わる。そして、活動した地域のことを好きになり、最終日には泣いて別れを惜しむ姿が見られるという。その後、授業に関係なく、自発的にイベントの手伝いなどで再訪する学生も多い。

林氏は、次のように述べている。

「移住、定住してくださいでは、学生の負荷、責任が大きくなってしまう。私たちが伝えているのは、地元の大学生に中津川のことを好きになってほしいとか、中津川のことを語れるようになってほしいということ。地域から出て行ってしまったり、帰って来ないことは仕方がない。ただ、その行った先で中津川市のことを語ってPRしてほしいし、そういう人材になってほしいと考えている」

このように、域学連携事業では学生が活動への参加をつうじて地域で育つこと、そして学生が地域に関わり、それで終わりではなく、その後も中津川市のことを思い、ファンとして関わり続けることを期待している。これは、「関係人口<sup>(11)</sup>」の創出であり、広い意味で地域の担い手育成といえる。

## 7. むすびにかえて

以上のように、中津川市の域学連携事業は地域内外問わず多くの大学を全域的に受け入れ、実績を重ねている。冒頭の問題意識に立ち返り、これまで見てきた域学連携事業の展開と現状を踏まえ、行政が果たす役割について検討する。

1つ目は、域学連携活動のマッチングである。市民協働課は市主催のイベントやボランティア活動、各地区の活動と大学をつないでいる。この点については、中津川市が域学連携事業を地域政策の柱として位置付け、市民協働課をその窓口として設置したことが大きいといえる。

2つ目は、域学連携活動に関する多様な受け皿の提供である。中津川市では複数の大学を受け入れ、加子母木匠塾を除くと、市民協働課が大学の要望や地区の現状を見ながら柔軟な姿勢で対応し、オリジナルのプログラムを組み立てている。域学連携事業が移住・定住、インターンシップ、商品開発のような共通のプログラムを各大学に提供するのではな

---

(11) 関係人口とは、「移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域や地域の人々と多様に関わる人々のこと」を指す。総務省 HP (<https://www.soumu.go.jp/kankeijinkou/about/index.html>)  
最終閲覧日：2020年8月10日

く、あくまで地域と学生が関わることを目的にしているからであろう。こうした行政の姿勢が域学連携活動への障壁を下げ、複数の大学、地区の参加を可能にしている。

3つ目は、域学連携活動へのサポートである。具体的には、活動する学生へのサポートとして域学連携活動支援補助金を設けている。受け入れ地区に対しては、林氏が「学生をお客さんとしてもてなすのではなく、活動を見守ること、連続で人数の多い活動は入れないように」と伝えているとおり、負担が増加し、交流疲れにならないよう配慮している。これらは、域学連携活動が継続するためのサポートである。

4つ目は、域学連携活動に参加する学生同士のコミュニケーションづくりである。具体的には、成果発表会の開催と交流拠点づくりが挙げられる。域学連携活動は大学生と地域のコミュニケーションだが、その活動に参加する学生が大学の枠を超えて交流し、横断的につながる機会はなかった。成果発表会は地域活動の意義と課題を共有し、モチベーションを高める場であり、coagariは中津川市のことを考え、行動する学生が出会い、ともに活動できる場として機能している。

このように、市民協働課は大学と地区、学生同士をつなぎ、多様な主体が協働できるプラットフォームとしての役割を果たし、域学連携活動の面的展開を可能にしている。

最後に、域学連携事業の課題を見ていく。それは、受け入れ地区側の人材育成についてである。現時点で域学連携活動に参加していないのは、3地区である。その地区の現状を見ると、学生の受け入れ体制が整っていないことが理由として挙げられる。市民協働課は域学連携活動のマッチングや側面的なサポートは行うが、活動の運営は受け入れ地区の力量に左右される。例えば、加子母地区では加子母むらづくり協議会という組織があり、商品開発に取り組んでいる坂下地区では地元にある観光協会の会長がリーダーシップを取って進めているが、全ての地区がこうした環境にあるわけではない。

今後は、域学連携活動を運営する地域コーディネーターを受け入れ地区の中で育成し、その地域コーディネーターとプラットフォームを担う行政が連携するボトムアップ型の域学連携活動への展開が課題となるだろう。

## 謝辞

お忙しいなか、ヒアリング調査と原稿のチェックを快諾していただいた中津川市役所定住推進部市民協働課の方々に、この場を借りて心より御礼を申し上げます。

本稿の内容は、千葉商科大学経済研究所研究プロジェクト「産官学連携をつうじた社会課題解決型アクティブ・ラーニングの可能性（2019～2020年度、研究代表：小口広太）」における研究成果の一部である。

## 〔参考文献〕

赤池慎吾・大崎優・岡村健志・梶英樹『地域コーディネーションの実践—高知大学流地方創生への挑戦—』晃洋書房、2019年  
井尻昭夫・江藤茂博・大崎紘一・三好宏・松本健太郎『大学と地域—持続可能な暮らしに

- 向けた大学の新たな姿―』ナカニシヤ出版, 2020年
- 内平隆之・中塚雅也「移動コストによる地域連携活動の限定性と支援課題」『農林業問題研究』50(2), 2014年, pp. 119-124
- 内平隆之・中塚雅也「地域連携活動における農村地域サテライトの役割と課題」『農林業問題研究』47(1), 2011年, pp. 47-53
- 内平隆之・中塚雅也・加古敏之「地域連携活動における意識ギャップと評価手法に関する一考察」『農林業問題研究』45(1), 2009年, pp. 58-63
- 大西正志・竹内康博・佐藤亮子・山口信夫・米田誠司・宇都宮千穂『地域と連携する大学教育の挑戦—愛媛大学法文学部総合政策学科地域・観光まちづくりコースの軌跡—』ペリかん社, 2016年
- 関司直也「農山村における地域サポート人材の役割と受け入れ地域に求められる視点」『JC 総研レポート』Vol. 23, 2012年, pp. 23-29
- 関司直也『地域サポート人材による農山村再生』筑波書房, 2014年
- 地域実践活動に関する大学教員ネットワーク・総務省地域力創造グループ人材力活性化・連携交流室「大学教員との地域実践活動の現状について(地方自治体を対象としたアンケート調査取りまとめ結果)」2011年
- 中央教育審議会「我が国の高等教育の将来像」文部科学省, 2005年
- 中央教育審議会「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて」文部科学省, 2012年
- 筒井一伸「都市—農山村交流からはじめる田園回帰—協働に向かう「地域づくりインターン」の実践—」『にじ: 協同組合経営研究誌』653, 2016年, pp. 82-91
- 内閣官房都市再生本部「大学と地域との取組実態についてのアンケート調査結果」2005年
- 中井俊樹編著『シリーズ 大学の教授法3 アクティブラーニング』玉川大学出版部, 2015年
- 中塚雅也「大学との連携による農山村の再生」『JC 総研レポート』Vol. 33, 2015年, pp. 2-7
- 中塚雅也・内平隆之『大学・大学生と農山村再生』筑波書房, 2014年
- 中塚雅也・小田切徳美「大学地域連携の実態と課題」『農村計画学会誌』35(1), 2016年, pp. 6-11
- 中津川市『中津川市総合計画基本構想』2014年3月
- 中津川市『中津川市総合計画中期事業実施計画』2018年10月
- 中津川市『中津川市人口ビジョン【改訂版】』2020年3月
- 中津川市『中津川市まち・ひと・しごと創生総合戦略【改訂版】』2020年3月
- 成田秀夫『アクティブラーニングをどう始めるか』東信堂, 2016年
- 『農山村再生若者白書2010』編集委員会(2010)『緑のふるさと協力隊 どこにもない学校—農山村再生・若者白書〈2010〉—』農山漁村文化協会, 2010年
- 『農山村再生若者白書2011』編集委員会『緑のふるさと協力隊 響き合う! 集落(むら)と若者—農山村再生・若者白書〈2011〉—』農山漁村文化協会, 2011年
- 『農山村再生若者白書2012』編集委員会『緑のふるさと協力隊 若者たちの震災復興—農山村再生・若者白書〈2012〉—』農山漁村文化協会, 2012年
- 林隆太「地域で学ぶ学生たち—域学連携で将来の担い手育成—」『地域づくり 特集編 域学

連携による地域づくり』11月号，一般財団法人地域活性化センター，2019年，pp. 14-15  
平井太郎編著『ポスト地方創生—大学と地域が組んでどこまでできるか—』弘前大学出版  
会，2019年  
宮口侗廸・佐久間康富・筒井一伸・木下勇『若者と地域をつくる—地域づくりインターン  
に学ぶ学生と農山村の協働—』原書房，2010年

(2020.8.17 受稿，2020.10.23 受理)



〔抄 録〕

本稿の目的は、行政主導で大学と地域の連携活動「域学連携事業」に取り組む岐阜県中津川市を事例として取り上げ、大学・大学生の受け入れの実態と現状を分析するとともに、行政が果たす役割について検討することである。近年、大学と地域の連携活動が各地で展開している。中津川市では、地域内外から多くの大学を受け入れ、地域活性化に取り組んでいる。こうした域学連携事業の展開において行政は活動のマッチング、多様な受け皿の提供、活動へのサポート、活動に参加する学生同士のコミュニケーションづくりという多様な主体が協働できるプラットフォームとしての役割を果たしていることを明らかにした。今後の課題は、受け入れ地区の中で地域コーディネーターを育成することである。

〔論 説〕

## ブランドによって喚起される自己概念の内容

### —テキストマイニングを用いた比較分析—

櫻 井 聡

#### 1. はじめに

D. Aaker (1991) の *Managing Brand Equity* (邦訳書『ブランド・エクイティ戦略』1994年)の上梓を契機に、ブランド研究への関心の高まりは国内外とも衰えることなく大きな発展を遂げ<sup>(1)</sup>、マーケティング分野における主要な研究領域の1つになっている。

田中 (2017) は、ブランドとはなにかについて研究者や実務家の意見は一致してないことを指摘しつつ、様々な定義における要素やブランドの語源を考察することを通して、消費者行動研究の立場から、ブランドを「交換の対象としての商品<sup>(2)</sup>・企業・組織に関して顧客がもちうる認知システムとその知識」と定義している (田中, 2017; 8頁)。

この定義から分かるように、ブランドとは消費者の中で知識として構築される無形の存在なのである。また、Keller (1998) が、顧客ベース・ブランド・エクイティ (CBBE) の議論で、エクイティの源泉としての消費者の知識構造に注目しているところからも、ブランド構築における消費者の知識の重要性が分かるだろう。しかしながら、知識ないし知識の構成要素が、その消費者の自己と関連した重要性をもたなければ、知識があるとしても、それは単なる財でありブランドにはなりえない。

ブランドと自己との関連性に焦点を当てた研究には大きく2つの流れがある。1つは自己とブランドの結びつきであるブランド・リレーションシップと (e.g. Fournier, 1998)、もう1つはブランドの自己表現機能についてである (e.g. 朴, 2007; 柴田, 2012; 山本, 2018)<sup>(3)</sup>。

ブランド・リレーションシップは、消費者とブランドとの同一化 (consumer-brand identification) ないしブランド愛着 (brand attachment) を鍵となる概念としながら、消費者とブランド間の結びつき方によって説明され (cf. Sen et al., 2015)、理論的にも実証的にも多くの研究がなされている (cf. 久保田, 2017; 2018)。

一方、自己表現機能は、ブランドと消費者間の関係性を構築、成長、維持ないし促進させるためには不可欠であることが指摘されているにもかかわらず (e.g. 田中, 1997)、前

(1) 2010年頃までのブランド研究の流れについては、青木 (2011)、Keller (2002)、Keller and Lehman (2006) に詳しい。

(2) 明示してないが、ここでいう商品は商業ベースで取引される有形財と無形財の両者を指すと考えられる。

(3) ブランド・リレーションシップ研究は存在レベルのブランドを考察対象とするのに対し、自己表現の研究は、ブランドの属性としての自己表現機能を考察対象とするという視点の違いがある。しかしながら、自己表現機能がブランド価値を通して、ブランド・リレーションシップの構築に寄与していくので、両者は完全に切り離せるものでもない。

者と比べると十分な研究が行われていない。また、自己表現機能の研究において柴田(2012)は、自己関連性が高いブランドには、どのような自己概念が表出されているかを具体的に把握する必要性を指摘している。

そこで、本研究は、平常時とブランド使用時のそれぞれで具体的に喚起される自己概念を比較することで直接的に変化を捉え、ブランドによって喚起される自己概念を明示的に捉えることを目的としている。調査と分析では、大学生を対象に「自分にとって何らかの意味で重要な意味をもつブランド」をとりあげてもらい、その使用時の自分と、ふだんの自分を20答法で回答させた2つのテキストデータを用いてテキストマイニングを行い比較検討した。

## 2. 先行研究

### 2-1. ブランドによる自己表現

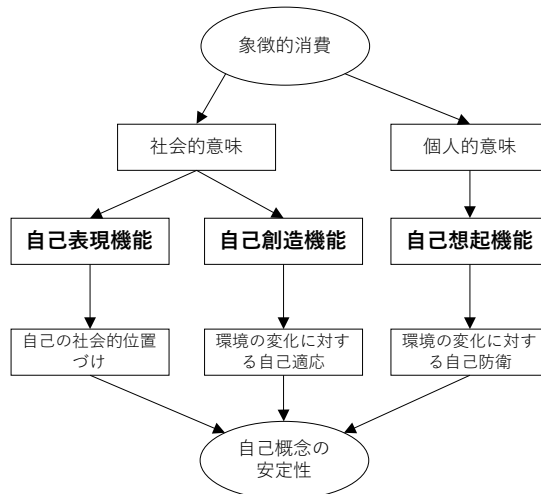
ブランドは自己概念を内外に表出する手段であると捉え、ブランドを通じた自己表現について考察している柴田(2012)では、個人が使用・所有するブランドは、社会的に解釈されて意味づけられたり、個人によって特有の意味が付与されたりした象徴的なものであると述べている。それらの意味に基づいて、他者ないし自分自身に対して自己表現が行われる。

前者の社会的な意味づけによって形成されるブランドは、菅野(2013)が提唱するブランドが主体となって創られる自己とブランドの結びつき (brand-based self-brand connection) のもとに成り立ち、後者の個人的な意味づけによって形成されるブランドは、消費者が主体となって創られる自己とブランドの結びつき (consumer-based self-brand connection) のもとに成り立っているといえるだろう。

また柴田(2012)は、社会的相互作用を通して個人の自己概念とブランドは関連し、自己概念を形成・維持・発達あるいは修正すると整理した上で、主観的に自己関連性が高いと認識しているブランドによってどのような自己概念が表出されるのか、具体的にその様相を把握することの必要性を指摘している。

ブランドの自己表現機能は、象徴的消費によっても説明可能である。朴(2007)は、象徴的消費の機能を、自己表現機能、自己想起機能、自己創造機能の3つに整理し、図1をあげながら、これらの機能の関係を示している。

まず、象徴的消費は「商品に存在する象徴的意味づけを通じて消費者の「自己概念」を喚起する行為であるといえる」(朴, 2007: 29頁)と主張した上で、象徴的意味には「社会的意味(大多数の社会構成員が財に対して抱く意味)」と「個人的意味(特定の個人が財に対して抱く意味)」があることを示し、この2つの意味から象徴的消費が上記の機能をもつとしている。ここでいう、自己表現機能とは、消費者が象徴的消費を通じて他者に向けて自分が誰であるかを表出し、自己の社会的意味づけを行うことを指す。自己想起機能とは、象徴的消費を通じて過去から現在に至る自分の軌跡を想起、確認することで、自己を維持し安定化することを指し、環境の変化に対する自己防衛メカニズムとなる。そして、自己創造機能とは、象徴的消費を通じて新しい自己の形成を促すことを指し、消費者の新しい自己概念が新たな環境に適用できるようにする自己修正メカニズムとなるという。



出所) 朴 (2007) 41 頁

図 1 象徴的消費の 3 つの機能

前述の柴田 (2012) や菅野 (2013) にも示されているように、ブランドとは社会的ないし個人的に意味づけられた存在であることを考え合わせれば、消費者がブランドの使用・所有を通して自己表現を行いうるといえる。

少し注意しなければいけないのは、自己表現という言葉遣いである。柴田 (2007, 2012) は、ブランドを社会的に解釈されて意味づけられたり、個人によって特有の意味が付与されたりした象徴的なものとし、他者ないし「自分自身に対して」自己表現が行われるとしている。一般的な意味での自己表現に加え、例えば「他の人には分からないかもしれないが、あるアイテムを使うことで自分らしさを感じようとしているとき」も自己表現と考え、「内的自己表現」とよんでいる。象徴的意味の観点からいえば、個人的意味に基づいて行われる自己表現ともいえるだろう。

一方で、朴 (2007) は、自己表現は社会的意味に基づいて「他者に向けて」行われると考え、自分自身に対して行う行為とは区別し、代わりに「自己想起機能」の用語を使っている。

いずれにしても、ブランドに意味づけが行われ、その消費によって自己概念が喚起するという基本構造は同じである。したがって、自己表現機能の研究において、その基本構造の主要要素である自己概念を具体的に把握しようと試みることに十分な意義があるといえるだろう。

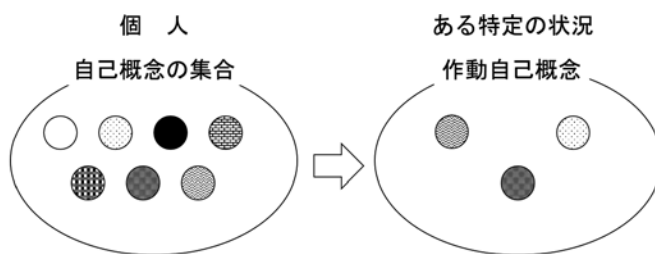
## 2-2. 平常時とブランド使用時の自己概念を比較する意義 (作動自己)

概念の活性化は概念に関連する行動を誘発する (Wheeler & Petty, 2001) と主張されているように、従来から自己概念は消費者行動を操作する重要な変数の 1 つとして捉えられている。前述したブランド論における自己表現機能の研究や、財の象徴的消費の研究の基盤となる部分も同じ考え方である。

また、図 1 で示されているように、ブランドによる象徴的消費や自己表現といった行動

を通じて、消費者の自己概念の形成、確立、あるいは修正が促される。そして、あらたな自己概念が消費者の行動に影響を及ぼしていくという、繰り返しが行われていく。つまり、相互規定的な関係にブランドと自己概念はあると考えられる。

前述した柴田(2012)は、ブランドの使用・所有という状況において表出される特徴的な自己概念があり、それを作動自己という概念に基づいて説明している。Markus and Wurf(1987)が提唱した作動自己概念とは、状況に応じて一時的に活性化レベルが高まっている自己概念のことであり、自己概念の安定性と変動性を同時に説明する構成概念である(図2)。



特定の状況において活性化された自己概念の部分が作動自己概念を構成する

出所) 榎本(1998), 60頁

図2 動的な自己概念のとらえ方

ブランド論の議論の中では、Walker & Olson(1997)が「活性化された自己(activated self)」という考え方を提示している。これは、消費者は状況に応じて様々な役割を演じる社会的な存在であり、その状況ごとに異なる自己概念が活性化され、状況に応じて活性化された自己概念の違いゆえに、消費・購買行動自体や選択されるブランドも異なってくる可能性があるという考え方を示す。

これらを踏まえると、ブランド非使用時とブランド使用時とでは、消費者の自己概念の状態が異なると考えられる<sup>(4)</sup>。もしその差を捉えることができたならば、ブランドがどのような自己概念を喚起させるかといった、より具体的なブランドの機能を検討することが可能となるだろう。

### 3. 測定方法と調査概要

#### 3-1. 自己概念の測定

McGuire et al.(1979)やMcGuire(1984)では、調査実施者があらかじめ用意した項目に対して被験者に回答させることで得られる反応的自己概念(reactive self-concept)と、自ら表現させることによって得られる自発的自己概念(spontaneous self-concept)とを

(4) ブランドの使用で作動する自己概念が繰り返し喚起されることで、あらたな自己概念が形成される可能性もある。

区別し、自分自身をどのように捉えているかを理解するには、自発的自己概念を捉える必要があると主張している。それにしたいが、尺度を使用して測定する定量データよりも、自由回答形式の定性データ（テキストデータ）の分析の方が、自己概念の深い理解にはより適していると判断した。つまり、自己関連性の高いブランドの使用時および非使用時に、どのような自己概念が喚起されるのかについて、自発的自己概念を自由回答形式で測定し、そのテキストデータの分析を通じて自己概念を把握する。

自発的自己概念を捉える方法として、20 答法 (Kuhn & McPartland, 1954) を採用した。20 答法は、自己概念の内容を調べるために用いられることが多い (梶田, 1988)。20 答法は「私は…」から始まる文章を最大 20 個作成させるものであり、自発的自己概念を測定する方法の 1 つとして広く使用されている。

日原・杉村 (2017) は、20 答法の利点として、記述内容の時間的一貫性を示す再検査信頼性が複数の分類基準で示されていること、面接調査に比べて実施が簡便であり同時に多数の被験者に対して実施可能であることをあげている。

調査においては、ブランド非使用時（以下では非使用時よりも「平常時」という言葉を主に使用する）の測定では、「私は誰でしょうか?」という文言で回答者に問いを投げかけ、「この問いを聞いて頭に浮かんできたことを 20 通りの違った文章にまとめてください」という指示のもと、「私は…」から始まる文章を作成させる形で行った<sup>(5)</sup>。一方、ブランド使用時では、あらかじめその人にとって自己関連性の強いブランドをあげてもらい、「そのブランドを使っているときの私は誰でしょうか?」という文言の問いを投げかけた。それ以外は同じ方法で行った。

### 3-2. 調査概要

本研究で分析するデータは、東京都内の私立大学の社会科学系の学部にも所属する学生に対して「消費者としての自分に関する自己分析」と題して実施した、自記式レポート課題の一部を使用した。平常時とブランド使用時それぞれにおける自分を 20 答法で回答する課題で収集したテキストデータである。

大学生は、自己概念が未だ不安定な青年期であるため、ブランドの使用・所有による象徴的消費を通して、自己の確認ないし確立に寄与する、自己表現、自己創造、自己想起をより行っていると考えられ、分析対象者として適切であると判断した。

当該課題は 2017 年 11 月 28 日～2018 年 2 月 2 日にかけて実施された。

課題提出者は 377 名であった。しかしながら、学生が課題実施でとりあげたブランドは自由選択式であり、製品カテゴリーは、有形財から無形財など多岐にわたった。そのため、分析結果の解釈のしやすさを優先させることを目的に、服、靴、鞆、アクセサリ、小物、化粧品（基礎化粧品含む）のファッション製品ないしコスメティック製品をとりあげた学生のテキストデータを分析対象とした。また、回答の不備があったものを取り除いた。その結果、200 名ちょうどのテキストデータが分析対象となった。性別、年齢分布は表 1 の通りである。

---

(5) 理想自己かどうかを区別するため、回答した文章の内容が「あなたにとっての理想」ならば「理想」と回答するように指示した。ただし本研究では理想自己を区別せず分析した。

表1 調査概要

対象者	東京都内の私立大学の社会科学系の学部の学生
調査実施期間	2017年11月28日～2018年2月2日
分析対象者数	200名
男女比	男性86名(43%)、女性114名(57%)
平均年齢	20.23歳(19～24歳)

出所) 筆者作成

## 4. 分析結果

### 4-1. 分析の方針

まず、平常時の自己概念の内容を把握するために行った20答法の分析結果について述べ、次にブランド使用時のそれについて述べ、その後、両者の比較を行う。

テキストデータの分析には、樋口(2001)が開発した形態素解析型のテキストマイニング・ツールであるKH Coderのバージョン3を使用した<sup>(6)</sup>。形態素解析エンジンは、当該ソフトウェアに内蔵されているMeCabを使用した。これらを用いテキストデータを形態素<sup>(7)</sup>に分解し、共起ネットワークを生成し、解釈を加えていく。共起ネットワークの解釈は、梶田(1988)の自己概念を把握するための枠組みにしたがって行った。

梶田(1988)は、先述した20答法や、Burgenthal & Zelen(1950)の「あなたは誰ですか(Who are you?)」テスト<sup>(8)</sup>のような、自由記述形式によって収集した回答データから、より一般性の高い結論ないし傾向を見出すには分類枠組みが必要であることを述べ、Gordon(1968)の分析枠組みを下地にしながら、自己概念を構成する主要な要素を「1. 自己の現状の認識と規定」「2. 自己の感情と評価」「3. 他者から見られている自己」「4. 過去の自己についてのイメージ」「5. 自己の可能性と未来についてのイメージ」「6. 自己に関する当為と理想」の6つ基本カテゴリーに整理している(表2)。

共起ネットワークを構成するサブグラフ(共起関係にあるノード群)を解釈するとき、この分類枠組みを使用した。そのさい、コーダー2名で各々分類した結果を付き合わせて、同じ結果の場合はその結果を採用し、異なる場合は討議によって分類を行った。

### 4-2. 平常時の自己概念

共起ネットワーク生成の設定では、より詳細に把握するため、なるべく多くの単語を分析対象となるようにした。出現頻度が10回以上かつその単語が10人以上に使用されているかを基準とした。対象者数200人の5パーセントの10人以上に少なくとも1回は使われている単語を分析対象としたのである。

(6) (参考URL) <http://kncoder.net/>

(7) 形態素は「意味のある最小のまとまり」(末吉, 2019:22頁)を指すので厳密には異なるが、本研究において「単語」あるいは「語」と同義と考えて差し支えない。

(8) このテストの場合、回答者は3通りの方法で答える。

表2 自己概念を把握するための枠組み（梶田 1988）

基本カテゴリー	様式	具体的内容
10. 自己の現状の認識と規定	11. 自己の状態	M 気分, P 体調, F 事実, AW 意識, BH 行動, など
	12. 自己の感情的志向・態度	
	13. 自己規定	A 属性, R 社会的地位・役割, C 性格特性, T 行動傾向, S 対人特性, E 本質規定, など
20. 自己への感情と評価	21. 自負・プライド	
	22. 優越感・劣等感	
	23. 自己受容	
30. 他者から見られている自己	31. 他者からのイメージと規定	上記の A, R, C, T, S, E, AW, BH, など
	32. 他者からの感情と評価	
40. 過去の自己についてのイメージ	41. 過去の体験	
	42. 過去の自己のイメージと規定	上記の A, R, C, T, S, E, AW, BH, など
	43. 過去の自己についてのイメージ	
50. 自己の可能性と未来についてのイメージ	51. 可能性	
	52. 予定	
	53. 意志・意図	
	54. 願望	
60. 自己に関する当為と理想	61. 自己についての当為	
	62. 自己についての理想	

出所) 梶田 (1988) 84 頁を一部省略し加筆修正

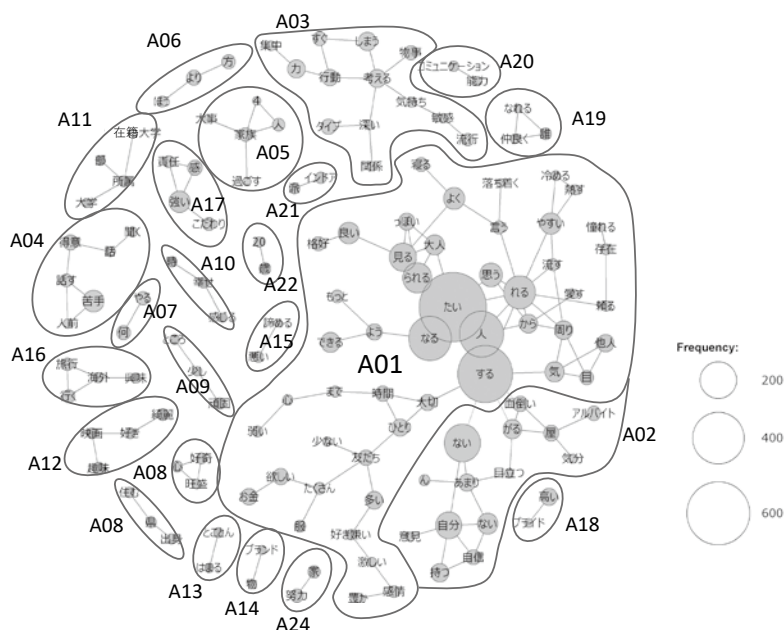
また、単語間の距離の定義は Jaccard 係数で行った。最大で 20 個の文章（センテンス）しか 1 人あたりの文書に含まれない。そのためデータセット 1 行あたりの単語数が少なく、それでいながら全体的に使用される単語数が相当数におよび、それぞれの語は一部の人たちで使用される傾向にならざるを得ない。つまり、スパースなデータになるので、Jaccard 係数が適切であると判断した（cf. 樋口, 2020）。

図 3 が生成された共起ネットワークである。図内では、下位構造としてネットワークを構成する、共起関係が強いノード（単語）の集まりであるサブグラフを曲線で囲っている。サブグラフの検出は、“modularity” にもとづく方法（Clauset et al., 2004）を採用した。サブグラフは 24 個検出された。なお、ノードを示す円の大きさは出現頻度を表す。

全体的な傾向として以下の 3 つのことがいえるだろう。

1 つ目は、A01 という識別番号<sup>(9)</sup>をつけた「(助動詞) たい」「する」「なる」「人」といった出現頻度の極めて高いノードを中心とする<sup>(10)</sup>、巨大なサブグラフが検出されたことである。直感的に解釈すれば、「○○する人になりたい」「○○したい」「○○になりたい」となるだろう。ただし、○○に該当する部分のノードは、例えば「られる」「見る」「れる」





出所) 筆者作成

図3 平常時の自己概念の共起ネットワーク

のように比較的大きなものもあれば、「大切」「よう」のように小さなものもある。また、それらからつながっているノードも大きな広がりをもつ。つまり、広範囲かつ多様に渡ることが示唆されている。表2の枠組みにしたがえば「60. 自己に関する当為と理想」の「62. 自己についての理想」に当てはまる。したがって、多くの人(本研究の場合、若者)は理想を抱くが、なにを理想とするかは多様だという、一般傾向があるといえるだろう。

もう1つは、サブグラフ番号A04~24で顕著に見受けられるように、小さなノードが少数集まってできた小さなサブグラフが多数出現したことである。共起ネットワーク生成時の設定が原因の1つであるのは否めないが、自己概念は極めて広範囲かつ多様な要素をもつものなので、それが示された結果であると解釈する方が自然だろう。

3つ目は、A02のサブグラフの内容的特徴である。このサブグラフは「ない」と「自分」の出現頻度が比較的高いノードを中心として、ある程度の大きさで広がりをもっている。この中で共起関係を解釈すると、「自分がない」「自分に自信・意見がない」「あまり〇〇しない・しません」「面倒くさがり屋・気分屋」のようなネガティブな内容が多い。中には「自分に自信を持つ」のようにポジティブな解釈が可能なものもあるが、少なくともこのサブグラフは、表2の「20. 自己への感情と評価」の「22. 優越感・劣等感」に当てはまるといえるだろう。返田(1986)によると青年期は劣等感が強まる時期なので、大学

(9) 識別番号は、分析者側で割り振ったものである。

(10) ここでいう「中心」とは媒介中心性や次数中心性のような計量的なものではなく、ノードの大きさと解釈のしやすさから中心的と判断されたものを指す。以下でも同様である。

櫻井 聡：ブランドによって喚起される自己概念の内容

生である分析対象者特有の傾向が顕著に現れたとも考えられる。もし分析対象者が成人全般ならば、劣等感だけでなく、優越感として解釈可能なサブグラフも検出されたかもしれない。

各サブグラフの分類と解釈をまとめたのが表3である。

表3 サブグラフの分類と解釈

サブグラフ番号	基本カテゴリー	様式	様式の小分類	解釈可能な主な内容	中心的ノード
A10	10. 自己の現状の認識と規定	11. 自己の状態	M. 気分	〇〇な時に幸せを感じる	幸せ
A12	10. 自己の現状の認識と規定	12. 感情的志向・態度		綺麗好き／映画好き	好き
A14	10. 自己の現状の認識と規定	12. 感情的志向・態度		ブランド物（が好き／欲しい）	ブランド／物
A16	10. 自己の現状の認識と規定	12. 感情的志向・態度		海外志向	海外
A05	10. 自己の現状の認識と規定	13. 自己規定	A. 属性	〇人家族／家族と過ごす／家族大事	家族
A08	10. 自己の現状の認識と規定	13. 自己規定	A. 属性	出身県または居住県	県
A22	10. 自己の現状の認識と規定	13. 自己規定	A. 属性	20歳	20／歳
A09	10. 自己の現状の認識と規定	13. 自己規定	C. 性格特性	少し頑固	少し／頑固
A15	10. 自己の現状の認識と規定	13. 自己規定	C. 性格特性	諦めが悪い	諦める
A17	10. 自己の現状の認識と規定	13. 自己規定	C. 性格特性	こだわりの強い／責任感が強い	強い
A21	10. 自己の現状の認識と規定	13. 自己規定	C. 性格特性	インドア派	インドア／派
A23	10. 自己の現状の認識と規定	13. 自己規定	C. 性格特性	好奇心旺盛	好奇／心／旺盛
A24	10. 自己の現状の認識と規定	13. 自己規定	C. 性格特性	努力家	努力／家
A11	10. 自己の現状の認識と規定	13. 自己規定	R. 社会的地位・役割	在籍大学に所属／学部または部活に所属	所属／大学
A20	10. 自己の現状の認識と規定	13. 自己規定	S. 対人特性	誰とでも仲良くなれる	誰／仲良く／なれる
A19	10. 自己の現状の認識と規定	13. 自己規定	S. 対人特性	コミュニケーション能力	コミュニケーション／能力
A03	10. 自己の現状の認識と規定	13. 自己規定	T. 行動傾向	考えて行動する／考えすぎてしまう／すぐ行動する	考える／行動
A06	10. 自己の現状の認識と規定	13. 自己規定	T. 行動傾向	〇〇より××な方だ	より
A13	10. 自己の現状の認識と規定	13. 自己規定	T. 行動傾向	とことんはまる	とことん／はまる
A18	20. 自己への感情と評価	21. 自負・プライド		プライドが高い	高い
A02	20. 自己への感情と評価	22. 優越感・劣等感		自分に自信がない／自分の意見がない／あまり目立たない／面倒くさがり屋ないし気分屋	自分／ない／屋
A01	30. 他者から見られている自己	31. 他者からのイメージと規定		周りから思われる／見られる	れる／思う／から／見る／られる
A04	50. 自己の可能性と未来についてのイメージ	51. 可能性		人前で話すのが苦手／話を聞くのが得意	話す／苦手／得意
A01	60. 自己に関する当為と理想	62. 自己についての理想		〇〇する人になりたい	たい／する／なる／人
A07	その他			解釈不能	何／やる

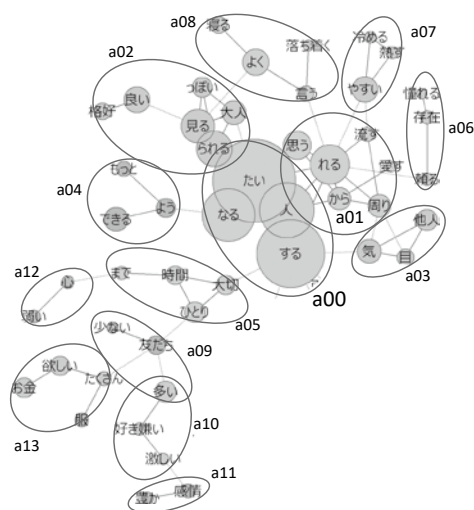
出所) 筆者作成

多くのサブグラフは、基本カテゴリー（表3の2列目）が「自己の現状の認識と規定」に分類され、そしてその様式（3列目）は「自己規定」が多い結果になった。もう一步踏み込んで様式の小分類（4列目）まで見ると、「性格特性」「行動傾向」「対人特性」のような主観的に感じるごとと、「属性」「社会的地位・役割」のような客観的に確認できることが喚起して自己規定していることが見受けられる。

「自己の現状の認識と規定」に分類された各サブグラフは出現頻度が低いものの、数が多い。したがって、自己の現状の認識と規定を（主に自己規定によって）よく行うが、具体的に喚起する内容は多様であるといえるだろう。

出現頻度でいえば A01 のサブグラフが最も高く、その次ぎが A02 であったことを考え合わせると、「自己の現状の認識と規定」「自己への感情と評価」「自己に関する当為と理想」の3要素が自己概念の中心となって喚起していたことが分かる。

ただし、A01 のサブグラフは他と比べて極端に大きく、複雑な内容を含んでいるので、その中心的ノード「たい」を理由に、「自己に関する当為と理想」にしか当てはまらないと解釈するのは短絡的である。そこで、このサブグラフのみを取り出し、更なる解釈を加える必要がある（図4）。



出所) 筆者作成

図4 サブグラフ A01 の下位構造

A01 のサブグラフの下位構造を調べるために、再度、サブグラフの検出を“random walks”による方法（Pons & Latapy, 2005）で行った。その結果、核となる「たい」「する」「なる」「人」からなるサブグラフ<sup>(11)</sup>（識別番号を a00 と割り振った）の周りに、a01～05 のサブグラフが検出された。

中でも特徴的なのがノード「れる」を中心とする a01 と「見る」「られる」を中心とす

(11) 正確にはサブグラフのサブグラフだが、「サブグラフ」という表現をそのまま使う。

る a02 のサブグラフである。

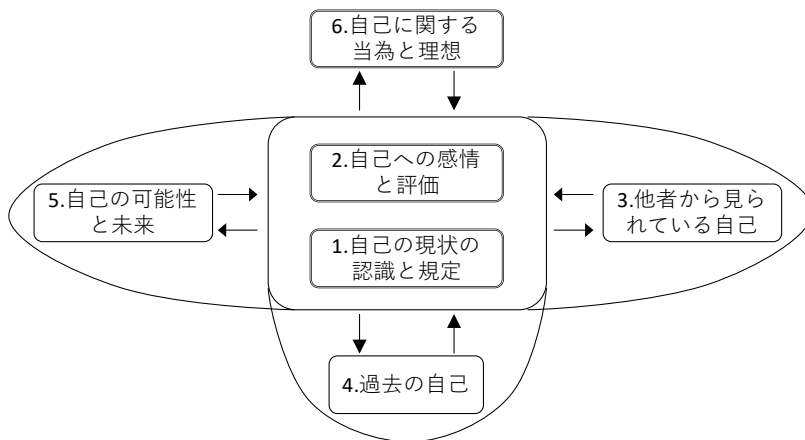
両者とも同じ分類になるが、先にサブグラフ a01 について述べる。「れる」は受け身を表し、なおかつ「思う」「から」「周り」との共起関係が強い。つまり、このサブグラフ単独で解釈するならば「周りから〇〇される・思われる」ことを表している。表 2 の「30. 他者から見られている自己」に分類されうるサブグラフである<sup>(12)</sup>。

梶山 (1988) は、自己概念の主要な 6 つの構成要素が互いに関連しあっていることを図 5 に示しながら述べている。まず、「1. 自己の現状の認識と規定」と「2. 自己への感情と評価」とが互いに絡まりあって中核を成し、それを支える形で「3. 他者から見られている自己」「4. 過去の自己」「5. 自己の可能性と未来」が位置し、全体の方向性を大きく規定する形で「6. 自己に関する当為と理想」があると考えられると述べている。

この考えの主要部分は、図 3 および表 3 の分析結果に反映されていたといえるだろう。つまり、「6. 自己に関する当為と理想」と主に解釈できる巨大なサブグラフ A01 があって全体の方向性を規定し、比較的大きな「2. 自己への感情と評価」と解釈できるサブグラフ A02 と、「1. 自己の現状の認識と規定」をする多様なその他の大多数のサブグラフが、自己概念の中核部分を成していたのである。

そこに加えて、サブグラフ A01 の下位構造の分析によって、「3. 他者から見られている自己」と分類可能なサブグラフ a01 が検出されたことで、図 5 の概念モデルと分析結果全体がより一致していると考えられるのである<sup>(13)</sup>。なお、どう思われているかの具体的な内容が、サブグラフ a06 と a08 に表れている。

同様にサブグラフ a02 も「3. 他者から見られている自己」と分類でき、その具体的内



出所) 梶田 (1988) 83 頁

図 5 自己概念を構成する主要要素とその相互関係

(12) もちろん、a00 との共起関係も強いので「周りから〇〇と思われたい」という「自己に関する理想」とも解釈できる。

(13) 源データで、過去形による記述は極めて少なく、「4. 過去の自己」に該当するようなサブグラフは検出されなかった。また「5. 自己の可能性と未来」に当てはまるものは検出されたが、小さく数も少なかったので議論にあげてない。

容がより明確になっていることが特徴的である。主に「大人っぽく見られる(見られたい)」ことを表している。

サブグラフ a00 の解釈として注意しなければならないのは、「理想だけ」を意味しているわけではないことである。確かに助動詞「たい」は最大のノードだが、解釈の1側面として「理想」がもっとも強いと考えるべきである。「たい」につづいて大きなノードの「する」「なる」は、「たい」と共起して「したい」「なりたい」となっている場合が多いのは確かだが、単独で述語となっている場合もある。つまり「○○する」「○○になる」のように、表2の「10. 自己の現状の認識と規定」の「11. 自己の状態」の「BH 行動」にも当てはまることも解釈できるだろう。

サブグラフ A01 を構成する a00～a13 の分類と解釈をまとめたのが表4である。基本的

表4 サブグラフ A01 の下位構造の分類と解釈

サブグラフ番号	基本カテゴリー	様式	小分類	解釈可能な主な内容	中心的ノード
a00	60. 自己に関する当為と理想	62. 自己についての理想		○○する人になりたい い/○○になりたい /○○したい/	たい/する/ なる/人
a00	10. 自己の現状の認識と規定	11. 状態(または13. 自己規定)	BH. 行動(ま たはT. 行動 傾向)	○○する/○○になる	たい/する/ なる/人
a01	30. 他者から見られている自己	31. 他者からのイメージ と規定(または62. 自己についての理想)		○○される/周りから 思われる/見られる	れる/思う/ から/
a02	30. 他者から見られている自 己(または60. 自己に関する 当為と理想)	31. 他者からのイメージ と規定(または62. 自己についての理想)		大人っぽく見られる(見 られたい)/格好良く 見られる(見られたい)	見る/られる
a03	10. 自己の現状の認識と規定	13. 自己規定	C. 性格特性	他人の目を気(にする)	気/目/他人
a04	60. 自己に関する当為と理想	62. 自己についての理想		もっとできるよう (になりたい)	もっと/でき る/よう
a05	10. 自己の現状の認識と規定	13. 自己規定	T. 行動傾向	ひとりの時間を大切 (にする)	大切/時間/ ひとり
a06	その他			憧れる存在/頼られ る存在	存在
a07	10. 自己の現状の認識と規定	13. 自己規定	C. 性格特性	熱しやすく冷めやすい	やすい
a08	30. 他者から見られている自己	31. 他者からのイメージ と規定		○○と言わ(れる) /落ち着いたしていると	言う
a09	10. 自己の現状の認識と規定	13. 自己規定	S. 対人特性	友だちが少ないまた は多い	友だち
a10	10. 自己の現状の認識と規定	13. 自己規定	C. 性格特性	好き嫌いが激しいま たは多い	好き嫌い
a11	10. 自己の現状の認識と規定	13. 自己規定	C. 性格特性	感情豊か	感情/豊か
a12	20. 自己への感情と評価	22. 優越感・劣等感		心が弱い	心/弱い
a13	50. 自己の可能性と未来につ いてのイメージ	54. 願望		服が欲しい/お金が 欲しい	欲しい

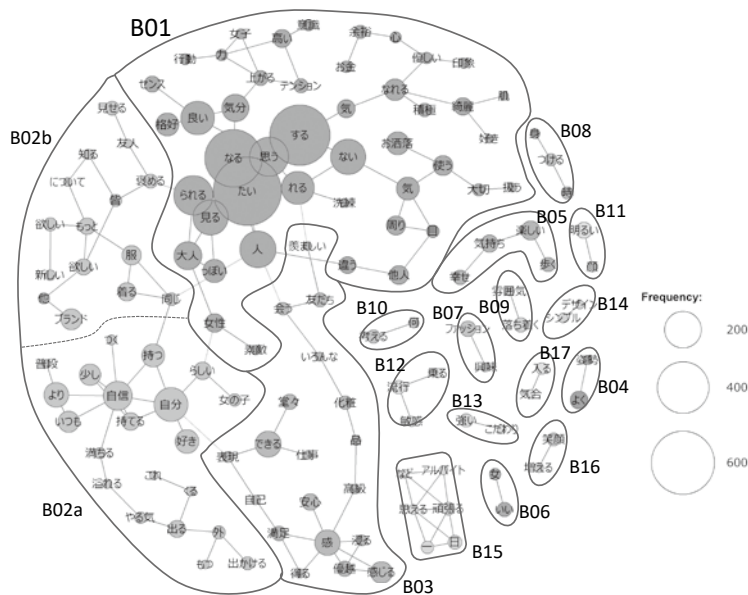
出所) 筆者作成

な傾向は表3と同じであった。

以上の分析結果をまとめると、(1) 平常時の自己概念は、梶田(1988)の概念モデル(図5)によく当てはまること、(2) 「自己の現状の認識と規定」の具体的な中身は極めて多様であること、(3) 自己の規定は、性格特性や行動傾向のような主観的なものと、属性や社会的地位のような客観的なものが喚起して行われていることが、平常時(ブランド非使用時)の自己概念の傾向であった。

#### 4-3. ブランド使用時の自己概念

図6が、ブランド使用時のテキストデータから生成された共起ネットワークである。分析対象とする単語の基準、距離の定義、およびサブグラフの検出方法は、平常時の分析のときと同じである。



出所) 筆者作成

図6 ブランド使用時の自己概念の共起ネットワーク

サブグラフは17個検出された。しかしながらサブグラフB02は、解釈上2つに分ける方が好ましいと判断したので、サブグラフの数は実質的に18個となる。

その18個のサブグラフを分類し解釈したのが、表5である。

全体的な構造は、前出の平常時と似ている。まず、出現頻度の極めて高い「たい」「する」「なる」を中心とした巨大なサブグラフB01があることと、小さな少数個のノードからなるサブグラフ(B04~B17)が多く検出されたことは同じである。

そして、表5にあるように、「自己の現状の認識と規定」「自己への感情と評価」「自己に関する当為と理想」の3要素が自己概念の中核になっていると考えられる点も同じである。

さらに、巨大なサブグラフB01の下位構造にも類似点がある(図7および表6)。とくに、

表5 サブグラフの分類と解釈 (ブランド使用時)

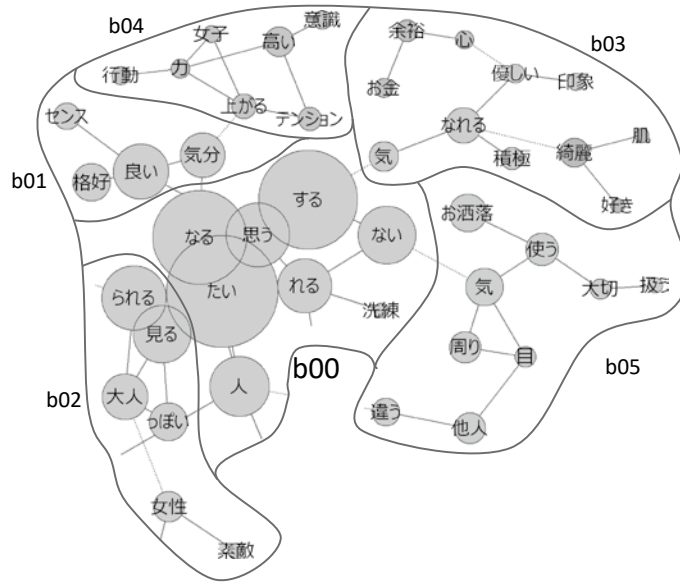
サブグラフ番号	基本カテゴリー	様式	小分類	解釈可能な主な内容	中心的ノード
B05	10. 自己の現状の認識と規定	11. 自己の状態	M. 気分	幸せな気持ち／楽しい気持ち	気持ち
B06	10. 自己の現状の認識と規定	11. 自己の状態	M. 気分	いい女	いい／女
B09	10. 自己の現状の認識と規定	11. 自己の状態	M. 気分	落ち着いた雰囲気	落ち着く
B15	10. 自己の現状の認識と規定	11. 自己の状態	M. 気分	1日頑張ろうと思える／アルバイトなどを頑張ろうと思える	頑張る／思える
B17	10. 自己の現状の認識と規定	11. 自己の状態	M. 気分	気合いが入る	気合／入る
B04	10. 自己の現状の認識と規定	11. 自己の状態	P. 体調	姿勢がよくなる	よく／姿勢
B11	10. 自己の現状の認識と規定	11. 自己の状態	P. 体調	明るい顔	明るい／顔
B16	10. 自己の現状の認識と規定	11. 自己の状態	P. 体調	笑顔が増える	笑顔／増える
B07	10. 自己の現状の認識と規定	12. 感情的志向・態度		ファッションに興味	ファッション／興味
B12	10. 自己の現状の認識と規定	12. 感情的志向・態度		流行に乗る・敏感になる	流行
B13	10. 自己の現状の認識と規定	13. 自己規定	C. 性格特性	こだわりが強い	強い／こだわり
B03	20. 自己への感情と評価	22. 優越感・劣等感		安心感・高級感・満足感・優越感を感じる(に浸る)／堂々とできる・仕事ができる・(自己)表現できる	感／できる
B02a	20. 自己への感情と評価	23. 自己受容		いつもより自分に自信が持てる／自分が好き／女の子らしい自分	自分／自信
B01	30. 他者から見られている自己	31. 他者からのイメージと規定		見られる(または見られたい)	たい／なる／する／られる
B01	60. 自己に関する当為と理想	62. 自己についての理想		なりたい／したい	たい／なる／する／られる
B14	その他	ブランドに対する態度など	属性評価	シンプルなデザイン	シンプル／デザイン
B02b	その他	ブランドに対する態度など	購買意図・他人推奨意図・顕示欲	もっとそのブランドが欲しい／皆に知って欲しい／友人に見せて褒められたい	
B08	その他	ブランドに対する態度など	使用時	身につける時	身／つける／時
B10	その他			解釈不能	何／考える

出所) 筆者作成

サブグラフ b02 は、平常時の共起ネットワークのサブグラフ a02 (図4) とほとんど同じ内容で「他者から見られている自己」に分類できる。その具体的な解釈は「大人っぽく見られる(見られたい)」である。

つまり、平常時の共起ネットワークも、ブランド使用時における共起ネットワークも、

櫻井 聡：ブランドによって喚起される自己概念の内容



出所) 筆者作成

図7 サブグラフ B01 の下位構造

表6 サブグラフ B01 の下位構造の分類と解釈

サブグラフ番号	基本カテゴリー	様式	小分類	解釈可能な主な内容	中心的ノード
b00	60. 自己に関する当為と理想	62. 自己についての理想		〇〇する人になりたい たい／〇〇になりたい ／〇〇したい／	たい／する／ なる／人
b00	10. 自己の現状の認識と規定	11. 状態 (または 13. 自己規定)	BH. 行動 (または T. 行動傾向)	〇〇する／〇〇になる	たい／する／ なる／人
b01	10. 自己の現状の認識と規定	11. 自己の状態	M. 気分	気分が良い (良くなる) ／格好が良い (良くなる) ／センスが良い (良くなる)／	良い
b02	30. 他者から見られている自己 (または 60. 自己に関する当為と理想)	31. 他者からのイメージと規定 (または 62. 自己についての理想)		(素敵な女性の) 大人っぽく見られる (見られたい)	見る／られる
b03	10. 自己の現状の認識と規定	11. 自己の状態	AW. 意識 (または T. 行動)	積極的に・優しく・綺麗になれる (気がする)	なれる
b04	10. 自己の現状の認識と規定	11. 自己の状態	M. 気分	テンション・女子力・行動力が上がるまたは 高い／意識が高い	上がる／高い
b05	10. 自己の現状の認識と規定	11. 自己の状態	BH. 行動 (または AW. 意識)	お洒落に気を使う／大切に使う・扱う／ 周りの目に気を使う	気／使う

出所) 筆者作成



梶田(1988)の自己概念を構成する主要要素とその相互関係のモデル(図5)へ類似した当てはまり方をしていたといえよう。

一方で、明確な違いも幾つか見出された。

一見して分かる違いの1つは、小さなサブグラフ(B04~17)が全体的に減少したこと、サブグラフB01以外にも、サブグラフB02a, B02b, B03といった、例えば「自分」「自信」「できる」「感」などの比較的大きなノードを中心とする広がりをもったサブグラフが検出されたことである。これは、ブランド使用時の自己概念は限定的な場面に対してなので、平常時よりも複雑さが低減したためと考えられるかもしれない。

2つ目の顕著な違いは、自己概念の中核となる構成要素「自己の感情と評価」である。ここに分類されるサブグラフはB03とB02bである(表5)。

サブグラフB03は、「感」と「できる」が中心的ノードであるが、共起関係を見ると「優越感・高級感・安心感・満足感を感じる(に浸る)」および「堂々とできる・仕事ができる・表現できる」といった解釈が可能である。つまり、劣等感ではなく「優越感」をブランド使用時に抱いていると考えられる。

サブグラフB02bも「自己の感情と評価」だが、その様式は「23. 自己受容」<sup>(14)</sup>である(表5の3列目)。梶田(1988, 84頁)は自己受容の具体的な表現として「私は自分に満足(不満)である」「私は自分が好き(嫌い)である」「私はこのままでいい(このままではよくない)」を例示している。つまり、自分自身に対する肯定的ないし否定的な全体評価である。このサブグラフの中心的ノードは「自分」「自信」であり、共起関係から「自分に自信を持つ」「自分が好き・好きな自分」といった解釈が可能である。なお、この様式が平常時の自己概念の分析時では出現してこなかったことは、大きく変容したことの1つとして指摘できるだろう。平常時の自己概念にも「自己の感情と評価」はあったが、その内容は主に劣等感を示すネガティブなものだった。それに対し、ブランド使用時には極めてポジティブな内容が喚起することが確認できたのである。

このようにポジティブな方向への変容は、自己概念の中核をなすもう1つの主要要素の「自己の現状の認識と規定」にも表れていた。表5~6にあるように、「10. 自己の現状の認識と規定」(表の2列目)に分類されるサブグラフが多数ある点は、平常時(表3~4)と同じである。

しかしながら、その様式(表の3列目)の分類が大きく異なっている。ブランド使用時においては、主に「11. 自己の状態」が喚起しているのである。その具体的内容(表の4列目)は、「M. 気分」や「P. 体調」に分類されるサブグラフが多かった。

一方、平常時においては、様式が「13. 自己規定」に分類されることが多かった。特に「C. 性格特性」が多かったのだが、ブランド使用時には性格特性に分類されたのは1つだけに減っていた(サブグラフB13)。さらにいえば、在籍大学(サブグラフA11)、居住県・出身県(同A08)、家族(同A05)のように、客観的に確認できる「属性」や「社会的地位」が現れなくなったのも大きな変容の1つといえるだろう。

また、ブランド使用時において「11. 自己の状態」に分類されたサブグラフのほとんど

(14) “23.”は、表2で使っている識別番号である。以下でも同様である。

は、ポジティブなものとして解釈可能な内容をもっている。例えば、サブグラフ b01 は「気分が良い」「センスが良い」、サブグラフ b04 は「テンション上がる・高い」「女子力上がる・高い<sup>(15)</sup>」というようなポジティブな内容であり、その他のサブグラフも同様である（表5～6）。

以上の分析結果をまとめると、(1) ブランド使用時の自己概念の形式的な構造は、平常時の自己概念と同じで、梶田（1988）の概念モデル（図5）によく当てはまること、しかしながら、(2) 自己概念の中核を成す主要な構成要素である「自己への感情と評価」では、「優越感」や肯定的な「自己受容」というポジティブな側面が喚起するという、大きな変容があったこと、(3) 中核を成すもう1つの主要な構成要素である「自己の現状の認識と規定」は、平常時は「自己規定」が主だが、ブランド使用時は気分や体調などの「自己の状態」が主に喚起するという大きな変容があったこと、(4) その「自己の状態」はポジティブな内容になることが見出された。つまり、ブランド使用時においての自己概念は、ポジティブな内容が多く喚起するという全体的な変容が示された。

#### 4-4. 計量的な変化について

以上は、質的な変容についての分析であったので、次ぎに量的な変化について検証する。これまで見たように、2つの共起ネットワーク（図3と図6）を比較すると、平常時よりもブランド使用時の方が、複雑さは低減している印象がある。

ブランド使用時の自己概念は、先述した作動自己概念（Markus & Wurf, 1987）を測定しているため、そのような結果になったという説明ができるだろう。作動自己は状況に応じて一時的に活性化レベルが高まっている自己概念なので、平常時（ブランド非使用時）よりも限定化されているため、ブランド使用時の共起ネットワークの複雑さが低くなったと考えられるからである。

その傾向は、測定段階でも確認できた。20 答法は最大で 20 個まで文章を回答させるが、浮かばない場合、回答をやめても良いと指示する。平常時の場合、分析対象者の回答文章数の平均値は 19.93 個に対して、ブランド使用時は 17.83 個であった。2.10 個、ブランド使用時の方が少なかったのである。対応あるサンプルの t 検定の結果、この差は有意であった（表7）。

品詞の出現頻度にも同様の傾向が見られた。動詞を除いて、ブランド使用時は、各品詞

表7 20 答法の回答文章数の違い

	平常時	ブランド使用時	差	s.e.	t	d.f.	p-value
平均回答文章数	19.93	17.83	-2.10	0.301	-6.982	199	0.000

出所) 筆者作成

(15) 「女子力」(サブグラフ b04), 「大人の女性」(サブグラフ b02), 「女の子らしい」(サブグラフ B02a), 「いい女」(サブグラフ B06) のように、自分の女性性が喚起していると思われる共起関係が表れたが、男性性を表すノードは出てきてない。分析対象とした製品カテゴリー（ファッションないしコスメ）に要因の可能性はあるが、ブランド使用時に喚起する自己概念には性別差がある可能性も考えられる。

の出現頻度が低かったのである。つまり、ブランド使用時よりも、平常時の方が語の使われ方がより多様だったのである。表8がその分析結果である。なお、ここでの分析の対象は平常時の場合において200回以上の出現頻度があった品詞を対象としている。表の1列目はKH Coderにおける品詞名である<sup>(16)</sup>。

表の2列目(平常時)と3列目(ブランド使用時)の数値が、その品詞のトータルでの出現回数である。品詞の頻度なので、特定の単語の頻度ではない。例えば、平常時のデータでは、全部で3214回名詞が出現しているという意味である。

表8 品詞の出現頻度

KH Coder内の品詞名	平常時	ブランド使用時	差	chi-squared	d.f.	p_value
名詞	3214	2956	-258	10.79	1	0.001
動詞	2573	3560	987	158.84	1	0.000
形容動詞	1372	724	-648	200.34	1	0.000
サ変名詞	892	763	-129	10.05	1	0.002
形容詞	888	800	-88	4.59	1	0.032
副詞	424	455	31	1.09	1	0.296
否定助動詞	245	193	-52	6.17	1	0.013

出所) 筆者作成

独立性の検定( $\chi^2$ 検定)の結果、副詞だけが非有意であった。形容詞と否定助動詞は5%水準で、それ以外は1%水準で有意であった。

4列目の差を見ると、動詞だけがプラスになっている。つまり、ブランド使用時の自己概念の方が、動詞で表現されることが多いのである。解釈の余地はあるが、ブランド使用時の方がよりアクティブな行動傾向になることを示唆しているのかもしれない。

このように動詞で特徴的な変化が認められたので、生成された2つの共起ネットワークで中心的なノードになっている動詞「なる」「する」と、それらと共起することが多く、なおかつ最大のノードである助動詞「たい」の変化について検証した。

「たい」の $\chi^2$ 検定の結果は非有意であった。平常時でもブランド使用時でも、「〇〇たい」という理想の多さは変わらないという結果であった。また、「する」も10%水準で有意だが、5%水準だと非有意なので顕著な変化があるとはいえない。

しかしながら、「なる」は1%水準で有意であり、ブランド使用時における出現頻度が200回も増えているという大きな変化が認められた(表9)。

「なる」は、「たい」との共起関係も強いので、ブランド使用時は「〇〇になる」が増えるのか、「〇〇になりたい」が増えるのかを検証する必要がある。その分析結果が表10である。

平常時における共起の比率は約89パーセントと極めて高く、「なりたい」という理想を

(16) KH Coderの場合、「サ変名詞」「固有名詞」「組織名」「人名」「地名」「副詞可能」「未知語に分類された名詞」以外の名詞を「名詞」と分類している。

表9 「たい」「する」「なる」の出現頻度

単語	平常時	ブランド使用時	差	chi-squared	d.f.	p_value
たい	733	703	-30	0.63	1	0.429
する	490	551	61	3.57	1	0.059
なる	295	495	200	50.63	1	0.000

出所) 筆者作成

表10 「なる」の「たい」との共起関係の変化

	「たい」との共起あり	「たい」との共起なし	「なる」出現頻度	共起の比率	Z	p-value
平常時	262	33	295	0.89	15.24	0.000
ブランド使用時	163	332	495	0.33		

出所) 筆者作成

表現するときに使われていたが、ブランド使用時には約33パーセントと大きく減少していたことが分かる。比率の差の検定結果も有意であった。

つまり、「なる」の出現頻度が増えること、「たい」との共起は著しく減ることから、ブランドを使用するときには、「なりたい」から「○○になる」へと自己概念が大きく変容することが見出された。

以上の結果をまとめると、(1)ブランド使用時の自己概念の複雑さは低減することが計量的に確認できたこと、(2)ブランド使用時の方でより動詞が使われるようになっていたこと、(3)「なる」はブランド使用時だと「なりたい」から「○○になる」へ大きく変化することが確認されたといえるだろう。

## 5. まとめと今後の課題

本研究で行った2つの自己概念の分析結果は、梶田(1988)の概念モデル(図5)の主要部分へよく当てはまっていた。一貫性のある内的整合性のとれた結果であったといえるだろう。

また、平常時との比較によって、ブランドの使用時に、(1)自己概念は複雑さが低減すること、(2)自己概念の中核を成す構成要素の「自己の感情と評価」は、「優越感」や肯定的な「自己受容」というポジティブな側面が喚起すること、(3)もう1つの中核を成す構成要素の「自己の現状の認識と規定」は、ポジティブな気分や体調などの「自己の状態」が主に喚起すること、(4)動詞「なる」は、平常時の「なりたい」から「○○になる」へ大きく変化することが分かった。

つまり、ふだんの自己概念と作動自己概念(ブランド使用時)は、全体的な形式上の構造は変わらないが、各構成要素に質的な変化があることを、具体的内容まで踏み込んで示せた。本研究の最大の貢献だろう。その変化は、ブランドは消費者の自己概念をよりポジティブな方向へ導くことを示すものであった。

さまざまな具体的な変化のうち、動詞「なる」がもっとも特徴的であった。さらなる精査が必要であり、すべての「なる」に当てはまるわけではないが、ブランドの使用によってふだんと違う自分に「なる」という演出を自分で行っているという解釈は成り立つだろう。先述の朴(2007)の枠組みでいえば、それが他者に対して向けられれば自己表現になり、自分に対してならば自己想起<sup>(17)</sup>を行っているのである。このようにテキストデータを使い、ブランドの自己表現機能を可視化して捕捉できることを示せたのも方法論としての貢献だろう。

よくいわれることだが、テキストデータのような定性データの分析は、分析者が予想しなかった発見をもたらす。「なる」がいい例である。KH CoderやRのようなユーザーフレンドリーでフリーなテキストマイニングのツールも増えている。その恩恵で、強いブランドの構築において重要でありながらも極めて多様で複雑な存在である自己概念が、だんだん捉えやすくなってきたことを本研究は示した。さらに、テキストデータを用いた自己概念の分析はブランド・リレーションシップの研究(cf. Fournier, 1998)にも応用可能だろう。

実務的には、作動自己概念を定性データで大量に収集することで、特定ブランドのレベルで喚起する自己概念を捉え、マーケティングに役立てることもできるだろう。例えば使用時の気分や自己表現などの具体的内容から当該ブランド特有の機能や強みを発見できるかもしれない。そのような発見があれば、ユーザーのペルソナ作り、広告表現、ブランド・アイデンティティ(Aaker, 1996)またはブランド・ビジョン(Aaker, 2014)の構築ないし修正のアイデア源にもなるだろう。

一方で幾つかの問題点や課題もある。平常時と使用時の差を明確にするため、複数回のテキストマイニングを行ったことは、必要だったとはいえ冗長でもあった。分析結果は、形式的な基本構造はどちらも同じだが、構成要素の質的变化が起きることが分かった。そして、ブランド使用時の方がポジティブになるということが分かったので、ブランド使用時の作動自己概念を測定するだけでも、ブランドの具体的な機能を考察することは可能だろう。

梶田(1988)の概念モデルと分析結果は内的整合性がとれていると上で述べたが、外的整合性を検討していないのは問題点である。テキストマイニングのような探索的な手法を行う場合、分析や解釈には、妥当な理論的枠組みが必要不可欠になる。したがって、自己概念の理論面についてさらなる検討が必要である。

本研究はブランドによって喚起する自己概念に注目したが、喚起の源泉となるのは、そのブランドに対する消費者の知識である。知識とブランドによって喚起する自己概念の関連性を理論的にも実証的にも検討することは今後の課題の1つである。なお、本研究でデータ収集時に学生へ課したレポート課題は7つの小課題から構成されている。その1つに、J. Aaker(1997)のブランド・パーソナリティ尺度(cf. 白井, 2006)に回答する課題がある。この尺度を有効利用することで、知識と自己概念の関連性という課題の一部へ実証的に取り組むことができるだろう。

また、定性データの分析は仮説導出型なので、多くのデータを収集・分析し、より一般性の高い知見をえることも大きな課題である。

---

(17) 柴田(2007)の用語では内的自己表現。

## 謝辞

本研究は、JSPS 科研費 JP18K01881 の助成を受けたものである。本研究を進める上で、横浜市立大学 国際商学部 柴田典子先生にデータ収集、コーディングに協力いただき、多くのコメントをいただいた。ここに感謝の意を表する。

## 〔参考文献〕

- Aaker, D.A. (1991), *Managing Brand Equity: Capitalizing on the Value of a Brand Name*, The Press (陶山計介・尾崎久仁博・中田善啓・小林哲 訳『ブランド・エクイティ戦略』ダイヤモンド社, 1994年).
- (1996), *Building Strong Brands*, The Free Press (陶山計介・小林哲・梅本春夫・石垣智徳 訳『ブランド戦略の優位：顧客を創造するBIの開発と実践』ダイヤモンド社, 1997年).
- (2014), *Aaker on Branding: 20 Principles That Drive Success*, Morgan James Publishing (阿久津聡 訳『ブランド論』ダイヤモンド社, 2014年).
- Aaker, J.L. (1997), "Dimensions of Brand Personality," *Journal of Marketing Research*, 34 (3), 347-356.
- Burgenthal, J.F.T. and S.L. Zelen (1950), "Investigations into the 'self-concept'. I. The W-A-Y technique," *Journal of Personality*, 18, 483-498.
- Clauset, A., M.E.J. Newman, and C. Moore (2004), "Finding Community Structure in Very Large Networks," *Physical Review E*, 70(6): 066111.
- Fournier, S. (1998), "Consumers and Their Brands: Developing Relationship Theory in Consumer Research," *Journal of Consumer Research*, 24(2), 343-373.
- Gordon, C. (1968), "Self-Conceptions; Configurations of Content," in C. Gordon and K.J. Gergen (eds.), *The self in social interaction: Classic and contemporary perspectives*, 1, New York: John Wiley, 115-136.
- Keller, K.L. (1998), *Strategic Brand Management: Building, Measuring, and Managing Brand Equity*, Prentice Hall (恩蔵直人・亀井昭宏 訳『戦略的ブランド・マネジメント』東急エージェンシー, 2000年).
- (2002), "Branding and Brand Equity," in B. Weitz and R. Wensley (eds.), *Handbook of Marketing*, Sage Publications, 151-178.
- Keller, K.L. and D.R. Lehmann (2006), "Brands and Branding: Research Findings and Future Priorities," *Marketing Science*, 25(6), 740-759.
- Kuhn, M.H. and T.S. McPartland (1954), "An Empirical Investigation of Self Attitudes," *American Sociological Review*, 68-76.
- Pons, P. and M. Latapy (2005), "Computing Communities in Large Networks Using Random Walks," *ArXiv Physics e-prints*, <https://arxiv.org/abs/physics/0512106>.
- Sen, S., A.R. Johnson, C.B. Bhattacharya, and J. Wang (2015), "Identification and Attachment in Consumer-Brand Relationships," in D. MacInnis and C.W. Park (eds.), *Brand Meaning Management: Review of Marketing Research Volume 12*, Bingley, 151-174.

- Markus, H. and E. Wurf (1987), "The Dynamic Self-Concept: A Social Psychological Perspective," *Annual Review of Psychology*, 38(1), 299-337.
- McGuire, W.J., C.V. McGuire, and W. Winton (1979), "Effects of Household Sex Composition on the Salience of One's Gender in the Spontaneous Self-Concept," *Journal of Experimental Social Psychology*, 15(1), 77-90.
- McGuire, W.J. (1984), "Search for the Self: Going beyond Self-esteem and the Reactive Self," in R.A. Zucker, J. Aronoff, and A.I. Rabin (eds.), *Personality and the Prediction and Behavior*. Academic Press, 73-120.
- Walker, B.A.(1997). "The Activated Self in Consumer Behavior: A Cognitive Structure Perspective," *Research in Consumer Behavior*, 8, 135-171.
- Wheeler, S.C. and R. E. Petty (2001), "The Effects of Stereotype Activation on Behavior: A Review of Possible Mechanisms," *Psychological Bulletin*, 127(6), 797-826.
- 青木幸弘 (2011) 「ブランド研究における近年の展開：価値と関係性の問題を中心に」『商学論究』58(4), 関西学院大学商学研究会, 43~68頁。
- 榎本博明 (1998) 『「自己」の心理学 自分探しへの誘い』サイエンス社。
- 梶田叡一 (1988) 『自己意識の心理学 (第2版)』東京大学出版会。
- 菅野佐織 (2013) 「自己とブランドの結びつきがブランド・アタッチメントに与える影響」『商学論究』60(4), 関西学院大学商学研究会, 233~259頁。
- 久保田進彦 (2017) 「ブランド・リレーションシップのプロパティ・パートナー・モデル」『流通研究』20(2), 17~35頁。
- (2018) 「自己とブランドの結びつき」『青山経営論集』52(4), 青山学院大学経営学会, 1~45頁。
- 柴田典子 (2007) 「ブランドによる自己表現の2側面」『横浜市立大学論叢』, 社会科学系列, 58(1), 185-222.
- (2012) 「ブランドに投影される自己：スポーツ関連ブランドを事例とした探索的分析」『横浜市立大学論叢』, 社会科学系列, 63(1・2・3), 173~203頁。
- 白井美由里 (2006) 「価格プレミアムの知覚とブランド・パーソナリティ」『横浜経営研究』2(3・4), 15~30頁。
- 返田健 (1986) 『青年期の心理』教育出版。
- 末吉美喜 (2019) 『テキストマイニング入門』オーム社。
- 田中洋 (1997) 「ブランド志向のマーケティング管理概念序説」『城西大学経済経営紀要』15(1), 71~85頁。
- (2017) 『ブランド戦略論』有斐閣。
- 朴宰佑 (2007) 「象徴的消費とは何か—拡張された自己としての商品—」『神戸国際大学経済経営論集』27(1), 27~47頁。
- 樋口耕一 (2020) 『社会調査のための計量テキスト分析 (第2版)』ナカニシヤ出版。
- 山本奈央 (2018) 「ソーシャルメディア時代のブランドによる自己表現」『繊維製品消費科学』, 59 (11), 856~861頁。

(2020.9.26 受稿, 2020.11.16 受理)

〔抄 録〕

本研究は、ブランド論における自己表現機能の研究に関するものである。ブランドによって消費者の中で喚起する自己概念を明示的に捉える必要性があること、自己概念をより深く理解するためにはテキストデータの収集・分析が適しているという問題意識のもとに、平常時の自己概念と、ブランド使用時の自己概念の2つを、自由回答形式の20答法で回答する課題を分析対象者に課し、テキストマイニングを行って比較検討した。

その結果、各々において喚起する自己概念の中核を成す主要な構成要素自体に変化がないこと、しかしながら、各要素内で喚起する具体的な内容が大きく変わることを示した。ブランド使用時において、喚起する自己概念の内容がよりポジティブに変わることが見出されたのである。また、単語レベルでいうと動詞「なる」の使われ方に大きな変化があることを見出した。平常時は「なりたい」という使われ方が主なものに対して、ブランド使用時は「○○になる」へ変化することが分かった。つまり、ブランドの使用で違った自分や、なりたい自分になるという自己概念が喚起することが示唆された。



〔論 説〕

多系的歴史理論における社会変動の概念系の試論  
一人間存在および空間における矛盾的自己同一の観点から一

淵 元 哲

1. 序論：本稿の目的

本稿の目的は、地域の多様な発展過程を重視する歴史理論（以下、多系的歴史理論）に、矛盾による社会変動の理論的概念を組み込み、歴史変動の説明力を強化する、というものである。歴史理論の多系発展説とは、上山春平（1996 [1959]：385-407）<sup>(1)</sup>による命名であるが、そこで名指しされたのは、主に梅棹忠夫（2015 [1967]：95-133）の「文明の生態史観」<sup>(2)</sup>である。一方、上山（1996 [1959]：385-407）は多系発展説と対照的なものとしてマルクス史観を挙げて、それを「単系発展説」であるとした。

単系発展、すなわち世界の歴史は地域や発展の速度は異なれども、一つの方向に向かっている、と考える歴史理論（マルクス史観、近代化論など）は、我が国では戦後、学界における通説的立場を保ったが、1980年代後半に始まった冷戦の崩壊と、その後のロシアや中国における政治体制の実際を鑑みるならば、この立場の理論的説明力は、今日ではかなり相対化されたように思われる。ゆえにか、単系発展説＝西欧中心史観に対する反省もあって、グローバル・ヒストリー等の新しいタイプの歴史理論も生まれ、現在、活発に論が展開されている。

ただし、それらの歴史理論は西欧中心主義の派生形にすぎないという批判もあるように（岡本 [2018：9-28]）、歴史理論としての説得力はまだ十分とはいえない。このような状況下において、我が国の研究史を振り返ってみるならば、単系発展説が全盛期にあった1950年代において、異説である多系発展説が梅棹により唱えられていたというのは、驚異的というほかない。もっとも梅棹の学説は、発表当時、論壇を大いに賑わしたものの、単系的歴史理論以外を認めがらない当時のアカデミズムでは、決してメインストリームにはならなかった<sup>(3)</sup>。しかしながら、むしろ2000年代以降の世界における地域ごとの多様な歴史的発展を非常に説得的に説明できることから、多系的歴史理論の意義は、今日においてこそ、非常に大きくなったように思われるのである。

ただし私見では、従前の梅棹の多系的歴史理論には、上山が指摘するように原理的な変

(1) 以降の文中および脚注における [ ] 内の数字は、古典の文献の初出の出版年を表す。

(2) ただし、他の関連論文とともに同名のタイトルで書籍化される以前に、1957年『中央公論』二月号で発表されている。また、多系的歴史理論という点では、上山は、梅棹とはほぼ同時期に同じような結論に至ったとされるK. ウィットフォーゲルによる研究も挙げているが、本稿では、ウィットフォーゲルについては論じない。

(3) この点については、湯浅越男（2007：28, 287-288）が、自身が被った経験も踏まえて詳細を論じている。具体的には、K. ウィットフォーゲルおよび梅棹忠夫の学説に対しての、当時の人文社会学界の支配的な雰囲気や態度は、無視か非常に敵対的なものであったという。

動理論が不足している。本稿ではこの点を指摘しつつ、多系的歴史理論に社会的矛盾による変動理論の接続が可能かどうか、について検討したい。ただし、本稿の目的は限定的である。矛盾による外在的な変動要因としては、イノベーション、人口増減、戦争等の各種の闘争、経済格差、気候変動等々、実に多くのものが考えられるが、それらは本稿では扱わない。本稿は本来、矛盾を潜在的に抱えている人間存在の内在的な変動力について検討する。また（後述するように）単系的歴史理論の基盤たる西欧思想の伝統では、空間の性質とは無関係に人間の歴史が発展すると考えられるため、地域ごとの歴史の多様性に対しては極めて鈍感になるが、これに対して多系的歴史理論の特徴は、人間が住まう空間との相関により歴史に多様性が生まれるというものであって、両者の発想には大きな隔たりがあることがわかる。そこで本稿は、人間存在が住まう空間といかに相関して歴史の多様性を生み出すのか、その点をも考慮して、人間存在の内在的な変動メカニズムのモデルを提示することといたしたい。

本稿は、以下のような順序で論を展開していく。2. では本稿の目的と関連する先行研究のレビューを行う。具体的には、棲み分けおよび競争といった空間における人間存在の反応に対する観点から、梅棹の「生態史観」および梅棹に影響を与えた今西錦司の「棲み分け論」の空間認識、さらにはそれと対照的な西洋思想の伝統的空間認識について図式的にレビューする。3. では、本論として、多系的歴史理論を生み出した京都学派の淵源に位置する西田幾多郎と和辻哲郎を取り上げ、彼らの考える人間存在の本質論が、多系的歴史理論に親和的であることを明らかにした上で、そのアイデアを筆者の既発表のモデルに接合させるという作業を行う。最後に4. で本稿全体のまとめを提示したいと思う。

## 2. 先行研究のレビュー：棲み分けと競争の視点からみた「空間」の取り扱い

本章は、多系的歴史理論における変動メカニズムを再検討するという本稿の目的のために、棲み分けと競争という二項対立的な視点の下、先行研究を図式的にレビューするものである。1. 序論で既述のとおり、多系発展説とは上山春平の命名であるが、その対象となったのは、やはり既述のとおり、主に梅棹忠夫の「生態史観」である。上山は梅棹の生態史観を高く評価しながらも、手放しでは礼賛しなかった。その理由は、梅棹生態史観の依拠する遷移理論は、生物社会の進化を説明することができても、人類社会の変動理論としては、そのまま採用できるものではなく「比喩かアナロジーにとどまらなければならない」（上山〔1996〔1959〕：397〕）と考えていたためである。ちなみに上山は、社会変動メカニズムの理論的説明という点では、生態史観よりマルクス史観のほうがすぐれていると考えており、ゆえに、マルクス史観と生態史観の統合理論を構築することでこれを果たそうとしたのであった（上山〔1996〔1959〕：404〕）。

もっとも序論で述べたように、現在のマルクス史観の後退状況を考えれば、単に多系発展説をマルクス史観と統合して改造すれば良いとも思われない。しかしそれでも、上山が示唆したところは今日においても検討する意義は十分に大きく、やはり、歴史的事実を鑑みれば、生態史観の平和的な「棲み分け」だけではなく、なんらかの「社会的矛盾」も人類社会の変動要因になっている、そう言わざるを得ないのである。つまり社会的矛盾を歴史理論において考慮外するわけにはいかないと思われるのである。

そこで本稿では、序論で予告したように、戦争等の各種闘争、経済的格差、イノベーション、人口増減、気候変動等々の社会矛盾や自然環境からの影響を想定しつつも、それら具体的な外部環境的な変動要因は扱わず、むしろ社会変動を引き起こしてしまう人間存在の「矛盾的自己同一」という内在的な側面、およびそのような人間存在と空間との原理的な関係性に限定して検討していきたいと思う。そしてその予備作業として、本章では、梅棹および梅棹に影響を与えた今西錦司の空間思想を検討し、それらが唯物史観他、西欧思想の空間思想と何が異なっているのかをレビューしていきたいと思う。

そこでまず、梅棹の「文明の生態史観」について要約を提示しておきたい。梅棹の「文明の生態史観」は、『中央公論』1957年2月号で発表され、先に述べたように読書人、あるいは論壇で大きな反響を呼んだものであることはよく知られている。その内容を要約すれば以下のとおりである（梅棹 [2015 [1967] : 95-133]）。

ユーラシア大陸を俯瞰的に見れば、①人類は大陸中央部（第二地域）と辺境部（第一地域）では、その地理的環境の違いから、それぞれ異なる歴史段階を経験した、②そして同時に、同一地域、具体的には、同地域に該当する西欧と日本は、歴史的由来は異なれども、類似の環境にあったため、封建制など類似の歴史段階を経験し、類似の社会構造になった<sup>(4)</sup>、③ゆえに前者は近代化をなしとげ、後者は後進地域とされた東アジアの中で、最初に近代化を果たしたのだ、とするものである。

この見解の一番重要な点は、なにゆえ西欧と歴史的由来の異なる日本が、東アジアで最初に近代化を（曲がりなりに）達成できたのか、について説明できることにある。もちろん、「日本は遅れ国である」と認識する単系的歴史理論の学統に連なる研究者には、無視されたり、あるいは論敵とされたりしたわけであるが、今日的な世界情勢、たとえば、ロシアや中国の現在における政治状況を鑑みれば、梅棹生態史観の意味するところが、発表後半世紀をすぎてもなお、一定の説明力を保っていることは明らかなように思われる。

では、梅棹の第一地域と第二地域を分けるという「空間」認識の由来は、どこにあったのだろうか。繰り返しになるが、梅棹が生態史観を発表した時期における我が国の人文社会学界においては、近代化論、あるいはマルクス史観といった単系発展説の系譜に連なる歴史理論が（両者は、結論は大いに異なるが）、学界の主流を占めていた。そのような状況下で、梅棹がいわば異説を発表できたのは、第一に梅棹が、もとは今西錦司門下の生物学者であって、オーソドックスな人文社会系の学統には属していなかった、第二に梅棹が、戦後初の海外学術探検隊に参加して、アフガニスタン、パキスタン、インドといった地をフィールドワークし、そこで得られた強固な知見が、上記のような単系発展説を受け入れることを許さなかった、といった理由を挙げることができるだろう。

ただし、この梅棹の空間認識のさらなる淵源には、多くの識者が指摘するように、梅棹の師である生物学者今西錦司の「棲み分け」論の影響がある。この点は決して無視できるものではない。もっとも今西自身は生物学者であるから、彼が文明発祥以降の人間の歴史

(4) この点については、梅棹 (2015 [1967] : 104) は、系譜的（素材的）には異なれども（個々の材木が吉野杉であるか米松であるかの違い）、機能的（デザイン的）には同じかどうか（できあがった建築が、住宅であるか学校であるか）、というアナロジーを使って説明している。また梅棹自身は機能論の立場に立つとしている。

全般について何か体系的な主張をしたわけではない。ただし今西の「棲み分け」論は、梅棹の「生態史観」ときわめて近縁的關係にあることも疑い得ない。実際、梅棹は、第一地域と第二地域がなぜ異なる歴史を歩んだかといえば、人類がユーラシア世界をこの二つの地域において「棲み分け」たからであり、また、歴史的由来の異なる西欧と日本が、なぜ封建制など類似の歴史段階を踏んだかといえば、そこに居住した人々が、類似の環境に適應したからである、と主張するが、その主張の骨格に、今西「棲み分け論」の類推適用を見ることは容易であろう。

そこで、梅棹「生態史観」の源流とでもいうべき、今西「棲み分け」論についても続けて要約を提示しておきたい。今西によれば、すべからく生物種は生活空間を棲み分けして生存している。また生物の進化は、その生存する空間に適應するために起こる。これを示す具体例として（今西の研究で著名なものの一つである）「溪流のヒラタカゲロウ」（今西〔2002〔1969〕：190-259〕）の研究がある。この研究によれば、四種類のカゲロウの幼虫は、溪流の速度の違いにあわせて棲み分けており、それぞれの生活空間に適應した形態に進化しているという。つまり今西は、生物の進化は棲み分けた空間に適應することで起こると主張するのである。また空間認識についていえば、ここに一種の共存思想が見られることはすぐに了解できよう。

今西は「進化論」という点では、ダーウィンとの対比で取り上げられる人であるが、私見では今西進化論が、ダーウィンの「適者生存論」「自然選択説」と分かつポイントは、空間の大きさや質に対する認識の違いではないかと思われる。今西の考える生存空間は、一言で言えば、ダーウィンの想定より広いのである。それは単に物理的空間（すなわち「延長」）が広いと認識しているというだけではなく、一見厳しい自然環境であっても、そこへの適應次第で、生命に生存の糧を与えてくれるという意味で、空間のそこかしこが生存空間になり得ると主張しているということなのである。つまり空間を単なる「延長」という側面からだけでなく、質の側面からも注目しているのであり、またそれゆえに各生物の「棲み分け」が可能になり、生物間の競争は一定程度抑制される、という結論が導かれるのである。一方、ダーウィンの考える生存空間は、今西と比較しても狭く、糧を得られる空間は限られている。もちろんダーウィンにも環境への適應による進化の理解はあるが、その進化は、第一義的には、生存競争におけるライバルを凌ぐためである。このような空間認識の下では、生物同士は、同一空間内で常に激しい生存競争を強いられるという主張になるのは、ある意味、当然のことであろう。

ちなみにダーウィンの自然選択説は人文社会科学では、スペンサーらの社会進化論へと影響することになるが、このような発想は、何も19世紀のイギリスに「突然変異」的に現れたものではなく、私見では、ダーウィンの空間認識はトマス・ホップズに近いのであり<sup>(5)</sup>、もっといえば、西欧思想一般にも見られるものなのである。そこで以下では、今西、梅棹らの空間思想を理解するに必要十分な範囲で、彼らと対照的な西欧思想の空間認識の傾向についてもレビューをしておきたい。

まず西欧固有の空間認識の由来については（すでに多くの識者たちに指摘され、大雑把

(5) この点については、筆者は、J. ロックと T. ホップズの空間認識をモデル化して比較検討している（淵元〔2011〕）。

には共有された知識にはなっていると思われるが)、その淵源としてのキリスト教の存在はやはり大きい。たとえば湯浅泰雄(1990:39)は、キリスト教には、「神」とその被造物たる「宇宙空間」(およびその中に存在する人間の身体)は、「永遠」と(創造と終末によって)「区切られた時間」との関係におかれる一方で、人間の「心」すなわち「精神」は、やがては空間と身体を離れて魂のうちなる神へと向かう、とする認識があるという。さらに湯浅泰雄(1990:39)は、その空間認識こそが、「身体と空間を人間の本質規定からは排除する」という西洋精神史の伝統を生み出した、とも述べている。もちろん、デカルトの心身二元論はこのような思想的土壌で生まれたものなのである。

ちなみにこの空間軽視の西欧思想界の傾向については、近代に至っても持続しているように思われる。たとえば、ハイデガーの『存在と時間』に対する和辻哲郎の批判がそれを示唆してくれている。具体的には、和辻(1979[1935]:3-5)は、『風土』の序言において、人間の本質を規定するに際しての、ハイデガーの『存在と時間』の時間重視と空間軽視の態度に違和感を覚えたことが、具体的な「生ける自然」としての空間、すなわち風土と人間存在の関係を考察する契機になったと述べている。

さらに湯浅泰雄(1990:44)は、心身二元論のうち、精神ではなく身体をあえて重視する「人間機械論」、そしてその延長上にある「唯物論」も、人間の本来規定を精神に求める西欧思想の主流に対する一種の反動思想として、つまり特殊西欧の伝統の異端児として生まれたことを指摘している。私見では、唯物論がそのような身体の復権運動から生まれたのは事実だが、それでも空間認識という点では、唯物論では(当然ではあるが)、空間はやはり単なる「延長」であり、メカニカルな存在にすぎないという理解に留まることになる。つまり空間軽視という点では、西欧思想の伝統を継承しているのである。比較すれば、たとえば和辻(1979[1935])のような具体的な生活空間=風土という意味論的見解は、(やはり当然ではあるが)唯物論においては射程外なのである。また唯物論的な発想が極論化すると、空間とは、所詮「加工対象」に過ぎないという、ともすれば環境破壊をも是とするような思想の温床にもなりえる。

さらに唯物論的に、生命や人間の個体はただ生存を志向する機械的存在にすぎないと見なすと、他者の身体も機械的存在にすぎず、やはり単なる「延長」として扱うことにもなりかねない。それは既述のような空間を破壊してもかまわないという環境破壊の見方だけでなく、自分の生存のためには、他者の生命に対しても配慮しないのが人間の本来規定である、という理解をも生み出すことになる。ホブズズの「万人の万人による闘争状態」という社会モデルは、以上のような人間の本来規定を前提にしなければ導出されないものなのである。

しかしながら、生存できる空間はつねに狭く、それを巡って人間同士相争うというのは、人類史において必ずしも常態であったわけではない。このようなモデルの無条件適用は、平時においては、人間は他者や環境空間を気遣いながら共存ないしは適応してきた、という歴史的事実を無視することにもなりかねないのである。

以上まとめれば、西欧思想の系譜では、伝統的に空間(およびその一部である身体)の存在は、無視ないしは軽視してかまわないという発想に傾斜することがある。それゆえしばしば、空間の質やそれに対する人間の適応といった点に思いたることなく、また一種の空間である身体をも軽視するため、人間同士の競争状態を一般理論化してしまうのである。

では改めて、今西や梅棹の空間認識は、西欧思想とどこが異なるのであろうかを確認し

よう。すでに述べたように、第一に、ダーウィン（あるいはホップズ）との比較でいえば、少なくとも今西は生命全体にとっては、空間は（質的な意味においても）広いと認識しており、ゆえに棲み分け、すなわち共存できると考えていることであろう。ただし梅棹（2015 [1967]: 124）は、第二地域の乾燥地帯における特質として「悪魔の巣」、「暴力の源泉」という言葉を使用し、人間同士の競争性、残虐さの側面も認めているので、その点では平和共存一色ではない。第二に、空間は平板でもなく、無視、軽視して良いものでもなく、そこには質の差があり、さらに生物種（そして人間）は、その空間になんとか適応しようとしていること、この点の理解は、両者に共通しているといえるだろう。そこで第一の論点については、すでに必要十分には検討したので、以下では第二の論点について、さらに深掘りしておきたい。

一般的にいわれることであるが、西欧の個人ないし個体の存在に対するイメージは、デカルト主義的な、所与として強固に独立した存在であるというものである。それゆえ、人間諸個人はすでに確立した主体として、客体である他者や外部空間とは、互いに異質な存在として相対峙するという主客の関係モデルを導出する。これに対して繰り返しになるが、今西や梅棹らの発想には、空間には質の差があるものの、生命あるいは人間は、それに対して適応していくという考えが挿入されている。今西や梅棹は、理系出身者らしく、環境あるいは空間への適応という点では唯物論的な傾斜があるが、これを意味論的に拡大解釈すれば、和辻哲郎の『風土』（1979 [1935]）のような見解に接近することになるだろう。

私見では、西欧思想は（まさに西欧中心主義の思考により）、非西欧と西欧との間における空間の質的な差異を軽視しすぎている。それゆえ（今さら感のある批判ではあるが）、このような空間認識の正嫡たるヘーゲルの観念史観、さらにヘーゲル史観に由来するマルクス史観といった単系的歴史理論は、今日顕在化している歴史発展の多様性という事実に対する説明能力を失ったように思われるのである。しかし一方で、上山が示唆するように、ある種の社会矛盾は、やはり人類史における変動の駆動因になったことは事実であり、その点については、上記の歴史理論のアイデアを時代遅れとしてすべて無視して良いということにはならない。逆に言えば、今西および梅棹的な空間認識は、すでに見たように個体間ならびに空間内における矛盾という側面については、あまり考慮に入れていないのである。もっとも梅棹の場合は、先に述べたように、ユーラシア大陸中央部（第二地域）の乾燥地帯を「暴力の源泉」と呼んだように、競争や矛盾という側面を挿入してはいる。しかしながら、その側面における人間の歴史の変動という点では、梅棹はあまり検討していないように思われる。あくまで生態史観らしく「遷移」(succession) という生態学の用語を類推適用して、社会における人間の適応進化の説明に注力するのである。

ゆえに、多系的歴史理論をさらに深化させるためには、歴史的事実を鑑みても、やはり競争や矛盾の部分を繰り返して説明していく理論的装置が必要であるように思われる。そのためには、競争や矛盾を誘発する外的要因（人口、イノベーション、など）についても検討しなくてはならないが、一方で、矛盾をもたらしってしまう人間の本質についても検討しておく必要があるだろう。そこで次章の本論においては、後者に絞って検討していきたいと思う。私見では、その課題に大きな示唆を与えるものとして、今西や梅棹らの属する京都学派の淵源に位置する西田幾多郎や和辻哲郎の人間存在モデルが有効であるように思われる。また、私見では、彼らの提示した人間存在モデルは、梅棹らの多系発展説に親和

的である。以下では、彼ら二人の思想のなかでも、本稿の問題関心にとくに絞って論点を取り上げ、それを多系的歴史理論の枠組みとしていかに練り込むべきかを検討する。なお、これについては筆者の既発表のモデルとの接合性をも確認して、改めて一つのモデルとして提示するようになりたい。

### 3. 人間存在における変動力のモデル化の検討：全体と個の相互否定的往復運動

#### 3.1 西田と和辻における人間存在と空間との相関

かつて川勝平太（1991：156）は、「かの知的三巨人、哲学者ヘーゲル、自然科学者ダーウイン、社会学者マルクスがそれぞれ精神の歴史、生物の進化、社会の段階というように時間軸によってロジックを立て、一方、日本の哲学者西田幾多郎、自然科学者今西錦司、人文科学者と辻哲郎、梅棹忠夫がそれぞれ場所、棲み分け、風土、生態というような空間に傾斜した論理を組み立てる」と述べたことがある。

川勝が挙げた日本の研究者たちは、非常に大雑把に言えば「京都学派」<sup>(6)</sup>という一つの学統にいると見なすことができる。つまり以上のような空間認識は、系譜学的には仏教思想に遡ることもできようが、さしあたり近代以降のアカデミズムにおいては、京都学派に由来するものと見なすことは許されるだろう。

そこで前章では、今西と梅棹の空間認識を取り上げたが、以下では、西田および和辻における人間の本質規定と空間との関係性を取り上げつつ、それが多系的歴史理論にどう生かせることができるか、筆者自身の理論枠組みと接合せながら検討してみたい。なお、西田、和辻の思想は、哲学の専門研究者たちでさえ異口同音に認めるように、大部で、かつ難解な内容を多く含み、本来安易な要約を許さないものでもある。そこで本章では、本稿の問題関心に従い、かつ本論の検討に必要な範囲に限定して整理していきたいと思う。

さて京都学派といえ、周知の通り、西田幾多郎に淵源がある。西田は処女作『善の研究』（西田〔2006〔1911〕〕）において、主客未分の「純粹経験」を哲学的議論の始発点とすることを唱え、デカルト的な主客二元論を否定した。しかし人間存在は、いつまでも主客未分の状況の下、ただ「直観」したままではなく、主体と客体を意識の上で分ける「反省」の場面を持つ。この「直観」と「反省」を統合した働きを西田は「自覚」と呼ぶ<sup>(7)</sup>。

(6) もっとも京都学派といっても、厳密には、研究者の専門や活動時期によって分けられるのが一般的である。たとえば、狭義の京都学派は、西田幾多郎を始祖として、田辺元、三木清、九鬼周造らの戦前に活躍した哲学者および人文学研究者の集団を指す。また和辻哲郎は、東京帝国大学の出身であるが、西田の招きで京都帝国大学に勤務していた時期があり、また和辻の研究上の特徴からいっても、京都学派の一員として見なされることが多い。一方、桑原武夫、今西錦司、梅棹忠夫、上山春平らは戦後の京都大学人文科学研究所に所属した研究者グループとして新京都学派とも呼称される（柴山〔2014〕および菅原〔2018〕を参照）。ただし多くの専門研究者が指摘するように、西田らの京都学派の思想的影響は、新京都学派に及んでいると思われる。

(7) 「自覚」は西田哲学のキーワードであり、西田の多数の論文にはこのワードは頻出し、またいくつかの論文や書籍においてはタイトル内にも使用されているが（たとえば『一般者の自覚的体系』（西田〈五〉（1947〔1930〕））、『無の自覚的限定』（西田〈六〉（1979〔1932〕））など）、最初に「自覚」を明確に定義し使用し始めたのは、『自覚における直観と反省』（西田〈二〉（1987〔1917〕））。なお、西田幾多郎全集（旧版）からの引用、参照については、（西田〈二〉（1987〔1917〕））のように巻数を〈 〉内の漢数字で示すこととする。

西田は、主体は「自覚」、つまり直観と反省を往復しながら、創造的に発展すると考えたが、なにゆえそのように西田が考えたのかといえ、私見では、西田は、自我と非自我の空間の境界はもとより曖昧なのであり、空間の中にある自己は、自己自身を創造しつづけることなしには、非自我の空間と一体化してしまう、すなわち自己同一を喪失してしまうと考えていたからではないかと思われる<sup>(8)</sup>。さらに私見では、この「自覚」は今日の科学用語では、フィードバック機構を備えたシステム論に酷似しているように思われるが、これは後に検討したいと思う。

さらに西田の空間認識ということでは、やはり難解概念の一つである「場所」<sup>(9)</sup>(とくに「絶対無の場所」と「行為的直観」を挙げておく必要がある。「絶対無の場所」とは、当初は、主観の奥底にあり日常的な意識を支えるものとして主観主義的な意味で使用されていた<sup>(10)</sup>。しかし、やがては自我と非自我<sup>(11)</sup>、そして自我を取り囲む社会や環境との相互交渉を可能にする空間としても想定されるようになった<sup>(12)</sup>。加えて西田は、この絶対無に下支えされている自己は、自身を取り囲む環境や社会から、何らかを感じ取り(直観)つつ、それを元に環境や社会を作っている(行為)とも主張した。西田は、この一連の人間の営為を「行為的直観」<sup>(13)</sup>と呼び、行為(身体的作用)と直観(精神的作用)を分けて考えがちなデカルト主義とは、この点でも一線を画したのであった。さらに西田は、一方的に人間が環境や社会をつくるのではなく、環境や社会も、自己を含む人間に影響を与える(作っている)という循環関係があると考え<sup>(14)</sup>。この点でも人間を特別扱いし、空間をせいぜい利用可能なものにすぎないとして軽視する、西欧の伝統的発想とは異なるものになっていることには注意しておきたい。

また西田は、世界は個物(人間存在の場合は、個人)に分かれており、かつ個物同士が、

- 
- (8) もっとも自己と世界の一体化については、西田は決してそれを悪しきものと捉えていたのではなく、西田自身が参禅を繰り返す、自己と世界の一体化を志向したように、人間存在には、かつて一続きであると意識していた外界との一体化を志向する欲望があると考えていたようにも思われる。
- (9) 「場所」も西田哲学のキーワードであり、やはりワードが西田の多数の論文に類出することになるが、「場所」を主題として本格的に論じたものとしては、『働くものから見るものへ』に所収されている(タイトルそのままに)「場所」(西田〈四〉(1979 [1927]: 208-289))。
- (10) 西田は、有名な述語論理を推し進めることで、超越的述語面に相当する「無の場所」を導出した。さらに、この無の場所のさらなる奥底には、主観的なものと客観的なものを包含するという「真の無の場所」があると主張した(西田〈四〉(1979 [1927]: 208-289)。さらにこの「真の無の場所」は、のちに「絶対無の場所」と呼称されるようになる(西田〈五〉(1947 [1930]: 177))。
- (11) 自他関係と絶対無との関連性を論じるようになるのは、『無の自覚的限定』所収の「私と汝」(西田〈六〉(1979 [1932]: 341-427))。
- (12) 社会の中に生きる人間存在と絶対無の関連性を論じているのは、『哲学の根本問題』(西田〈七〉(1979 [1933]: 5-200))。
- (13) 行為的直観も西田の論文における頻出ワードである。西田が、行為的直観を本格的に論じたものとしてたとえば、『哲学の根本問題続編』の第二論文である「弁証法的な一般者としての世界」(西田〈七〉1979 [1934]: 305-428)。さらにタイトルにそのまま採用して主題として論じたのは、『哲学論文集第一』第四論文の「行為的直観」(西田〈八〉(1988 [1937]: 541-571))。
- (14) 行為的直観は、主体の側からの、世界を作り(行為)つつ作られる(直観)という事態を指した言葉だと思われるが、それを世界の側からのものとして表現したものが「作られるものから作るものへ」であると思われる。『哲学論文集第三』の第三論文である「絶対矛盾的自己同一」(西田〈九〉1979 [1939]: 147-222)を参照。



自己の固有性を主張し、他の個物および世界全体の統一性を否定するように働きつつも、一方では、一つの世界は、矛盾的な要素たり得る個物同士を常に世界内に包含させながら存在し続けているとも考えている（「絶対矛盾的自己同一」<sup>(15)</sup>、「多と一の矛盾的自己同一」<sup>(16)</sup>であるともいう）。私見では、西田は、（それは形而上学的想定であるが）世界は個物に分化してはいるものの、元は一続きの存在であったのだ、と直観していたように思われる。だから個物同士および個物と世界は矛盾をはらみながらも、互いが互いを作り合う動態的な存在としてひとつであるのだ、という認識に至ったのだと思われる。

続いて、このような西田の「無」の哲学の影響を受けている（田中（2015：143））と思われる和辻哲郎の「間柄」と「空」の哲学についても要約しておきたい。まず和辻倫理学の重要ワードとしては、「間柄」を挙げなくてはならない。「間柄」は、和辻においては人間存在の基本ユニットとして考えられている。和辻（2007 [1937]：128-129）は、たとえばホップズの孤立的個人から出発する社会思想を批判し、歴史的にはそのようなものは見だし得ないと主張する。仮に人間が孤立的な個人に見える場面があったとしても、それは間柄における一局面にすぎないのである。一方、和辻（2007 [1937]：134-153）は、社会が一つの有機体的存在であるという社会有機体説のような考えも退ける。なぜなら全体（たとえば、家という全体）は、成員（家ならば家族個々の成員）の存在なしでは、存立し得ないからである（和辻 [2007 [1937]：136]）。

つまり、和辻は、「個人」はそれ自体で孤立的個人として存在することはなく、一方、「全体」もそれ自体で有機的に全体であることもない、あくまで全体あつての個人であり、個人あつての全体と考えるのであり（和辻 [2007 [1937]：154]）、この互いが独立して存在し得ないという否定的特質を、和辻（2007 [1937] 154-180）は「空」と呼ぶのである。そして、その個人と全体を橋渡しするのが「間柄」であるが（和辻 [2007 [1937]：155]）、私見ではその間柄も、個人の存在によって成立し、また全体との連関から間柄の特徴が定まってくるものであるのだから、それ自体では独立に存在しえない「空」なる存在ではないかと思われる。またこの「空」は、世界に存する「個人」と「全体性」の双方が互いを絶え間なく否定し続けていくという動態性を表す概念として定義している（和辻 [2007 [1937]：177-180]）。すでに明らかであるが、否定という機能を重視する点で、西田と共通する。また、「間柄」が否定の運動の繰り返しにより生まれるとするならば、原理的には明滅するものであるはずだが、私見では、和辻は、同時にこの「間柄」は「風土」という具体的な自然空間によって、一定程度の安定性のある定型（おそらく全体性の作用によって）がつくられてくると考えていると思われる。

実際、先ほど挙げた『風土』の序言において、和辻はハイデガーの時間重視の哲学を批判し、「生ける自然」すなわち「風土」という空間と人間存在の基本構造との関係こそを考察すべきだという態度表明を行っている。これについても、湯浅泰雄（1990：32-33）は、和辻が自らの哲学の始発点とする「間柄」すなわち「間主体的空間」は「生活世界」の中

(15) 絶対矛盾的自己同一も西田哲学の重要ワードである。とくに詳細に論じたものとしては、やはり『哲学論文集第三』内の「絶対矛盾的自己同一」（西田〈九〉1979 [1939]：147-222）。

(16) 絶対矛盾的自己同一の世界の性質を言い合わせた表現として、「絶対矛盾的自己同一」（西田〈九〉1979 [1939]：147-222）をはじめ、西田論文に類出する。

にあるものであり、その「生活世界」は自然的空間（または「生ける自然」）すなわち「風土」に基礎を持たなくてはならないのだから、和辻が時間性よりも空間性の方をより根源的なものとして考えるのは当然であると述べている。私見では、この湯浅泰雄のような指摘が、先の和辻の態度表明の理由をもっとも説得的に説明しているもののように思われる。また、間柄と風土の関係性については、「間柄」⇒「風土」⇒「間柄」という小空間と大空間の相互循環関係を見て取ることができる。さらに（既述のように）、その間柄もつねに個人⇒全体性⇒個人という運動にさらされながら、その関係を維持しようとしつつ、一方で変化する潜在力もあると考えている。この点は、本稿の問題意識と非常に大きな関係があるので、後に検討することにする。

さらに西田との比較でいえば、私見では、西田の「場所」は「空間」といっても、意識界のような無の空間も含まれており、形而上学的色彩が強いものであるが、和辻の場合は、「風土」と「間柄」、そして両者の相互形成関係といった現実世界への関心を強く打ち出している、という違いがある。実際、これらの概念系を基に、和辻は『風土』や『倫理学』で示されたような歴史哲学を展開したと思われるのである。

さて以上のように、図式的に西田と和辻の思想の要約を試みたが、とくに西田には、すべてを内在化して説明しようとする志向性があり、超越と精神をわける西欧思想とは大きく異なる発想を持っているように思われる。一方で絶対無の場所という思想は、たとえば田中久文（2015：70）が指摘するように、形而上学的色彩が濃厚な概念であるので、にわかには社会科学に適応することは困難である。

ただし西田哲学における純粹経験、つまり主と客の境界線の曖昧さから論を開始するという点については、人間の本質規定について、無批判に主客二元論的発想を採用しがちな社会科学のパラダイムを相対化する上でも、意義は全く失われていない。たとえば、自我と他我が厳然と分離独立した存在であるという理解にとどまれば、ナショナリズムや宗教原理主義といった社会現象がなぜ成立するのか、その理由を説明することが困難となる。また主体と環境世界が意識の上でも分離し厳然と相互独立的であるというデカルト主義に従えば、和辻の風土や梅棹の生態史観のような人間存在の理解には妥当性がないということになる。しかしながら、繰り返しになるが、空間軽視の単系的歴史理論の現実的な説明力の衰退を考えれば、デカルト主義的な発想にこそ、説得力がないと言わざるを得ないのである。

また西田の絶対矛盾的自己同一とは、絶対無の場所というすべての個物を個物のまま取り込む無限の場所という形而上学的想定における特徴を指しているものと思われるが、かりに（「有の場所」と西田が呼ぶような）実在空間に限定しても、個物（人間界なら個人）による全体化に抗う自己運動という矛盾をはらみながらも、一つの世界で有り続けているという見方は、矛盾をつねに生み出している現実世界を観察する限り、むしろ当然すぎるもののようにも思われる。さらに和辻の「空」は、環境世界（全体）に適応しようとする個体という側面と、環境世界に抗い、自己の独立を志向する個体という側面、との間における相互否定的な運動とされるが、こちらも現実世界や歴史と対比してみても、まったく自然なことであるように思われる。つまり「矛盾的自己同一」や「空」の発想は、①人間存在が、地域ごとの環境世界に適応することを強調する多系的歴史理論と親和的であるように思われる、②さらに一と多、あるいは個人と全体性は、矛盾しつつ同一しているとい

う世界観は、矛盾が世界内に原的に存在し、それが世界を動態化させているという視点を、多系的歴史理論に提供してくれている、と思われるのである。

そこで以下では、以上検討したような、西田や和辻の人間と空間についての本質規定に関する思想を踏まえて、それらの思考枠組みを筆者自身の既発表の分析枠組みへの導入を試み、それが多系的歴史理論の改変に寄与できる可能性について示したいと思う。

### 3.2 全体と個の矛盾的自己同一とフィードバック

本節では、2. および3. 1の検討を踏まえて、ともすれば静態的になりがちな多系的歴史理論に世界の動態を説明するための概念たり得る人間存在モデルの提示をしていきたいと思う。具体的には、筆者は、既に過去に発表した論稿で人間存在モデルを提示しているが(淵元〔2019〕)、本稿においては、すでに検討した西田、和辻のアイデアを借用し、筆者自身のモデルを改変強化したいと考えている。そしてそれにより多系的歴史理論に動態概念を接続できることを示したいと思う。

さて筆者は既発表の論文において、人間存在には「勢力欲」、「遠心欲」、「求心欲」という三つの相互に矛盾するような社会的ないしは関係的欲望が(人間諸科学を根拠に)原的に、無定型に備わっている、というモデルを提示してきた(淵元〔2019〕)。要約すれば、「勢力欲」とは、他者を支配することを望む欲望であり、「遠心欲」とは他者からの干渉から逃れる欲望である。また「求心欲」とは他者と結びつこうとする欲望である。

またこれらの欲望は、既述のように各身体においては無定型に存在するが、それらは他者と関与するなかで、やがて定型的な関係が構築されてくるという概念もあわせて提示してきた。具体的には「勢力欲」に呼応するものが「勢力的関係」、「遠心欲」に呼応するものが「遠心的(反)関係」、「求心欲」に呼応するものが「求心的関係」である。そしてこれら諸関係が複合する中で、社会は生成ないしは再生産されつつも、上記諸関係は元来矛盾的存在であるので、各人や社会を取り囲む状況の変化に対応して、諸関係の関係に変化が生じ、社会が変動していくというものであった。以上を図示したものを、本稿に再掲する(淵元〔2019: 176〕)(図1)。

そこで以下では、西田および和辻のアイデアを取り入れながら、対人間だけでなく対自然環境からの影響を含めるように、筆者の人間存在モデルの改変を行っていきたい。なぜ、そのような改変が必要かと言えば、人類史における社会の生成や変動においては、人間の営為だけが要因なのではなく、和辻や梅棹が史観で示したように、自然環境からの影響があることは疑い得ないからである。

そこで第一に、西田幾多郎の主張を参考に、主客未分の「純粹経験」から主客が分離していくプロセスを、筆者の人間存在モデルに取り込むことについて検討していきたい。この西田のアイデアが必要な理由は(デカルト的な明証的かつ固定的な自我論では困難であるような)、空間(間主観および自然環境)に対する人間との関係性が歴史的には変動してきた、という事実を説明できるからである。

既述したように、西田はデカルトと異なり、人間存在は原的には主客未分の状態にあるが、そのままで居続けることはなく、やがては主客分離を開始すると考えている。また西田によれば、その主客分離は、外界からの刺激(直観)を契機としつつも、主客未分にある純粹経験の状態下に原的に存在している「自覚」の力によって起こる<sup>(17)</sup>とされる

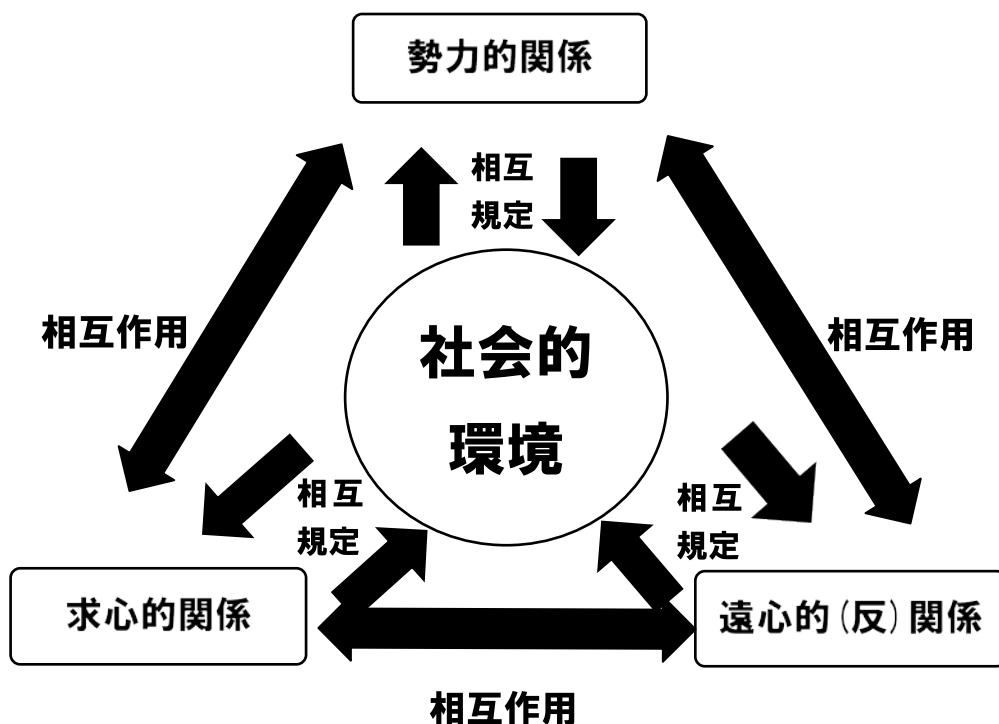


図1：3つの関係および空間の円環構造と相互作用

のであるが、本稿では、この明証化される自我と世界を切り分ける力のことを「原自我」と呼んでおきたいと思う。このアイデアは、身体には、自己の存続に関わる欲望（筆者の用語では勢力欲および遠心欲）が原初的に内蔵されていると考える筆者のモデルとも整合する（図2）。

ただし筆者は、勢力欲や遠心欲は人間関係に対する欲望に限定してきたが、西田や和辻のように人間存在を囲む環境空間一般に対する欲望と改変した方が、人間存在と環境空間における関係性の歴史的様態を説明できるように思われる。具体的には、太古より人間は道具を使い、環境空間を加工してきたが、それは自己の存在を確保するために自然に働きかけているということなので、それを自然に対する勢力欲と呼ぶことができる。ただし生存に必要な資源に恵まれている自然環境にあるところでは、自然に対しては、勢力欲はあまり大きく発揮されなかったかもしれず、（後述するが）求心欲のほうが前景化して、むしろ自然と人間存在の一体化の思想の彫刻が追求されたかもしれない。逆に資源に恵まれ

(17) 「自覚」の働きについては、やはり西田〈二〉(1987 [1917])において中心的に論じられている。非常に難解なこの「自覚」の働きについては、湯浅泰雄(2015:69)は、明証化される以前の「くらいコギトの層」と呼んでいる。また檜垣立哉(2011:96)も「西田にとって、はじめから規定された『自己』の領域など存在しない…『自覚』とは無限の流れを生きる『純粹経験』において『私』であるものと『世界』であるものを、切り分けてつくりだしていく（潜在的なものを現実化していく）働きとしてとらえられるべきである」と述べている。

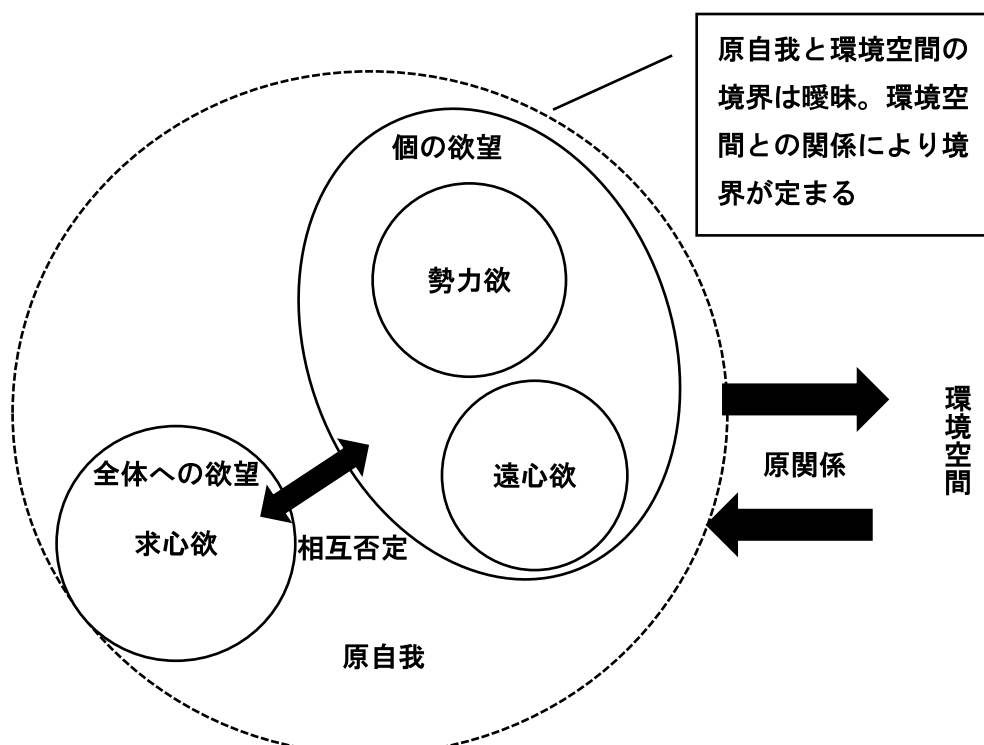


図 2：原自我と環境空間との関係性

ていないところでは、自然に対する勢力欲が大きく発揮された可能性があり、文化や文明の発生や発展に寄与した可能性がある。

また遠心欲についても、「無縁」(網野善彦)<sup>(18)</sup>のような対人的な関係からの自由にとどまらず、太古より良い生存環境を求めて、人類は自由移動してきたという歴史についても、射程内におさめることができる。そこで、勢力欲ならびに遠心欲を人間関係に限定せず、身体を囲む環境一般に対する欲望、すなわち「勢力欲」は人間関係および環境一般といった「空間」を自己の存続のために、支配しコントロールしようとする欲望であり、「遠心欲」は、自己の存続のために、特定の間人間関係および環境、すなわち特定の「空間」から逃れようとする欲望と定義し直すことにしたい。

また筆者は、筆者自身のモデル内概念である「求心欲」を、人間関係を求める欲望として限定的に使用してきた。しかし繰り返しになるが、人間存在が持つ原初的欲望の性質を、西田のように環境空間一般に拡張した方がより説明能力を一般化できる。つまり和辻の風土や梅棹の生態史観のような、環境空間一般に対する人間存在の「適応」についても説明できるようになるのである。そこで筆者の「求心欲」も、人間関係をも含めた外界、すなわち「空間」との一体化を求める欲望である、と定義し直すことにしたい。

(18) この点については、筆者は、網野善彦の「無縁」を「遠心的(反)関係」の具体例として挙げている(淵元(2019: 175))。

第二に、西田における「全体」と「個」の入れ子構造的側面についても、筆者のモデルへの取り込みを検討したい。筆者のモデルでは、個人の存在を主張する欲望である勢力欲と遠心欲は、社会関係という全体への結合を志向する求心欲と矛盾し、かつその矛盾が世界に対する変動の内在的要因になるということは想定していた。これに対して、西田は個と全体が矛盾的自己同一をしているという世界観を示したが、具体的には、世界がひとまとまりでありながら、個物（人間界ならば個人）が存在し、個物同士および個物と環境世界が相互否定的でありつつ同一空間を成立させていると主張していた。また和辻も、全体性と個人が互いを否定しつづける運動が環境空間を構成していると主張していた<sup>(19)</sup>。私見では、そのような様態は、世界における状況を指すものということに加えて、たとえば西田であれば、個物自体が（ライプニッツのモナドのように）全体を含むものと考えているのであるから<sup>(20)</sup>、たとえば人間存在という個物にも全体と個の矛盾が内在していると考えていたと解釈することは妥当であろうと思われる。

もっとも筆者は、おそらく西田が想定する、個物ひとつひとつが、世界のすべてを含むというライプニッツ的解釈には同意できない。しかし先に検討したように、全体を志向する欲望と個を志向する欲望が人間存在に矛盾しながらも内蔵されており、さらにそれらの矛盾した欲望が世界に投射されることで、世界においても全体と個の矛盾が生成されると限定的に解釈するならば、筆者のモデルに取り込むことができる。つまり、その改変されたモデルは、①個と全体の矛盾は空間一般においてだけでなく、個物たる人間存在個々においても無定型の欲望として、入れ子的に存在しており、しかもそれは対人的関係のみならず、広く環境空間一般に対して発露される、②その矛盾する欲望が人間関係も含めた世界に投射されることで世界の矛盾が増幅され、結果的に世界が動態化する、というものとなる。

第三に、この西田や和辻の「全体と個の矛盾モデル」を、環境世界と人間存在におけるフィードバック的な性質を表すものと解釈し、それも筆者のモデルに取り込むことも検討しておきたい。何度も述べてきたように、西田は「絶対矛盾的自己同一」を唱え、和辻は「空」、すなわち全体性と個人の間の往復運動を唱えたが、それを筆者のモデルに引きつけて解釈すれば、人間存在には、個の独立性を欲する勢力欲ないしは遠心欲が内蔵されており、一方で環境空間との融合や融解を欲する求心欲も持ち合わせ、それらが互いを否定しつつ矛盾的自己同一している、というものとなる。さらに西田が「行為的直観」という言葉でのべるのは、環境空間との関係でいえば、個人は環境空間を制作しながらも、環境空間からも制作されるという関係にあるということであった。筆者の欲望論的見解にこの西田のアイデアを取り込むのであれば、人間存在の欲望は環境空間に反応するが、個の独立性を志向する欲望（勢力欲と遠心欲）と、それに相反するような、全体すなわち環境空間への適応や融解を欲する欲望（求心欲）が、互いを否定するように発せられながら環境

(19) ただし和辻には、そのような運動が世界には存していても、身体にそれが内蔵されているかどうかの言及は特段ないように思われる

(20) 西田にとっての個人は、西田自身が認めるようにライプニッツのモナドに近い。ただし、これも西田自身が、論文「歴史的世界に於いての個物の立場」で述べていることであるが、ライプニッツの表徴的なモナドと異なり、西田の個人は世界を創造するモナドである（西田〈九〉（1979 [1939] : 97)）。

空間を形成している、というものになる。

この結果、原初的には、個の欲望と全体への欲望が相互否定的に働くことによって、動的な均衡化の運動（けっして静的な均衡ではない）が起こる。たとえば勢力欲が発揮されても、原初的には（他者も含めた）環境空間における抵抗により、いわば外側からその勢力欲が制限されると同時に、この状況をうけて自己内の求心欲が発動されて、結果的には環境空間との「和解」が果たされる。逆に、環境空間への過度な融解が進展しそうな場合には、個の欲望が作動して融解への進展を阻む。その結果、自己の存在と外界との間で適度な均衡化がはかられるのである。しかもその環境空間と自己とのやりとり、西田的には「自覚」であるが、それは一度きりのものではなく、まさに西田がロイスの自己表現体系（「英国に居て完全なる英国の地図を写す」）（西田〈二〉（1987 [1917] : 16）に言及したように、個体の側から見た環境空間に対する一種の無限の往復運動として考えられていたと思われるのである。そしてこれまた既述したことであるが、西田も和辻もこの無限の「否定」の運動が機能しないと、自己が存続し得ないという認識を持っていたのである。この運動は現代のシステム論の用語でいえば、一種の無限のフィードバック機構と類似している。また環境空間全体の視点から俯瞰すれば、自己と同様の人間存在が同一空間内に増加すれば、その欲望を環境ないしは空間が受け止めることが出来ず（たとえば生存のための資源を提供できない）、結果的に個体とその数が減るなどして環境空間の動的な均衡化が作動する。つまりある種の秩序化、安定化が成立するわけであるが、換言すれば、それは環境空間全体における「負のフィードバック」が働いているとみなすことは可能だろう（図3）。

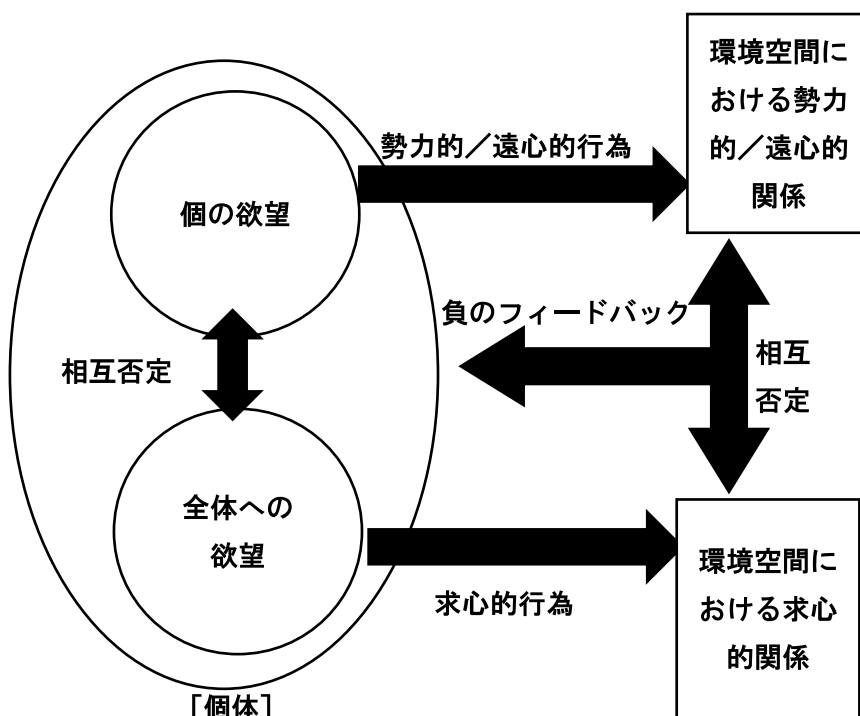


図3：個体内の欲望と負のフィードバックとの関係

しかしながら、人間と環境の関係は、かならず負のフィードバック的なものになると限らない。西田自身が、個物は創造するモナドであると主張しているように(西田〈九〉(1979 [1939]:97)), 個体には、世界に対して創造的に働きかけるという側面があるからである。この創造は、環境空間に対して積極的な働きかけるという点では、筆者の概念では「勢力欲」の範疇に入るが、これは個人の個性としてのみ発揮されるだけでない。なぜなら、しばしば環境空間内全体で、各個体の勢力欲が旺盛になり、ついには社会変動を促すことがあるからである。そしてそれは、人間存在の持つ「共感力」<sup>(21)</sup>や「模倣」によって起こるように思われる。本来、共感力は人間同士をつなぐ求心欲を下支えする力である。しかしながら、しばしば人間の勢力的行為に対しても、その共感力は発揮されることがありうる。つまり、環境空間内の個体同士による相互関係の中で、各個体が勢力的に振る舞うということに共感してしまえば、結果的には、環境空間に対するポジティブな態度を各個体は互いに模倣し合うことになる。そしてその結果、各人の勢力的な振る舞いも強化促進されてしまう。つまり、この模倣による勢力欲の発露は、各人に「正のフィードバック」をもたらし、結果的に世界における「ゆらぎ」を増幅させてしまうことになると思われるのである(図4)。

私見では、人間存在の持つ社会的欲望は、生理的欲求(例えば、食欲や性欲など)と異

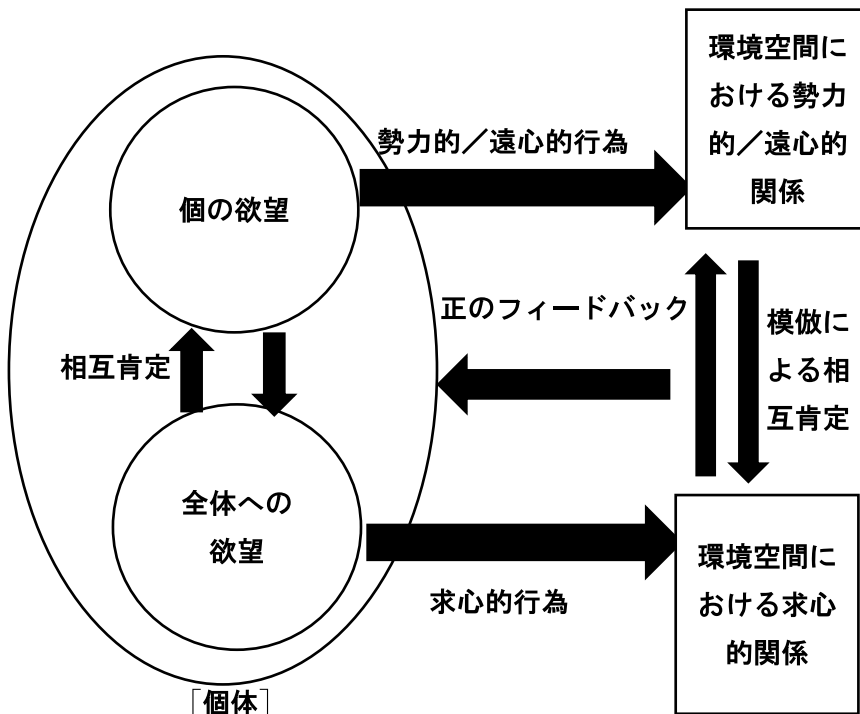


図4：個体内の欲望と正のフィードバックとの関係

(21) この点については、筆者は求心的関係を下支えする「共感」の存在について、人間諸科学を援用して、その関連性について論じている(淵元(2019:175-178))。



なり、それ自体での身体的限界を持たないものである。換言すれば、社会的欲望それ自体は、どこまでも肥大化可能なポテンシャルを持つものである。ゆえに、個の存続についての欲望と全体に適応しないしは融解を望む欲望との間で、相互否定が働いている場合には、負のフィードバックがもたらされるが、個体同士の相互関係の中、勢力欲と求心欲が相互に否定するのではなく、共感と模倣により共共振増幅されてしまう場合は、正のフィードバックがもたらされてしまうのではないかと思われるのである。そしてこの正のフィードバックにより、世界の中の「ゆらぎ」が増幅され、ついには社会変動の機運が高まるようになる、と思われるのである。

第四に、和辻の「間柄」モデルを筆者の関係主義モデルにいかに取り込むかについても考えておきたい。和辻は間柄を人間存在の基本ユニットとしてきたが、一方、和辻においても、西田同様、身体論的にはやはり心身が一体のものと考えられており、さらに自己と外界との区別も本来的にないと考えている<sup>(22)</sup>。つまり、本来的に和辻にとっても主体と環境空間は一体の感覚の内にある。これを本稿では、さしあたり「原関係」と呼んでおきたいと思う。この原関係から、主客が分離され、改めて主体と自然環境および社会関係との相互作用によって「間柄」、すなわち、具体的な人間関係が生成されてくる。先に述べたように、和辻のいう「間柄」は、全体性と個人性の「ゆらぎ」の中に生成されてくるものなので、原理的には明滅するものであるが、同一の空間（風土、社会）に居続ける場合は、その関係性に求心力が繰り返し働くことにより安定的な適応、すなわち定型化がされてくる。それが風土における「間柄」であるといえるだろう。そして、すでに本稿は、筆者自身のモデルを環境空間一般にまで拡張しており、以上のような空間と対人的な関係の相関性を重視する和辻の「間柄」モデルについても、そのまま導入することが可能である。

さて、以上検討してきたような対人的だけでなく、対環境空間にまで拡張した筆者の改変モデルを使うことにより、風土や生態史観における適応的な「棲み分け」のみならず、逆に空間を支配しコントロールしようとする勢力的行為や、空間との不適応を認めてその空間から逃れる遠心的行為といった現実についての理論的説明も可能になる。また改変した筆者の「矛盾的自己同一」の人間存在モデルは、人間存在および環境空間における正／負のフィードバック機構を組み込んでおり、秩序の成立と社会変動の両方についても説明が可能となる。まとめると、筆者の改良した人間存在モデルは、空間への適応および支配、さらには逃散という人間存在の営為を説明する理論枠組み、そしてフィードバックを行うという概念系を備えることができた。そしてそれにより、地域ごとに異なる歴史発展、すなわち多系的な歴史変動という現象に対する理論的な説明（それは人間の内在的側面からの説明という限定付きではあるが）をすることが可能になったと思われるのである。

(22) 和辻は、我が国の上代人の心身関係について「彼らは主観と客観との別さへも充分に意識しない。内なるものはと外なるものとは一つである」（和辻（1934 [1920] : 353)）、あるいは「彼らは自然を愛して、そこに渦巻ける生命と一つになる。自然の美は直ちに彼らの内生であった。この親密な自然との抱擁は自然をば思想の資料とすることを許さない」（和辻（1934 [1920] : 372)）と述べている。なおこの和辻の、原初的人間における心身一体的な態度については、湯浅泰雄（2015 : 44-47）の解釈を参照。

#### 4. 結語

最後に、本稿の検討のまとめをしておきたい。梅棹が提示した空間重視の多系的歴史理論には単系的歴史理論にはない各地域の多様な歴史発展を説明できるメリットがある一方で、歴史変動を説明するメカニズムについては、平和的な棲み分けに依拠している部分が多く、矛盾による歴史変動を説明する概念系を欠いていた。そこで本稿は、梅棹の属した京都学派の淵源である西田や和辻の「全体と個の相互否定」というモデルを取り入れることで、多系的歴史理論に不足していた変動メカニズムの概念系を補うことができることを示した。もっとも、本稿では外在的要因（経済格差、戦争、人口、イノベーション他）については、一切検討できなかった。また、多系的歴史理論という点では、たとえば梅棹と近い結論を導出しているとされるウィットフォードについても全く検討はできなかった。これらについては他日を期したい。

#### 〔参考文献〕

※古典的文献の初出年は [ ] で示している。

- 今西錦司 (2002 [1969]) 「溪流のヒラタカゲロウ」(『生物の世界ほか』189-259 中央公論新社)
- 上山春平 (1996 [1959]) 「歴史観の模索」(上山春平著作集 第二巻 385-407 法蔵館)
- 梅棹忠夫 (2015 [1967]) 「文明の生態史観」(『文明の生態史観』87-133 中央公論新社)
- 岡本隆司 (2018) 『世界史序説：アジア史から一望する』筑摩書房
- 川勝平太 (1991) 『日本文明と近代西洋：「鎖国」再考』NHK 出版
- 柴山哲也 (2014) 『新京都学派：知のフロンティアに挑んだ学者たち』平凡社
- 菅原潤 (2018) 『京都学派』講談社
- 田中久文 (2015) 『日本の哲学をよむ：「無」の思想の系譜』筑摩書房
- 西田幾多郎 (2006 [1911]) 『善の研究 全注釈 小坂国継』講談社
- 西田幾多郎 (1987 [1917]) 『自覚における直観と反省』(西田幾多郎全集 (旧版) 第二巻) 岩波書店
- 西田幾多郎 (1979 [1927]) 『働くものから見るものへ』(西田幾多郎全集 (旧版) 第四巻) 岩波書店
- 西田幾多郎 (1947 [1930]) 『一般者の自覚的体系』(西田幾多郎全集 (旧版) 第五巻) 岩波書店
- 西田幾多郎 (1979 [1932]) 『無の自覚的限定』(西田幾多郎全集 (旧版) 第六巻) 岩波書店
- 西田幾多郎 (1979 [1933/34]) 『哲学の根本問題 哲学の根本問題続編』(西田幾多郎全集 (旧版) 第七巻) 岩波書店
- 西田幾多郎 (1988 [1935/1937]) 『哲学論文集第一 哲学論文集第二』(西田幾多郎全集 (旧版) 第八巻) 岩波書店
- 西田幾多郎 (1979 [1939]) 『哲学論文集第三』(西田幾多郎全集 (旧版) 第九巻) 岩波書店
- 檜垣立哉 (2011) 『西田幾多郎の生命哲学』講談社

測元 哲（2011）「グローバル空間の動態分析のための理論枠組みの提示：経済社会学的アプローチによる古典理論の応用」（ソシオサイエンス 17, 1-16, 早稲田大学大学院社会科学部研究科）

測元 哲（2019）「比較経済社会学のための「人間モデル」の一試論：人間諸科学の援用による基礎付けの試み」（千葉商大論叢 57(2), 161-181, 千葉商科大学国府台学会）

湯浅赳男（2007）『「東洋的専制主義」論の今日性：還ってきたウイットフォークル』新評論

湯浅泰雄（1990）『身体論：東洋的心身論と現代』講談社

和辻哲郎（1934 [1920]）『日本古代文化論』岩波書店

和辻哲郎（1979 [1935]）『風土：人間学的考察』岩波書店

和辻哲郎（2007 [1937]）『倫理学（一）』岩波書店

（2020.9.20 受稿, 2020.10.29 受理）

〔抄 録〕

本稿は、西欧由来の社会思想ないし単系的歴史理論には、「空間」の多様性を軽視する傾向があるため、今日の政治や社会の多様な発展、変化を説明できていない一方で、梅棹忠夫の生態史観（多系的歴史理論）は、上記のような現状を説明できているという点で、現在における同理論の意義が大きいことを指摘した。しかし一方で、多系的歴史理論には、矛盾による社会変動を射程外にしているという問題点があり、その不足を補うために本稿は、「矛盾的自己同一」という人間存在の本質をモデル化し、当該理論に接続することを提案した。

そこで本稿は、西田幾多郎および和辻哲郎の人間存在モデルが空間の存在を重視しつつ、矛盾による変動を説明する概念系を備えていることに注目した。さらに両名のアイデアを、「フィードバックする矛盾的自己同一的」人間存在モデルとして解釈したうえで、筆者の既発表の「勢力—遠心—求心」モデルに取り込み、それが多系的歴史理論に接続できることを提示した。

〔論 説〕

## 管理会計の現代的概念に関する考察

### —インフォーマル・コントロールの位置づけに着目して—

森 浩 気

#### 1. はじめに

「管理会計 (Management Accounting) とは何か」という問いに答えるのは、容易ではない。管理会計の定義が多用であること、研究者が多様な研究を管理会計の領域で扱ってきたこと (加登 2010)、ジャーナル側があえて限定的な定義を示さず自由闊達な研究発展を促進してきたこと (Scapens 2014) など、様々な背景から、定義を明確に示すうえでの難しさがあると考えられる。また、管理会計概念の拡張については、近年も学会を通じて議論が行われている (伊藤和憲 2018)。今後も研究者が管理会計概念の範囲について議論、検討をしていくことで、研究の幅広い発展につながり、管理会計研究における発見事項の価値を高め、実務へのインプリケーション導出につながることが期待される。

本研究の目的は、管理会計の現代的概念について考察し、概念の拡張と範囲に関するインプリケーションを提示することである。とりわけ、伝統的に管理会計の前提とされてきた公式的なシステムに基づくコントロールと、インフォーマル・コントロールと呼ばれる非公式的なコントロールとの関係性に着目し、管理会計概念における両者の位置づけや、研究上の扱いについて、検討を行う。これまでの文献では、管理会計を「システム」として、すなわち公式的なシステムを通じて実施されるマネジメント・コントロールを念頭に置いた概念として、定義するものがあつた (McWatters and Zimmerman 2006; 小林他 2017; 門田 2016)。一方で、*Management Accounting Research* 誌においては、2010年代にインフォーマル・コントロールを主題とした論文が掲載されている (Pitkänen and Lukka 2011; Stouthuysen et al. 2017)。また、公式的なシステムを前提とした概念フレームワークには限界があるとの主張がなされる一方 (Collier 2005)、公式的なコントロールとインフォーマル・コントロールを概念的に区別し論じる必要性が指摘されるなど (Plesner Rossing 2013)、管理会計研究において両者の関係をどのように捉えるかという点についても、検討の余地がある。このように、公式的な管理会計システムとインフォーマル・コントロールの関係性について議論することで、管理会計概念の拡張に関する方向性のひとつを示すとともに、将来の研究において両者をどのように扱うかという点について、考察する。

なお、本研究では管理会計概念の構成要素について議論し、管理会計が持つ役割やアイデンティティの一部を明らかにすることで、今後の研究進展に向けた礎の一端となることを目指す。すなわち、管理会計の統一的な定義を示すことは、本研究の目指すところではない。後述するように、管理会計は多義性が認められる概念であり、統一的な定義を示し広くコンセンサスを得ることは困難である。また、管理会計は多義性が認められる概念で

あるがゆえに、実務、研究の双方において柔軟に拡張し、今日に至るまで発展してきた。本研究は、こういった背景を踏まえつつ、管理会計概念の拡張における一側面に着目し、概念としての範囲やそのなかの構成要素について、考察を加えるものである。

本研究の構成は、以下のとおりである。第2節では、管理会計に関する近年の定義や概念の拡張に関する議論を整理する。第3節では、管理会計のなかでの公式的なコントロールとインフォーマル・コントロールの位置づけについて、研究間での相違や議論の変遷を整理する。第4節では、インフォーマル・コントロールについて、管理会計概念に取り込むことの妥当性を論じ、研究での扱いについて検討する。第5節では、総括として本研究から得られた知見および今後の研究に向けた提言を示す。

## 2. 管理会計の定義と概念に関する議論

本節では、これまでの文献で提示されてきた管理会計の定義、および概念の範囲に関する議論を整理する。

管理会計の定義については、文献を以下の通り区分して、情報を抽出、整理する。第一に、研究者が書籍や論文のなかで提示した管理会計の定義である。第二に、実務家の協会が示した管理会計の定義である。第三に、管理会計を一様に定義する困難さを示した研究者の指摘である。各文献における定義および定義に関する指摘を抽出し、それらの比較を通じて、管理会計に関する研究者や実務家の多様な視点、見解を概観する。

本研究においては、歴史的な変遷を経たうえで、管理会計が近年どのように定義されているかを確認するため、概念が拡張してきた経緯については、その概略を記すに留める。

伝統的な管理会計の定義は、A.A.A. (American Accounting Association) の1958年度管理会計委員会報告書にて提唱されたものに遡ることができる。ここでは、"Management accounting is the application of appropriate techniques and concepts in processing the historical and projected economic data of an entity to assist management in establishing a plan for reasonable economic objectives and in the making of rational decisions with a view toward achieving these objectives" (Brummet et al. 1959, 210)、和訳では「管理会計とは、経済実態の歴史的小および計画的な経済的データを処理するにあたって、経営管理者が合理的な経済目的の達成計画を設定し、またこれらの諸目的を達成するために知的な意思決定を行うのを援助するため、適切な技術と概念を適用することである。」(櫻井1981, 151)という管理会計の定義が示された。

その後、伊藤和憲(2018)にてまとめられているとおり、管理会計の概念は時代を経るなかで拡張し、定義について見直しがなされてきた。管理会計は、経済環境、価値創造の源泉、社会的な価値観の変化に伴う実務適応にしたがって、様々な方向に拡張していき(伊藤和憲2018)、日本管理会計学会2017年度年次全国大会での統一論題「管理会計の拡張と実務適用の課題」にて議論されたとおり、マーケティング(伊藤克容2018)や統合報告(内山2018)といった、これまで周辺領域とされていた学問分野やツールと融合してきた。

以上の経緯を踏まえつつ、管理会計が概念として近年どのように定義されているか、各文献の記述から概観する。

表 1：近年の文献における管理会計の定義に係る記述（研究者による定義）

文献	定義に係る記述
Drury (2018, 22)	Accounting concerned with the provision of information to people within the organization to aid decision-making and improve efficiency and effectiveness of existing operations.
Hopper et al. (2009, 27)	We found defining MAS a struggle and often arbitrary decisions on its boundaries were made, for example accountability, social processes, and informal information and controls were included but not social and environmental accounting.
Horngren et al. (2014, 3)	The branch of accounting that produces information for managers within an organization. It is the process of identifying, measuring, accumulating, analyzing, preparing, interpreting, and communicating information that helps managers fulfill organizational objectives.
McIntosh and Quattrone (2010, 5)	management accounting systems are only a part, albeit usually a very important part, of the entire spectrum of control mechanisms used to motivate, monitor, measure, and sanction the action of managers and employees in organizations and to coordinate these with the other components that make organizations what they are: machines, information and communication technologies and the like. So, to understand the workings of management accounting systems fully it is necessary to see them in relation to entire array of control mechanisms used by organisations.
McWatters and Zimmerman (2016, 29)	The accounting system used within the organization to provide information for two general functions, making planning decisions and control.
岡本他 (2008, 6)	管理会計とは、企業の経営管理者にたいし、その経営管理に不可欠な経済的情報を提供するため、適切な数量的データを認識し、測定し、記録し、分類し、要約し、解説する理論と技術である。
小林他 (2017, 4)	管理会計とは、経営活動のさまざまな局面で、経営管理者が要求する各種の情報を提供し、また当該情報の作成と伝達のプロセスを通じて彼らの行動に心理的な影響を与えることによって、経営目的の実現を支援するシステムである。
櫻井 (2019, 29)	管理会計は、「経営戦略を策定し、経営上の意思決定とマネジメント・コントロールおよび業務活動のコントロールを通じて経営者を支援する会計である」。
谷 (2013, 8)	管理会計 (management accounting) とは、その英語標記から分かるように、マネジメント、つまり経営管理のための会計である。具体的には、「戦略実施を目的としたマネジメント・コントロールに関わった会計の分野」である。
門田 (2016, 2)	管理会計とは、経営者が自ら企業の経済活動の方向を決定したり、部下の管理者の経済的決定に影響を与え、彼らの業績を評価し、もって将来の経済活動をよりよい状態にするための財務情報システムである。

まず、表 1 は、研究者によってテキストブックで近年提示されてきた管理会計の定義に係る記述であり、ここから各文献で示された管理会計の定義、概念としての範囲が、必ずしも同一ではないことが分かる。

表 1 の記述からは、「システム」という単語を用いて、管理会計を定義している文献が確認できる (McWatters and Zimmerman 2016；小林他 2017；門田 2016)。すなわち、これらの文献では、管理会計は管理会計システム (Management Accounting Systems) の利用を通じて行われることが前提となっており、概念としての範囲をその限りに規定しているといえよう。概念における「システム」という単語の扱いについては、類似のケー

表2：近年の文献における管理会計の定義に係る記述（実務家の協会による定義）

文献	定義に係る記述
IMA (2008, 1)	Management accounting is a profession that involves partnering in management decision making, devising planning and performance management systems, and providing expertise in financial reporting and control to assist management in the formulation and implementation of an organization's strategy.
CGMA (2017, 50)	The sourcing, analysis, communication and use of decision-relevant financial and non-financial information to generate and preserve value for organisations.

スとしてマネジメント・コントロールとマネジメント・コントロール・システムの関係が挙げられ、両者を区別し異なる概念として定義することもある（横田・金子 2014）。この点を踏まえると、管理会計を管理会計システムとほぼ同義と捉える文献は、管理会計の概念に関して、比較的狭義の定義を行っているといえよう。

なお、これら管理会計を公式的なシステムとして捉えた文献においても、過去に管理会計が拡張してきた経緯を踏まえて定義が示されていることに、留意する必要がある。原価企画、ABC（Activity Based Costing：活動基準原価計算）、バランスト・スコアカードなど、Brummet (1959) の時代には認知されていなかった、あるいは提唱されていなかったツールが、その後に管理会計の一部として扱われるようになった（園田・横田 2010；園田 2017）。管理会計を公式的なシステムに限る概念と捉えた場合においても、当初の定義では想定されていなかったツールが含まれていること、したがって時代を経るなかで拡張してきた部分が含まれていることを、踏まえておく必要がある。

それらの文献に対し、管理会計の範囲をさらに拡張し、より広義の概念として捉えているものがある。たとえば、Hopper et al. (2009) は、MAS（管理会計システム）という単語を用いつつ、その定義は研究者の裁量によって異なり、社会的なプロセスやインフォーマル・コントロールが管理会計概念に包含される場合があることを指摘している。また、McIntosh and Quattrone (2010) は、管理会計システムを狭義の概念として捉えつつ、組織内で行われる様々なコントロールとの関係を考慮しなければ、その機能について十分に論じることはできないと主張し、管理会計を広義の概念として捉えていることがうかがえる。彼らは Horngren and Sundem (1990) における定義を引用し、それと対比する形で広義の管理会計概念を示しており、狭義の概念との相違を明示しているといえよう。

つぎに、表2は、実務家の協会による管理会計の定義であり、ここからも管理会計の定義が一樣ではないことがうかがえる。IMA (2008) は、「profession」という単語を用い、組織で一定の職務内容ないし役割を担う特定の人物を想定する形で、研究者とは異なる視点に基づき管理会計を定義している。それに対し、CGMA (2008) では、McIntosh and Quattrone (2010) と同様に「communication」という単語を用いつつ、概念としての範囲に含みを持たせる形で、管理会計を定義している。

表1、表2で示したとおり、研究者や実務家の間でも様々な管理会計の定義が見られるものの、これらは、それぞれの文献において扱う範囲を明確にするために提示されているという側面もあり、必ずしも個々の見解が対立していることを示すわけではない。たとえ



表3：近年の文献における管理会計の定義に係る記述（定義の多義性）

文献	定義に係る記述
Scapens (2014, 246)	We deliberately avoided defining 'management accounting', as this could restrict the development of the journal... I have taken the view that the scope of management accounting is defined by the papers which are in the journal. This does not exclude new ideas, topics, theories, methods, etc., which have not previously appeared in the journal, but I would expect the authors of such papers to justify the need to extend the scope of management accounting in the way they are suggesting.
加登 (2010, 57)	周辺隣接領域の成果を管理会計に組み込もうとする者と伝統的な会計の枠組みに留まろうとする研究者の間で、管理会計の定義や機能範囲について合意は形成されることはない。

ば、小林他 (2017, 4) は、「われわれは、「管理会計とは何か」という根源的な問いに直截応えられるだけの術を持たないし、実際、管理会計はそれほど単純なシステムではない。」としつつ、「あえて誤解を恐れずに、必要最小限の定義をここで付与するなら、」という但し書きをつけて、管理会計を定義している。すなわち、小林他 (2017) では、管理会計の定義を示しつつも、本来的には概念に多義性が存在することを認めている。このように、それぞれの研究者や実務家が管理会計の範囲を区切り、定義するなかで、概念としての一様な線引きが可能とはいえないこと、その点を認識しつつあえて定義を示していることが、各文献を対比し記述を追うことで浮かび上がってくる。

さらに、表3のように、これら管理会計の定義を統一することは困難であるという指摘や、そもそも定義を示さないとする姿勢もある。ここでは、2つの文献から議論を整理する。

第一に、加登 (2010) は、管理会計の定義が多様であること、研究者の関心が多岐にわたることを背景とし、定義や概念としての範囲について合意を得ることは困難であると指摘している。管理会計が当初の枠組みを超え、新たな手法や理論フレームワークとともに発展するなかで、研究者間でも統一的な見解を示すことが難しくなってきたことがうかがえる。

第二に、Scapens (2014) は、*Management Accounting Review* 誌の編集から退くにあたり記した最後のエディトリアルにて、同誌ではあえて管理会計の定義を明示せず、概念の拡張と研究の発展を研究者に委ねてきたと述べている。このなかでは、管理会計の範囲はジャーナルに掲載される論文によって表されるとし、新しいアイデアや過去にないテーマの研究を受け入れるとしつつ、そのように概念を拡張する際には、研究者自身がその必要性を示さなければならないことを指摘している。すなわち、彼は *Management Accounting Review* 誌の編集を通じて、あえて管理会計を定義しないことにより、自由闊達な議論や、研究の進展を促してきた。一方で、実際に管理会計の概念や研究範囲を拡張する際には、研究者の論文内での主張と、ジャーナルの査読制度を通じた研究者間での一定の合意形成を求めている。このように、Scapens (2014) は、管理会計研究の進展のなかで新たな領域を取り込む可能性は否定しないものの、概念の無秩序な拡張を避けるため、研究者が相互に検討を重ねる形で、一定の抑止力を働かせる必要性があることを主張した。

加登 (2010) および Scapens (2014) の主張を踏まえると、管理会計の定義について完全な合意形成を得ることは困難であるものの、定義や概念の範囲に関する検討、議論を妨

げないことも一方では重要であることがうかがえる。概念の拡張については、個別の文献で定義を示すことはもちろん、学会での討論やジャーナルの査読制度を通じた研究者間での議論と合意形成も重要だといえよう。

本節での議論をまとめると、以下のとおりとなる。第一に、管理会計の定義は文献によって異なり、そこには研究者や実務家といった定義を示す側の立場、視点が反映されているものがある。第二に、管理会計の範囲を管理会計システムのなかに留めるか、それに付随するコントロールも含めるかという点において、各文献の間で相違が見られる。第三に、管理会計の定義について、必ずしも統一的な見解を得られるとは限らないものの、研究の進展に向け議論を行うことには意義がある。このなかで、インフォーマル・コントロールを管理会計の範囲に含めるか否かという点について、文献間で相違が見られたことに着目し、次節以降で詳細な検討を行う。

### 3. 過去の管理会計研究における公式的なコントロールとインフォーマル・コントロールの扱い

本節では、管理会計のなかでの公式的なコントロールとインフォーマル・コントロールの位置づけについて、これまで見られる研究間での相違や議論の変遷を整理する。

第2節で挙げた McIntosh and Quattrone (2010) が指摘するとおり、伝統的な管理会計の定義では、企業内での公式的なシステムの利用が前提となっていた。管理会計の起源が、標準原価計算および予算統制にあること(加登 2010; 櫻井 2019)を踏まえれば、この伝統的な定義は、歴史的な経緯に基づくものであるといえよう。

一方で、伝統的な定義では想定されていなかったインフォーマル・コントロールについても、管理会計に含む形で議論が行われることがある。たとえば、Burns and Scapens (2010) は、管理会計チェンジが意図しないインフォーマルなプロセスから生じ得ることを指摘しており、公式的なシステムの枠を超える形で、管理会計のダイナミズムを論じている。すなわち、周辺の学問領域を取り込んできたこと(伊藤和憲 2018)のみならず、インフォーマル・コントロールの扱いが変化してきたことについても、管理会計概念の拡張に関する一側面として捉えることができよう。

この論点について議論する前に、公式的なコントロールとインフォーマル・コントロールの相違を整理する。公式的なコントロールが、決められたルールや手順、契約に基づき、多くの人を巻き込んで構造化され行われるのに対し、インフォーマル・コントロールは、組織の価値観や文化に基づき、少数の属人的な関係性のなかで、予期せずその場で行われる(Das and Teng 2001; London and Smither 2002; Plesner Rossing 2013; Wohlgemuth et al. 2019)。なお、インフォーマル・コントロールは、社会コントロール(Eisenhardt 1985)や、クラン・コントロール(Ouchi 1979)と、同義の概念として扱われることもある(Das and Teng 2001; Wohlgemuth et al. 2019)。

以上のような性質を持つインフォーマル・コントロールは、公式的なシステムの利用を前提とした伝統的な管理会計の定義には含まれないと考えられるものの、近年ではこのインフォーマル・コントロールを主題とした管理会計研究が登場している。たとえば、Pitkänen and Lukka (2011) は、業績評価システムに基づき行われる定期的なフィードバック

クに加え、組織文化や相互の信頼に基づくインフォーマルなフィードバックを活用することで、素早い課題解決や追加的な議論が可能になることを指摘した。また、Stouthuysen (2017) は、提携企業間でインフォーマル・コントロールが行われることにより、行動制御コントロール (behavior control) と企業間のパフォーマンスとの正の関係が強くなることを明らかにした。これらの研究は、管理会計研究におけるリサーチ・クエスションの主要な変数として、インフォーマル・コントロールを採用している。

その他の研究でも、伝統的な管理会計システムを補足する概念として、インフォーマル・コントロールの重要性が指摘されている。たとえば、Simons (1995) のレバース・オブ・コントロール、そのなかでもインタラクティブ・コントロール・システムに着目した研究の一部において、インフォーマル・コントロールに関する言及がなされてきた。たとえば、Collier (2005) は、Simons (1995) の提唱したフレームワークではインフォーマル・コントロールの果たす役割が軽視されていると主張している。また、Plesner Rossing (2013) は、インタラクティブ・コントロール・システムの利用に加え、それを促進し支援するインフォーマル対話などのインタラクシオンの機能を指摘している。さらに、Ferreira and Otley (2009) は、業績評価システムの運用において、インフォーマルな手続きやネットワークの重要性を指摘し、特に主観的な業績評価を行う際にインフォーマル・コントロールが果たす役割の解明を、今後の研究テーマとして挙げている。

以上のように、インフォーマル・コントロールは、伝統的な管理会計概念では考慮されていなかったものの、近年では各研究での分析が進むなかで、その重要性が指摘されている。後者について、管理会計研究としてジャーナルに掲載された領域を概念に取り込むという Scapens (2014) の姿勢に基づけば、インフォーマル・コントロールは管理会計概念に含まれるということになる。これが妥当な変化であるのか、管理会計のなかでインフォーマル・コントロールがどのような役割を果たしているのか、といった点について、次節にて考察を行う。

#### 4. 管理会計とインフォーマル・コントロールの関係

本節では、インフォーマル・コントロールを管理会計概念に内包する妥当性や、研究における扱いについて、考察する。具体的には、3つのケースから、実際の企業においてインフォーマル・コントロールが果たし得る役割を整理し、その情報を基に検討を進めていく。

第一に、Collier (2005) における TNA 社のケースである。TNA 社は、従業員数 120 名と中規模の企業であり、長期的な成長ビジョンは掲げられているものの、月次報告に基づく短期的な利益管理などは行われていない。すなわち、狭義の公式的な管理会計システムは、TNA 社にはほぼ存在していない。しかしながら、創業者社長は、銀行から融資を得る目的で自身が作成したスプレッドシートを用い、資金管理や当座の意思決定を行っていた。さらに、創業者社長は、各拠点の従業員と会い、ホームパーティーやパブといった場などでの社会的な対話を通じて、自社の課題を把握し、新たなアイデアへのフィードバックを行っていた。Collier (2005) は、この対話を社会コントロールと位置付け、Simons (1995) におけるインタラクティブ・コントロール・システムと、実質的に同様の役割を果たしていると指摘している。

第二に、Plesner Rossing (2013) におけるハイテク産業に属する企業のケースである。組織内での国際的な移転価格や税制の問題が大きくなるにつれ、同社では週次の会議を設け、公式の場で部門間の議論を行うことにした。すると、担当のミドルマネジャーと関係者との間で、徐々に1対1の非公式な対話が行われるようになり、それが移転価格と税制に関する公式的な計画および会議体のインタラクティブ・コントロール・システムとしての機能を促進することとなった。

第三に、3M社のケースである。3M社では、企業が成長し事業規模の拡大が進むなかでも、新製品売上高比率をKPIのひとつとして堅持し続け、目標値の達成を目指す、管理会計を行ってきた(河合他 2017)。新製品売上高比率は、文字通り売上高に占める新製品の比率を表す指標であるが、その詳細については適宜修正が加えられている。たとえば、「5年以内に発売された新製品の比率が25%」という基準が長らく用いられた期間があったものの、1990年にはこの比率が30%へと引き上げられ、さらに1992年には発売からの年数が4年以内へと限定されている。このように、ストレッチ・ゴールともいわれる非常に挑戦的な目標が掲げられる一方、「勤務時間の15%を自分のアイデアの追求に使ってよい」とする15%カルチャーと呼ばれる仕掛けや、ブートレッキングと呼ばれる挑戦に伴う失敗を許容する文化が、新製品売上高比率の目標達成を下支えしている(河合他 2017; 昆 2011)。

これらのケースからは、管理会計システムとインフォーマル・コントロールが密接に凝着していることがうかがえる。特に3M社のケースでは、15%ルールの内で行う研究開発には上司の関与を排除することが求められており(大久保 2017)、さらに研究者が自由な情報交換を行えるイベントが催されるなどして(昆 2011)、インフォーマル・コントロールが活発に行われている。一方で、15%ルールで行う研究開発には予算がつけられており、それが最終的には新製品売上高比率の目標達成につながるよう意図されていることから、公式的な管理会計システムによるコントロールと、インフォーマル・コントロールが、概念的には区分可能であるものの、広義のマネジメント・コントロールとして切り離せない関係となり、一体となって機能している。また、Collier (2005) のケースにおける中小企業から、大企業となった3M社まで、組織規模の大小に関わらず、インフォーマル・コントロールが管理会計システムの機能を補足できる可能性が示唆されているといえよう。

以上を踏まえると、管理会計を広義の概念として定義する場合、インフォーマル・コントロールは管理会計の一部として位置づけられる。本節で挙げたケースからは、管理会計の根幹である目標達成のための取り組み、あるいは経営者の意思決定に資する情報提供フローの一部として、インフォーマル・コントロールが機能し得ることがうかがえる。伝統的なシステムには含まれないものの、意図しない協働が生まれる「あそび」によって公式的なシステムを補足する、あるいはその機能を代替するインフォーマル・コントロールは、実務上は広義の管理会計に取り込まれているといえ、研究対象にもなり得るといえよう。

その際、管理会計に含まれるインフォーマル・コントロールは、あくまで組織目標の達成や意思決定につながる行為とすべきであり、そこに結びつかないものと区別することが適切だと考えられる。上記のケースにおいて、Collier (2005) のTNA社におけるスプレッドシートの利用や部下との対話は、創業者社長の意思決定に影響している。Plesner Rossing (2013) の企業における非公式な対話は、公式的な会議体での意思決定に影響し

ている。3M社における15%カルチャーやブートレッキングは、新製品売上高比率の目標達成につながる製品開発や、その過程でのチャレンジを促進している。こういったインフォーマル・コントロールが、管理会計の一部に位置付けられるといえよう。ただし、ブートレッキングに代表される不文律的な組織文化については、あくまでもそこから派生した組織目標の達成や意思決定につながる組織成員の行為をもって、管理会計の一部として捉えるのが適切である。

つぎに、公式的な管理会計システムと、管理会計の一部と考えられるインフォーマル・コントロールとの区別について、検討する。

この点については、Simons (1995) が提唱した診断型コントロール・システムおよびインタラクティブ・コントロール・システムについて検討した研究の間で、インフォーマル・コントロールの扱いに関する相違が見られる。Plesner Rossing (2013) は、インタラクティブ・コントロール・システムの利用と、それを促進するインタラクティブなプロセスとを、概念的に区別する必要があると主張している。Marginson (1999) も同様の指摘をしているほか、Bedford (2015) も各コントロール・レバーが公式的なシステムであることを明示し、質問票調査を行っている。それに対し、インフォーマル・コントロールの有無を通じて、診断型コントロール・システムやインタラクティブ・コントロール・システムの利用について観察したとする研究がある (Emsley 2001; Jansen 2015; Nyland and Pettersen 2004; Pettersen and Solstad 2007)。Simons (1995) は、4つのコントロール・レバーを公式的なシステムの利用によるものと定義しており、後者の研究群は原典の定義を厳密には変更する形で、管理会計システムとインフォーマル・コントロールの概念的な区分を排除する形となっている。

しかしながら、マネジメント・コントロールとマネジメント・コントロール・システムを概念的に区別することは可能であり (横田・金子 2014)、実際に管理会計システムの利用とインフォーマル・コントロールを分け、それぞれの機能、役割を論じる研究もある。第2節で示した各文献からも、管理会計システムの利用をもって狭義の管理会計を定義するか、付随する様々な取り組みも含めて広義の管理会計を定義するか、という立場の違いはあれど、公式的なシステムとインフォーマル・コントロールは区分可能であることが示唆されている。そのうえで、インフォーマル・コントロールを管理会計の概念に含めるか否かを示すことで、定義を明確にすることが可能となっている。

したがって、インフォーマル・コントロールに着目する研究では、管理会計の概念に含むか否かという立場の違いに関わらず、公式的な管理会計システムの利用とは区別して論じることが適切だといえよう。概念を過度に細分化することで、研究の知見が限定的なものとなる懸念も指摘できる。しかし、管理会計システムとインフォーマル・コントロールは、密接に関連しているものの区別が可能であり、実際にこの視点に基づいた研究成果も示されていることから、それぞれ管理会計を構成する別の概念として扱うべきであろう。

## 5. おわりに

本研究の目的は、管理会計の現代的概念について考察し、概念の拡張と定義に関するインプリケーションを提示することであった。本研究での検討を通じて、かつては管理会計

概念に含まれなかったインフォーマル・コントロールについて、現在では広義の管理会計の一部に位置付けられること、公式的な管理会計システムと区別して扱うのが適切であることを示した。管理会計概念の拡張については、これまでも議論が展開されてきたが、周辺の学問領域やツールに加え、インフォーマル・コントロールについても概念の拡張が見られること、そしてこの変化を研究上どのように扱うのが適切であるか、いくつかのケースを示しつつ論じたことが、本研究の貢献である。

なお、本研究は、文献のなかでその必要性に応じて管理会計を定義すること、管理会計を公式的なシステムの利用に限定した狭義の概念として定義することを、否定するものではない。上述したとおり、管理会計の定義は文献として扱う範囲を明確にするために示されることもある。また、あえて定義を統一しないこと、いわばこの点に関する研究者間でのインフォーマル・コントロールを働かせることで、研究の発展が促進されてきたという、歴史的背景もある。このような、自由な研究、議論が行われる土壌があったからこそ、管理会計研究は拡張する形で、実務との対話を行いながら今日まで進められてきた。本研究は、その拡張の方向性のひとつについて整理し、インフォーマル・コントロールを管理会計研究においてどのように扱うべきかというインプリケーションを示したものであって、管理会計概念に関する固定的なパースペクティブを他の研究に求めるものではない。

管理会計概念については、多様な見解が存在する、また存在すべきであり、本研究での検討は、その多様な解釈のひとつに留まる。また、管理会計の様々な拡張のなかでその一部について論じたに過ぎず、管理会計概念に関する包括的な考察を行うには至っていない。本研究にはこのような限界があるが、それでも管理会計概念の拡張について恐れず議論することで、新たな研究領域の可能性やその意義、さらには様々な学問分野がある社会科学のなかでの管理会計の立ち位置や、理論と実務との関係について、深耕することができると思われる。管理会計概念の定義や拡張について、これからも活発な議論が行われ、さらなる研究の発展につながることを願う。

## 謝辞

本研究は、2019年度千葉商科大学学術研究助成金による研究成果の一部である。

## 〔参考文献〕

- Bedford, D. S. 2015. Management control systems across different modes of innovation: Implications for firm performance. *Management Accounting Research* 28: 12-30.
- Burns, J. and R. W. Scapens. 2000. Conceptualising management accounting change: an institutional framework. *Management Accounting Research* 11(1): 3-25.
- Brummet, R. J., P. T. Crossman, S. A. Pressler, W. K. Weltmer, and G. A. Welsch. 1959. Report of Committee on Management Accounting. *The Accounting Review* 34(2): 207-214.
- CGMA. 2017. *Global Management Accounting Principles: Effective management accounting: Improving decisions and building successful organisations*. Chartered Institute of Management Accountants. Retrieved from

- <https://www.cgma.org/content/dam/cgma/resources/reports/downloadabledocuments/global-management-accounting-principles.pdf> (2020年8月9日閲覧)
- Collier, P. M. 2005. Entrepreneurial control and the construction of a relevant accounting. *Management Accounting Research* 16(3): 321-339.
- Das, T. K., and B.-S. Teng. 2001. Trust, Control, and Risk in Strategic Alliances: An Integrated Framework. *Organization Studies* 22: 251-283.
- Drury, C. 2018. *Management Accounting for Business*. 7th edition. Cengage.
- Eisenhardt, K.M., 1985. Control: organizational and economic approaches. *Management Science* 31: 134-149.
- Emsley, D. 2001. Redesigning variance analysis for problem solving. *Management Accounting Research* 12: 21-40.
- Ferreira, A., and D. Otley. 2009. The design and use of performance management systems: An extended framework for analysis. *Management Accounting Research* 20(4): 263-282.
- Hopper, T., Tsamenyi, M., Uddin, S., Wickramasinghe, D. 2009. Management accounting in less developed countries: what we know and needs knowing. *Accounting Auditing & Accountability Journal* 22(3): 469-514.
- Horngren, C. T., and G. L. Sundem. 1990. *Introduction to Management Accounting*. 8th edition. Prentice-Hall.
- Horngren, C. T., G. L. Sundem, J. O. Schatzberg, and D. Burgstahler. 2014. *Introduction to Management Accounting*. 16th edition. Pearson.
- Institute of Management Accounting (IMA). 2008. *Definition of Management Accounting*. Institute of Management Accounting. Retrieved from <https://www.imanet.org/-/media/6c984e4d7c854c2fb40b96bfbe991884.ashx?as=1&mh> (2020年8月9日閲覧)
- Jansen, E. P. 2015. Participation, accounting and learning how to implement a new vision. *Management Accounting Research* 29: 45-60.
- London, M., and J. W. Smither. 2002. Feedback orientation, feedback culture, and the longitudinal performance management process. *Human Resource Management Review* 12: 81-100.
- Marginson, D. E. W. 1999. Beyond the budgetary control system: towards a two-tiered process of management control. *Management Accounting Research* 10(3): 203-230.
- McWatters C. S., and J. L. Zimmerman. 2016. *Management Accounting in a Dynamic Environment*. Routledge.
- Nyland, K., and I. J. Pettersen. 2004. The control gap: the role of budgets, accounting information and (non-) decisions in hospital settings. *Financial Accountability & Management* 20: 77-102.
- Ouchi, W. G. 1979. A conceptual framework for the design of organizational control mechanisms. *Management Science* 25: 833-848.
- Pettersen, I.-J., and E. Solstad. 2007. The role of accounting information in a reforming area: a study of higher education institutions. *Financial Accountability & Management*

23: 133-154.

- Pitkänen, H., and K. Lukka. 2011. Three dimensions of formal and informal feedback in management accounting. *Management Accounting Research* 22: 125-137.
- Plesner Rossing, C. 2013. Tax strategy control: the case of transfer pricing tax risk management. *Management Accounting Research* 24(2): 175-194.
- Scapens, R. W. 2014. My final editorial. *Management Accounting Research* 25: 245-250.
- Simons, R. 1995. *Levers of Control: How Managers Use Innovative Control Systems to Drive Strategic Renewal*. Boston, MA: Harvard Business School Press. (中村元一・黒田哲彦・浦島史恵訳. 1998. 『ハーバード流「21世紀経営」4つのコントロール・レバー』産能大学出版部)
- Stouthuysen, K., H. Slabbinckb, and F. Roodhooft. 2017. Formal controls and alliance performance: The effects of alliance motivation and informal controls. *Management Accounting Research* 37: 49-63.
- Wohlgemuth, V., M. Wenzel, E. S.C. Berger, and M. Eisend. 2019. Dynamic capabilities and employee participation: The role of trust and informal control. *European Management Journal* 37: 760-771.
- 伊藤和憲. 2018. 「管理会計の拡張と実務適応の課題」『管理会計学』26(2) : 19-29.
- 伊藤克容. 2018. 「マーケティング管理会計の展開：顧客動向の追跡と動線設計」『管理会計学』26(2) : 31-46.
- 内山哲彦. 2018. 「管理会計研究・実践と人的要素の管理：統合報告を中心に」『管理会計学』26(2) : 47-62.
- 大久保孝俊. 2017. 『3Mで学んだニューロマネジメント』日経BP社.
- 岡本清・廣本敏郎・尾畑裕・挽文子. 2008. 『管理会計(第2版)』中央経済社.
- 加登豊. 2010. 「ものづくり管理会計にみる管理会計の本質」『税経通信』65(1) : 57-65.
- 河合篤男・伊藤博之・山路直人. 2017. 『100年成長企業のマネジメント：3Mに学ぶ戦略駆動力の経営』日本経済新聞出版社.
- 小林啓孝・伊藤嘉博・清水孝・長谷川恵一. 2017. 『スタンダード管理会計(第2版)』東洋経済新報社.
- 昆政彦. 2011. 『効果的な企業会計システムの研究：GE、パナソニック、3Mの事例』中央経済社.
- 櫻井通晴訳著. 1981. 『A.A.A.原価・管理会計基準：原文・訳文・解説』中央経済社.
- 櫻井通晴. 2019. 『管理会計(第7版)』同文館出版.
- 園田智昭・横田絵理. 2010. 『原価・管理会計入門』中央経済社.
- 園田智昭. 2017. 『プラクティカル管理会計』中央経済社.
- 谷武幸. 2013. 『エッセンシャル管理会計(第3版)』中央経済社.
- 門田安弘編著. 2016. 『セミナー管理会計』税務経理協会.
- 横田絵理・金子晋也. 2014. 『マネジメント・コントロール：8つのケースから考える人と企業経営の方向性』有斐閣.

(2020.9.20 受稿, 2020.11.17 受理)



〔抄 録〕

本研究の目的は、管理会計の現代的概念について考察し、概念の拡張と定義に関するインプリケーションを提示することである。特に本研究では、伝統的に管理会計の前提とされてきた公式的なシステムに基づくコントロールと、インフォーマル・コントロールと呼ばれる非公式的なコントロールとの関係性に着目し、検討を行う。まず、近年の文献における管理会計の定義を比較し、広義と狭義、それぞれの定義が存在することを確認した。つぎに、管理会計概念の拡張における方向性のひとつとして、インフォーマル・コントロールが包含されつつあることを、これまでの研究や企業のケースから示した。以上の検討を通じて、現代では広義の管理会計がインフォーマル・コントロールを含む概念として捉えられること、そのなかで公式的な管理会計システムとインフォーマル・コントロールを区別して論じるのが適切であることを主張した。

〔論 説〕

## 医療における AI と法的問題

樋 笠 知 恵

### 1. はじめに

厚生労働省の保険医療分野における AI 活用推進懇談会は、①画像診断支援、②診断・治療支援、③手術支援、④医薬品開発、⑤ゲノム医療、⑥介護・認知症の重点6領域での AI 開発を進める方針を示している<sup>(1)</sup>。これらの分野での AI の活用は、現在のわが国における、高齢化による医療費拡大や医師の不足、医薬品の輸出入における赤字などの様々な問題の解決に資することになる<sup>(2)</sup>。

加えて、「AI戦略2019～人・産業・地域・政府全てにAI～」<sup>(3)</sup>においては、健康・医療・介護分野で AI を活用するためのデータ基盤の整備、日本が強い医療分野における AI 技術開発の推進と医療への AI 活用による医療従事者の負担軽減が目標として掲げられている<sup>(4)</sup>。

これらが実現すれば、医療の質は向上し、患者の最善の利益にも資する。もっとも、AI の活用が進めば、新たな課題も浮き彫りになっていくであろう。そこで、本稿では AI のレベルと仕組み(2章)を概観した後、重点6領域(前述①～⑥)及びICT/IoTによる管理における AI 活用のメリット(3章)と、そこで生じ得る法的問題(4章)を指摘する。

### 2. AI とは

「AI」には様々な種類があり、その能力には差がある。まず、①汎用型 AI と呼ばれるものがある。これは、いわゆる人間型の AI であって、例えば、鉄腕アトムのような AI である。次に、②特化型 AI がある。これは、特定の分野であれば人間と同じように処理ができる AI のことである。例えば、自動運転、迷惑メールの振り分けや、囲碁などを可

---

(1) 厚生労働省、保険医療分野における AI 活用推進懇談会「保険医療分野における AI 活用推進懇談会報告書」、<https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-10601000-Daijinkanboukouseikagakuka-Kouseikagakuka/0000169230.pdf> (2017. 6. 27)

(2) 厚生労働省医政局、「平成30年度薬事工業生産動能統計年報」[https://www.mhlw.go.jp/topics/yakuji/2018/nenpo/dl/insathu\\_e.pdf](https://www.mhlw.go.jp/topics/yakuji/2018/nenpo/dl/insathu_e.pdf)によれば、平成30年度は約3兆円の赤字である。

(3) 「AI戦略2019～人・産業・地域・政府全てにAI～」令和元年6月11日 統合イノベーション戦略推進会議決定 [https://www.kantei.go.jp/jp/singi/ai\\_senryaku/pdf/aistratagy2019.pdf](https://www.kantei.go.jp/jp/singi/ai_senryaku/pdf/aistratagy2019.pdf)

(4) 具体的な取組みとしては、健康・医療・介護分野の分野横断的な情報基盤の設計、各種データの集積と AI データ基盤の構築(2020年度)、AIを活用した創薬ターゲット探索に向けたフレームワークの構築(2021年度)、AIを活用した画像診断支援機器の開発、及びその評価等、社会実装に向けた基盤整備(2021年度)等が掲げられている。

能とするAIのことである。また、③機械学習型AIがある。これは、既存のデータを学習することで、未知のデータを予測することができるAIである。そして、最後が④深層学習型AIである。これは、機械学習の一部であるが、多層パーセプトロンを様々な工夫で学習させたものである<sup>(5)</sup>。現時点では、汎用型AIの実用化の目処は立っていないが、機械学習は既に広く応用されている。

機械学習は、単純なパーセプトロン<sup>(6)</sup>の利用で成り立つ。ある値を入力するとその入力値に係数がかかけられ、特定の関数によって調整された出力値が得られる。データに合わせて各入力の重みづけがなされることでAIは学習をしていく。ただし、パーセプトロンには、線形分離可能な問題しか解けないという弱点がある。

そこで、機械学習の方法で現在最も注目を集めているのが、深層学習<sup>(7)</sup>である。深層学習では、高度な次元圧縮によって複雑なデータを扱うことが可能であり、AI自体が推論をすることが可能になった。例えば、2016年に囲碁チャンピオンに勝利したAlpha Goがその例の一つである。もっとも、深層学習においては、AIが行った推論の過程を人間が知ることができないため、いわゆる「ブラックボックス化」という問題が存在する<sup>(8)</sup>。

### 3. AI活用のメリット

#### 3.1 (画像)診断支援

医療の現場では、診断エラーが生じることがある。これには、診断自体を誤るものと、診断結果は適切であるにも関わらず適切な治療につながらないものがある。国外の研究では、患者死亡の10%、入院患者の有害事象の6~17%は診断関連エラーが関係しているとされている<sup>(9)</sup>。画像診断支援による画像の選別により、医師は重要度の高い画像の確認に注力でき、疾患の見落としの減少が期待される。

画像診断は、AIが最も得意とするところであり、また実際に、実用化が最も早い分野である。深層学習との親和性が高い。AIの補助下で医師が診断することによって、これまで、医師は「～疑う」「～の可能性あり」「～を否定できない」と、言葉の強弱で可能性

(5) AIの種類を分かりやすく説明する文献として、中浦猛「人工知能の現状 人工知能技術の概略」小児内科51巻1月号(2018年、東京医学社)16-20頁。

(6) パーセプトロンとは、ニューラルネットワークと呼ばれる機械学習の教師あり学習の手法のことである。<https://ai-kenkyujo.com/term/perceptron-simple-perceptron-multilayer-perceptron/>—AI(人工知能)に脅かされないために、AI(人工知能)を作る側の人間になる—, AI研究所, (2020年8月10日閲覧)

(7) 深層学習とは、多層ニューラルネットワークを用いた手法よりさらに深い階層のニューラルネットワークを用いた機械学習のことである。多層化ニューラルネットワークを用いて、深い階層のニューラルネットワークを用いて機械学習を行う手法である。前掲注6, <https://ai-kenkyujo.com/term/deep-learning/>, (2020年8月10日閲覧)

(8) ブラックボックスをホワイトボックス化することを目指す技術として、「説明可能な人工知能」(explainable AI: XAI)がある。富士通社は、グラフ構造のデータを学習して推定因子を特定する「Deep Tensor™(ディープテンソル)」, 情報同士の関係性を示す「Knowledge Graph(ナレッジグラフ)」, そして判断の仕組みが分かる学習モデルを備えた「Wide Learning™(ワイドラーニング)」を開発している。

(9) Singh H, Meyer AN, Thomas EJ: The frequency of diagnostic errors in outpatient care: estimations from three large observational studies involving US adult populations. BMJ Qual Saf 23: 727-731, 2014.

の高低をレポートしていたところを、数字で示すことができるようになり、より客観的な指標として役立つ可能性がある<sup>(10)</sup>。

画像診断における深層学習は、AIに猫の写真を示して「これは猫だ」と教える方法である。親が小さな子に「これは猫だよ。」と教えるのと同じである。この方法で大量の画像を学習させることによって、AI自身が猫という正解にたどり着くための特徴を抽出していく<sup>(11)</sup>。現在では、機械学習の中でも、この深層学習が非常に有益であるとの認識が定着しつつある<sup>(12)(13)</sup>。

深層学習を行ったAIによる画像診断が期待される分野の一つとして、がんが例に挙げられる。がんという疾患は、不均一な集団であるとの特徴があり、AIを積極的に導入していくべき分野である<sup>(14)(15)</sup>。例えば、大腸がん<sup>(16)</sup>の発見は内視鏡検査をきっかけとすることが多いが、内視鏡検査においては生体内の画像が直接的に獲得されるため、高精度の診断に非常に有利である。それにもかかわらず、大腸がんが見逃されるという事実は払拭できていない。一つの傾向として、大腸がんは、比較的小さな病変の場合や、平たい病変の場合に見逃される<sup>(17)</sup>。わが国では、平成30年12月6日、EndoBRAIN<sup>®</sup><sup>(18)</sup>が国内5施設で実施した臨床性能試験を経て、薬機法におけるクラスⅢ（高度管理医療機器）として承認を取得した<sup>(19)</sup>。EndoBRAIN<sup>®</sup>は機械学習に基づき、約6万枚の内視鏡画像を学習しており、臨床性能試験では専門医に匹敵する正診率98%、感度97%の精度で腫瘍性ポリリー

(10) 植田大樹「画像診断への人工知能応用の最先端」、週刊医学の歩み第265巻5号（2018年）286頁。

(11) Googleは、2012年6月、大量のYouTubeの画像を用いてAIに深層学習をさせた結果、わずか3日間で自ら猫を認識できるようになったと発表している。<https://googleblog.blogspot.com/2012/06/using-large-scale-brain-simulations-for.html>, Google official blog, Google, (2020年8月10日閲覧)

(12) 深層学習以外の機械学習では、AIにいくつもの特徴点を教え込むことによって、AIは正解を導く能力を身につける。写真に写っている動物が猫であることを正解させるには、AIに対して、「猫とは、耳があり、ひげが長く、足が4本、4足歩行をし、体が毛に覆われている。」等といった特徴を教える必要がある。AIは大量の画像を学習することで、猫の特徴を覚え、示された動物が猫であると正解することができるようになる。

(13) 深層学習には、教師あり学習と教師なし学習がある。教師あり学習の場合には、素材となる画像についての問いと答えが必要である。画像にアノテーションづけ（画像にタグをつけて意味づけをすること）をしていき（例えば、ここは赤血球、ここは白血球、など）、それぞれの画像に対応したファイルに格納していく。訓練用のアルゴリズムを選択し、学習を行う。

(14) 浜本隆二「がん研究におけるAI活用の重要性」、実験医学第37巻第16号（2019年）2671頁。

(15) わが国においては、国立がん研究センターにおいて、2016年から、「人工知能（AI）を活用した統合的がん医療システム」というプロジェクトがスタートしており、がん研究におけるAI活用への期待が非常に高いことがうかがえる。

(16) 大腸がんは、2018年の統計において日本人女性のがん死亡数の1位、男性では3位であり、近年増加傾向にある。[https://ganjoho.jp/reg\\_stat/statistics/stat/summary.html](https://ganjoho.jp/reg_stat/statistics/stat/summary.html), 国立がん研究センター がん情報サービス, 国立がん研究センター, (2020年8月10日閲覧)

(17) 山田真善, 山田滋美, 近藤裕子, 浜本隆二「深層学習を用いた内視鏡画像解析と社会実装へ向けた取り組み」、実験医学第37巻第16号（2019年）2685頁。

(18) EndoBRAIN<sup>®</sup>は、昭和大学横浜市北部病院消化器センターが開発した人工知能（AI）内視鏡画像診断支援ソフトウェアである。

(19) 薬機法において医療機器は、患者に与えるリスクに応じて、①一般医療機器（クラスⅠ）、②管理医療機器（クラスⅡ）、③高度管理医療機器（クラスⅢとクラスⅣ）に分類されている。③クラスⅢ・高度管理医療機器は、不具合が生じた場合に人体へのリスクが比較的高いと考えられるものがこれに該当する。

プと非腫瘍性ポリープを識別した。大腸がんは早期発見によって根治の見込める疾患であるため、EndoBRAIN<sup>®</sup>に寄せられる期待は大きい。

ところで、動脈瘤を認知するCAD (computer aided diagnosis)<sup>(20)(21)</sup>を用いた診断の検証において、CAD上では、単独で82%の動脈瘤を提示できるが、画像診断医がCADを使用して診断を行うと、その検出感度は67%となる<sup>(22)</sup>。これは、画像診断医がCADの結果表示を見ても自身の診断を変えなかったためである。すなわち、専門医は、AIの提示した結果よりも自身の経験を重視する傾向にある。この点は、後述の医師の過失責任との関連で問題となるであろう。

加えて、AIが導き出した答えを人間が説明できないという問題も常につきまとう<sup>(23)</sup>。AIの活用における説明可能性の重要性は強く認識されているところであって、2019年のG20でも取り上げられている<sup>(24)</sup>。

### 3.2 治療支援

AIは治療にも有用である。例えば、がんセンターの医師により訓練された、IBMのWatson for Oncology (WfO)は、電子カルテの情報を基に推奨される治療をエビデンスと共に導き出すことができる<sup>(25)</sup>。これによって、難病等についても専門医以外の医師の判断が可能となる。

さらに、後述(3.5)のゲノム・エピゲノム解析から得た配列情報を学習させることによって、AIによる適切な薬剤の選択が可能になる。ゲノムを解析して投薬した場合には、そうでない場合よりも奏効率が<sup>(26)</sup>高く、ゲノム解析は治療に相当程度役立つと考えられる。ゲノム編集技術を用いた遺伝子治療の発達も今後期待される<sup>(27)(28)</sup>。

(20) 日本医師会, 第IX次学術推進会議報告書「人工知能 (AI) と医療」(2018年6月) 14頁。

(21) CADによって、写真、CT、MRIの画像を解析し、病変候補の検出や病変の質的診断を行い、例えば、脳動脈瘤CADでは、頭部MRA画像の局所のMIPを入力して、脳動脈瘤を検出することができる。

(22) Miki S et al. Computer-assisted detection of cerebral aneurysms in MR angiography in a routine image-reading environment: Effects on diagnosis by radiologists. *AJNR Am J Neuroradiol* 2016; 37 (6): 1038-43.

(23) ホワイトボックス化の技術として、Gram-CAMという手法がある。これによって、深層学習による分類の際、どこに重点が置かれたかを確認することで、何に大きく影響を受けたかを知ることができる。

(24) G20大阪首脳会合(2019年6月28~29日)「G20大阪首脳宣言」附属文書「G20 AI原則」[https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/g20/osaka19/pdf/documents/jp/annex\\_08.pdf](https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/g20/osaka19/pdf/documents/jp/annex_08.pdf)

(25) IBM<sup>®</sup> Watson for Oncology, <https://www.ibm.com/jp-ja/marketplace/ibm-watson-for-oncology>

(26) 遺伝子検査をせずに投薬した場合には、27.5%であるのに対して遺伝子検査を用いて投薬を行った場合には76.4%とされる。*J Clin Oncol* 2003; 21: 2237-46 (Fukuoka M, et al. (2003) Multi-institutional randomized phase II trial of gefitinib for previously treated patients with advanced non-small-cell lung cancer (The IDEAL 1 Trial), *N Engl J Med* 2009; 361: 947-957 (Tony S. Mok, et al. (2009) Gefitinibor Carboplatin—Paclitaxel in Pulmonary Adenocarcinoma.

(27) 遺伝子治療を in vivo で行う場合には、臨床研究法、遺伝子治療等臨床研究に関する指針の適用を受ける。また、ex vivo の場合には、再生医療等の安全性の確保等に関する法律、遺伝子治療等臨床研究に関する指針総則の適用を受ける。また、治験を in vivo, ex vivo で行う場合には、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、遺伝子治療用医薬品の品質及び安全性の確保等に関する指針、遺伝子治療等臨床研究に関する指針総則の適用がある。また、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物多様性の確保に関する法律も適用される。

### 3.3 手術支援

手術が治療の中心である疾病は多い。手術についての外科医の精神的・身体的負担は大きい。近年、特に若手を中心とした外科医不足が指摘されている<sup>(29)</sup>。手術支援ロボットは、これらの問題解決に資すると考えられる。

すでに導入されている手術支援ロボットとしては、da Vinciがある<sup>(30)(31)</sup>。手術支援のためには、手術室で使用される機器をネットワークで接続する必要があるが、わが国のインターフェースとしてOPeLiNKがある。OPeLiNKでは、医療機器を含めた多数の機器をネットでリンクさせることができる<sup>(32)</sup>。AIに学習させる手術に関するデータには、基本的なバイタルサインや術中画像が含まれるが、これらのデータを統合することで、術中の意思決定が客観的になされるようになる。

### 3.4 医薬品開発

医薬品開発はAIの活用によって強化が見込まれる分野である。もっとも、AIに学習させるデータは现阶段では不足しているため、製薬企業が保有するデータを統合し、AIに学習させることが必要である。

ビッグデータを学習したAIを活用することで、多大な費用と時間を要する新薬開発を、短期間、低コストで行うことが可能になり、意外な創薬ターゲットの発見や、毒性の予測などが可能となろう。新薬開発に役立つツールとして、例えば、Watson for Drug Discoveryは、予測分析や化学物質の探索を可能にする<sup>(33)</sup>。

### 3.5 ゲノム・エピゲノム医療

これまで紹介した深層学習には、膨大な画像データが必要である。学習の精度が使用された画像の量に依存することは、ILSVRC<sup>(34)</sup>において約120万枚の画像データが使われていたことから分かる。医学データは、サンプル数に比べてパラメーターが多く、また、希少疾患にはデータが不足しており、深層学習を行うことが現実的でない場合もある<sup>(35)</sup>。

(28) 遺伝子治療の規制に詳しい文献として、内田恵理子「遺伝子治療関連規制の動向—遺伝子治療の規制の概要と指針改正の動向」週刊医学のあゆみ第265巻5号（2018年）471-477頁、久米晃啓「遺伝子治療製品開発におけるカルタヘナ承認・確認申請」週刊医学のあゆみ第265巻5号（2018年）478-482頁。

(29) 厚生労働省、「平成30年 医師・歯科医師・薬剤師調査の概況」<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/ishi/18/dl/kekka-1.pdf>

(30) da Vinciを利用した手術に詳しいものとして、週刊医学のあゆみ第267巻1号（2018年）4頁以下。

(31) 導入台数は2018年3月末時点で、全世界で合計4528台、アジア579台であり、その半数以上を日本が占める。da Vinciには侵襲性が低いなどのメリットがあるが、その反面、執刀医が術野から離れた場所にいること、ペイシェントカートが患者の上に被さっていることから緊急時の操作に支障となるというデメリットもある。

(32) さらに、広島大学、信州大学、東京女子医科大学において、OPeLiNKを利用したスマート治療室の実証が開始されている。

(33) IBM® Watson for Drug Discovery, [https://www-03.ibm.com/software/sla/slabnslf/8bd55c6b9fa8039c86256c6800578854/ded3e6273cd851508625826b0007c848/\\$FILE/il28-0042-03\\_04-2018\\_ja\\_JP.pdf](https://www-03.ibm.com/software/sla/slabnslf/8bd55c6b9fa8039c86256c6800578854/ded3e6273cd851508625826b0007c848/$FILE/il28-0042-03_04-2018_ja_JP.pdf)

(34) LSVRC (Large Scale Visual Recognition Challenge) とは、画像認識の正確性を競うコンテストのことである。2012年に行われた同コンテストでは、約120万枚の学習用の画像データを使用し、15万枚の画像を正しく分類できるかという課題において、深層学習を使用した画像認識手法が2位以下に精度10%以上の差をつけて優勝した。<http://image-net.org/challenges/LSVRC/2012/>

そこで、現在、ゲノム・エピゲノム研究に注目が集まっている。

ヒトのゲノムは、30億の塩基対から成り立ち膨大な情報を含んでいる<sup>(36)</sup>。そのため、解析には通常膨大な時間がかかる。しかし、次世代シーケンサー（next generation sequencer：NGS）の技術進展とともに、大量のデータを高速で分析することができるようになってきている。

例えば、がんについては、実際に、がんゲノム医療中核拠点病院において、一度に多数の遺伝子変異を検査する遺伝子パネル検査が実施されている<sup>(37)</sup>。パネル検査には、例えば、NCC オンコパネル<sup>(38)</sup>（遺伝子数114）や、東大オンコパネル（遺伝子数464）などがあり、ゲノムを解析することによって、数千細胞を観測することができる。ここで得られたデータは、がんゲノム情報管理センターに集約され、臨床情報との組み合わせによって、疾病の発生病リスクの予測に使用される。

データの共有については、50か国、500機関が参加する国際団体であるGA4GH（Global Alliance for Genomics & Health）が取り組んでいる<sup>(39)</sup>。わが国のデータ保有機関としては、例えば、「バイオバンクジャパン」が約20万人分を超えるデータを蓄積しており<sup>(40)</sup>、これらのデータを学習させることによって、何らかの変化が起こる可能性や、疾病への影響を推定し得る<sup>(41)</sup>。

### 3.6 介護支援

高齢者の見守りを行う介護支援ロボットによって、排せつ等の生活事象の把握が可能となる。例えば、膀胱内の尿量をセンサーで読み取ることで排せつの予測をすることなどが可能となる。

2019年4月からレンタル予約が開始された aeolus robotics は、自立して移動が可能で、介護職員の様々な業務を補助する。物や人の表情・音声等を認識し、状況に応じて介護職員に緊急事態を知らせたりすることも可能とされている。

(35) 浜本隆二「がん研究における AI 活用の重要性」実験医学第37巻第16号（2019年）2671頁。

(36) ゲノム情報に基づく差別の禁止については、欧州評議会による「生物学及び医療の適用における人権及び人間の尊厳の擁護のための条約」がある。同条約では、いかなる形態においても遺伝的素質を理由として個人を差別することは禁じられ、遺伝病を予測するため、もしくはある疾病の原因となる遺伝子のキャリアか否かを識別するため、またはある疾病になりやすい遺伝的素質や疑いがあるかどうかを明らかにするための検査は、健康を目的としている場合か健康を目的とする科学的研究の場合でなければ実施が許されず、その場合は適切な遺伝的助言に従わなければならないとされている。

(37) 厚生労働省、「がんゲノム医療中核拠点病院・がんゲノム医療連携病院の一覧表（令和2年4月1日現在）」  
<https://www.mhlw.go.jp/content/000616849.pdf>

(38) 国立研究開発法人国立がん研究センターが、日本人のがんゲノム変異の特徴を踏まえた遺伝子パネル検査として、「OncoGuide™ NCC オンコパネル システム」を、シスメックス株式会社と共同で開発し、2019年6月に保険適用となっている。

(39) わが国からは、15機関が加盟している。この取組みを紹介するものとして、小児内科51巻1月号（2018年、東京医学社）93-94頁。

(40) がんを含む51の疾患について、バイオバンクジャパンに登録されている症例数は51疾患：267,306名、441,554症例（2020年8月時点）にもものぼる。[https://biobankjp.org/info/pdf/sample\\_collection.pdf](https://biobankjp.org/info/pdf/sample_collection.pdf)

(41) 瀬久潤「機械学習を用いたゲノム・エピゲノム研究」実験医学第37巻第16号（2019年）2675頁。

### 3.7 ICT/IoT による自己管理と医師による管理

ICT/IoT によって、健康状態の自己管理 (PHR) と医師による管理が可能となる。具体的には、スマートウォッチやウェアラブル機器の利用による日々の測定データ (例えば運動量、バイタル、血糖値) のモニタリングを通して、重篤な疾患の未然防止、状況に応じた適切な対応が可能となる。例えば、2 型糖尿病患者の自己管理支援システムである DialBetics<sup>(42)</sup> では、患者が自宅で測定した血糖値や体重、血圧、運動量のデータがサーバーに自動送信される。当該データは、コンピュータによって解釈がなされ (日本糖尿病学会編の糖尿病治療ガイドをアルゴリズム化したものに従う)、医学的リスクに応じて層別化 (医師の確認が要・不要) される。リスクが高い場合には医療従事者に報告され、必要に応じて患者対応を行う<sup>(43)</sup>。

他方、2020 年、新型コロナウイルス感染症の拡大をうけて、厚生労働省により保健医療分野の ICT 化を進めるデータヘルス改革プランが提示されている<sup>(44)</sup>。同プランは、①医療情報を患者本人や全国の医療機関等の医師らが確認できる仕組みの構築、②電子処方箋の活用、③自身の保険医療情報を確認できる仕組みの構築の 3 つからなる。このうち、③は前述の PHR という取組みである。さらに、3 つの目標を達成するために、オンライン資格確認システムとマイナンバー制度のインフラを活用する。これによって、医療機関の窓口における保険情報の確認作業等が短縮されることが期待される。

ICT/IoT は、自己管理 (PHR) と医師の管理以外に、ヒューマンエラー防止にも役立つ。人間は間違いを起こす生き物であり、ヒューマンエラーというものは日常的に起こり得る。このことは、患者の命を扱う医療の現場も例外ではない。例えば、1999 年に起きた横浜市立病院での手術患者取り違い事件<sup>(45)</sup> は、その後の医療業界の危機管理意識に大きな影響を与えた事件である。同事件後、同様の事故を防止するため、多くの医療機関が様々な対策に乗り出した。例えば、長崎大学病院では、手術室に入出する際に、①患者本人に名前と生年月日を言ってもらい、②患者本人に手術する場所を指さしてもらい、③執刀医と麻酔医が入室に立会い、承認入力をする、④患者のリストバンドのバーコードを照合する、⑤病棟看護師の名札バーコードを入力する、⑥手術同意書の現物を確認する、といった複数の手順を踏むこととしている<sup>(46)</sup>。

もっとも、これだけの厳格な手順によっても、例えば、執刀医が別の手術室に入り手術をしてしまうといったエラーには対応できない。そこで、最近では手術の前に術前チェックなどをすることで対応することも一般的になってきている。

このようなヒューマンエラーを ICT/IoT によって防止する方策としては、例えば、医師が手術室の入り口で IC カードをかざすことによって自分が執刀する患者のいる手術室

(42) <http://uhi.umin.jp/research/study1.html>, 東京大学大学院医学系研究科 健康空間情報学講座 (2020 年 8 月 10 日閲覧)。

(43) 小児内科 51 巻 1 月号 (2018 年, 東京医学社) 67 頁では、DialBetics につき約 7 割の者がこれを 3 か月以上継続している理由として、DialBetics には生活習慣を改善するためのアドバイスや、医療従事者とのコミュニケーションの機会があることなどが影響しているであろうと指摘されている。

(44) 厚生労働省「データヘルス改革に関する閣議決定」令和 2 年 7 月 30 日。

(45) 最決平 19. 3. 26 (刑集 61 巻 2 号 214 頁)。

(46) 山野辺裕二「院長の今さら聞けない医療 ICT」, 月刊新医療第 47 巻第 9 号 (2020 年) 70 頁。



にのみ入れるようにするという仕組みが考えられる。もっとも、ここでも、医師が所持するICカードがすり替わっているなどの発生リスクの低いエラーには対応が不可能である。「人間は間違いを起こす生き物である」から、システムでこれをカバーしようとする場合、そのシステムは完璧でなければならない。ここで使用されるAIには、誤りがあってはならない。

#### 4. 法的問題

これまで述べた通り、AIの活用による恩恵は非常に大きい。他方、AIを活用した医療においては、従来とは異なるタイプの新たな問題が生じ得る。そこで、本章では、医業と医師法17条、無診療診断・投薬と医師法20条、知らないでいる権利、遺伝情報に基づく不利益な取扱い、医師の過失（医療水準と転医義務、医療水準と過失）、信頼の原則、許された危険の法理、自己決定権の前提としての説明義務、ガイドラインの運用、データの管理（＝個人情報保護）について、医療においてAIを活用した場合の法的問題を検討する。

##### 4.1 医業と医師法17条

AIによる診断については、医師法17条の医行為への該当性が問題となる。医師法17条によれば、業として医行為をすることができるのは医師のみとされており、AIが診断などの医行為をすることは許されない。この点、現段階では、2018年に、厚生労働省通知によって画像診断を用いた診断は医師による診断であるとする旨の解釈が示されている<sup>(47)</sup>。また、第4回保健医療分野AI開発加速コンソーシアムでも、診断、治療等を行う主体は医師であること、医師はその最終的な判断の責任を負うこと、当該診療は医師法17条の医業として行われることが確認された<sup>(48)</sup>。

しかし、今後のデータ学習によりAIの自律性が高くなれば、実質的にAIが診断を行う場面が推測される。それでもなお、診断の主体が医師といえるか否かについては、いずれ、解釈のみでは対応が不可能となるであろう<sup>(49)</sup>。

##### 4.2 無診療診断・投薬と医師法20条

医師法20条は、医師は、自ら診察せずに治療をし、若しくは診断書若しくは処方せんを交付することを禁止している。しかし、病歴がないため患者本人が診察を受けることが難しい場合や、診療所が不足している地域の場合、高齢者が多い地域の場合には、遠隔診療の必要性は高い。無診療診断・投薬について、裁判例では、医師法20条の立法趣旨からすれば患者本人を診察せずに診断することはできるかぎり避けることが望ましいとさ

(47) 平成30年12月19日、厚生労働省、医政医発1219第1号厚生労働省医政局医事課長。

(48) 厚生労働省、「第4回保健医療分野AI開発加速コンソーシアム」<https://www.mhlw.go.jp/content/10601000/000468141.pdf> (平成31年1月16日)

(49) ドイツには、AIに電子的な人格を与え得るとの議論もある。Beck, Susanne, *Jenseits von Mensch und Maschine, Ethische und rechtliche Fragen zum Umgang mit Robotern, Künstlicher Intelligenz und Cyborgs*, Nomos Verlag, Baden-Baden, 2012.

れ、無診療診断・投薬につき慎重な態度が示されていた<sup>(50)</sup>。

他方、遠隔診療の有用性から、2015年、遠隔診療の対象が1997年の通知に示された患者に限定されないことが確認され<sup>(51)</sup>、2017年には、①患者側の理由により診療が中断され、結果として遠隔診療のみで診療が実施された場合には、直接の対面診療が行われなくとも直ちに医師法20条等に抵触するものではないこと、②当事者が医師及び患者本人であることが確認できる限り、テレビ電話やSNS等の情報通信機器を組み合わせた遠隔診療についても、直接の対面診療に代替し得る程度の患者の心身の状況に関する有用な情報が得られる場合には遠隔診療は直ちに医師法20条等に抵触しないことが認められた<sup>(52)</sup>。

そして、2017年には、遠隔診療について必要なルールを包含するガイドラインが整備されることとされ<sup>(53)</sup>、2018年3月に、「オンライン診療の適切な実施に関する指針」が策定されている<sup>(54)</sup>。

この様な状況の下、2020年4月、新型コロナウイルス感染症の影響下においてオンライン診療の見直しが行われ、医師が医学的に可能であると判断した範囲内で、初診からオンライン診療を行うことができるとされた<sup>(55)</sup>。

### 4.3 知らないでいる権利

大量のデータを学習したAIは、思いもよらない診断結果をはじき出すこともあり得る。その場合、医師がその結果をどの範囲で患者に伝えるべきかが問題となろう。特に、ゲノム医療においては、既に、副次的発見や偶発的発見に関する議論が注目されている。すべての結果を無作為に患者に伝えれば、患者の知らないでいる権利を侵害するおそれがある<sup>(56)</sup>。もっとも、遺伝子情報につき、知らないでいる権利を保障する法律は存在していない<sup>(57)</sup>。

### 4.4 遺伝情報に基づく不利益な取扱い

ゲノム解析の利用が一般的になれば、遺伝情報を理由に、特定の者が不利益に扱われる場面が出てくるであろう<sup>(58)</sup>。例えば、保険契約の場面において、保険会社が保険契約締

---

(50) 千葉地判平12.6.30 (判時1741号113頁)。

(51) 平成27年8月10日、厚生労働省事務連絡、厚生省健康政策局長。

(52) 内閣府、「規制改革実施計画 閣議決定」<https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/suishin/publication/170609/item1.pdf>。(2017年6月9日)、平成29年7月14日、医政発0714第4号厚生労働省医政局長。

(53) 内閣府、「新しい経済政策パッケージ 閣議決定」(平成29年12月8日)[https://www5.cao.go.jp/keizai/package/20171208\\_package.pdf](https://www5.cao.go.jp/keizai/package/20171208_package.pdf)

(54) 厚生労働省、「オンライン診療の適切な実施に関する指針」(平成30年3月)。2018年4月からは、オンライン診療料・オンライン管理料が保健医療に組み込まれた。

(55) 新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて、厚生労働省医政局医事課 厚生労働省医薬・生活衛生局総務課、令和2年4月10日。

(56) 患者に当該情報を与えるべきか判断するに当たっては、患者にとって当該情報がどのような位置付けであるかを見極めなければならない。しかし、患者の興味の確認方法いかんによっては、実質的に情報を与えたことになってしまうおそれがある。したがって、慎重な対応が求められることになろう。

(57) ドイツには遺伝子診断法(GenDG)が存在する。同法9条2項5号では、医師による説明に関して患者の知らないでいる権利とその権利の実現のための措置が規定されている。

結時に遺伝情報の提出を求め、あるいは、特定の遺伝情報を有する者についてのみ保険料を高額に設定するなどの運用の可能性<sup>(59)(60)</sup>がある。

保険契約の場面では、遺伝子疾患 (genetic disease) の有無が問題となるであろうが、ここで、遺伝子疾患とは、疾患の発症に遺伝子の変化が何らかの関係をもつものをいう<sup>(61)</sup>。公平の観点からは、単一遺伝子病、多因子性疾患、非遺伝性疾患を区別したうえで負担を配分すべきである。

遺伝子疾患の発症とその検査の有無については、①未発症、未検査、②未発症、既検査、③既発症、既検査、④既発症、未検査、に分けて考えることができるが<sup>(62)</sup>、このうち、いまだ疾患が発症していない①②については、知らないでいる権利との関係からも慎重さが求められるべきであろう<sup>(63)</sup>。

#### 4.5 医師の過失

##### (1) 医療水準と転医義務

医師には、医療法1条の4第3項、保険医療機関及び保険医療養担当規則16条によって、専門外などの場合には転医義務が課される。裁判例によれば、当該医療機関が知見を有しながら治療法実施の技術・設備を有しない場合には、他の医療機関へ転医させる義務が生じるとされる<sup>(64)</sup>。また、医師がどのような認識を抱けば転医義務が生じるかについては、「何らかの重大で緊急性のある病気にかかっている可能性が高いことの認識」があれば足りるとされており<sup>(65)</sup>、転医義務の発生時点を前倒しする動きが見られる。この点、特に重篤で経過の速い疾病については、AIによる高度な判断によってより早い段階での適切な転医の可能性が高まり、特に小規模病院や一般開業医などにおいては、転医義務が課される場面が従来よりも多くなると予測される。ただし、転医義務の存否は、患者の容態や地域条件なども考慮して決定される。患者にとっての最善の利益が模索されるべきであ

(58) 差別的な取扱いを禁止するものとして、アメリカには遺伝情報差別禁止法 (GINA)、ドイツには遺伝子診断法 (GenDG) がある。

(59) 米国生命保険協会の医務委員会に設置された遺伝子検査部会 (The Institute of Medicine Committee on Assessing Genetics) によれば、遺伝情報には、広く過去の治療歴や家族歴などの情報も含まれる。

(60) ドイツの遺伝子診断法 (GenDG) では、18条において、保険者は被保険者・保険契約者に保険契約の締結前も締結後も、遺伝子の検査または分析の実施を要求したり、すでに行われた遺伝子の検査または分析の結果またはデータの通知を要求したりしてはならないとされている。

(61) 単一の遺伝子の変異が原因で起こる疾患を「単一遺伝子病」、複数の遺伝要因と環境要因とが複雑に作用して発病する疾病を「多因子性疾患」、ほとんど遺伝要因が関与しない疾病を「非遺伝性疾患」という。

(62) 生命保険と遺伝情報につき、山本龍彦、「28生命保険と遺伝情報」『医事法判例百選第二版』(有斐閣, 2014年) 62-63頁。

(63) ドイツの遺伝子診断法 (GenDG) は、知らないでいる権利を保障する。

(64) 医療水準と転医義務につき、最判平7.6.9 (民集49巻6号1499頁)、最判平8.1.23 (民集50巻1号1頁)。これらの判例の準則によれば、①医療水準を判断するにあたっては、当該医療機関の性格やその所在地域の医療環境の特性等の諸般の事情を考慮し、②医療水準の基準となる知見は、当該医療機関に期待することが相当と認められる知見であり、③知見を有しながら治療法の実施の技術・設備を有しない場合には、他の医療機関へ転医させる義務がある。そして、④平均的医師が現に行っている医療慣行に従ったからといって、医療水準に従った注意義務を尽くしたことにはならない。

(65) 最判平15.11.11 (民集57巻10号1466頁)。

ろう。

## (2) 医療水準と過失

債務不履行や不法行為といった民事責任における医師の過失の有無は、実際に診断・治療を行った医師による処置が当該医療機関の医療水準を逸脱しているか否かで判断される<sup>(66)</sup>。AIとの関連では、①AIの診断と医療水準との関係、②ロボット支援下で手術を行い医療過誤が発生した場合の過失の認定が特に問題となるであろう。

### ①AIの診断と医療水準との関係

AIを用いた診断においてもその主体はあくまで医師である。したがって、AIが導き出した結論は医師の診断の一つの考慮要素に過ぎないと考えるべきである。医師としては、AIを活用しようとしまいと医療水準に従って診断をしなければならないが、ここでの医療水準は、当該AIを用いることを前提とした医療水準ということになる。例えば、AIによる診断の正確性が医師のそれを上回るような場合には、AIによる判断に重みをつけて診断をしても、医療水準をみたしていると考えられることになろう。もっとも、医師は、AIを活用したからといって確定診断等に必要な検査を省略することはできない。また、例えば、診断にあたり、AIが医師の専門外の疾患を呈示した場合には、医師には、専門医への転医を促すなどの義務が課される。

ところで、医療機関の規模や専門性に起因する診断上の不都合を解決するために有用な取組みとして、遠隔診断ネットワークというものがある<sup>(67)</sup>。その仕組みは以下の通りである。医療センターから大学病院に診断に必要な画像データを送信すると、サーバーを経てデータセンターに当該データが送信され、データセンターでAIによる解析が行われ、その結果が再びサーバーに送信される。その後、それを医療センターに報告するが、ここでは、大学病院によるダブルチェックが行われる。同取組みには、現段階で、一定の成果が見られる<sup>(68)</sup>。当然、患者も診断結果の正確性という面で一定の恩恵を受ける。

### ②ロボット支援下手術における医療過誤

現在、わが国において、ロボット支援手術を牽引しているのは、高度管理医療機器として承認され、多数の医療機関で相当数が導入されている da Vinci である<sup>(69)</sup>。医療機器<sup>(70)</sup>は、医薬品とともに薬機法の規制下にあり、両者には共通点もある。しかしながら、医療機器は、医師の手技が医療成績に影響を及ぼすこと、様々なりスクレレベルの多様なものが存在することなどから、医薬品とは全く異なる評価が必要であるとの指摘がある<sup>(71)</sup>。

医薬品の承認は、副作用と有効性・安全性のリスク・ベネフィットバランスを評価して行われ<sup>(72)</sup>、治験等によって実証済みの副作用を受け入れた上で治癒を求めるかどうかは、患者が決定することができる。

(66) ドイツにおいても、医師による治療過誤は、医療水準を下回ることや医療水準を逸脱することなどでであると定義されている。Laufs/Kern/Rehborn, Handbuch des Arztrechts, 5. Aufl., 2019, § 96 Rn.17.

(67) 徳島大学病院と吉野川医療センター、阿南医療センターの取組み。上原久典「AI診断システムを実装した遠隔病理診断ネットワーク構築の背景と今後の展望～システム運用初期の実績から～」月刊新医療第47巻第9号(2020年)42頁。

(68) 上原・前掲注67, 44頁。

(69) da Vinci 本体は、クラスⅢの高度管理医療機器である。

他方、医療機器の場合には治癒という結果に結びつくか否かは、医師の手技に大きく依存している。医師には一定の技術が求められ、技術を獲得するためにはトレーニングが必要である<sup>(73)</sup>。ちょうど、外科医が糸を結ぶ訓練を幾度となく繰り返して技術を獲得していくのと同じである。

では、ロボット支援下の手術において過誤が生じた場合、医師は過失責任を負うのだろうか。以下検討を加える。

医薬品の利用については、医師が、添付文書に記載された使用上の注意事項に従わず、それによって医療事故が発生した場合には、これに従わなかったことにつき合理的な理由がない限り、当該医師の過失が推定されるとされる<sup>(74)</sup>。さらに、当該医薬品の添付文書の記載に反していないとしても、必要に応じて文献を参照するなど、各医師の置かれた状況の下で可能なかぎりの最新情報を収集する義務があるとされている<sup>(75)</sup>。医師には、添付文書の記載から認識可能な危険性を予見・回避する義務が課されているのである。

他方、医療機器についても、警告、禁忌・禁止事項、使用目的、使用方法、保管方法、耐用期間などを添付文書に記載しなければならないとして注意を促していることや<sup>(76)</sup>、医療機器の使用による患者の治癒の結果が医師の手技に大きく依存していることからすれば、医師には、医療機器についても、添付文書通りに利用することのみならず、添付文書の記載から認識可能な危険性を予見・回避する義務が課されるであろう。もっとも、医療機器の設計には高度な技術が関わっているから、製造・販売業者が、適切な使用・管理を可能にするための情報提供等を行わなければならないことは当然であり、医師としては医学上の知見に関連する範囲において、危険性を予見・回避すればよいということになる。

さて、ここまでの議論が、刑法上の過失責任にそのまま妥当するか否かについては議論を要する。これについては、医療行為はもともと重大な結果に結びつく一定の危険性をはらんでいることから、医師の刑事責任を限定すべきという見方がある。例えば、医療事故を刑事過失として処理するのは重大な過失がある場合に限るべきとの主張や<sup>(77)</sup>、事故が

(70) 薬機法の下では、プログラムも医療機器に該当する。人若しくは動物の疾病の診断、治療若しくは予防に使用されること、又は人若しくは動物の身体の構造若しくは機能に影響を及ぼすことが目的とされている機械器具等であって、政令で定めるものが医療機器であるとされており、プログラム単体でも医療機器に該当することが認められている。平成26年11月21日薬食機参発1121第33号、薬食安発1121第1号、薬食監麻発1121第29号、厚生労働省大臣官房参事官、厚生労働省医薬食品局安全対策課長、厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課長による通知によって、診断・治療・予防に関するプログラムが対象となるとされている。

(71) 医療技術産業戦略コンソーシアム(METIS)日本医療機器産業連合会、平成24年7月、1頁。

(72) 前掲注71, 7頁。

(73) 医療機器の添付文書に「本品の取扱い及び本品を用いた手技について実施基準を満たし、かつトレーニングを受講終了した医師のみが使用すること」と記載されているものもある。

(74) 最判平8.1.23(判例時報1571号57頁)。

(75) 最判平14.11.8(判例時報1809号30頁)。

(76) 「医療機器の添付文書の記載要領の改正について」薬食発1002第8号、平成26年10月2日。耐用期間とは、その医療機器の標準的な使用状況と標準的な保守状況の中で、部品交換、捕用品等を交換したり、修理・オーバーホールを繰り返したりしても、その機器の信頼性・安全性が目標値を維持できなくなると予測される耐用寿命のことである。

(77) 甲斐克則「医療事故と刑事法をめぐる原状と課題」刑事法ジャーナル3号(2006年)14頁。

過失に基づくものであるときには、厚生労働省に報告を行い、軽微な過失については行政処分に対応し、重大な過失や悪質な事例の場合にのみ、刑事手続に乗せる制度を構築することも検討に値するとの主張が見られる<sup>(78)(79)</sup>。また、刑事事件については、医師の裁量を広く認めようとの議論もある<sup>(80)</sup>。

確かに、行為当時に行業者（＝当該医師）が特に認識していた事情をも考慮して過失の有無を決すれば<sup>(81)</sup>、特に一般通常人よりも豊富な知識を有する医師においては、無限定に責任の範囲が広がり、医療の萎縮をもたらすであろう<sup>(82)</sup>。

しかしながら、患者にしてみれば、医師が最大限の知識や能力を発揮することによって、最善の利益を得ることができる。このことに鑑みれば、例えば、一人の患者が手術によって死亡したという自然的な事象について、裁判の場に移った後に、それが刑事手続か民事手続かによって、遡って、当該医師が採るべきであった行為が変化するのは奇異に見えよう。

#### 4.6 信頼の原則

北大電気メス事件（札幌高判昭和 51 年 3 月 18 日）における信頼の原則の適用の前提には、チーム医療における各個人の明確な役割（＝分業）があると考えられる。すなわち、同事件では、看護師が自分の役割として単独で準備作業を担っていたため、医師はこれを信頼することが許されたと考えられる。このことは、横浜市立大学病院患者取違え事件<sup>(83)</sup>においては、問題となった役割が患者の同一性確認という代替を許さないものであったことと比較するとより鮮明になる<sup>(84)</sup>。

これを AI と人間との役割の問題に置き換えれば、AI が単独で明確な役割（＝分業）を担当する場合には信頼の原則の適用が可能ということになる<sup>(85)(86)</sup>。これに対して、例

(78) 佐伯仁志「医療過誤に対する法的対応のあり方について」『神山敏雄先生古稀祝賀論文集（1）過失犯論・不作為犯論・共犯論』成文堂、（2006 年）245 頁。

(79) このような議論を取り上げ、ドイツにおける診療行為についての刑事責任限定理論を詳細に解説するものとして、古川伸彦、「ドイツにおける事故と過失—医師の刑事責任の限定？—」刑事法ジャーナル、28 卷（2011 年）、22～28 頁。

(80) 同議論を取り上げ、例えば、診断のためにどのような検査をするべきかの裁量等が、刑事の場合には民事の場合よりも広く認められる可能性を指摘するものがある。松尾剛行「健康医療分野における AI の民刑事責任に関する検討——AI 画像診断（支援）システムを中心に——」Law&practice13 号（2019 年）174 頁。

(81) 大判昭 4.9.3。

(82) 処罰範囲を無限定に拡大することに警鐘を鳴らすものとして、山下裕樹「〔文献紹介リザ・プレフシュミット〕医師の治療行為の枠内における医療技術の投入を例とした民法および刑法における過失の基準」千葉大学法学論集 31 卷 3・4 号（2017 年）136 頁。

(83) 前掲注 45。

(84) 信頼の原則の適用につき同旨のものとして、加藤良夫編著『実務医事法』（第 2 版）、民事法研究会、2014 年、648 頁。

(85) もっとも、AI の行動を対象として、直ちに信頼の原則が適用されるということにはならないであろう。

(86) この点、ドイツにおいては、以下のような議論がある。ロボットと医師が分業を行う場合には、新しく、答責性の分配が問題となる。たとえば、ロボットに対するプログラミングに欠陥がある場合には、損害が発生した際に外科医のみが責任を負うわけではないことは明白である。この文脈では、その損害の因果関係を厳密に検討し辿っていくことがとりわけ重要な意味を持つ。Hilgendorf, Einführung in das Medizinstrafrecht, 2.Aufl., 2019, S.136ff.

えば医師による診断という医師の役割については、代替を許さないため信頼の原則を適用することは困難であろう<sup>(87)</sup>。

#### 4.7 許された危険の法理

AI利用下で医療過誤が発生した場合、許された危険の法理の適用の可能性が問題となる。許された危険の法理はその行為が高度な危険を有するにもかかわらず、社会的有用性が高いことから認められる。医療行為についても、その行為は高度な危険を有しているが、社会的有用性が高いと言えるため、許された危険の法理の適用を認めて良いだろう。

もっとも、市場への自動車投入の場合とは異なり<sup>(88)</sup>、医療行為は、患者が何らかの疾患を持っているという、いわば、マイナスの状態からスタートする。患者は、このマイナスをできるだけプラスに近づけるために、時には重篤な副作用や合併症等を甘受することを前提に、治療を決断する。万が一生命を失う可能性があったとしても、それより大きな価値を手に入れることに賭けるのである。したがって、医療の世界は、100%健康が保証されるという完璧な世界でなくてもよい。許された危険の法理の適用については、このことを考慮する必要がある。

許された危険の法理を適用する場合、学説上、構成要件該当性を阻却するとの見解と、違法性を阻却するとの見解がある<sup>(89)</sup>。医師は、医術上の準則やガイドラインなどの特別規範を遵守する限りで、危険の創出について構成要件該当性が欠如すると考えるべきであろう<sup>(90)</sup>。

#### 4.8 自己決定権の前提としての説明義務

患者の自己決定権の前提として、医師には説明義務が課される<sup>(91)</sup>。このことは医療法1条の4第2項でも明らかにされている。具体的な説明事項については、「診療情報の提供等に関する指針」が規定しているが<sup>(92)</sup>、近年は、ガイドラインの規定を超えて医師に説明義務が課される傾向にあり、説明義務は拡大しているとの印象を否定できない<sup>(93)(94)</sup>。

(87) ドイツでは、信頼の原則の適用をAIシステムに拡張(Ausdehnung)することもあり得るとする反面、このことの当否は非常に難しい問題でもあるとされている。Hilgendorf, Automatisiertes Fahren und Recht - ein Überblick, JA 2018, S.807.

(88) 自動運転車における許された危険の法理について詳しいものとして、樋笠堯士「AIと自動運転車に関する刑法上の諸問題～ドイツ倫理規則と許された危険の法理～」嘉悦大学研究論集第62巻2号(2020年)21頁以下。

(89) ドイツにおいて、許された危険(Erlaubtes Risiko)は、正当化のみならず、構成要件該当性阻却を可能とする機能を有するものとして、Sternberg-Lieben/Schuster in :Schönke/Schröder, StGB § 15 Rn.145, 30.Aufl., 2019. かかる概念を、社会的相当性により基礎づける見解として、目的的行為論の立場から、Welzel, Das neue Bild des Strafrechtssystem, 4.Aufl., 1961., 過失犯において許された危険を「配慮(Sorgfalt)」の関係で捉えるものとして、Engisch, Untersuchungen über Vorsatz und Fahrlässigkeit im Strafrecht, 1964, S.261ff.がある。これらの見解は、特別規範を遵守した場合に許された危険として行為者を不処罰にする点で共通している。特別規範(Sondernorm)とは、実定法の形態を採っている場合に、国家があらかじめ範型となる一定の事例類型を想定したうえで、そこにおける危険と有用性の衡量の帰結を示したものと理解されている。

(90) 許された危険について詳しいものとして、加藤正明「許された危険について」神奈川法学第45巻1号(2012年)112頁。

(91) 患者の自己決定権に関しては、樋笠知恵「積極的安楽死および治療中止の要件と自己決定権」東京経営短期大学紀要27巻(2019年)47頁以下。

手術支援ロボットを利用した手術の場合には、ロボット支援下で手術を行うことのリスクの説明が特に重要となろう<sup>(95)</sup>。この場合、当該ロボット支援が未だ試行段階にあるのであれば、特に丁寧に具体的なリスクの説明がなされるべきである<sup>(96)</sup>。また、医師がロボット支援下での手術の適応性を欠くと考えた場合であっても、一定の場合には医師の知っている範囲で患者に説明をし、ロボット支援下で手術を行うことができる他の医療機関の情報を患者に提供しなければならないとされる可能性もある<sup>(97)</sup>。

da Vinci を利用した手術後に患者が死亡した事件<sup>(98)</sup>の調査委員会報告書においては、患者が説明を受けた項目のうち、「研究に参加した場合に考えられる利益及び不利益」欄に患者によるチェックがなかったことから、医師は患者に対して十分な説明とその理解がなされたかどうかを確認する必要があったとされ、また、ロボット支援下内視鏡手術が、臨床研究段階にある未知の領域といえる手術手技であることに鑑みると、臨床研究の説明書に、臨床研究にあるロボット支援下内視鏡手術においては予想し得ないリスクが生じる可能性について記載しておくべきであったとされている<sup>(99)</sup>。

#### 4.9 ガイドラインの運用

現在策定されているガイドラインの数は非常に多く、それらの内容を医師が全て把握しておくことは困難であると指摘されている<sup>(100)</sup>。そこで、ガイドラインを AI に学習させておくことによって、人間では把握しきれないガイドラインを適切に運用していくことが

(92) 平成 15 年 9 月 12 日厚生労働省「診療情報の提供等に関する指針」では、説明事項として、①現在の症状及び診断病名、②予後、③処置及び治療の方針、④処方する薬剤について、薬剤名、服用方法、効能及び特に注意を要する副作用、⑤代替的治療法がある場合には、その内容及び利害得失（患者が負担すべき費用が大きく異なる場合には、それぞれの場合の費用を含む。）、⑥手術や侵襲的な検査を行う場合には、その概要（執刀医及び助手の指名を含む。）、危険性、実施しない場合の危険性及び併症の有無、⑦治療目的以外に、臨床試験や研究などの他の目的の有する場合にはその旨及び、目的の内容、が挙げられている。

(93) 裁判例の分析については、樋笠知恵「患者の自己決定権と医師の説明義務」東京経営短期大学紀要 28 巻（2020 年）95 頁以下。

(94) 例えば、最判平13.11.27（民集 55 巻 6 号 1154 頁）では、未確立の代替的治療法についても、一定の場合には医師に説明義務があるとされた。また、東京地判平 12.3.27（判タ 1058 号 204 頁）は説明の方法につき、特殊な治療法を一般的な治療法を比較しながら説明することを求めている。

(95) 説明の対象につき、Katzenmeier は、①リスク、②診断、③推移に分類して説明を試みる。Katzenmeier, Ärztliche Aufklärung, in: Claudia Wiesemann / Alfred Simon (Hrsg.), Patientenautonomie, 2013, S.93.

(96) 同旨のものとして、弥生真生、宍戸常寿編『ロボット・AI と法』（有斐閣、2018 年）194 頁。

(97) 前掲注 94、最判平13.11.27。

(98) 名古屋大学医学部附属病院において、平成 22 年 9 月 8 日、胃癌に対して da Vinci を使用した手術が施行され、術中に脾臓を損傷したところ、術後急性肺炎を併発し、さらに非閉塞性腸管虚血症、壊死性筋膜炎を併発し、再手術を施行したが、多臓器不全にて術後 5 日目に死亡した事件。胃癌に対してダビンチを使用した手術が施行され、術中に脾臓を損傷したところ、術後急性肺炎を併発し、さらに非閉塞性腸管虚血症、壊死性筋膜炎を併発し、再手術を施行したが、多臓器不全にて術後 5 日目に死亡した事件。

(99) 名古屋大学医学部附属病院医療事故調査委員会「事故調査報告書（ロボット支援腹腔鏡下幽門側胃切除を受けた患者さんが、術後 5 日目に死亡した事例）」<https://www.med.nagoya-u.ac.jp/hospital/departments/file/authoralfe4/2017/pdf/20110607houkokusyo.pdf>、平成 23 年 3 月 19 日。

(100) 中島直樹、脇嘉代、黒田知宏、羽鳥裕、座談会「情報化による医療の未来と限界」、日医雑誌第 147 巻 8 号（2018 年）1556 頁 [黒田発言]。



期待される<sup>(101)</sup>。AIがガイドラインを網羅的に把握して適切なガイドラインを医師に示すことが可能になる。ガイドラインに従って医療行為を行ったことは医師の免責の根拠となることから<sup>(102)</sup>、医療の萎縮を防止することが容易になる。もっとも、これが実現すれば、医師は従来よりもガイドラインに従うことが強く求められるようになるであろう<sup>(103)</sup>。

#### 4.10 データの管理 (=個人情報保護)

AIの能力は、与えられたデータの量に比例するといっても過言ではない。そこで、AIの能力向上のためには大量のデータ収集が必要となる。このデータ収集に当たっては、情報の利用についての規制が問題となる。

個人情報保護については、1980年にOECDで採択された「プライバシー保護と個人データの国際流通についてのガイドライン」があり、その中で8つの原則が示されている<sup>(104)</sup>。これが、各国の個人情報保護法制の基礎となっている。

AI活用の土台となる情報収集のためのICT基盤構築については、「次世代医療ICT基盤協議会」が開催され<sup>(105)</sup>、2017年に施行された改正個人情報保護法では、医療情報の大部分が要配慮個人情報とされ、第三者に情報を提供するには、原則として本人の同意が必要であるとされた。これについて、「医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律」は、患者本人が拒否をしなければ(オプトアウト)、認定事業者に対して個人の医療情報を提供し、そこで匿名加工された医療情報を様々な研究に利活用可能としている<sup>(106)</sup>。

ガイドラインとしては、「医療情報安全管理関連ガイドライン」<sup>(107)</sup>、「診療情報の提供等に関する指針」<sup>(108)</sup>、「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物多様性の確保に関する法律」<sup>(109)</sup>、「医療における遺伝学的検査・診断に関するガイドライン」<sup>(110)</sup>、「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」<sup>(111)</sup>が策定されている。

(101) ガイドラインと併せて、裁判例や法律なども同時に学習しておくことで、医師の法的責任の範囲をさらに客観的に明らかにしておくことも可能になるだろう。

(102) ドイツにおいては、専門医としての注意義務の基準には、指針や要綱および専門的公的機関による(医療行為の)推奨なども含まれるとされる。Gercke/Leimenstoll/Stirner, Handbuch Medizinstrafrecht, 2020, S.87.

(103) ただし、裁判の場で、医師がガイドラインに従わなかったことを法律家が主張することに対しては、本来のガイドラインの目的から外れているため問題があるという批判もある。これについては、樋笠・前掲93, 105頁。

(104) ①収集制限の原則、②データ内容の原則、③目的明確化の原則、④利用制限の原則、⑤安全保護の原則、⑥公開の原則、⑦個人参加の原則、⑧責任の原則の8つがある。

(105) 内閣官房健康・医療戦略室：次世代医療ICT基盤協議会 [https://www.kantei.go.jp/jp/singi/kenkouiryou/jisedai\\_kiban/kaisai.html](https://www.kantei.go.jp/jp/singi/kenkouiryou/jisedai_kiban/kaisai.html)

(106) 情報の性質上、高度な匿名加工技術とセキュリティが要求されるため、国が事業者を認定することとしている。

(107) 医療情報の取扱いに関わる厚生労働省、総務省及び経済産業省の3省が策定している医療情報の安全管理に関するガイドラインの総称。「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン 第5版」(厚生労働省)(2017年5月)、「クラウドサービス事業者が医療情報を取り扱う際の安全管理に関するガイドライン」(総務省)(2018年7月)、「医療情報を受託管理する情報処理事業者における安全管理ガイドライン」(経済産業省)(2012年10月)を指す。

(108) 前掲注92。

(109) ただし、同法の目的は生物多様性の保護にある。

## 5. おわりに

本稿では、画像診断支援、診断・治療支援、手術支援、医薬品開発、ゲノム医療、介護・認知症の重点6領域とICT/IoTにおけるAI活用への期待と、そこで生じ得る法的問題を検討した。法的問題については、①医業と医師法17条、②無診療診断・投薬と医師法20条、③知らないでいる権利、④遺伝情報に基づく不利益な取扱い、⑤医師の過失（医療水準と転医義務、医療水準と過失）、⑥信頼の原則、⑦許された危険の法理、⑧自己決定権の前提としての説明義務、⑨ガイドラインの運用、⑩データの管理（＝個人情報保護）を考察し、特に、⑤医師の過失については、AIを活用した場合の医療水準論が今後どのように変化するかにつき、近年の裁判例の分析に基づき、具体的な帰結を得た。

AIの活用が進めば、現在のわが国における様々な問題を解決するとともに、医療の全体的な質は向上し、患者の最善の利益にも資するであろう。

もっとも、医療には、例えば患者とのコミュニケーション等、容易にデータにできない部分も多い。AIの活用は、医師と患者の良好な信頼関係と協調のもとで発展していくことが望まれる。このことは、人間が得意とする分野（＝Human-recognition area）とAIが得意とする分野（AI-recognition area）のバランスを考えるに当たって、捨象することができない<sup>(112)</sup>。

また、本稿で検討した法的問題に関する議論はAI活用の本格化とともに成熟していくものであり、現段階では細かな部分が判然としない。しかしながら、本稿で多角的な問題提起を行ったことによって、いくばかりかその展望が見えてきたのではないだろうか。AIの活用によって、医療がより良くなることを期待しながら今後の議論を注視していきたい。

(2020.9.16 受稿, 2020.11.11 受理)

- 
- (110) 日本医学界と遺伝子医学会関連10学会による「医療における遺伝学的検査・診断に関するガイドライン」（2011年2月）。遺伝学的検査で得られた個人の遺伝情報は、守秘義務の対象であり、被検者の了解なく血縁者を含む第三者に開示すべきではないとされている。ただし、被検者の診断結果が血縁者の健康管理に役立ち、その情報なしには有効な予防や治療に結びつけることができないと考えられる場合には、血縁者等に開示することも考慮される。
- (111) 文部科学省、厚生労働省、経済産業省によるガイドライン（平成13年3月29日）。研究責任者や個人情報管理者の情報管理についての責務や、遺伝情報開示につき規定されている。
- (112) AI-recognition area と Human-recognition area を具体的に説明するものとして、植田大樹「人工知能による画像診断支援から考える AI 時代の新医療」, 月刊新医療第47巻第9号（2020年）, 50～53頁。

〔抄 録〕

厚生労働省が掲げる、①画像診断支援、②診断・治療支援、③手術支援、④医薬品開発、⑤ゲノム医療、⑥介護・認知症の重点6領域におけるAI活用は、現在のわが国における、高齢化による医療費拡大や医師の不足、医薬品の輸出入における赤字などの様々な問題の解決に資することになる。今後の新しい医療体制につきまとう新しい問題、特に法的問題については、早い段階で議論を行っておくことが必要であろう。

そこで、本稿ではAIのレベルと仕組みを概観し、重点6領域及びICT/IoTによる管理におけるAI活用のメリット、ここで生じ得る法的問題を指摘した。特に、法的問題としては、幅広く、①医業と医師法17条、②無診療診断・投薬と医師法20条、③知らないでいる権利、④遺伝情報に基づく不利益な取扱い、⑤医師の過失（医療水準と転医義務、医療水準と過失）、⑥信賴の原則、⑦許された危険の法理、⑧自己決定権の前提としての説明義務、⑨ガイドラインの運用、⑩データの管理（＝個人情報保護）についての問題を考察し、医療水準と過失論においては、AIの画像診断支援下における医療水準論及びロボット支援下手術における医療水準論について、具体的な帰結を得た。

〔論 説〕

## スルガ銀行不正融資事件の事例研究 (I)

樋口 晴彦

キーワード：組織不祥事, リスク管理, コンプライアンス, 組織文化, 創業家

### 目 次

はじめに

1. 事件の概要
  2. スルガ銀行の組織
  3. 融資の概要
  4. チャネルの関与
  5. 融資関係資料の偽装
  6. その他の問題行為
  7. 銀行の対応状況  
(以下, 第58巻第3号に掲載予定)
  8. 営業の暴走と創業家の関与
  9. リスク管理部門の機能不全
  10. 創業家による私物化
  11. 取締役等の責任と企業統治
  12. 事件の原因メカニズム
  13. 事件発覚後も続けられた不正融資
  14. 他の金融機関への波及
- おわりに

### はじめに

本稿は、スルガ銀行株式会社<sup>(1)</sup>で発生した不正融資事件の原因構造について分析した事例研究である。同行は個人向けローンを重視する戦略を採用し、近年ではシェアハウスなどの投資用不動産を対象としたローンに注力して業績を伸ばしていた。しかし実際には、不動産業者が実現不可能な家賃保証を提示して顧客を集めるとともに、融資関係資料を偽装して過大な融資を実行させており、同行でも多数の行員がそれに関与していた。

スルガ銀行にはかねてから「創業家本位の組織文化」が存在し、創業家出身の経営者が営業重視の経営方針を採用したことから、営業部門内に融資額を増やすことを最優先とする「数字第一主義」が蔓延した。さらに、審査部などのリスク管理部門も、営業部門の圧

---

(1) 以下、「スルガ銀行」と表記し、他の企業名についても「株式会社」を省略する。

力と創業家への忖度により機能不全に陥っていた。

## 1. 事件の概要

2018年1月、スルガ銀行でシェアハウスなどの投資用不動産に関連した不正融資事件が発覚した。事件の調査と原因究明のため、日本弁護士連合会のガイドラインに準拠した第三者委員会が設置され、同9月に調査報告書（以下、「第三者委員会報告書」）を発表した。それに合わせる形で代表取締役会長の岡野光喜氏、同社長の米山明広氏、同専務取締役の白井稔彦氏、専務取締役の望月和也氏、常務取締役の柳沢昇昭氏の5人が辞任し、新たな代表取締役社長として有國三知男氏が就任した<sup>(2)</sup>。

2018年10月、金融庁は、新規の投資用不動産ローンを6カ月間停止とする行政処分（以下、「金融庁行政処分」）をスルガ銀行に下した。さらに、全ての役職者に対するコンプライアンス研修を徹底することや、経営責任の明確化、顧客本位の業務態勢の確立、信用リスク管理態勢及び内部監査態勢の確立、問題の融資に関する金利の引き下げや返済条件の見直し、元本の一部カットなどの債務者対策等を命じた。

スルガ銀行の2018年3月期決算では、通常の貸倒引当金の他に、投資用不動産関連の融資について56,356百万円（うちシェアハウスローンについて42,049百万円）の貸倒引当金を別途計上した結果、貸倒引当金額は70,089百万円（前期比58,106百万円の増加）となり、さらに不良債権処理額は18,864百万円（前期比9,699百万円の増加）に達した。同期の経営指標は、連結経常収益156,278百万円（前期145,753百万円）に対し、連結経常利益10,525百万円（同58,222百万円）、当期純利益6,988百万円（同42,627百万円）と大幅に悪化した。

その後、経営幹部の責任についても調査が進められ、2018年11月に取締役等責任調査委員会及び監査役責任調査委員会が調査報告書（以下、それぞれ「取締役等責任報告書」「監査役責任報告書」）を発表した。また、投資用不動産ローンの実態についても、2019年5月に『報告書（投資用不動産融資に係る全件調査）』（以下、「全件調査報告書」）を発表した。なお、本稿における事実関係の認定は、第三者委員会報告書・取締役等責任報告書・監査役責任報告書・全件調査報告書に主に依拠している。

## 2. スルガ銀行の組織

スルガ銀行は、2018年9月時点で国内に132店舗を展開（うち静岡県内65店・神奈川県内39店・東京都内6店）する地方銀行（東証1部上場）であり、2018年3月期末の連結従業員数は1,907人（うち銀行単体が1,484人）であった。その組織の概要は以下のとおりである。

---

(2) 本稿では、読者の混乱を避けるために必要な範囲内で、当時のスルガ銀行幹部の氏名を表示することとした。

## 2.1 経営体制

スルガ銀行は1998年度に執行役員制度を導入し、取締役会は執行役員に業務執行を委任し、その執行状況をモニタリングする体制とした。個々の社内取締役には、それぞれ掌管する業務分野が決められていたが、取締役が執行側の役職を兼務することが可能であり、執行と監督の分離は徹底されていなかった。2017年度の実績は10人で構成され、うち3人が社外取締役であった。執行役員は、従業員の役職の一つと位置付けられ、2018年3月末時点の総数は16人であった。

スルガ銀行では、岡野喜太郎氏が1895年に同行を設立して以来、創業家一族が5代続けて経営トップの座に就いた。不正融資が行われた当時の創業家出身の経営幹部は、創業家の曾孫の岡野光喜氏とその弟の岡野喜之助氏である<sup>(3)</sup>。

- ・岡野（兄）氏 1979年6月に取締役、1985年5月に代表取締役頭取、1998年6月に代表取締役社長、2000年5月にCEO（最高経営責任者）、2016年6月に代表取締役会長。
- ・岡野（弟）氏 1983年6月に取締役、1986年6月に代表取締役副頭取、1998年6月に代表取締役副社長、2000年5月にCOO（最高業務執行責任者）。2016年7月に脳出血により急逝。

2人の役割分担は、岡野（兄）氏がCEOとして各種会合への出席など対外的な活動を担当し、岡野（弟）氏がCOOとして業務執行全般における実質的な最高責任者となっていた。

2016年6月には岡野（兄）氏が会長に退き、米山明広氏が創業家以外から初の社長に就任した。ただし、米山氏は傍流のシステム部門の出身で50歳と若く、2015年に執行役員に昇任したばかりで、取締役への昇格と同時に社長に就任しており、あまりに唐突な人事と言わざるを得ない<sup>(4)</sup>。岡野（兄）氏は1945年生まれ、岡野（弟）氏は1947年生まれと高齢であった上に、後述（10.参照）するファミリー企業問題で創業家による社長続投が難しくなっていたことから、創業家の地位を脅かさない傀儡として米山氏が選任されたと推察される。

ちなみに、米山氏の社長就任後も、引き続き岡野（兄）氏がCEOを務め、COOの岡野（弟）氏が業務執行を差配していた。岡野（弟）氏の死後の2017年4月に米山氏はCOOに就任したが、業務執行上の重要機関である執行会議（後述）の議長はCo-COO（日本語名称は不明。位置付けはCOOの代理）の麻生氏（2.4参照）が務めており、米山社長は業務執行の実権を与えられていなかった。

## 2.2 会議体

本事件に関連する会議体とその出席者や位置付けは、以下のとおりである。

- ・経営会議 議長はCEOで、常勤の取締役・監査役が出席して月1回開催。取締役会から委任された事項や業務運営に関する事項を審議するが、実際の議題は取締役会と重複するものが多く、実質的な意味での最高経営機関。経営会議の下に監査部と各種

(3) 以下では、岡野光喜氏を「岡野（兄）氏」、岡野喜之助氏を「岡野（弟）氏」と表記する。

(4) 米山氏自身が、「それとなく（社長就任の）打診を受けたのは5月半ばで、明確な要請を受けたのは6月10日だ」（金融財政事情2016年8月22日号22頁）と証言しており、想定外の人事だったことがうかがえる。

リスク委員会(信用リスク委員会、事務リスク委員会等)が設置され、苦情相談の「お客さまの声」(9.4.2参照)についても報告を受けていた。

- ・執行会議 議長はCOO(後にCo-COO)で、執行役員などが出席して月2回開催。業務の進捗状況や営業推進策などの重要な業務執行事項を審議。組織図では、監査部を除く各部が執行会議の下に設置されていた。
- ・信用リスク委員会 委員長は審査部長(執行役員)で、経営会議が選任した委員が出席して月1回開催。事務局は審査部。与信査定や経営支援などの信用リスクの管理に関わる事項を審議。
- ・事務リスク委員会 経営会議が選任した委員が出席して3カ月に1回開催。事務局は営業本部(2017年4月以降は業務部)。経営に重大な影響を与える不正・不祥事を審議。
- ・コンプライアンス委員会 取締役会の下部機関。経営会議が選任した委員が出席して3カ月に1回開催。事務局は経営企画部。コンプライアンス・プログラムやコンプライアンス体制の見直し、不正・不祥事に関する再発防止策等について審議。
- ・センター長会議 営業本部の幹部とパーソナル・バンク(2.4参照)の所屬長<sup>(5)</sup>が出席。主要支店の所屬長を対象とした会議(毎週又は隔週)や、全所屬長を対象とした会議(月1回)を開催。営業本部からの施策の示達や営業店からの報告。
- ・SSP会議 非公式の会議。営業本部と審査部の幹部が出席して週1回開催。融資額1億円以上の個別案件について営業側と審査側が意見交換。
- ・出口ミーティング<sup>(6)</sup> 非公式の会議。岡野(弟)氏・融資管理部長・営業企画部長などが出席して3カ月に1回程度開催。延滞債権の回収などの「出口」の視点から問題点を分析。

## 2.3 コンプライアンス体制

スルガ銀行では、コンプライアンスに関して倫理規範、コンプライアンス規程、コンプライアンス・マニュアル等を整備するとともに、毎年度コンプライアンス・プログラムを策定し、その実績についてコンプライアンス委員会が取締役に報告していた。コンプライアンスの統括部署は経営企画部コンプライアンス室<sup>(7)</sup>である。各営業店にはコンプライアンス責任者が配置され、定期的なコンプライアンス・チェックの実施、店内のコンプライアンス体制の整備、コンプライアンス研修などを担当していた。

コンプライアンス規程によれば、コンプライアンス違反を認識した社員はコンプライアンス責任者に報告し、その報告を受けたコンプライアンス責任者は監査部に報告する義務を負う。経営企画部管掌取締役や経営企画部長は、不正行為等を精査してコンプライアンス委員会に報告していた。

内部通報窓口としては、経営企画部内にコンプライアンス・ヘルプラインが整備されて

---

(5) スルガ銀行の組織規程では各支店の長を「所屬長」と呼称していたが、「センター長」と呼ぶこともあった。  
(6) 「「出口から見た気付き」の会議」が正式名称であるが、同会議の資料「出口から見た気付き」と区別するため、本稿では「出口ミーティング」と呼称する。  
(7) 第三者委員会報告書によれば、部署名称は「コンプライアンス」とされているが、一般名詞と混同するおそれがあるため、本稿では「コンプライアンス室」と表記する。

いた。ヘルプラインへの通報内容は所管部署と経営企画部管掌取締役役に報告され、所管部署はその調査結果について経営企画部管掌取締役とコンプライアンス委員会に報告していた。また、営業本部に「お客さま相談センター」が設置され、営業店から報告が上がってきた顧客の苦情や相談への対応状況を把握し、四半期毎に経営会議に報告するとともに、同様の苦情が繰り返し発生する「対応が不適切な案件」については毎月報告していた。

## 2.4 営業体制

融資業務を担当する営業本部は、本部機能である営業推進部の他に、現場の営業店（支店・出張所）を束ねるパーソナル・バンク（首都圏担当）、コミュニティ・バンク（神奈川担当・静岡担当）などから構成されていた。このうちパーソナル・バンクには、都心の営業店を担当する「首都圏営業部」と、それ以外の営業店を担当する「広域営業部」が設置されていた。パーソナル・バンクの長である「パーソナル・バンク長」は執行役員常務（後に同専務）で、首都圏営業部の長である「首都圏営業部長」は執行役員であった。また、首都圏営業部には直属の営業部隊である「特別推進チーム」（略して「特推」）が設置され、そのリーダーである「首都圏営業部部長」は所属長級とされていた。

営業関係の重要人物として、前述したCOOの岡野（弟）氏の他に以下の2人が挙げられる。

- ・岡崎吉弘氏 2000年に執行役員・営業企画部長、2004年に執行役員常務、2009年に執行役員専務・営業本部長、2011年4月にCo-COO。2015年6月に専務取締役に昇任したが、2017年4月に専務取締役のまま営業本部長に再就任。
- ・麻生治雄氏 2001年以降一貫して営業本部に所属し、2002年に執行役員、2004年に執行役員常務、2015年4月に岡崎氏の取締役昇任に合わせて執行役員専務・営業本部長・Co-COO、さらにパーソナル・バンク長も兼務。2017年4月に岡崎氏と交代する形で営業本部長を退任するも、その他の役職は維持。

営業本部の指揮系統は、2015年4月まで岡野（弟）氏—岡崎氏、その後は岡野（弟）氏—麻生氏、そして2017年4月以降は岡崎氏—麻生氏というラインであった。前述のとおり執行会議は重要な業務執行事項を審議する場と位置付けられていたが、同会議の議長はCOOとされ、岡野（弟）氏が長年にわたりその役職に就いていた。

COOは取締役会が任命する役職であるが、執行会議の議長という以外に、その権限に関する組織規程上の記述はない。2011年4月以降はCo-COOの岡崎氏や麻生氏が執行会議の議長を務めるようになったが、岡野（弟）氏は引き続きCOOの座にとどまり、2016年7月に急逝するまで執行面の最高責任者であった。

## 2.5 融資手続

スルガ銀行の融資実務では、営業店の所属長による専決が認められておらず、本部稟議による審査部の決裁が必須であった<sup>(8)</sup>。基本的な融資手続は以下のとおりである。

---

(8) 本部稟議の決裁権限については、「資産形成ローンに関する本部決裁区分は概ね、10億円超が経営会議決裁、4億円～10億円が審議会決裁、3億円～4億円が審査部長決裁、1億円～3億円が審査副部長決裁、5,000万円～1億円が審査第二部長決裁、それ未満が審査役決裁とされていた」（第三者委員会報告書126頁）とのことである。



- ① 営業店が顧客からの融資申込みを受け付け
- ② 営業店が資金の使途・返済の財源・申込人の資質について調査
- ③ 営業店担当者が申込人の信用状態や融資条件の妥当性について起案し、役席者によるチェックを受けた後、所属長に報告して店内協議を実施
- ④ 審査部に稟議書を送付
- ⑤ 審査部にて稟議決裁を実施
- ⑥ 審査部の稟議決裁後、決裁指令書に基づき営業店が融資を実行

なお、不動産を担保とする案件については、営業店が不動産の評価額を算定していたが、時価1億円以上の場合や審査部が必要と認めた場合には、審査部が再評価を行っていた。

### 3. 融資の概要

スルガ銀行のビジネスモデルの特色と融資の実行状況、そして本事件で特に問題となったシェアハウスのリスクは以下のとおりである。

#### 3.1 ビジネスモデルの特色

近年の地方銀行の経営は非常に厳しい。金融庁の『平成27事務年度金融レポート』は、「顧客向けサービス業務（貸出・手数料ビジネス）の利益率を試算すると、2015年3月期においても、当該利益率は4割の地域銀行<sup>(9)</sup>がマイナスであったが、さらに、2025年3月期では6割を超える地域銀行がマイナスとなる結果となった。（中略）早期に自らのビジネスモデルの持続可能性について真剣な検討が必要である」（同22頁）と問題提起した。

さらに翌年の『平成28事務年度金融レポート』では、「2017年3月期決算を見ると、前期と比べ、貸出利鞘が縮小し、役務取引等利益も減少するなど、顧客向けサービス業務の利益は過半数の地域銀行でマイナスとなっており、平成27事務年度の推計・試算を上回るペースで減少している。（中略）多くの地域銀行で顧客向けサービス業務の収益低下が続くといった収益性の問題を抱えている」（同16頁）と指摘した。

その一方で、スルガ銀行の業績は非常に好調であった。連結経常利益は2012年3月期の362億円から、2017年3月期には582億円と着実に増大している。

これは、スルガ銀行が他行に先駆けて、個人向けローンを重視する戦略を採用したことによる。有力地方銀行の横浜銀行と静岡銀行に東西から挟まれていた同行は、企業向け融資での不利が否めなかったことから、住宅ローンなどの個人向けローンの分野で独自性のある商品を次々と開発し、2003年には銀行業界で初めてポーター賞<sup>(10)</sup>を受賞した。かくしてスルガ銀行は、潜在ニーズを掘り起こしてミドルリスク・ミドルリターン of 新たなビジネスモデルを開拓した「異色の銀行」として注目され、金融庁からも高い評価を受けていた<sup>(11)</sup>。

その一方で、住宅ローンでも他行との競争が次第に激しくなったことから、スルガ銀行

(9) 金融庁は、地方銀行・第二地方銀行・埼玉りそな銀行を「地域銀行」と呼称している。

(10) 一橋大学大学院経営管理研究科が運営する賞。2001年に創設され、独自性のある優れた戦略を実行して高い収益性を達成している企業を表彰する。

では、不動産投資を行う顧客を対象としたローン商品（以下、「収益不動産ローン」）に注力するようになった。収益不動産ローンの中で特に伸びていた分野が、区分所有マンションを対象とするプレミアムアセットプラン1（以下、「PA1」）と資産形成ローンであった<sup>(12)</sup>。

資産形成ローンはアパートローンの一種であるが、顧客が土地を保有しておらず、アパート等の投資用不動産を新たに購入するケースを対象とした点が特徴である。顧客自身が土地を保有していない（≒個人資産が少ない）ため、予定どおりの家賃収入が得られなかった場合に破綻しやすく、基本的に投資リスクが高い。通常のアパートローンでは銀行間の競争が進み、富裕層の案件獲得が困難となったことから、スルガ銀行では低資産層向けにシフトせざるを得なくなったと推察される。

### 3.2 融資の実行状況

スルガ銀行の融資実行額（表1参照）は、2008年度の275,154百万円から2016年度には470,095百万円へと増加した。この急増は主に収益不動産ローンによるもので、その比

表1 融資実行額の推移

（単位：%のないものは百万円）

	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度
パーソナル・バンク	142,617	141,322	176,273	224,421	261,184	291,075	327,524	390,025	391,219	265,225
収益不動産ローン	91,032	95,373	134,120	194,762	237,094	260,811	296,216	366,597	367,094	246,947
収益不動産ローンの比率	63.8%	67.5%	76.1%	86.8%	90.8%	89.6%	90.4%	94.0%	93.8%	93.1%
神奈川コミュニティ・バンク	24,640	17,525	20,751	31,520	34,303	27,398	19,303	19,902	20,980	21,922
収益不動産ローン	8,769	6,663	7,531	16,798	20,638	13,223	9,762	10,627	10,795	7,203
収益不動産ローンの比率	35.6%	38.0%	36.3%	53.3%	60.2%	48.3%	50.6%	53.4%	51.5%	32.9%
静岡コミュニティ・バンク	31,593	27,569	24,021	23,204	15,253	12,767	11,102	9,391	16,344	24,016
収益不動産ローン	5,745	5,856	4,674	8,276	6,898	3,484	2,967	2,189	1,976	4,378
収益不動産ローンの比率	18.2%	21.2%	19.5%	35.7%	45.2%	27.3%	26.7%	23.3%	12.1%	18.2%
銀行全体※	275,154	254,701	263,285	298,960	332,284	355,743	393,268	465,522	470,095	353,347
収益不動産ローン	118,054	116,980	154,557	221,005	265,093	278,203	309,633	390,397	387,825	263,657
収益不動産ローンの比率	42.9%	45.9%	58.7%	73.9%	79.8%	78.2%	78.7%	83.9%	82.5%	74.6%
銀行全体に占めるパーソナルバンクの比率	51.8%	55.5%	67.0%	75.1%	78.6%	81.8%	83.3%	83.8%	83.2%	75.1%
収益不動産ローン全体に占める比率	77.1%	81.5%	86.8%	88.1%	89.4%	93.7%	95.7%	93.9%	94.7%	93.7%

※銀行全体は、パーソナルバンク及び神奈川・静岡コミュニティ・バンク以外のものも含む。

（第三者委員会報告書37頁の表に筆者が一部加筆）

- (11) 「金融庁の森信親長官は昨年5月の講演で、全国の地銀の収益率を並べたグラフで一つだけ飛び抜けた銀行を指し、「これはスルガ銀行。他行が貸さないところにデータ分析をして貸すという特異なビジネスモデル。継続して高い収益率だ」と高く評価した」（朝日新聞2018年3月3日朝刊記事「シェアハウスの闇・下 預金額水増し、見逃した「異色の地銀」」）。
- (12) 「過去の流れを見ても、高収益や成長を求めて、住宅ローンに傾斜した時代があり、それが他行に浸食され始めるとPA1という区分所有マンション投資用ローンを推進し、ドクターローンを推進し、アパートローン、フリーローン、シェアハウスローンと次々と新しいローンに飛びついていく体質に繋がっている」（第三者委員会報告書208頁）。

率が2008年度の42.9%から2016年度には82.5%に増加する一方、それ以外の融資額は減少している。ちなみに、スルガ銀行では2007年以降に229人を中途採用したが、このうち125人(全体の54.6%)が住宅・不動産・建設の出身者であり、収益不動産ローンの取組み強化が計画的に進められていたことがうかがえる。

部門別では、パーソナル・バンクの比重が極めて大きい。融資実行額全体に占めるパーソナル・バンクの比率は2013年度から2016年度まで8割を超え、収益不動産ローンに限ると9割を超えている。神奈川・静岡の両コミュニティ・バンクも一時は収益不動産ローンを伸ばしていたが、近年は減少傾向にある。

このように2016年度までの融資実行額の伸びは、パーソナル・バンクによる収益不動産ローンに専ら支えられていた。収益不動産ローン以外の融資額や、神奈川・静岡の両コミュニティ・バンクの融資額は低迷し、スルガ銀行の収益構造は偏向の度を強めていた。

収益不動産ローンの中では、PA1の融資残高が減少していた(表2参照)。2013年にPA1関連でデート商法<sup>(13)</sup>による販売勧誘が行われ、訴訟を提起されたことを受けて、それ以後は新規の取扱いを減らしたためである。その減少分を埋め合わせる形で伸びてきたのが、問題のシェアハウスローンであった<sup>(14)</sup>。

表2 収益不動産ローンの融資残高

(単位:百万円)

	2016年3月期	2017年3月期	2018年3月期
PA1	521,233	462,209	399,099
シェアハウス関連	96,081	175,752	203,587
その他	1,037,295	1,198,178	1,300,150

(第三者委員会報告書14-16頁に基づき筆者作成)

シェアハウスとは、一軒の住居を複数人で共用するものである。個々の入居者のプライベートな個室と入居者が共同で利用するキッチンやリビングなどの共用スペースに分かれた構造で、他者との共同生活を楽しめる新しい住まいの形として注目されていた<sup>(15)</sup>。

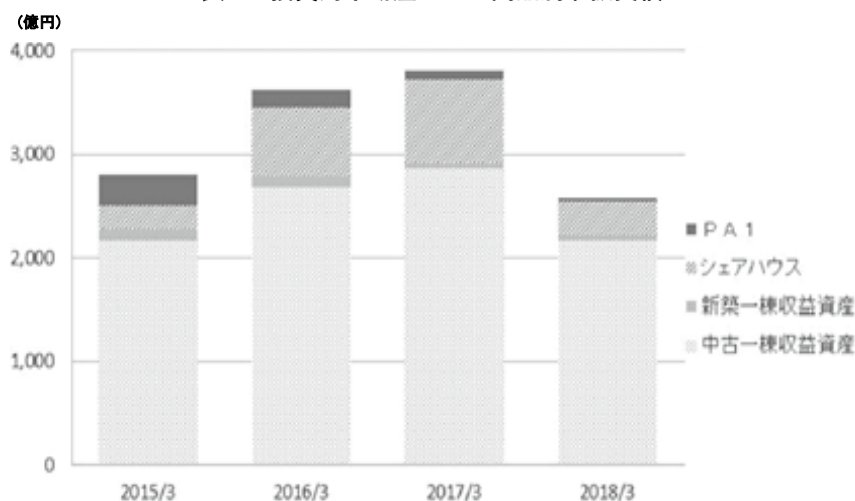
当時の住宅ローンの金利が2%台にとどまっていたのに対し、シェアハウスローンの金利は3.5~4.5%であり、スルガ銀行にとって大きな収益源となっていた。その一方で、融資残高としては、「その他」の比重が非常に高く、特に中古アパートの購入を対象とする

(13) 異性の販売員が身分を秘匿して接近し、相手とデートを重ねて恋愛感情を抱かせた上で、高額の商品を販売する手口。「恋人商法」とも呼ばれる。

(14) 当初は、中古マンションの一室を分割するなど既成建築物をリノベーションした形態であったが、2013年9月に建築基準法上の問題があるとされたため、以後は新築のシェアハウスを取り扱うようになった。スルガ銀行のシェアハウス案件のほとんどは、そうした新築物件である。

(15) スルガ銀行の融資対象とされたシェアハウスの特徴は、以下のとおりである(取締役等責任報告書22頁)。  
 ①玄関・キッチン・トイレ・シャワールーム等は共用、入居者毎に個室(寝室)を用意、②個室は7m<sup>2</sup>程度の広さ、③共用部分は最小限、④ターゲットは単身者で若い世代(女性専用、外国人向けもある)、⑤入居者の初期費用負担なし(敷金・礼金0円)。

表3 投資用不動産ローン商品別取扱実績



(第三者委員会報告書 13 頁)

中古一棟ローンが相当な割合を占めていた（表3参照）。

全件調査報告書によれば、収益不動産ローンの物件総数は 37,907 件であり、そのうち 1,647 件（全体の 4.3%）がシェアハウスである。また、スルガ銀行の 2019 年 3 月期第 2 四半期決算資料によると、個人向け融資額は 2 兆 7,908 億円（貸出金総額 3 兆 858 億円の 90.4%）に達し、その中でもアパートローンが 1 兆 2,636 億円と飛び抜けて大きく、PA1 は 3,627 億円、シェアハウスローンは 2,030 億円となっている<sup>(16)</sup>。

### 3.3 シェアハウスローンのリスク

本事件で特に問題となったシェアハウスローンは、投資目的でシェアハウスを保有しようとする顧客に取得費用（不動産購入費や建築費）を融資し、その担保として当該物件に担保権を設定するというローン商品である。

物件のほとんどは管理会社（不動産業者）にサブリースされ、顧客は管理会社から受け取る賃料を銀行への返済原資とするというスキームが採られていた。サブリースとは、管理会社が物件を一括で借り上げ、入居者に転貸するという契約である。入居者の募集や入居後の管理を管理会社が行うため、オーナーの負担が少ないことや、30 年もの長期間にわたって管理会社が家賃を保証してくれる点が魅力であった。

その一方で、シェアハウスローンには様々なリスクが存在した。まず収益不動産ローン全般に共通するリスクとして、以下の点が挙げられる。

- ・返済期間が 30 年以上と長く、その間に債務者の年収などの返済原資が変動するおそれがあること

(16) スルガ銀行 2018 年 5 月 15 日発表資料「危機管理委員会による調査結果の要旨」によれば、シェアハウスローンの顧客数は 1,258 人、融資総額は 203,587 百万円であった。

- ・ 賃貸市場の変動により、融資物件の空室率が上昇したり、家賃相場が下落したりするおそれがあること
- ・ 収益還元法(6.1.1参照)による担保評価が困難であること
- ・ 不動産業者が債務者に対して不適切な勧誘を行ったり、銀行側に提出する資料を偽装したりするおそれがあること
- ・ 家賃保証のサブリース契約がある場合、投資判断力の劣る者がそれに期待し、その資力に比して過大な債務を負うおそれがあること
- ・ 短期間で家賃保証が終了あるいは管理会社の経営破綻などにより、家賃支払いが滞って返済不能になるおそれがあること

それ以外にシェアハウスローン特有のリスクとして、以下の点が挙げられる。

- ・ 新しい形態であるため入居率や家賃の基礎資料が乏しく予測が困難であること
- ・ 建物が特殊な構造なので、担保処分の時に価格が下落するリスクが高いこと
- ・ 共用構造のため建物外部(郵便受け、電気・ガスメーターの確認など)から入居状況を検証するのが困難であること

#### 4. チャネルの関与

スルガ銀行の収益不動産ローンの拡大に大きく寄与したのが「チャネル」である。チャネルとは、顧客を勧誘して銀行ローンとセットになった不動産売買契約を締結する業者のことである。以下では、シェアハウス問題におけるチャネルの関与について解説する。

##### 4.1 チャネルへの依存

スルガ銀行とチャネルの関係については、「スルガ銀行にとっては、不動産関連業者から収益不動産の購入者(投資者)を紹介してもらい、資産形成ローンを貸し出すことが重要な営業戦略ツールとなる。つまり、スルガ銀行が営業を行う先は投資者ではなく、不動産関連業者が中心になる」(第三者委員会報告書125頁)「チャネルは不動産を購入する投資家(すなわちスルガ銀行からするとローンを借りてくれる者)を見つけてくれる存在であるから、営業展開にとって重要なパートナーと位置づけられ(る)」(前同76頁)とされる。

新規の融資案件の獲得に当たってスルガ銀行はチャネルに深く依存していたため、問題のある案件をチャネルが持ち込んできた際に、毅然とした対応を取ることが困難になっていた。第三者委員会報告書によれば、「業者側は、他行に持ち込んでも取り扱ってもらえるような案件についてはスルガ銀行に持ち込む必要はない一方で、自分達に依存しているスルガ銀行であれば多少無理のある案件であっても取り扱ってくれるという認識を持つことになり、ますます、通常であれば通らないような案件(すなわち、何らかの偽装が必要な案件)がスルガ銀行に持ち込まれてしまうという悪循環が生じていた」(同183頁)とされる。

##### 4.2 シェアハウス関連の主なチャネル

シェアハウス問題で特記すべきチャネルは以下の4社である。

- ・スマートライフ<sup>(17)</sup>は2012年8月に設立され、女性専用シェアハウスの「かぼちゃの馬車」などを運営していた。本事件が発覚した契機は、2018年1月に同社がシェアハウスのオーナーに対するサブリース賃料の支払いを停止したことであった。同社の実質的オーナーのS氏は、1995年に風営法違反で逮捕され、1998年にも旧住専から約16億円を詐取した疑いで逮捕された経歴を持つなど、銀行の融資先としては疑問符が付く人物であった<sup>(18)</sup>。スルガ銀行では、2013年4月から同社案件の取扱いを開始し、取扱件数は計981件、そのうち865件が横浜東口支店であった。
- ・サクトインベストメントパートナーズ（以下、「サクト」）は2010年6月に設立され、2017年2月に租税滞納により差押えを受けてサブリース賃料の支払いを停止した。スルガ銀行では、2014年6月に同社案件の取扱いを開始し、取扱件数は計116件、そのうち106件が二子玉川支店であった。
- ・ゴールデンゲインは2015年3月に設立され、2017年11月にサブリース契約の解除を通知した。スルガ銀行では、同社の設立と同時に案件の取扱いを開始し、取扱件数は計128件、そのうち127件が渋谷支店であった。
- ・ギャルドは2013年6月に設立され、2017年7月に事業を休止した。取扱いの開始時期は不明であるが、取扱件数は計57件、そのうち45件が川崎支店であった。

上記のとおり、4社のいずれも社歴が浅く、信用面で不安があったにもかかわらず、取扱件数が多い。さらに、それぞれが特定の支店の専属に近いことを勘案すると、支店側がパートナーとしてチャンネルを積極的に利用していたと推察される。この点について第三者委員会報告書は、「シェアハウスローンを多く実行した支店は、横浜東口支店を別にすると、たまプラーザ支店や川崎支店といった、開店してから歴史の浅い支店が多く、（中略）業者との繋がりが弱い支店が、ノルマを達成するために、他の支店が積極的ではなかったシェアハウスローンに乗り出したという事情が推認できる」（第三者委員会報告書185-186頁）と分析している。

2014年度から2017年度にかけての各支店の取扱件数は表4のとおりであり、横浜東口・渋谷・二子玉川支店の件数が突出して多い。2017年度に取扱件数が急減したのは、2017年2月にサクトが経営破綻したことを受けて、多くの支店でシェアハウスローンの取扱いを止めたためと考えられる。その一方で、同年度に横浜東口支店が97件も取扱いをしていたことに驚きを禁じ得ない。おそらく同支店は、大口取引先のスマートライフが資金繰りに窮して破綻する事態を先送りにするため、敢えて融資を継続したのではないだろうか。

### 4.3 チャンネルの営業手口

チャンネルの営業手口は、入居率や家賃を実際の相場よりも高く設定し、ローン返済額以

(17) 同社は、2013年9月までは「東京シェアハウス」、2017年10月以降は「スマートデイズ」という商号であったが、読者の混乱を避けるため、本稿では「スマートライフ」に統一する。

(18) レオパレス21出身の大地則幸氏が2015年4月にスマートライフの代表取締役就任後は、S氏は同社の業務から遠ざかったとされる。しかし、S氏が経営する別の企業6社に対し、不動産情報の提供、入居者募集広告、新規事業開発などの名目で、2016年10月までにスマートライフから計22億5,800万円が支払われていた（東京商工リサーチ2019年2月20日記事「かぼちゃの馬車」スマートデイズの届出債権は1,053億円）。

表4 2014～2017年度のシェアハウスの取扱件数

支店名	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	合計
横浜東口支店	89	251	203	97	640
渋谷支店	28	62	133	32	255
二子玉川支店	61	75	38	0	174
たまプラーザ支店	0	24	28	0	52
川崎支店	3	10	33	2	48
大宮支店	6	11	8	0	25
新宿支店	1	11	8	0	20
その他	8	9	7	8	32
合計	196	453	458	139	1,246

(第三者委員会報告書 107-108 頁に基づき筆者作成)

上の家賃収入が得られるとの想定を提示するとともに、家賃保証として部屋を一括借り上げて賃料を支払う(=リスクをチャネルが負担する)サブリース契約を付すことにより、不動産事業に無知な顧客を勧誘するというものであった。その具体例として、スマートライフの手口について解説する。

#### 4.3.1 宣伝による集客

スマートライフが集客のために用いた宣伝手法としては、有名タレントを起用したテレビCMを流したこと、スルガ銀行との密接な関係ぶりをアピールしたこと、東京都中央区銀座1丁目の一等地に事務所を構えたこと、ダイヤモンド社から大地代表取締役が同社のビジネスモデルを解説する自著『家賃0円・空室有』でも儲かる不動産投資』(大地(2016))を出版したことなどが挙げられる。

#### 4.3.2 販売価格及び賃料の決め方

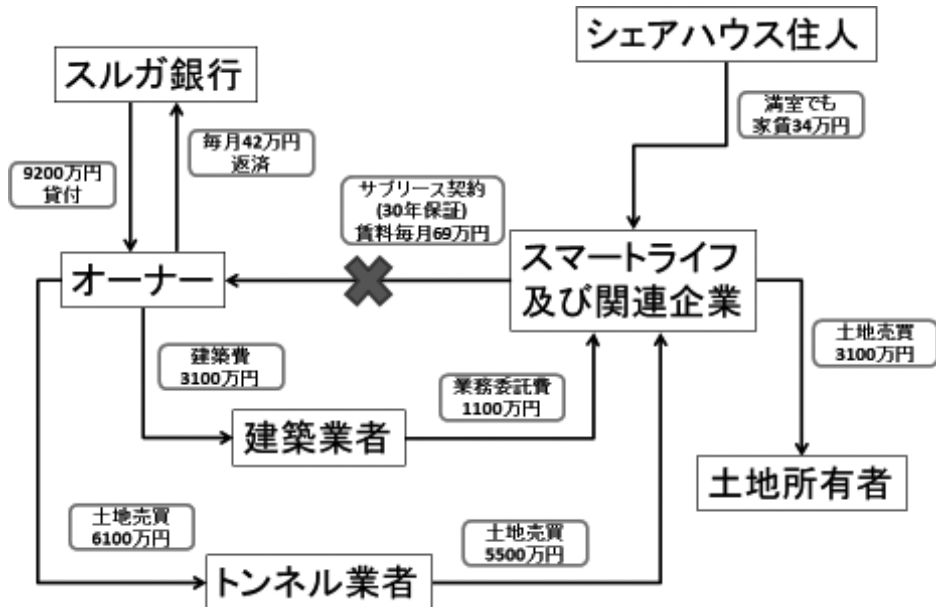
スマートライフに対する民事訴訟の原告側代理人を務めた加藤博太郎弁護士(わたなべ法律会計事務所)が事情聴取したところによると、年収800万円の顧客には9,200万円の物件、同1,000万円の顧客には1億2,000万円の物件という形で、物件価格は最初から決められていた。個々の物件によって実際の土地価格は異なるので、物件価格と土地価格の差額を建築費と設定していた。加藤弁護士作成のモデル図(図1)は9,200万円の物件であり、そのうち土地価格が6,100万円、残りの3,100万円が建築費とされている。

サブリース契約は、物件を一括借り上げて賃料を30年間保証するという内容である。オーナーの毎月の返済額42万円に対し、スマートライフが支払う賃料は69万円とされている。しかしこの数字は、投資利回りが8~9%となるように機械的に計算されたもので、実際に同社が入居者から受け取っていた家賃は、満室状態でも34万円にとどまった。

#### 4.3.3 不当利益の獲得

スマートライフ案件に対する融資額は約1,000億円と推察される。これから土地や建物

図1 スマートライフの手口



(加藤弁護士作成資料を筆者が一部変更)

の価格，さらに関係業者への手数料<sup>(19)</sup>などを差し引いた粗利率は，35%に達した模様である<sup>(20)</sup>。不当利益を獲得する手口は，土地を顧客に販売する前に業者間で転売を繰り返して利鞘を抜くこと及び建物の建築業者からキックバックとして多額の業務委託料を受けることの2種類である<sup>(21)</sup>。

#### 4.3.3.1 土地の転売

スマートライフは，土地売買の際に「三為」と呼ばれる手法を使っていた。三為とは「第三者の為にする契約」の略である。土地売買を仲介する業者が，まず売主（土地所有者）との間で「第三者の為にする契約」を結び，さらに買主（顧客）との間で売買契約を結ぶ形にすると，当該業者は中間登記を省略できるため，登記に関する諸税を支払わなくて済む。さらに，形式上は買主と当該業者間の売買となるため，宅地建物取引業法で定めた仲介手数料の限度額（400万円超の部分について取引額の3%以内）に縛られず，巨額の鞘抜きができる。

後述（7.2参照）のとおりスルガ銀行がスマートライフ案件の取扱いを中止した後は，

- (19) 朝日新聞 2018年3月2日朝刊記事「シェアハウスの闇・中 タレントCM・本出版，巧妙な夢物語」によれば，顧客を紹介した業者にはスマートライフから物件価格の5～6%相当の報酬が支払われたとされる。
- (20) 同社の代表取締役の大地氏は，2016年3月期に6,666万円，2017年3月期に7,083万円もの役員報酬を受領している。
- (21) デジタル毎日 2018年10月16日記事「「かぼちゃの馬車」に群がった「悪の平行四辺形」によれば，スマートライフは，土地を約5,500万円で仕入れて約7,600万円で顧客に売却し，建物では建築費約4,300万円から約2,000万円ものコンサルタント料を得ていた。



顧客と直接取引することを避け、同社と密接な関連を有する甲1社、甲2社、甲3社などの関係企業や、一般の不動産業者を経由して顧客に売却していた。なお、売主と買主の間に業者が2社参加するときは「四為」、3社のときは「五為」と呼ばれるが、「スルガ銀行・スマートデイズ被害者同盟」(以下、「SS被害者同盟」)の広報映像<sup>(22)</sup>によれば、「四為」から「六為」まで認められる<sup>(23)</sup>。

表5によれば、スマートライフは、2016年3月期に土地売上高21,776百万円・同原価18,038百万円(粗利率17.2%)、2017年3月期に土地売上高23,274百万円・同原価20,118百万円(粗利率13.6%)という高収益を挙げている。また、信用情報によれば、関係企業の甲1社の売上は、2016年7月期から2018年7月期まで3期連続して60億円を超え、甲2社も2017年1月期の売上が約38億円であった。

#### 4.3.3.2 建築業者からのキックバック

表5によれば、スマートライフは、2016年3月期に建物売上高3,512百万円・同原価1,724百万円(粗利率50.9%)、2017年3月期に建物売上高5,608百万円・同原価2,776百万円(粗利率50.4%)という高収益を挙げている。顧客との契約の中にスマートライフが指定する建築会社が工事を請け負うという条件が付されており、その建築会社から多額

表5 スマートライフの損益

(単位:100万円)

	2016年3月期	2017年3月期
売上高	26,349	31,696
土地売上高	21,776	23,274
建物売上高	3,512	5,608
賃貸売上高	469	1,529
その他	591	1,283
売上原価	21,145	28,606
土地売上原価	18,038	20,118
建物売上原価	1,724	2,776
賃貸売上原価	1,034	5,146
その他	348	564
売上総利益	5,204	3,090
販売費及び一般管理費	2,451	2,659
営業利益	2,752	430

(加藤弁護士提供資料による)

(22) 「【スルガ銀行シェアハウス不正融資事件 Vol. 9】被害者登場！生データ分析結果、初公開!! 2019.03.23」  
 <<https://www.ss-higai-doumei.org/single-post/douga9>> (2020年9月10日最終確認)。

(23) 土地の転売に何社も関与させた理由として、将来の経営破綻に備えて、責任追及を困難にするとともに、関係企業に資金を隠す狙いもあったように思われる。

の業務委託料がスマートライフに支払われていたためである<sup>(24)</sup>。

前述したSS被害者同盟の広報映像によれば、計10物件の業務委託料が736万円～3,392万円（平均1,702万円）、建築代金に占める比率が23.0%～50.6%（平均38.7%）と範囲が不自然に広い。前述のとおり物件価格と土地価格の差額を建築費と設定し、その名目上の建築費と実際の建築費の差額をキックバックしていたと推察される。ちなみに、前述の図1では、3,100万円の建築費のうち1,100万円が業務委託料としてキックバックされている<sup>(25)</sup>。

#### 4.3.4 シェアハウス事業の欺瞞性

スマートライフは、約700人のオーナーから845棟（1万1,259部屋）の管理を引き受けていた。同社のサブリース契約は「30年間の家賃保証」を宣伝文句としていたが、実際の入居率は50%に満たず、サブリース事業単独では赤字であった。表5によれば、2016年3月期に賃貸売上高469百万円・同原価1,034百万円、2017年3月期には賃貸売上高1,529百万円・同原価5,146百万円と赤字が急膨張している。サブリース賃料を支払わなくてはならない物件数が増加したためであり、この逆転状態のさらなる悪化が不可避であったことが、同社の経営破綻につながったと考えられる。

ちなみにスマートライフでは、シェアハウスの入居者に仕事を斡旋して企業側から紹介手数料を受領するという家賃外収入に着目したビジネスモデルであり、家賃0円でも大丈夫と説明していた<sup>(26)</sup>。しかし、その家賃外収入を含むと思われる「その他」の粗利は、2017年3月期でも719百万円にすぎず、賃貸事業の赤字を埋めるには程遠かった。

## 5. 融資関係資料の偽装

本事件では、チャンネルによって融資関係資料の改ざん・偽造（以下、「偽装」と総称）が長期間かつ広範囲に行われていた。取締役等責任報告書によれば、「麻生氏は、当委員会のヒアリングにおいて、「2000年の頃から、住宅ローンの書類やレントロールの偽装、

(24) スマートライフに多額のキックバックを払うために適正価格を逸脱した工事契約が結ばれたとして、オーナー側が工事代金の支払いを停止したことから、スマートライフ関係の工事を多数受注していた建築業者ホームストが2018年11月に倒産した。

(25) 東京商工リサーチの調査では、「オーナーが支払った建築請負代金のうち、業務委託料として当社にいくら支払われたのか。参考値となるが、オーナーと施工会社の契約額に対して施工会社から当社に支払われる業務委託料は平均43%。このうち、半分くらいが業務上必要な実際のコストで、残る半分が当社の利益だと思う」として、業務委託料の半額（＝契約額の20%程度）をスマートライフの粗利と推定している（東京商工リサーチ2019年2月20日記事「「かぼちゃの馬車」スマートデイズの届出債権は1,053億円」）。

(26) 大地代表取締役の自著（大地（2016））によれば、「（スマートライフの特徴は、）入居する女性には、住まいだけでなく仕事も紹介していることです。スマートライフは、入居者に仕事を紹介したら、企業から紹介手数料を受け取ります。これが、スマートライフの収益を支える柱となるべく「家賃外収入」です」（同20-21頁）。「入居者が正社員として働くことが決まり、その年収が300万円とすれば、スマートライフがいただく紹介手数料は300万円の25%なので75万円になります。そうなるともしも入居者が1年間シェアハウスに住んだ場合の年間家賃は60万円ですから、それを0円で提供しても、紹介手数料の75万円で全額カバーできます。それどころか、15万円の“黒字”になります」（同28頁）とのことである。

本人なりすましなどの事件はあったので、業者から提出される偽装書類の排除がスルガ銀行の『永遠の課題』である」と述べている(同50頁)とされる。つまり、シェアハウス問題以前からチャンネルによる偽装は続いており、そのことをスルガ銀行側も認識していた。

さらに多数の営業店及び行員が偽装行為に関与していた。第三者委員会報告書は、「自己資金確認資料等の改ざんについても、その広範な広がり等から、日常的・組織的に容認されてきたと認定すべきである。シェアハウス等の賃料の不当高値設定についても、審査部資料や各種のメールから組織的に容認されてきたと認めるべきである」(同191頁)と認定した。

偽装された資料の種類としては、債務者関係資料(自己資金関係・収入関係)、レントロール、売買関係資料等が挙げられる。収益不動産ローンの物件総数37,907件のうち7,813件(全体の20.6%)が、「改ざん・偽造等の不正が認められた物件」であった(表6参照)。

表6 全件調査結果

	融資物件数							
	全件	改ざん・偽造等の不正が認められた案件						
		合計	自己資金	自己収入	売買契約	レントロール	建築確認	団体信用生命保険
シェアハウス	1,647	886	556	53	660	1	29	10
シェアハウス以外	36,260	6,927	4,627	307	3,179	323	2	77
全体	37,907	7,813	5,183	360	3,839	324	31	87

(全件調査報告書3頁、数字に重複あり)

シェアハウスでは、計1,647件のうち886件(全体の53.8%)で偽装が行われていた。これらの物件に関するスルガ銀行の債権額は、2019年5月時点で111,041百万円<sup>(27)</sup>であるが、すでに延滞率は38.5%に達している。ただし、2019年3月期第2四半期におけるシェアハウスローンの貸倒引当金残高は1,362億円であり、不良債権の規模に見合う引当が既になされている<sup>(28)</sup>。

シェアハウス以外の収益不動産ローンでは、計36,260件のうち6,927件(全体の19.1%)で偽装が行われていた。件数はシェアハウスローンよりも一桁多く、偽装問題がスルガ銀行のかねてからの宿痾であったことがうかがえる。スルガ銀行の債権額は、2019年5月時点で442,727百万円<sup>(29)</sup>であるが、延滞率は2.0%とそれほど高くない。アパート

(27) それ以外にも「改ざん・偽造等の不正の疑いがある案件」が69件存在し、債権額は8,308百万円である。

(28) 2020年3月にスルガ銀行は、担保としていた土地・建物をもって代物返済を受ける形で、シェアハウスオーナーのローン債務を帳消しとすることを発表した。その理由について、「シェアハウス関連融資については当社に定型的に不法行為に基づく損害賠償義務が生じると裁判所の調停委員会が認定した」と説明している(スルガ銀行2020年3月25日発表資料「シェアハウス関連融資債権の譲渡に関するお知らせ」)。

(29) それ以外にも「改ざん・偽造等の不正の疑いがある案件」が1,506件存在し、債権額は78,116百万円である。

ローンでは、シェアハウスローンほど無理な融資が行われなかったためと考えられる<sup>(30)</sup>。ただし、2019年3月期第2四半期の時点で、シェアハウス以外の収益不動産ローンに対する貸倒引当金残高は303億円にとどまり、この引当金額で十分なのか疑問が残る。

## 5.1 債務者関係資料の偽装

融資の実行や融資金額の嵩上げの目的で、債務者関係資料に対する偽装が行われていた。その態様は、自己資金関係資料の偽装と収入関係資料の偽装に大別される。

### 5.1.1 自己資金関係資料の偽装

スルガ銀行の収益不動産ローンの融資基準では、融資限度額を物件の取得価格の90%とすることで、顧客に10%以上の自己資金を要求していた（自己資金10%ルール）。この自己資金を用意できない顧客について、債務者関係資料である銀行の預金通帳やネットバンキングの残高を嵩上げする偽装が行われた。さらに不動産の購入後も、債務者が相応の金融資産を有している（＝債務者属性が良好）と見せかけるための自己資金の偽装が行われていた。

基本的にチャネルが偽装を実行していたが、スルガ銀行の担当行員が偽装金額についてチャネルと相談する<sup>(31)</sup>、偽装内容をチェックして杜撰な偽装箇所（日付の間違い、残高の計算違いなど）を修正させる、偽装の明確な痕跡（同じ口座番号なのに残高の異なる預金通帳をチャネルが送付するなど）を看過するなどのケースが散見される。この態様の不正は計5,183件で、うち556件がシェアハウスであった。

さらに、不動産購入資金の10%を顧客名義の預金口座に振り込むことを融資実行の条件としていたところ、チャネルが資金を立て替えて、その口座に振り込む「見せ金」が行われていた<sup>(32)</sup>。全件調査報告書によれば、チャネルによる立て替えの疑いがある案件は、シェアハウスで1,278件（全体の77.6%）、それ以外の収益不動産ローンで5,630件（同15.5%）の計6,908件に達した。特にシェアハウスでは、全体に占める比率が相当に高く、常態化していたと認められる。

### 5.1.2 収入関係資料の偽装

収益不動産ローンの融資基準では、「申込人の年間収入（賃貸収入を除く）の40%」と「満室想定賃貸収入の70%」の合計額を返済原資として、その返済原資が年間の元利返済額を上回ることを条件に融資限度額を算出していた。そのため、収入不足の顧客について、本来の限度額を超えた融資を行わせる目的で、源泉徴収票や確定申告書などの収入額を増額する偽装が行われた。

(30) シェアハウスと違って、アパートの場合には売買価格や家賃の相場が確立しており、それから大きく乖離した融資が困難であったためと推察される。

(31) 「業者が行員に対して、「エビ（筆者注：自己資金証明資料）はいくらで出した方が理想ですか？」と偽装内容の指示を依頼」（第三者委員会報告書86頁）。

(32) 「被害者同盟や被害弁護団の調べで、シェアハウス購入者のほぼ全員に“見せ金”が使われていたことがわかった。購入者約100人を対象に調べると、“見せ金”の平均額は947万円。最高額は2,500万円だった」（デジタル毎日2018年10月17日記事「シェアハウス購入者の口座に入金された“見せ金”の謎」）。

この偽装も基本的にチャンネルが実行していたが、担当行員がチャンネルに対して偽装を提案する<sup>(33)</sup>、偽装の痕跡が明白あるいは他の資料と整合性が取れない源泉徴収票や確定申告書を収受したのに看過するなどのケースが認められた。この態様の不正は計360件で、うち53件がシェアハウスであった。

## 5.2 レントロールの偽装

レントロールとは賃借条件一覧表のことであり、物件ごとの間取り・現況(入居の有無)・家賃・諸費用などが記載されている。収益不動産ローンの融資基準では、前述のとおり「申込人の年間収入の40%」プラス「満室想定賃貸収入の70%」を返済原資として融資限度額を算出していた。そのため、本来の限度額を超えた融資を行わせる目的で、レントロールの想定家賃を実際よりも嵩上げするなどの偽装が行われた。また、スルガ銀行の稟議では、当該物件の事業計画に基づきキャッシュフローが融資返済額を上回るかどうかを検証するが、その稟議を通過させる目的で、稼働率・運営委託費・修繕費・保険料等を偽装するケースも認められた。

この偽装も基本的にチャンネルが実行していたが、担当行員が業者にレントロールの偽装を指示する<sup>(34)</sup>、同一物件で数値が異なるレントロールを収受したのに放置するというケースが認められた。また、空室が少ない(=稼働率が高い)と見せかけるために、担当行員がチャンネルに指示して、ウェブ上に掲載された空室情報(賃借人募集)を取り下げさせる、物件の現地調査が行われる日時をチャンネルに教え、空室にカーテンを引かせる等の偽装工作も行われていた。この態様の不正は計324件で、うちシェアハウスは1件だけであった。

## 5.3 売買関係資料の偽装

前述のとおり10%の自己資金が要求されるため、融資限度額は取得価格の90%となる。そこで、自己資金が無くても物件を購入できるように、実際の売買契約書とは別に、売買金額を水増しした「銀行提出用」の売買契約書を作成する二重契約が行われていた。これと同様の手法として、売買契約を締結すると同時に、支払い時に金額を減額する旨の覚書を取り交わすケースや、顧客が自己資金で手付金を支払ったように領収書を偽装するケースも存在した。

この偽装も基本的にチャンネルが実行していたが、担当行員が偽装を指示する<sup>(35)</sup>、偽装行為を補助する<sup>(36)</sup>、二重価格の資料を収受したのに放置するというケースが認められた。この態様の不正は計3,839件で、うち660件がシェアハウスであった。

(33) 「債務者が個人事業主の案件で、行員が業者に「翌期の決算を当社のご要望通りにしていただけた場合、借入金額を3~5百万円増加できる可能性がございます。」として、収入の偽装を提案」(第三者委員会報告書88-89頁)。

(34) 「業者が行員にレントロールを送付し「これだとちょっと安いですね?」と質問。行員がそれに対して「そうですね。金額の調整をお願いしたい」と返答。その後、具体的な偽装金額を業者と行員で相談」(第三者委員会報告書92頁)。

(35) 「行員から販売会社に自己資金がない借入人は各種領収証を準備せよと、領収証の偽造を指示。領収証の内容も「スルガ銀行以外のもの(登記費用、他行事務手数料、業者事務手数料、固都税・管理費修繕精算金)」と具体的に指示」(第三者委員会報告書97頁)。

## 5.4 その他の偽装

シェアハウスは、寝室だけが各入居者に用意され、玄関・厨房・トイレなどが共用であるため、建築基準法上の「寄宿舍」として建築確認を受けなければいけない。全件調査報告書によれば、この建築確認済証の偽装が行われていた。刑法第155条及び第158条（有印公文書の偽造及び行使）に該当するが、その詳細は不明である。この態様の不正は計31件で、うち29件がシェアハウスであった。

また、高額ローンの債務者は、ローン借入の条件として団体信用生命保険<sup>(37)</sup>への加入を義務付けられているが、その加入申し込みの際に保険会社に提出する診断書が偽装されていた。この態様の不正は計87件で、うち10件がシェアハウスであった。

## 5.5 銀行側の関与

本事件では、多くの行員がチャネルによる偽装行為に関与していたことが特徴的である。この点について第三者委員会報告書は、「最初に指摘しなければならないことは、あまりに多数の不正、不当行為等があったことである。特定の支店に限らず、パーソナル・バンク傘下の支店・センターを中心に多数の支店等が関与し、関与した行員の人数、知っていて黙認していた行員の人数、不正等があった融資等の取引件数、不正等に関わったチャネルの数、不正等の期間等、いずれの点からも、広範囲に蔓延していたという他ない」（同191頁）と総括した。銀行側の関与状況は、以下のとおりである。

### 5.5.1 一般行員の関与

前述（4.1参照）のとおり営業店は、自らの業績を上げるためのパートナーとしてチャネルに依存していた。さらに、「無理がある案件であっても他の支店よりも（業者にとって）都合良く円滑に取り扱うことが指向され（る）」という、「悪い意味でのサービス競争」が繰り広げられていたとされる（第三者委員会報告書183頁）。

第三者委員会のフォレンジック調査によれば、収益不動産ローンの融資関係資料をチャネルから受領していた一般行員は87人で、そのうち偽装の疑いがあるメールが検出された者は74人であった<sup>(38)</sup>。さらに、残りの13人のうち3人も同委員会の事情聴取の際に偽装への関与を認めており、87人中77名（全体の88.5%）が偽装に関与した疑いがある。

ちなみに、第三者委員会の事情聴取で偽装の割合について質問したところ、「複数の行員から、「10件くれば10件はどこかしらに不正」「不正が全くない案件など、全体の1%あったかなかったかそのレベル」「100件中95-99件程度は何らかの不正が存在する案件」「偽装が一切無い案件は、100件中、あって1件か2件。そのような状態なので、自分以外が知らないなどということはある得ない」といった回答も寄せられた」（第三者委員会

(36) 「スルガ銀行に見せる高い価格の売買契約（筆者注：偽装した契約書）については印紙を貼付しないのが通常であるため、行員が印紙の画像を業者から徴求し、その画像を銀行用の売買契約に貼付して印紙が貼られているかのような外見を作出」（第三者委員会報告書96頁）。

(37) ローン契約者が返済途中で死亡又は高度障害となった場合に、残額を肩代わりするローン専用の保険。

(38) 「行員は、不適切な連絡のためには会社のPCを使わず、個人のスマホなどを使用してチャネルなどと連絡を取るようになってしまった」（第三者委員会報告書315頁）とされ、メール以外にも電話や口頭によってチャネル側と偽装に関するやり取りがなされていた。

報告書100頁)とされ、多数の行員が偽装を承知していたことは確実である。

### 5.5.2 幹部行員の関与

スルガ銀行では、後述(6.1.3参照)のとおり自己資金関係資料を所属長が責任をもって確認するとされていたが、第三者委員会が所属長経験者に対して行った聞き取り調査では、全員が確認を怠っていたと証言した<sup>(39)</sup>。第三者委員会報告書は、「偽装を事実上黙認していたか、又は偽装の存在を知りながらも自らが現認せずに済むようにしていた(見たくないものを見ないようにしていた)かのいずれかであったと認められ、いずれにせよ所属長の対応としては不適切であった」(同105頁)と認定した。ちなみに、7支店計12件では所属長自身が偽装に関与しており、所属長級の首都圏営業部部長が「エビ15M(筆者注:15百万円の自己資金証明資料)ぐらいでお願いします」(第三者委員会報告書85頁)とチャネルに依頼していたケースも判明している<sup>(40)</sup>。

パーソナル・バンクの執行役員も、「いずれの執行役員についても、比較的最近(5年以内)、首都圏営業部の部長(特推のリーダー)や大阪支店の所属長といったポストを経験しており、偽装が蔓延していることについての十分な経験や知識を有して(いた)」(第三者委員会報告書106頁)とされる。フォレンジック調査でも、某執行役員が首都圏営業部部長当時に偽装の痕跡が明白な銀行残高資料をチャネルから受領していた事実が判明している。

これらを受けて第三者委員会報告書は、「執行役員についても、所属長と同様、偽装に積極的に関与した者、偽装を事実上黙認した者、偽装の存在を知りながらも自らが現認せずに済むようにしていた者のいずれかに該当するものと認められ、いずれにせよ執行役員の対応としては不適切であった」(同106頁)と認定した。

### 5.5.3 処分者数

2018年11月にスルガ銀行は、不正を主導した麻生氏を懲戒解雇するとともに、117人の行員に対して懲戒処分を行った。117人の役職は、執行役員12人、理事1人、所属長級44人、一般行員60人である。処分内容は降等19人、停職・昇給停止24人、減給44人、譴責30人であった。このうち偽装行為に関与した者は73人とされ、残りの44人は監督責任を問われたと推察される。ちなみに、処分を受けた一般行員は60人であるため、13人の所属長級以上の者が偽装行為に関与したことになる。

その後、2019年5月に発表された全件調査報告書によれば、融資書類の偽装に関して「指示等」を行った者が35人、「黙認」した者が40人の計75人となり、関与者が2人増えた。この2人にも処分が行われ、処分者総数は119人となった。

(39) 当人たちは、「案件の数が多すぎて、所属長が自ら原本を確認するのは物理的に不可能であった」(第三者委員会報告書103頁)と弁明しているが、いかに多忙であったにせよ、全ての案件について確認時間が取れないことはあり得ない。

(40) 2017年2月に首都圏の支店の所属長が、首都圏営業部長・副部長に対し、「特推の行員が「年収によってローンの上限が決まるので、足りない場合は源泉徴収表を作ってくれ」「その源泉徴収表を役所に持っていけば、その金額の課税証明が取れる」などと業者に説明して回っており特推の部長(筆者注:首都圏営業部部長)がそのような指導をしている」(第三者委員会報告書89頁。傍点筆者)と糾弾した事実がある。

#### 5.5.4 営業店の関与

第三者委員会のフォレンジック調査によれば、収益不動産ローンに関して偽装の疑いがある資料の数が多い営業店は表7のとおりである。首都圏営業部の特別推進チームや新宿支店のよう、シェアハウスの取扱いが少ない営業店も多数含まれている。前述のとおりシェアハウスローン以外の収益不動産ローンでも、相当な規模の偽装行為がなされていたためである。

ちなみに、偽装の疑いのあるメールの件数が、スマートライフの次に多かったチャンネルは乙社であった。同社は、福岡・大阪・広島・名古屋の各支店を主な取引先として、関連案件の融資総額は約632億円に達しており、特に福岡支店では持込案件の過半数を占めている。信用調査によれば、乙社の過去5年間の売上総額は約705億円であることから、同社がスルガ銀行の専属に近い状態と認められる。

乙社に関しては、顧客から訴えられる事件も発生しており、2014年末からスルガ銀行でも同社のリスクに注目していたにもかかわらず、特段の対応を実施した形跡は見当たらない。乙社にはスルガ銀行の退職者が密接に関与していたとされる点を考え合わせると、スマートライフと同様に、営業店の業績水増しのために利用されていた疑いが残る。それにもかかわらず、同社に対する融資の実態について第三者委員会報告書にまったく説明がないのは不可解である。

表7 偽装の疑いがある資料数が多い営業店

順位	営業店	資料数	順位	営業店	資料数	順位	営業店	資料数
1	首都圏営業（特推）	216	6	名古屋支店	39	11	渋谷支店	23
2	新宿支店	118	7	たまプラーザ支店	36	12	広島支店	22
3	日本橋支店	96	8	札幌支店	31	13	福岡支店	20
4	横浜東口支店	45	9	ミッドタウン支店	29	14	大宮支店	18
5	大阪支店	43	10	京都支店	27	15	川崎支店	16

（第三者委員会報告書99頁）

## 6. その他の問題行為

その他のスルガ銀行側の問題行為として、不正融資を助長する制度変更、業務上の不当行為、チャンネルとの癒着等が挙げられる。

### 6.1 不正融資を助長する制度変更

スルガ銀行では、収益還元法による担保評価や融資限度額の引き上げにより、収益不動産ローンに対する融資限度額を増やす一方で、自己資金関係資料や収入関係資料の確認手続を簡素化しており、これらの制度変更が不正融資を助長したと認められる。

#### 6.1.1 収益還元法による担保評価

スルガ銀行の事務取扱要領では、融資限度額を担保評価額の100%以内としていた。不



動産の担保評価額は「土地価格」と「建物価格」の合計であり、金融機関では積算法を使用して計算するのが一般的である<sup>(41)</sup>。スルガ銀行では、担保評価の具体的な手法について特段の規定を設けていなかったが、実務ではやはり積算法を基本としていた。ところが収益不動産ローンに関しては、積算法でなく収益還元法を用いていた。

この収益還元法とは、将来の収益（家賃など）から費用（修繕費・固定資産税など）を差し引いた金額を還元利回りでディスカウントして、その現在価値を評価する手法である。しかし、将来収益や還元利回りをどう設定するかによって数値が大きく変動するため、債権保全の観点から保守性を要求される担保評価には適していない<sup>(42)</sup>。

スルガ銀行が収益還元法を採用した背景について第三者委員会報告書は、「積算法等のその他の担保評価方法を採用した場合には、担保評価額が物件取得費用を下回り、収益不動産の取得を希望する融資申込者に対し、物件取得費用の全額を貸し出すことができなくなってしまうという事情があり、収益不動産の投資者に広く融資を行いたいという意図があったものと推察される」（同139頁）と指摘している。つまり、担保評価額を高め設定して融資限度額を引き上げることが目的であり、債権保全の趣旨から明らかに逸脱している。

第三者委員会報告書によれば、「シェアハウスの一部127件を抽出して検証した結果によれば、収益還元法による評価額が積算法に比して平均1.7倍高くなっており（売買価格は積算法の平均2倍となっていた）」（同153頁）とされる。前述（5.2参照）のとおり偽装されたレントロールに基づき収益還元法で計算した結果、積算法で算出される評価額の2倍という異常な物件価格が正当化されたことになる<sup>(43)</sup>。かくしてスルガ銀行は融資額を拡大し、チャネル側は前述（4.3参照）のとおり不当な利益を獲得した。

収益還元法は2013年11月以前から導入されているが、この時点ではシェアハウスローンは本格化しておらず、主力のアパートローンを念頭としていたと考えられる。ちなみに、担保評価手法に関する稟議には、営業本部だけでなく、審査部やコンプライアンス担当の経営企画部も加わっており、最終決裁者は岡野（弟）氏であった。

2014年11月の審査部の会議資料「出口から見た入り口の取扱いについて（融資管理）」には、「入口時が収益還元法により107百万円と評価された物件が実行半年後のデフォルト

(41) 積算法では、「土地価格」を公示地価や相続税路線価などに基づいて算出し、「建物価格」については以下の数式を使用する。

$$\text{建物価格} = \text{「再調達価格」} \times \text{「延べ床面積」} \times (\text{残存年数} \div \text{法定耐用年数})$$

「再調達価格」については、例えば「木造・軽量鉄骨造は12万円/m<sup>2</sup>」という形で、金融機関ごとに基準金額を設定している。「残存年数÷法定耐用年数」は減価償却後の残存価値の比率を示している。

(42) 特にシェアハウスについては、市場のニーズを予測するのが困難であり、債権者の立場からすれば保守的に担保評価するのが常道である。

(43) 担保評価はそれぞれの営業店で実施していたが、審査部が再評価を行う場合には、外部評価会社に一元的に依頼していた。ただしその運用は、外部評価会社の担当者1～2名がスルガ銀行の東京ビルに来社し、1物件につき5,000円～10,000円の費用で算定するというもので、納期1日のケースが多かった。このように低コスト・短時日では、レントロールの内容について個別具体的な調査が行われたとは考えられず、営業店の算定を検算する程度にすぎなかったと思量される。ちなみに、後述（14.参照）する西武信用金庫では、「外部専門家に対し、金庫職員が耐用年数や修繕費用等を指示・示唆するなどの不適切な行為が多数認められる」とのことである（関東財務局2019年5月24日発表資料「西武信用金庫に対する行政処分について」）。

ト時には積算価格で26百万円となっている」「入り口時点と出口時点の担保評価方法を統一し、より実態に即した評価を行うべき」「想定レントロールを過大に見積もるべきではない。業者の言い値ではなく審査目線での水準感を持つことが重要と考える」（第三者委員会報告書263頁）との記載があり、早くもこの時点で収益還元法による過剰融資問題が浮上していた。

### 6.1.2 融資限度額の引き上げ

前述のとおり事務取扱要領では融資限度額を担保評価額の100%以内としていたが、2015年度後期に資産形成ローンについては担保評価額の120%まで融資が可能と変更された。その理由については、「土地や建物の価額が高まり、収益還元法による担保評価額を採用したとしても、当該評価額が物件取得費用に及ばないような事態が生じるようになったことから、融資機会を逸することのないよう、融資限度額を担保評価額の100%から120%程度まで引き上げた」（第三者委員会報告書139頁）とされる。つまり、担保評価額の嵩上げが比較的容易な収益還元法でも正当化できないほど、物件価格が上昇していたことになる。

この比率変更が2015年度後期に行われた事情として、無理なサブリース契約により自転車操業状態に陥ったチャネルの延命のため、出来るだけ多くの資金を融通する意図があったのではないかと推察される。なお、この変更に当たって事務取扱要領の改訂は行われていない。第三者委員会報告書によれば、「担保評価額の120%ルールは、各種の規程や通達で定められたものではなく、麻生氏と柳沢氏（当時は執行役員・審査部長）の協議によって事実上決定され、営業担当者と審査担当者に共有されていた」（同139頁）とのことである。正式な稟議が行われずに、麻生氏と審査部長の協議だけで事務取扱要領から逸脱する運用が開始されている点で、スルガ銀行のコンプライアンス意識の低さがうかがえる。

### 6.1.3 資料確認の簡素化

営業本部は2014年5月に通達を発し、資産形成ローンの稟議の際に審査第二部に提出する書類を簡素化した。偽装の多発を受けて柳沢審査部長が確認強化を要請したところ、COOの岡野（弟）氏の意向により、逆に簡素化されたという経緯であった。具体的には、自己資金関係資料の送付を不要として、その代わりに営業店の所属長が確認する方式に変更した。審査部に稟議書を送付する際、こうした資料を追加することにさほどの手間がかかるとは考えられず（＝業務効率の面からの意義は小さく）、資料偽装が見破られないようにする措置と推察される。

かくして資料確認を営業店の所属長が行うことになったが、前述（5.5.2参照）のとおり実際には励行されていなかった。2015年1月の経営会議では、資料偽装の疑いが報告されて議論となったが、審査担当の執行役員（審査部長あるいは審査部副部長）が「現場では原本確認を実施している」と反論したことから、有耶無耶になってしまった。審査部の立場からすれば、現場での確認状況に不安を感じるのが当然にもかかわらず、このように審査部幹部が強弁するのは不可解であり、営業側に対する迎合的な姿勢が看取される。

それでも審査担当者レベルでは、疑義がある案件について関係資料の送付を個別に要求し、審査の適正化に努めていた。それに対して営業本部は、2015年10月に営業本部長（麻

生氏) 名義で「個人ローンビジネス新運用基準」を制定し、「審査担当者が営業担当者に自己資金確認を委ね、審査部への預金通帳の写し等の送付を一切不要とすることを徹底」(第三者委員会報告書141頁)した。明らかに審査の形骸化を意図したものであるが、柳沢審査部長はこの措置に同意している。ちなみにこの件も、「麻生氏と柳沢常務の間で合意されたといわれるが、実は柳沢常務にその旨申し向けたのは故岡野副社長であった」(第三者委員会報告書231頁)とされ、COOの岡野(弟)氏の意向によるものであった。

## 6.2 業務上の不当行為

スルガ銀行の現場では、以下に示すとおり、融資の抱き合わせや両建預金、繰上返済の防止、チャネルによる顧客説明、白地の振込伝票の作成など、銀行法や諸規則に違反する不当行為が続けられていた。第三者委員会報告書は、「スルガ銀行においては、これら営業店・行員による書類の偽装・改ざん、抱き合わせ販売等の不正行為等に関し、全く遵法意識がなく、自らそれを実施することにも何ら規範的障害はないし、他者がそれをしていくことについても誰も咎める意思すら持たない状況であったというほかない。これは極端なコンプライアンス意識の欠如であり、統制環境(企業風土)の著しい劣化があったといわざるを得ない」(同193頁)と厳しく批判している。

### 6.2.1 融資の抱き合わせと両建預金

営業本部では、収益不動産ローンを実行する際に、高利率(7%~7.5%程度)の無担保ローンの借り入れを条件とするよう各支店に圧力をかけていた<sup>(44)</sup>。こうした取引は銀行法第13条の3第3号(抱き合わせ販売の禁止)に違反し、スルガ銀行の融資事務手続にも、「債務者に対して、要請に応じなければ不利な取扱いをする等の旨を示唆して、必要のない借入金、当社の商品サービスの購入、当社連結対象子会社の商品・サービスの購入等を強制しない」と明記されていた。ちなみに、第三者委員会の調査では、無担保ローンの融資を受けたスマートライフ関連の顧客166人のうち、自らの希望で借り入れたと回答した者はわずか2人とどまった。

表8は、2014年度から2017年度にかけて、シェアハウスローンに関して抱き合わせ融資が実行された状況である。実行率の全体平均が2014年度の17%から2016年度には79%に急上昇している。前掲の表4と照らし合わせると、シェアハウスローンの取扱件数が多い支店ほど抱き合わせ融資の比率も高いという傾向が看取される。こうした支店は、営業本部の指示に従順であったため、シェアハウスローンにも抱き合わせ融資にも邁進したと推察される。スルガ銀行の調査によれば、銀行法第13条の3第3号違反の件数は1,372件に達し、アパートローンでも抱き合わせ融資が行われていた。

さらに、これらの無担保ローンに関して、スルガ銀行側は融資額の相当部分を定期預金にすることを求めていた<sup>(45)</sup>。いわゆる両建預金であるが、その比率が高い場合、金融庁

(44) 第三者委員会の事情聴取を受けた所属長が、「儲けようとして収益不動産ローンを借りる人が7%近い高利率の無担保ローンを借りたいと(経済合理的には)本来思うはずがないので、センター長会議の場で、おかしい、と麻生氏に対して意見を述べたところ、麻生氏から『1億借りる人が1千万円借りないでどうする!』と声を荒げられた(ので諦めた)」と証言している(第三者委員会報告書107頁)。

表 8 シェアハウスローンの抱き合わせ融資の実行状況

支店名	2014 年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度	支店平均
横浜東口支店	12 件/89 件	176 件/251 件	189 件/203 件	84 件/97 件	72%
渋谷支店	8 件/28 件	30 件/ 62 件	89 件/133 件	23 件/32 件	59%
二子玉川支店	8 件/61 件	19 件/ 75 件	28 件/ 38 件	案件なし	32%
たまプラーザ支店	案件なし	14 件/ 24 件	21 件/ 28 件	案件なし	67%
川崎支店	1 件/ 3 件	6 件/ 10 件	29 件/ 33 件	2 件/ 2 件	79%
大宮支店	1 件/ 6 件	1 件/ 11 件	5 件/ 8 件	案件なし	28%
新宿支店	1 件/ 1 件	3 件/ 11 件	1 件/ 8 件	案件なし	25%
その他	2 件/ 8 件	3 件/ 9 件	1 件/ 7 件	1 件/ 8 件	22%
全体平均	17%	56%	79%	79%	

(第三者委員会報告書 107-108 頁に基づき筆者作成)

の監督指針で禁じられている「過大な歩積両建預金」となり、銀行側による優越的地位の濫用として独占禁止法第 19 条に違反するおそれもある<sup>(46)</sup>。スルガ銀行では、両建預金ではないと偽装するため、顧客に新たに証券口座を開設させて、証券投資の名目で融資していた。

第三者委員会報告書は、「フリーローンや定期積金等の抱き合わせ販売については、パーソナル・バンクや各支店等をあげて行われていたものであり、組織的であることが明らかである」(同 191 頁)と認定した。金融庁行政処分も、「これらの取引は、顧客にとって経済合理性が認められない取引となっており、顧客保護上不適切な業務運営となっている。こうした取引の中には、銀行法第 13 条の 3 第 3 号(抱き合わせ販売の禁止)に違反する行為が一定数認められる」と認定した。

## 6.2.2 繰上返済の防止

「スルガ銀行は金利が他行より高いこともあり、他行肩代わりによる繰上返済も多く発生していた」(第三者委員会報告書 228 頁)とされる。顧客に繰上返済をされるとスルガ銀行の利息収入が減少する上に、個々の営業店にとっても貸付残額が減少して業績評価面のマイナスとなる。融資契約上では銀行側が繰上返済を拒否できないことから、横浜東口支店は、スマートライフに指示して、繰上返済を防止する措置を取らせていた。

その具体的な手口は、サブリース契約の中に「繰上返済にはスマートライフの承認が必要」との条項を盛り込む、早期の借り換えに伴う手数料としてサブリース賃料 1 カ月分を徴収するなどであった。繰上返済はスルガ銀行と債務者の問題で、チャンネルには関係ない

(45) 無担保ローン以外でも、融資額の一部(1%程度)を定期預金にすることが、「個別事情を勘案せず機械的にセットと考えられていた」(第三者委員会報告書 109 頁)とされる。

(46) 二子玉川支店のケースでは、1,000 万円のうち 500 万円を定期預金とするよう求めていた。ちなみに、最高裁昭和 52 年 6 月 20 日判決は、1,150 万円の貸付金の 52%に当たる 600 万円を両建預金とさせていた事例について独占禁止法違反と認定している。

にもかかわらず、こうした措置を取っていたことは、チャンネルがスルガ銀行の手駒として利用されていた実態を示している。

ちなみに、第三者委員会報告書によれば、「貸付金の早期繰上返済の手続に関する苦情(約定では10営業日前の通知で繰上返済ができるが、支店が1か月以上手続をしてくれないなどといったもの)が急増した時期があった」(同46頁)とのことである。貸付残額を減らしたくない営業店側では、当初は繰上返済の手続を放置していたが、苦情が急増したことを受けて、チャンネルを通じて債務者を抑え込む方針に転じたと推察される。

### 6.2.3 チャンネルによる顧客説明

融資契約はスルガ銀行と債務者の間で結ばれるが、実際には、ローンの内容説明から関係書類の受領まで全てのプロセスをチャンネルが行っていた<sup>(47)</sup>。前述の抱き合わせ融資についても、無担保ローンを受けることが融資の条件であるかのようにチャンネル側が説明していた。第三者委員会報告書は、「シェアハウスローンに限らず収益不動産ローン全般において、行員がやり取りをするのは専ら業者であり、行員が債務者と面談するのは金銭消費貸借契約の締結時のみであるのが常態化していた」と認定した(同113-114頁)。

銀行法第2条第14項第2号は、貸付契約の締結の代理又は媒介を「銀行代理業」としている。同法第52条の36第1項は、内閣総理大臣の許可を受けた者でなければ銀行代理業を営むことができないと規定し、違反者には3年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金が科せられる。チャンネルに融資内容を説明させていたことは同法に違反し、金融庁行政処分も、「銀行代理業の許可を持たないチャンネルに顧客への説明を委ねており、顧客説明態勢に不備が認められる」と認定した。スルガ銀行の調査によれば、銀行法違反の疑いがあるチャンネルは計222社に達している。

### 6.2.4 白地の振込伝票の作成

債務者の証言によれば、彼らの口座に一旦入金された融資額が、その後どの業者にどれだけ振り込まれたのか本人が関知しておらず、スルガ銀行側に振込状況を問い合わせても回答がないという不可解なケースが存在する。その経緯については、「融資当日、支店でさまざまな書類に署名させられた。そこに宛先の書かれていない引き出し伝票があり、それを使われたのか」(デジタル毎日2018年10月17日記事「シェアハウス購入者の口座に入金された“見せ金”の謎」)と推察されている。これが事実であれば、行員が債務者を欺罔して白地の振込伝票を作成させ、チャンネルの求めに応じて振り込んでいたことになり、手続き的に問題があるのは勿論のこと、刑法第246条の詐欺罪に該当するおそれもある。

### 6.2.5 その他の不当行為

その他にも、以下の行員の証言に見られるように、営業現場では、目標を達成するために様々な不当行為がなされていた(第三者委員会報告書177-178頁)。

- ・(期末の短期融資)「ちょい貸し」……決算日実行。翌日回収。実需がないにもかか

(47) スマートライフでは、取りまとめ担当の甲1社が説明資料を作成して、関係する不動産業者に配布していた。

わらず、知り合いや取引先に頼んで、決算日一日のみ融資をする」「お客さまにお願いして、必要のないローンを短期で借りていただいたことがあります」

- ・（融資条件の未履行）「リフォーム案件でリフォーム完了後の実行が、融資条件となっていたのだが、完了予定が当初より延期となった。その月に数字のためどうしても実行したかったため、リフォーム完了前に融資実行を行った」
- ・（金利の自己負担）「『自爆』……ノルマ達成のために、自分もしくは配偶者等の家族名義でローン実行」「お願いで借り入れしてもらっているお客様へ利息分の商品券を渡している支店長がいると聞いたことがある」「社員の家族や友人の名前で借入をし社員が返済・金利を負担している」
- ・（過剰融資）「『数字をふくらませる』……貸付金額を当初のお客様の融資希望額以上にふくらませる。お客様にいかに膨らませた金額で申込みをさせるか、MTG（筆者注：ミーティングの意味か）等でテクニック伝授があった」

### 6.3 チャンネルとの癒着

営業現場ではチャンネルとの癒着<sup>(48)</sup>が進み、審査部門が取引禁止処分としたチャンネルについて、別のチャンネルを間に挟む形で関係を継続しており、麻生氏もそれを承認していた。この件について第三者委員会報告書は、「営業本部においては、審査部が取引停止と判断した行為を、「直接その業者との間で取引（具体的には融資取引）をしてはならない」という意味であると矮小化して捉え、問題のあるエビデンスを持ち込む業者であると知りながら、（ただし審査部にその旨が分からないように）別の法人格を利用して付き合いを続けるという行為が慢性的に行われていた」（同 112 頁）と認定した。

また、営業現場では、チャンネルが融資関係資料の偽装を行う際の目安とさせるため、申請者の年収と融資限度額の割合、審査を通りやすい利回りや物件の範囲、最近の審査の傾向などの審査条件に関する情報をチャンネル側に漏洩していた。例えば、首都圏営業部長（執行役員）は、自ら業者に対して「仕入 133（筆者注：百万円単位と推定）ローン 168 売価 187 で取組ねがいます」（第三者委員会報告書 113 頁）とメールで連絡していた。

### 6.4 与信ポートフォリオの偏向

資産形成ローンの顧客は財務面の余裕が乏しいため、予定していたサブリース賃料の支払いが滞ればすぐに返済に窮する。言い換えれば、当該ローンが不良債権化するかどうかはサブリース賃料にかかっており、チャンネルの経営が破綻すれば、同社とサブリース契約を結んでいた多数の債務者が一斉に返済不能になるという構造であった。これは、銀行の信用リスク管理の基本である与信ポートフォリオの分散という原則に反している。

### 6.5 反社会的勢力との取引

現代企業は反社会的勢力との関係遮断に努めることを要請され、信用を第一とする金融機関であれば猶更である。スルガ銀行の融資事務手続にも、「反社会的勢力との取引は絶

---

(48) チャンネルから行員に対するキックバックの問題については後述（8.4 参照）する。

対にしない」と明記されていた。しかし、金融庁行政処分は、反社会的勢力との取引等に関してスルガ銀行に以下の問題があると指摘し、反社会的勢力の排除に係る管理態勢、マネーロンダリング及びテロ資金供与に係る管理態勢の確立を命じた。

- ・既存顧客を新たに反社会的勢力と認定した場合でも、既存のカードローンの与信枠を閉鎖していないためにその枠内でローン残高が増加している事例や、新規の預金口座の開設をブロックするシステムが不十分であるために預金口座が新規開設されている事例が多数存在する<sup>(49)</sup>。
- ・警察への照会件数が少ないなど、取引解消に向けた取組みを十分に行っていない。
- ・疑わしい取引をチェックするシステムでは、法人取引を検知対象に含めていない。また、法人取引時に実質的支配者についての確認を徹底せずに取引を実行しており、犯罪収益移転防止法第4条第1項第4号に違反している<sup>(50)</sup>。

スルガ銀行が反社会的勢力との取引禁止を徹底していなかった理由として、業績向上に役立つのであれば、相手が反社会的勢力でもかまわないという姿勢に陥っていたのではないかと推察される。ちなみに、後述(7.2参照)のとおりスマートライフの実質的オーナーのS氏に詐欺の前科があるとの内部告発がなされた際も、社内システムに同人の登録がないことを確認しただけで、それ以上の調査を行わなかった。

## 7. 銀行の対応状況

収益不動産ローンに係る諸問題へのスルガ銀行の対応状況は以下のとおりである。

### 7.1 シェアハウスローン以前

スルガ銀行内では、シェアハウスローンが開始される以前から、チャネルによる融資関係資料の偽装が認識されており、「投資用不動産向けの融資案件において偽装のリスクが付きまとうことが所属長クラスにおいては共有されていた」(第三者委員会報告書104頁)とのことである<sup>(51)</sup>。言い換えれば、シェアハウス問題とは、それまで収益不動産ローンで用いられてきた不正の手口をシェアハウスローンに持ち込んだにすぎない。

#### 7.1.1 チャネルPRMによる管理

スルガ銀行は、2008年6月からチャネルに関する情報管理システム(チャネルPRM<sup>(52)</sup>)を運用し、チャネルの各種情報を一元的に蓄積していた。このチャネルPRMには「不良情報」の欄があり、「書類偽造」「顧客属性の偽り」「金額虚偽、物件瑕疵」などの項目が

(49) スルガ銀行の調査では、前者の事例が22件、後者が46件であった。

(50) スルガ銀行の調査では、実質的支配者を確認せずに特定取引を実施した件数は396件であった。

(51) 2017年12月のセンター長会議では、「偽造など散々チャネルに騙された経験がある」「(2008年より前の)当時から実は所得が偽装されていた、資産が実はなかったなどの騙された事案はあった」(第三者委員会報告書103頁)などの発言がなされた。2013年にデイト商法事件が発覚したPA1についても、「2010年に融資が実行された事案及び2013年に融資が実行された事案で、資料(ネットバンキングの残高)に偽装があった旨の報告を受けている」(第三者委員会報告書104頁)とされる。

(52) 「パートナー・リレーションシップ・マネジメント」の略。

設けられ、既に一部のチャンネルで偽装が発生していたことがうかがえる。それとは別に「審査部不良情報コメント」という審査部だけが閲覧できる欄もあり、不良行為のあったチャンネルについて、審査部が当該不良行為の内容や取引禁止の判断について記載していた<sup>(53)</sup>。

ただし、チャンネルPRMは営業推進上のツールと位置付けられていたため、情報の登録について特段のルールが設けられなかった。また、不動産を手配する業者と顧客を勧誘する業者が別々であった場合、顧客との接点がない前者を対象に含めるかどうか不明確という問題があり、必ずしも登録が徹底されていなかった。スマートライフについては、設立当時の商号「東京シェアハウス」で登録されていたが、その後商号変更の入力が行われなかったため、スマートライフという商号ではチャンネルPRMへの登録がない状態であった。

### 7.1.2 PA1のデット商法事件

2011年7月にPA1に関する融資条件が厳格化され、自己資金10%ルールが新たに導入された。その理由について第三者委員会報告書は、「スルガ銀行が投資用の賃貸ワンルームの保有希望者（投資者）に対して物件の取得資金を貸し出した場合、当該物件に入居者が現れずに借入人が賃貸収入を得ることができず、借入金の返済ができなくなった事例や、借入人が修繕費等の負担に耐えられずに返済ができなくなった事例が多数存在し、スルガ銀行がそうしたPA1特有のリスク特性を踏まえて、融資基準を厳格化した」（同132-133頁）としている。この自己資金10%ルールは、資産形成ローンにも適用されることになった。

同じく2011年7月に、収益不動産ローン全般の「申請チェックシート」と「確認書」が制定された。前者は銀行側がチェックすべきポイント（顧客本人の申込意思やリスク認識の確認、物件の家賃と周辺相場の比較、チャンネルの健全性についての精査等）を列挙し、後者は「融資物件やチャンネルについて銀行側では何の保証もしていないこと」を顧客に確認させる内容であった。制定の経緯については、「融資管理部門から、延滞を発生させた借入人の中には借入意識の低い者が見受けられるといった問題提起がなされ、融資対象者の誤認防止や意識向上、上記の取扱物件に対する行員の確認業務や融資対象者への説明責任の厳格化を促す必要性があることが認識されており、申請チェックシートと確認書が制定されるに至った」（第三者委員会報告書133頁）とされている。

その後、2013年にPA1関係でデット商法事件が発覚し、チャンネルの持ち込み物件に対する管理を強化する必要に迫られた。同10月には、資産形成ローンの空室リスクを早期に把握するため、残高1億5,000万円以上の債務者を対象に、現地訪問による入居状況の確認、周辺不動産業者からの家賃相場や賃貸需給の聞き取りなどの物件調査を行うことになった。翌年4月には物件調査の結果が信用リスク委員会と経営会議に報告され、以後も入居率を定期的に調査することとされた。かくして定期的に物件調査を実施する対策が取られたことで、一般の資産形成ローンに対しては、ある程度のリスク管理の仕組みが整備された。

2013年11月には融資事務手続が改正され、チャンネルの新規取扱時に詳細情報の収集や

(53) 営業店の担当者がアクセスした際には、「審査部不良情報コメント」欄に記載があると、「\*\*\*」と表示される仕様となっていた。そのため、審査部が当該チャンネルの不良行為について何らかのコメントを残している事実を営業側でも認識可能であり、実質的に取引の中止を促していた。



訪問調査を徹底した上でチャンネルPRMに登録することになり、これに合わせて登録のルールも制定された<sup>(54)</sup>。その後、チャンネルPRMが信用調査のツールとしても活用され、不良情報を入手した場合には、チャンネルPRM上で取引禁止処分を行うこともあった<sup>(55)</sup>。

上記のとおり2011年の時点で、収益不動産ローンの不良債権が表面化していたことに加えて、チャンネルによる不適切な勧誘、安易に融資を申し込む顧客、想定家賃の過大設定などレントロールの偽装、チャンネルと銀行側の馴れ合いなどの問題が認識されていた。そして2013年の時点で、スルガ銀行でも入居率の調査やチャンネルの信用調査を開始していたのである。

### 7.1.3 問題の続発

2014年2月から12月にかけて、計4社のチャンネルについて、団体信用生命保険の診断書を偽装していると保険会社から営業企画部に通報があり、調査の結果、いずれも不正事実が確認された。この件については、審査部管掌取締役やコンプライアンス管掌取締役にも報告されている。同5月には売買関係資料の偽装に関する外部通報<sup>(56)</sup>があり、「調査の結果、顧客が保有している売買契約書・重要事項説明書と銀行提出のもの相違していたことが確認され(た)」(取締役等責任報告書34-35頁)とのことである。

2014年9月には、「申請チェックシート」と「確認書」の取扱いの再徹底を求める通達が発出された。その趣旨については、「不適切勧誘の排除ならびに不動産投資に伴うリスク認識の確認などのお客さま保護を実施するため、(中略)対象物件ならびに不動産業者に関する調査の実施と併せ、お客さまが十分な理解のないまま収益不動産を購入し、想定外のリスクや損失を被ることのないよう、これらの帳票の取扱いについて再徹底する」(第三者委員会報告書135-136頁)とされ、前述の問題点が依然として解消されていないことを示している。

2015年1月16日の経営会議では、「投資用マンション融資にかかる苦情等について」との議題で、債務者関係資料の偽装の疑い4件と前述のチャンネル4社による診断書偽装が報告された。その際にコンプライアンス管掌取締役の白井氏が「当社員が通帳や源泉徴収票のコピーを業者から受けとり、現物を確認していないことが問題である」「現場の社員スキルが低下しており、不動産業者に任せていることが苦情の原因となる」と発言し、さらに岡野(兄)社長が「資料が正しいものかどうかの確認義務は銀行にある。原本確認を怠っていることが問題である」と発言した(第三者委員会報告書263頁)。この経営会議の時点で、不良チャンネルによる融資関係資料の偽装や銀行側の確認不備を経営幹部が認識したと認められる。

(54) ただし、この登録ルールは新規取扱時を対象としたもので、既に取引があるチャンネルの不良情報を入手した場合の規定がなかった上に、前述のとおり顧客との接点がない業者を対象に含めるかどうかは曖昧なままで、登録状況は決して十分ではなかった。

(55) 2013年度から2017年度までの不良情報の登録件数は、それぞれ23件、22件、17件、50件、114件であった。なお、取引禁止処分は審査部が行うこととされていたが、実務上は岡野(弟)氏の判断に依っていたとされる(取締役等責任報告書21頁)。

(56) 行政機関、業界団体、保険会社等の取引先などからの通報。

#### 7.1.4 出口ミーティングにおける報告

出口ミーティングは、もともと「途上与信回収会議」や「途上管理・回収会議」という名称であり、営業部や審査部の担当者が多数出席し、融資管理部からデフォルト案件に関する報告が行われていた。ところが岡野（弟）氏が忌憚のない意見を聴きたいとの意向を示したため、岡野（弟）氏・融資管理部長・営業企画部長などの少人数で不定期に開催することにされた。この出口ミーティングは、延滞債権の回収という「出口」の視点から融資管理上の問題点を分析し、執行面の最高責任者である岡野（弟）氏に直接伝達するという点で重要な意義を持っていた<sup>(57)</sup>。

2015年2月6日の出口ミーティングでは、シェアハウスローン以外の収益不動産ローンの問題点が報告された。会議資料「出口から見た気付き」（融資管理部作成）は、「通帳（自己資金）原本確認の徹底（架空自己資金・偽造確認資料の排除）」「地方の一棟収益物件の評価・入居率厳格化（大都市圏への人口集中による空室増加）」「満室想定での返済比率算出は危険（賃貸住宅の入居率は90%～70%）」「家賃保証の罫（融資期間は25年～35年という長期・家賃保証は概ね1年～3年で見直し・見直し金額は概ね管理会社の一存）」「デフォルトに至った案件のほぼ全てが架空や偽造」「現状の年間賃料を大きく上回る賃料保証の妥当性を慎重に検証（販売価格に上乗せしている可能性が高い）」「保証会社・管理会社の調査を徹底する」などの問題点を列挙し、営業の軌道修正を提言していた（第三者委員会報告書144-146頁）。

興味深いことに、この出口ミーティングの後に首都圏営業部部長（特推リーダー）が「今後、業者からのレントロール・物件概要書への偽装・訂正を一切禁止する」「銀行が概要書・レントロールを作成するのをもってのほか」（第三者委員会報告書104頁）と指示している。収益不動産ローンの軌道修正を図った模様であるが、こうした動きは立ち消えとなった。もはや不正抜きでは業績を維持できない状況に陥っていたためと推察される。

その後の出口ミーティングでも、以下のとおり収益不動産ローンの問題点に関する報告が続いた。

- ・2015年10月の会議資料「出口から見た気付き」（融資管理部作成）で、満室を想定した返済計画に対する疑義、見込家賃と相場家賃との乖離、レントロールの内容に対する疑義、担保評価額と相場価格の乖離などの問題点が指摘された。
- ・2016年1月の会議資料「出口から見た検討事項」（融資管理部作成）で、一棟収益不動産への融資（アパートローン等）について、物件の評価額が近隣物件に比して2割程度高く、高値掴みした債務者の破綻リスクが増加していること、急傾斜地崩落危険区域や公道に接面していない土地など不良な不動産への融資が散見されること、高額破綻先の多くは当初から返済能力が不足しており、空室の発生や家賃の低下により収支がすぐにマイナスになっているなどの問題点が指摘された。
- ・2016年4月の会議資料「出口から見た検討事項」（融資管理部作成）で、一棟収益不動産への融資について、業者から提出された資料の妥当性やサプリース会社の財務の

(57) 出口ミーティングの意図について、「岡野副社長は一方で営業に発破をかけつつ、他方で一定の歯止めも必要だと考えており、そのための情報を得るための方法として「出口」の会議を活用しようとしていた」（第三者委員会報告書144頁）とされる。

健全性を検証する必要があること、収益還元法の採用が物件価格の引上げや担保評価額と実勢価格の乖離につながっていること、不動産を取得すれば永続的に不労所得を得られると勘違いしている債務者が多いこと、修繕費や空室の発生に伴う破綻が多いことなどの問題点が指摘された。

ちなみに、2016年4月の出口ミーティングの席上で岡野(弟)氏が、「収益不動産ローンがそのまま行くとスルガ銀行の百数十年の歴史に禍根を残す」(取締役等責任報告書62頁)と述べている。遅くともこの時点で、同会議の出席者は、収益不動産ローンに重大なリスクがあることを認識した。

## 7.2 スマートライフに対する内部告発

2015年2月、営業本部のお客さま相談センターにスマートライフに関する内部告発が届き、経営企画部と審査部に伝達された。その要点は以下のとおりで、特にサブリースの問題点を的確に指摘していた。

- ・スマートライフの実質的オーナーのS氏には詐欺の前科があり、過去にも経営していた企業を計画倒産させている。
- ・スマートライフでは、相場価格の倍以上に家賃を設定した収益シミュレーションを行うことでシェアハウスを高額で販売しているが、実際の家賃ではオーナーに支払うサブリース賃料を到底まかなえない状態である。

審査部では、外部調査機関による信用情報などと照合した上で、告発内容には信憑性があると判断した。その報告を受けた岡野(弟)氏は、スマートライフとの取引を禁止するように指示した。しかし、当時の横浜東口支店の丙所屬長は、スマートライフと相談の上で、同社従業員が設立したダミー会社「アマテラス」を介在させる(=スマートライフを前面に出さない)形で融資を継続した。

その後、2015年4月に前回と同じ人物が外部機関に対し再度の内部告発を行い、その外部機関からお客さま相談センターに通報が届いた。前回の告発後もスマートライフとの取引が続いていたことから、あらためて外部機関に告発したと推察される。経営企画部が横浜東口支店から事情聴取したが、既にダミー会社を仲介させる偽装工作が開始されており、丙所屬長はスマートライフ関係の新規案件は取扱いを中止したと報告した。

2015年5月、やはり外部機関を通じて、「スマートライフがアマテラスというダミー会社を設立して、同社を通じて取引を行っている、既に100件程度の投資案件があるようであり、今後詐欺であることが明らかになれば大きな被害が出る」(監査役責任報告書63頁)との内部告発が届いた。経営企画部の再度の事情聴取に対して横浜東口支店は、「アマテラスの代表者がスマートライフの従業員であることを伏して、アマテラスはスマートライフと協力関係にあるが独立した会社であると説明し、融資の継続を希望した」(監査役責任報告書63頁)とされる。しかし、この告発を重視した審査部がアマテラスも取引禁止としたため、丙所屬長は新たなスキームを案出した。

その具体的な手口は、スマートライフの関係会社の甲1社を取りまとめ担当として、案件を様々な不動産業者(事件発覚までに84社が関与)に振り分けるといったものであった。以後は横浜東口支店にスマートライフ関連の案件が集中し、スキームが安定したことによって融資額も急増した。

ちなみに、この横浜東口支店については、「麻生氏が毎週水曜日の夕方以降に同支店を訪れ、同支店の所属長や、湘南カスタマーセンター及び湘南ハウジングローンセンターから個別の案件の相談や営業目標の相談を行っていた」（第三者委員会報告書 60 頁）とされ、麻生氏による直接指揮がなされていた。したがって、偽装工作による融資継続も、麻生氏の了解のもとに進められたと推察される<sup>(58)</sup>。

### 7.3 不審点に関する認識の拡大

スルガ銀行内では、以下のとおり不審点についての認識が広がっていった。

- ・2015年4月、二子玉川支店の所属長が偽装の疑いがあるチャンネルについて審査部に報告した。
- ・2015年4月、某チャンネルについて、「融資契約後の売買代金の変更に関する外部通報がなされ、調査の結果、そのとおりの事実が確認され（た）」（取締役等責任報告書 35 頁）とのことである。この件に関する調査報告書を経営企画部が作成し、経営企画部管掌の白井取締役の確認を受けた後に、外部機関（筆者注：金融庁と推定）に提出した。
- ・前述（7.1.2 参照）のとおりに2013年10月から資産形成ローンの物件調査が行われていたが、シェアハウスローンの急増に伴い、2015年4月頃に審査部がシェアハウスの調査も開始した。その結果、入居状況の確認が困難であること<sup>(59)</sup>及び入居率がかなり低いと推定されること<sup>(60)</sup>などが判明した。その後、審査部では「物件調査ミーティング」を毎月開催し、各地域の物件の入居率、前回調査からの増減、全国平均との比較等をまとめた資料を配布した。
- ・2015年11月のセンター長会議で、地域相場とレントロールの記載が乖離しているケースが多いとの指摘がなされた。
- ・2016年1月の信用リスク委員会で柳沢審査部長が、「（シェアハウスについては、）目視での入居状況の詳細確認が困難であったため、現地では事業の稼働状況のみ確認し、合わせて口座へのサブリース料の振込金額を確認することで対応している」と報告した（取締役等報告書 38 頁）。この報告資料は同月の経営会議でも配布され、その後も同年中に計3回にわたり入居確認の困難性について経営会議で説明がなされた。
- ・2016年3月、FACTA オンラインに「「かぼちゃの馬車」スマートライフの裏側」と

---

(58) 「麻生氏の言動からすれば、麻生氏は、営業の現場が、2015年2月以降も、喜之助氏による取扱中止の指示を潜脱する形で、スマートライフの案件を取り扱い続けていた事実について認識していた疑いがある」（取締役等責任報告書 118 頁）。

(59) 「シェアハウスの入居状況については、外からカーテンで判断する方法などでしか確認することができないという事情が明らかとなった。同じ資産形成ローンであっても、一棟収益マンションであれば部屋ごとに電気メーターやガスメーターの回転などを見れば入居状況が分かるのに対し、シェアハウスは集合体となっているため、電気メーターやガスメーターの状況で入居率を推測することができず、外観から推測するほかなかったのである。また、女性専用のシェアハウスであれば、外観からの調査をすること自体を控えるべきという事情もあった」（第三者委員会報告書 155 頁）。

(60) 「シェアハウスの現地を確認すると、ドアが養生されたままであるなど、一見して明らかに入居していない状況が多々見受けられたり、運営会社のウェブサイトを見て募集状況を確認すると空室が多く存在することが判明したりした」（第三者委員会報告書 155 頁）。

題する記事<sup>(61)</sup>が掲載され、スマートライフの実質的オーナーのS氏の犯罪歴を指摘した上で、「スマートライフにカネを貸す銀行は審査の甘いスルガ銀行ぐらいではないか」との証言を紹介した。

- ・2016年4月頃、横浜東口支店で所属長が交代した直後から資産形成ローンの融資額が急拡大したことを融資管理部長が「異常値」と認識し、拡大の中心となったシェアハウスローンについて調査の必要があると判断した。

上記のとおり、2015年の時点でシェアハウスローン特有のリスクや、入居率が想定よりも低いとの情報が審査部内で共有され、経営幹部も2016年1月の経営会議における説明でそれらを認識した。審査部では、かねてから1億円以上の融資承認案件のリスト(1億円以上承認リスト)を作成していたが、シェアハウスローンの融資額が増大したことから、2016年6月分からシェアハウスローンの承認件数及び融資額もそれに記載するようになった。

#### 7.4 シェアハウス会議の開催

2016年5月、埼玉県内のシェアハウス物件の稟議に当たり、入居率の確保が到底見込めないとして、審査第二部長が当該案件を承認できないと麻生氏に申し入れた。これを受けて麻生氏が「シェアハウス会議」を開催し、首都圏営業部長など営業本部関係者、横浜東口・渋谷・二子玉川支店の各所属長、審査部関係者(審査部副部長と審査第二部長)が出席した。同会議では以下の指摘がなされた。

- ・収益還元法に基づき担保評価をしているため、融資額を吊り上げる目的で見込家賃を周辺の同等物件よりも高額に設定するケースがある。
- ・物件価格を割高に設定したことによる差額は、そのままチャネルの利益になるか、あるいは家賃保証の原資という形で自転車操業になっているのではないか。
- ・家賃保証があることで購入を決意した債務者もいるが、チャネルが家賃保証できるような財務体質でないケースがある。そのリスクを認識していないオーナーが、保証が裏切られた場合に銀行にも責任があると訴えてくるおそれがある。

このように同会議ではシェアハウスローンの問題点が明確に指摘されたが、麻生氏が下した結論は、利便性が高く家賃や利回りが変化しにくい東京22区(江戸川区を除く)の物件に限定するとともに、家賃保証の面で不安がある新規チャネルは取扱わないという弥縫的な対処であった。

#### 7.5 不正行為の続発

2016年10月、某チャネルが売買代金の二重契約をしている旨の外部通報がお客さま相談センターに入り、調査により不正事実が確認された。さらに、行員が偽装に関与している疑いも浮上した。これを受けて同12月のコンプライアンス委員会では、コンプライアンス・チェックリストを改訂して、行員向けに偽装に関する項目<sup>(62)</sup>を追加するなどの対策を取り、2017年1月に経営会議に報告した。

(61) <<https://facta.co.jp/article/20163009.html>> (2020年9月10日最終確認)。

2016年12月にも別の内部告発がなされた。第三者委員会報告書によれば、「(審査部管掌の八木取締役は、) 審査部門担当者から電子メールで、特定のチャネルを名乗る者から到来した内部告発の手紙を受領している。その手紙には、売買契約後の値引き覚書にオーバーローンやエビデンスの偽造・偽装、空室だらけの物件にカーテンを付けて入居ありと偽装したことなどが記載されている。電子メールには、その担当者はこの情報をエリア長から聞いたが、「私は聞かなかったことにする」と回答した旨が記載されている。八木取締役は、同月6日に同社の内部通報の情報を白井専務に電子メールで送付している」(同264頁)とのことである。

この内部告発は、「買主と特定チャネルとの間で交わした値引きの覚書(二重契約の証拠)も添付されている」(取締役等責任報告書78頁)など内容が具体的で、債務者関係資料の偽装、売買関係資料の偽装、入居率の偽装などシェアハウスの実態を示す貴重な情報と認められる。この情報は、審査部、審査部管掌の八木取締役、CCO(最高コンプライアンス責任者)の白井取締役に提供され、さらに後述(11.2.1参照)のとおりCEOの岡野(兄)氏にも報告された模様である。

2016年12月の審査部の「物件調査ミーティング」では、シェアハウスの件数や入居率などが報告された。それによると、全337件のうちスマートライフの「かぼちゃの馬車」が205件(全体の60.8%)を占め、入居率は全体平均が48.5%、スマートライフの平均が68.2%であった。スマートライフへの依存度が非常に高いことや、スマートライフ以外の入居率が約18%と低く、家賃保証が破綻していることが読み取れる。

また、2017年2月と3月には、チャネル2社が団体信用生命保険の診断書を偽装したと保険会社から営業部門に通報がなされ、調査の結果、いずれも不正事実が確認された。このうち3月の件については、審査部管掌の八木取締役に報告されている。同4月には、某チャネルについて二重売買契約が確認された。同5月には、チャネル3社が二重売買契約や資料偽装を行っているとの通報がなされ、スルガ銀行はこの3社との取引を禁止した。

## 7.6 チャネルの経営悪化と営業本部の抵抗

2017年2月23日、サクト(4.2参照)が租税滞納により差押えを受けて賃料の支払いを停止した。4月12日には、スマートライフの社長が首都圏営業部副部長(横浜東口支店の前所属長)に対し、オーナーに支払うサブリース賃料を引き下げても、人件費や広告費を勘案すると毎月1億3,000万円の赤字になると説明した。スマートライフの事業継続が困難なことが明白になったが、営業側はその後も新規融資を継続した<sup>(63)</sup>。

チャネルの経営悪化が表面化するに伴い、社内でも批判が高まった。それでも営業本部はシェアハウスの継続を図ったが、2017年12月に取扱い中止が決定された。その

(62) チェックリストに追加された項目は、「自部店内で融資の承認条件である確認資料(預金通帳写、所得確認資料、完済証明書等)を偽造している社員がいる(自分自身を含む)」(監査役責任報告書61頁)であり、行員による偽装行為を念頭に置いている。

(63) 「営業本部は、その後もシェアハウスの強力を推進している(例えば、同年5月25日の執行会議でも取り組みを強化すると指示している。)」(取締役等責任報告書41-42頁)。実際にも、デジタル毎日2018年10月11日記事「「シェアハウスは社会貢献」社長の偽善と甘いワナ」によれば、2017年6月に横浜東口支店から8,460万円の融資を受けてシェアハウスを購入した顧客が存在する。

経緯は以下のとおりである。

- ・2017年4月6日の信用リスク委員会で、麻生氏は「サクトの破綻は募集能力がなかったことや販売不振によるもので、サクト固有の事情である。運営ノウハウがあるスマートライフは問題ない。債務者には、新たな管理会社としてシェアハウスの取扱いが豊富なスマートライフを紹介する」と報告した。
- ・4月13日、白井取締役の要請により、サクト問題に対応するための会議（通称「サクト会議」）が初めて開催された<sup>(64)</sup>。麻生氏が信用リスク委員会と同様の報告をすると、米山社長は入居状況の調査を指示した。
- ・4月14日、経営企画部コンプライアンス室が、首都圏営業部副部長及び新宿支店の所属長に対し、「新宿支店の取扱チャンネルが売買契約の偽装を認めた」と報告した。
- ・4月19日の第2回「サクト会議」で、財務部管掌の望月取締役がポートフォリオ上の懸念を指摘し、米山社長がスマートライフについての情報収集を指示した。
- ・4月21日の経営会議でサクト問題について報告がなされた。配布資料「サクトインベストメント取扱い案件の出口戦略」には、「サクトには入居者斡旋スキーム（能力）なし」「シェアハウス販売利益をその他投資家への家賃保証原資に転用」「シェアハウス販売減少に伴い家賃保証原資減少」「家賃保証入金遅れ発生」と記載されていた（監査役責任報告書70頁）。
- ・4月（日にち不明）、岡崎取締役が営業本部長に再就任し、営業本部長の職を解かれた麻生氏は、パーソナル・バンク長として岡崎氏の指揮下に入った。
- ・5月（日にち不明）、シェアハウスの一斉調査が行われ、入居状況の確認が困難というシェアハウスローン特有のリスクへの対策がようやく実施された。
- ・5月26日、某チャンネルが管理する物件について賃貸仲介の大手企業に調査させたところ、その半分がDランクという非常に悪い評価であったことが報告された。
- ・5月31日の第3回「サクト会議」で、「シェアハウスに与信が集中しているリスクを考慮しつつ今後の方針を決めるべき」との意見が提出されたが、結論には至らなかった。米山社長が、他のチャンネルは大丈夫なのかりスクを検討するよう指示した。
- ・6月1日の執行会議で、サクトが自転車操業であったことが報告された。
- ・6月19日、審査部が麻生氏及び首都圏営業部副部長に対し、外見から判断して全部空室の疑いが強いシェアハウス（玄関に保護材が付いたまま、鍵穴にテープが貼ってある等）のリスト（191件）を送付した。これに対して副部長は、空室は9件だけとするリスト<sup>(65)</sup>を提示し、麻生氏はこの件について8月24日に審査担当者を叱責した。
- ・7月（日にち不明）、ガヤルドの案件で融資が実行されたのに建築工事が中止されていたことが発覚した。
- ・7月5日の第4回「サクト会議」で、審査部が「シェアハウスの疑問点」という資料

---

(64) サクト会議の位置付けは、執行会議に参加していない経営幹部が麻生氏の説明を聴く非公式の場というものであった。

(65) 「（この首都圏営業部副部長作成のリストには、）保護材をはがしただけとか、カーテンを付けただけとか、法人一棟借りの借り主は関係者に過ぎないなど多数の疑惑がある。したがって、実質的には営業側が入居状況を偽装等したものと推測される」（第三者委員会報告書234頁）。

を提出し、取引禁止のはずのスマートライフの関与やレントロールの偽装について説明した<sup>(66)</sup>。この追及に対して首都圏営業部副部長が、管理物件数の多い某チャンネルをスマートライフの「迂回」とうっかり認めてしまうと、麻生氏が入居状況について不可解な説明をしたため、「この時から、営業一辺倒の風向きが変わり始めた」（第三者委員会報告書 234 頁）とされる。しかし今後の対応については、「本件は軟着陸させる」として、これまで毎月 50 億円前後だったシェアハウスローンの実行額を 10 億円レベルに減額する一方で、「有担保ローンのスピード感を減速させない」との方針が提示された（第三者委員会報告書 235 頁）。これ以降「サクト会議」は開催されなかった。

- ・7月14日、パーソナル・バンクの各所属長に対し、麻生氏の指示として、「融資実行を優先するが余りに、管理会社の存在を軽視した節が散見される。チャンネルの言うままの取扱いが横行していることも多々散見される」（第三者委員会報告書 105 頁）との注意が伝達された。

営業本部では、上記のとおりシェアハウスローンの継続を求める一方で、シェアハウスローンに代わる商品として、簡易宿所を対象としたローンを提示して巻き返しを図った<sup>(67)</sup>。それに対して信用リスク委員会が抵抗し、簡易宿所ローンの取扱いについて、チャンネルの業歴を5年以上に限定する、融資実行を建物完成時の最終一括とする、毎月の取扱額の上限を100億円とするとの条件厳格化を9月21日に提示した。麻生氏がそれに反対したため、10月12日に改めて信用リスク委員会が開催されたが、簡易宿所ローンの上限100億円を維持するとともに、チャンネルの業歴5年以上及び融資実行の最終一括の2条件を全ての収益不動産ローンに適用するというさらに厳しい内容となった。

この条件厳格化方針が10月19日の経営会議で承認され、審査部ではシェアハウスローンの審査を停止した<sup>(68)</sup>。同日には、シェアハウス問題について取締役会に初めて報告がなされたが、サクトとギャルドの関連情報の提供にとどまり、シェアハウスローンのリスクについての説明はなく、経営会議で決定した条件厳格化方針も報告されなかった。

条件厳格化方針に基づき業歴を5年以上に限定すると、ほとんどのチャンネルが対象外となる上に、融資実行を最終一括にするとチャンネルの資金繰りに多大な支障が出る。10月

---

(66) 同資料には、「スマートライフのブランドである「かぼちゃの馬車」等と表示されている物件が535件あり、また、ポストに「管理会社スマートライフ」と表示されている物件が325件」「稟議申請時あるいは入居状況報告の賃料と、ネットでの募集賃料が乖離している」「シェアハウスの融資残高は、2017年3月末時点で1,086億円あり、そのうちスマートライフのブランド名が表示されている物件は618億円と本社への依存度が非常に高い」と記載されていた（取締役等責任報告書 43 頁）。

(67) この簡易宿所ローンについて第三者委員会は、「行き詰まったスキームの逃げ道として藁をも掴むようなことで出てきたアイデアなど、しっかりとした市場調査やノウハウの蓄積、実績の積み上げがあるわけではなく、銀行としてのリスクの所在も分からず、思い付きの域を出ない。（中略）受託する旅館業者がどのような業者で、投資家とはどのような契約関係で、どのような運営実績があるのか、投資家はいかなる収入があり費用がかかるのかといった事項については、全く情報がない。このような状況で信用リスクを適切に判断ができるのかは疑問である」と厳しく批判している（第三者委員会報告書 241 頁）。

(68) 驚くべきことに、営業側では経営会議の審議を待たずに簡易宿所ローンを開始しており、10月19日時点で既に47件を稟議に上げていた。このフライングの理由として、営業側では1,000億円の融資枠を要請しており、この融資枠を確保するために既成事実を積み上げようとしたと推察されている（第三者委員会報告書 241 頁）。



26日には、スマートライフがサブリース賃料の減額をオーナーに通知した。同31日開催の「社内会議」(後述)では麻生氏が条件厳格化方針の再協議を要求し、当時申請中の24案件(融資額計39億円、いずれもスマートライフ関連)について、個別に審査して審査結果を専務取締役以上に報告する方式に変更させた。その後の推移は以下のとおりである。

- ・11月30日、ゴールドゲインがサブリース契約の解除をオーナーに通知した。
- ・12月19日の経営会議で、シェアハウスローン(11月分)を終了することを決定した。同会議で麻生氏が15案件(融資額計23億円)についてシェアハウスから簡易宿所への変更を主張したが、米山社長が簡易宿所ローンの取扱額の枠を守るよう指示した。
- ・2018年1月12日にスマートライフが賃料支払いを停止し、同16日に経営会議がシェアハウス問題に関する危機管理委員会を設置した。同委員会の設置について取締役会が報告を受けたのは2月7日であった。

上記のとおり2017年2月にサクトの経営悪化が表面化したことは重大な転機であったが、取締役会や経営会議に対する報告はほとんどなく、「サクト会議」のように非正規の場で議論が行われた。しかも、「どの会議でも、きちんと結論が出されたこともほとんどなく、尻切れトンボのようにになっている。議事録でもどのような結論になったのか明確に記載されていないし、重要な発言も記載されて(いない)」(第三者委員会報告書238頁)とされる。

遅くとも第4回「サクト会議」が開催された時点で、経営幹部は極めて重大な事態と認識したはずであるが、明確な対応方針を打ち出すことができず、営業側に振り回されるままに迷走を重ねた。その迷走の最たるものが10月31日の「社内会議」である。同会議には、米山社長・岡崎専務取締役・柳沢常務取締役・灰原常勤監査役などが出席したが、社内規則上の根拠がない非正規の会議にすぎない。それにもかかわらず、経営会議が決定した条件厳格化方針が覆されたのは不可解としか言いようがない。第三者委員会報告書は、「スマートデイズの破綻という危機的状況でのドタバタ劇」(同242頁)と酷評している。

(次号に続く<sup>(69)</sup>)

(2020.9.18 受稿, 2020.10.27 受理)

---

(69) 抄録も次号に掲載する。

千葉商科大学国府台学会

運営委員会委員

(ABC順)

---

荒川敏彦(商経学部)  
藤井紘司(人間社会学部)  
藤田輔(国際教養学部)  
五反田克也(国際教養学部)  
平原隆史(政策情報学部)  
○小杉亮一朗(商経学部)  
久保田俊介(基盤教育機構)  
松原日出人(人間社会学部)  
仲野友樹(サービス創造学部)  
西井真祐子(商経学部)  
新田耕平(商経学部)  
小川亮(商経学部)  
大下剛(サービス創造学部)  
◎相良陽一郎(商経学部)  
田中信一郎(基盤教育機構)  
戸川和成(政策情報学部)  
土屋清人(商経学部)  
山内真理(商経学部)  
趙軍(商経学部)

---

◎委員長

○副委員長

©

---

2020年11月30日発行

千葉商大論叢 第58巻 第2号

(通巻第189号)

編集発行者 千葉商科大学  
国府台学会

発行所 千葉県市川市国府台1-3-1  
(〒272-8512)  
電話 (047) 372-4111(代)

---

印刷所 株式会社 CUC サポート  
ドキュメントセンター  
千葉県市川市国府台1-3-1  
(〒272-8512)  
電話 (047) 710-4672

# CHIBA SHODAI RONSO

(The Journal of Chiba University of Commerce)

Vol. 58 No. 2 November 2020

## Articles

- The Reform of Financial Inspection during the Period of Bad Debt Problems  
following the Collapse of the Bubble Economy ..... *SAITO, Hisahiko* ( 1 )
- The Impact of COVID-19 Related Fear on Consumer Behavior  
—Focusing on Affiliation with Hedonic Service Brands— ..... *ANDO, Kazuyo* ( 63 )
- Impact Analysis Using Regression Models with Attention Mechanisms Using Machine Learning  
..... *UTSUMI, Yukihisa* ( 81 )
- A Constellation of Transvection Marketing Basics VIII  
—The Outlook for Stem Marketing— ..... *HASEGAWA, Hiroshi* ( 95 )
- The Effects of Videos and of Consumer Involvement on  
Willingness to Purchase Ethical Products  
—A Case Study of Online Shopping— ..... *MASUDA, Akiko* (123)
- Capital Gains Tax and Cryptocurrency Tax in Australia ..... *IZUMI, Junya* (141)
- Logical Structure of Work-life Balance in Management Systems ..... *OKUDERA, Aoi* (165)
- A Study on Administrative Roles in Collaborative Activities Involving a University  
and the Local Community  
—The Case of University-Community Collaboration in Nakatsugawa City, Gifu Prefecture—  
..... *OGUCHI, Kota* (181)
- The Content of Self-Concepts Evoked by Brands  
—A Comparative Analysis Using Text Mining Methods—  
..... *SAKURAI, Soh* (197)
- An Attempt of Ideal Types of Social Change on Polyphyletic Theory of History  
—From A Perspective of the Self-identity of Contradictories in Human Being and Space—  
..... *FUCHIMOTO, Satoshi* (221)
- The Modern Concept of Management Accounting  
—A Focus on Informal Controls— ..... *MORI, Koki* (241)
- KI und Rechtsprobleme bei Medizin ..... *HIKASA, Chie* (255)
- Study of the Fraudulent Financing Case in Suruga Bank Co. (I) ..... *HIGUCHI, Haruhiko* (273)

**KONODAI INSTITUTE**

**Chiba University of Commerce**

**Konodai, Ichikawa, Chiba, Japan**